

平成29年第3回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 平成29年 3月10日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成29年 3月10日
2. 閉 会 平成29年 3月27日
3. 会 期 18日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

2. 不応招議員

なし

平成29年第3回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成29年 3月10日（金）……7～11頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
 請願の受理、委員会付託
- 日程第4 総務常任委員会陳情継続審査報告
- 日程第5 議会活性化特別委員会中間報告
- 日程第6 例月出納検査報告
- 日程第7 付議事件名報告
- 日程第8 提案理由の説明

平成29年 3月14日（火）……13～57頁

- 日程第1 一般質問（三留満、秦貞継、薄幸一、猪俣常三、小柴敬）

平成29年 3月15日（水）……59～121頁

- 日程第1 一般質問（渡部憲、伊藤一男、長谷川義雄、多賀剛、青木照夫）

平成29年 3月16日（木）……123～182頁

- 日程第1 一般質問（荒海清隆、清野佐一）
- 日程第2 「議案第10号 西会津町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例」撤回の件
- 日程第3 議案第1号 西会津町議会の議決に付すべき事件に関する条例
- 日程第4 議案第2号 西会津国際芸術村条例
- 日程第5 議案第3号 西会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第5号 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第6号 西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第8号 西会津町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第9号 西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 西会津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

- 日程第13 議案第12号 西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第13号 西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第14号 西会津町スクールバス設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 西会津町本町財産区管理条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 西会津町保育所条例及び西会津町へき地保育所条例を廃止する条例

平成29年 3月17日(金) ……183~236頁

- 日程第1 議案第17号 平成28年度西会津町一般会計補正予算(第8次)
- 日程第2 議案第18号 平成28年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第2次)
- 日程第3 議案第19号 平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第3次)
- 日程第4 議案第20号 平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第3次)
- 日程第5 議案第21号 平成28年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2次)
- 日程第6 議案第22号 平成28年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)
- 日程第7 議案第23号 平成28年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)
- 日程第8 議案第24号 平成28年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)
- 日程第9 議案第25号 平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第4次)
- 日程第10 議案第38号 役場新庁舎改修等工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第39号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第12 議案第40号 西会津町過疎地域自立促進計画の変更について

平成29年 3月21日(火) ……237~267頁

- 日程第1 議案第26号 平成29年度西会津町一般会計予算
- 日程第2 議案第27号 平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第3 議案第28号 平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
- 日程第4 議案第29号 平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計予算
- 日程第5 議案第30号 平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第6 議案第31号 平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第7 議案第32号 平成29年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算

日程第8	議案第33号	平成29年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第9	議案第34号	平成29年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第10	議案第35号	平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算
日程第11	議案第36号	平成29年度西会津町水道事業会計予算
日程第12	議案第37号	平成29年度西会津町本町財産区特別会計予算

平成29年 3月23日(木) ……269~311頁

日程第1	議案第26号	平成29年度西会津町一般会計予算
日程第2	議案第27号	平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第3	議案第28号	平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第4	議案第29号	平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計予算
日程第5	議案第30号	平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算
日程第6	議案第31号	平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算
日程第7	議案第32号	平成29年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第8	議案第33号	平成29年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第9	議案第34号	平成29年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第10	議案第35号	平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算
日程第11	議案第36号	平成29年度西会津町水道事業会計予算
日程第12	議案第37号	平成29年度西会津町本町財産区特別会計予算

平成29年 3月24日(金) ……313~358頁

日程第1	議案第26号	平成29年度西会津町一般会計予算
日程第2	議案第27号	平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第3	議案第28号	平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第4	議案第29号	平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計予算
日程第5	議案第30号	平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算
日程第6	議案第31号	平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算
日程第7	議案第32号	平成29年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第8	議案第33号	平成29年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第9	議案第34号	平成29年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第10	議案第35号	平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算
日程第11	議案第36号	平成29年度西会津町水道事業会計予算
日程第12	議案第37号	平成29年度西会津町本町財産区特別会計予算

平成29年 3月27日(月) ……359~390頁

日程第1	議案第26号	平成29年度西会津町一般会計予算
日程第2	議案第27号	平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算

- 日程第3 議案第28号 平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
- 日程第4 議案第29号 平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計予算
- 日程第5 議案第30号 平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第6 議案第31号 平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第7 議案第32号 平成29年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8 議案第33号 平成29年度西会津町国民健康保険特別会計予算
- 日程第9 議案第34号 平成29年度西会津町介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第35号 平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算
- 日程第11 議案第36号 平成29年度西会津町水道事業会計予算
- 日程第12 議案第37号 平成29年度西会津町本町財産区特別会計予算
- 追加日程第1 提案理由の説明
- 追加日程第2 議案第41号 平成28年度西会津町一般会計補正予算（第9次）
- 追加日程第3 議案第42号 役場新庁舎改修等工事請負契約の変更契約について
- 日程第13 報告第1号 委任専決処分事項
- 日程第14 請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める請願
- 日程第15 意見書案第1号 東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉を強く求める意見書
- 日程第16 意見書案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
- 日程第17 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第18 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第19 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- 日程第20 小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出について

平成29年第3回西会津町議会定例会会議録

平成29年 3月10日(金)

開 会 10時00分

散 会 12時13分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤 一 郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第3回議会定例会議事日程（第1号）

平成29年3月10日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告
請願の受理、委員会付託

日程第4 総務常任委員会陳情継続審査報告

日程第5 議会活性化特別委員会中間報告

日程第6 例月出納検査報告

日程第7 付議事件名報告

日程第8 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（議会広報特別委員会）

○議長 おはようございます。ただいまから、平成 29 年第 3 回西会津町議会定例会を開会
します。 (10時00分)

開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、年度末を控え、公私誠にご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、平成 29 年度当初予算をはじめ、条例の制定及び改正、計画変更の審議など、重要な議案であります。円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたします。3月となり暖かくなつたとはいえ、まだ朝夕の寒さは続きます。各位には十分ご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、渡部峰明君。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり 40 件の議案及び 1 件の報告事項が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、請願 1 件であり、請願の要旨等はお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、12 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告がありましたので、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員、農業委員会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長からは副町長、各課長等及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長を、農業委員会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、4 番、小柴敬君、10 番、多賀剛君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 27 日までの 18 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月27日までの18日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

12月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、請願の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました請願は1件であります。会議規則第90条の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、経済常任委員会に付託いたします。

日程第4、総務常任委員会の陳情継続審査報告を行います。総務常任委員会から陳情にかかる継続事件審査事件について、調査が終了したことから、報告したい旨の申出がありましたので、これより報告を行います。総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、多賀剛君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、総務常任委員会の陳情継続審査報告を終わります。

日程第5に入る前に、皆さんに申し上げます。議会活性化特別委員会から調査中の事件について、中間報告をしたい旨の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会の継続審査事件の中間報告について、申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会からの申出のとおり、中間報告を受けることに決定しました。

日程第5、議会活性化特別委員会中間報告を行います。議会活性化特別委員会の報告を求めます。

議会活性化特別委員会委員長、荒海清隆君。

○議会活性化特別委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、議会活性化特別委員会中間報告を終わります。

日程第6、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○代表監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長　ただいまの報告に対して質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第7、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第8、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長　（町長提案理由の説明）

○議長　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。（12時13分）

平成29年第3回西会津町議会定例会会議録

平成29年 3月14日(火)

開 議 10時04分
延 会 14時40分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤 一 郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第3回議会定例会議事日程（第5号）

平成29年3月14日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 三留 満 | 2. 秦 貞継 | 3. 薄 幸一 |
| 4. 猪俣 常三 | 5. 小柴 敬 | 6. 渡部 憲 |
| 7. 伊藤 一男 | 8. 長谷川義雄 | 9. 多賀 剛 |
| 10. 青木 照夫 | 11. 荒海 清隆 | 12. 清野 佐一 |

○議長 おはようございます。平成 29 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。

(10 時 04 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。監査委員、佐藤泰君から、遅れる旨の申出がありましたので、ご報告いたします。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

1 番、三留満君。

○三留満 おはようございます。1 番、三留満です。私は、今回、1 点の質問をいたします。旧尾野本小学校跡地利用計画について伺います。

西会津町こゆりこども園が、いよいよ 4 月に開園となります。これにより、一体化した子育て教育ゾーンが完成することになります。この恵まれた教育ゾーンを最大限活かすためにも、通園、通学距離が近い、旧尾野本小学校跡地の有効利用を検討する時期にきていると考えていますが、町の見解を伺います。

旧尾野本小学校は、耐震診断が D ランクで、いずれ解体するとのことですが、時期については決まっていないようですが、いつごろまでを目途にしているのか伺います。

旧講堂の使い方については、最終的な結論は出ておりますか。家族単位の移住、定住者用住居の建設の検討はされておりますか、伺います。

以上であります。よろしく返答をお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おはようございます。それでは、1 番、三留満議員の旧尾野本小学校跡地利用計画のご質問のうち、私からは、家族単位の移住者、定住者用住居建設についてお答えをいたします。

町では、定住促進と交流人口の拡大を重点施策として位置付けております。中でも、定住・移住の促進については、住宅の整備・購入費への助成をはじめ、定住・移住に向けた具体的な相談に応じてきたところであります。

一昨年、実施した企業訪問の意見の中においても、町外からの通勤リスク等を回避するために、若い世帯や単身者が入居できる住宅整備の要望がありました。また、現在、西会津国際芸術村に設置しております定住・移住総合支援センターへの移住に関する相談件数も、今年度は 50 件と増加している状況にあります。このようなことから、住宅の確保は大きな課題であると、こう認識しているところであります。

ご質問の家族単位の移住者、定住者用住居の建設については、平成 29 年度におきまして、若者世帯や移住世帯、単身者が入居できるような、若者定住促進住宅の基本構想を策定する考えであります。具体的には、教育施設や子育て環境が整っている、おただしの森野地区の旧尾野本小学校跡地を考えておきまして、建物の配置、あるいは土地利用計画、イメージ、設備等をまとめる予定でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 1番、三留満議員の旧尾野本小学校の跡地利用計画のうち、校舎の解体時期及び講堂の使い道についてお答えいたします。

旧尾野本小学校につきましては、平成24年度に策定しました廃校施設等利活用計画では、校舎及び講堂は解体し、跡地の有効活用を図るとの方針が決定されているところであります。

おただしの校舎の解体時期については、先ほど町長が申し上げました若者定住促進住宅の基本構想の中で検討していきたいと考えております。また、講堂についてであります、これまでも、歴史的建造物として、また音楽ホールなどとして保存してほしいなどの要望があったことから、町では本施設の利活用方法を検討するため、平成27年4月に、県内で歴史的建造物の保存、活用の取り組みを支援している福島県歴史的建造物活用保全促進協議会に専門的知識を有する建築士等5人を派遣していただき、現地調査を実施いたしました。

調査後の意見交換では、建物は、オーソドックスなつくりで、地域の方々の想いが込められている建物として、価値を否定するものではないが、歴史的建造物としての視点から保存すべき建物とは言い難い。コンサートなどを行うには消防法や建築基準法に基づく設備、構造とする必要がある。修繕するにも相当な費用がかかるのでは。などの意見が出されました。

このように、専門家の皆さんによる本施設への評価や、音楽ホールとして使用するには、消防法や建築基準法に適合させなければならず、多額の改修費用が見込まれることや、老朽化がかなり進んでいることなどを踏まえ、有効な利活用計画がない場合は、廃校施設等利活用計画に基づき、解体することも視野に入れ、十分に検討してまいりますのでご理解願います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 大変前向きな返答をいただきましたが、そうすると、旧尾野本小学校跡地を若者定住促進住宅にするという前提で計画を立てていくと理解してよろしいでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 場所としては、いろいろな場所があるかと思いますが、せっかく町の用地としてあだけの面積があるということと、それから、アクセスも非常にいい。さらには、やはり、これは時期は明確ではないと言いますが、やっぱり計画のなかにおいては、いつまでにこれを解体しなければならないか、さらに整地した後については、整地する場所については学校、さらには旧、これから尾野本保育所がございますけれども、これらも含めて整地をしていくことになるだろうというふうに思っているところであります。

面積については、ちょっと私、分かりませんが、相当な面積があるのではないかなということですので、道路にも近いということから、やっぱり利用価値は非常に高い場所だなというふうに思っているところであります。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 昨日、中学校の卒業式がありました。中学生の進路先もいろんな方面に、皆さんこう、いま、行かれるような時代になりました。逆に言えば、西会津は、いま町が整備

した、あの子育て教育ゾーンというのは、私は県内にも数少ない、素晴らしい施設であると。しかし一方、あそこが今後、小学校にせよ中学校にせよ、いずれは一クラス単位の学校運営になってしまうということについては、私は大変危惧をしております。やはり、この閉鎖的な一クラスになってしまうと、どうしても9年間、あるいは保育所も入れればもっと長い時間、子どもたちが限られた人間関係のなかにおいてしまうということ、やはり、決していいことではないと私は考えております。

ですから、やはり、現状はともかくとして、長期的にはやっぱり二クラス、40人以上の児童生徒、確保するというような強い、私は意気込みをもって、今後の検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 やっぱり人口の、いわゆる減少、歯止めをかける一環としては、様々あるかと思いますが、特化して言えば、いま言いましたように、まさに生徒数を確保するというのは、子どもの出生率との関係があるわけであります。同時に、町外から移住者が入ってくるという場合も想定されるわけですが、やっぱりどうしても、この年間における出生数ということについては、これはやっぱり重点的に町は考えていかなければならないだろうと。そのためには、教育、子育て環境と教育というのは、これは完全に結び付けていかなければなりませんし、さらには、昨日の全員協議会でも申し上げましたように、結婚から子育て、そして学校支援、こうした一連の流れが、やっぱり西会津町で充実した取り組みがあればこそ、やはりこういった環境づくりというものはうまく回ってくるのかなというふうに思います。

そのステージ、ステージで、しっかりとした、やっぱり取り組みというのは、当然、必要になってくるわけでありますので、どうしても、やっぱり人口の定住、移住、さらには増加ということに関すれば、それを含めながら、総合的にこれから取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 3月4日に林業講演会がございました。これは町長も出席をされておりましたけれども、ここで大変参考になるような事例が紹介されて、これは岡山県の西栗倉村ですか、人口1,500人の村ですね。私もいろいろホームページ等で、この村の取り組み等を調べてみますと、いま、ここは中学校なんかは、子どもが、児童生徒がこれから増えていくわけですね。やはりこれ、いろいろみてみますと、教育においては幼小中の一貫教育をやっている。数のデメリットを克服した教育改革に取り組んでいるというような、非常にそういう小さな集落、地域であっても、やはり子どもたちが増えていると、たぶんそれは中学校で増えているということは、やっぱり移住して定住している人たちが増えてきているということだろうと、私は推測をしているわけですね。

やはり西会津もそういう意味では、町としてかなり明確な、これからの地方創生や、あるいは、まち・ひと・しごとについて、方向性がこう明確にされつつあるなど、私は評価をしております。そういう意味で、この若者定住促進住宅というのは、そこに本当に後付けといいますか、裏付けになるような、一つの、それが形となってくる、一つの大きな機会になるのかなと期待をすることがあります。

それで、先ほどの町長の説明のなかに、50人ですか、50人の移住・定住支援センターへの相談件数があるとありますけれども、ちょっとその中身について、ちょっとお伺いしたいんですが、具体的に、例えばそのなかで、本当に、じゃあ条件が揃えばしたいんだとか、そういうところまでの意見、方はどれくらいおられますか、伺います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 1番、三留満議員の再質問にお答えいたします。

今年度、西会津国際芸術村で実施しております定住・移住総合支援センターの住宅に関する相談件数につきましては、50件となっております、そのうち27年度から継続している部分については10件ありまして、正式に新規では40件の住宅の相談があるところでございます。

その地域別でみますと、やはり町外、町内の方もいらっしゃるんですが、町外の方がほとんど、だいたい90パーセントを占めているということでございます。多くは首都圏、東京なり、東京、あと埼玉という形が多く、そういう形で、いま住宅を探していらっしゃるという部分があります。本気でこちらのほうに、一番言われるのは、やはり仕事が、まず見つければ移住したいという部分もあるんですが、なかなかそのいい物件がないというような部分も一つの現状でございます。そういう現状を把握するためにも、先ほども空き家バンク事業という部分もやっておりますが、なかなか相続関係で伸びないということもありますので、その辺を踏まえながら、今後その空き家対策並びにその住宅の確保という部分は進めていかなければいけないのかなということは考えております。

以上でございます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 私は菌床きのこの大規模産地化ということについて、これまでも提案をさせていただきました。やはり、この一つの、最大のやはり私は、いわゆる課題は、その外からの人の呼び込み、特に若い人たちの呼び込みを、いま課長のお話がありましたように、やっぱり仕事、やはりこれが一番大きいのかなと、どうしても仕事がある程度ないと、やっぱり人はなかなか定住はできないということからすると、この仕事をつくっていくということが、やはり大きな町の仕事であり、また、これからのこの地域が活性化していく、若い人たちを呼び込み、なおかつ子どもたちのいるような人たちが、できればきていただきたいというような思いも持って、私は提案をしておりますけれども、その中で、ぜひ、いまこの小学校跡地の利用については、早急に具体的な計画を立てていただくことを強く期待をいたしますが、これは今年度中に、この計画は策定ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

計画づくりは平成29年度中には策定したいと考えております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 この進めるにあたって、小学校跡地の特に講堂の件については、いままでもコンサート等のなかで、いろんな利用したいというようなことがあったと、実際、私も何度かそこには参加しておりますけれども、やはりあそこを継続的に利用していくには、やっ

ぱり相当無理があるなというのは、これは先ほど説明いただきましたように、そのように感じています。そして、できれば、これから町が検討している町民ホールですか、そういうもののなかに財源を集中して、尾野本小学校一帯については、やはり町長もおっしゃったように、大変アクセスもよろしいということから、やはり十分その利用、あるいは可能性というのは、私は非常に、いま町として取り組む、用地買収等の問題もないわけですから、十分その取り組むことが、ある意味では具体的にかなり早い時期にやれると考えておりますけれども、そこら辺の、ある程度、将来的にはいつごろまでとかという、そこまではまだ考えておりませんか、伺います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この課題は、何かの機会でも言ったことありますけれども、5年とか10年先だなんていう話ではないというふうに思っています。ですから、今年中に、この基本的な構想、基本計画が策定されれば、やっぱりその中では、場所の指定、あるいはどういう規模で、どういう内容でイメージをつくっていくかということにもなってくるわけですので、そこには、基本的な計画等、述べていくこととなりますので、土地利用計画、まずこれはしっかり策定しなければなりません。そして、そのことの計画をもって、今度はそれに類する事業枠をあてはめていくということになるわけでありますから、できあがれば、次年度以降に具体的な計画を、例えば後期計画、いま進めておりますけれども、その後期計画のなかに載せていかなければならない喫緊の課題だろうというふうに思っております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 大変前向きな返答をいただきました。先ほど、ちょっと申し上げました、この西栗倉村ですか、ここも、このような人口、子どもたちが増えていくまでには、やはり10年くらいかかったと、そのような説明があります。やはり、具体的な成果があがってくるには、やはりそれなりの時間もかかると思いますので、やはり、できるだけ早く、前向きな、具体的な計画を強く期待をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、こんにちは。3番、秦貞継です。本日は通告に従い、以下の3点について町側に質問いたします。質問に対し、町側の明確な答弁をお願いいたします。

まずはじめに、雪対策についてであります。今年度、町内において、雪害による人的被害が発生していますが、町民の生活と安全を守るため、今後の町の対応について伺います。

1つ目として、今年度の雪害状況について。

2つ目として、今後の対応と方針について。

3つ目として、除排雪が困難な世帯に対する今後の町の対応についてであります。

次に、教育施設等整備の今後の計画についてであります。町の将来を担う子どもたちを育てるための教育施設整備に対する町の考えを伺います。

1つ目として、町の教育施設整備の今後の方向性について。

2つ目として、小学校プール整備の進め方について。

3つ目、ビオトープへの水の確保状況と今後の活用について。

4つ目として、小学校体育館の建設についてであります。

最後に放課後児童クラブの運営についてであります。平成29年4月開園の認定こども園

内に設置される放課後児童クラブの運営について伺います。

1つ目として、現時点での申し込み状況について。

2つ目として、今後の運営体制についてであります。

以上、3点です。町側の明解な答弁をお願いいたします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 3番、秦貞継議員のご質問のうち、雪害状況と今後の対応についてのご質問にお答えいたします。

今年の雪による被害の状況であります。人的被害が7件、建物被害が1件で住宅1棟が全壊となっております。人的被害につきましては、屋根からの落雪による死亡事故2件、屋根雪の荷重超過による家屋倒壊での死亡事故1件が発生しております。家屋倒壊による死亡事故では、消防団員、町職員、消防署員、警察署員等、総勢76名と重機2台により、捜索作業にあたったところであります。

町の対応策といたしましては、1月に雪害事故が多発しましたのを受けまして、ケーブルテレビ、防災行政無線での注意喚起、西会津消防署との連名のチラシを全戸配布し、事故防止啓発に努めてきたところであります。しかしながら、その後も雪による事故が発生しましたことから、2月16日午後6時30分に西会津町雪害対策本部を設置したところであります。

翌日2月17日には、全自治区を対象として、危険箇所の聞き取りや、町内の住宅及び危険家屋の積雪状況の確認、雪崩や雪庇の状況など、職員16名、8班体制で町内全域のパトロールを実施いたしました。その後、雪庇等の除去を実施したところでございます。

町民の皆さんには、ケーブルテレビやホームページ、防災行政無線により雪害対策本部設置の周知及び除排雪作業中の事故防止啓発を実施しております。また、次年度から雪害対策本部につきましては、積雪の多さに関わらず、降雪期間中は常時設置をし、雪害事故防止対策に取り組むこととしております。

今後、雪による被害が発生しないよう、雪崩や雪庇の除去を実施するとともに、町民の皆さんへ注意喚起の広報を継続し、関係機関との連携を図りながら、雪害対策に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 3番、秦貞継議員の雪対策についてのうち、除排雪が困難な世帯に対する今後の町の対応についてのご質問にお答えします。

本町では、高齢化率が43パーセントを超え、高齢者のみ世帯や高齢者一人暮らし世帯が増加していることから、見守りや支援の必要な世帯も増えてきています。特に冬期間の除排雪作業は、高齢者世帯や高齢者一人暮らしの方々が、安心して住み慣れた地域で暮らし続けるためには切実な問題であります。また、町内の高齢化率を集落別に見てみますと、限界集落といわれる50パーセントを超えた集落も多く見られ、今までのように地域全体で見守り支援をすることも困難になってきております。

そのため、家族や集落からの支援が困難な世帯等に対して雪処理支援隊を派遣することで、冬期間の安心な生活を支援しており、今年度は、5人体制で13世帯を見守っております。

その支援内容につきましては、声掛けから始まり、玄関から公道までの除排雪や雪踏み、道路除排雪後の雪の処理、豪雪時の軒先の雪処理、避難路の確保などであります。そのほか、社会福祉協議会で組織している見守り協力員による一人暮らし高齢者宅等への道付けや見守り活動、今冬からは、雪の相談窓口を設置し、住民の方からの問い合わせに対応しております。

今後ますます支援が必要な世帯が増えていくことが予想されますので、雪処理支援隊員の増員や相談窓口体制の充実を図ってまいりますのでご理解願います。

次に、放課後児童クラブの運営についてのご質問にお答えします。

放課後児童クラブは、小学校に入学している子どもで、保護者が就労等により放課後家庭にいない世帯や、疾病、介護等により家族での養育ができない世帯の子どもに対して、放課後の時間帯において子どもに適切な遊びと生活の場を提供することにより、その子どもの健全育成を図ることを目的とし、本町では平成17年度より事業を実施しております。

ご質問のありました現時点での申し込み状況であります。56名の申し込みがあり、その内訳といたしまして1年生が16名、2年生が18名、3年生が13名、4年生が7名、5年生が2名となっております。

4月に開園する西会津こゆりこども園に併設した放課後児童クラブの定員は50名であることから、今後、申し込みのあった内容について、利用要件を満たしているかなどの確認と、本年度の利用状況等を勘案しながら対象者の決定をすることとしております。

また、その運営につきましては、これまでも、社会福祉法人にしあいづ福祉会に業務を委託し実施しておりますので、新年度以降の運営につきましても、にしあいづ福祉会に委託し実施することとしております。なお、現段階で職員は、保育士2名と補助員1名を配置する予定としており、子ども達が安全に活動できるよう配慮してまいりますのでご理解願います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 3番、秦貞継 議員のご質問のうち、教育施設等整備の今後の計画についてお答えいたします。

まず、1点目のご質問であります。次年度整備を計画している小学校プールを除き、学校教育に必要な施設は、すべて整備済みであると認識しております。なお、学校教育の施設設備等につきましては、今後とも適切な維持管理を図り、よりよい教育環境の創出に努めてまいります。

次に小学校プールの整備についてのご質問にお答えいたします。小学校プールにつきましては、現在、基本設計の策定作業を進めているところであり、平成29年度においてプールを整備する計画であります。プールの概要であります。本体プールは25m、6コースとし、低学年用のサブプールを配置、木製屋根付きのプールを計画しております。これらの仕様にあたりましては、プール検討委員会が出された要望や小学校の意見を十分に採り入れたものとなっております。

次に、小学校ビオトープについてのご質問にお答えいたします。小学校のビオトープは、夏の時期に水量が激減することから、年間を通じて安定した水量を確保するため、本年度は水源調査を実施いたしました。その結果、ビオトープの入水口付近に設置されておりました。

す畑などを灌漑するための用水の利用に目途が立ちましたことから、来年度 当初予算にこの用水を小学校ビオトープに流すための工事費等を計上したところであります。この用水を利用することにより、安定した水量が確保できることから、小学校におきましても理科の授業や総合的な学習の時間などにビオトープを活用していただけるものと期待しております。

次に4点目のご質問であります、小学校の体育館につきましては、現在のところ 整備する計画はありませんのでご理解願います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 まず1点目ですが、質問に移る前に、過去にも、今回に限らず、不幸にも雪害によって亡くなった方々を含め、雪害によってお亡くなりになった方々に対して、謹んで哀悼の意を表します。

今年に入り、相次いで雪による被害で3人の方が亡くなった要因について、問題点として要因はどこにあったと思われますか。まずそこをお伺いいたします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

3名、亡くなられた方の要因ということでございますけれども、過去においてもそうでございますが、今年も屋根からの雪による死亡事件が2件ということでございまして、落雪による事故が多いというのが、ここ数年の状況でございます。やはり、その除雪の際に、やはりそのご本人の注意という部分もございまして、やはりその部分につきましては、やはり十分に周知を図りながら、注意をしていただいで除雪というのをお願いしていきたいというふうに考えてございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 今回の事故に関しては、私も見ましたが新聞にも載ってしましまして、こうした事故というのは、西会津町にとって、やっぱり大きな町のイメージダウンにつながると思います。また町民の方々も、やっぱりすごく不安になると思われます。このような不幸な事故が発生してしまっただけですが、これはやっぱり、いままでと同じような考え方や対応だけじゃなく、もう一步踏み出した積極的な対応が必要なんじゃないかなと私は考えます、町側はどうお考えですか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

行政の関与という部分でございます。それで、やはり当町におきましても高齢化が進んでおりまして、お年寄りの方が、特に除雪中で事故にあわれるというケースも増えてございます。やはり、申し上げましたように注意喚起はもとより、やはり、例えば自治区の区長さんと連絡を十分に取りながら、やはりその辺のいろいろな情報の提供、例えば危険箇所の情報の提供をいただきながらという部分での対応、あと除雪に関して、様々な部分でご相談をいただくように、今年の冬から雪の相談窓口というのを設置をしておりますので、やはり情報をいただきながら、いろいろと対応していきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継　今回、亡くなった方々の年齢がかなり高齢であったのが見受けられました。また、今回、2月16日には、西会津町雪害対策本部を設置したと、確か3人目が亡くなった次の日ですね。それで、実際の話、その対策本部を立ち上げるまでに、もう3人の方が亡くなってしまったわけですが、もうちょっと早い対応というのはできなかったんでしょうか。

○議長　町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　お答えをいたします。

先ほどご答弁でも申し上げましたように、1月から事故、死亡事故もございましたし、傷害事故もございました。そのようななかにおきまして、やはり先ほど申し上げた周知という部分で、チラシもまかさせていただきましたし、防災行政無線、あとケーブルテレビによる注意喚起も連日行ってまいりました。そのようななかにおきましても、やはり死亡事故がまた2月に起きてしまったということで、町では、やはりそういったことを鑑みまして、雪害対策本部というのを設置させていただいて、より一層、道路パトロールはもとより、いろいろな情報収集等をさせていただいているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　3番、秦貞継君。

○秦貞継　チラシ、広報を行ってきたということですが、一生懸命努力されたんだと思いますが、やっぱり結果をみてしまうと、そのやってきた努力は、町の方々、役場の方々も本当に一生懸命やってこられたんだと思います。ですが、やっぱり3人亡くなったという事実はやっぱり重く受け止めるべきだと思います。繰り返しになりますが、やっぱり今までやってきたものでだめであれば、じゃあ次の対策、違う対策、もっと効果的な対策を考えなければいけないと思います。

それで、我々が一番最初に考えなければいけないというのは、私のように元気で、いつでも、例えば雪崩がきたらさっと逃げられるような人間はまだいいとは思いますが、老人の方々だとか、子どもとか、自分たちで自分の身を守ろうと思ってもなかなか守れない方々、弱者といわれる方々、この方々に目を向けて、この人たちをどう守るかということ、やっぱり優先的に考えなければいけないと思います。

それで、いま私はそう思いますけれども、そういった方々に対して、要は老人世帯に対して、いまの町の現在の、こういう被害に遭わないように対策を打たれているのであれば、その点について具体的に、いまの現在の対策をお伺いいたします。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　高齢者、子ども、そういう弱者に対する雪害対策ということでございますが、先ほど答弁でも申し上げましたが、まず雪処理支援隊は派遣して実施しているところであります。この対象者でございますが、高齢者世帯、障がい者世帯、あるいは母子世帯等、そういう自力でそういう除雪がなかなか困難な世帯に対して、そのうち非課税世帯というような部分がございますが、そういった世帯に対して支援を行うということでございます。それで、その対象の決定につきましては、民生委員さん等からの情報をいただきながら決定していくというようなことで実施しているところでございます。

そのほか、町では、先ほど言いましたが、社会福祉協議会のほうに見守り協力員という

方々がおいでになります、各地区においでになりますが、そういった方々が除雪まではいたしません、道をつけたり、安否の確認だったりとか、その家の状況を確認して、雪処理が必要だったら声をかけたりだとかというようなことで、見守りもやっているところがございます。そういったことでの見守りを進めているというところがございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ちなみに雪処理支援隊が支援対象としている世帯数ですか、何軒だか教えてもらってよろしいですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 先ほども答弁で申し上げましたが、今年度につきましては、5人体制で13世帯を見守りをしております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 それ以外は、そうすると見守り協力隊員にお願いして、要は見守りとか、雪踏みをお願いしていると理解してよろしいですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

それ以外とといいますか、支援が必要な、見守りが必要な世帯につきましては、これにつきましても、民生委員さん等から提供していただいて、必要な世帯に対しては見守り協力員という方々に見守りをお願いしているというところがございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 高齢者を、例えば高齢者、もしくは除雪弱者といわれる方々を、今回のような事故がないように守るために、次年度はどのような取り組みを、例えば、いま考えていらっしゃるでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず今回の雪のいろいろな事故等があったということについては、これはやっぱり、町としてもこれからしっかり、いろんな事例というものがありますから、例えば、雪の犠牲になるということは、必ずしも高齢者のみに限らず、やっぱりこの元気な方でも、ちょっとしたはずみで雪崩に遭ってしまったり、そして、雪を片付けていた最中に亡くなるというケースも多々あるわけでありまして。

ですから、今回の場合は、高齢者の方が犠牲になってしまったということがございますけれども、そういうことについては、この状況などを判断をしますと、やっぱり高齢者のなかでも少し雪を片付けようかなという、案外、元気な方がスコップを持って、そして雪崩がどつときてしまったと。そこには必ずスコップがあったり、そういう除雪をしようとする形跡があるということが、この3件のなかでも見受けられるわけでありまして。2件ですかね。ただ1件については、非常にこれはいろいろな、その個人的な状況もあったんだろうと思いますけれども、なかなか雪の、その重さに耐えることができなかった。そして、その状況で潰れてしまったということがありました。これが今回のいろんな角度からみた一つの原因の一つでありました。

さて、今回、雪対策、雪害対策をつくったということについては、まさにこうした問題が、これから起こしてはならないという、一つの心をしっかりもって対応しなければなら

ないという、そういう気持ちを持って、今回、雪害対策本部を設置したところであります。

そこで、私は、二度とこういうことがあってはならないということから、3つの方針を出したんです。この雪害対策本部には、1つは、雪が少ないからといって、決して侮ってはならないという、雪国の心構えをしっかり持たなければだめだと、これが1つです。2つ目は、いわゆる、常に注意喚起を怠ることであってはだめだと、これはパトロールも含めて。これは町だけではありません。この地域の安全を守るために、いわゆる常備消防、消防本部がありますけれども、ここも自主的に注意喚起を促して、いろんな対応をとっておりました。そういうお互いの連携でもって具体的な実施方法はパトロールというところにしっかり、これをもっときめ細かく行っていく必要があるだろうと。3つ目は、常にこういう災害があるという前提を考えないとだめだと、これはやっぱりこれまで行ってきた対策の事故等から考えるなかにおいては、雪害があると、こういう気構えをもって、やっぱり常に、これを前提にしながら、降雪前は、これから、雪が降る前に対策本部を設置すると、これからそうしようと、こういうことで、この3つの基本方針をまず立てたわけです。

そして、具体的にこの重点的な取り組みはいったい何をするかということではありますが、その1つは、やっぱりこの一人暮らしや、あるいは高齢者宅というものは、常に把握をする。同時に障がいのある方、ここがやっぱり抜けていてはだめだよということでもありますから、こういったことの世帯数のチェック、あるいは、これはただ町だけではなくて、いま言った消防、さらには社協、そして民生委員の方々、常に連携を取りながら、その件数やその状況報告というものを把握するということが1つです。そしてもう1つは、有事即応体制が、これはしっかり対応しなくてはだめだと。いわゆる一朝有事の際には、こういうふうにしてやっぱり即応して体制を組む。そういうことを常にこれからの体制のあり方として、基本的な取り組みの方針として、これから対応していきたいということでもありますから、今後、何をすべきかと、いま言ったような基本的な考え方と、そして、これから具体的な取り組みはこういうふうにすると、重点的に申しましたけれども、そういう取り組みをしていきたいということです。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 今回は雪害対策本部ができたということですが、確か全協（全員協議会）でしたか、次年度からは雪害対策本部を、もう、雪降る、降らないに関わらず立ち上げるということでしたね。雪害対策本部のできたことによって何が変わるかという、要は注意喚起を行うことと、あともう1つ、何でしたっけ、お願いします。注意喚起ともう1つあったと思いますが。

（「パトロール」の声あり）

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 パトロールというのは、誰がどのような体制で行いますか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

パトロールにつきましては、今回の雪害対策本部にも、職員、全庁あげて職員が班を組ましまして、町内全域をパトロールさせていただきました。またその後におきましても、道

路のパトロール等、常時やっているわけでございますけれども、そのパトロールにおいて、例えば雪崩の危険な箇所、雪庇の危険な箇所の対応もしてございます。それにつきましても、いままで延べ12日間ほど、雪庇、雪崩等の対応もしてまいりました。生活道路を主としてでございますけれども、例えば、大滝線ですとか、今泉面倉線、小杉山線、青坂線等の生活道路を中心としたのも実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長　パトロールを誰がやるのか。

○町民税務課長　申し上げましたように、パトロールにつきましては、職員がさせていただいておりますし、また、その道路パトロールも職員が対応しているところでございます。

○議長　3番、秦貞継君。

○秦貞継　このパトロールというのは、道路が主ですか。例えばですけれども、見回ることによって、例えば被害にあわれている方がいないかどうかとか、危ない行為をしていないかどうかというのも見守るわけではないんですか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　パトロールというのは、点検、それから、さっき言ったように民生委員の人、チェックアップしているんですよ、各それぞれどういう家庭にどういう人が住んでいるか、そしてどここの道路はいつごろになれば底雪崩がくるんじゃないかとか、そういうことは常に初めてのケースではないんですから、ですから、対象となる世帯、そして、あるいは障がいのある方、今後そういった方々を中心にして、見守りはまずしていかなければならないでしょう。全般的にみて、すべてのことを職員が全部やれるという話にはならないですよ。ですから、お互いにそれぞれの地域ごとに、自治区長さん、さらには民生委員の方々、そして見守り隊、こういう方々とお互い連携を取りながら、それを総じて、いわゆるパトロール、点検、こういったことの対応をこれからしっかりやっていきましょうよと、こういうことですから。

○議長　3番、秦貞継君。

○秦貞継　全町、全町民じゃなくて、私も最初から申し上げますが、要は弱者といわれる方々をどう守るかという、いまお話をしています、ですから、ごめんなさい、具体的に私も分からなかったのので聞いたんですが、私、実はこの後、提案しようかなと思っていたんですけれども、確かいまあれですよ、防災無線において、結局、こういう雪崩等の事故にあわないよに注意してくださいとか、喚起を促していると思いますけれども、パトロールに関しても、職員の方々がそんなに全町でできないと言われちゃうとそれまでなのかなと思っちゃうんですけれども、やっぱりこういう、それができないのであれば、じゃあ違う、形を変えてどうやったらいいかというのを検討する場所がここじゃないのかなと思うし、私もいま提案しようかと思っていたんですけれども、パトロールに関しても、広報車を使って、例えば私だったら、スコップを積んでね。

（「そういうことをやっている」の声あり）

○議長　いま質問しているんだから、間から挟まないように。

○秦貞継　町長、それに対して、今そこでおっしゃらないで、教えていただければ、いまここで中継を見ていらっしゃる方々もいらっしゃると思いますし、またそれが安心につな

がると思うんです。

ですので、具体的な、いま私の考えとしてはそういう提案を、ひとつしたいなと思えますが、じゃあお伺いします。町側の、いま町長から具体的な、老人、障がい者の世帯をチェックして、有事即応体制ということでしたけれども、じゃあ、もう一回すみませんけれども、把握と有事体制は分かったんですけれども、どんな体制で、どんな形を、例えば考えていらっしゃるのか、もう一度お伺いしてよろしいですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 もう一回言いますけれども、町では、この雪、仮に雪の体制で、これから一人暮らしや、そして、あるいは高齢者世帯で、どうしてもこういう世帯については人手が必要だということについては、事前に把握します。それが何件かあがってくるわけですよ、それは。全部の、全町ですよ、全町、これいろいろ対応して。そうすると、どここの集落とか、あるいはどここの地区にはこういう方々がおりますよと。これはやっぱり、どうしても冬期間のなかで、除雪関係で困難ですということについては、それらを全部把握するわけです。そして、じゃあそれらについては、雪処理支援隊の方々が常に見守りながら対応する。そういうことが一つの制度的な体制の一つであります。

それから、道路関係については、これは日常的にですね、これはパトロールをしないなんて言わなくても、課のなかで安全対策ということでやらなければならないわけです。除雪がどういうふうになっているか、除雪隊に任せるだけではなくて、除雪がどういう対応を取っているかということも、ある程度、職員のなかで任務としてパトロールしなければならない。それにはスコープを積もうが、かんじきをはこうが、それは当然そういうのはしなければならぬことについては、しなければなりません。ですからそれは、今後その課のなかでの対応ですから、こうせい、ああせいではなくて、当然しなければならない任務の一つ、仕事の一つとして対応しなければならないということです。

それから、常に行政無線で町民の方々には注意喚起をしますと、これは。いまでもやっているんですよ。天気の良い日は、底雪崩がきますから注意をしてくださいよと。こういうことでありますので、常に状況把握をしたなかで、必要なところについては情報無線で、やっぱり住民に注意喚起をしなければならないわけです。総合的にそういうことをできる体制を、やっぱり総合的に対応してこれからやっていきたいと思いますということでありますので、そういう、今後、細かい時点でいろいろ何をしなければならないかは全部チェックアップをしながら、そして、いまこういうことをやっているんです。ただ行ってきただけではだめだと、チェック体制をつくりなさい、チェックリストを持って、どういう状況であるかと、全部チェックリストにあげてきます。そういう点検の仕方をしますということです。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 いまの話を経合しますと、そういうパトロール体制に関しても、注意喚起に関しても万全の体制でやっていくということで理解いたします。今後こういった事故が起きないこと、絶対に起きないことを願います。

それで、これただ、先ほど有事即応体制というふうに話しましたが、これ他市町村の、私、参考というか、調べてきたんですけれども、まず今回3人ともそうですが、雪崩、もしくは

は屋根の雪で亡くなっているんですね。それで、ほかの市町村に関してもそうですけれども、そういった事故が起きないように、そのパトロールをやるのももちろん大事なんですけど、例えば雪降ろしですね、そこに関しては、例えば補助金を出したり、雪降ろし支援隊、雪降ろし支援隊を組織して対応している市町村もあります。参考までにですが、山形県新庄市、雪降ろしですね、年間4回ですか、で、毎週2回、計2時間まで、1日1,200円の個人負担でやっていただくというところもありますし、もし必要であれば、ちょっといま時間がないので、この資料差し上げます。岩見沢市、もしくは青森市等もありますが、雪降ろし支援隊なんか、検討してみようかなんていう考えはありませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いま、雪処理支援隊かな、これは屋根にあがってまで雪を降ろすということはしておりません。やっぱり玄関から公道に至るまで、それはきちっと対応するとか、さらには、やっぱりどうしても潰れかかって、何か危険だということについては、屋根先と、そのところについては、少し除雪をしてあげるかなというようなことで、全体を見渡したなかで、危険な箇所をやれというのは、こちらから言えないんですよ、雪処理支援隊については。それは、屋根にもあがってやれとか、危険なことをやれということはできない、ただ内容というのは決まっています。

いま議員が言われた内容については、例えば、その本人が雪降ろしについて、どうしても自分ではできないと、こういった場合に、いわゆるその作業をやっていただく方に、チケットとか、何かで補助しているところはありますよ。ですからこれは、別にその方が、そういった方々を頼むということで対応しているところもございます。ただ、町で雪降ろし支援隊、屋根にあがって作業する方を、いますぐ町で組織できるかということ、それは少々、これは検討しなければならないかなと。ただし、補助をどうだというようなことについては検討する余地もあるかと思えます。

そういうことでありますので、あまり危険な箇所まで、町の対応でやるということについては、いまここで即答できるものではないなというふうに思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 私もそう思います。あくまで提案です。いまここで答えが出るとは思っていませんし、ただ、先ほど、何回も繰り返しになりますけれども、やっぱりこういった事故が起きたときは、やっぱりこういったことも含めて、他市町村の事例なんかを参考にさせてやっていかれたらどうかなと思う意味で提案いたします。

あともう一つなんですが、克雪住宅への整備ですね、要は融雪とか、雪崩が落ちないように、例えば補助を出している自治体もあります。ちょっといま時間がないので細かくは言いませんが、雪を雪崩式で落としているのか、もしくは屋根で雪を落とさないようにして、融雪で家ができていないかとか、あと、例えば、その家の世帯の、要は状況ですね、要は収入状況ですね。を含めて検討をされている自治体もあります。時間がないので、一応提案だけにしておきますが、やっぱりこういったことも含めて、ぜひ検討していただきたいなと思います。

あと、いま町長からお話が出ましたので、実はこの後、言おうかなと思っていたんですけども、やっぱり防災無線でね、一括で連絡するんじゃなくて、その対応に関しても、

その地域に住んでいる方々、例えば、近所に人がいっぱいいて、誰かが見守ってくれていて、隣の誰々さん、ちょっと顔見ないな、朝、見たんだけど、そっから全然返事がないとか、そういう、すぐ隣りの方々の顔が見える距離にいる方々はまだいいと思うんですが、そうじゃない、山間部に住んでいる、例えばぼつんと一人で住んでいるとか、そういうところに関しては、再度お願いいたしますが、やっぱり顔が見える対応をぜひ検討していただきたいなと思いますが、何回もくどくで申し訳ないですが、いかがでしょうか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 それでは、私からお答えさせていただきたいと思いますが、いま顔の見える対応ということで、いろいろとお話いただきました。もっとも、地元で一番地域を把握されているのは区長さん、あるいは民生委員の皆さんでございます。そういったところで、今次のこういった残念な事故が相次いだということがございましたので、早速、町のほうといたしまして、自治区長さんをお願いをしまして、そういったところの、そういった、いわゆる弱者的な皆さん、あるいは危険な箇所、いまからこの冬を見て、どういう状況だったのかというところを、いまアンケートを取らせていただいております。それを今後の雪対策、そういったところにしっかり反映をさせていきたいということで、いま取り組んでおりますので、いま議員が申されましたように、顔の見えるような対応を町としてもしっかり対応していきたいというふうに考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひよろしく願いいたします。ちょっと参考までにもう1点なんですが、2012年の2月9日に、NHKのクローズアップ現代で、豪雪から高齢者を救え、相次ぐ除雪中の事故死ということで放送されていて、なかで、結局、受援力、先ほどずっと私は町に対しての対応をしてきましたが、例えば社協に関してもそうですが、町をフォローしようと思って助けていただいているありがたい団体さんもいらっしゃいます。そこに関しては、やっぱり受け取る、補助を受け取る側のこちらも、例えば、簡単に言うとコーディネートなんですけど、例えば、受け取る方に関しても、じゃあ例えば、保険はこうかけましょうとか、じゃあ、除雪機、機械に関してはこういうフォローをしようとか、そういうお互いに支援していただいている側、支援してもらう側が連携をよくとることも大事だと思いますので、この受援力という言葉、もし今度よかったら調べてみてください。

あと、すみません、この質問長くなってしまってあれなんですけど、最後に、私、思うんですけども、元気な方々が除雪をというふうにおっしゃっていましたが、私は、個人的には違うと思っています。たぶん年配の方々に、体が動かなくて、しかもいつ落ちてくるか分からない雪崩を処理するというのは、やる側の人たちも相当本当は怖いんだと思います。けど、自分の生活や自分の家を守らなければいけなくて、やむを得ず作業した結果、このような不幸な事故に遭われたと私は思います。やっぱり今後、町長からいまお話いただきましたが、対策、いまもう具体的な取り組みをお考えでいらっしゃいますが、やっぱりそういった弱い方々の立場に立った、目に見える形のある対応を、今後とも取っていただきたいなというお願いをして、この質問は終わらせていただきます。

ちょっと時間がなくなってしまったんですが、次の質問に移ります。

町の教育施設の今後の方向性なんですけれども、すみません、教育施設は、学校で全て整備済みということだったんですが、これは確認なんですけれども、地域に開かれた学校施設を私は目指すべきだと思うんですが、これは、そうですよね。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 秦議員の言うとおりであります。そのような学校を目指しております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 いまの小学校プール整備、建設の方向でいま進んでいるそうですが、いまは、例えば12月で設計委託業務の予算があがって、この間の説明会で、だいたい青写真も見せていただいたんですが、今後の計画というんですか、例えば何月ごろにはこういう方向を示したいなという、その計画をまず教えていただけますか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

教育委員会サイドで考えている今後のスケジュールでございますが、年度当初、4月の頭近辺には、実施設計の作業に入っていきたいと、先日もご説明申し上げましたように、実施設計は4カ月ほど期間がかかるというお話であります。ですので、実施設計がだいたい終わりますと8月から9月、それ以降、建設に入って、スムーズに入っていけるとなると、できあがりが見たい3月ということで、30年度のプールの利用には間に合う、このような計画で進めていければなど、そのように教育委員会では考えております。

以上です。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 何点かお伺いします。

以前の野沢小学校跡地にあった小学校プールに関しては、夏休みも確か開放して、放課後も開放して、非常に、フルに活用していらっしゃったと思いますが、今後つくる小学校プールに関しては、夏休みも利用は考えていらっしゃいますか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 現時点で、夏休みのプールの利用につきましては、これまでどおり、学習プラス水泳の授業ということで実施する考えでおります。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 利用対象とする児童の年齢というのは、何歳から何歳くらいを想定されていらっしゃいますか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 児童の年齢と申しますと、いま小学校のプールということですので、小学校1年生から6年生までを対象に整備すると、そのようなプールで考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 小学校のみということですね。小学校のみですね。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 はい、基本的には小学校を主体として利用すると、そのように考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 1点お伺いします。今後の建設に向けた進め方に関してですが、私が思うに、やっぱり皆さんが愛するような、みんなが大事にしたいなと思うようなプール、あるだけではなくて、このプールは皆さんが守って、町民の皆さんね、保護者の皆さんもそうですけれども、このプールを守っていききたいなと、本当にありがたいなと思うプールをつくっていくためにも、できれば、やっぱり利用する子どもを持つ親だとか、例えば地域、いまの現時点では小学校で、小学校の生徒しか利用者は想定していない状況で進めていらっしゃると思いますが、そういった例えば方々との意見交換会等を行って、例えばこういうプールは、こういうプールをつくったら皆さんが愛着を持つのではないですか、例えば子どももそうですけれども、こういうプールがあったらいいんじゃないかなと、本来であれば、それを本当は先にやって、その話し合いのなかで出た意見を参考にして、そこに例えば、私は教育委員会なり何なりの意見を入れて、それで皆さんの意見を総合した内容で方向性を進めたほうがいいんじゃないかなと個人的には思うんですが、今後そういった、例えば意見を交換する場とか、そういうものを持つ予定、考えはありますか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 ちょっと話は脇道に逸れますが、現在、教育委員会では、小中一貫教育の導入に向けまして事務を進めております。また、審議会の皆さんにも、その審議の内容に十分、導入につきまして審議をいただいているところであります。その小中一貫の延長には、先ほど秦議員が申されましたように、地域が学校を盛り上げていくという、運営協議会というものをつくられます、確実に。そのなかで、地域と学校がともにある、その部分でより効果的な教育施設も利用できますし、例えばの話なんですけど、保小連携がこれから進んでいけば、幼児用プールもこども園の年長組さんに使っていただけるとか、あとは、小中一貫になりましたら、中学校、小学校という壁を取り外しまして、中学校の低学年の方については、学校のプール、あと高学年の方については、さゆりのプールを使うと、そういった町内の施設を有効に活用した教育というものも、今後、進んでいくのかなと、そういうように考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ちょっとお話あれでしたけれども、意見交換する場というのは設ける考えはありますか。例えば保護者の方々とか、ここまできちやうと難しいのかもしれないけれども、子どもの意見を取り入れるとか、もう設計図、見せてもらった設計図のまま、もう設計するのが前提なんですか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 現在のプールの状況でございますが、これにつきましては、プール検討委員会の会議のなかで、委員の皆さんから十分ご意見いただきました。あと、実際プールを利用するのは小学校の先生方、学習指導面、あと安全管理面で進めていくということで、その視点を大切にしながら整備していくと、そのようなことで、これからまた一般の保護者の皆さんのご意見をいただくと、ちょっとなかなか、いろんな夢なんかも入ってくると、ちょっと違うような方向に行ってしまうのかもしれないので、そういった学習指導面、あと安全管理面で進めていくようなことで考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 何回も繰り返しになってしまいますが、やっぱり聞いていて思うんですけども、すごく分かります、安全面で、管理される、運営される側の立場でというものの考え方、よく分かるんですが、安全であれば、ちょっと青臭い言い方かもしれませんが、やっぱりみんなの思いが詰まったプールを本当はつくってほしかったなというのが正直なところですよ。

それで、設置検討委員会のお話が、いま何回か出ていますが、設置検討委員会に関しては、4回目の会議で最後のほうに委員長さんもおっしゃっていましたが、つくるか、つからないかの検討会だったんですよね。それで、そこに出席した方々は、こういうプールもあったほうがいいんじゃないかという意見を、例えばこうだ、ああだというふうに出しましたけれども、結局最後の日の議事録に載っていましたが、もうつくるか、つからないかの委員会だったんですよねという話で、確か会議は終わっていると思います。実際そのなかの意見、何点かは取り入れたかもしれませんが、本当は、私、個人的に思うには、やっぱりいろんな人の意見を取り入れるということは、すごく大事だと思うんですよ。その教育側のほうの立場だけではなくて、それをお願いする立場の意見とか、そういうのも入れるべきだと私は思うんですが、ここまでするともう決定ありきみたいなので、ちょっと時間もないので、すみませんが次の質問に移ります。

ビオトープの水の確保状況と今後の活用についてですが、すみません、今回、何回か私見に行ったんですけども、椅子や机なんかは並んでいて、ビオトープの横にありましたけれども、あれロープが張られて、いま立ち入り禁止になっているんですか。それで、いまこれから例えばですけども、水源を確保する計画なんですけれども、いつぐらいに例えば、そのビオトープが使えるようになるように目指して、今後、計画を進めて行くお考えですか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

ロープにつきましては、冬期間、あそこに雪が積もります。それで、児童が誤ってあそこに入って事故、怪我をすると、そういった事故に遭わないようにロープを張っているところであります。

今回の水源の確保であります、年度当初、できるだけ早いうちに、その工事を行いまして、年間を通じて安定した水量を確保すると、そのようなことで進めていきたいと考えております。

○議長 最後の質問になります。

3番、秦貞継君。

○秦貞継 私のちょっと進め方があまり上手じゃなくて、話が最後詰まってしまうので、最後の質問ということですが、ビオトープに関しては、一刻も早く運営するようにしてください。私が確か一般質問で初めて言った内容がこちらでした。いままで、どこまで話が進んでいるのかまったく見えず、今回、水を確保するということでしたので、今年もそうですが、藻のはって酷かったです。悪臭もしました。建物がいくらきれいでも、やっぱり周りの環境施設、ああいう状況では、側から見た人はどう思いますかね。そこら辺も踏まえて、早い、早急な対応をお願いいたします。

あと、最後の質問ということですが、小学校の体育館に関しても、検討をぜひお願いいたします。小学校の子どもの体力が低下しているのと、いま肥満児が結構増えていますので、そこもぜひ検討してください。

最後に、認定こども園の児童クラブ、いま 54 名でしたか、定員が 54 名ですよ。50 名でしたか。今後、私、増えることも見込まれると思います。もう、要は入れられる箱物は決まっていますので、それはしょうがないと思うんですけども、やっぱりその、どんどん増えて、子どもたちが増えていけば、それを見守る周りのマンパワーの面での、やっぱり補助が必要となりますので、そこに関しても、例えば現場の声があがったら、早急な対応をお願いしたいのと、人力的な配置についても前向きに検討していただきたいなと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 放課後児童クラブの運営に対しての、そのマンパワーの確保という部分でございますが、これにつきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、運営につきましては、にしあいつ福祉会のほうに委託をして運営をしていただくということで考えております。基本的には保育士さんを配置するということでありまして、その配置につきましては、当然、人数に応じた職員の配置を、お互いに話し合いしながら、安全安心が保たれるような人員配置等については、しっかりやっていきたいというふうに考えております。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 明解な答弁、ありがとうございます。いまの認定こども園に関してもそうですが、小学生から、大きな子から小さな子までいますので、保育士だけの対応は非常に難しいかなと私は考えます。補助員が 1 人入るということですので、その補助員の方々とおしてフォローするのかがどうか分かりませんが、そういった現場のニーズに応えられるマンパワーのフォローをお願いしたいなということで、それをお願いして、私の一般質問といたします。ありがとうございました。

○議長 2 番、薄幸一君。

○薄幸一 皆さま、こんにちは。2 番、薄幸一です。一般質問をさせていただきます。

今年も昨年同様、雪が少ないと思っていた年明け、やはり雪国です。1 月に入って 1 日 50 センチ以上積もる日もあり、除雪作業が追い付かない日もありました。今年の冬は、雪による人的被害が 7 件起き、死者 3 人という痛ましい事故が起きました。雪の重みで自宅が倒壊し、住んでいた人が亡くなられたことに、なぜという思いがありました。例年に比べて特別雪が多いとはいえ、雪の重みで倒壊するはずがないと思っておりました。雪の多い地域で生活されていたにも関わらずとの疑問から、セルフネグレクトに陥っていたのではないかと、その思いから質問させていただきます。

セルフネグレクト、サービスの拒否の定義は確立されていませんが、セルフネグレクトは自己放任、普通の私たちの生活では、おなかがすくと食事をとります。体が汚れば風呂に入ります。体調が悪ければ病院に行きます。ご近所の人に会えばあいさつをいたします。セルフネグレクトとは、それをすべて放棄してしまうということ、自分自身の生活に対して、やる気をなくしてしまうことです。だから病院にも行かず、ご近所とも接せず、

掃除もしない生活になっていたのではないのでしょうか。新聞に載っておりました、自信のない若者たちという掲載が載っておりました。生き難さを抱える若者がいます。彼らの生き難さは、仕事をしたいと思っても自信が持てなかつたり、社会に出難かつたり、コミュニケーションに苦手さを感じたり、人と会うことが怖かつたり、様々です。若者だけの問題ではなく、広く社会の課題として、その解決のための手立てを探っていく必要があると思います。

近年は、核家族化が進み、インターネットの普及の影響などもあり、対人関係が築けずに引きこもりがちになると、若年化の可能性が指摘されております。近年、全国でも高齢者を含め、2万人以上の方が孤独死しています。その8割以上がセルフネグレクトが原因といわれています。家族も友人もない、近隣住民と孤立状態で不潔の環境のなかでも、支援の手を断り続ける結果、孤独死してしまうケースが多くみられます。この問題は、今後、誰にでも起こりうる可能性のある問題だと思います。行政と民間が協力して、自信を持って生きることができる社会をつくっていくことが、いまだからこそ必要だと感じます。

セルフネグレクトの対策についてお伺いいたします。

1つ目、積雪の重みで自宅が倒壊し、住民が遺体で発見されました。町として、いままでどのような対策を講じてきましたか。

2つ目、全国的にセルフネグレクト、サービスの拒否に陥りやすい人が増えております。社会的背景はどこにあると考えますか。

3つ目、セルフネグレクトの対策は、町はどのように考えていますか。

4つ目、町内には高齢者の一人世帯も多くありますが、各種行政サービス内容について周知徹底されていますか、伺います。

以上であります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 2番、薄幸一議員のご質問にお答えをいたします。

まず、本年2月に発生をいたしました、屋根雪の荷重超過による家屋倒壊での死亡事故につきましても、以前より町や県、あるいは民生委員、集落の方々からも、雪降ろし等の注意喚起を幾度となく行ってきたところでもございましたけれども、こうした結果になってしまいましたことに、誠に残念と言わざるを得ません。心からお悔やみを申し上げたいというふうに思います。

今後は、このような事故が起きないように、今ほど、3番議員からも雪害対策について、縷々ご質問等、答弁をしたところでございまして、町では、今後、降雪前に、事前に雪対策本部を設置をいたしまして、事故の防止、啓発に努めてまいりたいということでございますので、ご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

さて、セルフネグレクトについて、縷々ご質問をいただきました。議員のおっしゃるとおり、セルフネグレクトは、成人が通常生活を維持するために、必要な行為を行う意欲や能力を喪失して、自己管理ができない状態であるということで認識しているわけでありませぬ。例えば、衛生上問題のある環境での生活を続けている。あるいは、食事をとらない。さらには、医療や介護を拒否するなどの行動が見受けられるわけでありませぬ。

これは人間関係が希薄になっている現代社会において、少子高齢化のもたらす社会的な

現象と言われております。最近では高齢者だけではなくて、若者にも起こりうると、こう
いわれております。

その対策といたしましては、まずこのような事態にならないように周囲で支えていくこ
とが最も重要であると認識しております。そのため、現在町内各地に設置を進めておりま
すサロン活動や、精神保健福祉ボランティアの協力をいただきながら取り組んでいる、に
こにこ相談所などは、まさにこのセルフネグレクトの予防対策として、大変有効な取り組
みであると思っております。

次に、一人暮らし世帯等への各種行政サービスの周知につきましては、広報やケーブル
テレビ等で周知するほか、一番身近な民生委員の皆さんが訪問などにより、その状況を的
確に把握して、町や地域包括支援センターなどの関係機関と常に連携をして、その人に合
ったサービスを提供していると、こういう取り組みを現在もしているわけでありませ
す。セルフネグレクトの方や一人暮らしの方が、地域で安全に暮らしていくには、地域や町全体
で見守るということが大切であります。

町といたしましては、このため、町社会福祉協議会が組織している見守り協力員に加え
て、平成28年度には、さらに見守りを強化させるために、町内で移動販売業者や宅配を行
っている皆さん、あるいは交通機関や金融機関など、14の事業者の皆さんと見守り活動に
関する協定を結んでいるところであります。

今後は、町内の、各それぞれの商店の皆さんにもご協力いただき、より多くの目で、こ
の見守り体制づくりを進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解願をいただき
たいと思います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 本当に見守り協力隊、本当に周りの人が見てみないと、なかなか分からないこ
とが多々あるかなと思います。今回の家の倒壊、そこには何回くらい訪問されたのでしょ
うか、分かればお願いします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたしますが、個人的なものでありますので、具体的なものは
お答えできませんが、幾度となく訪問をしているところでございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 何度か訪問して、何か解決策みないたものはなかったんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 先ほどの答弁のなかでもあましたが、セルフネグレクトというようなこ
とでございまして、こういった方には、孤立しないように声掛けなんかはしているわけ
であります。反対に働きかけをすると、反対に拒絶するというようなこともあまして、
なかなか対応は難しい状況であると考えております。そういったことで、いろいろな働き
かけをしていたんですが、結局、その働きかけに対して答えてもらえなかったというこ
とでございまして。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 そうですね。何度か行って、セルフネグレクト、拒否するということではありま
すが、親族の方とか、その近くの、地区の区長さんとか、民生委員の方にも、そういう話

はしてあって、やはり何度も行って、やはり全然話し合いもなかったということによろしいですか。

○議長　あまり具体的なあれだと、ちょっと影響を及ぼすから、その辺は。やったかやらないかくらい、その辺、ちょっと。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　先ほど町長が答弁されましたように、町や県も含めて、町の職員、県の職員も含まして、あと民生委員さんも含めて、見守り、それから話し合いも何回もさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長　2番、薄幸一君。

○薄幸一　本当に10年前のデータであります、国民生活白書、平成19年度、10年前であります、近所の方に生活面で協力し合う人はいますかという回答で、1人もいませんでしたという回答が生活白書には載っておりました。そういう人は何パーセント、65.7パーセント、本当に人間関係が希薄になっているなど。まずそれから10年経っていますから、なかなか人と人が助け合うことがなかなか少なくなってきたのかなと思っております。

先ほどの話に出ましたけれども、その地区でサロンとか、そういう活動はされていたんでしょうか。そこに参加していたのかという。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　この地区でのサロンであります、サロン活動はやっておりました。今回の方については参加されていませんでした。

○議長　2番、薄幸一君。

○薄幸一　個人情報保護法という規定があって、なかなか個人のことも公にできません、本当に個人の安全や健康、脅かすことがあれば、やはり町のルールみたいな、ちょっと踏み出して、命だけは助けることができたのかなと思っておりますが、そこはいかがですか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　この件の問題を突き詰めていけば、それぞれ個人の生活権に関わるものになってくるわけであり。今回、議員から、私、非常にいい質問をいただいたというふうに思っています。それは、やっぱりこういう、いわゆるこの、あるアンケートを取りますと、セルフネグレクトは、約8割の方が、高齢化、一人暮らしという結果が出ているみたいです。それは、なぜこういう現象になってくるかという一つの社会現象のなかにおいては、やっぱり人間的な希薄化と、そして何より一番大事なのは、本当は一番身内が、家族、親戚、こういった方々が、やっぱり側の人以上に本当は心配をしながら、あるいは生活を支えていくということが、やっぱり一番大事だということをおっしゃっているんですね。

しかし、そういうことから、なかなかこの離れてしまった。本当に孤独になってしまふ、そこにいろいろ個人的な障がいの、精神的なものをもって、やっぱり一人で暮らす。そして、人のお話、あるいは人の助け、あるいはその社会生活のいろんな助言から、いわゆるネグレクト、拒否するという言葉なんですね。こういうことが、やっぱり生まれてくるというのは、これから私は、やっぱりいろんな町村や、いろんな形でこういう現象というのは現れてくる可能性というのは十分にあるというふうに思っています。

そこで、じゃあ本当に命を助けなければならないというところの課題が、仮に現象とし

て現れたならば、私はそこは、やっぱり命は何よりも大切だという意味からして、その状況によっては、やっぱり助ける方法というものを考えていく必要があるだろうというふうに思います。人の話を、仮に聞かないからそのままということではなくて、その状況というのは、やっぱり本当に命が危ない、その命に関わるものだと、例えば食事はまったくとらないなんていう場合は、これは強制的に、やっぱりその人の安否をしっかりとって、すぐさまそれに必要な、適切な対応を取っていくということも、私は必要だと思っています。

そういうことは、ただ町だけの判断で、専門的な見地から、十分それは県との協議をしていかなければならない。ときと場合によっては、やっぱり別な団体と、あるいはその助言を受けなければなりませんので、そういったことを含めながら、十分検討していきたいというふうに思っています。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 本当にそのとおりだと思います。私もやはり、この西会津は、高齢化社会になりますから、お年寄りが多く、やはり積極的に外に出る機会が少なくなってきたのかなと思っております。そして、やはり行政サービスも、こっちから積極的に、こういうサービスがありますよ、どうですかという声かけが、やはり必要かなと。いま本当にサロンで、西会津、サロン活動が活発であります。そしてやはり、お互い助け合う気持ちがかんたん希薄になってきているから、ちょっと心配だったものですから、今回この質問をさせていただきました。

本当に、普通ですと、普通、お年寄りに対して、どうですか。大丈夫ですよと普通答えます、たいがいの人は。それに対して、本当に大丈夫なのかということを見抜けるというんですかね、その後に孤独死したり、そういう人が全国にあります。例は全国であります。西会津にもそういう方がこれから増えてくるのかなと思っております。何かそういう対策というか、何か考え方はありますでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

西会津町は、まだといいますか、本当に隣近所の見守り等については、都会とかよりは当然、まだまだあるなというふうには感じております。ただ、いまほど議員おっしゃったように、本当にセルフネグレクトの人なんかは、そういう個人との関わり合いを拒否してしまうというような部分がありますので、そういった方に対しては、やはり周りの人が注意深く、温かい目で見守るといのがやっぱり必要だと思います。

そういったこともありまして、町では、さっき町長が答弁しましたように、サロンですかと、そういったことをしながら、あとは社会福祉協議会でやっております見守り協力員の皆さんにも協力していただきながら、常に個人を見守れるような体制づくりというのをしっかり取り組んでいけたらなというふうに考えております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 今の本当に、セルフネグレクトの問題は、すぐに解決できる問題ではないとは思っております。やはり互いに助け合い、本当に住みやすいまちづくりをしていきたいなと、いってほしいなと切に願って、簡単ではありますが、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(11時55分)

○議長 再開します。(13時00分)

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 6番、猪俣常三です。貴重な時間をいただき、一般質問をさせていただきますが、その前に、1月に入り、降雪量が徐々に増えてまいりまして、2月の16日現在で、屋根からの落雪による事故や、屋根に積もった雪の重さで、倒壊による事故が発生し、被災にあわれた方が7名ほどおられました。そのうちの4名の方が重軽傷を負われ、心からお見舞いを申し上げたいと思います。また、ほかの3名の方が尊い命を失われ、心からご冥福をお祈り申し上げます。

さて、先般、伊藤町長から提案理由の説明のなかで、いままで町政に熱い思いで取り組んでこられた数多くの事業内容や、新年度に向けた町政の取り組み施策等を示され、今後の西会津町のまちづくりの実現に向けた3本の矢、いわば心豊かな人を育むまちづくり、豊かで魅力あるまちづくり、人と自然に優しいまちづくりを柱に据え、定住人口と交流人口の拡大を図り、人口減少の歯止め、子育ての支援、少子高齢化やインフラ整備などの課題解決のために計上された予算案、67億7,000万円(64億7,000万円)を示されました。各施策を実施していくなかで、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、経済の活性化、人口減少対策、雇用の創出など、町政の活性化に向けた内容を伺ってまいります。

そこで、平成29年度の重点事業についてであります。国の、まち・ひと・しごと創生法に基づいて、平成27年度に西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、5年間の取り組みが示されておりますが、平成29年度に当初予算に組み込まれた重点事業について、町の考えをお伺いいたします。

次に、町内企業への支援についてであります。全国的な景気低迷から、町内企業においても、依然として厳しい経営状況下にあると認識しております。雇用の場の確保のためには、町内企業への支援についてお伺いをいたします。

1点目は、本町における地域経済の動向分析と対策についてお伺いをいたします。

2点目は、企業支援の取り組み状況と成果についてお伺いをいたします。

3点目は、公共事業の計画は積極的に推し進め、地域経済の活性化を図ることが重要と考えるが、町の考えをお伺いいたします。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 6番、猪俣常三議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、平成29年度重点事業についてであります。町では、平成27年12月に、人口減少対策と地方創生の実現を図るため、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。その基本目標は、資源を活かし仕事をつくる。地域力を活かし人に選ばれる。人を育み活かす。そして、世代をつなぎ交流を促進する。この4つの柱であります。平成27年度から平成31年度までの5年間にわたり取り組んでまいります。

これら、平成29年度における重点事業としては、1つ目は、子育て環境の充実強化であります。本年4月に、新たな保育施設である認定こども園が開園いたします。このことに

よって、敷地内において、保育から小中学校まで連携した施設が整備され、新たな子育て世代の利便性の向上が図られることとなります。このことは、若い人の移住定住の大きなセールスポイントになると考えております。また、これまでの保育所、入所児童2人目からの保育料の無料化に加えて、今度は1人目の保育料についても、現在、負担していただいている保育料を半額として、保護者の負担軽減と合計特殊出生率の向上に取り組んでまいります。学校関係では、西会津小学校敷地内に新たなプールを整備をし、児童の体力や泳力の向上を図る環境整備を進めてまいります。

2つ目は、地域資源を活用し、新たな産業と雇用を創出するということでもあります。町内の豊富な森林資源の活用を図るため、今年度策定をした、森林資源活用型新産業化計画に基づいて、菌床栽培用のオガ粉の生産施設整備や、菌床きのこの販路拡大、チップ・ペレットなど、木質バイオマス燃料の生産と利活用等による、町独自の循環型産業に取り組んでまいります。平成28年度の地方創生拠点整備交付金事業によって、旧たばこ育苗施設を活用した菌床栽培規模拡大のためのバイオ施設整備事業を推進して、菌床栽培用リースハウス事業を継続して実施してまいります。また、菌床きのこの菌床規模拡大に取り組んでいくということでもあります。

3つ目は、若者定住と交流人口拡大のための取り組みを強化することでもあります。教育施設が集約する森野地区の旧尾野本小学校跡地に、子育て世代を中心とした若者向けの定住促進住宅を整備してまいります。このため、平成29年度は若者の転出抑制と移住者確保のための環境整備に向けた定住住宅の基本構想を策定してまいります。また、地域おこし協力隊については、現在5名から2名増員し、7名体制として、若い世代の外からの視点により地域課題の解決を図って、交流人口の拡大や定住対策等に取り組んでまいります。

さらに、西会津国際芸術村は年間4千人を超える来館者が訪れております。情報発信や交流の拠点となっていることから、引き続き施設の改修や各種企画をとおして、さらなる来館者数の増加や交流の拡大を図ってまいります。

4つ目は、安心・安全なまちづくりを進めることでもありまして、野沢地区と奥川地区を結ぶ西会津町縦貫道路整備事業であります。町道部分の野沢柴崎線改良工事は、平成14年度に工事着手し、重点事業として整備を進めてまいりましたが、平成29年度の改良工事をもって完成する見通しとなったところであります。本路線の開通により、利便性の向上や安全な通行が確保されるとともに、地域の活性化と交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。今後も接続する県道の早期完成に向けて、引き続き関係機関へ要望活動を行ってまいりたいと考えております。

このように、まち・ひと・しごと創生総合戦略に計上している各種事業を着実に実施し、総合戦略の目標達成に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に町内企業への支援についてお答えをいたします。

まず、地域経済の動向分析と対策についてであります。町内に立地する主要企業10社の最近の景気動向については、昨年同期と比較して、売り上げを伸ばしている企業が3社、変わらない企業が2社、落ち着いている企業が5社などとなっております。半数の企業では厳しい経営状況となっております。各企業においては、経営状況を改善する対策

として新たな製品開発やコスト削減に取り組むなど、経営努力をしているとのことであります。人員の確保については、新規・途中での求人募集に関しては厳しい状況にあって、人手不足も慢性化しているということでもあります。

このような状況から、町では今年度も4月に町内の企業への訪問を実施して、景気の把握と企業支援のあり方について意見交換を実施してまいりたいと考えております。また、立地企業の本社訪問も併せて実施するほか、県東京事務所と情報交換を行いながら、企業誘致や企業支援のあり方についても調査してまいりたいと考えております。

次に、企業支援の取り組み状況と成果についてであります。企業支援事業補助金につきましては、平成23年度に創設し、研修費用や展示会などの出展費用、新卒者雇用に対する補助金の支給などの支援を行っているところであります。その実績は、平成23年度からこれまで、延べ41社の会社や団体に総額549万8,540円を交付しており、企業の経営支援や人材の育成、確保に一定の効果はあったものと考えております。

今後も町内に立地する企業が、本町で安定した企業活動につながるよう支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 6番、猪俣常三議員の町内企業への支援のご質問のうち、地域経済の活性化についてお答えいたします。

おただしの、公共事業の計画を積極的に推し進め、地域経済の活性化を図ることについてであります。町としましても、地域経済の活性化を図る上で公共事業の推進は重要であると考えており、道路整備や上・下水道整備、公共施設整備等の公共事業については、緊急性や優先度等を見極めながら実施計画で調整を行い、予算に計上しているところであります。

実施計画の調整にあたりましては、年度間による事業のバランスや起債の借入額など、中・長期的な財政計画と整合を図りながら、総合的に調整をしているところであります。また、工事の発注にあたっては、可能な範囲で町内業者を優先して指名するなど、町内業者の育成と支援を図っているところでありますので、ご理解願います。

なお、平成29年度の一般会計と特別会計の当初予算額総額に占める公共事業費の割合は26.1パーセントで、前年度の26.2パーセントとほぼ同じ割合となっており、また、平成27年度決算における工事請負費の町内業者割合は48.5パーセント、金額にして4億2,288万9千円となっております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 先ほど、縷々細かくご答弁を賜りました。再質問に入ってまいりたいと思っております。私は、とにかく重点事業にかかる地方創生に関する西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略について再質問を伺いますが、まずは先ほど申し上げましたように、総予算64億7,000万円のなかの、約9億2,500万円を超える創生総合戦略が示されました。主な事業といたしましては、43項目にわたっておりますが、重点事業の内容について、何点かお伺いしてまいります。

まず最初にお聞きしたいのは、私はとにかく気にかかっているところではございますが、

風評被害払拭の件と、それから、農業に関しては、新規事業や各種の事業についての内容でございますけれども、この2点、お伺いをしたいと思います。

まず、米の直接支払交付金制度というのが、平成29年までの実施がされますけれども、平成30年度からは廃止となるということでご説明はいただいております。今後、町の農業の方向性を打ち出していく重要な年度であろうと、こんなふうに思います。

そこで、米、ミネラル野菜、きのこを柱として農林業の振興を考えているということですが、新規事業、各種事業に取り組むという、この強い姿勢を、まずひとつお伺いしたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

いまほど議員おっしゃられましたとおり、平成30年からの国の政策の転換に伴いまして、来年度、平成29年度は、いろいろな仕組みづくりの年になってくるといふふうに考えているなかで、ご指摘の米、それからミネラル野菜、きのこにつきましては、本当に西会津町独自の3本柱の施策になっているといふふうに考えております。

これらのなかで、主な新規事業ということですが、まずはきのこの部分になってくるわけございまして、先ほどの町長答弁にもありましたように、平成28年の繰越事業にはなりますが、実質29年度で実施する事業としては、菌床バイオ施設の整備の部分。それから、継続事業とはなりますが、来年度は菌床のハウスの整備事業につきましても増棟しまして、4棟を平成29年度の当初予算で計上しているところでございます。

次に、ミネラル野菜の部分につきましては、これについては、新規事業としましては、トップセールスの部分になってくるかと思っております。会津17市町村が初めて東京都内で、8月にトップセールスを計画しております。西会津町は、いままでJA会津よつばさんと、それから喜多方市さん、北塩原さんと連携しまして、トップセールスもやっておりますが、今回はこの17市町村の初めてのトップセールスにしっかり対応してまいりたいというのが2点目でございます。

あわまして、米につきましても、このトップセールスとは別に、会津よつばさんのほうと毎年トップセールスを繰り広げておりまして、成果も出ております。平成29年度も機会あるごとに連携しながらトップセールスに努めて、町長を先頭をお願いしていきたいといふふうに考えておりますが、そのような形が主な新しい取り組みということでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 分かりました。そのなかで、これからの農業が拡大した面積を集約するというようなことでありますけれども、実は、この西会津町そのものは、中山間地が主であろうと、こんなふうに思います。こういったところのバランスをどのようにお考えになっているのかを、ひとつお尋ねしたいと思います。

○議長 ちょっと分からないときは聞いてください。どう答えて分からないときは、答弁することを聞いてください。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 言葉足らずだと思いますが、とりあえず、規模拡大の状態をすることが、ひとつは国も県も求められているんだろうと、こんなふうには思うんですが、ここと本町に

おいては、面積が小さいところの部分で、非常に、中山間地帯というのは、非常にこう作業がしにくい、この米なんかは、なかなか維持する、しない、非常に悩んでおられというふうに思います。ただそのなかで、本町においては、どのような形で、この本町の農業政策をもっていかれるのか、米をちょっと主にしてお聞きしたいと思います。

一番なのは、米がどのように守っていかなければならないかということ、いろいろと悩んでおられると思います、いま現在も。そうした場合に、これといった施策があるのかどうか、また町としては、このように考えているということがあるのかどうか、そこら辺をお尋ねしておきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、これからの農業の、私は基本的なことを申し上げたいと思いますけれども、まず、米づくりであります。いまほど議員からもご指摘ありましたように、これから平成30年度になりますと、今度は米は自由につくってくださいよと、減反割り当てはしませんよ、その代り補助金はカットしますよ。こういう極端な話、そういうことになるわけがあります。そこで、米づくりがどう生き延びていくかということについては、やっぱり西会津米という、これまでつくってきたブランド化を、やっぱり大事にしなければならないということで、これまでのトップセールスのなかでは、西会津げんき米、あるいは有機、こういったことが評価をされ、そして、また味についても非常にコシヒカリというのが魚沼産に匹敵するというようなことで、高い評価をいただいているわけです。

今年、昨年から、いままでまったく入ることのできなかった関西方面に行って、ようやく関西方面のなかで西会津米というのが引き受けていただける。これはコープという、近畿コープ、こういうところで西会津の米というのが、一つの大きなチラシのなかで、特枠を付けていただいて、ということで、非常にこの取り扱いに対して、非常に丁寧に、あるいは真剣に取り組んでいるということでありました。ですから、これからは、やっぱりそれはもっともっと拡大をしていかなければならないと、そういうことで、売り先そのものについても、これは町だけではなくて、生産者と一体になって、やっぱり販売ルートを確保しなければならないというところがひとつあります。

一方では、米づくりというのは、やっぱりこれから災害を守る、安定した地域の農業基盤と同時に、やっぱり洪水から守るという多面的な機能が、この農業にはありますので、これからは規模がどんどん拡大をするということについては、非常に微妙かなというふうに思いますけれども、現在の田んぼがこれ以上荒廃にならないような対応策をやっぱりどうしてもつくっていかなければならないと思っています。

そのためには、個人の経営というのは、そろそろ限度がきているわけですね。いわゆる高齢化になってしまっているという部分と、それから、後継者という問題がやっぱり出てきておりますので、これからは、やっぱり集団的な経営方式に移行する時代になってきているということですから、組合法人、あるいは農業法人化、こういったことを指導しながら、しっかりとした基盤をつくっていく必要があるだろうということで、今年は昨年以上にそういうことについて前向きに検討していく必要があるだろうというふうに思います。

そこにはやっぱり、機械化という、個々の機械化ということについては、そろそろ限度がきておりますので、そういったことも含めながら、やっぱり先進地を見習って、一つの

形をつくっていく。これがやっぱり、いまの米づくりに対する一番の大きな課題であります。

もう一つは、畑作であります。これに変わる農業方法はどうするのかということは当然出てくるわけです。その一つに、私は農業と林業というのは抱き合わせていかなければならない。

それで、いま、西会津町の仕事をつくるという資源を活用した最大の課題というものは、この広範な86パーセントの面積を要している資源をどう活用していくか。それには、そこから、いわゆる木質バイオ、あるいは仕事をつくる。最終的には何回も話をしておりましたけれども、やっぱりこれをオガ粉を生産する。あるいはペレットをつくる。こういうところの工場の立ち上げまで、一貫した体制をとっていけば、50名の雇用は、私は生まれるというふうに思っています。ですから、やっぱりそういうような対応をやって、その一環として今回のきのこの培養施設というのは、その過程にあるということでもあります。ここが最終的ではありません。

ですから、その先をやっぱり見通したこれからの産業づくりというものを行っていかなければなりませんし、そのために私は団地化をいく、仮に考えるならば、西林の地域の一体化を、これはこれからそうしたきのこの団地化栽培をできるような、その制度仕組み、あるいは土地の利用価値、こういうことをやっぱりあわせて考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。そうした対応を、これからどんどんと体制をして、まずそこに活動、いわゆる仕事を求めていく。

そしていま、ミネラル野菜です。これをやっぱり対応しながら、どんどんこれはミネラル野菜をやっぱりつくっていく、そしていま、売り上げは2倍になっています。このことも生産者と一緒になって、多品種に向けた取り組みを、生産者を対応してやっていくということですから、販売ルートと生産が一体となった形が、まさにミネラル野菜の家ではないかなというふうに思いますので、今後そうした基本方針を立てて、しっかりと農業経営をしていくということでもあります。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　大変分かりやすく思いを伝えていただきました。その販売と農業者との関係をきっちりと政策に反映していただきたい。期待をしております。

そこで、先ほど関西の話が出まして、一番私も心配したのが、風評被害の払拭が放送で、ちょっと報道で耳にした点がございました。関連して申し上げますと、農産物の販売にあたって、トップセールスで町長が懸命にこう取り組んでおられますが、東京電力福島第1原発事故に伴った放射線による影響で、やっぱりまだ農産物への風評被害の払拭は解消はされていないということでもあります。まず米をはじめといたしましても、農産物の福島産が、県外において、この表現が正しいかどうか分かりませんが、一部の消費者の方から、買い控えられるような風評が報道されていたことでもあります。大変これはショッキングなことでもあります。今後その風評被害払拭に向けた取り組みなどの姿勢をお尋ねをしていきたいということで、再度、そのある業者に聞きましたところ、なかなか関西のほうの米の買い取りをしてくださる業者というのはなかなか見つかってはいないという話を、ちらっと風の便りで聞きましたが、その思いを跳ね飛ばしていただけるような取り組み方を期待

するものでありますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君

○農林振興課長 関西地区におけるトップセールスの評価等につきまして申し上げたいと思いますが、議員おただしのおりでありまして、なかなか厳しい状況が続いていたということでもあります。そういったなかではあります、毎年毎年、町長を先頭にトップセールスをやっていただきました成果が、昨年、結びまして、コープ近畿ということで、90万人以上の販売先を持つ団体と契約をすることができたということでもあります。

確かに、おただしのおり、俵数としましては200俵、400俵というような形で、600俵、700俵程度の量ではございますが、長年のそういうトップセールスの人とのつながり、それから信頼関係、味に対する評価、こういった部分がうけまして、何とか契約を継続いただいているというような実績が出ております。

このほかにも、去年は米関係で、いろいろ成果が出ております。そういった部分も着実にありますので、風評の払拭対策はしっかり取り組んで、今後も取り組んでまいるということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 とりあえず伊藤町長はじめ、執行者の皆さんにお力添えをいただいて、この風評被害の払拭に努めていただきたいと、こんなふうに考えております。

さて、本題のほうに入っておりますけれども、本予算の446万6千円というのが計上されているんですけれども、この払拭、被害の予算が計上されている、この考え方だけ、ちょっとお尋ねさせていただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 6番、猪俣議員の、こちらのほうの風評対策事業ということで、446万6千円の内容という部分でお答えしたいと思います。

こちら、消費者の部分での風評対策ということで、これまで全員協議会でもご説明しましたが、やってきた内容としましては、鶴見区にあるkura-café(クラカフェ)の運営費とか、情報発信事業とか、そういう部分をやってまいりましたが、今年は、申し上げましたとおりkura-café(クラカフェ)が廃止になるという部分でございますので、同じような、首都圏での消費者に向けました、いわゆる西会津ナイトという、西会津の物産とか、食の安全性をPRする部分を実施してまいりたいと。あと、首都圏を対象とした方々に、西会津に来ていただいて、そういうモニターツアーも実施していきたいと。

あと、そのほか、安全安心のPRということで、こちらのほうは、福島ホープスさんのほうへの、いわゆるPRですね、ミネラル野菜のPRという部分をやりまして、それら諸々で約446万円の分の費用を計上しているということでございます。

こちらはあくまでも消費者の風評対策という部分でございますので、ご理解いただければと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 内容、分かりました。まずこの風評被害の払拭にあたっては、懸命に本町の予算を取っていただいて、かなり気を遣い遣い放射線の量を測りながら、安全に安心を生み出しているわけですありますが、この全袋検査の効果というのは十分あると私は認識し

ております。この全袋検査そのものが、消費者に心から理解されているのかどうかというのが、とても疑問に思っているんですけども、そこら辺のところは消費者が分かるようなことで、全袋の理解はできる方法なんていうのはないのかどうか、おそらく本町ばかりの問題ではないと思うんですが、いずれにせよ、会津もしかり、全体がそうなっただろうとは思いますが、西会津からのそういう発信も必要なのかなとこう思っていることでお尋ねをするわけでありまして。

まず、踏み込んでそういった工夫などは考えてみたことがあるのかどうかだけ、お尋ねしておきます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 米の全量全袋検査のご質問についてであります。これは議員おっしゃられましたとおり、本町だけでございまして、福島県全体として、1俵も、1袋も逃さないようにということで、全袋、完全に実施するという取り組みを続けております。

当然、福島県全体の取り組みですので、そういったPRについても、県が先頭になって実施していただいております。先ほどのご答弁でも申し上げました、県外にトップセールスに行った際も、福島県でこういった取り組みをしているというようなことは、当然、米の関係業者でありますと周知されておりましたし、そういった部分を出して、福島県の米は逆に、全量、全袋をやっているの、一番安全だということをおPRをしてくれているところがございます。

したがって、県全体の取り組みのなかで、町としてもしっかりと対応していきたいということをご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 その強い決意で、いろいろと県との連携も保ちながら、安心安全な礎を築いていってほしいと、こんなふうに期待いたします。

それでは、この重点事業そのものに関わるところが、各議員の方々と重なるところがございまして、ある程度、私なりに角度を変えながら聞いてまいりたいと、こんなふうに思います。

そのなかで、基本目標の1におけるところの、資源を活かし、仕事をつくるなかにおいて、新しい仕事を創出するわけでありまして、その事業内容が具体化されていない要因が一つ見受けられるわけですが、ここのところをひとつお尋ねをしたいと思っております。

新しい仕事を創出するというところでは、ここのところは、ひとつの計画から外れているのかどうか、そこら辺のところ、どこかと重なり合っているのかどうか、ここのところをお尋ねしたいと思います。もし分かる範囲内であれば、お聞かせください。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 猪俣議員のご質問にお答えしたいと思います。

まち・ひと・しごと総合戦略の事業一覧のなかの、基本目標1、資源を活かし仕事をつくるというところの③に、新しい仕事を創出するというところが、事業が無いだろうというような、そういうご質問だと思うわけですが、今回、いわゆる町としまして、現在、きのこの大規模産地化というようなことで、いわゆる28年度事業で、いまの育苗施設

を改修しまして、そこに培養施設とか、そういう生産施設をつくっていくということで、今回、28年度事業で、そういった仕事創出の部分を、前年度でそういった対応をしているものですから、29年度の新しい仕事というのには、ここには入ってこなかった。その1点と、あと、当然そういう森林資源を使った事業を、今回、農林業のほうでも計画しておりますので、そちらのほうは町の仕事を磨くというような、そういった面に含まれたということでありましたので、ここには、ほかにも入っているということで、特段、こちらのほうには入ってこなかったと、そういった理由でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ありがとうございます。確かに菌床栽培をする際の培養施設ということだから、だいたい28年度は補正で、たぶん2億1,000万円くらいの金額が載っていたのかなと、こんなふうに思いますので、まず、力を注いでいただきたいと、こんなふうに思います。

それから、基本目標のなかの2におけるところの、地域力を活かした人に選ばれるなかにおいての部分でございますが、地域ブランディング力を高めるという事業のなかで、銚子の口の整備事業費100万円が計上されておるんですけども、このところの、どの程度整備されているのか、整備の内容をお聞かせください。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

銚子の口の整備事業の部分について、修景事業で100万円の予算を計上しているということでございます。こちらのほう、今年度、銚子の口の、いわゆる整備構想のイメージ図をちょっと作成したところでございます。それによりまして、今後、銚子の口の整備事業を進めていくという部分ではございますが、こちらのほう、来年度予定している部分は、線路側の高台のところ、ちょっと花壇等を整備していきたいというふうな部分を、植栽とか、花壇等を整備したいということで、この額を計上させていただいているところでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今回はその100万円で、ある程度、銚子の口の、ひとつの整備が何とか納まるということですね。その後は、まだいろいろ整備するところもあるというふうにご理解させていただいてよろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは、同じく西会津国際芸術村についてお尋ねをしてみたいと思うんですが、平成16年の9月に廃校となった旧新郷中学校に開設されて以来、公募展や、あるいはワークショップの開催など、芸術、あるいは遺跡等の展示、地域活性化に努めてはおります。

今後、活性化の拠点という施設となる取り組みを考えておられることから、一つは、定住・移住支援センターというものも含められて、今後、いろいろと整備がされている状況であります。たぶん平成27年から始められているはずですので、総予算とか、あるいは今後どういう形で、この人口交流、あるいは交流人口、定住・移住というのかね、そういうことで増やしていきたいというようなお話であろうと思ったので、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

芸術村に設置しております定住・移住総合支援センターの部分でのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

来年度につきましては、運営事業費ということで、約670万円ほどの予算を計上いたしまして、その移住・定住に向けた支援活動を行っていきたいということを考えております。先ほども申し上げましたが、今年度の相談件数につきましては、50件になっているということでございます。それにあわせまして、住まいや仕事のマッチング作業という部分をやっているという部分でございます。その部分を、今後の交流人口にも拡大を踏まえまして、やはり定住に向けた支援のような形で支援策を、町も支援していかなければならないということで考えております。

それにかかります、だいたい670万円ほどの部分は、ある程度、ホームページとか人件費の部分を運営費として当て込んでいるという部分でございますので、ご理解いただければと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 内容は分かりました。施設整備を進めてきているわけなんでしょうから、さらに交流人口の拡大をどの程度考えているのか、いままあ4千人くらい、非常にうれしい話だと思います。それで、優秀な人材がいるという話も聞いています。今後、5名から2名を増やししながら、そして、発信しようとする、この国際芸術村をいい方向に引っ張っていただいているんだらうと、こんなふうに思うわけですが、そういったところの、いまだたい予算は分かりましたが、含めて、方向性、さらにどのような形をもって、この町の考え方で国際芸術村を引っ張っていくのかなという、そういったところをお話、聞かせてください。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

先ほど少し答弁漏れがあったようで、大変失礼いたしました。芸術村の部分、いままでこれだけの事業費をかけまして整理しているという部分で、今後の目指す方向性という部分でございますが、やはりこちら、やはり町の交流人口の拡大の拠点施設だと、確かに位置付けしているところではございます。それを踏まえまして、あそこのなかで、ある程度、今後いま条例案も提案いたしますが、ああいう形で、いろんな催事をやりまして、交流人口の拡大につなげていきたいと考えております。

先ほども申し上げましたが、平成27年度は約4千人近くの方がいらっしゃっているということでございます。今年度も、ちょっと若干工事期間が入りまして、若干人数は落ち込んでいるんですが、それに近い数字は来ております。4千人弱という部分では来ているところでございます。

そのような形から、そこの国際芸術村のやはり発信力というのが、やはりあるのかなという部分は考えております。やはりいろんな催事によりまして、いろんなクリエイターの方とか、芸術家の方が、やはり訪れているというのが一番大きく、その方々が呼んでくるお客さまも非常に多いと。あと、やはり、来場者の方を考えますと、町内の方よりも、3分の1は町内の方で、残りの3分の2の方は町外の方でございます。その半分の方は、県

外の方ということで、大変、県外のほうや町外の方に情報発信になっているという部分になっておりますので、その部分が交流人口の拡大の、一つになっていただいているという部分でございます。

今後も、改修が完了しましたら、その情報発信を強化しまして、交流人口のさらなる拡大をしていくような形で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　総予算の関係で、ちょっとお話が聞けなかったんですけども、平成27年から、今回5千万円ほどがあつて、云々があるんですけども、その金額と平成27年あたりからつくっている、非常に工事をしている最中なんですけど、そこら辺のところはどうなっているんでしょうか。

○議長　　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　　大変失礼いたしました。総予算という部分で、一応3年間の事業ということでございまして、概ね、実施設計費と工事費を含めまして、だいたい初年度が1,500万円ほど。2年度につきましても、県のサポート事業ではやっぱり1,500万円ほどとなっております。本年度、また同じように省エネということで、リノベーション事業ということで、3千万円ほど入れておりますので、それで合わせまして6千万円というふうになります。来年度、ここに計上しておりますように、5,100万円ということでございますので、約1億円を超える事業費を投入しているという部分になっておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　分かりました。それだけの大金、多額の経費をつぎ込んでいられるわけですので、立派なものをつくっていただいて、そこからまた発信する力は多く出るのではないかなと、こんなふうには思ひます。ただ、この間、組織関係についてはこのような考え方とか、説明はございましたが、そこら辺のところは誤解のないように、あとはいい方向付けで、きっちりとした体制を指導したり、監視したりしていただいて、いいまちづくりに寄与してもらいたいということをご期待を申し上げておきたいと思ひます。

それから、最終的に基本目標の、世代をつなぎ交流を促進するというようなことでございますが、野沢地区と奥川地区を結ぶ西会津地区の縦貫道路整備事業であります。これ非常に、現在、形として新橋屋橋が、いま現在つくられている。ただ、私がちょっと耳にするところでは、これは前山口町長がつくったものだというようなことをおっしゃってはおられる方もいる。しかしながら、予算を取って、そして仕上げてくれるというのは伊藤町長であろうと私は思ひます。その代り、このできないという橋ができるということになったんだから、これは評価すべきではなかろうかと、こんなふうには思ひているわけであります。

だとすれば、ここをきれいにすることによって、先ほどの伊藤町長の説明のなかで、経済が活性化になる。あるいは通行が非常に便利になるということでございますので、そのところの柴崎2号橋というんでしょうか、2号橋と、それから、途中3号橋の間は、ここの道路の改良工事のなかに含まれているのかどうかだけを確認したいと思ひます。質問がちょっと分かり難いかどうか分かりませんが、分かる範囲内でお聞かせいただきたい

と思います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 いまほど町の縦貫道路の整備ということで、いただきました。議員おっしゃったとおり、この縦貫道路については、奥川地区から野沢地区を結ぶ大きな構想のなかでの道路でございます。今次、この計画のなかに含めましたのは、橋立3号橋ということで、本年度、架橋はいたしたんですが、暫定的な整備ということで、来年度にその前後の取り付けも含めて完成をさせるということにしております。

なお、橋屋橋につきましても、現在、工事が進められておりまして、平成29年度のなかでは完成をするということで、そういった意味からは野沢柴崎線につきましても、全部完成するというような運びになっております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 本当に、ここまでの努力というのは、伊藤町長、大変苦勞されてきているんであろうと、私はそういうふうに理解をしている一人ではございます。ますます、こればかりではなくて、もっともっと力を出して切っていただきたいと、こんなふうに願うものであります。

それから、町内の企業への支援についてお尋ねをしたいと思います。縷々、詳細に説明をしていただきました。お答えをいただきました。内容については理解できました。今後、これだけ経営が厳しい状況のなかでございまして、行政としてできる限りの公共事業とか、あるいはいろんな企業に対する研修だとか、それについての支援のことがあるとすれば、力強く支援していただきたいと、こんなふうに願うものであります。一言その決意をお聞かせください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 毎年、全ての企業というわけにはいきませんが、企業訪問をいたしております。議会が終わる4月以降になりまして、また企業訪問等々させていただいて、やっぱり先ほど言いましたように、社会情勢のなかで経営状況というのは相当厳しい環境にあることは間違いありません。ですから、そのなかで一番何がいま、その企業で問題になっているかということから、やっぱりいろいろな話を聞くことによって、一つでも問題の解決になればなというふうに思います。

それで、統一した企業の問題点だけでは決してありません。例えば、冬期間の除雪の問題しかり、さらには今後、企業として新しい商品開発でどういうふうやっていくかということと、それから、いま喫緊の課題で、こういう対応をしてほしいということも出てまいります。これは町として、十分検討してできるものについては、やっぱりしっかり対応していくということでありますから、具体的な話を出さなくて申し訳ないんですが、今後そういう相談に、具体的にのれるような対応策を取っていくということであります。

もう一つは、やっぱり本社機能が東京にあるというような場合は、やっぱりそれは東京のほうの本社にも伺って、そしてこの支援を仮に要請をしていく、今後、西会津から撤退なんていうことのないように、ひとついろいろと面倒をみていただきたいとか、あるいは、もっともっと工場に投資をしていただけるような対応策はないかとか、そういうなかで、やっぱり出されてくるのは、人力的な不足の問題とかというのをい出してまいりますから、

先ほど言いましたように、今度は、やっぱり確保する、人員を確保するための施設を、やっぱりしっかりやっていかなければならないというような意見交換などをしながら対応していくと。

そしてもう一つは、企業誘致に向けた、これは絶対忘れてはならないことだと思うんです。企業誘致というのは、やっぱり優秀な企業が地域に入っただけだけでも、非常にありがたいことなんです。それは、非常に、かつてのように高度成長のような時代ではなくなってしまったということもありますけれども、まだまだ異種業種、いろんな形なかで、隙間産業なんていうのもあるわけですから、やはりそういう企業が西会津町に入っただけのような、そんな意見交換などを、東京事務所といろいろ話し合いをしていきたい。具体的にはなりませんでしたが、いろんなそんな話はあることはあるんですね。そういうことを含めながら意見交換などをしていきたいというふうには思っておりますので、そうした企業全般的にわたるようなことも含めながら、しっかり町として取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長 時間ですので。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 時間もまいりました。本当、熱い思いでお答えをしていただきました。まずその思いを実現できますことを心から期待を申し上げまして、私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 皆さん、こんにちは。4番、小柴敬であります。今回、2つの大きな項目について一般質問の通告をいたしております。明快な答弁を求めたいと思います。

まず第1点であります。監査委員制度についてであります。12月議会におきまして、同僚議員が監査委員経度についての町長のお考えについて質問をいたしました。答弁のなかで、監査委員に対して、報告内容等について意見を申し述べたことは一切ないとありましたが、次の3点について事実関係を含めてお伺いをいたしたいと思います。

1つとしまして、9月議会終了後に監査委員2名を町長室に呼んだ理由についてであります。

2項目目、政経東北11月号の記事のなかで、監査委員を後から町長室に呼んで注意をしたとの記載がありましたが、その事実関係について。

3項目目、12月議会終了後であります。監査委員、それぞれ2名に対する対応について、これをお伺いします。

2点目であります。地方創生交付金、これは菌床生産培養施設整備事業についてであります。平成29年2月28日の議会臨時会におきまして、地方創生交付金、菌床生産培養施設整備事業の採択を受けまして、一般会計の補正予算(第7次)であります。2億1,287万6千円の地方創生費が可決されました。これは旧たばこ育苗施設を活用して、菌床の培養規模拡大のため、培養施設整備費の約2分の1が交付金として補助されますが、以下の点についてお伺いをするものであります。

1項目目、整備後の管理運営は農事組合法人会津きのこ工房とお伺いしておりますが、現在のきのこ工房の生産規模、これはハウスの棟数、平均の取り扱い菌床、年間出荷額等

はどのくらいなのかをお伺いします。

2点目、計画段階にあると考えますが、現段階での新たに作ります培養生産施設、生産可能な菌床の数はどのくらいまで伸びるのかであります。

3項目目は、新たな雇用や新規就農者に対する町のお考えについてお伺いします。

最後になりますが、木質バイオマスボイラー、これはペレットボイラーを導入すると伺っております。この燃料となるペレットの調達についてをお伺いします。

以上、大きな2つについてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 4番、小柴敬議員のご質問のうち、私からは、監査委員制度のご質問にお答えをしたいと思います。

12月議会で10番、多賀議員にも答弁申し上げましたとおり、監査委員は地方自治法により普通地方公共団体に設置が義務付けられた、他の執行機関から独立した機関であります。その任務は、町の財務事務の執行や町政運営に係る事業の管理を監査し、公正で効率的な行政運営の確保を図ることということで認識しているところであります。

ご質問の9月議会終了後に監査委員に町長室に来ていただいたことについては、先の12月議会でも申し上げましたように、私の思いを申し上げたものであります。

改めて申し上げたいと思いますが、私は、いままで監査委員に対して、その監査内容の報告等について、意見を述べたということは一切ありませんし、今後も監査委員制度の趣旨と役割を十分認識して、適正な財務処理と効率的で効果的な事務事業の執行に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

その他のご質問については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 4番、小柴敬議員のご質問のうち、地方創生交付金、菌床培養施設整備事業についてお答えいたします。

本事業は、まち・ひと・しごと創生総合戦略、地域再生計画に位置付けられた、自主的・主体的で先導的な事業に対し、事業費の2分の1を限度に交付金が交付されるもので、国の平成28年度補正予算で創設されたものであります。

1点目のご質問の、農事組合法人会津きのこ工房の現在の生産規模に関してであります。会津きのこ工房は、町内生産者6名、町外生産者1名の計7名で組織されており、生産施設はハウス15棟、木造施設1棟で、しいたけ約7万4千菌床、きくらげ約1万1千菌床、合計約8万5千菌床で栽培を行っており、1生産者あたりの平均は、約1万2千菌床となります。町内での出荷量については、組合員からお聞きしましたところ、平成27年は、生しいたけ36.9トン、乾燥しいたけ128キロ、生きくらげ1,050キロ、乾燥きくらげ180キロとのことでありまして、出荷量に標準的な単価をかけて算出した販売額は、約4千万円が見込まれております。

2点目の生産可能な菌床数についてであります。今事業で整備いたします培養施設では、約5万菌床を培養する計画としております。これによって、いままで各生産者が培養に使用していたハウスをしいたけ発生栽培に利用できることになり、約2万菌床が増加する見込みで、さらに平成29年度以降、新たに就農する予定の方々へ約3万菌床を提供する

計画であることから、菌床生産数は現在の約8万5千菌床から、約5万菌床増加し、13万5千菌床となる見込みであります。また、冷房設備を導入する計画であり、夏場も収穫を行う周年栽培への菌床提供も可能となることや、西会津町外の新たな販売先も見込まれていることから、当面は現在の約2倍の18万5千菌床を目標に生産規模の拡大を図っていく計画であります。

3点目の新たな雇用や新規就農者に対する町の考えについてであります。現在、国の青年就農給付金を受給し、菌床きのご栽培の研修中の方が3名、平成29年度から受給する予定の方が1名おられ、受給者以外の研修生2名を加えますと、3年以内に6名が就農する予定であります。それ以外にも、興味があり、相談を受けている方が数名おりますことから、就農支援制度を有効に活用し、5年後には合計10名以上の就農を目標に支援してまいりたいと考えております。

また、新規雇用につきましては、今回の菌床培養施設を整備することにより、会津きのご工房の菌床生産部門で2名程度が見込まれるほか、きのご工房が直接管理する菌床栽培用パイプハウスの導入も検討されており、3名以上の雇用を見込んでおります。さらに個人農家でも規模拡大による法人化を検討している生産者が2名おりますことから、あわせて10名以上の新規雇用が見込まれているところでございます。

これは、土地利用型作物のように大きな面積の農地確保や高額な農業機械を必要としない菌床きのご栽培は、移住を希望される方にとっても取り組みやすい作物であり、加えて、今回整備する菌床培養施設や、会津きのご工房が直接管理する生産施設を研修施設と位置付けることで、移住して生活できるだけの所得を確保できる支援体制が整備できるものと考えております。

4点目の木質バイオマスボイラーの燃料調達についてであります。現在、町内でペレットボイラーを導入している施設は、地域連携販売力強化施設ミネラル野菜の家だけで、燃料についてはいわき市の業者から購入しております。平成29年度に開園するこゆりこども園や、今後整備される役場新庁舎においても、ペレットボイラーを導入することとしており、これらとあわせて購入することで、より安価に購入できないか、今後交渉してまいりる考えであります。

今後は、さらに、より安い燃料を提供できる燃料生産施設の町内整備に向けての具体的な検討を進めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、私の思いというものも含めて質問とさせていただきたいと思っております。今回のこの監査委員制度についての一般質問であります。議会をこのケーブルテレビの中継放送、あるいは再放送をご覧になったり、そして議会広報を読まれた方、実際はどうだったのか、肝心の本人が沈黙しているのはおかしい、事実関係を聞きたい。有識者の方、そして私の支持者の方からお叱りの声があつて通告をさせていただきました。前回、12月の同僚の多賀議員の答弁と、今回、同じ答弁がされておりますが、1項目ずつ事実関係のみ、ちょっとお聞きしていきたいと思っております。

町長が思うところの、呼んだ、来ていただいた、それはいいとして、事実、我々が監査委員2名が町長室に行ったことは事実であります。このことは町長もご認識していただ

ると思いますが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 そのとおりです。あの監査委員の方々に、町長室に来ていただいて、当時の決算内容について、これは、かつてあまりないことでありますけれども、かつてないと言っていいほどではないかなと。決算が否決をされるという、大変重要な内容でありましたことから、その監査委員の報告内容と否決に至った、当事者たる監査委員のとおられた行動に対して、私はその思いを伝えたということでもありますので、その話を聞いていただいたということは事実であります。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 町長の言われる思い、これを語ったというふうなことではありましたが、いろいろとその捉え方あるかと思えます。ここで言った、言わない、これは私の、本来この一般質問をする能力、そして町側からいい答えを引き出す。こういったところには長けていない部分があります。それで、今回考えたのは、事実関係についてお伺いをするということでもあります。

2項目目に入りますが、政経東北の記事についてお伺いをします。ご存じのとおり、記事にも載っておりましたが、政経東北の10月号に、西会津町長2期目のおごりと称して記載をしました。また、11月号は、直接会ってお話をしたいとの伊藤町長の回答から、インタビュー記事ということになっておりますが、間違いはないでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この場合は、いわゆる町政全般にわたる内容の質問でありますから、その週刊誌の、この前も同様の質問、議員の同僚の方が質問されておりましたけれども、週刊誌の記事を議会の場に持って、そしてこれはどうだ、何が誰言った、こうだああだと言うことは、事実関係はどうなのかといったって、これは書く人の思いと、言った人の思いが違った場合に、どういうふうな対応になるかということなんです。というのは、書く人は、自分の思いで書いている部分が相当あるんですよ、これは。ですから、当時、私がこういうことを語ったといっても、記事になっていけば、それがいかにも現実的な形として一般化されて見られる。これは私の現実問題をそのままストレートに書かれたものかどうかということではないというふうに思います。

ですから、読む人の立場になって、面白おかしく書くのが週刊誌や、あるいは一般的なそうした類のものではないのかなというふうに思いますので、書かれたこと自体は、そういう記事にいろんな形で載っているということは、私も見ましたけれども、文言がうんぬん、あるいは中身はどうであれ、書かれたことは事実だろうというふうに思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 いま書かれた内容については事実であろうかと思うということでありましたが、当然、インタビュー記事ということでもありますので、録音テープ、あるいはICレコーダーに吹き込んで、それを文章に起こす。当然、後から読者の、面白おかしく読ませてやろうということで、脚色も含めて再現するものだというふうなことも推察はされます。また、そういったことに関しましては、言った、言わないで訴訟に発展することもあります。記録を取るということは重要なことでもあります、実際に記録というものは取ったんでしょ

うか、事実だけお伺いしたい。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 裁判記録とか、重要なポイントで、何かその大切な文言が掲載をされるということであれば、お互いに書いたものに対して、この照合し合うということもあろうかと思えますよ、いろんな大事な場面であれば。しかし、こういったことは、聞き取りとか、あるいはその方が思うことを記事にするわけですから、その記事に対して、私はそれを照合したわけでも何でもありません。こういうことが、果たしてこういう場のなかで、言ったとか言わないとかと問題になるかどうかということは、質問者が一番分かるわけじゃないですか。いままで週刊誌ずっと見てくださいよ、あのいまの政府とか、あるいはいろんな方々が、政治に携わる方が、いろんな文面でいろんなこと書かれています。いちいち取り上げていたら大変なことになりますよ。私はそういうことが事実かどうかというのは、はっきり言えばその人本人に確認したほうがいいんじゃないんですか。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 事実であるかどうか、本人に確認するという提案もありますが、私はそういう手法ではないので、3つ目に移ります。

議会終了後というか、聞くところによりますと、代表監査委員のところに訪問したというようなことではありましたが、その点についてお伺いしますが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私は、いろんなところに歩きます。奥川に行ったり、新郷に行ったり、群岡に行ったり、あるいはこういうことでいろんなところに行って、たまたまお茶のみに行ったり、いましたかとか、アポも何も取っていないというようなところも多々ありますよ。ですから、確かにお茶のみなり、あるいは伺ったということでもあります。

ですから、例えばこういうことだけの問題で特化して行っているというようなこと、そういうことだけで勘ぐりはおやめいただきたいなというふうに思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 いろいろとお伺いをしましたが、私の思いというものをちょっと聞いていただきたいと思って、最後にこの質問に対してお伝えしたい。私は実際に行って、皆さんご存じだと思いますが、若い時に全寮制である防衛大学校、ここを卒業しております。4年間、この議会の席では関係ありませんが、私のベースとなっている思いですので聞いてください。盗むな、欺くな、嘘をつくな。これが私たち学生に対する不文律でありました。これを1項目でも破れば、自分たちで学校を出ると、そういうようなところで4年間学んできました。

今回、町長は、議会議員7期、そして町長2期という輝かしい経歴の持ち主であります。また、みんなの声を聞く町政、これを政治の基本理念にされている町長としまして、私は今後も誤解をされない、公平公正な態度で、我々議会、そして監査、そして町民に接していただきたい。今後の判断、この議会をご覧になった方々に、今後の判断は委ねたいと思います。

続きまして、2点目の菌床きのこに対する質問に移らせていただきます。では、1点目、現在の菌床施設の所有者というものは、どこに該当するのでしょうか、お伺いします。菌

床きのこの培養施設の所有者であります。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 培養施設の所有者ということでありますが、これからつくっていく施設ではありますけれども、いまの現在のたばこ育苗施設につきましては、町の所有物でございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 現在の菌床施設の所有者というのは、現在きのこ工房が菌床をつくっているということで、レンタルしている施設ということで示したんですが、育苗施設の所有者と含めまして、町ということでの返答でよろしいですか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

議員のお話のとおり、いまきのこ工房でつくっております生産施設のほうは、町の所有のたばこ育苗施設を一部改修して、生産施設として、いま使っていただいております。ですから、お答えのとおり、町の所有物でございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 この完成したときの質問というか、菌床1個当たりの価格というものに対しては、どのくらいにあたるのか、現在の菌床の値段と含めて、もし分かる範囲で結構ですが、お知らせいただければありがたいんですが。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 菌床1個当たりの値段につきましては、この計画を国に申請する段階で、町で調べた内容の中では、1個230円程度というふうに考えております。そこに培養するわけでありまして、今度は培養代をいくらみるかということになるわけでありまして、これにつきましては、実際、生産する、培養するきのこ工房との綿密な打ち合わせがないと、なかなか判断できないところではあります。おおよそ20円から30円程度は、少なくともかかるだろうというふうに見込んでおるところでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 2月の28日、全員協議会のなかで、ざっくりとしたといいますか、金額、収入、あと支出をお伺いしました。収入として、菌床で386万円、培養で80万円、合計で466万円、これを見込んでいるということであります。また、支出ではあります。燃料費100万円、オガ粉の仕入れ代といいますか約50万円、そして、人件費280万円、リース料17万円か18万円、それで減価償却18万円ということでありましたが、これによる人件費280万円というのは、何名分で考えていらっしゃるんですか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 この280万円でありまして、いまほど議員申し上げましたとおり、菌床の培養施設の分でありまして、見込んでいる人数は、先ほどの答弁のとおり2名は雇用されるであろうというような人件費になっております。ですので、生産の部分とはちょっと、いまやっている生産の部分ではまた別に人件費はかかるようになりますが、それは別途ということでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

- 小柴敬 では確認します。今回のこの予定は、新たな菌床施設、これができあがったところに対する収入支出ということでよろしいでしょうか。
- 議長 農林振興課長、玉木周司君。
- 農林振興課長 そのとおりでございます。
- 議長 4番、小柴敬君。
- 小柴敬 今後の運営等を考えますと、おそらくこれは町が委託管理制度を導入して、そして将来的に運営していく一つの基盤だというような形がこう見え隠れするんですが、今後、とりあえず来年度完成をします。完成をしたあと、きのこ工房に試験操業というか、そういった任せて、そのときに、次年度、平成30年度に関しましての運営に関しましては、町はどのようにお考えでしょうか。
- 議長 農林振興課長、玉木周司君。
- 農林振興課長 お答えいたします。
施設整備後は、会津きのこ工房への賃貸借契約というふうに考えております。
- 議長 4番、小柴敬君。
- 小柴敬 賃貸借契約ということであると、この支出の部分の年間のリース料18万円ということであるということでしょうか。
- 議長 農林振興課長、玉木周司君。
- 農林振興課長 先日の臨時会の際にも、ざっくりした数字と申しますか、計画書を作成する段階の数字ということで申し上げておりますが、先ほど議員申し上げられましたように、施設の賃借料、17、18万円程度、それと、積立金と申しますか、減価償却の部分が18万円程度見込んでおります。この両方の数字をもとに、今後、きのこ工房、賃貸借先のきのこ工房と打ち合わせをしながら、また、町の事業費、全体の事業費が決まりませんと、こういった数字も決まってくるので、今後、検討していくということでございます。
- 議長 4番、小柴敬君。
- 小柴敬 それでは、違う項目をお聞きしますが、同僚議員がよくおっしゃいますが、大規模生産と言われますけれども、これは我々どれくらいかちょっと見当がつかないんですが、取扱金額というか、売上金額というか、出荷金額というか、それに関しては、町はどのくらいが大規模だということをお考えでしょうか。
- 議長 農林振興課長、玉木周司君。
- 農林振興課長 お答えいたします。
昨年の12月の定例議会の一般質問におきましても、そういった部分で触れられた部分がありましたが、本当に目指すべき大規模と申しますのは、10億円を見据えた事業になるわけですが、いまの現状では、まだ1億円程度ということでございます。目標としては大きく掲げておりますのは10億円ということでございます。
- 議長 4番、小柴敬君。
- 小柴敬 雇用の創出目標、この年度は平成32年というふうにして伺っておりますが、これだけきのこ生産が行き届いていきますと、それぞれ各工房で、新たな雇用が生まれるということが予想されます。そのなかで、おそらくシルバー人材センターも使わなければならないというようなことになろうかと思いますが、いまのところの見込み的なもので結構

ですが、そういったことは導入計画のなかには入っているのでしょうか、入っていないのでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

いまほどの部分につきましては、菌床の培養施設の新たな雇用の部分のご質問だと思いますが、当然そういうことは考えられると思います。それは運営主体であります、きのこ工房の判断になるわけですが、人手不足からパートタイムで、そういった対応も考えられるところでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、最後になりますけれども、バイオマスの燃料に対する対策ということでお伺いをします。いま現在、ミネラル野菜の家だけで、いわきの業者から購入しているということでありまして、参考として手元に資料がありますが、遠野興産から1キロ45円税込みで、総量が入ってきております。今後、これに関しましては、ミネラル野菜の家に関しましては、県の（補助で導入した）バイオマスボイラーを使ってやっているの、県産材だということかと思いますが、今後、今回バイオマスのボイラーというものに関しましては、県産じゃなくてもいいというふうにお伺いをいたしておりますが、その辺はどうですか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げましたミネラル野菜の家に加えまして、今年度からのこゆりこども園、それから役場新庁舎の部分につきましては、この2カ所につきましては、同じく県産材の使用というような条件が付くかと思われま。

また、今回の培養施設につきましては、そういった条件は付かないわけですが、先ほどの答弁のとおり、なるべくまとめて買って、単価を安くするというような考えのもとでおりますので、県内の業者からの購入を見込んでおるところでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 隣の阿賀町でもつくっておる、キロにしまして45円（48円）、若干3円高いと、しかしながら、購入のために交渉の余地ありというふうにして、私は思っております。なにせ輸送コストが非常に低く抑えられるということでもありますので、その辺は十分、この先、検討していただきたいと思っております。

平成32年度、売上目標1億5千万円ということで、また雇用創出15名以上、これを期待して、今回の一般質問を終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。（14時40分）

平成29年第3回西会津町議会定例会会議録

平成29年 3月15日(水)

開 議 10時00分
延 会 16時18分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤 一 郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第3回議会定例会議事日程（第6号）

平成29年3月15日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 渡部 憲 | 2. 伊藤 一男 | 3. 長谷川義雄 |
| 4. 多賀 剛 | 5. 青木 照夫 | 6. 荒海 清隆 |
| 7. 清野 佐一 | | |

○議長 おはようございます。平成 29 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

8 番、渡部憲君。

○渡部憲 皆さん、おはようございます。8 番、渡部憲でございます。ただいまより一般質問に入りたいと思いますが、その前に、先般、ここで行われました子ども議会、西会津中学校の生徒さんが、ここで議会を行いました。素晴らしい議会でありました。特に議長さんの議事進行、そして議員さんの一般質問、そして再質問と、本当に的を射た素晴らしい質問でありました。私はこの生徒さんたちが、将来、西会津町のために議員となって、この英知を集めて、そしてこの西会津町の将来のために、本職の議員になって頑張ってもらいたい、つくづく私はそう思いました。本当に素晴らしい子ども議会でありました。我々も本当に見習わなければならない、そういうところが多々ありました。素晴らしい、本当に素晴らしいの一言に尽きると思います。

それでは、通告しておいた順に質問をいたします。

まず、除雪対策及び雪害対策について質問をいたします。

まず 1 番目、まちなかへの消雪パイプの設置について。

2 番目、雪害対策に対する町の方針について。

3 番目、空き家の除雪対策についてであります。

そして、2 番目は、ロータスインの設備充実、温泉健康保養センターのロータスインの設備充実についてであります。

その 1 つ、露天風呂の屋根の設置については、考えておられるのか。

2 つ目、浴槽の補修計画についてお伺いいたします。

これは、明快なる答弁を求めます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 8 番、渡部憲議員のご質問のうち、まちなかへの消雪・融雪施設設置についてのご質問にお答えをいたします。

現在、まちなかの町道野沢中央線は、タイヤドーザーで除雪し、沿線の住民の皆さんが流雪溝へ投雪をしております。流雪溝は、大量の雪を短時間に排雪できる優れた施設ですが、その一方、投雪時間を区切らなければならないなどの制限がございます。また、高齢者にとって投雪は重労働であり、その作業が容易でないことから、将来的には消雪・融雪施設の設置を総合的に検討することとしておりました。

消雪・融雪施設には、比較的 low コストで設置事例の多い散水消雪施設から、高コストであるものの、水量には左右されずに設置が可能な無散水融雪施設等があります。

町では、まず比較的 low コストで設置が可能な散水消雪施設のため、地下水の調査を平成 29 年度に実施することとしております。今後は、この調査結果を踏まえながら検討してま

いますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 8番、渡部憲議員のご質問のうち、雪害対策に対する町の方針及び空き家の除雪対策についてのご質問にお答えいたします。雪害対策につきましては、3番、秦貞継議員へお答えしたとおりであります、改めてご答弁申し上げます。

今年の雪害の状況は、人的被害が7件、建物被害が1件で、住宅1棟が全壊となっております。

町では、1月に雪害事故が多発したのを受け、ケーブルテレビ、防災行政無線での注意喚起及び注意喚起のチラシを全戸配布し、事故防止啓発に努めてきたところであります。しかしながら、その後も雪による事故が発生したことから、2月16日に西会津町雪害対策本部を設置し、全自治区を対象として、危険個所の聞き取りや、町内の住宅及び危険家屋の積雪状況の確認、雪崩や雪庇の状況等、町内全域のパトロールを実施し、雪庇等の除去を実施いたしました。

町民の皆さんには、ケーブルテレビやホームページ、防災行政無線により雪害対策本部設置の周知及び除排雪作業中の事故防止啓発を実施しております。また、次年度から雪害対策本部につきましては、積雪の多さにかかわらず、降雪期間中は常時設置をし、雪害事故防止対策に取り組むこととしております。

今後も雪による被害が発生しないよう、雪崩や雪庇の除去を実施するとともに、町民の皆さんへ注意喚起の広報を継続し、関係機関との連携を図りながら、雪害対策に努めてまいりる考えでありますので、ご理解願ひます。

次に、空き家の除雪対策についてお答えいたします。空き家につきましては、その所有者の個人財産であることから、所有者や管理者に管理責任が生じることとなります。降雪期には、雪庇や大量の屋根雪の落下、家屋の倒壊など、隣家や付近の通行人にも危害を及ぼすことも想定されます。こうした事故が起きないよう、空き家の所有者や管理者には、責任ある適正な管理が求められているところであります。

町といたしましては、こうした事故が発生しないよう、所有者に対し、適切な管理に努めるよう促すとともに、自治区長さんや地域の方々との連絡を密にしているところであります。今後も引き続き、空き家等対策の推進に関する特別措置法及び町の、空き家等の適正管理に関する条例に基づきまして、所有者等に対し対応してまいりますので、ご理解願ひます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 8番、渡部憲議員の温泉健康保養センター、ロータスインの設備充実についてのご質問にお答えいたします。

温泉健康保養センターは、健康の増進と地域の振興に寄与するため、平成4年にオープンし、現在、町内外から年間約7万人が利用しているところであります。現在、オープンから25年が経過していることから、毎年温泉施設の補修を計画的に行っているところであります。施設の長寿命化及び安心・安全な維持管理の観点から、平成29年度から平成30年度までの2年間で大規模な修繕を行う予定であります。

平成29年度は、安心・安全な温泉を提供するため、浴場内の浴槽及び床、天井並びに配

管などの衛生設備の機能保持を目的とした改修を行い、平成 30 年度では、温泉施設の屋根及び外壁の改修を行う予定となっております。

ご質問の露天風呂への屋根の設置についてであります。ロータスインの露天風呂は、利用者に開放的な空間での四季折々の自然を体感していただくという設計のもと、設置しております。また、露天風呂に屋根を設置した場合、冬期間の屋根の除雪等の維持管理や落雪の危険性があることから、安全・安心の観点から屋根の設置は考えておりません。

次に、浴槽の補修であります。床及び壁のタイルの改修、ジャグジー配管の改修を行う予定でありますので、ご理解願います。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 まずこれ、まちなかへの消雪パイプの設置についてお伺いします。いま、まちなかの消雪パイプは、何年になりますかね。壊れたまま、水は出ておりません。これは、一応町としては、どのようになさると、その昔のままの消雪パイプ、水は出ませんけれども、具体的にどのようにしていくんだと、この水を出すには、あれをみんな取っ払うのか、それともどうするのか、その考えをひとつお聞きしたい。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 まちなかの消雪パイプということで、現在まで埋まっていたものについてというご質問でございます。中央通り、野沢中央線にあります消雪パイプは、旧国道時代に設置をいたしまして、その期間、使用をずっとしていたわけですが、なかなか水の出の関係、また道路の傾斜の関係、いろいろ様々な不都合がありまして、最終的には老朽化もあることから、そちらのほうは廃止をして、流雪溝ということで、流雪溝に切り替えて、現在まで至っております。

そのかつて埋まっていた消雪パイプですが、議員もご存じのとおり、かなり古いもので、すでに老朽化しておりますから、それをまた再利用するというようなことは不可能かというふうに考えております。したがって、その施設を再利用はできませんので、先ほど申し上げましたように、もし設置する場合については、平成 29 年度に調査をいたしますので、その結果をみながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 消雪パイプは、なぜあのようなになったかと、原因、究明したことございますか、水が全然出ないと。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 これまでの消雪パイプということで、あの消雪パイプについては、ある程度水は出ていたという過去の経過はございます。ただ、何と申しますか、水が出るところ、出ないところ、また、排水面にちょっと問題がありまして、常にこの水ががぶがぶになって、かなり水はねがあつたり、また、施設自体が大分老朽化したなかで、噴水の出るところと、まったく出ないところがあったというようなことがありました。

あと一方、井戸についても、設置をして大分古くなっておったことから、俗にそぶといひますか、井戸自体が大分砂が溜まったりしまして、大分酷くなっていたというような状況があったようでございます。

○議長 8 番、渡部憲君。

- 渡部憲 古くなっていますからね、あれを撤去して、新しいものをつくるとなれば、これは大変な、莫大な金がかかると思います。そして、駅前もいま県道、あそこも水を出しております。しかしあの水は川の水なんですよ、地下水ではありません。あの駅前道路、あれは地下水ではないですよ、川の水ですよ、違いますか。
- 議長 建設水道課長、成田信幸君。
- 建設水道課長 駅前通りの県道ということで、駅から中央にかけての、あそこの消雪パイプにつきましては、井戸を掘りまして、その井戸の地下水を利用してしております。さっきいきました流水、それを利用してしておりますのは、流雪溝につきましては、一旦水をタンクに溜めて流水を使っているということで、消雪パイプは井戸の水を使っております。
- 議長 8番、渡部憲君。
- 渡部憲 私たちはね、あれは本当に水入れていますよね。あの同気さんの前から、あのタンクに、水、タンクに水入っているはずですよ。ずっといって、道の駅の下にタンク埋まっていますよね、あそこに水入るんじゃないんですか。だから川の水は全然使って、流雪溝の水をタンクに入っていないんですか、あれ。全然入っていない。そうすると本当に、駅前道路の水は地下水でやっているんだと、川の水は全然使っていないんだと、流雪溝の水は使っていないんだと、そういうことですか、全然入っていないんだと、もう一度。
- 議長 建設水道課長、成田信幸君。
- 建設水道課長 駅前通りの消雪パイプにつきましては、井戸を掘りまして、その井戸の地下水だけを使って、現在、利用しております。
- 議長 建設水道課長、成田信幸君。
- 建設水道課長 先ほど議員がおっしゃいました、よりっせにありますタンク、あれは駅前の流雪溝のためのタンクでありまして、その水をポンプでくみ上げまして、流雪溝ということで駅前では使っております。ですから、消雪パイプには使っておりませんので。
- 議長 8番、渡部憲君。
- 渡部憲 私の認識の違いといいますか、私もまちなかの流雪の関係の委員長をやっておりますから、だけどね、やっぱり俺は、実際本当は、あの水を使って水出しているんじゃないかとそう思ったんですよ。そう思っている人もいますよ。あの水を入れて、それで出しているんじゃないかと、だから、ろくに雪も解けないんじゃないかと。でも、本当にあそこは地下水を、井戸を掘って、その地下水をもって駅前の道路は融雪しておるんだと、そういうことですね。だから、あの流雪溝の水は使っていないんだと、ただ、駅前に流れる流雪溝の水、雪を解かず、流すというだけのためだということですね。だから、あそこは本当の地下水でやっているんだと、そういうことですよ。はい、分かりました。
- そうしますと、私は、雪はやっぱり流雪溝ありますけれども、やっぱり解かすんだと、私はそれが原則だと思うんですよ。何でそんなことを言うかということ、朝早く起きて戸を開けると、家の前には、こんなとんでもない大岩みたいなのがだっと並んでいるんですよ。我々はまあまあいいですよ、年寄りの、老人の方、それ1時間以内に全部きれいにしなければならない。流雪溝に入れなければならないとなったら、これはとんでもない仕事。ですから私は、そういうことを将来ね、年寄りが増えるんだから、この町は。そのためには、ローダーでがっとかいて、家の前に置いていくんじゃなくて、その雪を解かすんだと

いうことを、私は町として考えていただきたい。昔は、だって水出して、雪解かしていたんだから、だからそういうことを考えてもらえませんか。あくまでも流雪溝が本分ではなくて、やっぱりあくまでも雪は解かしてやるんだと、そういうことを私は、全部、まちなか全部一回でやれなんていうことは言いませんから、場所を区切って、年度計画で、ここまでは、何年度はここまでやる、何年度はここまでやると、そういう考え方はできませんかね。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答えいたします。

いま議員おっしゃったように、いまの野沢の中央通りは、確かにタイヤドーザー、いわゆる除雪車で雪を両側に置きながら、その雪を流雪溝を使って流していただいているということでございます。やはり、おっしゃるように、各戸、高齢者が大分増えてまいりまして、ある程度、除雪車も気を使いながら、あまり大きくならないように雪は置いてはおきますものの、やはり圧縮された雪ですから、確かに重いということがございます。そういうことがございますから、先ほど一番目に答弁申し上げたように、そういった点で高齢者には負担が大きいということから、将来的には、消雪パイプなり、あと解かす装置なり、そういうものを総合的に検討していこうということで、これまで町としても進めてきたところでございます。

そういったなかで、やはりいろいろ費用の面がございまして、そういったなかでは、解かす装置は大変いいんですが、やはり価格が高い。でしたならば、消雪パイプというのが、そういったなかでは一番コスト的には安いものでありますので、平成29年度、来年度ですが、そのなかで、その消雪パイプについての地下水の調査というのをさせていただくように、来年度当初予算でちょっと予算を計上させていただきましたので、その結果をみながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 課長、やっぱり雪は解かすんだということを前提において、今後いろんな融雪の事業に、やっぱり全部急にやれとはいいませんよ、金もかかるんだから、大変だから。だけど、部分的にこう年次計画を立てて、そしてあくまでも解かしていくんだと、そういう考えをもっていただきたい、そう思うんです。

ただ、よくやってもらっていることは確かなんですよ。我々も克雪委員会の委員やっていますから、流雪溝のなかを雪が滑りやすいようにいろんなことをやってもらっています。だから、今年もそんなに雪詰まりってなかったです。だから、課長たち、町としてもちゃんとした対応はある程度してもらっている。それは私は評価します。そのとおりだと思います。

だがね、これから年寄りが多くなる町ですから、なるべく年寄りの人には負担をかけないように、そのためには融雪、水を出して解かすんだということを、やっぱり将来はそういうことを考えてほしい、そう思います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議員おっしゃるとおりでございまして、そういった観点から、町としましても、いまある流雪溝についても、議員おっしゃったように、できるだけスムーズにい

くように塗装をしたりとか、そういうことをしながら、将来的なものということで、先ほどこからお話いただいております消雪パイプについても、順次そういうふうに検討しながら進めてきたということで、来年度に調査をさせていただいて、その結果を見てやっていくということでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そしてもう一つ、ここに通告していないんですけれども、議長の許可を得てね。山口堰のことなんですよ、これ関連あるから。山口堰は、冬になると役場のユンボですか、あれ掘ってもらって、水をこっちになるべくもってくるようにしているんです。ただ、あそこに頭首工をつくるということではできませんかね。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 流水の取水、山口集落ですが、取水の関係のご質問ということでお答えしたいと思います。

現在の流雪溝の水については、基本的に取水は農業用の取水ということで、夏場についてはあそこから水を取り入れ、用水路のほうに水をまわして、農業用水として使っております。それで、冬については、農業用水として使わないことから、その水をすべてまちなかのほうに回し、その水を流雪溝の水ということで、現在、使用しているところでございます。

それで、その水の取り入れの関係でございまして、農業用水路、農業用の形ということで河川法に基づいてやっておりますので、それを急に違うものにしてしまうというのは、ちょっといろいろ課題がございます。そういったなかでも、できるだけ水を多く取り入れるように、ちょっと工夫をしながら、現在やっているところでございます。

最終的に、いま以上の水の量を得るということであれば、当然、取水口の加工なり、改修なり、また、新設なりということをしなければならないということは、町としても認識しております。ただ、河川法に基づく、いろいろ様々な課題等がありますことから、これらについては、順次、ゆっくり検討させていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 山口堰に関しましては、我々克雪委員会、そして町民の方々にもご協力いただいて、いくらかのお金をいただいて、ご協力いただいております。それで、あそこを運営しておるんですが、水を取るために。これからは、あそこ、やっぱり水がこないと、あれ我々克雪ばかりじゃなくて、防火用水とか、いろんなものにあそこは使われておるわけです。農業の方も特にそうです。だから、今後、あそこをどうしたらいいかと、急に河川局とか、県の建設事務所の関係もあろうかと思っておりますので、簡単にそう結論出る話ではないと思うんですけれども、なるべくそういうことも含めて、水の、なるべく冬は楽に除雪ができるように、水の取り方とか、県とかそういうのほうにも相談していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 取水口の件ということで、それにつきましても、先ほどご答弁申し上げましたように、関係機関と、やはり話し合いをしながら、やはりよりよい方向について、

皆さんとともに検討していきたいというふうに考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 それでは、雪害対策に対する町の方針についてお伺いいたします。これは昨日ですか、秦議員がお伺いしました。それで、いろんな答弁いただいたわけですが、私、またくどくそのことを言うと、またかなんて言われますから、やっぱりこれ雪害対策に対する方針ということで、早く言えば悲しい事故が起きました、3つもね。ですから、これはいろいろ、町はどうしているんだ、こうだというよりも、私たちの町内でも区長さん先頭にして、隣組の組長さん、そして民生委員の方々、そして常にその人たちの見回りをやろうじゃないかと、そして、1日に1回は必ず声をかけてやるんだと、一人暮らしの人のところはね。そういうふうに言ってやっております。そしてこれ、やっぱり発見が早ければ助かる命もあったんじゃないかなと、ですから、例え雪に埋もれても、すぐ発見できれば、これ助かることもあったんじゃないかなと。ですから、やっぱり我々の町内としましても、やっぱり区長さんと我々みんなでね、克雪委員会もそうです。そして、やっぱりまめにね、やっぱり雪降ろしやるときは一人でやらないで、隣近所、声をかけてくれとかね、そういうことをやっております、みんなね。だから、なるべく隣近所、課長が言われたとおり、連携を密にして、そして大丈夫かなと、みんな何かやっている、雪降ろしやっているみたいだから気を付けてみたほうがいいよと、そういうことはやっております。だから、なるべくそういう事故の、こういう悲しい事故がないように、役場にばかりやれやれやれではしょうがないから、本当に地元自治区としてもね、みんな一緒になって、そういう事故のないようにやっております。

もう一度、町の対応をお聞かせください。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

まず議員のご提言、大変ありがたく拝聴させていただきました。やはり声かけという部分が非常に大切でございますので、やはりその辺につきましては、自治区が協力されまして、取り組んで、やはり声かけをしながら、その安全確認というのをさせていただきたいというふうに考えてございます。

それで、町の取り組みにつきましては、昨日、秦議員にいろいろとご答弁をさせていただきましたが、先ほだのご答弁にもありましたように、やはり注意喚起の部分は特に重要だということもございまして、ケーブルテレビ、防災行政無線で、連日の注意喚起をさせていただいてございます。

また、そのパトロールにつきましても、やはり道路、生活道路等のパトロールも実施しております、その結果、いままで12日間ですね、その雪庇等き状況で活動をしているところでございますし、今後もその対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。

あと、その情報提供という部分が、非常に大切だということも認識しておりまして、対策本部ができましたときに、自治区長さんにもお会いをして、その情報提供をいただくという部分も重要視してやっております。その結果でございますけれども、まず、これは先月、下旬でございますけれども、上谷地区で、ちょっとこれも空き家の部分もかぶるんですけれども、やはり空き家の雪の状況が、ちょっと危険だというような情報をいただき

ましたものですから、そのまま自治区の親戚の方等、あと地区の議員の方にもご協力いただきながら、その所有者の方と連絡を取りまして、所有者の方にその除雪をしていただいたという実績もございます。

あとは、事故のありました弥平四郎自治区でございますけれども、これも事故の翌日、町長自らが早朝より現場に行かれまして、やはり区長さん、民生委員の方、やはりこの自治区は、高齢者、非常に80歳以上の高齢者がほとんどでございます。やはり雪に対するいろいろな状況をお聞きして、その後、やはり雪処理支援隊の派遣をして、その地区の除雪の困っている方の除雪をしたという実績もございます。

あと、もう1点、昨日、副町長が申されましたように、やはりこの対策本部をつくって、今後も継続して、来年度以降、常時設置するという部分でございますので、いま現在、その自治区長さんにアンケートをお取りしてございます。それについては、その地区の、自治区の危険箇所であったり、例えば空き家等の状況であったり、あとは雪処理の支援が必要な方は、どういった方がいらっしゃいますかとか、そういった部分、あとは道路の状況等、いろいろとアンケートを取りまして、それを、また今後、次年度以降の資料として手厚いといいますか、その対策を取っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 空き家対策も含めまして、いまご答弁ございました。私もこの空き家対策の除雪は、本当に大変だと思います。人の家ですからね、個人の、勝手に屋根に上がったりなんたりはできませんので。ただ通学路に面した屋根が、空き家の屋根の雪が通学路に落ちる、そういうことがあるんです、まちなかでは。ですから、その危ないなと思ったって、勝手に人の家の屋根に上がるわけにはいきません。それで区長さんと相談しまして、どうしたらいいかな、それじゃあ一応、そういうことは、我々がすぐできることではありませんので、一応、役場と相談しながら、そういう通学路に雪が落ちた場合に、子ども、通学路の生徒さんに当たって何かあったという場合、困りますので、そういう通学路に向かって屋根が、こう雪庇といいますか、雪がぐっと道路に向かって垂れている。そういう空き家の場合、どのような対応を町として考えておられますか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

空き家につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、その所有者、管理者等の責任、これは財産権の問題でございます。財産権につきましては、非常に手厚く保護されている一方で、その責任、管理能力というのが常時間問われている部分でございます。これも民法に規定ございまして、やはりその責任、管理能力というのは、損害賠償等、出てくるよということでございます。

ですから、町といたしましては、その情報をつかみましたら、やはりその所有者、管理者の方にご連絡をして、適切に管理をしていただくというようなことで対応してございます。それで、議員おっしゃいましたように、やはり個人のものでございますので、そのやはり、勝手な部分というのはできない部分でございますので、やはり所有者の方に連絡をして、ご連絡をして、その対応をしていただいて、というような状況でございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 その場合、課長、緊急を要する場合もあるんですよ。あの、東京のほうに住んでいるから、これから連絡してどうしようと、雪、落ちてしまったなんては、これは困るんですから、やっぱり子どもの命に関わるようなこともあるわけですよ。ですから、それは、後からでもいいと思うんです、その了解取るのは、私は、空き家の場合は。命が大事か、了解取るのが大事かといったら命のほうが大事ですよ。ですから、そういうときは、役場としては、私、言いたいのは、本当に緊急性で、がっつこれ曲がって、もう少し、明日落ちてしまうという場合は、やっぱり上がって、そういう危ないところは落としてしまうと、そして、後でこういうことでやりましたからという方法は取れませんかね。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

ただいま議員申されましたように、その緊急度合いというのが様々なケース出てまいると思います。やはり、でも、やらなくてはいけないときは、やはり生命に関わる部分については、対処しなければいけませんので、それは対処させていただきたいというふうにご考えてございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 やっぱりね、そういうの、まちうちにはありますので、そういうときは、それなりの対応をするしかありませんと私も思います。そうじゃないと、今日やって明日落ちて、子どもの頭に落ちたなんていったら、何でもっと早くやらなかったんだなんて言われるのがね、後の祭りというのはだめですから、少々先にやってしまっ、お宅のやつこうなっているんだけど、落としましたよといったら、いやだめだと言う人はいませんよ。子どもの命が大事ですから、そこは十何に、やっぱり我々がやった場合は、課長、やりましたよと、少々住民の人に怒られても、これはしょうがないと、そう思います。あといいです、答弁は結構でございます。

それで、次は、ロータスインの設備充実についてお伺いします。これ温泉健康保健センター、ロータスインの屋根の設置についてお伺いしたいんですが、これ屋根の設置はやらないということなんでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 屋根の、ロータスインの露天風呂のほうの屋根の設置でよろしいでしょうか。そのご質問にお答えしたいと思います。

この答弁作成後、関係機関に、もしこの露天風呂に屋根を設置する場合に、どういう法規制がかかるかというものを調べました。そこで、1つ課題になっているものが、まず、建築基準法の部分で調べました。そうしましたら、既存の建物に屋根のある工作物を設置する場合は、延べ床面積にカウントされるというふうな建築基準法の規定があります。そこで問題となってくるのが、宿泊施設等でいろんな人が集まるものですから、今度は消防法というものにかかってきます。それで、消防法では、やはり防火設備、いわゆる耐火設備、耐火建物になっておりますロータスインの場合、2,100平方メートル以上になりますと、屋内消火栓を付けなければならないという形になっております。そうしますと、現在のロータスインの面積でございますが、2,098平方メートルでございます。なので、ほと

んど余裕がないという部分があります。それで、屋内消火栓を付けさせていただきますと、やはり、先ほどの屋根の面積が加えられますと、完全に屋内消火栓を付けなければいけないという施設になってまいります。そうしますと、やはり自家発電設備とか、貯水槽、また配管等の部分がかかるということで、多額の費用がかかるという部分でございます。

そういう形の観点から、現在のところは、屋根については設置できない。できないというか、設置することはちょっと厳しいということで、申し上げさせていただきたいと思っております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 屋根の設置はできないんだと、しかし、我々ね、ちょいちょい行きます。それで入っています。そうすると、やっぱり他県の方、他町村の方、いろんな方、いっぱい来ます。そして、やっぱり屋根があったほうがいいな、これ雨降っているから、雪が降っているからとかね、そういう方もいらっしゃいます。私も実は屋根があったほうがいいなと思うんですけども、それ、いろんな面で、お金の面とか、いろんな消防法とか何かあるということでございますので、これは、できれば、私、例えば、隣りの高郷村、いま喜多方市です。あそこには屋根付いていますよね、ああいうふうだね。ですから、やっぱりできないことはないのかなと、これは入りに来るお客さんの声であります。やっぱりあったほうがいいなんて方もいっぱいいらっしゃいます。それでも、町として、いまはできないかもしれないけれども、ゆくゆくはね、やっぱり付けるほうに持って行って、もしできるならば付けてもらいたいと思うんですが、どうでしょうか、いまはだめだけれども、将来ね。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この屋根の問題ですけれども、必要性というのは、初めてこういう場で聞かれましたけれども、人それぞれ、いろいろあるかと思えます。ただ、いましっかりとした屋根をつくと、そういういろんな不具合が、あるいはいろんな課題が出てくるわけです。それで、簡易な、傘とか、傘さして入るわけにはいきませんが、パラソルとか、それに見合うようなことがあれば、それだって設置は可能なんです。ですから、そういうものでよろしければ、ある意味では、そういう風流ななかで入るという、そういうものもあるんじゃないかなというふうに思えます。それは冬は、少し雪の重みで耐えることはできないかもしれませんが、そういうことも考えようによっては、あるかというふうに思えます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 屋根の件は検討していただきたいということで、結構です。

それで、2番目の浴槽の補修計画について、これ平成29年度の重点事業に組み込まれておりますよね。ちょっとこの補修計画について説明していただきたいんです。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 ロータスインの浴槽の補修計画のご質問にお答えしたいと思います。

一応、来年度、29年度でございますが、予算を計上させていただいておりますが、まず、内部工事といたしまして、まず第1及び第2浴室の腰壁から上部の壁とか、天井を、設置以来あまり手直ししていなかったということから、その補修とか塗装を行う予定をしてお

ります。あと、同じく、床及びタイルの張り替え等を行っていききたいという部分を考えております。あと、たぶん議員さん入られたかと思うんですが、よくガラスとか、アルミがちょっと腐食しているなという部分がございますので、そこら辺の交換工事とか、シーリングの補修等を行っていききたいというような部分を考えております。

あと、設備面といたしましては、第1及び浴室の配管等の更新を行っていききたいという部分と、ジャグジー関係のろ過機の更新を行っていききたいというような部分が、主な29年度で予定している内容でございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうすると、これ2,500万円という予算ですけれども、2,500万円で、どのくらいのことまでできるものかなと思ったんですけれども。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えします。

先ほど申し上げました内容で、主に工事費といたしまして、先ほど申し上げました内部工事と設備工事で、約2,300万円ほどかかると。そのほか、管理業務ということで、約230万円くらいという部分でなっておりますので、それで合わせて2,550万円ほどの予算を計上させていただいているというところでございますので、ご理解願います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、泡ですか、ぱっとジェット、あれも直すということですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 泡と申しますか、泡が出てくる部分についても、一応いまのところ、ジャグジー系の配管という部分という形でなっておりますので、いまのところは、まだ設計はちょっとあがってきてないんですが、いまのところは予定はしているという部分でございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 いまのジャグジーって、ジェット水流みたいなもの、あれがやっぱりね、皆さん楽しみらしいですよ、入ってくる人は。あれが体にいいんだとか、俺もやってみても、気持ちいいものね。だから、ああいうことを、やっぱり、これ俺が言っているのではなくて、これはお客さんが、他町村の方もね、渡部さん、これはちゃんとやらないとだめだと、怒られるのは俺だから、お前たちがしっかりしていないからこういうことになるんだって、そういうところまでくるわけですよ。

あと、関連なんですけれども、サウナのこと、あれ、もとは10時すぐに始まると、11時ころからやっていたよ。いま3時でしょう。これ3時からやるのと大分違うんですか、この費用というんですか、あの早くからやるのと、3時からやるのでは、どのくらいの差があるんですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 サウナの営業の時間ということでございますが、以前は確かに11時からということをやっていたかと思うんですが、現在、あのサウナの内容については、一応、電気のコイルでやっているものですから、その辺で、公社のほうの経営の部分のなかで、そういう取り組みをしているのかなという部分を考えておりますので、その経費がどこま

でなっているのかというのは、ちょっとここでは把握しておりませんので、ご理解いただければと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 経費の面は把握しておられないということらしいんですけども、やはりこれも、やっぱり住民サービスの一環ですよ。本当に、このロータサインでそんなに金儲けができるかって、そんなにできるわけないと私は思います。ですから、やっぱりこの、いま言ったように、他町村、それからほかの市とか、いろんなところから来る人が、やはりサウナも楽しみにして来るんです。我々もそうなんです。特に夏なんか暑いから、汗かいてばっつとサウナに入って、そして水風呂に入ってということが、みんな楽しみにして来る人もいっぱいいらっしゃいます。ですから、そういうところもね、目先の欲とかにとらわれず、これだけやるところだ、こんなに赤字出るんだじゃなくて、やっぱり住民サービスの一環として対応していただきたいと。だから、できればもとに戻していただきたいんですけども、どうですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 サウナの営業時間の部分については、一応、指定管理を出しております公社の部分の関係もございますので、この場ですぐに、同じに戻しますとは言えませんので、それは十分に協議させていただければと思っております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 すぐにもとに戻すとは言えないんだと、できれば10時じゃなくても、12時近くでもいいですから、なるべく、これはさっき同じで、住民の皆さんの、あと他町村から、それを楽しみにして来られるお客さまの意向でございます。ですから、本当にね、あんまりないですよ、本当にこの辺、調べてみてもなかなかサウナのあるところ、新潟県なんか、そんなになんていんですけども。やはり、住民サービスの本当に一環として、早く言えばいろんな人がいっぱい集まれば、それで売上も上がりますから、目先のことじゃなくて、住民のサービスの一環として、みんなに喜んでもらえればいいじゃないですか。そういうことを、思い、もう一度、検討すると言ってくださいよ。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 サウナの営業時間についての再三のご質問でございますが、一応、公社といえども指定管理で出しているという部分もございますが、一応、民間企業でございますので、やっぱり費用対効果とか、いろんな部分を考えながら検討させていただければと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 議長、いま検討していただくということをおっしゃいましたから、課長、検討していただくということは、やっぱりやるんだということだと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 皆さん、おはようございます。7番、伊藤一男です。私は今次定例会において、大きく3項目について一般質問の通告をしておりますので、これから順次質問をいた

します。

まず、大きい1項目目は、森林資源の活用についてであります。本町では、面積の約86パーセントを山林、原野が占めており、豊富な森林資源を有しております。この資源の有効活用による地域循環型産業の創造は、地域振興の核となる可能性を秘め、町の将来を左右する農林業政策であると思います。今回、国の補正予算で採択された地方創生拠点整備交付金事業は、菌床きのこ栽培規模拡大のための培養施設の整備であり、他町村にはない町独自の特徴ある事業であります。今後、きのこ生産量の拡大、移住・定住の促進、地域経済の活性化に期待が持てるものと思われれます。そこで、次の点についてお伺いをいたします。

まず1つ目は、地方創生拠点整備交付金事業の取り組みの内容についてであります。

2つ目は、現在、町で、森林資源活用型産業化計画策定委員会を設置して、検討しているオガ粉・木質バイオマス燃料生産施設の整備についての検討結果と、地方創生拠点整備交付金事業との関連についてお伺いをしたいと思います。

次に、大きな項目2点目として、高齢者福祉の充実についてであります。本町の高齢化率は年々上昇し、現在約43パーセントとなっており、国・県の状況と比較しても著しく進行しています。それに伴い、要介護者認定者の増加、高齢者の一人暮らし、高齢者のみの世帯の増加などが大きな問題となっております。このようなことから、町では第6期介護保険事業計画・第7期高齢者福祉計画を策定しているところではありますが、その取り組みについてお伺いをいたします。

まず、1つ目として、計画の中で認知症への対応を強化するため、介護老人保健施設憩の森に認知症専門棟20床を整備する計画であります。その後の進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

2つ目として、高齢者の一人暮らしや、高齢者のみの世帯が増加するなか、自宅や地域で安心して住み続けるため、生活支援ハウスの有効活用と高齢者向け共同住宅などの整備の計画もあるが、その進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

次に、大きな3項目目として、こゆりこども園の運営についてお伺いをしたいと思います。町では、老朽化した保育施設や保育児童の減少などに対応するために、群岡・尾野本・野沢各保育所を統合し整備を進めていた、こゆりこども園もいよいよ4月に開園することとなり、初めてのことであり、その運営についてお尋ねをいたします。

まず1つ目は、保育児童の送迎については、どのようになるのかお伺いをしたいと思います。

2つ目として、給食については、自園で全て行うのか。

3つ目は、保育料については、どのようになるのか。

以上、質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 7番、伊藤一男議員のご質問についてお答えをいたします。

まず、森林資源の活用についてであります。町では、本町の86パーセントを占める豊富な森林資源を有効的に活用するため、菌床きのこ類の大規模産地化を目指しながら、その原料となるオガ粉と木質バイオマスであるペレットを生産する施設を整備し、町内外へ

の利用・販売を計画しております。また、搬出する木材自体の利用や廃菌床の農地還元などの活用とあわせて行うことで、町独自の循環型産業体系をつくり、新たな雇用の創出や移住・定住の促進を進めていくこととしております。

今回の地方創生拠点整備交付金による菌床培養施設の整備事業は、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた、森林資源を活用し、仕事を創るための第1段階の取り組みであります。その主な内容といたしましては、西林地内の旧タバコ育苗施設を改修し、菌床培養施設とするものであり、老朽化した屋根と壁面の張り替え、木質バイオマスボイラーを導入しての加温と融雪等を行うほか、直売施設を設け、直売も可能な施設とするものであります。

その効果としては、各生産者が個別に設置している培養施設を1カ所に集約整備することで、その分を生産施設として活用でき、生産量の拡大が期待できることとなります。また、現在、運用している菌床生産施設と新たな培養施設を併設することで、一体的な管理のもと、生産量の増加とコスト削減が図られ、さらには、培養施設に新たな雇用が創出されることとなります。

次に、森林資源活用型産業化計画策定委員会での検討結果についてお答えをいたします。町で整備を検討しております木質バイオマス燃料生産施設につきましては、効率的な運営のためには、燃料用ペレットと菌床用オガ粉を同じラインで複合的に生産すべきとの検討結果となりました。これは、針葉樹の間伐材と町内の製材所から端材を購入することで燃料用ペレットを製造し、菌床を生産する期間のみ広葉樹でオガ粉を生産するというものであります。

今回の地方創生拠点整備交付金事業の実施による菌床きのこ類の大規模産地化によって、オガ粉やペレットの需要拡大にも結び付き、燃料生産施設の整備計画も進むことが見込まれます。

町といたしましては、本町の森林資源のフル活用と川上から川下までの雇用創出に結び付くこれらの事業を積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、こゆりこども園の運営についてのご質問にお答えをいたします。平成26年度から整備を進めてまいりました西会津町こゆりこども園につきましては、いよいよ4月に開園する運びとなりました。本施設は、西会津町に生まれ育ち、次代を担う大切な子どもたちが乳幼児期の多くの時間を過ごす施設であり、生涯にわたる人格形成の基礎や、義務教育以降の学習基盤を培う大切な施設であります。

このため、こゆりこども園の運営にあたりましては、保育・教育の基本理念として、子ども一人ひとりを大切にし、保護者・地域から信頼され、保護者・地域との共育、共に育むを目指すいたしました。これに基づいて基本的な事業運営方針や、教育・保育に係る方針、目標を定めて取り組んでいくこととしております。なお、現場の運営にあたりましては、引き続きにしあいつ福祉会に指定管理者として管理・運営をしていただくこととしております。

ご質問の、保育児童の送迎につきましては、近隣や個人で送迎する場合を除き、基本はスクールバスで送迎することとしております。現在、その希望の取りまとめが終わり、送

迎ルートの調整をしているところであります。

次に、給食につきましては、完全給食として施設内にある調理室ですべて調理いたします。最近では、給食の質の確保だけではなく、児童のアレルギー対策や食中毒等の予防など、安全・安心な給食の提供が求められていることから、経験豊富な民間事業者に委託し行うことにしております。

次に、保育料であります。本町では以前より国の基準より低く設定をしておりましたが、平成 22 年度からは保育所同時入所児 2 人目以上の場合、2 人目以降の保育料を無料としております。平成 29 年度からは、さらなる保護者の負担軽減と子育て支援を進めるため、現在負担いただいている 1 人目の保育料をさらに半額にすることといたします。

これにより、現在保育料が一番高い 0、1 歳児の 5 階層以上の保育料は、3 万 6,700 円から 1 万 8,350 円と大きく軽減されることとなります。

現在、町が進めております西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の大きな目的は、人口減少に歯止めをかけ、地方への人の流れをつくることとあります。そのために、若いみなさんへの子育て支援は大変重要な施策と位置付け、今後も安全・安心に子どもを産み育てることのできる環境を整えて、若者が住んでみたいというまちづくりをしっかりと進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 7 番、伊藤一男議員の高齢者福祉の充実についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、町の高齢者の現状であります。3 月 1 日現在、65 歳以上の高齢化率が 43.5 パーセント、75 歳以上の後期高齢者の率が 27.7 パーセントと、高齢者の人口は緩やかに減っておりますが、高齢化率はそれぞれ上昇しております。また、高齢者一人世帯が 653 世帯、高齢者のみ世帯が 425 世帯、合計で 1,078 世帯と、町内全世帯の 39.8 パーセントとなっております。

町では、このように高齢化が進む現状を捉え、高齢になっても、また、少し身体が不自由になっても、あるいは認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせる、高齢者にやさしいまちづくりを進めるため、第 6 期介護保険事業計画・第 7 期高齢者福祉計画を策定いたしました。

ご質問の介護老人保健施設憩の森への認知症専門棟 20 床の整備計画の現在までの進捗状況についてであります。計画策定時には介護保険施設における待機者の解消と認知症対策の強化を目的に整備を進めることとしておりました。

しかしながら、この間、会津地域において幾つかの介護施設が開設されたことにより、施設入所の待機者が減少してきており、現在、憩の森の待機者は、町内の在宅で待機している方が 9 人、その 9 人についても居宅介護サービスを利用しながら、自宅での介護が可能な方となっております。また、介護保険サービスの利用者数であります。居宅・施設サービスともに、平成 26 年度をピークに以後は減少傾向にあります。

このようなことから、介護施設の整備につきましては、地域のニーズや情勢の変化を分析し、介護や医療、生活支援を一体的に提供する在宅重視の地域包括ケアシステムに沿っ

て、診療所医師等関係者からのご意見を踏まえながら、今後、総合的に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

次に、生活支援ハウスの有効活用と高齢者向け共同住宅などの整備計画の進捗状況について、お答えいたします。いつまでも住み慣れた自宅で地域との関わりを持ちながら、安心して暮らせることが理想であります。町内の高齢者の一人世帯や高齢者のみ世帯は、先ほども申し上げましたが、全世帯のおよそ4割となっており、在宅での生活に何らかの不安を抱えている世帯が少なくないことが推察されます。特に冬期間は、自宅周りの除排雪や雪で外出の機会が減るなど、高齢者の暮らしは一層困難なものになり、今後、生活支援ハウスなどの共同住宅へのニーズは増えることが見込まれます。

現在町では、平成30年度からの第7期介護保険事業計画等の策定のためにニーズ調査を実施しております。その中で見込み量を的確に把握し、既存の生活支援ハウスの活用や、遊休公共施設や空き家等を高齢者向けの共同住宅として利活用ができないかなど、あわせて検討を進めてまいります。

いずれにいたしましても、町民の皆さんが、健康で明るく、できる限り住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けられるよう、その環境づくりや支援を進めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 質問に対して、いまそれぞれ答弁をいただきましたので、これから再質問をいたします。

まず最初に、菌床きのこ栽培施設等の整備計画についての質問をしたいと思います。菌床栽培用のオガ粉の原材料などなんですが、これは、いままでもオガ粉は仕入れているわけですが、町でもいままでどおりの、そういう業者からオガ粉を調達するのかわか、まずお伺いしたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 オガ粉の仕入れといいますか、受け入れの件についてのご質問にお答えいたしますが、オガ粉につきましては、菌床きのこの生産農家の皆さん、会津きのこ工房のほうでオガ粉を買って、それで菌床生産しているわけですが、そのオガ粉につきましては、ご案内のとおり、原子力災害、原発事故以降、県外、具体的に申し上げますと群馬のほうから購入しているところ、現状としては購入しております。そのオガ粉を町内産に変えるというような取り組みを今後進めてまいりたいということでございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この培養施設を整備することによって、やっぱりコスト的に生産者は安価なものを入れることができると思うんですが、昨日もちょっと答弁あったんですが、その辺についてはどのようになりますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

高品質なオガ粉を町内で生産することができれば、まずもって単純に言いますと、その雇用の部分と、それからコスト的には、やはり輸送費がかからないものですから、当然コストは下がると思います。さらに、先ほど町長が答弁で申し上げましたように、町の山

の木を使ってつくることができれば、そこの山から切り出す作業から雇用が生まれるわけ
でございますので、全体のスケールメリットとしては、かなり大きな部分が出てくるとい
うふう考えております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そういうコスト的な面については分かりました。今後、この本事業の実施に
伴っての事業効果などについては、数値目標や、5年後を目途に取り組んでいくことになっ
ておりますが、そこで、平成27年度で6,700万円、5年後の平成32年には1億5千万円
にしたいと、そういうような目標を立てているわけでありますが、そのためには、町とし
て、やはり生産施設の団地化といいますか、そういったところの土地や場所、そして、や
はり販売目標がやっぱり1億5千万円であるならば、やっぱり販売戦略という、そういつ
たところも考えていかなければならないと思うんですが、その点についてはどうでしょ
うか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 議員のご指摘のとおり、培養施設を今回整備しまして、それに伴う生産
量のアップという部分についてでございますが、町といたしましては、今回の培養施設の
整備と、それから生産する菌床栽培用のパイプハウスのリース事業の拡充と、これを2本
立て、両輪の輪のような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

町総合計画、実施計画のなかで、今後3年間のなかで、19棟ほど計画をあげております。
このなかには、いまほど議員ご指摘の団地化の部分の計画もあげておまして、その具体
的な整備地域、方法等については、今後の検討、それから生産者の方々との協議というこ
とになってまいります。そういうことで、培養施設とそれから生産施設、両方に対する
支援を町としては計画しているところでございます。

また、あわせまして、今度は販売のほうの部分になっていくわけでございますが、これ
につきましても、昨日からお話、答弁申し上げておりますトップセールスの部分にも絡ん
でくるものでございます。具体的に言いますと、千葉の市川だったり、それから神奈川小
田原だったりというところにトップセールスで行っているわけでございますが、このスー
パーと、それから市場についても、全てしいたけも取り扱っていただいているところでご
ざいます。今後もそういった販売面での支援もしてまいりたいというふうに考えておりま
す。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 生産施設の団地化については、以前から議会でもこう、そういう話といいま
すか、やはり工業団地の整備をして、そういうところにその団地化をしたほうがいいん
じゃないのかとか、やはり奥川の、そういう公共施設、空いているところにやったらいいん
じゃないかと、また群岡、新郷もそうだと思うんですが、そういう公共施設、いま空いて
いるような施設を使ったらいいんじゃないのかというようなことについて、議会で前から
こう、指摘してはいたんですが、その辺についてはどのように考えておりますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

まさにそういった部分で、今回、実施計画に計上しましたのは、通常菌床栽培用ハウ

ス整備事業とは別に、緊急整備事業ということで、パイプハウス 10 棟とバイオマスボイラー 2 基ということで計画しております。議員のお話ありましたとおり、町の遊休施設、遊休地を活用するような部分も含めまして、生産者がまとまって生産できる団地化を進めてまいりたいと。また、それには、あわせてバイオマスボイラーを入れて、コストダウンのために、熱をみんなで利活用するというようなことを含めて計画を考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 町長、昨日、確か答弁で、やはり企業誘致は諦めてはいけないと、これは絶対にこれから続けていかなければならないということですが、工業団地については、別にそういう農業の生産施設として使用しても、使用することについては別に問題はないのでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 工業団地の質問でございますので、私のほうから答えさせていただきたいと思っております。

いまの工業団地につきましては、農業工業等導入促進法に基づきます農工団地といわれている部分でございます。そのなかで指定 5 業種というようなのがございまして、製造業、あといわゆる倉庫業とか、あとは梱包業というような形で、5 業種が限定されておりました。農業分野に対してのその部分については、いまの現段階では認められておりません。ただし、今年度、平成 29 年 2 月 28 日に、農工法の見直しが閣議決定されました。それによりまして、サービス業等も参入、立地ができるというような形になるらしいんですが、まだ法律が通っておりませんので、具体的な内容、どこまで立てられるかというのは、まだ分かっていない状況になりますので、ご理解いただければなと思っております。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 住宅、工業団地のそういう活用については、いまのところちょっと難しい状況にあるということなので、これ以上は質問しませんが、とにかくこれは本当に西会津町の農林業の振興にとって大変重要なことですので、工場誘致も大事であります、そういう、もしなければ、そういう農業用の生産施設に活用するというのも、やはり一つ大きな、町にとって大事なことはないかというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思っております。

次に、雇用創出の部分でちょっとお尋ねをしたいんですが、昨日もあつたんですが、新規参入者 10 名以上、農事組合法人による新規雇用 5 名以上、合計で 15 名以上というようなことで、昨日も答弁ありましたが、新規参入者、これについては、町のほうで募集するようになると思うんですが、その辺について説明をしていただきたいと思っております。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

昨日の答弁で申し上げましたなかにもありますが、この新規参入者につきましては、もうすでに国の制度を使って、もう研修に入っております。入っております、募集といいますか、もう本人の希望できのこ栽培をやりたいということで、もう既に入っておられる方が、国の制度を利用されている方が 3 名。それから、来年、また来年といいますか、来

年度、平成 29 年度から始められたいという方も 1 名おられますので、もう既に 4 名の方は、もう具体的な研修の計画に入っております。さらに、この国の制度を使わなくても、自分で研修したいという方が 2 名おられますので、6 名の方は、いま現在でもう既に研修に入っているというような状況になっております。

これ以降、5 年以内、10 名を目標にしておりますので、それ以降の 4 名につきましては、町のほうで積極的に広報、周知しながら、希望者に対してはしっかり説明して、制度の説明をして、誘導を図っていくというふうに考えております。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いまの説明については分かりました。きのこ農事組合の法人では、別に新規採用、新規雇用 5 名以上となっておりますが、それはきのこ工房さんのほうでやるということでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

今回の大規模な、2 億円を超える事業でございます。この事業を実施するために、いままで幾度となく会津きのこ工房のほうとは打ち合わせをしております。そのなかで、どうしても課題であった培養施設を町の支援で整備できるのであればというようなことで、きのこ工房さんのほうには、しっかりその雇用の対応については、町のほうでお願いしておりますし、同法人からも 5 名程度の採用は十分に見込めるというようなお話をいただいております。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 募集についてはあれなんですけど、4 人から 6 人くらいの方は、だいたい決まっているといいますか、内定していると。そういう人についての住まいについての、そういう問題というか、そういうものについては、いまのところどのように考えておりますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

実際に、いま研修を受けている 6 名の方で、町外から転入されて新たに始められる方が 2 名おられます。そのほかの 4 名の方につきましては、それぞれ町内、自宅がありまして、そこでこう、始めるという方なんですけれども、その戻ってこられた方につきましては、親族の家に戻ってきたという方もいらっしゃいますし、あとは現状は借家といいますか、住宅に入っている方もいるんですが、今後も、以降も 10 名まで見込むなかでは、当然、町外からの参入者もおられると思いますので、そういった部分につきましては、役場内部で連携を図りながら、そういった住宅、住居支援のほうも進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 住まいについてはそういうことであるので、分かりました。今回のこの事業については、すごい、いい事業であると思っておりますし、この事業に対して、もっと PR すべきではないのかと、そのように思いますが、やはりシンポジウム等の開催をしながら、やはりこの、もっと PR していくべきだなと、西会津はこういうことをやっているんだと、そういうようなことをやるべきだなというふうには思っておりますが、町のほうではいか

が考えておりますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回は、まさに県内的にも、こうした施設を活用して、町独自で地方創生に取り組むというのは、西会津というのは、そういった面では、私は恵まれたんだなというふうに思っています。この2億円の事業というのは、やっぱりなかなかこう町段階だけでは、相当、そうできないということでもありますので、そうした国の方針に基づく制度ですから、これが有効的に活用されるということについては、非常に大きな地域産業おこしのインパクトにつながるということだと思います。

そこでいま、議員からご指摘がありましたように、やっぱりこういうことは、もっともっと広くPRをしていかなければならない。例えば、私も常々北陸のほうに行く場合に、新潟から通っていくときに、あそこに雪国まいたけという大きな看板がかかっているわけですね。そういうことを見るときに、やっぱりあれは一つの大きな、私はPRの一つだなというふうに思いました。私はぜひ、やっぱりこういうことの工場、将来的にはこうした工場的な生産も可能なのかなというふうに思いました。

ですから、今後、国道であれ、49号であれ、あるいはそこから、高速から見えるところであれ、西会津町にはこういう生産施設があって、そして、ここには菌床のしいたけや、あるいはきくらげが栽培されているというような大きな、やはりPRをやっていくことと同時に、小名浜では、ゴールドしいたけということで、これは何と申しますか、いろんな芸人を一つのプロモーションしながら、そしてそれをうまく活用してやっている。そして、PRのためにコマーシャルまで載せている。どんどんどんどんやっているわけですよ。やっぱり、こういう一つの規模がしっかりできあがってくると同時に、そうしたことを多角的にこれから経営が成り立つというふうに思います。

一つの生だけのきのこ、あるいは生だけのきくらげではなくて、乾燥にしたならばどうなのか、あるいは別な商品価値に切り替えたらどういうふうになってくるか、こういうことの裾野が相当広がってくるんじゃないかと、そういった場合に、新しい生産を、やっぱりどんどん生み出していくということも、私は非常に大きな、これからの伸びる要素がたくさんあるというふうに思っています。

いま、道の駅で、そして肉厚の厚いしいたけが出ているというのは、相当評判になっておりますし、いろんな方々が来て、しいたけを買っていく。あるいは、よく言われますけれども、県のお役人が来たときに、西会津のしいたけは土産に買っていくとか。そういうことはどんどん、他のほうからもPRになっているということでもありますので、今後はいろんな形を取りながら、西会津のPRというものをしていきたい。

それからもう一つは、やっぱり若い人の参入をどうするかということは、これは、ただやってみただけで来れるものでは、私はないというふうに思います。そこには、生活ができる基盤がそこにしっかりとしてあるかどうか、ここが一番大事なところだろうと、そのためには、生産と、いわゆるこの所得が、やっぱりそこで暮らせるという基盤がしっかりとあれば、私はそれで参入をしてくるだろうというふうに思っています。

ですから、当面は若い人が入ってくる住まいの問題もあるけれども、入ってきたならば、自分の力でもって家を建てる。こういうところまで、しっかり、この生産基盤が確立して

いけば、私はここで生活ができる。こういう基盤になってくると、そのためには、やっぱりいろいろとシンポジウムですね、機会あれば、こういうシンポジウムを、どんどんとまづ開いて行って、そして、いろんな多くの方々に話を聞いていただくということも、一つの大きなPRだというふうに思いますので、今後、町のホームページ、こういったところにもどんどん載せながら対応して行って、そして西会津町も新しい産業づくりに育てあげていきたいというふうに思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いま町長のほうから、今回の事業に対する熱い思い、そういうことを語っていただきました。またPRについても、いろんなPRの仕方といいますか、シンポジウムも含めて、これからやっていきたいというようなことでありますので、これからひとつやっていたきたいと思います。

次に、森林資源活用型の産業計画策定委員会で検討しております、オガ粉、そして木質バイオマス施設の検討結果について答弁いただいたわけではありますが、オガ粉、そして木質バイオマス生産施設については、これからやっていきたいということだと思いましたが、それでよろしかったでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

先ほどの町長の答弁でも申し上げましたとおり、木質バイオマスの燃料施設と、それから菌床用のオガ粉の製造と、これらをあわせた施設整備につきまして、委員会のなかでも十分に検討いたしました。やはり採算ベースに乗るような、やれるような方策も検討委員会のなかでは見えてきておりますので、今後はそれに向かって詳細な計画を、検討を進めていくということになろうかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 これについては、具体的な、まだそういうあれには至っていないと、計画には至っていないということでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

当初は、本当に町のほうとしまして、こういった森林資源を活用してできればいいなというようなことだけであったわけではありますが、3回の検討委員会、それから1回の視察を通しまして、少し具体的に詳細に検討を進めましたところ、最初はオガ粉の製造と、それからペレットの製造と、別にこうつくるべきかなんていうようなことで考えていたわけですが、これをやっぱり一本化したほうがいいんじゃないか、一本化することによって、コストパフォーマンスが取れる、採算性が取れる施設になるのではないかと、ここまでの検討は進んできております。先進地研修を含めまして、他の取り組みを見た成果としまして、そういった部分までの検討は進んできていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いま課長から答弁いただいたわけではありますが、やはりこのオガ粉生産施設、木質バイオマス生産施設ができれば、本当の意味で森林資源活用型の産業づくりというふうになると思うんですが、やはり問題は、費用対効果については、やはりいろいろ効果は

生まれると思うんですが、やっぱり最終的には採算性の問題だと思うんですね。その辺を十分検討しながら、これからやってもらえればいいのかと思うんですが。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 採算性につきましてお答え申し上げます。

新潟県内、隣接の町村で、同じような施設がありまして、正直そこが、大きな検討するための参考にはなったわけでございます。なかなかバイオマス燃料だけの生産では、採算性が難しいというようなどころがありまして、いろいろ試行錯誤を繰り返している隣の施設であります。西会津町におきましては、何といたしまして、そのきのこ栽培が盛んであるというのが、一つ大きな特色だというふうに考えております。

ですので、バイオマス燃料と、それからきのこのオガ粉と、これを組み合わせることによって採算性を取っていくんだと、ここがお隣とはちょっと違うところかどうか、町の特色になるというふうに考えております。

あとは、先ほど来、申し上げておりますとおり、西会津の山の木を伐るところから、それを製材する作業から、それでオガ粉、ペレットをつくる作業から、これが全部町内でできることになれば、全てに雇用ができるわけでございますので、そういった大きな観点で採算性につきましても、検討してまいりたいということでございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、あともう一つ、計画について分かりましたので、今回、CLTですね、直交集成板という材料のことではありますが、これについても、西会津町で適合試験やアンケート調査などをして、町でのCLT材の可能性についてやったと思うんですが、町においてのCLT材への可能性については、町としてはどのように考えておりますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

今回の委託事業の一環としまして、住友林業のほうにCLTの材の調査、おただしのおりしております。この件につきましては、それとあわせて、町の町内の森林所有者に対するアンケート調査、それから、町内の森林資源の状況、3つ目として、CLTのラミナ材の適合試験ということで実施したわけではありますが、このCLTのラミナ材適合試験につきましては、本町、実際に西平にあります杉林を伐りまして、その杉を使って製材して、県の林業研究センターのほうに持ち込んで、実際にその強度の試験をしていただいております。これは委託事業のなかで実施しておりますが、その結果、福島県が会津地域でやった調査と、それから、宮崎県のほうでやった調査、その先例があったわけではありますが、それと比べましても、西会津の杉材は強度は取れているというような調査報告がきております。

そういうことで、CLTの利用については、十分に活用できるというようなことでもありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 CLTについては、まだこれからだと思いますので、これからいろいろと計画やら、いろいろしていただいて、これからCLTについては取り組んでいただきたいなと思っております。

いずれにせよ、この事業の取り組みについては、町の農林業の振興や所得向上につながり、また地域経済の活性化につながるというような、町の重要な農林業政策だと思っておりますので、これから期待をして、見守っていききたいというふうに思っております。

次に移って、高齢者福祉の充実についてで再質問をしたいと思っております。課長から答弁いただいて、憩の森についての認知症専門棟 20 床については、いまのところ周りの町村の施設の増加や、そういうようなことで、なかなかこれから難しいといえますか、ちょっと見直しをしなければならないというような話でありました。そのなかで、介護職員の、やはりそういう問題というものはあると思うんですが、それについてはどのように考えておりますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 介護職員の問題というご質問でございますが、皆さんもご存じのように、県内、特に会津管内におきましては、介護職員不足というものが切実になっております。先ほど申しましたように、会津管内でもいろんな施設、本当に、この4月に開所する施設もございますが、職員、介護職員を募集して、こう集めるのがやっぱり一番問題になってきております。そのために、その100床つくったけれども、80床しかオープンできない施設なんかもあるというような現状がございます。

町の福祉施設につきましては、現在のところ何とか職員は確保できておりますが、新たに募集しても、なかなかこう応募がないというようなことも聞いておりますので、そういった部分では職員確保は、なかなか今後は大変になってくるのかなというふうに考えております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 施設を設備するにあたっては、介護保険料、施設整備にあたっては、介護保険料の増加というか、そういうことの検討も、これからやるんでしょうけれども、その辺についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 施設を整備した場合の介護保険料の負担の増加という部分でございますが、これは当然、施設を増床しまして入所者が増えれば、老健ですと、1人当たり月30万円ほど介護保険のほうから支払うような形になりますので、それに応じた保険料の増加というのは出てくるというところでございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いま老人保健施設憩の森への増床といえますか、そういうことであれだと思っておりますが、老人保健施設の、いま1カ月平均当たりの利用料というのはどのくらいになっているんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 老人保健施設の利用料でございますが、西会津にある憩の森の利用料ということで捉えていただきたいと思います。介護度によっても、ちょっと若干変わりがありますが、要介護認定の3の方であります。憩の森で介護保険の自己負担分も含めまして、8万3千円程度というところでございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 利用料については分かりました。さっき、ちょっと話、前後しますが、やっぱり介護の職員が集まらないということでもあります、町で、そういう、そのためにといいますか、いろいろその介護士の初任者研修ですか、そういうことをやっていらっしゃるんですね。それで、平成28年度もやっているわけでもあります、このなかで、このなかでというか、何人研修されて、何人地元に残ったのかをお伺いしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

平成28年度、初任者研修につきましては、9名の方が受講されまして、全員、修了したところでございます。それで、その9人のなかで、現在、介護職に就いている方は2名だけでございまして、そのほかの方については、現在のところ介護職には就いていないというところでございます。ただ、4月にどうなっているのかという、その辺のちょっと情報等については、手元にはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今年もやるということによろしいですね。ちょっと時間がないので、次に行きたいと思います。

まず、こゆりこども園の運営についての再質問に移りたいと思います。園児の送迎については、スクールバスでやるんだということでもあります、奥川、新郷、群岡、あとはちょっとどこになるか分かりませんが、何便といいますか、何台でその送迎をやる予定なんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 認定こども園の送迎についての再質問でございますが、まず、入所、来年度、平成29年度での入所希望者が139名おります。そのうち、近隣の方、それから親が送迎するという方もおいでになりますので、実際、送迎を希望されている方は40名でございます。奥川から群岡、新郷、尾野本方面、多岐にわたっておりますが、現在、送迎計画をつくっているところでは、3台、やはりこう地域がばらばらというか、離れているところからのあれが多いものですから、現在のところ3台を利用して送迎をするということで考えております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 送迎については、こうまだ検討中だといいますか、これは学校のスクールバスを使うようになるのでしょうか。あと、その業者さんといいますか、それについてはどのようになりますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 送迎でございますが、まず、バスにつきましては、専門のバス、今年度、いままで使っていたバス、野沢保育所で使っていたバスが1台と、今年度、平成28年度で1台購入しております。そこに、現在、群岡保育所で利用しています乗用車のものを使って、いま3台で送迎するという計画をつくっているところでございます。それで、その運転でございますが、現在もそうなんです、シルバー人材センターのほうにお願いしているところでございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 次に、給食についてお伺いをしたいと思います。給食については、子どもたちといますか、認定こども園の子どもにとっては、やはり小さい、本当に子どもさんというか、そういうなかで、やはり給食、食育というのは一番大事なことだと思うんですね。そこでその、給食の栄養管理、そういったものはどこでやるようになるのでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 認定こども園での給食についてのご質問でございますが、先ほど申しましたように、給食業務につきましては、民間の業者さん、小中学校のやっております業者さんと同じ業者さんになりますが、そこをお願いするようになります。ただ、献立等につきましては、町の管理栄養士、町職員であります管理栄養士が献立を立てまして、それを業者さんのほうで調理していただくというようなことで、食育等も含めまして、町の管理栄養士が関わっていくということで考えております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そういう栄養管理面については、本当に大事なことでありますので、町の管理栄養士さんをやっていただくというようなことでありますので、これは安心していいのかなというふうに思っております。

次に、保育料についてであります。これは、最初、第1子から、1子目から半額無料化ということでありますが、この費用については1,200万円だというようなことでありますが、いままでこういうあれというのは、なかなか会津でも珍しいのかなというふうには思うんですが、ほかの町村にいたっては、西会津町の保育料については、第1子、同時入所の場合、第2子目から無料というような、そういうあれはやっていらっしゃるのでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 保育料の他町村の状況でございますが、完全に無料化しているところがございます。南相馬市と、会津管内ですと金山町が完全に無料化をしております。ただ、そのほかの町村におきましては、第2子からの無料化とか、あとは国の基準よりも料金を安くするとかというような制度をやっているところも多々見受けられますが、西会津の場合ですと、国の制度から7割程度の料金にしておりますし、2人目無料化、そして平成29年度からは第1子目についても半額ということになりますので、大変、近隣の町村よりは、金山は除きますが、安くなるのかなということで考えております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いろいろこう質問をしてきました。認定こども園については、これからいろいろ開園というようなことで、いろいろと準備が大変だと思うんですが、子どもや保護者の皆さん、そして多く町民の皆さんが期待をしているというか、心待ちにしていると思いますので、準備については、漏れのないようにしっかり準備をしていただいて、開園に向けて頑張っていただきたいというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(11時54分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、一般質問を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 皆さん、こんにちは。5番、長谷川義雄です。皆さん、ご承知のとおり、年4回の定例会のなかで、3月議会は予算議会ともいわれています。伊藤町長は提案理由のなかで、特に人口減少に歯止めをかける政策的な事業、また、町民生活に密着した事業など、重点配分する積極型の予算を編成したと述べています。私はそのなかで、町民生活に関わる事業の町民の健康について、町の考えを伺いたいと思います。

本町では、「健康がいちばん」をキャッチフレーズに、食、運動、健診などを中心とした考えのもとに、健康増進事業を各種実施していることは、町民の健康を守るうえにおいても、大変有効なことと思います。

また、国においては、東京五輪・パラリンピックに向けた受動喫煙防止策の強化策として、罰則も含めた健康増進法改正案が示され、たばこを吸う方には厳しいばかりです。

また、今年よりは、役場新庁舎改修工事が始まることとのことですが、提案理由のなかでは、平成30年度の早い段階で移転完了を目指す考えが示されました。その新庁舎においてですが、役場を利用する町民や働く職員の喫煙に対して、町の考えを伺いたいと思います。

また、健康に関することですが、新事業のなかで、児童生徒の虫歯対策の一環として、認定こども園、小学校の児童生徒を対象としたフッ化洗口を実施することも計画されています。町民の健康寿命を延ばすためには、幼児から継続的に健康に関する予防策を進めるとともに、さらには、現在実施している健康診断の健診率の向上が必要だと思えます。

このようなことから、私は、今回の町民の健康についてですが、役場新庁舎改修工事は、平成28年度より実施されるが、喫煙者への対応、配慮等についてはなされているか。

2つ目として、4月より開園の認定こども園では、喫煙者への対応、配慮等はされていますか。

2つ目の項目ですが、町では生活習慣病の早期発見と予防を目的として検診を実施しております。さらなる検診率向上についての取り組みをお伺いします。

3つ目ですが、虫歯対策として、新年度より認定こども園、小学校の児童生徒を対象に、フッ化物洗口を実施する予定ですが、以下の点についてお伺いします。

1つ目として、児童の虫歯有病率についてです。

2つ目ですが、中学校の生徒に対しての配慮等については、どのようになるのでしょうか。

大きな項目の2つ目ですが、町の財政に関する基金についてお聞きします。基金ですが、一定の目的を実施するにあたり、積み立てなどにより用意された財政調整基金、いわゆる町の貯金を含めて、15程度の基金があります。そのなかには、あまり使われない基金もありますが、私、今回は、国民健康保険給付費支払準備基金及び高額療養費支払資金貸付基金、3つ目として、新田正夫教育振興基金、もう1つとして、東日本大震災復興基金についてお伺いしたいと思います。

最初の国民健康給付費支払準備基金は、保険料の皆さまの負担軽減等の調整にあり、2つ目の高額療養費支払資金貸付基金は、いわゆる医療費が高額の場合、一時的に借りることの制度ですが、それが国民健康保険の責任主体が、平成30年度より、町から県に変わる

ことですから、健康保険料が今後どのようになるかを伺うものです。

3つ目の、新田正夫教育振興基金は、萱本出身の新田正夫さまにより、児童生徒に本を読んでほしいとの思いから、本町に2千万円を寄附され、平成25年度より基金となったものです。新年度の予算に140万円が繰り入れされていることから、どのような事業なのか伺うものです。

4つ目の、東日本大震災復興基金は、震災から今年で丸6年が経過しました。新年度の予算に500万円が繰り入れられています。事業の内容について伺うものです。

基金に関する政策を全般に述べましたが、基金についての1つ目ですが、国民健康保険は平成30年度以降、県が国保財政の責任主体となりますが、次の点についてお聞きします。

1つ目として、国民健康給付費支払準備基金は継続するのですか。

2つ目として、国民健康保険加入者のための新たな負担軽減について伺います。

2つ目の基金ですが、高額療養費支払資金貸付基金は、用意されているのにあまり利用されないと見受けられますが、要因はどのように考えていますか。周知方法も含めて伺います。

3つ目の基金の新田正夫教育振興基金より140万円の予算の繰入金についてお伺いするものです。

4つ目は、東日本大震災復興基金の今年度の取り組みについて伺います。

以上のことを今回の一般質問といたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 5番、長谷川義雄議員の町民の健康についてのご質問のうち、役場新庁舎における喫煙者への配慮についてのご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、厚生労働省は、本年3月1日に受動喫煙防止対策強化のための健康増進法の改正案を発表いたしました。この改正案の趣旨であります。受動喫煙の防止が平成15年に健康増進法の努力義務とされてから10年以上経過したにも関わらず、飲食店や職場等での喫煙が依然として多く、努力義務としての取り組みに限界があることから、罰則規定も備えた強化策として、分煙の厳格化を図るというものであります。具体的には、医療施設や小中学校、高校などは、敷地内全面禁煙、また、官公庁や大学、老人福祉施設等では、屋内禁煙とし、屋内喫煙室も認めないこととされております。

本町といたしましては、健康増進法を遵守し、役場新庁舎の屋内では全面禁煙とする考えであります。厚生労働省におきましても、喫煙は、公共の福祉に反しない限り尊重される権利であり、日本型の分煙社会を目指すとしていることから、屋外には喫煙所を設置する予定でありますので、ご理解願います。

次に、基金等に関する施策のご質問のうち、東日本大震災復興基金の今年度の取り組みについてお答えいたします。議員もご承知のとおり、東日本大震災復興基金は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの復興に向け、住民生活の安定や地域経済の振興を目的に、福島県市町村復興支援交付金などを原資として平成24年1月に設置いたしました。この基金の活用状況であります。平成24年度から現在まで、農林産物の風評対策や観光PRなどの経費として、30事業で、事業費2億275万1千円に充当したところであります。

おただしの平成 29 年度の活用であります。農林産物風評払拭事業や物産交流事業、町内企業支援事業などに充当するため、500 万円を一般会計当初予算に計上しておりますので、ご理解願います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 5 番、長谷川義雄議員の、まず認定こども園での喫煙者への配慮はとのご質問にお答えします。

4 月に開園します、こゆりこども園は、認定こども園のほか、子育て支援センターや放課後児童クラブが併設される施設であり、利用する方のほとんどが乳幼児や児童、妊産婦など受動喫煙の影響を受けやすい方々でありますので、学校施設に準じ、敷地内全面禁煙にすることとしております。喫煙者の皆さんにも、乳幼児や児童等の健康を守る対策でありますので、ご理解をいただけるものと考えております。

次に、健診率向上の取り組みについてのご質問にお答えします。健診の受診率につきましては、国や県と比較して高い率を維持しておりますが、高齢化の進展により、未受診者が増加しているほか、若年層での未受診者の固定化が進んでいる状況があります。健康診査の実施にあたっては、毎年 2 月に保健指導員さんを通じて、健診の内容の周知と意向調査を行っており、その意向確認の際に、未受診の方には受診の声かけをしております。

今年度はさらに、過去 3 年間未受診の方に対して、勧奨のお知らせ文書の送付や、電話、訪問等で受診勧奨を行うこととしています。また、受診しやすい環境づくりのため、西会津診療所での施設健診の検討などをしてまいります。

次に、フッ化物洗口についてのご質問にお答えします。まず、本町の幼児の虫歯有病率であります。平成 27 年度で、1 歳 6 か月児は 3.3 パーセント、3 歳児は 25.0 パーセントとなっております。小学校児童の有病率は、平成 26 年度で 70.2 パーセント、中学校生徒につきましては、64.5 パーセントとなっており、それぞれ率は毎年下がってきてはおりますが、依然として全国や福島県よりも高い状況であります。

町といたしましては、そのような状況を踏まえ、平成 25 年度より県の指導を受けながら保育所での幼児の虫歯予防対策を実施してきたところであります。その結果、保護者の意識にも徐々に改善が見られ、少しずつではありますが成果も現れております。それに加え、平成 29 年度からは、さらなる虫歯予防対策としてフッ化物洗口事業に取り組むこととしたものであります。

フッ化物洗口は、歯の質を強くし、虫歯になりにくい歯をつくることのできるもので、厚生労働省でも有効性を報告しております。平成 29 年度は、認定こども園の 4 歳以上の幼児と小学校生徒を対象に実施する予定であります。中学校での実施につきましては、今年度実施する小学 6 年生が中学校に進学するのに合わせて開始することとしたものであります。

今後は、小学校、こども園との調整を進めるとともに、保護者の皆さんへの説明会などを開催し、承諾をいただいたうえで実施してまいりますのでご理解願います。

次に、国保関係の基金に関するご質問にお答えいたします。国民健康保険につきましては、平成 30 年度から財政運営の責任主体が都道府県となり、財政基盤の強化が図られます。市町村は地域住民と身近な関係であることから、資格の管理、保険給付、保険税の賦課徴

取、保健事業等地域におけるきめ細かい事業を引き続き実施していくこととなります。

議員ご質問の国民健康保険給付費支払準備基金につきましては、保険給付に要する費用に不足を生じた場合の資金として積み立てているものであり、財政運営主体が都道府県となる平成30年以降は積み立ての必要がなくなるものであります。そのため、平成30年以降は活用方法も含めて市町村の裁量に委ねられましたので、本町といたしましては、引き続き計画的に活用してまいることとし、その活用方法は、平成29年度中に検討することとしております。

次に、新たな負担軽減策についてのご質問であります。平成30年度以降に県に納入する納付金につきましては、各市町村の医療費を基に算定されますので、今まで町が取り組んできました健診の受診率向上等による病気の早期発見、早期治療や、ジェネリック医薬品の利用促進などによる医療費の軽減を進めることが負担軽減につながるようになりますので、引続き町民の健康増進の取り組みを推進してまいります。また、保険税の徴収率の向上も加入者の負担軽減につながりますので、徴収率の向上にも努めてまいります。

次に、高額療養費支払資金貸付基金についてのご質問であります。本基金は、病院等の窓口で支払わなければならない一部負担金が高額となり、その支払いが困難な方に、高額療養費の限度額を超えた部分を、基金より貸し付けるものであります。

現在、病院等の窓口で支払わなければならない一部負担金につきましては、限度額適用認定証を提示すれば高額療養費の限度額まで支払えばよい制度となっております。限度額を超えた部分を貸し付けるという本基金を利用する機会はほとんどなくなっております。なお、限度額適用認定制度につきましては、保険証の一斉更新時などを活用し、内容の周知を図っておりますのでご理解願います。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 5番、長谷川義雄議員の新田正夫教育振興基金についてのご質問にお答えいたします。

新田正夫教育振興基金は、名誉町民・新田正夫氏からご寄附いただきました2千万円を原資に、図書の実施など、本町の教育振興に活用させていただくよう平成25年6月に設置した基金であります。

ご質問の平成29年度予算に計上しております繰入金140万円の用途につきましては、基金設置目的に則り、児童生徒の学習用図書や一般用図書の購入に活用する計画でありますので、ご理解願います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 まず最初に、町民の健康についての、まず総務課長より説明を受けましたので、役場庁舎における町民利用における喫煙場所とか、働く職員についての今後の配慮は予定するとありますが、現在使われているのはスペースだけです。今後についてはどのように考えていますか、例えば屋根を付けたら、場所だけなんですか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

役場新庁舎移転後の喫煙場所ということで、先ほどご答弁申し上げましたのは、屋内は全面禁煙。ただし、屋外については喫煙スペースを設けるというご答弁をいたしました。

その喫煙、屋外の喫煙場所をどのようにするのかということのご質問でございますけれども、まだ決まってはございません。屋外の一角を囲ってつくるのか、それとも、囲いをつくらずに、灰皿を置いて、喫煙場所というような表示をするのかという部分につきましては、今後検討してまいりる考えでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 まだ計画がないということですが、改正法を見ますと、囲われた部分においては、5年程度しか使えないと書いてありますが、現在は役場の後ろというんですか、あまりいい場所とは私は思ひませんが、その辺をお聞きしたいんです。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 いま囲いを付けてとていひましたが、囲うんですか、屋根だけなんですか、その辺だけでも聞きたいんです。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

いまの喫煙スペースも屋根はございます。屋外に喫煙スペースをつくった場合に、屋根は必要なのかなと、ただ囲いは、先ほど申し上げましたとおり、今後検討してまいりるということでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 確かにたばこを吸う方には厳しいことを申し上げますが、町にはだばこ税として4,100万円くらいあがっていますが、それはいいとして、西会津町の成人の喫煙率が国の発表よりかなり高いんですよね。というのは、平成25年度、国の発表では喫煙率約18パーセント、平均といわれて報道がありました。それで、町の平成26年度の調査だと、男性が49.5パーセント、女性が9.3パーセントですか、なぜこのように西会津町は高いと捉えていますか。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 というのは、私が申し上げますのは、喫煙率が高いというのは、禁煙に対する啓蒙が不足しているのではないかと思ひからです。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 西会津町の喫煙率ということでございますが、議員おただしのとおり、西会津は、国や県の平均よりは高くなつて、49.数字的にはそこまではないのかなと思ひますが、高いことは間違いありません。そのために、現在、喫煙対策ということで、担当を設けて、その低下に向けて活動はしているところでありまして、町内の集会所ですとか、そういったところでの禁煙をご協力願ひしますというようなことでお願ひしたりとか、あと、禁煙指導ということで、健診等でそういう禁煙に関する生活習慣病のある方については、禁煙指導なんかもしながら、取り組んでいるところではありますが、残念なことになかなか低下しないというのが現状でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 禁煙対策について、今後も分煙とか、そういった教育を町民に対してやってもらえばいいと私は考えます。今後も周知のほうよろしくお願ひします。

それで、新年度の認定こども園について、先ほどだと、敷地内まで禁煙と説明を受けま

した。全面禁煙、学校施設ですよ。それはいいことだと思います。それで、いま認定こども園が建設中で、いま現場を見ますと芝生が張られています。そうしますと、子どもたちが外で跳ねたり、遊んだりする真ん中の広場ですか、園庭というのか、そこを見ますと、ちょうど敷地内は全面禁煙ですが、歩道から見ると、歩道の場所が一番見やすい場所です。ということは、例えば保育所の、こども園の運動会とかスポーツがあった場合、敷地内禁煙は分かりますよ、その敷地から外れた歩道の辺で、たばこを吸っているのがないとは言えません。あまり子どもたちが一生懸命スポーツをやっている脇で、たばこを吸うのは教育上もよいとは私はみえません。

それで、課長にお聞きしたいんですが、再度、現地を見ると、やっぱり歩道も禁煙にすればよいのかなと私は考えます。というのは、いまあの施設は、総合教育ゾーンという形になるわけです。そうすると、保育所、小学校、中学校になって、県下にはない素晴らしい施設だと思います。そこに他の人が訪れて研修に来た場合でも、歩道で、すぐ接する歩道ですよ、そこでたばこを吸っては、いかがかと思って提案するわけです。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これから、まさに教育ゾーンということになります。それで、やはり一つのエリアでありますから、そのエリアというものは、ある意味では歩道であれ、公道であれ、やっぱりそうしたことをしっかりとある程度、そのエリア内での禁煙、また、ここは禁煙の場所ですよというようなところの看板は、しっかり立ててまいりたいと。

今後どういうエリア区域を設けるかということについては、これからしっかり対応してまいりたいというふうに思いますので、そこに歩道だったらいいとか、悪いとかというのではなくて、やっぱりある程度のエリア内については、しっかりそういった禁煙の場所だよということを看板等でしっかり対応すればいいんじゃないかなというふうに思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町長からいい提案をもらいました。そうすれば、県内でも有数の教育の全てに配慮した施設になると思います。運用を望みます。

健診率の向上についてですが、いま保健指導員が、説明も受けましたが、保健指導員が事前に健康意向調査をして、その結果については健康福祉課の人が責任を持って一人ひとりに渡してやってもらっています。それで、そのなかでも、ほとんどの人は健診を受けていると思いますが、裏を返せば、全く受けない人もいるんですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 健診の再質問にお答えいたしますが、健診につきましては、受診率につきましては、先ほど申しましたように、県内的には高い率ではありますが、当然100パーセントにはなっておりません。健診を受けていない方も多くおられます。特に高齢の方、それから若い人の受診率は悪くなっているところでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 全く受けない人についても、今後、少しでも、100パーセントというのはなかなか難しいでしょうが、その家庭に、全く受けない家庭に、大変でしょうが、健康福祉課のほうから再度の連絡などをやってはどうなんでしょうか。やってはおると思います、どうでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、現在、いろいろ調査しておりまして、3年以上も全然受けていないような方もおいでになります。そういった方については、特に重点的に通知を出したり、電話をかけたり、あるいはいまほど言われましたように、家庭訪問なんかもしながら、受診して、健診を受けてもらうような取り組みは、今年度は特に重点的にやっていきたいというふうに考えております。

ただ、この受診率には、高齢者の方も含まれておりまして、高齢になって、どうしてもこう行けないというような方もなかにおられますので、当然100パーセントはちょっと無理なのかなという部分はありますので、行ける方で、受診されていない方、特に若い方への受診勧奨については、力を入れてやっていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 健診率向上に努力してください。

健診率向上なんですけど、3月9日の民報ですか、県民健康調査甲状腺検査というのが発表になったんですけど、西会津町は原発から離れているとはいえ、その中身を見ますと、西会津町の一次検査受診が654名となっていて、平成29年度は7人とありますが、こういったことは捉えておりますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 甲状腺の検査につきましては、これは県のほうが事業主体として実施をしておりますが、場所ですとか、町民の皆さんへの周知等につきましては、町のほうでやっております。今年度は小中学生を中心にやった部分と、大人の方を対象にやった部分とございますが、やはり子どもの方、小中学生については、案外こう受診していただけるんですけど、大人の方については、やはり関心、あまり、大変申し訳ないですが、関心がないために、そう人数的には受診されていないという状況でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 いろんな検査がいっぱいあって大変でしょうが、町民への周知をよろしくお願いします。

それで、同じく今年の2月6日ですが、県の発表によりますと、県民の健康増進基本戦略を発表して、健康寿命を2歳延ばすというふうに目標が掲げられましたが、本町での考えはありますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 健康寿命を延ばす取り組みでありますけど、その取り組みにつきましては、町がいま現在やっております健康がいちばんの取り組み、食と運動と健診の取り組み、この取り組みにつきましては、本当にその目的が健康寿命の延伸ということで、以前からそれを目標にこの取り組みを進めているところでありますので、当然、県と共同しながら、健康寿命の延伸にはこれからも力を入れていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 県の目標が2歳ですから、それ以上頑張ってください。

それから虫歯対策、町民の健康についての質問項目の、本町における虫歯の割合が結構

多いんですが、県内ではどの辺の位置にあるんですか、大雑把でいいですけども。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをします。

小学校、中学校の有病率でちょっとお答えしますが、ちょっと県内的に順番というのは分かりませんが、先ほど言いましたとおり、小学校は、町内、西会津町は70.2パーセントですが、県の平均が63.5パーセントですので、やはり少し高いです。あと、中学校につきましては、県が47.6パーセントで、西会津町は64.5パーセントということでありますので、やはり高い状況にあることには間違いありません。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 虫歯の多い方が結構多いということは、今年からフッ化物洗口ですか、少しでも減らそうという思いは伝わりました。それで、その例えばですが、町では、食・運動・健診と、健康まつりを毎年やっていますが、去年は町民参加型は食生活がメインでした。それで、今年度、例えば、すぐ効果が出るのかは、ちょっと私、専門家ではないので分かりませんが、フッ化物洗口について、せっかく実施するわけですから、実施時期はいつだか、それはいいですが、健康まつりのときに、例えば小学生については、虫歯予防についての努力をしている例えば作文とか、絵とか、あとは努力した者を表彰するとか発表するとかあれば、同じそのフッ化物洗口だけでなく、あわせてやれば、かなり子どもたちにも、家庭にも認識されると思うのですが、どうでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 健康がいちばんの町民大会でございますが、昨年度、食でありまして、今年度は、いまのところ運動をテーマとしての町民大会を開催することとは、予定はしているところであります。そのなかで、健康全般のことに関して、いろいろ展示なりはすることとしておりますので、そういう展示の際に、フッ化物なり、虫歯の状況ですとか、現在、先ほどの答弁のなかでも申し上げましたが、保育所を中心に虫歯対策をやっておりまして、その成果が現れている部分がございますので、そういったものも展示しながら、虫歯予防に対しての啓発をしていきたいというふうには考えております。

なお、フッ化物洗口につきましては、いま言われておりますのは、4歳から14歳まで継続して実施すると大変効果があるというふうに言われておりますので、やはりそんな、今日やったから来年効果が現れるかという、そうではございませんので、そういった、これからは長い取り組みを、これからしっかりしていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今年度は小学生を、認定こども園と小学生、いま課長の説明では、14歳くらいまでやるのが効果が上がると、中学生についても実施すればよいのかなと考えます。

それでは、基金について伺います。先ほども述べましたが、その基金については、平成30年度以降は積み立ての必要がなくなると言いましたが、確か基金については、必ず設けなくてもよいという考えなんですか、それとも設けなければならないという規定があるんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 基金、これは国民健康保険給付費支払準備基金でございますが、これに

つきましては、現在、国民健康保険条例のなかで基金として積み立てる額については、給付費の3カ年の平均の100分の10に相当する額を積み立てなさいよというふうに条例上はなっております。それで、この条例上の基金の使用であります、これは基本的なことなんであります、国民健康保険の支払準備基金につきましては、医療費が、流行り病ですとか、そういったことで急にかかるようになって、給付費に不足が生じるような場合が出てきたとき、そういったものを使うために、基金として積み立てておきなさいよということになっております。

そのために、先ほども申し上げましたが、今度、平成30年度からは、県が給付費の支払いとか、そういったものの責任を持つことになりますので、その県のほうで基金をつくっております、町村で支払いに不足が生じたような場合は、県からその基金に基づいて、市町村が借り入れて使うというような形になりますので、町村としては、基金を積み立てておく必要がなくなります。その支払用としての基金ということでは積み立てておく必要がなくなります。

ただ、現在、町では、その基金を使いまして、減税財源というような形で、保険者の皆さんの負担軽減に使っているということがございますので、来年度で、いまの計算ですと、2,600万円ほどの、平成29年度末で2,600万円ほどの基金残がなるということがありますので、その利用方法については、今年度、国民健康保険運営協議会等で協議をしながら、利用方法については検討していくということで考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、西会津町は健康保険料の算定において、いままでは資産割が入っていますが、今後の予定で、その資産割が廃止するという方向に聞いていますが、そういった場合、どうしても負担金というのは、被保険者の負担というのは増額にならないんでしょうか、そういった点、いまの基金の残を使うか、一般会計から繰り出さなければならぬと思うんですが。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 保険料の計算方法ということでございますが、現在、西会津町は4方式ということで、平等割、均等割、資産割、所得割という4つの項目でやっておりますが、資産割につきましては、今年度まででありまして、来年度からは資産割についてはなくなります。それで、考え方としまして、10のうち、その4つに分けて、いままで計算しておりましたが、今度は資産割がなくなりますので、3つでその10を割るというような形になりますので、基本的には1人の世帯にかかる金額については、変わらない。資産割がなくなって、所得割が増えるというようなことでの計算になりますので、それを補填するとかということではありません。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 4本柱の算定が3つになると、ウエイトは所得割にウエイトがいくというふうに解釈します。はい。

それで、その保険料を滞納した場合、例えば療養費限度額認定を受けられない場合というのはあるんでしょうか、実際、町内にはありますか。限度額適用認定証というのが交付にならない場合が。

- 議長 健康福祉課長、渡部英樹君。
- 健康福祉課長 限度額認定制度につきましてではありますが、現在、滞納を理由に限度額証明証を発行しないというようなペナルティは、現在やっております。やっぱり医療にかかればならない人で、当然、高額該当するという人につきましては、医療にかかればならない人というような配慮をしております、そういったことは現在していないということでございます。
- 議長 5番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 はい、分かりました。
- それでは、新田正夫教育振興基金についてお伺いします。今年度は図書の購入とか、学習図書や一般用図書とありますが、一般用というのはどのようなものでしょうか。
- 議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。
- 生涯学習課長 お答えしたいと思います。
- 一般用図書と申し上げますのは、一覧表、実は持ってまいりましたが、なんせ数が多いものですから、一つ一つというわけにはいきませんが、分類としまして、児童生徒、それから高校生以上、一般というようなことございまして、明解な区切りは、正直ないところもございしますが、大人の皆さんが読んでいただいて、まさに教育資金でございますので、いろんな知識を豊富にできるような、そういった大人向け、高校生以上の大人向けの図書を厳選しております。
- 議長 5番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 図書、一般向けの図書も今回は組み入れたということだと思います。それで、例えば、今年度、新年度ですか、認定こども園がオープンするわけですが、その認定こども園についても、例えば含めた場合ですが、絵本等は十分満ち足りていますか、新書を含めて。
- 議長 健康福祉課長、渡部英樹君。
- 健康福祉課長 絵本等の満ち足りているかということでございますが、認定こども園、現在、各保育所に絵本がありまして、その絵本が、今度は3カ所から集まってくるという部分もございまして、冊数的には十分にあるというふうに考えております。
- 議長 5番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 今回は学習図書や一般図書、それは施行規則にも載っていますので、児童生徒の交流でも、教育環境の充実でもよいでしょうが、私が思うには、本人の意思は児童生徒に本を読んでほしいというのが本当の原点だと聞いておりますので、今後、認定こども園にもそういった図書、向けてはよいのではないかと考えるものです。
- 議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。
- 生涯学習課長 基金の2千万円のご寄附をいただいたときの、趣意書と申しますか、これの言葉をお借りしますと、ふるさと少年、青年、それから老年の方と、老若男女を対象にというような表現で、優れた本を買ってほしいというようなことございまして、役場内部、よく調整しながら対応してまいりたいと思います。
- 議長 5番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 いまほどの課長の説明のとおり、小さな子どもからお年寄りまで行き渡る

とすれば、将来ですが、認定こども園についても、今年じゃなくても、有効に使うべきだと私は考えます。

それで、平成 27 年度の決算では、その基金の残高が 1,500 万円でしたか、今年は 140 万円。そうすると、残高が約 1,300 万円ちょっと残りますが、今後について、毎年本を買うのか、長期的な視点に立つのかをお聞きします。毎年構わず、構わずとは失礼な言葉になりますが、あくまでも本にずっとやるのか、仮に残高が 1,300 万円ちょっとあるわけだから、毎年本を買っても 10 年は継続するわけです。また、それ以外に何か継続的な考えはありますか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

平成 27 年度の決算年度末の現在高 1,512 万 8 千円というようなことでございます。それで平成 28 年度で取り崩せば、いま議員おっしゃったとおりの額に近付いていくのかなというふうには感じております。

それで、設立当時の考え方ですけれども、やはり図書だけでは、なかなかこの 2 千万円を活用するのは難しいところもあるのかなというようなことございまして、基金を設置した条例、それから施行規則のほうにも、議員おっしゃったように、第一には町民に対する図書の充実、それ以外に、こういった事業にもというようなことで、少し幅を広くしてございます。

それで一例を申し上げますけれども、聞き書き事業というようなことで、議員の皆さまにも本をお配りしましたが、それで、本年度、皆さまに補正予算でお願いいたしまして、その聞き書き事業の一部に充てさせていただいたわけでございますが、この際には、きちっと新田さまのご遺族の方と使い方の相談をさせていただいて、許可をいただいたというような一例がございまして。

今後も図書、仮に図書以外にというような部分を想定した場合は、そういった丁寧な対応で検討してまいりたいと思います。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 せっかく新田さまからいただいたものですから、私の考えとしては、図書というか、使ってなくなるものよりも、形のあるものを重点に残してほしいという思いです。

それで、その基金条例の施行規則を見ますと、第 3 条、町以外の者が事業を行う場合には、経費の一部を補助するとありますが、どういったことを想定していますか。施行規則をつくったわけですから、その根拠をお聞きします。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 はい、お答えしたいと思います。

規則の第 3 条に、確かに、町以外の者が行う事業に対する補助というようなことはございます。ただ、現在、想定しているようなものは、いまのところございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私なりに考えますと、これについて 1 回しか聞きませんが、規則をつくっ

て、いままで過去にないというのもいいでしょうが、行う場合があるときは経費の一部を補助すると、必ずこの設定時には考えがあったと思います。その考えをお聞きます。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えしたいと思いますが、想定されるものについて、現在、手元にその当時の経過のものがございませんので、それは掘り下げてご報告したいと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 基金の規則のなかの、町以外の者が行う事業に対する補助ということで、ただいま第3条ということで、今回ご質問にもありました東日本大震災の復興基金の条例の施行規則にも、同じく第3条で謳われてございます。東日本大震災につきましては、復興にかかる各種事業に充当したということで、先ほどご答弁申し上げましたが、活力ある地域づくり推進事業ですか、町単独の各自治区等が行う、そういった活性化のための事業、そういったものにも充当してございます。仮に町内だけでなく、町外の方が、そういった事業を行う場合に補助することができるということで、この3条をつくっているわけでございまして、生涯学習課の新田正夫教育振興基金は、まず該当はないと思いますが、その条例設置上、基金の設置条例の施行規則には、通常そういったことで該当がある、あるなしに関わらず、全て入れているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それは分かりました。一つの形でもあるというふうに理解します。

最後の項目の、東日本大震災復興基金ですが、平成29年度に、先ほどの説明を受けましたが、一般会計から500万円を繰り入れたと、一般会計ね。そうすると、残りが70万円ほどになると思っておりますが、今後の運用、見通しについてお聞きます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えを申し上げます。

先ほどご答弁でも申し上げましたが、東日本大震災復興基金につきましては、県の市町村復興支援交付金、さらには、同じく県のブランドイメージ回復支援市町村交付金、合わせて1億8,700万円ほど交付を受けまして、それを原資に基金を設置したということで、それで、復興のための各種事業に、いままで充ててきたということでございまして、県の原資となる交付金につきましては、平成28年度までには全て使い切るというような約束でいただいております。本町の場合は平成27年度に県からいただいた交付金は全て使い切ったということでございます。

なお、その復興基金につきましては、県の交付金の原資のほかに、大震災の際に東北電力株式会社ですとか、全国町村議会議長会ですとか、県の町村会ですとか、町にご寄附をいただいております。その分につきましても、この基金に積み立ててございまして、今回500万円を繰り入れ、あと残が70万円ほどでございますが、その分は県の交付金以外の町村会ですとか、議長会からいただいたものを充てたということでございまして、あと残は70万円ほどですので、この基金は一応全て使い切って廃止をするというような考えでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今年度ではほぼ終了というふうに捉えます。

今回、いろいろ細かく質問しましたが、各種の基金については、所期の目的があって、残るものがあるのですから、最大限、創意工夫して町民生活の向上のために努力されることを期待して、これで一般質問を終わります。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。10番、多賀剛でございます。今定例会に3件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず初めに、町長のハワイにおけるトップセールス、西会津産米海外販路開拓調査事業の効果、成果についてお尋ねをいたします。町長は、昨年12月、西会津産米海外販路開拓事業ということで、7日間の日程でハワイにおいてトップセールスを行っております。本町の基幹産業である農業、なかでも米に対する政策、国により大政策転換が行われようとしております。また、TPPにおいては、新アメリカ大統領の登場により、TPP離脱宣言が発せられ、TPP協定の発効の目途が立たなくなっているところでありますが、稲作農家を取り巻く環境は、それ以外の状況を鑑みても、大変厳しい状況が続いております。

そういったなかであって、国、県においても、米の海外輸出を積極的に推進しており、県内近隣自治体においても、風評被害を払拭しながら、いろいろな苦勞をし、試行錯誤をしながら、農産物の海外輸出に取り組んでいるところであります。

私は、本町においても、新しい販路開拓、海外輸出も選択肢の一つとして、当然検討の価値はあるものだと思っております。今回、西会津産米海外販路の開拓調査事業を委託した一般社団法人モストWORLD KIZUNAであります。私は当初、福島ホープス、岩村監督とのつながりのなかで、本町の野球少年、少女をハワイへ連れて行っていただいて、ホームステイをしながら野球の親善試合を行う、東日本大震災で被災した少年たちを元気づけ、その支援を通じて復興に寄与するというプロジェクトだと思っておりました。そういった意味で、所管課は商工観光課がいままで対応し、進めてきたものだと思っております。

しかしながら、いつの間にか、西会津産米海外販路開拓調査事業ということで、所管が農林振興課になってハワイにまで行ってきておられます。このようになった経緯がよく分からない、ゆえに、本当にハワイにおける米の販路開拓が主たる目的であったのか、はたまた別の目的があったのか、そんなところが大変気になるところであります。多くの町民の皆さんの関心事でもありますので、町長のトップセールス、西会津産米海外販路開拓調査事業の内容、効果についてお尋ねをいたします。

まず1点目は、町長としてのトップセールスの意義をどのようにお考えになりますか、お伺いをいたします。

2点目に、西会津産米海外販路開拓調査業務の委託先である一般社団法人モストWORLD KIZUNAとは、農産物等の海外販路開拓における実績はあるのかお伺いをいたします。

3点目に、福島県産米の輸出規制、福島からのお米は輸入できませんよと、そういった状況のなかで、町の努力で解決できるものが何かあったかお伺いをいたします。

4点目としまして、事務方での事前準備はどの程度やられていたのか、どんなことをや

っていかれたのかをお伺いいたします。

5点目といたしまして、一度の訪問で成果を出せるものではないと言っておられます。今後もこの事業を継続されるのか、お伺いをいたします。

次に、交流人口拡大と定住人口拡大についてお尋ねをいたします。新年度施政方針でも交流人口拡大、定住人口拡大が重点施策の一つとなっております。急激な少子高齢化、人口減少が進む本町にとっては、これからも、未来永劫ずっと続く壮大な課題であると思います。これらの問題解決には、特効薬はありません。地道な活動、施策を繰り返し、繰り返しやっていくこと、少しの効果であっても、継続してやっていくことが何よりも大切なことだと考えます。

交流人口拡大について、本町の数あるイベントのなかでも、集客力、規模からすれば、メインイベントといってもおかしくないものになってきていたクラシックカーによる町おこしイベント、フォルクスワーゲン大集合やなつかしCarショーであります。これらが新年度の開催が大変心配されております。12月議会で私の同じ質問に対し、町長は継続してやりますと力強いご答弁をいただきました。しかしながら、現時点において、実行委員会、事務局、さゆり公園周辺の状況をうかがえば、何のアクションも見られません。前任担当者が不在となっただけで、同じことをやろうとすれば、相当早い段階から、時間をかけて丁寧に進めていかなければ、なかなか実行できるものではないと私は思います。実行委員会が知らないところで話は進んでいるのか、今後の町の支援体制と実行までのスケジュールについてお伺いをいたします。

次に、定住人口拡大についてであります。今議会において結婚祝金の条例改正案が提案されております。支給要件の見直しをし、結婚祝金は現金10万円支給の1本にしたいというところであります。この制度は、若者の定住促進という観点から、賃貸住宅の家賃6カ月間の家賃分と、現金10万円とが選択できるようにして支給してきたわけであり、結婚祝金条例の目的は、新婚夫婦の前途を祝福するとともに、定住促進と町の活性化に資するとされております。この祝金制度によって、どれだけの定住促進効果があったと認識しておられますか。また、何を以て所期の目的は達成されたと言われるのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、小中一貫教育についてお尋ねをいたします。本町が導入を目指している小中一貫教育に関して、小中一貫教育導入推進審議会での審議内容や、教育委員、学校関係者の話を現時点で総合すれば、平成29年度からの導入は難しく、平成30年以降の導入を目指したいというような意向であるようであります。学校教育の目指す本質は変わらないにしても、学校教育を取り巻く環境は、時代とともに日々変化をし、それらに対応しながらしっかりと成果を出していかなければならない大変難しい時代に突入しております。また、時代による価値観の変化により、児童生徒の将来の目標の多様化やいままであまりなかった選択肢の広がりなど、学校経営の観点からも大きな岐路に差しかかっているのも事実であります。

私も将来的には、小中一貫教育へのシフトも視野に入れながら進めることは、大変重要であると認識しておりますが、導入までのプロセスに関しましては、いささか考えるところもあるところであります。小中一貫について、次の点についてお伺いをいたします。

1点目として、小中一貫教育推進に向けて、何が一番障害となっているのか、どうお考えですかお伺いをいたします。

2点目といたしまして、その障害をなくすために、何がいま一番必要、重要だとお考えでしょうか。また、新年度はどのようなアクションをしていけますか、お伺いをいたします。

3点目に、町外中学校への受験者、進学者が年々増加しております。この現状をどうお考えになりますか、またその対応についてお伺いをいたします。

以上、3件を私の一般質問といたします。明解なご答弁をお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 10番、多賀剛議員のご質問のうち、私からはハワイにおけるトップセールスの効果について、お答えをいたします。

本事業につきましては、本町産米の新たな販路開拓を調査するため、町の友好団体である福島県民球団福島ホープスと一般社団法人モストWORLD K I Z U N Aが実施した米国ハワイ州における日米中学生野球交流プロジェクトにあわせて実施したものであります。

今回の事業は、福島ホープス岩村監督をはじめ、関係者の皆さんの全面的なご協力により実施できたものであり、町にとっては初めての試みでありました。この貴重な機会を最大限に活用するため、私、自らが現地を訪問し、福島の風評払拭と本町産米のPRなど、トップセールスを行ってまいりました。

ハワイでは、在ホノルル日本国総領事館の三澤総領事への表敬訪問をはじめ、日本の農産物等の取り扱い状況や福島県人会の活動に接してきたところであります。また日本食輸入卸売店では、社長と専務の対応のもと、輸入規制や風評の現状、PR方法のアドバイスなどをいただき、これらの意見交換は大変有意義であったと考えております。

本業務の委託先であるモストWORLD K I Z U N Aは、東日本大震災以降、福島県等の少年野球団を応援により、被災地支援を行っている団体であり、販路開拓を担う団体ではありませんが、現地協力企業のハワイ銀行等との連携から、今回の事業が可能となったものであります。また、米の販売環境調査事業については、これは専門家であるJA全農輸出推進課とJA会津よつば米穀課の協力のもと、事前に現地情報を十分に調査・調整し、実施してきたところであります。

今回の訪問で一番の成果は、福島県人会や現地企業等とのつながりができたこと。また、今後、輸入規制が解除された際には、県内各市町村に先駆けて、協力をお願いできる足掛かりができたものと考えております。当面は、町が直接実施する事業等はありませんが、野球交流プロジェクトは来年度以降も予定されていることから、引き続き本町産米の試食提供等により現地とのつながりを継続していきたいと考えております。そのための所要の経費を平成29年度当初予算に計上しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、ハワイ訪問後の平成28年12月27日に、内堀県知事を訪問し、風評や輸入規制の現状、福島県人会の状況などについて報告し、意見交換を行いました。知事からは、今後も風評払拭の努力と県人会との連携の重要性を改めて再認識されたところであります。また、今回調査訪問した企業や日本食飲食店オーナー等には、帰国後、電子メールにより

情報発信を行い、好意的な返信をいただいているところであり、今後のつながりが期待できるものと考えております。

町といたしましては、引き続き、規制解除を見越した、先取りの対応に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、教育長及び担当課長に答弁いたさせます。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 10番、多賀剛議員のご質問のうち、小中一貫教育についてお答えをいたします。

児童生徒の成長は途切れることなく連続したものであり、義務教育9年間は、児童生徒が自立して生きていくための大切な基礎基本を学ぶ時間でもあります。教職員はこのことをしっかりと意識し、9年間を見通して児童生徒の教育に当たることが大切であります。

小中一貫教育に向けての障害は何かとのご質問であります。戦後約70年間、6・3制のもとで小中学校はそれぞれ独自の学校教育を実践し、成果をあげてきました。しかし、それぞれの優れた教育実践をお互いに学び合うことや、足りない部分を補完し合い、より良い義務教育をつくりあげていく視点に欠けておりました。その要因は、できる環境が整備されていなかったからです。

本町においては、小中学校の教職員が一体となり、義務教育9年間の視点で児童生徒の教育にあたることのできる環境が整っています。しかし、現在、小中学校の職員室が一体となっておらず、教職員の協働意識を高め、日常的な情報共有ができる体制になっていないことから、児童生徒の教育に一体的に取り組む意識がまだ高まってないことが障害、課題であると感じています。

次に、障害をなくすためには何が必要で、新年度にどのようなアクションをするかとのご質問であります。まず、現在取り組んでいる小中連携教育をより充実させるため、小中学校の職員室を一体化し、育みたい児童生徒像を共有しながら、日常的に情報交換ができる、協働意識を高めることのできる環境をつくること、小中一体化した校務分掌組織をつくること最も重要であると考えています。これについては、平成29年度当初より組織的・計画的に準備を進め、平成30年度からの実施を目指します。

また、平成29年度は、小中学校の校長を除くすべての教職員に小中両校の兼務辞令を発令し、小中教員の乗り入れ授業を増やし、協働意識を高めること、福島大学総合教育研究センター准教授の指導を受け、一貫教育実施に向けての研究と、一貫教育の柱となる9年間を見通した教育課程編成の研究を、年間計画に位置付けスタートさせていきます。また、小中の児童生徒の交流も、知・徳・体を3本の柱として計画的に進めていきます。

さらに、一貫教育に関する理解を深めていただくために、平成28年度では十分にできなかった保護者や町民の皆さんへの説明も計画的に実施し、外部講師による講演会等も教職員や保護者、町民の皆さんに対して実施してまいります。

次に、町外中学校への進学者増加の現状と対応についてのご質問であります。都市部の小学校においては、すでに同一校区にある中学校ではなく、国立、県立、私立等の中学校への進学者が増加しています。このような変化が本町でもここ数年見られるようになってきています。

西会津小学校の児童が西会津中学校へ全員入学するのが当然であるとの意識は変えてい

かなければなりません。中学校も優れた教育実践がなければ小学生に選ばれないという意識を、教育委員会や教職員は強く認識しなければならないと思っております。

このような状況下で、本町には小中学校が一体となって、優れた教育実践ができる環境がすでに整っており、この環境を十分に生かし、教育内容の充実を図り、小学生にとっても、中学生にとっても魅力的な本町の学校教育の実現を図ってまいりたいと考えています。その具体的な方法の一つが、制度を活用した小中一貫教育であると考えておりますので、ご理解をいただきます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10番、多賀剛議員の交流人口拡大と定住人口拡大についてのご質問についてお答えいたします。

まず、クラシックカーによるイベントの開催についてであります。フォルクスワーゲン大集合や、なつかしCarショーにつきましては、町内の15団体で構成する西会津クラシックカーで元気な町へ実行委員会が実施主体となり行ってきたイベントであり、来場者もそれぞれ2,500人、1万2,000人と町の交流人口の拡大を担ってきたものと考えております。

ご質問の新年度の開催についてであります。実行委員会事務局に確認したところ、今月中に実行委員会が開かれることから、その実施等について協議するとのことであり。町といたしましては、これまで、名義使用やイベント当日の人員について支援をしてまいりましたが、継続して実施することが決定されれば、引き続き当該支援をする考えであります。

次に、結婚祝金についてのご質問にお答えいたします。町では、新婚夫婦の前途を祝福するとともに、定住促進と町の活性化を目的として、平成22年度に結婚祝金制度を創設しました。祝金は当初、現金10万円、または定住促進住宅6カ月分の家賃としておりましたが、平成25年度には家賃支給条件を民間の賃貸住宅への拡大と3年間の定住要件を設定し、若者の定住を促進してきたところであります。

平成22年度からの支給実績につきましては、平成29年2月末現在、祝金85件、家賃支給18件、合計103組の新婚夫婦に祝金を支給してきました。また、定住要件を満たさず、祝金の返還を求めたのは53組中2組あったものの、夫婦の前途を祝福することについては、大変好評を得ているところであります。

一方、定住促進についても、祝金制度創設時には21戸の入居であった定住促進住宅は、現在、常時満室の状態が続いており、民間の賃貸住宅等も同様の状況となっていることから、定住促進に十分につながっているものと認識しております。

しかし、現金支給と家賃支給とでは、額に差があることから、不公平感があり、実際不満の声も寄せられております。また、定住促進住宅等を含めた町内の賃貸住宅については、空室があまりない状況にあることから、支給要件等を見直し、新婚夫婦の前途をお祝いする祝金10万円のみを支給としたいと考えております。

今後の定住促進策といたしましては、祝金制度は継続しつつ、平成29年度におきましては、定住に向けた事業をさらに推進させるため、若者定住促進住宅整備基本構想を策定するほか、地域おこし協力隊の定住に向けた起業支援事業補助金などを創設するなど、若者

の定住促進対策を進めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは順番に再質問させていただきます。まずハワイの件、町長のハワイのトップセールスの件について、まずお尋ねしますが、いろいろお話いただきましたけれども、このハワイのトップセールスの主たる目的は、実際何だったんでしょうか。いわゆるホープスによる野球教室の開催の支援、あるいは西会津産米の本当に販路開拓、あるいは純粋に調査PRだったのか、その点をまずお尋ねしたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 今回の調査事業の目的等につきまして、お答えをさせていただきたいと思えます。

まずはじめに、今回の事業につきましては、先ほど町長が答弁したとおり、前提としまして、福島ホープスと、それから友好団体であります一般社団法人モストWORLDが実施する日米中学生の野球交流プロジェクトがあります。この事業が実施されることに伴いまして、これにあわせて、町のほうでは米の販路開拓のための調査事業を実施したというのが目的でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 その野球大会、日米の少年野球の野球の開催に合わせて販路開拓というのは、どっちがじゃあ主たる目的なのかよく分かりませんが、私、率直に福島ホープスも岩村監督も大好きで、応援しているものですから、何でこのモストWORLD K I Z U N Aが入ってきて、この米の販路開拓事業、まして輸出の規制のかかっているハワイでなったかというの本当に疑問なんです。ウエイトとしてどっちが、本当に西会津産米を売りに行ったのか、それも単なる調査、PRの事業が主体だったのか、その辺、じゃあお尋ねします、まず。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 それでは、少し経過からお話させていただきたいと思えます。

今回のこの交流プロジェクト事業は、福島ホープスの友好団体でありますモストWORLD K I Z U N Aが主催しております。この団体が主催している事業に、ホープスの岩村監督も協力をしているというような事業でございます。それで、この事業を昨年12月に実施するために、昨年の2月ごろから岩村監督とモストWORLD K I Z U N Aの関係者は、現地を訪問しております。もうその2月に行った時点、それから6月の時点で、現地の協力企業でありますハワイ銀行のほうから、せっかくおいでいただけるのであれば、岩村監督のほうからお話があった西会津の米を取り扱うような企業をご紹介しますよと、というような話が当初からあったわけでございます。

それで、そういったことで、私ども農林振興課としましても、この話には最初から米の販売に関わることでありますから、関係していたわけではありますが、その後、ご承知のとおり、国の地方創生加速化交付金事業が創設されまして、補正予算で創設されまして、では、その加速化交付金事業を活用して、まずは販路を開拓するための調査事業を行ってまいろうというのが、今回の事業の経過でございます。

ですので、ホープスの支援とは切り離して考えていただきたいと思いますということでございます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると、いわゆる販路の調査がメインな目的で、PRも目的だったということでありまして。話が前後しますが、最初、町長からご答弁いただきました。町長のトップセールスの意義と、これ私、一番最初に通告しておるわけなんですけれども、いわゆるトップセールスというのは、我々の業界だと、一番ものを売るセールスマン、例えば自動車であれば年間何百台も売る、組織のなかで一番業績を上げる人がトップセールスというんです。ただ、町長がやるトップセールスはまた別です。いわゆる大きく分ければ2つあると思うんです。エンドユーザーというか、農産物であれば消費者の第一線に行って、消費者の顔を見ながら、表情を見ながら対面して販売する。これはある意味パフォーマンス的要素が高いところでありまして、もう一つは、やっぱりなかなかこう事務方がいろいろ折衝しているけれども、なかなか詰められない。ここは町長、最後に出て行っていただいて、相手方のトップと話を煮詰めて、決めていただきたい。その2つが大きく分けてトップセールスだと私は思うんです。

今回のハワイ、町長が行かれていますということでありまして、本当に調査だけであれば、わざわざ町長が行くまでの事業だったのかなと、私は率直に思うんですが、その点をお答えいただきたい。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

それも先ほどの町長答弁のなかでも申し上げましたとおり、調査、基本的には販路開拓のための調査で、私ども行ったわけですが、町長が行くことによりまして、そこにつながりをつくってくると、それからPRも行う、こういった部分で、町長には積極的に動いていただきまして、福島県人会、それから輸出入業者の社長専務、そういった方々とのつながり等をつくっていただいたところでございます。

失礼しました。もう1点、町長が行ったことによりまして在ホノルル日本領事とも面談がかないまして、意見交換もできたというような実績をつくってきたところでございます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 いままで全員協議会等で説明を受けた内容から出ないところでありまして、私、トップセールス、いろんなところに出て、いろんなお金を使ってやるのは大変いいことだと思うんです。ただし、それ以上の成果を出してくるというのが最終目的だという思いであります。それで、何でこの野球の事業と、この海外販路開拓、別ものだといいいながら、先日の全員協議会で言った、一番、いわゆる規制の厳しいアメリカハワイ州で、何でやらなければならないのか。そして、ましてこの西会津産米海外販路開拓調査業務委託しているモストWORLD K I Z U N A、これ野球には長けているけれども、米の流通にはまったくやったこともない、分からないということでありまして。そこに全農なり、農協なりが付いて行ったにしても、それだけ見れば、これ野球が主たる目的ではないのかなと、そのついでに、いわゆるせっかく来たんだから、米のPRもしていきなさいよというような中身ではなかったのか、その辺確認します。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 繰り返しになりますが、今回の事業につきましては、ホープス、岩村監

督がつながりをつくっていただいた事業でございます。それで、せっかく来たんだからというようなことではなくて、向こうで取り扱ってくれる、または話を聞いてくれる現地の業者が大勢いるので、ぜひ紹介したいというようなお話があって、実現した事業でございます。ただ、全員協議会以来、お話申し上げましているとおおり、現在は輸入規制があるというような中でありますので、具体的な商談、契約等については、そこまではできなかったわけではありますが、少なくともモストWORLD K I Z U N A、ハワイ銀行経由で 14 社、訪問をさせていただけるようなつながりは持っておりました。それで私ども、行ってすぐにその 14 社、5 日間まわってきたわけではありますが、そういった今回は、関係継続、つながり、このあと規制解除を見越した対応ということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 まだその、私もすくとんと腑に落ちるところまでは正直いきません。私は、さっきも繰り返しになりますが、福島ホープス大好きで、岩村監督も大好きで、もう純粋に応援している一人として、その紹介といえども、まったくこれはその野球開催と西会津産米の海外輸出、これ大変難しい事業ですよ。それをいつだかの全員協議会でも、8 番だか、何か言ったかもしれませんが、海外に輸出しようと思ったときに、相当詳しい専門家に頼まなければ、これは実現しませんよというような議論もしている。そんななかで、J A 全農、付いて行くにしても、これ 400 万円という高額な委託料を払って、モストWORLD K I Z U N A に、この事業を委託をしているというのが、私まだ理解ができないんです。

別に考えるなら、紹介されるんなら紹介されるでいいんです。この米の販売委託、海外販路の委託 400 万円の事業、委託料を払っている、それがもう何とも納得できない。本来であれば、本当に西会津産米の米を販売しようと思ったら、もう少し相手先をまずは最初に検討すべきことだと思うんです。野球とまったく別個というのであれば、海外輸出。今回はたまたま、たまたまとおっしゃいましたから、たまたまだからどっちが主なんですかと聞いたわけです。もう一回ご答弁ください。町長でもいいです。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回の事業の一番の頭は、こういう事業をやりたいと、いわゆるこのスポーツを通した少年野球チームと、こういうスポーツ。それともう 1 つは、この事業のなかに、いわゆるこのいま農産物の風評、あるいはこういう取り組みについて、こういう事業について国の地方創生の事業枠にお願いできないかといったら、これストンと、じゃあいいですよということになったわけです。その目的の、2 つの目的が、今回の地方創生枠にのって、これでじゃあやってみましょうかと、これは初めての試みなんです。初めての試みが、成果として米が売れたかどうかなんていうことになってくると、これは最初から、米は持って行って売るとか、何ぼ契約してきたとかという状況ではないんですね。

これは、実際いろんな商売やってみてそうですけれども、初めてのところに訪問して、そしてすぐさま契約を、大きい契約ですよ、そういうところに契約するには、何回か、成果のなかには、時間と継続が必要なんです。これはどんな商売でもそういうことなんです。ちょっと外れますけれども、いま国内の米、これをいろんな取り引きにしている一つの企業をあげますと、パールライスとか、あと木徳神糧とか、これ何回も行って、4、5 年行

きながら、ようやくその社長や、あるいは対応してくれる、その仲立ちはどうかといえば、これJAですよ。私、行ってすぐ、その契約なんて取れっこありません。必ずそこには仲立ちがいる、あるいは対応してくれる人が行って、一緒にいてはじめて商談が成り立つということなんですね。

ですから、今回の場合についても、これはどちらからも私、行きました。それで、これはやっぱり1つは、今回の事業のなかですと、初めてのことなんですけれども、何が一番、私は成果だと思ったかという、先ほどいろいろ言いましたけれども、まず、この目で見て確かめるということが一番の成果だった。それは、ハワイという全く新しい視点、観光で行くなら別です。しかし、これからの農産物や、あるいは少年野球を通した子どもたちのこれからのつながりという観点から見てきた場合に、国の、いわゆる国民性、経済と国民性というものについて、まず感じてきたわけでありまして。それは、やっぱりあれだけ、この大きな観光客を抱えているところの胃袋をどう満たしているのかなという、このこともやっぱり一つ関心があったと。そこには、やっぱりこれは日本がこれから参入すべき大きな課題の一つなんだなというふうに感じてきたわけです。

2つ目は、やっぱり食生活ですよ。この食生活のなかを日本食がどういうふうに使われているんだろうかと、その食生活といっても、本当にごはんそのものを食べているんだろうかというところをみたときに、決してそうではなかった。これは外国の食生活と日本の食生活は違いますから、で、ピラフとか、あるいはリゾット、こういったものがある程度、ある意味では主流だかもしれません。しかし、これから日本食を提供した場合、日本食堂も結構あるんですね。こういったところに、これからやっぱり入り込んでいける可能性が十分にあるというふうに感じてきたわけでありまして。

もう1つは、やっぱりこれから大事なのは、日本とつながりをどう持つか、このつながりを持つことによって、これからいろいろな課題はあるにしても、もし今後、規制が撤廃されたら、あるいは緩やかになった。あるいは米だからだめだということは初めて感じてきた。加工品ならいいですよ、加工品はどんどんどんどん出ているんです。加工品を出してくださいよと、こういうふうに言われてきたんです。ですから、そういう諸々、我々が全く知らない、そういうことを初めて行ったときに、これから何をなすかということの、やっぱり思いを持って帰ってきただけでも、私は大きな成果だったなというふうに思います。

ですから、そのつながりをやっぱり大事にしていかなければならない。これが今回の大きな成果の私のつながりだと。

それからもう1つ、子どもたちです。子どもたちが、今回、2人、女子の選手として派遣されました。いろいろこの選手の試合のやり方とか、試合をやっているところも見てきましたけれども、一般的に、この子どもたちが、あの英語圏に行ったときに、お互いに話せる。これは中学生として、ああ中学生の英語力というのは、ある意味ではこういうことなんだなと、初めて私は西会津中学生の英語力も捨てたものじゃないなと、こう感じてきたわけでありまして。

ですから、諸々な成果というものは、私は目に見えないけれども、やっぱりあるということなんです。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 町長、言いたいこといっぱいあるのは分かりますが、ちょっと手短にお願いします。まず、そうであれば、いわゆる福島県以外のお米というのは、この前お話を聞きましたけれども、山形とか、新潟とか、地域のブランド米がキロ500円から2,500円、2,600円という高額な値段で売っている。そこにうちの町も入り込む余地は、農林振興課長、率直にありましたか。何にか優位性を感じられましたか、うちの町の。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

はい、全国の有名ブランドがいっぱいあるなかで、ただ、料理によって、食によって好みを使い分けて購入されていたという実態も出てきました。北海道産の比較的硬い米を寿司用に、それから、隣の山形県産の柔らかい米は、和食のごはん食にということで、いろんな使うタイプがあるということが実感できました。またあわせて、そういった一般米とは別に、要は飲食店専門に使うような業務用米ということで、そういった部分のお米も大いに流通しているということも感じてきました。いろんな可能性がありますので、ほかの県産米が出ている以上、うちのほうも規制が解除されれば、当然、十分に通用してくる、売り込みができるというふうに感じてきたところでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 この件に関しては、この辺に止めますけれども、要は、冒頭言いましたように、400万円という高額な、それが地方創生の加速化の交付金が来ようが、来まいが、400万円と高額な委託料を払って、90万円余の旅費を払って行っているわけです。これ町民目線からいって、この事業、いつかは評価検証しなければいけない。行政用語では費用対効果という言葉がよく使われますけれども、現時点で費用対効果をみたときに、この事業は成功だったのか、はたして否か。あと成果品というのは、もう出ているのだろうか、委託先からの、その点をお尋ねします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 まず1点目、費用対効果につきましては、先ほど来、申し上げておりますとおおり、つながりだったり、今後の規制解除後の見通しだったりという部分がありますので、一概にはこう測り得るものではないというふうに考えております。

それから、成果品につきましては、委託者のほうから成果品は提出されております。調査報告書、それから作成した西会津のPRビデオ、それからCD-R等によりまして、一式提出されております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 この程度にします。このハワイに関しましては、まだまだ言いたいことがありますが、次に質問を変えます。

交流人口拡大、定住人口拡大について、商工観光課長、ご答弁いただきましたけれども、まず、率直に伺いますが、いわゆるクラシックカーによる町おこしイベント、フォルクスワーゲン大集合となつかしCarショーと、これ私、少なからず関わってきた経緯がありますので、クラシックカー、なつかしCarショーに関しては、震災の年、休んだにしても、13回の回数を重ねて、フォルクスワーゲンはもう11回と、10年以上期間をかけて、

先ほどご答弁いただいたような、相当な集客力、交流人口があるわけです。町としては、何だか実行委員会任せのようなご答弁だったんですけれども、この事業、イベント、続けて、私はいかなければいけないと思うんですが、どうお考えなのか。なくなってもいいのか、それとも続けるべきなのか、その点をお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

なつかしCarショー、フォルクスワーゲン大集合でございますが、町といたしましては、継続していただければ継続していきたいという部分は、非常に思っておりますが、ただし、実行委員会形式で実施主体でやっているという部分もございますので、やはり実行委員会のほうでどういう結論を出されるかという部分も、問題もありますので、それを踏まえながら、見守りたいと考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 そういう意向であれば、あの12月、私の質問に対して町長は、何でご自身で継続して開催しますとご答弁されたのでしょうか。実行委員会に、私の認識している範囲では確認もしていない、事務局、さゆり公園等々も聞いていないということなんですが、町長、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私も、何か実行委員長になっているんじゃないんですか。町長、実行委員長か。そうではない。ああそう。何かあいさつしているから、実行委員長かなと思っていたんですけれども、そうでなかったらそうなんです。ただ、私の気持ちとしては、やってほしいと。ですから、できるならばやりたいということです。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 そんななかで、12月答弁の、継続して実行します。その後に町長は、事務局もしっかりしておりますとご答弁いただいております。私、知る限り、前担当者がいなくなって、知っている事務局員1人いたんですが、12月にもう配置転換になって、企画経営から総務に移ってしまって、いわゆる内容を知っている人が誰もいなくなってしまっているんです。商工観光課長、町長もご存じのように、振興公社の社長、例えば副町長、副社長であるならば、その点をどう私らは解釈したらいいのでしょうか、事務局はどういうった意味でしっかりしているというふうになっているのでしょうか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 それでは、私のほうからお答えしたいと思います。実行委員会につきましては、議員も実行委員の1人でありますから、その内部は十分にご承知のことと思っておりますけれども、事務局は、これまで振興公社が担ってきたということでありまして、その主たる業務は、かつてやっていた専務が、もうその何割かは、大部分を担ってきたということでございます。

現在、議員がおただしになりました、そのこれまで関わってきた担当職員が経営企画室からロータスのほうに、営業の部分に配置替えになったわけでありまして、そのいろんな移ったからといって、全く手が離れたというふうには私は聞いておりませんので、事務局の内部をある程度担いながら、そのロータスのほうの業務もやっているということ

で、私は理解しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 副町長おっしゃったように、実際、段取り8分という言葉ありますけれども、振興公社の事務局が、やっぱりしっかりまとめていただけたからできたんです。8割の段取りがしっかりしていれば、2割のサポートは、我々十分できるんですが、その段取り8割できる方が、いまいないというような状況なので、それで心配しているわけなんですよ。それで、町長はやりたいと、やるということですから、私は対外的には、その次の日から、いろいろ問い合わせあれば、やりますよと言っている。だから、何でもやらなければならないと私は思っているんです。だから、その辺をしっかりと、サポートをしっかりといただきたい、振興公社、お願いします。その辺、答弁お願いします。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 町と振興公社、どうもごちゃごちゃになっているような部分がございますけれども、この実行委員会は、皆さんが、関係する団体の皆さんが、お集まりになって、その実行委員会を組織しているわけでありまして。その事務局を公社の一部が担ってきたということでありましてけれども、やはり推進母体は実行委員会でありましてから、実行委員会の皆さんがしっかりとみんなで議論して、その方向性をきちんと示していくということが一番大事であります。

町としては、それに対してサポートできる、支援できる場所をしっかりと支援をしていきたいと、そういうことで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 今おっしゃったように支援、できる場所はしっかり支援していただきたいと思いますというふうに思います。

定住人口のなかで、結婚祝金条例、全員協議会のなかでも、いわゆる家賃6カ月分を廃止したいと、現金支給10万円1本にしたいという話のなかで、町内の、いわゆる賃貸住宅が、全て埋まっているような話をされましたが、実際どのような方法で、事実でしょうか、その辺を確認します。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 町内の賃貸物件、埋まっていないのではないかと、全てという部分の認識がという部分のご質問にお答えしたいと思います。

一応私のほうで、賃貸物件ということで掘んでいる部分が、全部で27室という部分、戸別、全てを含めまして27室という部分で考えているところでございます。そのほぼ、問い合わせしますと、だいたい人が埋まっているという部分でございます。また、町内の空き家というふうな部分を考える部分もありまして、その賃貸の空き家の物件につきましても、だいたい25棟ぐらいがあるということで、それらを含めると、だいたい入っているという方が多いということで、その定住・移住センターのほうから経由して聞きますと、やっぱり入っているということから、なかなか町内での部分が、非常に、何というんですか、物件がないというような形でうかがっているということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ちょっと自信のない答弁になると、声が低くなるのはやめていただきたい。私

は全部埋まっているのかと聞いているんです。要は、その27室というのは、どういう方法で調べて27なのか、いわゆる空き家25棟あって、それ使えるような状況になったけれども、それは全部埋まっているというのであれば分かります。私の知っている限りで、まだまだ空いているところもありますし、賃貸住宅として提供、公にしていなくても、うちはもう住んでいる人もいないから間借りを、離れを間借りさせたいとか、そういうところ結構あると思うんです。だから、そういうところまで調査なさっているのかお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 その点までは把握しておりませんで、私どもが掴んでいる部分のなかでは、満室だという部分をつかんでおります。そこ細かくは、調査しておりませんので、それはご了承いただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 細かく調査していないということでもありますから、私は、この家賃6カ月分補助というのは、この結婚祝金条例つくったときのいきさつご存じですよ。当初、町では10万円の支給、現金支給1本にしたいと、でも定住促進を図る意味では、やっぱり家賃を補助するというのも、やっぱりこれ入れなければいけないと、動議を出されて、調査特別委員会で、町側と協議をしてこれ入れたわけですよ。だからこれ、何のあれもない、いきなり今回、それだけを削りたいということでもありますから、町長も、これから若者定住促進に関する住宅の建築を、こんなことは5年、10年かけてやってられない、早急にやるんだというような話もあったなかで、何でこの家賃補助、いまの時点でもう削らなければいけないのか、その点をお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 まずその、なぜ見直さなければいけないのかという部分についてお答えしたいと思います。

こちらのほう、まず確かに、祝金10万円と、家賃、最大で22万8千円になるわけですので、まずアパートに、自分の希望のアパートに入りたくても入れないという部分もございまして、その部分で若干不公平感があるというのは事実でございまして。その部分の要請というか、それを改善してほしいという意見もあったはございまして。

また、現在、町では、その定住に向けて若者向けの住宅整備事業とか、中古住宅取得事業とか、そちらの様々な事業をっております。そちらのほうに力を入れていきたいという部分と、先ほども申し上げましたが、若者定住促進住宅基本構想をつくりまして、早急にその点を詰めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 暫時休議します。(15時00分)

○議長 再開します。(15時05分)

10番、多賀剛君。

○多賀剛 この件に関しましては、一般質問だけでは、ちょっと話が煮詰まりませんでしたので、これ今後の質疑のなかでも話をしていかなければいけないなという思いであります。質問を変えます。

最後になりますが、教育委員会、教育長、ご答弁いただきましたけれども、この小中一

貫教育についてであります。教育長の思いは分かります。私思うに、この小中一貫教育というのは、先日お話ししたときに、一番必要なのは、やっぱり意識改革だと、教育長おっしゃいました。私もそのとおりだと思います。ただ、意識というのは、最初に、これ鶏が先が卵が先かの議論になりますけれども、行動が変わって、最後に意識が変わるという見方もあります。ですから、この小中一貫教育というデリケートな部分は、子どもたちの将来に関わることでありますから、本当にトップダウンで、ハードランディング、大ナタを振ってやるようなことでは私はないと思うんです。やっぱりみんなの、こう納得の得るような形で進めていかなければならない。

今ほどご答弁でありましたけれども、いまできるハード面の壁を取り除くことというのはできると思うんですね。いままで校庭の使い勝手が悪いとか、体育館、運動場が使い勝手が悪いとか、昨日の議論のなかで、プールもね、これからできるであろうプールも、小中学校、隔てなく使えるようになったらいいんじゃないかというようななかで、あるとき小中学校の先生が、何の違和感なく、それぞれの学校の教室に行って話をしている、先生方も話をしている。ふと気が付けば、いわゆる心の壁がなくなると、これ小中一貫校という看板をいつ掲げてもいいんじゃないかと、そういう時期を私は早めに段取りするべきであって、頭ごなしにやることでは私はないと思うんです。

先週来から、いわゆる森友学園の籠池理事長、大変新聞、テレビ賑わっていますけれども、本当にああいう人が、教育者だと名乗る時代になったんだなど、だから当然、地域の人、保護者も、厳しい目で見られますよ。本当によく分からない幼稚園生が、教育勅語を暗唱させられたり、安保法制、国会通ってよかったねと、安倍総理頑張れ、本当に中身分からないで言われているような状況もあるなかで、私は、やっぱり地域の方、保護者の方、それぞれが納得いく形で、この小中一貫校というのはつくりあげていかなければならないと私は思うんです。それを最後に教育長にご答弁いただきたいと思います。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

私が常に頭に置いていること、まず最初に申し上げたいと思います。西会津町は平成14年度に中学校が統合されて一つになりました。それから平成24年度に、町内の5つの小学校が統合されて一つになりました。そして平成27年度には、中学校の隣に小学校が建設されて、小学校と中学校が一つになりました。統合の経過をみてみますと、町民の、多くの町民の思いというのは、西会津町の小学生、中学生、小学校だ中学校だということではなくて、本当に義務教育の9年間のなかで、しっかりと育ててほしいという思いが、あそこに具体的な形にあらわれているというふうに考えています。それを本当に大事にして、我々はこれからの西会津町の教育を考えていかなければいけないというふうに思っています。

それで、いま、先ほどお話ししましたけれども、課題になっているのは、校舎は一体になりましたけれども、先生方の気持ちはまだ一体になっていないところがあります。ここが大きな一つの課題だと思っています。それは、いまやっている連携教育のなかでも、職員室を一つにして、先生方の組織を一つにするということはできますので、その辺のところから進めながら、先生方の気持ちを一つにして、一貫教育ができるような、そういう方向

性を目指して、これから進めていきたいと思っています。そんなふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(15時09分)

○議長 再開します。(15時30分)

11番、青木照夫君。

○青木照夫 こんにちは。11番、青木照夫でございます。今次はケーブルテレビ・インターネット運営管理について、1項目を提出しております。

ケーブルテレビやインターネットに対する質問は、私は数年間、繰り返し質問いたしております。企業誘致や若者定住促進を掲げる当町にとって足りないのは、情報通信網の格差、インフラ整備であることからであります。一般社団法人西会津ケーブルテレビネット(西会津ケーブルネット)が指定管理を受け、今月末で2年になります。通信事業は高度な事業を要する公共事業であることから、一般社団法人が業務を迫行するには、委託者である町の支援が不可欠だと思ひます。この2年間における状況などにつき質問いたします。

1つ、公設・民営化による業務の合理性を目指したもの、全員協議会での説明でしたが、具体的には、どのような成果が得られたのかお尋ねいたします。

2つ目、公設であるから、機材・設備等の大型資本設備、つまり資本的支出は、当然委託者である町が負担することになりますが、この2年間で、設備・機材などの支出はどのくらいであったのか、平成29年度予算ではどの程度見込んでいるのか伺ひます。

3つ、当該指定管理者である一般社団法人の定款及び登記事項に、事業目的として、調査・研究及び技術開発も行うとあります。この2年間でどのような調査・研究を行い、技術開発を行ってきたのか、それに対して、町はどのように関わってきたのかをお伺ひします。

4つ目、間もなく4Kテレビ放送が始まります。キー局のチャンネル割り当ても決まっております、4Kでのサービスを逐次開始するようです。そこで、現行のケーブルテレビ放送設備で、画質を落とさず配信できるのか、また、設備の増強が必要な場合、どのような予算措置を講じるのか、お尋ねいたします。

5つ目、現行のインターネットサービスは速度に問題があります。将来のまちづくりの観点からも改善が必要です。4Kテレビ受信とあわせ、近隣市町村、いわゆる民間並みと同等のサービスが必要と思ひますが、お伺ひいたします。

以上が私の一般質問であります。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 11番、青木照夫議員のケーブルテレビ・インターネット運営管理についてのご質問にお答えいたします。

西会津町ケーブルテレビは、平成27年4月から一般社団法人西会津ケーブルネットに業務を委託し、公設・民営化による管理運営を行ってまいりました。この民営化につきましては、多様化する町民ニーズへの対応や、行政の域を超えた新たなサービス事業の展開、

付加価値の創出を促進するため、導入が図られたものであります。

ご質問の第1点目の具体的な成果についてであります。町民ニーズに対応して、テレビやパソコンなどの不具合に対して、これまで業者の紹介にとどまっておりましたが、ケーブルネットが直接対応するサービスや、個人や団体からの映像記録業務や式典、イベントでの司会業務などのサービスを開始したことや、町民参加型の番組づくりを軸にしたことにより、テレビを通して活動をPRしたいという、地域づくり団体や、スポーツ団体なども増えてまいりました。

次に、2点目の2年間で設備・機材などの支出はどのくらいか、また、平成29年度予算の見込みについてであります。平成27年度は文字放送・緊急L字放送設備に753万9千円、平成28年度は局舎の屋根などの塗装及び屋根設置修繕工事に344万円を支出しております。また、平成29年度予算では作業車購入費として324万5千円、音防災緊急L字機器整備など放送機材購入経費に305万7千円を計上しております。

次に、3点目の2年間の調査研究や技術開発、町との関わりについてであります。ケーブルテレビの高度利用に向けて、遠隔操作が可能な緊急L字放送の導入や、防災行政無線と連携した音防災L字機器の導入に向けての調査、遠隔カメラによる高齢者の見守りシステムについて、現行のインターネット環境で運用が可能かどうかなどを調査し、今後のサービスの一つとして検討しているなど、住民の利便性やサービスの向上につながるよう、町と指定管理者の連携を密にし、調査検討を行ってまいりました。

次に、4点目の4K放送を現行の放送設備で配信できるのか、設備の増強が必要な場合の予算措置についてであります。現在、4K放送の取り組みは、衛星放送のBS・CSにおいて試験放送が行われ、平成30年の実用放送を目指しております。一方、地上デジタル放送については、現在の2K放送を継続して行うこととなっており、キー局も地方の系列局も4K放送の計画はありません。なお、衛星放送BS、CSの4K放送をケーブルテレビの施設から再放送する場合は、センター設備として、4K対応の送出機器が必要となり、また、各家庭で受信するためには、専用のSTB、または外付けチューナーのどちらかを設置することになります。これらの整備費用についてはまだ具体的な価格等が示されておきませんが、多額の整備費用が見込まれているところであります。

次に、5点目のインターネットの速度の改善、民間並みのサービスの提供についてですが、これまで町では、都市との情報通信の格差是正に向けて、インターネット環境の整備を図ってきたところであります。現在、利用状況に応じて、最大100Mbpsまで5段階のサービスメニューを提供しており、平成28年度においても上位回線を200Mbpsから300Mbpsに増やし、さらに、平成29年度には300Mbpsから500Mbpsに増強する予定で、インターネット環境の改善に努めていくこととしております。

今後も、国の方針や事業者等の動向に注視するとともに、住民サービスの向上に努めながら、よりよい放送、通信サービスを提供していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 今回は1項目ということで質問させていただきますが、指定管理者ということですので、その質問の内容については、いろいろな制限があるかも分かりません

が、基本的なことをまず質問させていただきます。

まず、いまご答弁いただきましたが、指定管理者制度を活用することは、行政事務事業の合理化に有効であることはもちろんですが、同時に、利用者である住民の利益になることが重要です。当該事業は、公設・民営化とはなったとはいえ、住民サービスの面からみると、指定管理者に移行する前の公設・公営であった時代と何ら変わったところはないと思いますが、何か一つでも住民サービスの向上はありましたか、それをお聞きます。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

当然、民間に移行したからといっても、これまでのケーブルテレビの業務、いわゆる放送業務、通信業務というのは継続して、安定した提供をするということで、これはいま現在もそういった形で安定したサービスを提供していると思います。

今回の民間移行についての目的については、先ほども言いましたように、いわゆる多様化する町民へのニーズに対する対応や、また行政の域を超えた新たなサービスを提供しようという、そういった目的があったということで、いままでできなかったようなサービスを提供をしようということで、先ほど成果のなかで申し上げさせていただいたように、パソコンやテレビ等の機器の不具合などあった場合については、これまでは民間の業者に紹介していたわけですが、それをケーブルテレビの放送局のほうで行うことによって、高齢者の方とか、加入者の方の利便性の向上を図ってきたとか。また、映像記録も、これまではダビング放送しかしなかったものを、映像として記録に残そうというようなものについても、サービス提供するような、あとは司会業務とか、そういったこと、いままでできなかったような、行政の範囲内ではできなかったようなサービスを、今回、新たにサービス提供してきたというような状況でございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 いままでにできなかったことが、いまこの答弁のなかにも説明いただきました。確かに多少なりの変化はあったと思います。そのなかで、この何人かの住民に聞いたところ、ケーブルテレビ事業が平成27年4月から、一般社団法人西会津ケーブルネットを指定管理者として、業務委託されたことを知って、理解している人はおりませんでした。平成26年10月に設立され、登記しております。

そこで、当該社団法人に平成27年4月、指定管理者が議会で採決され、決定しました。そこで伺いますが、ケーブル事業を委託した経緯を、住民にとってどのようなメリットがあるのか、分かりやすく説明すべきと思いますが、この2年間、お知らせ版を含む町広報紙に、当該指定管理者について説明がありましたか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

この2年間で、ケーブルネットに業務委託しているという、そういった内容について周知しているかということですが、当然これはケーブルテレビの放送のなかで、ニュースのなかで、今度、新しくケーブルネットになりましたという、そういった周知についてはさせていただいているということ、あとチラシをつくりまして、そういった内容を放送局に来た方々にお配りして、こういった、今回はケーブルネットに変わって、こういっ

た内容のサービスをしていますという、そういった周知はさせていただいているというような状況でございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 これなぜ質問したかと申しますと、同僚議員が前に、こういう指定管理者についての質問があったなかで、副町長が、これは大事なことでありますから、一般の方にも告示を丁寧にいたしますということを答弁されております。そのなかで、私はいろんな広告、告示を見ましたが、確かに平成 27 年の 12 月には、にしあいつ広報に、広告欄に小さく、広告版ですよ、そのなかに、今度からは西会津、指定管理者が決まりましたと、そういうごくわずかな、そういう説明というか、広告欄のなかに載っていただいたほか、いくらずっと町民の皆さんが分からないというから、いつ告示があったのか理解してもらえていたのかなということで調べさせてもらいましたが、その点は、告示はされたのですか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

ケーブルテレビが、ケーブルネットに業務委託するとか、指定管理者になるという、そういった告知についてですけれども、これは当然、議会で指定管理者にケーブルネットがなるよという、そういった承認をいただいたわけですので、その承認について、掲示板を通して、町としてはその告知を掲示板のほうにするという、そういった取り扱いはしております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 示されたということではありますが、私の調べたところには見当たらないと。

次、平成 29 年度当初予算では、大幅な整備増強などの具体的な予算項目が見当たらないというか、ここには説明がありましたが、設備の改良や大幅な増強を考えていないということですか。このなかには増強するような内容の、L 字関係のそういう予算はあがっていますが、これからケーブルテレビ、あわせたインターネットに対する設備の増強などはされていませんが、その点はいかがですか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

先ほども平成 29 年度の予算としまして、取材車の購入費とか、それから音防災緊急 L 字の機器整備などの放送機材の購入費というようなことで、平成 29 年度予算に計上しております。そのほか、インターネットについては、先ほども言いましたように、上位回線を増強するというようなことで、これについては、借上料ということでしたので、大きな設備投資ではないというような、現行の機器のなかで、単純に上位回線の分を増強するというだけですので、機器の増強分は計上していないというような状況になります。

ですから、来年度の大きな備品の購入費としては、取材車とそういった放送機材の購入であるということでございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 指定管理者のなかで、当該一般財団法人（社団法人）が登記から 2 年半になるわけですね、3 事業、平成 26 年から 28、29 となっておりますが、間もなく終了になる

ということから、いままで何を調査・研究をし、どのような技術開発を行ったのかは、役場職員が兼務しているのですから、当然、役場には報告がなされているはずであります。どのような指導をされたのか、あるいは意見としてどう社団法人側に伝えられましたか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

先ほども答弁のなかで申し上げましたように、ケーブルテレビの高度利用、住民サービスにつながるような、そういった放送機器を導入するということのようなことで、ケーブルネットといろいろ連携しながら、これまでいろいろな機器を導入しているわけですが、特に緊急L字放送や、先ほども言いましたけれども、防災無線と連携した音防災L字機器、こういったものを導入しようとか、あとは高齢者の見守りシステム、これから福祉的なそういったシステムが必要だろうということで、こういったものも導入に向けて、いろいろと調査検討しようと、いま現在そういったことについて、ケーブルネットと連携して調査検討を進めているということでもあります。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 近隣の大型電気店、量販店は、従来型のハイビジョンテレビの在庫処分セールが行われています。店頭には4Kテレビ対応といった状況です。テレビ買い替えは価格の高い4K対応のテレビを購入せざるを得ないことになります。高画質でも低画質でも、NHKに払う受信料は同じですが、住民の受ける利益は同じであるべきだと思いますが、その点はいかがですか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 4K放送についてのおただしかなということですが、先ほど答弁でも申し上げましたように、現在、4K放送の取り組みというのは、衛星放送、いわゆるBS・CSの試験放送が行われておまして、これについては平成30年に実用化しようということのようなことで、いま国のほう、それから放送局関係で動いております。

ただ一方、地上デジタル放送については、いまのところ導入する予定はないというような国の状況、それから、いわゆる放送局の、NHKをはじめ、そういった放送局の状況であるというようなことでもあります。

したがいまして、町のケーブルとしても、いわゆる地上デジタル放送を中心に自主放送をしておるものですので、いま4K放送の対応はしていないというような状況でございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 公平性の観点から、町は近隣市町村の住民が受けるインターネットサービスを同等以上のサービスを提供する義務があると思います。どのような対策が必要ですか、その中身について、対策についてちょっと。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 インターネットにつきましても、先ほど答弁で申しましたように、いま西会津町のケーブルテレビも、インターネットの加入者が、今年1年だけでも30件ほど入りまして、もう960件というような、かなりの加入されているということで、こういった加入者が増えているということは、当然、いままでの西会津町の上位回線、ケーブルテレ

ビの上位回線という、1本の線であれば、それが混みあってくるということで、速度が落ちるといような、そういった現象も起きてくるということで、先ほども言いましたように、これまで200メガだったものを、平成28年度は300メガということで、100メガ増強しました。これでも、やはり加入者が増えているということで、速度が低減してしまうということですので、平成29年度については、この300メガから500メガということで、いわゆる容量を大きくして、加入されている方々の、そういった利便性の向上に努めていこうかなということを考えております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 加入者が増えて、順調に行っているというような内容の話ですが、そのなかで、いまインターネットの料金の設定のクラスは何クラスありますか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 いわゆるインターネットのサービスメニューですね。これは5つ、5段階あります。1つ目は512キロビットということで、ちょっとメガにも届かないようなサービス、それからその次は2メガ、それから10メガ、それから30メガ、それから100メガというものもあるわけですが、これは企業向けのサービスというようなことで、これら合わせて5つのメニューを提供しているというような状況でございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 いま100メガ、企業向けの100メガと、いま話されましたが、何社くらいそれは利用されていますか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

いま100メガに加入されている方は6社でございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 企業関係は100メガで提供されていると、一般の住民は、いま現在、上り下りと言う言葉があるんでしょうけれども、現在町のネットの数字はどのくらいとして把握されていますか。下りでいいです。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

先ほども申しましたように、サービスメニューでいう512とか、2メガ、10メガ、30メガ、100メガ、これらが下りの速度というようなことで考えていただければと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 実際、その数字を示された内容が本当で動いていれば、何も私は質問する必要はないわけですが、実際、一番大事なのは、情報を送るのは送られる。しかし、引っ張り出すのが時間がかかると。私も最近教えられたんですが、ネット用語で、ボトルネックという言葉ご存じですか。

課長、答えていただけると思ったんですが、ボトルネックというのは、ビンから水を出すときには、先が細いから、水が出にくいと。ということは、ネットも先ほどジェイコムさんが今度300メガから500メガに上げますよとおっしゃられたが、西会津のケーブルテレビ用にインターネットを通すと、それがボトルネックといわれて、ある方が、それはプ

ログラムの方ですよ、やっと4、5日前にちょっとお尋ねで聞いたら、いまそういうことにかかっていると、遅いと。その方は真剣に生活かかっているから、結論を言うと、その方はケーブルをおやめになられて、それから自分でADSLというんですか、その回線、一般家庭用のアナログから、そういうものを使って、それで変えましたと。なぜかと言うと、それは容量が狭いから、私はこれでは足りないという話を伺ったから、いまその方、ボトルネックかかっているんですよと言われたから、いまの西会津のケーブルテレビは、それで大丈夫なんですかと。

最初に申し上げた若者定住、それからそういうものを目指すならば、私は、その方は、もうここから出たいと、残念だけどそういう言葉が返ってきたら、私はここを解決しないでは、どうなのかということで、今回こういう段取りをさせていただいているんです。だから、繰り返しますが、ジェイコムさんが500メガと、そうすると一般家庭にはどれだけのものになるのか、いままで300メガで使ってやったんでしょう。ジェイコムさんから300メガでやったんだけど、実際は各家庭には、私のあれではせいぜい13メガから15メガくらいです。これは別に文章をつくらとか、メールやるには全然影響ありません。ところが、先ほどのような方が、また一部の方が営業やるとすると、それじゃあ足りませんと、その方は一番高い4千円のアドバンスというんですか、契約をされていたそうです。それでも、いまのさっき言ったADSLで変えられたと、そういうことを伺ったものですから、こさは最初に申し上げたように、大変にお金のかかることですから、できないかもしれないけれども、私はそういうことで、町民の声として申し上げたんです。その辺どうですか。

○議長　それを質問にしてください。何を聞きたいか質問にしてください。

11番、青木照夫君。

○青木照夫　今後の話なんですよ、いまの段階では、それはなかなか難しいとか、それはできませんというような答えでもいいんです。ただ、一般の方が、もっともっとと言うから、私はそういう代弁者としてのことですから、課長の正直なところを聞かせてくださいと。

○議長　企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長　お答えしたいと思います。

確かにそういった生業にされている方は、いわゆるネットを使って、こちらから東京のほうとか、そういった町外に向けて、本当にプログラムをつくっているとか、あとは映像関係をやっているとか、そういった方にとっては、その容量というか、いくらあっても足りないくらいのあれだと思えるんですね。もう100メガとか200メガとか、そういった切りがないくらいの容量を用意しないと、なかなかこう納得していただけないのかなと思っております。

ですから、いま青木議員がおっしゃったような、西会津にそういう方がいて、そういった仕事をしている場合には、やはりいまの、おそらくこのアドバンスですと、30メガですので、仕事に使うのにはちょっと容量は小さいのかなということでもあります。ですから、ただ、いまの西会津の上位回線の、今度300メガ、いま入れているわけですけども、この容量で900の方がいま使うとなれば、やっぱりまだ30メガくらいのメニューで抑えるしかないのかなということなんです。

ですから、それをもっと個人が使うのに、100メガ以上にするとすれば、もっと上位回線を太くしなければならぬわけですが、当然この太くするには、それだけの費用がかかるということで、いま現在300メガでだいたい1,500万円くらいの上位回線の使用料を払っているわけですので、それをまた倍以上にするとすれば、もう数千万円の単位になるということです。当然これは、いまの西会津町の加入状況、それから、それに対して使用料をいただいております状況、そういった費用対効果などを考えた場合には、ちょっとそういう100メガ、個人が100メガ、200メガを使うような状況には対応できないのかなというような状況であります。

ただ、これから、当然いまそういった上位の回線も、結構普及してきてますので、低廉になってくるようなことになってくれば、そういった状況に応じて、なるべく費用のかからないような方法を見つけながら、容量の大きい上位回線を導入するとか、あとは、そういったプロバイダーを見つけるとか、そういった調査検討はやっていきたいなというふうに思っております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 細かい質問になりますが、この間、この今月の8日に工事がありますので、ケーブルストップさせてくださいという、防災行政無線があったわけですね。ある人は、株をやった人、その方が困ったなど、いまこれ大損しちゃうというような、なかにはいらっしまった。であるならば、その方の考えでは、工事をやるなら、別な回線に入れて、ストップさせないでやれる方法もあるということを知ったから、その点は、いまの西会津の取り組みに対しては、工事をやる、ストップするじゃなくて、つなげてストップしないでもやれるというようなことは可能ですか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

ちょっと技術的なことでうまく答えられるかあれなんですけれども、おそらくその配信を休止したというのは、例えばケーブルテレビ自体の電気設備の点検などで、一斉に電気を下して、漏電していないとか、そういった調査をしたときだと思えますよね。これは本当に年1回くらいしかないと思うんですけれども、ですから、本当にこの年1回のそれをやらないと、いわゆる安全なそういうインターネットなり、放送設備を取り扱っている事業所として認められないということです。どうしてもそれはやらざるを得ないということで、ケーブルテレビのほうからそういうお知らせをして、停波なりますよといった、そういったことだと思えますけれども、これも当然、夜中やっているわけなんですけれども、ただその24時間つないでいる人なんかにとっては、やっぱりそれはすごいデメリットになっているんだと思うんですけれども、いまのケーブルテレビのそういう施設管理からいけば、そういった電気設備の点検内容をやらざるを得ないものです。そういったことは年1回、停波させていただくというのは了承していただくしかないのかなというふうに思っております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 了承してもらえないということは、やれないということですか。ということは、私が偶々あるところに行ったら、プログラマーの方なんですけれども、これから

送るといったときに、それにちょうど出くわしたと、それで送っていたのが、また一からやり直しというような方がいました、いまストップだということで。バックアップというか、取れば、セキュリティーを取っていれば問題がないんだけど、また一から直しだというから、その方は憤慨されていました。偶々私がそこに行ったときに、その日にあったものですから、これは、だからやはり、西会津のローカル版だから、それでいいということになっているんでしょうけれども、実際は、これからいろんな若者の定住住宅促進やります、交流人口やりますっておっしゃっているならば、私は、やはりその点の改良は必要だと思いますが、その点どうですか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

ただその工事をする場合は、ケーブルテレビのほうから、当然さっき言ったようなテレビ等でお知らせとか、あとは当然メールで、この日に工事をやりますということで、事前にお知らせはしていると思うんです。それによって、やっぱり加入者の方には対応していただくというような、そういった段取りはしていると思いますので、その辺で対応していただくしか、まずはないのかなということと、あと、実際にそういったバックアップの装置とか何かというのは、ちょっと私も技術的なことはちょっと分かりませんので、その辺については、もう少しそういう検討する余地があるのかどうか、その辺はもう少しケーブルテレビのほうとよく調査検討していただくようにしたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 なかなかそれは難しいというような答弁のようであります。参考に話しますが、群馬県の上野村、きのこのことで視察に行ったことありましたが、何とそこに行って分かったのは、350メガの容量が入っていたと、そのなかで、1,330人のなかで、よそから来られた、移住して来られた18パーセントの方、240人くらいというんですが、その方が小さな村に移住して来られた。きのこも勿論やっていらっしゃる方も僅か一握り、そのなかで、そういう立地条件もあったんでしょうけれども、寒くて、狭くて、そういうところに何でそんな200人も入るのかというと、やはりこれはインターネットが進んでいるからです。

私はだから、そういうものをきちんとこれからは、やはり整備していかないと、いくら交流人口やります、若者定住、促進しますと言っても、これからはなかなか難しいんじゃないかなと、将来についてのそういう考えですが、ネットのこれからの取り組み、聞かせてもらえますか。いまできないことはいいですよ。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

いまの上野村の件については、十分どのような仕組みになっているのか、ひとつ調査検討させていただきたいと思います。

あと、やはりそういうインターネット環境、いまの携帯電話環境もそうですけれども、本当にどんどんどん技術が進歩していきまして、本当に高速の通信が使えるというのが、若い人にとっても必要な条件なのかなということだと思っております。西会津町も、当初、ケーブルテレビつくった当時も、やはりケーブルテレビをつくった以上は、やはりインターネットも導入して、いままで情報の格差があったわけですけれども、そういう格差をな

くして、いわゆる地方であっても、そういった通信が、高速の通信が使えるような環境整備をしようということで、インターネットを導入したわけですけども、どんどんどんどんやっぱり通信が進歩して行って、いま追いつくのがなかなか容易じゃないという状況です。本当に実際どこまでが整備すればいいのかというのは、なかなかちょっとこういう地方の段階では、まだ不確定なのかなと思っております。

ですから、先ほど言ったように、そういう若者定住とか、それからあとはテレワークという、そういった仕事づくりなんか、どの程度のそういった通信容量とか、そういう環境があればいいのか、そういうのは今後、十分調査しながら、そういったものに可能な限り近付けるような努力はしていきたいなというふうに思っております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 可能な限り近付ける努力をすると、それが限度だと思います。

最後に、これも横文字で大変失礼なんですけど、これもネット用語で、ドックイヤーという、私も最近教えられたんです。ドックイヤーってご存じですか。

じゃあ申し上げます。いまのケーブルテレビの、この日進月歩になっている言葉だそうですね。というのは、ドック、人間が1年で、犬は6年か7年、歳をとっているんだって。で、インターネットもそのぐらいに、いま進んでいるんですよ。青木さん、西会津町、大丈夫ですかと言われたから、ドックイヤーって教えられたんです。ですから、これからの努力する姿勢というのは、そういうことを肝に銘じて、取り組んでいただければと思います。いまの時点ではそういう課長の答弁だと思いますが、それで私は理解いたしました。

これで私の質問を終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時18分)

平成29年第3回西会津町議会定例会会議録

平成29年 3月16日(木)

開 議 10時05分
散 会 15時53分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤 一 郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第3回議会定例会議事日程（第7号）

平成29年3月16日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第10号「西会津町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例」撤回の件
- 日程第3 議案第1号 西会津町議会の議決に付すべき事件に関する条例
- 日程第4 議案第2号 西会津国際芸術村条例
- 日程第5 議案第3号 西会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第5号 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第6号 西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第8号 西会津町税条例等の一部を改正する条例

- 日程第11 議案第9号 西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 西会津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第12号 西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第13号 西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第14号 西会津町スクールバス設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 西会津町本町財産区管理会条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 西会津町保育所条例及び西会津町へき地保育所条例を廃止する条例

散 会

(一般質問順序)

1. 荒海 清隆
2. 清野 佐一

○議長 おはようございます。平成 29 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。

(1 0 時 0 5 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

12 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 皆さん、おはようございます。12 番、荒海清隆でございます。通告のとおり一般質問をさせていただきます。課題は議会報告会から見る行政の課題についてであります。

議会報告会も第 7 回を数えるに至ったところであります。町民の皆さまの意見、要望、提言等を聞き、その都度対応してきたところでありますが、特に安全安心の面から、次の点をお伺いするものであります。この質問は、昨年議会報告会で提言され、経済常任委員会がこれを受け、管内事務調査として行ったところであります。言うまでもありませんが、常任委員会が行った行政調査は、委員会でまとめ、議会に報告しているところであります。

この点を踏まえまして、①中野地区、出戸地区、向原地区、それから杉山地区の危険箇所への対応についてお伺いするものです。

2 つ目でございますが、町の町民懇談会等でも要望があったと聞いておりますが、速やかに対応ができなかったのかお伺いをいたします。

3 つ目といたしまして、財政調整基金等を利用して、町民の要望に早急に答えるべきと考えるが、この件についてお伺いするものであります。

以上が私の一般質問であります。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 12 番、荒海清隆議員のご質問にお答えをいたします。

町の道路施設は、整備後の経年劣化による老朽化に伴いまして、維持補修費が増加傾向にございます。修繕や補修が必要な箇所は、ご質問にありましたもののほか、定期的な道路パトロールで把握したのも含め約 100 箇所確認しており、これらは雪解け後に修繕及び補修を予定してございます。

町といたしましては、危険と判断される箇所は、まずバリケード等による注意喚起や応急補修を実施し、後日、緊急度や重要度に応じ、修繕や経過観察等により対応をしております。その際、危険度が高いものにつきましては、規模が大きくとも町の単独費を投入し修繕をしております。

ご質問にありました箇所につきましては、この方針のもと、施工可能なものは新年度において予算化をしております。一方、地形条件などにより施工が困難な箇所につきましては、引き続き現地調査による経過観察のもと、施工方法について検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 12 番、荒海清隆君。

○荒海清隆　それでは、再質問させていただきます。私が言いましたこの危険箇所ですが、新年度に予算化しておりますというふうな文言があります。どことどこが新年度の予算に入っているのでしょうか。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　お答えを申し上げたいと思います。

議員の質問のなかで、具体的な地区が出てございましたので、そのなかで、私の分かる範囲内でお答え申し上げたいと思います。中野地区、おそらく、大きく中野地区というふうにございますが、ガードレールと水路の件なのかなというふうに思います。これら2箇所につきましては、新年度におきまして補修をするということで計画してございます。

次、出戸地区ですが、これはデマンドバスの転回場のことかなと思いますが、これにつきましても次年度にやるようなことで予算化がされてございます。

あと向原地区、ここはおそらく3箇所でしょうか。まず1つは、デマンドバスのUターン場所にしてほしいという点につきましては、次年度で予算化されてございます。

あと、もう1つ、排水路の中に蛇腹管が入って、ごみが詰まるという箇所がございました。ここにつきましては、本年度、実際現地を見ながら、下におりましたものをちょっと見ながらやったんですが、はじめは直接、蛇腹管をこう抜いてほしいということでお話したはずなんですが、結局なかなか抜けないということで、あそこについては、一旦壊して、もう一回やるという作業ができますので、そういう点で、新年度で予算化してございます。

あと、地形的に厳しいという箇所が向原の単管パイプで防護柵をつくった箇所でございます。ここも現地を見させていただいたなかで、やはり大きな木があり、そのたっこともあって道路がもっているという箇所でございますので、現地のなかで基礎をつくってやることは、むしろその木をだめにしてしまい、道路自体が危ないということから、ちょっとこれについては、施工方法を検討させていただきたいということで、これについては、ちょっと検討させていただく箇所でございます。

あと、杉山ですが、おそらく河川の関係かなと思います。杉山のところに大きな柵が落ちておりますので、それについて、引き上げておこうということで、これについても次年度で予算を計上してございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　12番、荒海清隆君。

○荒海清隆　確認ですが、中野地区はガードレールと、それから水路ですね。今年度予算に入っていると、平成29年度、入っているということですね。そうすると、平成29年度にはできるという、これは間違いありませんね。

それで、出戸地区なんですが、これはデマンドバスのUターン場所ですよ。私も確認してきたんですが、いまのところはできていなかったわけです。それでこれも予算化ですか。平成29年度、新年度ね。

それから、向原地区の防火水槽あります。そこと道路との関係、これも予算化してあるというわけですね。間違いありませんよ。

あと、もう一つ、もう1箇所は単管パイプでやっておりますよね。それはできないというようなこと。

そうすると、全てできるということで、認識でよろしいですか、平成 29 年度で。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 先ほど申し上げましたように、施工できる箇所については、全て修繕を、修繕補修をするということでございます。ただ 1 箇所だけ、先ほどありましたように、単管パイプでやっている箇所については、そのまま基礎をやってしまいますと、道路自体がだめになってしまうということから、ここについては施工方法について検討させていただきたいということでございます。

○議長 12 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 全てやっていただけるというようなことでありますので、その点、本当に町民の皆さん、要望を叶えていただけるというようなことで、本当によかったなと思うわけなんです、なぜ私、疑問に思うんですが、あの当時、もう 1 箇所、実は萱本地内を調査、事務調査したわけです。あそこだけは、事務調査した 2、3 日後ですね、もう町の直営の工事で終わっているんですよ。その優先順位というのは、どこでこう決まるんですかね、危険箇所において。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答えを申し上げます。

議会報告会のなかで出された意見ということでございますが、ちょっと具体的な名前、萱本につきましては、その報告会がある以前から、区長さんを通じまして、町のほうに要望ということでお声をいただいております。そういったなかで、ちょっと狭いので広くしてほしいということから、ちょっと施工方法について検討させていただいて、その結果、こういう方法でいいたろうということで、地元のほうと折り合いがついて、それであるそこについては補修工事をしたということでございます。

○議長 12 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 萱本地内だけでなく、向原地区、それぞれにやっぱり危険箇所であるというようなことで、区長さんを通じて要望を出されております。そうすると、要望の優先順位、これがちょっと分からなくなるんですが、その辺どういうふうに考えておられるんですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答えを申し上げたいと思います。

まず、この危険箇所につきましては、住民の皆さんから声をいただいたもの、またパトロール等でうちが直接確認したもの、様々ございます。そういったなかで、まず基本は、発見した時期、それと一番大きなのは緊急度でございます。やはり危険性が高いというものは、やはり優先度が高いということと、そういったなかで、実際にその施工できるもの、なかなか施工が難しいものがございます。ですから、安全安心の観点から、まず危険度が高いものを優先しながら、そういったなかで、地元の皆さんと折り合いながらしなければならぬ工法等もございますので、そういったなかで、できるものからやっているという状態でございます。

○議長 12 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 危険度の高いもの、私から言わせれば、危険度というものは、みな同じじゃないですか。そんなふうに思いますが、それで、危険度、危険だからやってくださいとい

う要望なんですよね、どこも。それで、できるところとできないところ、予算を組まない
とできない。私から言わせれば、予算を組むほどのものじゃない仕事なんです。簡単に
できるんじゃないかなと思う事例なんです、場所なんです。なぜ、それが萱本ででき
て、あと奥川地区、そういうところでできないのか、危険度は同じですよ。どうなんでし
ょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答えを申し上げたいと思います。

危険度というのは、やはり一番大事でございまして、実際の通行をしたり、また、そう
いったなかで、やはり危険なところは優先させていただくというのが、まず基本的な考え
でございます。そういったなかで、まったく費用がかからないでできる箇所があれば一番
よろしいんですが、現実的には、やはりやっていただくための人件費、また補修の材料、
あとそこにプラス機械の借上げ、なかにはそういった直営でできない場合には、やはり専
門の土木業者の方をお願いをして、工事をしていただくというものがございます。そうい
ったなかで、今回のなかでも、まったく費用を要さないというものはございませんので、
ただそういったなかでも、危険性、やはり住民の皆さんの声を大事にしながら、危険度が
高いものについては優先をさせていただいているということでございます。

それで、住民の皆さんから、本当にいろいろたくさん、そういった点で、危険度もござ
いますが、やはり要望という形で話は大変いただいております。特に議会報告会だけでな
く、町民懇談会なり、また、違った機会の会のなかでも、こういうのどうですかとか、こ
ういうのがありますよということでお話をいただいております、それらを総合的に勘案を
させていただきながら、補修、特に修繕補修については進めておりますので、ご理解をい
ただきたいなと思います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 理解しろと言われても、なかなか理解できないから、こうしてお伺いしてい
るわけなんです。本当に危険度は同じですよ。まして、デマンドバス、この冬期間、運転
して行かれる、そういう運転手さんの方々から、こういう意見も出ているわけなんです
から、これは一番重要な問題ではないかなと、私は思うんですよ。

それで、よく言われること、町民の皆さんももう知っていて、金がないというんですよ
ね。金がないからできないんだと、そういう話をよく聞きますが、それじゃあ、その危険
度を金がないから、危険なところをやらなくてもいいのか、まして、去年、萱本やられた、
危険であるというようなことなんです、そういうお金はどこから出てくるんですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 いまのお話のなかでは、具体的な、ある一定の箇所でお話になっている
んですが、実はそれ以外にも、いろいろな箇所がございます。それで、町として危険とい
いますか、やはり優先的にしていかなければならないのは、例えば、その道路がちよっ
と崩れたりして、そこがそれ以上崩れてしまうと、例えば孤立集落になってしまうとい
うような箇所については、やはり最優先であるというふうに考えております。そういった観
点で、ちょっとご答弁のなかでは申し上げませんでした、現実的には、そこが崩れてし
まうと、もう行けなくなる道路、それについては、平成28年度のなかでも優先的にやらせ

ていただいた箇所がございます。

そういった観点のなかで、決して予算がないということとはございません。ただ、そういったなかで、予算をやはり重点的に配分していかなければならない箇所、ここをしないと、もう孤立して、全く行けなくなると、そういうような箇所を出さないよということが、やはり町としては一番の考えでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 課長の言われること、分からないわけではありませんが、いま私が言っているのは、議会報告会にあがった、偶々あがってきたということなんです。ただ、まだまだ危険箇所はあると思いますよ。ただ、報告会であがったのを、いま私申し上げているだけであって、それで、我々も委員会で調査して、議会に報告した。これできないということは、議会は、議員は何をしているんだと、そう我々も言われているんですよ。そして、行政は、これくらいのことでもできないのかという、行政不信にもつながっていくんじゃないかというふうに思います。そういう思いというんですか、課長、その地元の立場になって考えたとき、どんなふうに思いますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 町では、いま言った話、内容も含めて、基本的にはこういう形でやっているんです。1つは、修繕、これは修繕ですね。例えば、これから道路が雪解けと同時にいろんな箇所が、水溜まりがあったり、あるいは舗装が剥がれたり、そういったものについては、修繕は、今日もやっていますけれども、いわゆるパトロールしながら、危険箇所を全部点検、あるいはこういうところ、直さなければならない箇所については点検をし、そして、この原材料費でできるものについては、その範囲内でやるということが1つです。

あと、これから雪が降った場合、あとは大雨が降った場合、災害箇所が出てまいります。これは融雪災害とか、あるいは豪雨災害とか、こういう災害箇所が出てきた場合については、その規模によって、いわゆる面積や、あるいは金額の規模によって、災害だからすぐというわけにはなかなかいかない場合もある。こういった場合について、やっぱり災害復旧の復旧費に該当するかをどうかということも精査しなければならない。そういう場合、調査しなければなりません。それで、こういう場合は、若干遅れる場合もあります。

それからもう1つは、いわゆる施工方法のなかで、どうしても単年度でできない場合については、まず計画をつくり、そしてその規模によっては次年度以降に計画を立てて執行する。それは事業、事業に、きちっと対応しているということが町であります。

偶々我々も座談会やったり、あるいは議員の皆さんが地区のなかで、いろんなお話をされたときには、周辺の方々が、こうしてほしい、ああしてほしい、たぶん出ると思います。これは同じような話を聞いてきています。例えば、先般行いましたけれども、奥川地区自治区長連絡協議会、ここでは、いま議員のお話のほかに、いろんな箇所が出てまいりました。それはどういうふうに答えたかという、即答できるものは即答します。しかし、調査しなければならない箇所については、調査します。ということで、いわゆる調査をする、あるいは現地を確認をする。こういうことを約束してあります。ですから、その結果が出ないと、なかなかその状況や、あるいは施工方法をどうするかということはなかなか出てこない。

それで、いま、例えば、議員の皆さんが、これだけはやっぱりどうしても重大だと、重要だということについては、いわゆる議長から町長に直接、皆さんの意向として文章をいただいております。その箇所については、再度検討します。そして、具体的な対応方法を含めながら、これまで、はっきり言いまして、100パーセントその事業はなっているんじゃないかなと、こう思います。

ですから、お金がないとか、あるいは、なぜいまできないとかという話ではなくて、そういうことについては、先ほどの答弁のなかでもありましたように、こういうことでしっかり対応しています。そして、対応できない場合については、こういう事情ですということで、やっぱり丁寧に、その地域の皆さんに説明をしたいというふうに思いますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいま町長からご答弁いただきました。春から、これから融雪にかけて、パッチングとか、危険箇所、パトロールする。そういうことは分かっております。当然やらなければならないことでもありますし、私、言っているのは、日常の、日常に危険だという安全安心を担保するための質問なんです。特に前年度、平成28年度、我々が調査したなかのことに限っていま言っております。例えば、出戸のデマンドバスのUターン箇所、私から見れば、そんなに金のかかる工事じゃないんじゃないかと、町の直営の方でもできるんじゃないかなと考えておりますよ。そういうことを考えていなかったんですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 施工方法と内容についてお答えしたいと思います。

実際現地を見させていただきながら、うちの直営ということで、委託で雇用している職員おります。その者たちが、できるものについてはやっておりますが、やはりそれをどうしても超えるものというのがございます。ちょっとしたもの、ちょっとした補修、例えば穴埋めとか、ちょっとしたパッチ程度ならよろしいんですが、大きな土木工事を伴うものについては、なかなかちょっと難しいというのが現実でございます。ましてあそこについては傾斜がございまして、その傾斜を取って平にするという作業につきましては、やはり専門的な業者の方じゃないと、これからの安全性を考えるためには担保できないのかなとということで判断させていただきました。

なお、これまで出されました要望等につきましては、そのままずっと置いておいたわけではなく、区長さんと連絡を取ったりとかしながら、この前の奥川地区連絡協議会のなかでもそういうふうにお話を聞きながら進めておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 答弁いただいたわけなんですけど、なかなか食い違いですよ。危険なところがあったら、やっぱり一番先にやるという姿勢を持っていただきたいんですよ。それで、金がないわけじゃないというようなことなんですよ。ということは、いつでもそういうことに対応できるんじゃないかなと私は思うんですけども、出戸は、あそこは直営の工事ではできないというような認識なんですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

- 建設水道課長 再度申し上げたいと思いますが、その施工方法、いろいろございます。そういったなかで、本当に直営の方、ある程度できる方ですが、実際の業者の方ではございませんので、できる限界というのがございます。そういったなかで、できるものについては対応し、そうじゃないものについては、やはりしっかりとした土木事業者をお願いをするということでやっております。
- 議長 12番、荒海清隆君。
- 荒海清隆 それでは、直営の人ができないんだったら、専門の工事業者に頼むというようなことなんですが、いまは建設課（建設水道課）内で、少くらの工事だったらこのくらいでできるというような見積り、それから図面を描いたりという職員はいないんですか。
- 議長 建設水道課長、成田信幸君。
- 建設水道課長 職員のなかに、そういうのはいないのかというお話なんですが、職員は、実際、技術職の方がいて、そういったなかで図面を描くとか、それに対して、設計積算をするということは、もちろん土木工事については、大概できるのかなと思います。ただそれに対して、施工につきましては、基本的に施工する業者の方が、やはりいままでもずっと中心でやってきていただいておりますし、今後もそうなっていくかなということで、そういった意味で、設計をするほう、施工するほう、各々別でございますので、職員が設計できるから、そのままずっと施工まで自分たちができるかといわれますと、そこまではちょっと難しいのかなというふうに思っております。
- 議長 12番、荒海清隆君。
- 荒海清隆 私、職員の方に施工してくださいと言っているんじゃないなくて、職員の方、建設課（建設水道課）で設計をして、業者をお願いする。そういうことができないのかと言っているんですよ。早い時期にね。
- 議長 建設水道課長、成田信幸君。
- 建設水道課長 先ほども申しましたように、土木工事につきましては、設計といっても大きなものについては、本当、設計書を組んでやるわけでございますが、小さなものについては、現地で、じゃあここはこういう工法で、このような形でやってくださいという形のものになるかなと思います。できます。
- そういうことでございますので、土木工事については、基本的にうちのほうで設計はできるというふうに考えております。
- 議長 12番、荒海清隆君。
- 荒海清隆 そういう、できるということですよ。そんなに大きな工事じゃないんですよ、どこを見ても。私はそう思いますよ。それができないという、なぜできないかという、私たちはそう思うんですよ。町民の皆さんもそうなんです。それで、議員は何をやっているんだと、こんなこともできないのかと、町でもそれは町民懇談会のなかで、現地も見られたようですが、それでもやっぱりできないということだったのかなと思うんですが。もう少し町民の皆さんに、丁寧に説明して、理解していただけることが必要じゃないかなというふうに思うんですよ。
- 議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 議員のほうからいろいろとご質問等々いただいておりますけれども、先ほど修繕、いろんな施工の関係につきましては、町長が基本的な考えを申し上げたところでございます。我々、町民の皆さんからいろんな要望をいただいたなかで、まず、すぐできるもの、すぐ対応しなければならないもの、そういったものについては、基本的に対応しているというふうに考えてございます。

そのなかで、なかなか担当課長も申し上げましたように、事業費がかかるようなものについては、やはり計画的に、そこをきちんと設計をして施工をしていく必要があるということでございますので、そういったところにつきましては、地元の皆さんともしっかりお話し合いをさせていただいて、当然、要望等もいただいておりますので、その段階でもお話をしながら、また、具体的にバスのUターン場所の話もございましたけれども、私も出戸、それから向原、両方見てまいりました。そういったところで、地元の皆さんから要望をいただいた内容、そして現地を確認して、そして、じゃあ予算的には、じゃあこのくらいかかるだろうということで、それをしっかりと、じゃあ計画的に、極めて緊急性がある場合はすぐ対応しなければなりませんけれども、その辺をよく見極めながら、そして、新年度予算にそれをしっかりと計上させていただいて、実施をしていきたいということで、これも地元の皆さんとよく話し合いをしたなかで、了解をいただいて、計画をしてきたということがございますので、議員がおただし、いろいろございますけれども、対応すべきところはしっかりと対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 副町長からご答弁いただきました。実際に町民懇談会の後に現地を見られたということなんですよね。そこで、副町長の判断で、これはやりますというようなお話あったと思うんですが、そういうことは、そこでは約束されなかったんですか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 私、現地確認した際に、その場でここをすぐやりますとか、できませんとかということを申し上げるだけのあれはございませんけれども、きちんとそれを持ち帰って、内部で検討をしながら、地元の皆さんとお話をして、じゃあこういったところをきちんと予算化して対応していきましょうということで進めてきているつもりでありますので、その場ですぐ即答で、ここやりますとかということは申し上げたことはないというふうに考えております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 地元の皆さんは、役場で副町長まで来て見ていったんだから、これはできるんだというような認識でいるようですよ。これらは。間違いなくやるということでね。分かりました。

それで、やっていただく、平成29年度予算であげて、やるということで。私、申し上げたいのは、いまあげたところだけではなく、危険箇所はまだ多くあります。特に私、こういう質問しているんですが、奥川地区に多いんですよ。私、奥川出身だから奥川のことばっかり言っているのかといわれても仕方ないかもしれないですが、そうではないんですよ。これはやっぱり、こういう周辺、辺地といわれているところを優先的に、やっぱりやって

いただかないと、これからますます過疎が助長されるのではないかと思います。こういうこともできないのか、こういうこともやってくれないのか、若い人たちは、やっぱり政治に対して不信を持ってくるんじゃないかなというふうに思います。ぜひ、今後、そういうことを踏まえて、小さなことだかもしれないですが、そういうことはやっていただきたいというふうに私は考えております。

全ての工事をやっていただけるといようなこと、ご答弁をいただきましたので、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、おはようございます。13番、清野佐一でございます。この3月定例議会は平成29年度の事業や、それに伴う予算を審議し、議決する大切な議会であります。そこで、私は今定例会に農業振興についてと、雪害防止対策について、そして、ふるさと納税についての3点について通告をしておりますので、順次質問をいたします。

まず最初に、農業振興について質問いたします。農業が基幹産業である本町では、主要な作物として、米、ミネラル野菜、きのこを3本の柱とした農林業の振興による豊かな町の実現を目指すとしております。新規事業や各種事業に取り組むとのことですが、具体的な内容をお伺いをいたします。

また、農業振興を図るうえで、経営規模の拡大や栽培技術の向上など、様々な課題がありますが、イノシシやサル、カラスなど、有害鳥獣による被害を防止することも大きな課題と思われまます。

そこで、有害鳥獣における現状と対策をお伺いをいたします。

次に、雪害防止対策についてお伺いをいたします。町では、昨年12月、降雪の時期を迎えるあたり、西会津町雪対策基本計画を策定いたしました。誠に時宜を得たものと評価をいたしました。しかし、今冬は年明け後のドカ雪により、不幸にして3名の尊い命が失われ、怪我人も数名にのぼっています。改めてお悔やみとお見舞いを申し上げます。

そこでお伺いいたしますが、せっかく降雪前に策定した計画が、どのように町民の皆さんに周知、機能したのかお伺いをいたします。

また、本町では、約300キロ平方メートルという広大な面積であることから、地区により積雪量に大きな違いがあります。そして、豪雪対策本部が設置される基準となる積雪深は1メートル50センチメートルとなっておりますが、地区ごとに見直してはと思いますが、考えはありませんか、お伺いをいたします。

また、地区ごとに自主防災組織をつくる考えはありませんか、お伺いをいたします。

次に、ふるさと納税についてお伺いいたします。私はこの制度ができた2008年ころから、この制度に積極的に取り組むように提案をしてきました。しかし、8年経った今日でも、成果はあがっていません。新聞やテレビでは、何十億円という成果をあげている自治体が数多く紹介されております。いまや2千億円市場ともいわれる、このふるさと納税制度に本気で取り組んで、眠れる宝を掘り起こす気にはなりませんか。

そこで質問をいたします。ふるさと納税について、取り組みの基本的な考え方を伺います。

そして次に、この制度は、工夫や努力によって夢の広がる事業と思いますが、予算が500

万円の域を出ないのはなぜか、その根拠をお伺いいたします。

以上で私の一般質問といたします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 13番、清野佐一議員のご質問のうち、農業振興についてお答えいたします。

平成30年度からの水田農業の大改革等により、農業を取り巻く情勢が大きく変革しようとしているなか、本町におきましては、地域の実情に合った農林業を振興するため、米・ミネラル野菜・きのこを本町独自の特色ある3本柱として、様々な振興対策に取り組んでおります。

1点目のご質問の主な新規事業についてであります。菌床きのこ類の大規模産地化を進めるため、菌床培養施設の整備を行ってまいります。本事業は、当初、平成29年度の前倒しで実施予定でしたが、今年度の国補正予算により、繰越事業として前倒しで実施できるようになり、現在、設計・積算業務等を進めております。また、米や農林産物の販売促進についての新たな取り組みとして、会津17市町村長合同のトップセールスを各市町村やJAと連携して東京都内で実施いたします。

重点事業につきましては、人・農地プランの策定推進と集落営農や法人化への支援を進めるほか、道の駅、ミネラル野菜の家での販売推進による農家所得の向上と魅力ある売り場づくりのため、特にミネラル野菜の多品目栽培の推進や農林産物加工品の開発を進めてまいります。

次に2点目の有害鳥獣対策のうち、特に農作物被害が発生しているニホンザルにつきましては、年間を通して捕獲対策を実施しており、今年度はこれまでに30頭を捕獲しております。また集落周辺の除間伐の実施や効果が高い電気柵購入費補助なども実施してきているところであります。

ツキノワグマにつきましては、担当職員やパトロール隊員が速やかに被害状況等を確認し、周辺自治区に対し防災無線やチラシ等で注意喚起を行うとともに、住民の安全・安心確保のため、町長許可による緊急時捕獲により対応してまいりましたが、今年度は過去10年間で最も多い20頭の捕獲でありました。

また、イノシシについては、冬期間が追跡しやすいことから、猟友会の皆さんに捕獲を奨励し、今冬は現在まで16頭の捕獲となっております。

平成29年度におきましても、平日の狩猟免許取得者パトロール隊員を2人体制に拡充するなど、捕獲体制を強化し、町の対策はしっかり実施し、あわせて町民の皆さんにも地域でお願いできる対策にご協力いただき、複合的な有害鳥獣対策に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 13番、清野佐一議員の雪害防止対策についてのご質問のうち、基本計画がどのように周知され、機能したかについてお答えいたします。

昨年12月に策定いたしました西会津町雪対策基本計画については、近年の人口減少、高齢化の進行に伴う雪処理の担い手不足などにより、冬期における住民生活に支障をきたしている地域が増えており、効率的な雪処理に係る仕組みづくりが課題となっていることか

ら、雪処理対策や道路隣雪全般、利雪を含めた冬の快適な生活環境づくりなど、総合的な雪対策計画として策定したものであります。

本計画書の周知にあたっては、素案策定の際に、町民懇談会を開催し、地域における現状や課題についての意見交換を行い、策定の趣旨などを説明したところであり、計画書策定後には各自治区や関係機関などに配布するとともに、広報紙に計画書の内容について掲載し、町民への周知に努めてまいりました。さらに、新年度においては、雪処理に関するマナーやルール、注意事項、行政機関などの福祉サービスや除排雪体制を掲載した、冬の暮らしガイドを策定し、各家庭に配布する予定であります。

また、本計画書では、流雪溝や消融雪設備の整備、道路交通の確保、雪処理の担い手の確保、安全な生活環境づくり、雪を活かした産業及び観光の振興など、ハード、ソフト両面からの雪対策を登載しており、安全な生活環境づくりでは、高齢化や雪処理の担い手不足などから、雪処理作業の安全啓発を基本施策として取り上げ、安全な除雪作業や雪処理作業に向けて、防災行政無線やケーブルテレビを活用した啓発、町民、地域、行政のそれぞれの役割分担により取り組んでいくこととしております。

なお、本計画書は、基本計画であり、構想的な内容であることから、具体的な事業計画については、新年度、雪対策基本計画推進委員会を設置し、今冬の雪対策の現状や課題の検証、年度別事業計画の策定作業などを行うこととしておりません。

今後は、本計画に基づき、行政はもとより、地域や町民の皆さんが、それぞれの役割を認識し、自助・共助・公助の考え方のもと、雪に強いまちづくり、安全安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 13番、清野佐一議員のご質問のうち、はじめに雪害防止対策の豪雪対策及び自主防災組織についてのご質問にお答えいたします。

町の豪雪対策本部の設置は、西会津町地域防災計画において、豪雪及び異常降雪により住民生活に著しい支障があると認められたとき、またはその恐れがある場合において、町長が必要と認めたときに、豪雪対策本部を設置することになっております。また、豪雪対策本部の設置に至らない場合でも、大雪の影響で町民生活に支障をきたさないよう、迅速な状況把握と災害予防への対応、応急対策等に万全を期すこととしております。

豪雪対策本部の設置基準につきましては、積雪量がおおむね150センチメートルに達したとき、または、緊急に対策が必要になったときのいずれかに該当し、必要があると認められた場合に設置すると規定されております。

豪雪対策本部の設置基準を積雪深も含め、地域ごとに見直す考えはないかのご質問ですが、現在積雪量の基準については、気象庁アメダス西会津観測所のデータを使用しております。これは、その基準となる観測地点が公表されており、測定根拠が明確なことから豪雪対策本部の設置判断基準としておりますので、ご理解願います。

次に、地域ごとに、自主防災組織をつくる考えはとのご質問にお答えをいたします。地域ごとに自主防災組織をつくることは、地域全体の防災力が強化され、非常時においては被害の軽減が図られるものと認識しております。大規模災害発生時には、避難時の要支援者の声かけや避難所の運営など、様々な場面で地域の助け合いが必要になります。

自主防災組織の設置につきましては、町の広報紙や防災ハザードマップの説明会などを通じて、周知を図っており、現在まで18の組織が結成されております。今後も、引き続き消防団員や消防支援隊のいない自治区などを重点的に、消防団や消防支援隊と連携を図りながら、町の自主防災組織の必要性を説明し、組織化を図っていただけるよう取り組んでまいりますので、ご理解願います。

続きまして、ふるさと納税についてのご質問にお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、取り組みの基本的な考え方についてであります。この制度は地方自治体において、自主財源を確保するためには有効な取り組みであると認識しております。全国的に豪華な返礼品など、脚光を浴びている自治体もある一方で、都市部では収収減などの問題も出ており、昨今では制度の見直し等の報道も出ているところであります。

そのような中におきましても、町では、課題は寄附に対する返礼品にあることも事実であると認識しております。返礼品の工夫も必要であると考えております。現在、ミネラル野菜や米などの町の特産品や体験プログラム付き温泉保養施設の宿泊券などを組み合わせて返礼品としておりますが、今後、町を応援していただく方を対象とした、ふるさと町民制度の推進と合わせまして、時勢に合わせた返礼品の見直しなども検討してまいりたいと考えております。

次に、予算措置についてのご質問にお答えいたします。今年度の寄附総額は2月末現在では、52件、203万5千円となっております。またその後におきまして、高額寄附の申し出がありまして、今年度の寄附金の総額は約600万円ほどとなる見込みであります。ここ数年間において、少しずつではありますが、件数、寄附金の額共に年々増加していることから、本町の取り組みに賛同していただける方が増えているものと認識をしております。

ご質問の予算500万円につきましては、過去の実績等を考慮いたしまして、現実的な努力目標数値として計上させていただいたところでありまして、ふるさと応援寄付金につきましては、今後も全庁あげて取り組んでまいりますので、ご理解願います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、再質問をさせていただきます。まず、最初の農業振興についてありますが、本町の人口減少の歯止め策は、やはり基幹産業を守っていくことであると私は思っております。地域の多面的機能を守っていくためにも、特に土地利用型の作物である水稻、この稲作を守っていかなければならないと思っております。

しかし、この平成30年から、転作もなくなることから、単純に考えれば、いままで田んぼ休んでいたというところが作付けされるようになれば、米の生産量も上がってくるんだろうというふうに考えるわけですが、そうなれば、やはりいままで以上の販路の拡大、これも必要であろうと、急務であろうということでもあります。来年、再来年には、そういう、今年、来年ですね、には、そういうような状況が生まれるだろうということでもありますので、そういう、いままでも町長がトップセールスというようなことでやっておられますけれども、それよりもさらにまた厳しい状況になるのかなというふうには思うんですが、販路の拡大については、どのようにお考えですか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 米を中心とした販路の拡大についての再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、昨年までといたしますか、継続して町長がトップセールスを行ってまいりまして、昨日来、ご回答申し上げているとおり、トップセールスの成果は着実に出てきております。そこで、先ほどの答弁でもありましたとおり、来年度はさらに町単独、それから、喜多方方部に加えまして、17市町村、会津全体で米、野菜、全てを売り込んでいこうと、そういった大きな事業が実施することになりました。

当然、町といたしましても、ほかの町村の連携を図りながら、それにあたっていくわけではありますが、さらに、今まで行ってきた、継続してきたつながりを大事にしていくためにも、JA等と連携しまして、引き続き米のトップセールスについては、重点的に実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それで、販路拡大ということで、昨日来、いろいろ話が出ております。町長のハワイへの売り込みといたしますか、販路拡大のために行ってこられたということでありまして。しかし、昨日の町長のお話のなかにもありましたように、いままでのトップセールスをやってきて、なかなか売り込みをするのは大変なんだということを町長自らおっしゃられました。ここ日本の国内でさえも売り込みが大変だと言っておられたのに、それが輸入しないという国へ売り込みに行くということは、どのようなお考えを持って行かれたんですか、町長にお伺いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 昨日のハワイの続きが出ていますけれども、この現実というものは、ただそうだという先入観だけではなくて、実際に行ってみて、その輸入規制はどういう形で輸入規制になっているのか、これをやっぱり確かめるといことも、現地に行かなければ、なかなかその状況というのは分からないということでありまして。これは国内の日本のなかでも、福島県だけなんです、こういう輸入規制がかかるということは、じゃあ、この現物が、米という、米だけに限って言いますけれども、米がだめならば、じゃあ米以外はどうするのかと、米の場合も加工すれば大丈夫なんです。加工品である場合。ですから、その米そのものについては、加工品であれば、これは日本食を取り扱っているところもありましたし、そういう店頭にも並ぶことも可能ですということなんです。

ですから、そういうものは、やっぱり、だめだったからそんなところに行くと何になるんだという話ではなくて、やっぱりそういうことが、しっかりとその目で、それを確かめるといことも私は必要だと。このことが、結果としてどういうことになっているかということについても、これは福島県の知事にも行ってお話しました。厳しいんです、これからやっぱり、これをどういうふうに解決するかというのは、これは国同士でやらなければならない。そのためには、やっぱり福島県の知事はじめ、関係する自治体と一緒に、いち早くこの輸入規制のかかっている放射能という問題についての考え方について、やっぱりこれ国レベルで申し上げなければならない。

そういうことでありますから、何も行って、それが何の成果もあがらなかったとか、あるいは米1俵も売れなかったんじゃないとか、そういうことが、いわゆるトップセールスという、あるいは現地確認ということのなかでの成果ではないんじゃないかと、いま言

った、現実をどうしっかり見極めるかということも、私は大事な今回の行った成果の一つだというふうに思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 いまの町長が、加工すれば売れるんだということであれば、なぜ昨日、そういうことまで言及してというか、それなりの今後の方針というか、そういうのは出されなかったんでしょうか。本気で取り組む気があれば、米がだめなら、じゃあ米を粉にして、米粉で売ろうとか、何かで売ろうかという、やはりいま、私もその平成30年の米、たぶんまた米余り、転作してでも余っているような状況ですから、またさらにそれが増大するのかなと心配しているわけですけども、だったら、やっぱり一歩踏み込んで、現地に行って、その本当のことが分かったのであれば、やはりその先、一歩、じゃあどうするんだと、そこまでやっぱりいろいろな考えを持ってこれから取り組んでいただかなければ、行った意味がないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 行ってすぐ、すぐ行ったから、すぐ何やるなんていうことにはならないんじゃないかと。いま言ったようなことも、これからしていっても、私は遅くはないということですから、これからやる、いまこれからどんどん米づくりが自由になってきた場合についてはどうするか、そういった場合については、その米を別な意味において加工をする。あるいはそれを展開して、新しい商品につくり替える。こういうことがハワイのみならず、国内的にも、これからやっぱり大きな課題になってくるわけでありまして。米粉を使ったパン、米粉を使った麺、こういうようなことも、これからやっぱり一般化されてきてもいいんじゃないかなというふうには思っていますよ。

ですから、いまハワイに行ったら全て報告しなければならないなんて、聞かれたから話たわけです。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私も過去に農機具屋さんに勤務したことございますけれども、機械を売るときに、農業をやっていないところにトラクターを売りに行ったってしょうがないんです。農業をやって、トラクターを買っていただけそうなところに行くんです。それでもなかなか難しい。それが、いまの今回の町長のハワイへの米売りというのは、まさにそういう状況だと思います。国がその米を輸入解除いつするかも分からない、そういう状況のなかで、大金をかけて行ってこられたんですよ。ということは、町民の皆さんは、ああ町長いいことやってきてくれたなと、果たしてどの程度思ってくれるのか、その辺は、町長ご自身はどのようにお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 ハワイに行ってね、どのくらいの成果をあげてきたかとか、たった、実質3日、4日ですよ。いろんな、初めて会う方ばかりなんです。機械屋は、この人に売れるとなったら何回も押しかけて行く、そして初めて成立するんです。今回の場合は、まさにそういうことを言うならば、ハワイというのは、全く米をつくってもいないし、オアフ島は農業やっていない、かつてトロイモとか、あるいは入植者が入って、開墾をしながらやってきた。その方々が、いわゆる日系3世、4世というふうになっているんです。13パーセ

ントくらい日系人ですよ。そして、868 万人くらいの観光客が年間来るわけです。あのなかで、私、感じてきたのは、この胃袋をどういうふうにして、この確保しているんだろうかといったときに、これからまさに日本の農業が、そこにつくったものが参入できるということならば、素晴らしい市場開拓だというふうに思ってきましたよ。もし、米が解除されたというならば、やっぱりそういうところに、あの胃袋を満たすところに、どんどんと日本の農産物が輸入できる、これほど私は市場開拓のいい場所はないんじゃないかというふうに思ってきました。

たった3日、4日の、実質行ったり来たりで2日取られてしまいますから、いろんなところを初めてまわったときに、大金かけて町長行って、何をもってきたんだなんて、そういう類のものではないんじゃないかと。そしてましてや、今回こういうことのプログラムをつくって、そして私たちは行ってきますということについては、全農も行っている、日本全農、よつばも行っている、私だけが行っているわけではないですよ。そして、専門的な見地からいろいろやって、成果品もいまできあがってきている。それは国のほうに、国のお金を使ったわけですから、国のほうにちゃんと成果品を出して、こういうことになりましたということをやっているわけですから、何も物見遊山で行ったわけじゃないんです。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 物見遊山で行ったわけではないと言いますけれども、だいたいが福島県の米を買わないところに行くこと自体が、やはりみんな疑問なんですよ。それで、やはり、あとは行かれるときに、何を目的にどのくらいの成果をあげてこようとか何かという、そういう考えはなかったんですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 最初から、成果をどういうふうにしてやるかなんていうことで行ったわけではありません。ですから、初めて行くところですから、初めてみる方、初めて会う、そして、そのなかで何を感じてきたかということは、私はそこが一番大事なところではないかなというふうには思います。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 いろいろ行って感じてこられた部分もあるんでしょうけれども、解除されればという話ですね、だいたいそれは見通しとしては、どのくらいなのか、近い将来なのか、遠い将来なのか、皆目見当つかないのかどうなのか、その辺の見通しというか、行ってきたからこそ分かる、そういう受け止め方とかあるんでしょうから、その辺のところ。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それは、私には分かりません。遠い、近いという判断に立つのか、あるいは、これから大きく、この輸入問題が転換して、これからどんどん進んでいくのか、これは国際的な関係とか、安全の基準だとかということで、いろいろ国同士で話し合うべき問題ではないかなというふうに思います。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 町長が販路拡大、一生懸命考えているということだけは分かりましたけれども、ただ、やはり効果のあがるトップセールスをお願いしたいと思います。まして国内に

おいては、まだまだ、先般の話にありましたように、関西のほうのいろいろ生協さんですか、コープ、そういうところにも販路が開けてきたなんて言っていますから、そういうこともあわせて、やはりこの平成30年の転作が解除され、米がある程度量的にも多くなってきたときも、西会津の米、特にそういうブランドといいますか、魚沼に引けを取らない米だという、一つのちゃんと看板もあるわけですから、そこらも表に出して、やはり成果をあげていただきたいというふうに思います。

あとは、行ってきた云々は、あと第三者がまた評価する部分もあるんでしょうから、その辺は、それで止めたいと思います。

あとは、農業振興についてですが、昨年3月にライスセンターということで、私、お話を申し上げました。それで、いろいろな交付金のことやら、お話したわけですが、町としては前向きといいますか、そういうのを、検討を進めるというか、というような話でありましたが、それはどの程度、その進捗の具合ですか、本気度何パーセントというか、そういう点で、全然取り組んでいないとか、少しは今年中に調査検討をするんだとか、そういうような見通しがあればお伺いしたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 米のライスセンター関係のご質問にお答えいたします。

昨年おっしゃったように、答弁申し上げましたように、平成28年度におきましても、各地区、特に重点的に考えております尾野本平、尾野本地区、それから、群岡地区におきまして、集落との話し合いについては進めております。なかで、平成29年度に向けて、特に尾野本地区については、一部法人化までなんとか進めていきたいと。その法人化の後に、今度はというような段階まで進めてまいりたいというふうに考えております。

一方、群岡地区につきましては、なかなかその勉強会というような部分で、町から行ってお話をしておりますが、まだまだいろいろ課題があるということで、またこれも、平成29年度、これからしっかり支援をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 若い人もおられるわけですがけれども、やはりいま就農している方々が、1年経てば、また1つ歳を取ることになります。そうなれば、ますますことの進め方といたしますか、いろいろやりにくくなる部分もあるのかなというふうに思いますので、早めに進めていただきたいと思います。

それで、人・農地プランでしたか、取り組んでやっているというようなことでありまして、それについては、いま策定というか、している集落ですか、それはどのくらいになっているんでしょうか、現状をお知らせください。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 人・農地プランにつきましては、平成24年度からできた制度でございます。平成28年度までの間、町内で11地区ということでございます。といいますのは、集落単位ではなくて、もうちょっと広い単位でつくっているプランもございますので、11地区というふうにお答えをいたしたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 少しずつでも進んで、そして、成果があがればいいのかなというふうに思い

ますので、それも積極的に推進をお願いしたいと思います。

あと次に、鳥獣対策であります。本町においても、かつてというか、昔はイノシシなんかいなかったのかなというふうには思っているわけですが、いつどこから来たのか分かりませんが、これもかなり増えているような状況で、先ほどのお話ですと、捕獲頭数がイノシシの場合は16頭だと、クマが20、サルが30という捕獲頭数をお知らせいただきましたけれども、やはりイノシシというのは、ブタと同じような多産系というか、本当に多くの子どもを産むというか、だから、あっという間に、増えるのも早いのかなというふうには思います。

これらについての、一つの対策というのは、野生動物が自分の庭のように歩き回るといえるのは、やはり田んぼが荒れ、畑が荒れ、そういう茂みが多くなったりしてくるものも多々あるわけですが、そういうことについては、そのような現状をどのように解決というか、これから茂みをなくしていくかとか、町では里山ということで、住み分けをするようなこともやっているわけですが、それに加えて、今後の防止対策というか、被害防止に対する、イノシシに、例えば限定した場合、どのようなことを考えておられますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 議員ご指摘のとおり、イノシシにつきましては、本当にここ10年以内のなかで、急激に増えてきております。平成21年度に3頭捕獲してから、これが西会津で初めてだったわけですが、それ以降、先ほど申し上げましたように、今年度について、今年の冬については16頭というような形で被害が増えております。

イノシシの習性としまして、夜行性かつものすごく警戒心が強いということで、檻をかけて捕獲対策というのを夏の期間に随分やっちはいるんですけども、なかなかこれが実勢があがってこないというのが現状でございます。

そこで、中通りの捕獲対策の進んでいる地区から講師を呼んで、呼びいたしまして、具体的には新郷地区で研修会を実施したその際には、箱罟ではなくて、くくり罟という形で、イノシシ対策の主になっておりますくくり罟の講習を行った。または、その器具をつくり方を習ったり、購入したりしたというようなことで、捕獲対策を進めております。

一方で、これも議員ご指摘のとおり、やはり集落周辺、里山のやはり耕作放棄地対策、これも進めていかなければならないというのも現実でございます。そこで、サル対策、クマ対策とあわせて、森林環境税を使った集落周辺の藪化した茂み、山林の除間伐、こういったものを実施しております。

あとは、それとあわせて、夏の期間、稲に対する被害が出るというような情報がありますと、農林課（農林振興課）、それからパトロール員が行きまして、シシバイバイというような対策器具を設置してまいっております。こういった形で、複合的に取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 いろいろこう一生懸命やっただけという感じが分かりました。それで、私も、これは新聞に載っていたんですが、イノシシなんかの場合も、その電気柵とか、それやっているとところもあるらしいんですけども、そればかりではだめで、やっ

ぱりそういう茂みをなくすんだということでやったら、大変その効果があがったということなんです。それで、先ほど同僚議員が、我々議会の懇談会に行つての話、それはまた別の話なんです、そういう話がありました。

そういうなかで、話が出たのは、やはり集落の農道というか、いろんな農道とか、林道とか、そういうような刈り払いもままならないというようなことで、どうしても道路が藪化というか、藪のようになりがちだと思うんです。そういうところに、例えば、その茂みをなくすためにも、トラクターに刈り払う、町でも町道だか何かやって、大きな機械に付けてやっていますけれども、トラクターに付けて、その土手の草なり、道路の草を刈る機械があるんです。だからそういうものを、例えば各地区ごとに、それはある程度は優先順位を付けながら、地区ごとに配置をして、その機械の名前はモアといったと思います。それをトラクターに付けて、ある程度、道路幅広く刈っていくとか、あるいは林道とか、そういう茂みを少なくすることが、また少しでも予防につながるのかなということが載っていました。

ですから、それらも考えていただいて、調べていただくなり、考えていただいて、そうすれば、集落のいろんな人足についても軽減もされますし、また加えて、有害鳥獣の、有害のそういうのも防止にもつながるのかなというふうに思ったものですから、なおその検討をしてもらいたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いま集落維持管理のなかで、いままで共同の部分は自主的に集落でいろいろ刈っていただいた地区がだいぶあるんです。例えば、高陽根地区で座談会なんかやった場合は、出戸のほうまで刈っていたとか、あるいは塩からあがってくるのに大変だというような話がありまして、いまトラクターにアタッチメントを付けて、そして土手も刈れるような機械が、アームが付いて、あるんです。あれ農業のなかで、坂下でしたか、ああ、これいいなど。今年、試験的に課長に言ってありますから、ちょっとそういう大型機械の機械屋に行つて、そして実験的にやってみてくれと、よかったらば、これは町で導入して、やろウじゃないかということで、今年、実験的にやってみたいというふうに思っています。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 いま町長から、やってみるといふご答弁いただきました。私もその機械をちょっと調べてといふか、聞いてみましたところ、金額的には30馬力クラスのトラクターに付けるくらいで、100万円かからないで買えるということで、各地区ごとに、それ毎日使うものではないですから、もう各地区1台ぐらいずつ配置してもらつて、除雪機械の貸し出しといふか、あのような形のやり方をすれば、本当に、それぞれ皆さんが労働力の軽減になり、またそういう草が農道に生えていて、また事故にもつながりかねないわけですから、そういうことによつて、一石何鳥にもなるのかなということで、申し上げたところでございますので、早速やってみていただければと思います。

次に、ふるさと納税についてお伺いをいたします。ふるさと納税については、私もずっとやってきましたけれども、同僚議員も何人も、本当に町側に対して、これでもか、これでもかといふほど、お願いといふか、お話ししているわけです。しかしながら、なかなかその先、もう一歩が出ないということでありまして、昨年もちょうどこの3月の議会で申し

上げたときには500万円に上げたということで、あとは一生懸命努力するんだという大きな期待を持てるご答弁をいただいたわけです。しかしながら、結果としては、そんなには変化がなかったということでもあります。

これは、やはり前回、12月の議会ですか、同僚議員が話をしたところ、ある専門サイトへの掲載というか、やらないんだということでありました。でもやっぱり、いろんなことをやって、無料サイトに載せているとか、あと、いろいろ同級会というか、いろんな町の方々の集まりの機会に、町外の方にお知らせしていただいて、少しでもそういう窓口を広げたいということの努力は分かりますけれども、だいたいやってきて、もしこれでもう限界だというような状況であれば、やはり新しいことに取り組んでもいいんじゃないかと。

前回のときの答弁は、費用対効果みたいなことを話されていますけれども、これはやはり、いろんな実績、ほかの町村の実績も見ますと、やはりやっただけのことはあるのかなというふうに考えています。そういう専門サイトに掲載をする、まずお考えはあるかどうかお伺いします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

まず専門サイトへ登録ということでございまして、前回のご質問に対しまして、無料掲載部分への対応はさせていただくということでご答弁を申し上げて、それで、その有料掲載サイトにつきましては、やはり費用対効果、いまおっしゃいましたように、も勘案しながら、今後検討させていただきたいというふうに現在も考えてございます。と申しますのは、やはり他自治体でのその実績、有料サイトに掲載をして、だいたい場合は実績等あがっている自治体もございまして、うちよりも少ない寄附金のような自治体も、有料サイトに登録してあるような実態でございまして、やはりその中身、それが返礼品なのか、いろいろな部分であろうかと思っておりますけれども、そういった部分もありますので、やはり金額、費用のかかる部分でございまして、慎重に検討させていただきたいということで考えてございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 この納税額の実態といいますか、それらを参考までに申し上げますけれども、本当に一番多いところで、これは今年の1月30日付けの新聞報道ですが、これは熊本県が45億円です。宮崎県の都城市が25億円、熊本市が21億円。東北では山形の天童が一番で、13億円。ずっといって、10番目であっても7億円からいっています。あと県内の市町村を見ますと、これは2月の6日現在、この時点では本町では200万円、北塩原さんは130万円、南会津が848万円、只見町が1千万円という、猪苗代も2,656万円と、あと湯川がやっぱりダントツで3億2,825万円です。だから、多いところ、少ないところあります。

ただ、ほかが高いから俺たちも安くてもいいのかという考え方と、ほかが高い、いっぱい集まっていると、じゃあ、やりようによってはいっぱい集まるんだなという取り組みの姿勢だと思うんです。上を目指すか、そういう低いところもあるんだから、そんな程度でいいんじゃないかということの考え方だと思うんですが、このような数字を見て、これは町長に聞いたほうがいいですか、数字にいろいろ差があります。だから、多い、湯川さんみたいに多いところもあり、また、先ほど言った磐梯町さんとか、柳津町さんというのは、

うちの額よりは少ないんです。だから、その辺の捉え方、多いほうを見てそれを目標にやるかという考えと、低いほうを見て、だいたいまあ並だなど、こんな程度でいいかなという考え方と、その辺はどのようにお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これは、はっきり言って、そういうふるさと納税で、予定していない、仮に一般会計に計上していない金がどっと入ってくるということであれば、これはもう非常に町としてもありがたいことで、やっぱりどの辺に目標を置かなんていうよりも、高いほうが私はいんじゃないかなというふうに思っていますので、それにつけもても、いろんな工夫もあるかと思うんですね。これは私の一存で、ああせい、こうせいというのではなくて、いまやっぱり職員の皆さんも、やっぱりこういう質問が来たときには、やっぱりこれでもいいのか、これでいいんだなんていう考えは持っておりませんで、担当課のほうとしても、しっかりやっぱりこれを捉えて、いかにしたならばふるさと納税に参加していただける方が全国からこう集まってくるか、このことは我々も取り組むなかで、やっていく必要があるだろうというふうに思っています。

ですから、これはやっぱり、いますぐこうだという、即実績にあがるというようなことについては、やっぱり地道な取り組みも必要じゃないかなというふうに思っていますので、いま、特に返礼品の問題とか、あるいはふるさと納税のやり方、方法とか、これは毎年毎年工夫を重ねて取り組んでいます。

と同時に、いまこれと並行して、私はふるさと町民制度というものについて提唱しているんです。これは本当に西会津を応援してみたいと、そこにもいろいろなブースもあって、ふるさと町民に参加した場合は、こういうことの特典がありますよとか、こういうこともいま同時並行で進めておりますので、それとの抱き合わせもあるのかなと思いますから、これはもう少し時間をかけながら、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 やはり1回はやってみるというか、価値はあると思うんですが、その辺に一歩踏み込みはできませんか、サイトです。これはいくら何回言っても、課長さんの答えでは出てこないわけです。これはやはり町長から。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 そのサイトに載せたからといって、爆発的にこう来るかという、それはやってみなければ分かりませんが、そういうのも選択肢の一つかなというふうに思います。

それと、最近、やっぱりこういう問題も出てまいりまして、2月の27日の朝日の新聞をちょっと見たんですが、ここ数年、過度な返礼品が非常に注目されるようになってしまったということで、例えば、高級牛肉とか、特産品、あるいはなかには立地する工場で作られた情報機器、パソコンとか、何かそういうものを提供しますよとか、さらには、地元の商品券、プレミアム付き商品券、これも新聞出ましたけれども、これは発行したところが、地方創生で発行したならば、ガス代に変わったり、診療所の医者代になってしまったりして、本当にこれが本来のプレミアム商品券かというようなことも、なんか政府がいま調べて、これについては、やっぱりもっと変えなければだめだというふうな話も出てきました

けれども。そこで、結果的に、寄附額というのは、やっぱり活用の状況を公開をする。こういうことも大事ではないかということなんですね。ですから、多く集めて、全く公表しないところ、全体の半数は公表しないみたいですよ。公表しているところもあるんです。ですから、やっぱりそれと同時に、集まった金はどういうふうに使いましたというふうな公表するということが大事だと。ですから、やっぱり使い道を、それからいま政府が、総務省がこの春、改善策をまとめているということで、寄附額に対する返礼品の比率の制限というものも、たぶん出てくるんじゃないかというような話が新聞にちょっと載っていたものですから。我々はできないことを、やれないからくじぐじゅ言っているわけでは決してありません。ですから、これからどうしたならば対応するかということについては、当然やっていきたいというふうに思います。

私、最近言っているのは、あれだ、これだというようにいっぱい商品を並べ立てたってのはだめだと、やっぱり特化したものだと、西会津でいったい何があるのかというならば、地元の酒とか、地元の米、これを2つ並べて、これどうだというようなことの1本に絞ったらどうか、じゃないかというようなことで、いろいろこの商品も変えながら、西会津に来たら、いや、こうだああだなんて言ったって、全然そういうことがピンとこないのではだめだよということで、少し今年は、そういったところに特化しながら、サイトの問題も含めて、ちょっと検討してみたいというふうに思います。

○議長 時間、時間だから。質問はだめ、あいさつだけで。

13番、清野佐一君。

○清野佐一 もう一言と思ったんですが、時間ですので、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

暫時休議します。(11時44分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第2、「議案第10号、西会津町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例」撤回の件を議題とします。

町長から、「議案第10号、西会津町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例」撤回の理由を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 「議案第10号、西会津町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例」の事件撤回についてご説明を申し上げます。

結婚祝金支給条例につきましては、過去の制定の経緯から、上程の時期を再検討するため、このたびは撤回させていただきたいと思っております。

以上で理由を申し上げる次第であります。よろしくお願いいたします。

○議長 お諮りします。

ただいま議題となっております「議案第10号、西会津町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例」撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、「議案第 10 号、西会津町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例」撤回の件を許可することに決定しました。

日程第 3、議案第 1 号、西会津町議会の議決に付すべき事件に関する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 議案第 1 号、西会津町議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例案につきましては、町長が提案理由のなかで申し上げましたように、現在、喜多方市、北塩原村と協議を進めております（仮称）喜多方地方定住自立圏の形成に向けて、協定書の締結には、国の定住自立圏構想推進要綱の規定により、議会の議決を要することから、新たに条例を制定するものであります。

それでは、条例の説明に入らせていただきます。議案書をご覧くださいと思います。

議案第 1 号、西会津町議会の議決に付すべき事件に関する条例。

第 1 条は趣旨について規定しております。地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づく西会津町議会の議決に付すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。であります。地方自治法第 96 条は、第 1 項で議会の議決事件を定めております。

第 2 項では、第 1 項に定めるほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき、議会の議決すべきものを定めることができると規定しております。また、他の条例に定めるもののほか、であります。本町では、議会の議決に付すべき事件について、西会津町まちづくり基本条例では、総合計画の基本構想について、西会津町議会基本条例では、総合計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画について、議会の議決事件として規定しております。

第 2 条は、議会の議決に付すべき事件について規定しております。定住自立圏構想形成協定の締結等については、他の条例において定められていないことから、定住自立圏構想推進要綱に規定する定住自立圏形成協定の締結、もしくは変更、または同協定の廃止を求める旨の通告を、新たに議会の議決に付すべき事件として本条例で定めるものであります。

附則は施行期日でありまして、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、地方自治法第 96 条第 2 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。なにとぞ原案のとおり、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 今回のこの条例でありますけれども、当然、大切なことは議会の議決事件にしていかなければいけない、まちづくり基本条例でも、議会基本条例でも、これは謳っているところでありまして。これは国に言われなくても、当然、定住自立圏形成協定という大切なことでもありますから、これは議決事件にしていかなければいけないと私は思います。

中身の問題でありますけれども、これは中間報告、あるいは全員協議会等でご説明いた

だきましたが、いまひとつ、ちょっと分からないところがあるので、教えていただきたいと。これまずくりであります、喜多方市と北塩原村と本町の3つで、この定住自立圏構想、この圏域を結んだということでありまして、その要因、例えば、耶麻管内であれば猪苗代、磐梯町等はなぜ入らなかったのか。あるいはこの近隣自治体ということであれば、昔の、いわゆる街道筋であれば、阿賀町、柳津、坂下等々の考え方はなかったのか、この3つになった理由と、あとこれ、私、中間報告でも言ったかもしれませんが、この3市町村で、いわゆるこの定住自立圏構想をつくった場合に、何か西会津町、本町が埋もれてしまうんじゃないかという、危惧するような思いがあったんです。要は、エリアとしては、人口規模からすれば喜多方が一番大きいし、北塩原であれば、国定公園、国立公園があって、大自然の豊かさがある。ここで、3つで定住構想をつくったときに、埋もれてしまうのではないかなという心配もあったので、その辺はどう担保されるつもりなのかということでもあります。

この実際、効果として、毎年1,500万円からの特別交付税が認められる5年間ということでありまして、これは確定したことなのか、それとも、具体的にそれを使って何かをしようという、いま現時点での目標があるのか、それをお尋ねいたします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 10番、多賀剛議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、3市町村での、今回の定住自立圏の構成になっているということでありまして、これも、これまでご説明してきましたように、まず中心市があって、こういう定住自立圏をつくれるという、形成できるということでありまして、この会津では、会津若松市と喜多方市ということですが、今回、喜多方市が名乗りをあげたというようなこととございます。それで、喜多方市としましては、近隣の西会津町と北塩原さんに、一緒にやりませんかという喜多方市からの要請によりまして、今回、こういう定住自立圏を形成するというようなこととございます。

それから、3市町村ですることによって、埋没してしまう、町独自、町の特徴が埋没してしまうのではないかなというようなこととありますけれども、これもこれまでご説明していますように、3市町村で協議しているなかにおいて、それぞれの市町村の特徴を出して、それらを活かすような形の事業を形成していこうということで、これまでも協議を進めているところでありますので、決して中心市が中心となって、事業中心をそちらのほうに進むというような方向ではございませんので、町としても、西会津町の特徴を活かしたような事業を盛り込んでいくというような、そういう方向で進めております。

それから、あと事業費につきましては、これは国の要綱のなかで、特別交付税で、それぞれでこの事業に盛り込まれた事業を推進する際には、中心市の場合は年8,500万円、それから近隣市町村では1,500万円ということで、これについては規定されているところとございますので、今後、平成29年度に策定いたしまして、平成29年度の特別交付税から措置されるというような、いまスケジュールになっております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 内容はだいたい分かりました。要は、喜多方市が中心となって声をかけられたということとありますが、そうすると、磐梯町、猪苗代は声をかけなかったということと

理解してよろしいんですね。

それとあと、そうすると、毎年1,500万円からの、本町に関しては特別交付税が見込まれるということであります。平成29年度事業は、具体的な事業は、まだ策定されていないというところでありますか、その辺の確認をします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 答えします。

平成29年度事業についてですけれども、これは当然、いま協定書を作成するなかに、その事業を盛り込むということで、協定書のなかに、そういった事業は含まれますので、それが認められないうちは事業として認められないわけですけれども、それをいま、3市町村の連携会議のなかで、どんな事業をやるかというのをいま協議しているところがございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 この定住自立圏形成に絡む、この国の支援ということで、近隣市町村1,500万円、これはいつつで続くのか。それと、この支援でもらえる額は、何か使い道が決まっているのでしょうか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 8番、渡部議員のご質問にお答えしたいと思います。

計画期間ということですが、これは基本的に5年間をおよそ見込んでおります。5年間の事業計画ということで、いま策定するような方向で検討しております。

それからあと、先ほども言いましたように、1,500万円については、この協定書、構想に含まれた事業に対して1,500万円ということですので、まだどういう事業をやるかというのは、いま策定中でありますので、今後策定した後に、こういった事業に対して特交の措置がされるというようなスケジュールになっております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうすると、この5年後はどうなるかまだ分からないと、5年間だけだと。そして使い道は、この西会津と喜多方と、それから北塩原で使い道を決めるというよりも、おそらく使い道はこういうものに使えるというふうになってくると思うんですね。

それでこれ、本当に5年後はどんなにされますか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 基本的には5年間の計画をつくっておりますので、その5年間のなかで事業の検証等やりますので、その後、5年後どうするかというのは、その間にまた検討していくことになると思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町議会の議決に付すべき事件に関する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町議会の議決に付すべき事件に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号、西会津国際芸術村条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 議案第2号、西会津国際芸術村条例についてご説明いたします。

本条例案は、町長が提案理由の説明のなかで申し上げましたが、西会津国際芸術村は、平成16年9月、旧新郷中学校に開設しました。これまで、公募展や各種イベント、ワークショップを開催し、町の芸術、文化の振興、地域の活性化に努めてきました。近年においては、来場者が増加し平成27年度では、年間約4千人の方々が来場しました。

このような状況から、県喜多方建設事務所より、建築基準法上の用途を、これまでの学校施設から会議室や展示室などの現状に合わせた用途に変更手続きが必要であるとの指導がありました。その手続きも去る2月16日に完了したこと、また平成30年度の指定管理者制度の導入に向けまして、新たに条例を制定するものであります。

それでは、条例案をご説明いたします。議案書をご覧ください。

議案第2号、西会津国際芸術村条例。

第1条は、本施設の設置について、規定しています。本施設は、芸術文化の振興、地域の情報発信を通して、交流人口の拡大と地域の活性化に資する施設として、設置するものであります。

第2条は、本施設の設置場所及び設置される施設について規定しています。

第1項は、設置位置を定めています。

第2項は、設置される施設を定めています。

第1号の会議施設は、会議や打合せなどができる施設であります。

第2号の飲食提供施設は、食に関するワークショップの開催や飲食物が提供できる施設であります。

第3号の体験施設は、木工教室や各種体験教室などを行える施設です。

第4号の展示施設は、作品等が展示できる施設であります。

第5号のその他附帯施設は、事務室、トイレ、展示用具室、滞在施設などであります。

第3条は、芸術村の開館日及び開館時間を規則で定めるとしております。規則では開館日は週6日、開館時間は9時から22時まで規定しておりますが、指定管理者が町長の承認を経て変更できることとしております。

第4条は、芸術村において行う事業内容について規定しております。第1号から第5号まで記載されているとおりであります。

第5条は、本施設の管理、運営について、指定管理者に行わせることを規定しています。

第6条は、指定管理者が行う業務の範囲について規定しています。内容は、第1号から第5号までの事業の業務を行うものであります。

第7条は、利用の承認を規定しております。

第1項は、芸術村の各施設を利用する場合は、指定管理者の承認が必要であること。また、承認を受けた事項について変更する場合も、同じく承認が必要となることを規定しております。

第2項は、指定管理者は利用の承認にあたり、条件を付すことができることとしております。

第8条は、本施設の利用の制限について規定しています。内容は、第1号から第4号までの記載されているとおりであります。

第9条は、本施設の利用承認の取り消し等について規定しております。

第10条は、芸術村の各施設の利用者は別表に掲げる利用料を指定管理者に納めることを規定しております。

第11条は、芸術村の各施設の利用料の免除の事由について規定しております。

第12条は、本施設の利用について、権利譲渡の禁止を規定しております。本施設の利用承認を受けた利用目的以外に利用し、又は権利を他人に譲渡し、転貸ししてはいけないことを規定しております。

第13条は、芸術村の各施設や設備、展示物品等の損害賠償について規定しています。

第14条は、この条例に定めているもののほか、必要な事項については、規則で定めることを規定しています。

附則第1項は、本条例の施行日を定めております。平成29年4月1日としております。

同第2項は、第6条に規定する指定管理者の業務については、指定管理者が決定するまでの間、町長が行うことができるとしております。滞在芸術家の承認等について、ここにあたります。

続いて別表でございます。芸術村施設の利用料を規定しております。区分といたしましては、9時から13時まで、13時から18時まで、18時以降の3区分に設けております。会議施設から展示施設までの利用料は、記載のとおりでございます。全館貸切の場合は、1日当たり3万円としております。なお、18時以降の利用については4時間以内とし、催事等の準備期間については、4時間以上でも利用できることとしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

3番、秦貞継君。

○秦貞継　1点お伺いいたします。この条例をつくって、法人その他団体に指定管理者を行わせるような方向性で進めるということですが、利用料もいただきますし、事業の方向性も見えてきたんですが、こういった内容の評価検証はどのような形で、今後行うつもりですか。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　3番、秦議員のご質問にお答えしたいと思います。

この評価検証という部分、委託事業の評価検証ということでございますが、まだ来年度は、指定管理者の指定をするための準備期間としておりますので、平成30年度以降につきましては、一応、施設の維持管理に関して委託料を払うこととしております。それにより

して、年度末に、平成 30 年度の年度末には、その実績等をいただくということにしておりますので、そのなかで評価検証をしていくという形になりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 実績というものは、例えば金銭面の面だけですか、それとも、その辺の詳しいちよつと評価の内容をもう一度お聞きいたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 実績面と金額面だけではなく、来場者並びにどういう催事をやったのか、あとは、催事のイベントでの来客数とか、どれだけの収入があったかとか、それら諸々、あそこの活性化にかかる部分については、全てご報告いただくということになっておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 やはり、そういった細かいチェックが必要だと思ひますので、ぜひそのようにしてください。

あと、このチェックというものは、毎年行いますか。もし毎年行わないのであれば、定期的なチェックというものは必ず必要ですし、それは明記すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 もし指定管理者になった場合のチェック体制ということでございますが、最初に指定管理者指定いたしますと、何年後かにチェック、報告とかですね、初年度あるかどうかはあれなんです、そういう部分ではございます。そのなかで、町全体でチェックもしますし、普段は担当課におきまして、しっかりとしたチェック体制は整えていきたいと思ひております。時期的には年度末ですね。

あとは、催事等やっている場合については、私どももおじゃましたりとかして、その内容のほうは、チェックは普段行っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 平成 29 年からは指定管理者制度に向けての手続きとありますが、どのように流れで決まるのでしょうか。

あともう 1 点ですが、平成 30 年度じゃないと指定管理者が決まらなないと、その間は町長が行うことができると思いますが、その間のあいだ、いままでの管理された方がするんのか、それともまた変わるのでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 5 番、長谷川義雄議員の質問にお答えしたいと思ひます。

まず、指定管理者の来年度の流れという部分をご説明させていただきたいと思ひます。まず、流れにつきましては、まず、4 月に入りましたら、今度、芸術村の運営に関してどれだけの費用が必要かという部分の積算にまず入っていきます。その後、町の指定管理者選定委員会という部分がございますので、そのなかに指定管理者についての募集という部分の流れがございまして、それで、最終的に 12 月の議会に、その指定管理者案を上程するという形になりますので、それから、4 月 1 日に指定管理者の導入という形の流れとなつ

ております。

続きまして、その平成 29 年度の管理はどうなるのかという部分でございますが、まず町長が、決まるまでの間は町長が行うことができるとしておりますのは、まず一番は、滞在芸術家が来た場合に、まだ指定管理者が決まっておりませんので、それは町長がするという形になります。

あと、もし、使用料、利用料が入りましたら、その部分も、収受もあるかなと考えているところでございます。

人員体制につきましては、いまの現状のままでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 私、この建物は、もう消防法や、完全に適用したんでしょうか。

2 つ目は、入場料、いくらくらい、いまと変わりませんか、普通の人。

あとは、それで、指定管理者が決まった場合、指定管理者は常駐なんでしょうか。例えば、私、安藤理事長、昔からいらって、いろんなことで携わってもらっていますけれども、ああいう方々だと、ちょっと指定管理者はなかなか大変だと思うんですよ、遠くから来られるから、その点、どうでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 8 番、渡部憲議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、消防法の、全てクリアしたのかという部分でございますが、過半、開催いたしました全員協議会におきまして、平成 29 年度に、スプリンクラーとか、貯水槽、あとは自家発電というような部分を整備いたしまして、それで消防法は全てクリアできるということになっているところでございます。これは建設事務所のほうにも確認しておりますので、消防法については、それでクリアになるということでご理解いただきたいと思っております。

あと芸術村に入るには入場料が必要なのかという部分に対しては、入場料は特にやっておりませんし、いただいておりますので、いわゆる催事でワークショップとか開催した場合に、参加料としては若干お支払いいただくという部分になります。それで、先ほどご提案申し上げましたなかで、もし施設で何か会議をしたいという場合に対しては、一応利用料をいただくことにはなりますが、もし、地域団体の方とか、町が主催してやる場合に対しては、利用料は免除になるという部分でございますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

あと、指定管理者は常駐するのかという部分でございますが、一応これから、指定に向けた手続きが行われます。ですので、条例上で、規則で、先ほど 9 時から 22 時までの営業時間だというような話はしましたが、そのなかで、町長の承認を得て利用時間を決めまして、その間は常駐するというのは、もちろんでございます。そのほかは、一応、警備保障が入っておりますので、夜間はその警備をするということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、指定管理者が常駐するかどうかは、また決まっていなくて、そういうことですね。

あと、あの建物は、耐震、地震に対しては大丈夫ですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 指定管理者、再度の質問でございますが、指定管理者につきましては、常駐いたしすまので、ご理解いただきたいと思います。まだ指定管理者は決まっておりますが、決まりは常駐するという部分でございます、夜の管理は警備保障がやるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

あと、耐震化という部分でございますが、一応こちらのほう、建設事務所のほうに確認しましたところ、木造建築の場合は、していないという部分でございます。昭和26年に建設された部分でありますので、それは、今度、改修工事をやる前に、耐震化は必要ないということで、建設事務所から確認を受けておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 町長が前に提案理由の説明のなかかと思いますが、いまの指定管理者のなかで説明があったと思います。私はそれは、大賛成であります。なぜかという、やっぱり評価検証するには、現在、頑張っているというか、働いている方が、やはり調査研究、また技術開発は長けた人だと思っています。まだ未定だといわれていますが、やはりそういう方が、やっぱり実績、これから拡大できると思います。その方を指定管理者としていただければと思いますが、あと、これは指定管理は何年までですか、この附則というのは、いま5月30日から施行するということは、何年間のことですか、これは。これはまだこれからの話ですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 11番、青木議員のご質問にお答えしたいと思います。

指定管理者の関係、指定の期間につきましては、一応来年度、平成29年度に指定管理者選定委員会というもののなかで、指定期間とか、募集期間とかというものを決定することになりますので、現時点ではまだ決まっておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

続きまして、施行期日の部分については、この条例自体は、平成29年4月1日から施行という部分になっておりますので、これも平成30年度の導入に向けまして、これから様々な手続きに入っていくということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 3点ほどお聞きしたいと思います。

芸術村の現在のあれは、いま現在、彼が運用しているところが、振興公社でありますけれども、いま現在の、あそこ運用している人数、それから、それがそっくり指定管理制度になったときに、移行するのか、それとも新たな雇用が生まれるのか、それが第1点。

それから、今後の運用、指定管理制度になったときの費用、これは一般財源から出ていくのか、それとも、また別のところから探していくのかということです。

それから、当然、指定管理制度になるということは、特別会計を組まれるということではないかと思うんですが、その点、3点お聞きします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 4番、小柴議員のご質問にお答えしたいと思います。

いま現在の運営体制、人員の配置という部分で、まず1点目によろしいかと思うんですが、まず振興公社の職員といたしましては、一応3名いるということでございます。うち1名は社員でございまして、2名は臨時職員という形になっております。そのほか、地域おこし協力隊が2名ほど行っているというような部分になっておりますので、現在のところ、一応5名で運営しているということになります。

あと費用につきましては、こちらのほうは、財源という部分でございしますが、一般財源ということになります。

あとこちら、3つ目といたしまして、特別会計を設置するのかということでもございましたが、こちらは一般会計のほうで、いままでのロータスインとか、さゆり公園関係の指定管理と一緒に委託料という形で一般会計のなかから運営するという形になりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 いいですか。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 指定管理に関しましては、平成29年度、詰めていくということでもありますので、それを期待しております。一つ、私、聞きたかったのは、このいわゆる国際芸術村というのは、木造校舎の温かみというのが、やっぱり一番の魅力だと思います。これは4千人も来るようになって用途変更し、建築基準法、あるいは消防法に合わせて改修しなければならないというのは当然ですけれども、このいわゆる木造建築のよさを活かすために、その景観上の配慮はどのような形をされたのか、それをお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10番、多賀議員の木造建築の温もりを残した形にどれだけ配慮したのかというようなご質問にお答えしたいと思います。

まず、今年度、事業を実施したなかでは、今回、アルミサッシをペアガラスといたしますが、断熱サッシのほうにいろいろ替えさせていただきました。外からは黒縁のサッシでございまして、なかからは木目調ということで、木目に配慮した形の改修をしているという部分でございまして。やはり、基本、この木造校舎の温かみが売りになっておりますので、次年度以降のスプリンクラーの設置につきましても、その景観を、外観と申しますか、外観を壊すことのないような形で設計を進めていきたいという部分で、いま取り組んでいるところでございます。

したがいまして、あそこの施設、現状をほぼ維持しながら、機能を強化していくというような形でございまして、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうしていただきたいんですが、先日のご説明いただいた改修内容の図面を見ますと、非常階段が鉄骨でこう、建設、建築されているというようなことでありましたので、なんでこれ、いまこれだけ地元産材、あるいは県産木材の利用促進を図るなかで、それは法律で非常階段は鉄骨でやらなければならないということであれば止む無しなんですが、そういうところは木造のしっかりしたものでできなかったのか、あるいは貯水タンク等がこれからつくる場合、外観上、いま言ったようにサッシみたいなね、木目の、例えば木で囲うとか、そういう配慮がね、実際その非常口の誘導灯だとか、スプリンクラー

の出口だとかというのは、そんな変えられないやつは、それは当然、景観うんぬんの以前の問題で付けなければいけないと思うんですが、そういうところ、私、ちょっと気になったものですから、その非常階段の面と、これから外付けの、なんかつくる場合の、その景観上の配慮、それをもう一回お尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 来年度予定されております消防関係のなかの非常階段の部分についてでございますが、まず、非常階段については、一応、鉄筋というか、鉄骨で考えているところでございます。しかしながら、その鉄骨にいたしましても、木造とある程度一体感のあるような形の色で採用して、設置したいということでございますので、ご理解をいただきたいということと、あと、貯水槽と、あと自家発電装置につきましては、まだ色のところまで、私、まだ見ていないといえますか、まだ指定はしていないので、普通でありますと、アイボリー調の色の、普通のやつになるのかなという部分がありますので、その点は、もしそのままであれば、外観を隠すような形とか、あとトイレの裏側に持っていけるのかとか、そういう部分をいろいろ考えながら、景観に配慮した形で進めていきたいとは考えております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 年間4千人も来場者がいるということで、やはりグラウンド、見た目、入ったときにグラウンドが、どうも草ぼうぼう生えておりますし、あと、入ってトイレの使い勝手がいいのか、悪いのか。あと駐車場、今後ちょっと整備したほうがいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 2番、薄議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、グラウンドの件につきましては、確かにそういう状況になっているというのは認識しているところでございます。まずは、ここの駐車場も含めましてなんですが、今後、まずは本体のほうを、まず整備いたしまして、今後、駐車場なり、前も議員からご指摘ありましたが、プールの問題とか、いろんな形は、今後の計画のなかで、どういう形でしていくかという部分は検討していきたいと考えております。

ただ、グラウンドについては、あのような状態でいいのかなという部分はありますので、その辺は十分踏まえながら、検討していきたいと思っております。

グラウンドは私のほうの予算でないですが、違う課のほうの予算で整備するということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 グラウンドについてお答えしたいと思います。

グラウンドにつきましては、体育施設というような位置付けでございますので、生涯学習課でお答えいたします。平成29年度予算のほうに計上させていただいたなか、グラウンドの土の入れ替え等々の費用をお願いしてございます。昨年の運動行事のなかで、非常に水はけが悪いですとか、そういった現場確認をさせていただいております。それで、新年度で予算をご議決いただき後に、その土の入れ替えですとか、手入れをさせていただいて対応してまいりたいと考えております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津国際芸術村条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津国際芸術村条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号、西会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長　議案第3号、西会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたとおり、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、個人情報の保護を図りながら、マイナンバーの利用事務拡充等の見直しが行われたことから、町条例においても所要の改正を行うものであります。

それでは、改正条文についてご説明申し上げますが、あわせて条例改正案新旧対照表の1ページをご覧ください。

第2条は定義を規定しておりますが、第5号の、情報提供等記録において、番号法、いわゆるマイナンバー法が改正され、個人情報の定義の明確化を図るために第26条が追加されることから、新たに対応するための規定を加えるものであります。

次に、第23条の2は、自己情報の利用停止請求を規定しておりますが、番号法の改正により第26条が追加されることに伴い、現行の条番号が1条ずつ繰り下がることから、第2項第1号中の番号法の適用条項を第28条から第29条に改めるものであります。

次に附則であります。この条例の施行期日を改正番号法の施行期日と同じく平成29年5月30日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　何点かお尋ねします。

この関連の話が出てくると、毎回お尋ねするんですが、マイナンバーカードの取得率が一向に上がらないというような話があります。現在の本町における取得者数はどのくらいなのか。

それで、現在のマイナンバーの利用範囲というのは、どの辺に利用されているのか。

あともう1つは、これによって、町独自のマイナンバーの利用範囲を広げられるという
か、規定できるというようなことみたいなんです、今後、これによってどういうことが
想定できるのか、その点をまずお伺いします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

まずちょっといま、交付の数でございますけれども、ちょっと手元に資料、持ってこな
かったものですから、いま調べまして、後ほどご答弁をさせていただきます。

利用範囲ということでございますけれども、議員ご承知のとおり、税等、今回、申告等
もございましたけれども、税、社会保障関係の利用ということでございます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 町独自の利用範囲の拡充についてお答えをいたします。

今回の条例改正につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、利用事務の拡充等
の見直しが行われたということでございまして、具体的に申し上げますと、全国、決まっ
た部分の利用がございます。例えば、年金ですとか、税ですとか、福祉ですとか、それは
日本全国どこの地方公共団体でも同じ扱いでございます。ただ、今回の改正によりまして、
町独自に利用するような事務がありましたら、町の条例を定めまして、その分について、
同じ取り扱いで利用できると、そういった改正でございます。

まず本町の場合でございますが、現在、町条例で、町独自の利用事務は定めてござい
ません。今後、例えば福祉の分野ですとか、そういった部分で、町独自の利用が、ぜひした
ほうが、町にとって有利だというようなことになれば、条例できちんと定めまして利用し
ていくと、そういったことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 まず、そのマイナンバーの数はまだ調査中というようなことでありますが、お
そらくそんなに高くないということだと私は認識しております。何でこれ高くないかとい
うと、カード持っても持たなくても、あまり普段の生活には影響ないのが実情です。これ
は町として、やっぱりマイナンバーをこれから普及していこうとして、何らかの対策とか、
思いがあるのか、その点をお尋ねします。

それと、現段階では、町独自の利用範囲を広げる予定はないということではありますが、
今後、想定できる社会福祉関係の事業等もあるということではありますが、全国的には、自
治体独自で決めている事例というのは、その福祉関係だけでしょうか、その点を確認します。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

先ほどの交付枚数ということでございまして、現在、ちょうど400ということでござい
ます。1年前、平成28年の3月時点で240でしたので、160くらいは伸びているというよ
うな状況でございますが、まだちょっと低いような状況でございます。

それとあと、取り組みという部分でございますけれども、取り組みにつきましては、過
去におきまして、その説明会を、例えばサロンとか、あと自治区からの要請によりまし
て、20回弱開催をしております。今後も自治区等からのご要望があれば、説明会を開催を
していきたいというふうに考えてございます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

各地方公共団体独自の利用、条例で定めまして、しているところは、あるとは思いますが、ただ、さほど、いま時点、まだ始まって間もないあれですから、さほどはないと思いますが、あと、その独自の利用範囲は、福祉に限らず、様々な分野で利用が可能ですので、それは各自治体の状況に応じて条例を定めて入れているということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。要は、私はマイナンバーを普及させたいのか、それとも、いわゆる番号だけ知っていればなくてもいいのかというのが、私も実際持っていないものですから、その辺をちょっと確認したかったのでありまして、これから説明をしていくと、要は普及を図っていききたいということですね、そう認識してよろしいですね。分かりました。

それと、いままでの質問と違いますが、いろんなその情報、こういう個人情報漏洩に関しまして、自治体ばかりじゃなくて、いろんな会社とか何かでいろんな情報漏れがあると、漏洩事件があると、大変社会が大騒ぎしますけれども、その後、いろんなそれぞれ対策しておりますが、本町には、これから先もあってはならないと思いますので、他の事例なんかが出たとき、総務課長、どんな対応を實際なさっていますか、それだけ最後にお尋ねします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

マイナンバー制度につきましては、本年7月に本格稼働するということでございまして、現在、連携テスト、国、県、他の自治体との連携テストを行ってございます。そのなかで、個人情報漏洩の部分のセキュリティーにつきましては、しっかりと全国的に対応したうえでの連携テストをしているということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私、一つだけ簡単に聞きます。いま役場で発行しておる印鑑証明、それからいろんな書類、住民票とか、そういうのは、今度は役場でなくても、コンビニか何かで取れるのでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

世の中の情勢で、いまコンビニ等で、その取得できるという部分ございますけれども、当町におきましては、まだ、そのコンビニで交付はしておりません。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、西会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明のなかでご説明申し上げましたとおり、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、町条例についても所要の改正を行うものであります。

今回の法律改正につきましては、地方公務員が、働きながら育児や介護をしやすい環境整備をさらに進めることを目的に、民間及び国家公務員に係る制度改正に準じて、育児支援や介護支援の充実を図ったものであります。

法律改正の主な内容であります。まず、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正では、育児休業等の対象を特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子まで拡大するなど、対象となる子の範囲の見直しが行われました。また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正では、介護休業において、定められた範囲内で分割して取得が可能となったほか、介護のための所定労働時間の短縮措置、介護休業を申し出ることができる非常勤職員の要件の見直しなどが行われました。

それでは、改正条文についてご説明申し上げますが、あわせて条例改正案新旧対照表の3ページをご覧ください。

まず、第8条の3は、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務を規定しておりますが、第1項の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子、及び養子縁組里親に委託されている子を追加するものであります。なお、次条においても同様に子の範囲の拡大について適用する旨、規定するものであります。

第8条の4は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を規定しておりますが、第4項において、時間外勤務の免除義務を従来の子の3歳に満たない子の育児に加え、家族介護する職員も追加する改正であります。

第11条は、休暇の種類を規定しておりますが、介護休暇とは別に、1日2時間の範囲内で勤務しないことができる介護時間を休暇の種類に加える改正であります。

第15条は、介護休暇を規定しておりますが、第1項は、介護休暇を通算して6カ月以内の期間で、3回までの分割取得を可能とする改正であります。また、第2項は第1項の改正に伴い必要となる文言の改正であります。

第15条の2は、介護時間を新たに規定するものでありまして、介護休暇とは別に、連続

する3年の期間内で、介護のために1日2時間の範囲内で休暇の取得ができることとするものであります。なお、第3項は、介護時間の取得については、介護休暇同様に1時間単位での給与の減額を適用する旨、規定しております。

第16条は、病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認を規定しておりますが、前条で規定した介護時間についても介護休暇等と同様に任命権者の承認を必要とする改正であります。

次に附則であります。第1項は施行期日でありまして、この条例の施行日を平成29年4月1日とするものであります。

第2項は、経過措置でありまして、改正前の条例に基づき取得した介護休暇で、この条例の施行日以後の期間に及ぶものについては、介護休暇の指定期間を初日から起算して6カ月以内の期間とする規定であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　この条例では、いわゆる育児休暇、介護休暇等の中身が充実されたということではありますが、なかなかその民間では、いろんな制度があっても、全てこれ取れる人、取れない人がいるわけでありましてけれども、この本町においては、どれだけの方が、いわゆる介護休暇、育児休暇を取られているのか、人数。

それと、圧倒的に、これ女性の方が取られるケースがほとんどだと思っておりますが、実際に男性がこういった制度を利用されているケースはあるのか。

あと、今般、中身は充実するわけでありましてけれども、これによって恩恵を受けられる方というのは、どのくらいの数、割合が想定されるのか、お尋ねをいたします。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えをいたします。

まず、介護休暇、育児休暇の取得状況ということでございますが、過去5年でみますと、介護休暇を取得した職員はゼロであります。それより前ですとおったわけですが、最近5年間はゼロということでございます。

それから、育児休暇でございますが、過去5年間で5人の職員が取得してございます。いずれも女性ということで、過去、男性職員が育児休暇、もしくは介護休暇を取った例はございません。

この条例改正により、職員、どのような恩恵を受けるのかということでございますが、今回の条例改正で、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しという改正がございました。そのなかで、新たに追加になったものが、特別養子縁組の監護期間と、もう1つ、養子縁組里親に委託されている子、それが新たに加わったわけでございますけれども、特別養子縁組と申しますのは、養子縁組において、養子と実方の父母及び血族との親族関係を法律上終了させる縁組と、そういったケースでございますが、本町の場合は、これから出ないとは限りませんが、なかなか出てくるようなケースではないと。

それからもう1つでございますが、養子縁組里親というものでございまして、これにつきましては、保護者のいない子どもや家庭での養育が困難で、実の親が親権を放棄する意

思が明確な場合の養子縁組と、そういった内容でございますので、なかなかないようなケースということでございます。

ただし、そのほかの改正の部分で、そのほか、介護休暇の部分であります。現在、取得している職員はいないということでございますけれども、介護休暇は6カ月まで取れます。それで、いままでですと、例えば6カ月は取れるんですが、期間を分割してというような取得はできなかったわけですが、今回の改正によりまして、3回まで分割取得ができると、そういった面では、もし取る職員がいれば、使い勝手がよくなったということと、もう1つ、新たに介護時間というものが出てきてまして、いままでは、例えば1時間取りますとかという、そういった取り方はできなかったわけですが、今回の改正によりまして、連続する3年の期間内であれば、1日2時間の範囲内で介護時間という休暇を取れると、そういった面では、もし対象になる職員がいれば、よくなったということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。今回のいわゆる範囲、広がった範囲に関しましては、なかなかはまる人がいないということで理解しました。

それと、5年間、いわゆる介護休暇がいなかったというのが、私、正直びっくりしたんですが、それは制度があってもなかなか取りづらい環境がゆえに取れなかったのか、それとも、例えば、そういう当事者がいれば、なるべくというか、組織のなかで介護休暇等を取ったほうがいいですよという環境づくりが、実際なされているのかなというようなことをちょっと心配したものです。これから時短での利用だとか、分割の利用ができやすくなったということでありますから、私が心配しているのは、制度はあってもなかなか利用できないものであってはしょうがないという思いでありますので、ぜひ、執行部の皆さんは、そういうケースがあったら、利用しやすい環境づくりに努めていただきたいと思うんですが、それだけちょっと確認します。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

いま議員おっしゃったとおりでございますが、町としても、そういう制度があるわけですから、当然、必要があれば、職員には取っていただくようなことで考えていますし、以前もそのようなことでずっと取り組んでまいりましたので、今後もこういった制度あるわけですし、もし必要があれば、どんどん取っていただくような考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 福祉が充実しているから取ることないというような話もありますけれども、そればかりではなくて、やっぱり、その我慢している人がいれば、やっぱりその辺を、やっぱり上に立つ人というのは、ちゃんと配慮していかなければならないという思いでお尋ねしました。そういうことでありますから。

この育児休業とか、介護に関してではありませんが、今回、職員の勤務時間等の条例ですから、話、全然違いますけれども、ちょっとお尋ねしたいんですが、昨年、先月から政府では、プレミアムフライデーという取り組みがなされております。総務省あたりが推進

しているんでしょうけれども、これは賛否両論ありますけれども、その町の考え方をお尋ねいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

プレミアムフライデー、いままさしく流行っている部分でございますが、町役場の場合、3時であがって、皆さんあがって、買い物に行ったり、旅行したり、いろんな部分でやりましょうという話ですが、役場、3時に職員が帰ってというのは、なかなか難しいと思います。ただ、町として、今年に入って、取り組みとして、毎週金曜日、ノー残業デーということで、皆さん極力、金曜日は早く帰って、家族サービスをするのもよし、一緒に同僚でお酒を飲んでもよしということで、そういった取り組みは始めてございますので、なかなか3時に帰るといのは難しいとは思いますが、そういった面で、町としてもいろんな取り組みはしていきたいと考えてございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号、職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第5号、職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明のなかでご説明申し上げましたとおり、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律に基づく人事院規則が改正されたことに伴い、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる規定を町条例に追加するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、あわせて条例改正案新旧対照表の7ページをご覧ください。

第6条は、配偶者同行休業の期間の延長を規定しておりますが、新たに、第6条の2として配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を追加するものであります。内容といたしましては、配偶者の外国勤務に同行するため取得する同行休業は、今まで1回の延長は認められておりましたが、その期間満了後も引き続き配偶者の外国での勤務が

継続される場合、最初の承認から3年の範囲内で再度の延長が認めることになったものがあります。

次に附則であります、この条例の施行期日を平成29年4月1日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　説明で、同行といえば海外が基本だと思いますが、特に国内については何も、こういった配慮等、あるのでしょうか。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えをいたします。

配偶者同行休業につきましては、条件がございまして、1つ目が、配偶者の外国勤務。それから2つ目が、配偶者の外国での事業経営。3つ目が、配偶者の外国での大学等への就学ということでございまして、全て外国が対象ということでございますので、国内の同行休業はないということでございます。

○議長　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　西会津町では、あまり例はないんでしょうが、例えば今後、職員のいろいろな研修等があって、期間が、例えばいまは3年以内という基準ですが、そういった場合、今後も国内において研修を受ける場合、そういったことは考える気はありませんか、できないんでしょうか、国の法律に基づいて。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えをいたします。

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律というものがございまして、そのなかには、国内の同行は入ってございませぬので、町はそれに準じて海外だけということでございませぬ。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第5号、職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第6号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第6号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、議案第4号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例と同じく、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、町条例についても所要の改正を行うものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、あわせて条例改正案新旧対照表の8ページをご覧ください。

まず、第2条は、育児休業をすることができない職員を規定しておりますが、第4号のアの二において、育児休業を申し出ることができる非常勤職員の要件を緩和し、養育する子が1歳6カ月に達する日までに任期が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員とするものであります。

現行の第2条の2及び第2条の3を1条ずつ繰り下げ、新たに、育児休業法第2条第1項の条例で定める者を規定した第2条の2を追加し、育児休業法で規定する育児休業の対象となる子の範囲に、養育里親である職員に委託されている子を加えるものであります。

第3条は、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別な事情を規定しており、育児休業を、再度申し出ることができる特別な事情を規定するものであります。

現行の第2号から第7号を1号ずつ繰り下げ、第1号中の出産休暇により育児休業の効力が失われる場合と、第5条の規定による育児休業の承認が取り消しになった場合とを分離し、後段を新たに第2号とするもので、同号に今回の法律改正で対象となった特別養子縁組の監護期間中の子や、養子縁組里親に委託されている子の要件が外れた場合について規定するものであります。

第8条は、育児短時間勤務の終了日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別な事情を規定しており、現行の第2号から第6号を1号ずつ繰り下げ、第1号中の出産休暇により育児短時間勤務の効力が失われる場合と、第11条の規定による育児短時間勤務の承認が取り消しになった場合とを分離し、後段を新たに第2号とするもので、改正した第3条第1号及び第2号の規定をそれぞれ引用する改正であります。

第19条は、部分休業の承認を規定しており、第2項において部分休業の承認が認められる場合、1日につき2時間の休業から、育児時間に加え、介護時間を減じる必要がある旨の改正であります。

また、第3項においても、非常勤職員についての部分休業について、第2項と同様に介護時間を減じる旨の改正であります。

次に附則であります。この条例の施行期日を平成29年4月1日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第7号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第7号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、去る3月10日開催の全員協議会でご説明いたしました、非常勤特別職の報酬改定に伴う条例の一部改正であります。行政委員会や各種審議会等の委員、自治区長、消防団員などの非常勤特別職の報酬額につきましては、平成18年4月に全面的な改定を行ったところでありますが、改定から10年が経過し、社会経済状況等が大きく変化していることなどから、今年4月から改定するものであります。

なお、改定にあたりましては、会津耶麻町村会の構成町村の平均額を参考としたところであります。

また、改定の基本的な考え方ではありますが、一つ目としては、会津耶麻町村会の平均額を下回るものについては、町村会の平均額まで引き上げる。

二つ目としては、現行の報酬額が町村会の平均額を上回るものについては、現行の報酬額に据え置く。

三つ目としては、協働のまちづくりや、健康づくりの推進など、本町の特色あるまちづくりのなかで、その担う役割が他町村よりも大きい自治区長や保健指導員等については、現行の報酬額が町村会の平均より上回っていても引き上げる。であります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、あわせて条例改正案新旧対照表の14ページをご覧ください。

第5条第1項は、嘱託等の給与を規定しており、嘱託等非常勤の職員の受ける報酬の額の上限を1回3,200円から1回6,300円に改めるものであります。

次に、別表の改正であります。まず、各特別職の報酬を定める第1表の改正であります。報酬額を改定したもののみ申し上げます。

教育委員会委員の報酬額は、年額 14 万 6,600 円を 2 万 5,100 円引き上げ 17 万 1,700 円とします。

農業委員会会長代理の報酬額は、年額 16 万 8,500 円を 1 万 3,800 円引き上げ、18 万 2,300 円とします。

農業委員会委員の報酬額は、年額 14 万 9,500 円を 2 万 4,200 円引き上げ、17 万 3,700 円とします。

農地利用最適化推進委員の報酬額は、年額 11 万 9,600 円を 1 万 9,400 円引き上げ、13 万 9,000 円とします。

自治区長報酬の均等割は、年額 7 万 3 千円を 5 千円引き上げ、7 万 8 千円とします。

保健指導員報酬の均等割は、年額 8,500 円を 1,500 円引き上げ、1 万円とします。

固定資産評価審査委員会委員、及び防災会議委員、民生委員推薦会委員、国民健康保険運営協議会委員、青少年問題協議会委員、農地等利用関係紛争処理委員会委員、文化財保護審議会委員の 1 回の報酬額は、3,200 円を 3,100 円引き上げ、6,300 円とします。

なお、農業委員会の会長、会長代理、委員及び農地利用最適化推進委員につきましては、報酬が基本給と能率給に分けられたことから、新たに表に追加いたします。

次に、報酬の支給方法を定める別表 2 の改正であります。農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬が基本給と能率給に分けられたことから、基本給については年 4 回の支給に、能率給については年 1 回の支給に新たに表に追加いたします。

次に、附則であります。施行期日を平成 29 年 4 月 1 日とするものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13 番、清野佐一君。

○清野佐一　これが最初、算定するにあたって、会津耶麻町村会等の平均をみながら実施をしたという話を、先般お伺いしました。あとこのなかで、農業委員会の委員のなかの、この能率給というのがありますが、これら、どのような状況といたしますか、算定をされる基準というか、例えば、いろいろな土地の調査に歩いて、時間が遅くなったりとか何か、残業手当みたいな形の時間外手当といたしますか、そういうものに類したものなのか、そうではなくて、別の意味合いを持ったものなのか、お伺いしたいと思います。

○議長　農業委員会事務局長、玉木周司君。

○農業委員会事務局長　農業委員、それから農地利用最適化委員の報酬の件でありますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

この基本給、能率給でございますが、これはまさに昨年の農業委員会制度の改正に伴いまして、新しく出てきた事項でございます。簡単に申し上げますと、いままで農業委員の方々が、農地パトロールに出た場合には、1 回当たり、1 日当たりということで、報償費でその報償が出ていたわけでございます。これが、いままでは補助対象になっていたということでありましたが、今度は、その制度改正に伴いまして、こういった形で、基本給、能率給ということで、報酬のなかに、報酬条例で定めた場合のみ補助対象になるということでありまして、お金自体は、いままでどおり農地パトロールに出た場合のいただける報

酬であります、それが補助対象になるかならないかの部分で、今回こういった形で報酬条例に規定すると補助対象になるということでもあります。

ですので、お金の、報酬の意味合いは、いままでと同じ、農地パトロールの報償金でございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 特別職の金額の変更ということなんですが、微増か現状維持がありますが、固定資産税評価委員会（固定資産評価審査委員会）から文化財保護審議会、これ3,200円から6,300円、倍になったと、これ耶麻管内の、やっぱり均等した額なのか、この上がった理由について伺います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

先ほど議案説明のなかでも申し上げましたが、今回の特別職の報酬改定につきましては、会津耶麻管内の平均額を参考にやらせていただいたということございまして、いまの審議会等の委員、3,200円が6,300円になったというのは、会津耶麻管内の平均額6,300円に合わせたということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も内容については理解しておりますが、なかで、今般の改正に間に合わなかったのか、平成29年度中に今後の活動や役割等、総合的に見直して、必要があれば平成30年に改定するというようなところが、公民館等の役員等のなかに書いてありますが、何で今回のこの改正には、これ間に合わなかったのか、平成29年度中に活動を勘案しながら見直しが必要かどうか調査するということではありますが、何で今回、間に合わなかったのかということと、あとは、どんなタイミングで、どんな組織で、どういうやり方で、これ見直しを進めていくのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

今回、この前、全員協議会のなかでご説明した際に、公民館の分館長、部長、部員、スポーツ推進員、さらには農事連絡員、これらにつきましては、平成29年度に職務の内容等を総合的に検討して、必要があれば来年度に見直しをするというようなご説明をいたしました。

まず、公民館の部長、部員、他町村にもこういった部長、部員とか、あるところもありますし、まるでないようなところもまちまちでございます。そこら辺もございまして、あと活動、年間どのくらいの活動をして、いまの報酬額なのかという部分もございまして、そこらを総合的に判断したうえで、これでは安いということになれば、当然、見直しをしますし、逆に、年間これだけの活動でという部分についても、それは当然ありますよということでございます。

あと、農事連絡員も、あるところ、ないところ、まちまちでございまして、この額が適正なのかどうかという部分を、きちんと判断したうえで、必要があれば改正するということございまして、今回は一緒の改定はできなかったということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 そのとおりなのでしょうけれども、だから何で今回、見直すに、一緒に改定できなかつたのかというのがよく分からないので、その点をもう一回お尋ねします。

そうすると内容を見直したなかで、これは削らなければならないなんていうことも可能性としてはあるのか、ないのか。今般は、据え置きか上げるというような形で、みんなこれは私はいいいことだと思いますが、何でこれだけ今回、見直しにされなかつたのかなと、一生懸命やってきたはずなんです、その点をもう一度お尋ねします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

公民館の部長、部員につきましては、生涯学習課のほうで組織の見直しをしたいというようなことで考えてございますので、それに合わせてということで、今回は見送ったということでございます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

農事連絡員につきましては、他市町村よりもかなり高い額でございまして、そこらも今回、総合的に見直しを図ったうえで判断するというところでございまして、今回は見送りをしたということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第8号、西会津町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 議案第8号、西会津町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の主な改正内容につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、平成28年11月28日に、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴うものであります。

消費税の税率引き上げの施行日の変更等により、町民税及び軽自動車税等につきまして、町税条例の改正を行うものであります。また、本条例は現行条例と未施行条例である平成

28年12月議会にご議決いただいた西会津町税条例等の一部を改正する条例の2つの条例について、所要の改正をするものであります。

それでは、議案書に基づきまして、改正内容について説明を申し上げますが、あわせまして条例改正案の新旧対照表18ページからでございますけれども、ご覧いただきたいと思っております。

第1条は、西会津町税条例の一部改正であります。

第36条の2は、町民税の申告についてでありまして、寄付金税額控除の規定の整備であります。

第51条第4項は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続についてであります。修正申告書等の提出があった場合、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して延滞金を計算するものであります。

附則第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別控除額についてであります。個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長をするものであります。

次に、第2条による改正についてご説明を申し上げます。

第2条は、西会津町税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。

ご覧のとおり、改正条文は長くなってございますけれども、消費税率の引き上げ施行日の変更に伴い、一度改正いたしました条文を削除等いたしまして、再度改正するものでございます。

改正内容につきましては、軽自動車税のグリーン化特例、軽課でございますけれども、の1年延長、軽自動車税の環境性能割の導入時期の変更、法人税割の税率の引き下げ時期の変更、それらに伴う経過措置の規定の整備など、施行日の変更であります。

附則でございますけれども、この条例は公布の日から施行するものであります。ただし、第1条中西会津町税条例第36条の2第1項のただし書きの改正規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。
 （「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。
 （「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。
 これから議案第8号、西会津町税条例等の一部を改正する条例を採決します。
 お諮りします。

 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
 （「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、西会津町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(14時43分)

○議長 再開します。(15時10分)

日程第11、議案第9号、西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第9号、西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、ひとり親家庭の保護者や児童の健康と福祉の増進を図ることを目的に、医療費を助成することを定めた条例で、今回の改正につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、ひとり親家庭の定義や助成の対象としない者について該当者を加えるものであり、児童扶養手当法施行令および、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱が改正されたことに伴い条例の改正を行うものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。あわせて条例改正案新旧対照表の48ページもご覧ください。

西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表であります。この条例において使っている用語の定義を定めており、ひとり親家庭の定義の中に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律いわゆるDV防止法の規定により、接近禁止命令等、保護命令を受けた児童を監護する家庭を加えるものであります。

第3条第3項は、ほかの法律などにより医療費等の助成を受けている場合、この条例による対象者から除く規定であり、児童扶養手当法施行令の改正による条項の番号の改正と、第5号として、その対象者に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律により医療支援給付を受けているものを加えるものであります。

附則であります。1項は、施行期日でありまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

2項は、経過措置を定めており、改正条例施行日前の医療費助成につきましては従前のおりとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 今回は法改正にあたって、いわゆる定義の変更やら、対象が変わったということですが、実際、これによってどれだけ、その対象となる方が増えるのかお尋ねします。

あと、助成する医療費であります。このひとり親家庭、これによってどれくらい増減があるのか、分かれば教えてください。

あと、DV防止法の話がありましたけれども、これによって、いわゆる接近禁止命令等

が出されているケースは、本町にあるのか。実際そういうケースは保護対象、保護、あは対策はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 多賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、この改正によって対象者等の増減はということですが、この改正によって該当する方は町内にはおりませんので、経費等につきましても変更がないというところでございます。

それから、DV防止法の該当者ということですが、該当者がいないということですので、現在、西会津町には、そういったケースはございません。過去には数件あったことはありましたが、現在はいないという状況でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 現在いないということで、大変いいことではありますが、過去に、いわゆる接近禁止命令等があったということではありますが、その際、町はどのような対応をしたんでしょうか。いわゆる保護するうえで、それを教えてください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 どういった対応を取ったのかということではありますが、まず、こういったケースにつきましては、裁判所、それから会津保健事務所等から情報等は提供されるわけではありますが、まず、本人以外の人に住民票の発行ですとか、そういったものをさせないというような措置。それから、当然、今回のケースにつきましては、ほかの町村から転入してきたというケース、去年、一昨年にあったケースだったんですが、そういった方に関しては、いままでは行った町村との情報を共有したり、情報交換をしたりして、その相手の状況等なんかを確認しながら、またそういったことが起きないようにというようなことでの対策、警察等との連携を取りながらやってきたというところでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第11号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 11 号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、町長が提案理由の説明のなかで申し上げましたとおり、介護保険法施行令が改正されたことに伴い改正を行うものであります。

その内容でございますが、介護保険制度においては、9段階ある保険料段階の判定をする際、合計所得金額を用いております。現在、この合計所得金額は、土地を譲渡したときの売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないことから、災害や土地収用等の個人の責めに帰さない理由による土地の譲渡の場合であっても、この売却収入が翌年の段階を判定する際の所得に加えられてしまい、所得が急増し、介護保険料が高額になってしまう場合があります。そのため、介護保険施行令の一部が改正され、平成 30 年度から、そのような、土地の売却収入等を所得として取り扱わないように、現行の合計所得金額等から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額を用いることとなりました。

併せて、本来であれば介護保険計画 3 年間の介護保険料につきましては、同一の保険料率を用いることとされていますが、市町村の条例を改正することで、平成 29 年度についても特例的に、それと同じような対応することができるという改正も行われましたことから、今回、平成 27 年度に改正しました条例の一部を改正し、平成 29 年度の介護保険料から適用させるものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思っております。

西会津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

平成 27 年度に改正した条例の附則に、第 4 条を加えるものであります。

介護保険条例の第 3 条では、介護保険法施行令の第 38 条による所得の段階に応じた介護保険料を定めておりますが、今回、平成 29 年に限り、その規程にかかわらず、介護保険法施行令附則第 19 条による所得の段階に応じた介護保険料とするものであります。この施行令附則第 19 条で合計所得金額から収用等の特別控除を控除した額を合計所得金額とすることを定めております。

附則であります。施行期日でありまして、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 12 号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 12 号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地域密着型サービスは、介護が必要になっても住みなれた地域で暮らしていけるよう町が事業所を指定し、その指定された事業者が、西会津町内の住民の皆さんのために提供するサービスです。町が事業所を指定することから、その指定のための、事業の人員や設備、運営に関する基準について、厚生労働省令を基に条例として定めたものであります。

今回の、改正につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、本条例の基準となっております、介護保険法と指定地域密着型サービス事業の運営等に係る基準を定める厚生省令が改正されたことによるものであります。

主な改正内容であります。町が指定できる地域密着型サービスに定員 18 人以下の小規模な通所介護サービスが加えられたものであります。条例の説明に入る前に、別紙により今回の改正に等について説明させていただきます。

本日配付いたしました議案第 12 号の関係資料をご覧いただきたいと思います。

1 の現在条例で定められているサービスであります。これにつきましては、1 の定期巡回随時対応型訪問介護看護から、2 ページ目の 8 の複合サービス、看護小規模多機能型居宅介護までの 8 つのサービスの人員、設備及び運営に関する基準を定めております。

この 8 つのサービスのうち、現在本町、西会津町で行われているサービスであります。2 でありますが、4 番の小規模多機能型居宅介護が 1 事業所、5 の認知症対応型共同生活介護、いわゆる高齢者グループホームであります。2 事業所、3 ユニットであります。

3 でありますが、今回改正により追加するサービスですが、定員が 18 人以下のデイサービスを行う、地域密着型通所介護であります。

4 としまして、今回、条例で定める内容であります。

条例に 3 章の 2 として地域密着型通所介護の新たな章を設けて定めることとなります。

3 章の 2 は 5 つの節からなっておりまして、第 1 節は地域密着型通所介護を行う上で、利用者の孤立感の解消や、身体機能の維持を図るための基本方針などを定めております。

第 2 節は、人員に関する基準で、生活相談員、看護師、介護職員等の配置基準や管理者の要件を定めております。

第 3 節は、設備に関する基準で、事業を行ううえで必要な食堂、機能訓練室など、備えておかなければならない設備や、その備品等の基準を定めております。

第 4 節は、運営に関する基準でありまして、サービスを提供する上に必要な、基本的な

取り扱い方針、利用料、運営規程、非常災害時・事故発生時の対応、衛生管理、地域との連携などの仕方を定めております。

第5節は、指定地域密着型通所介護のなかでも、難病等の重度要介護者またはガン末期の方を対象とする指定療養通所介護事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めておまして、4つの款からなっております。

第1款は、趣旨及び基本方針を定めております。

第2款は、人員に関する基準で、従事者の員数や管理者の要件などが定められております。

第3款は、設備に関する基準を定めており、利用定員や備え付けなければならない設備及び備品等を定めています。

第4款は、運営に関する基準を定めており、利用者への説明・同意、サービスを提供する上に必要な方針、運営規程、緊急時等の対応及び医療機関、安全・サービス提供管理委員会などを規定しております。

なお、このサービスにつきましても現在のところ、本町においては実施する事業所はありません。

それでは、議案書をご覧ください。あわせて条例改正案新旧対照表の53ページをご覧ください。

西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

まず、目次の改正であります。第3章第4節の次に、第3章の2として地域密着型通所介護の章を加えるものであります。

第14条は今回の改正による条項番号の改正であります。

第30条第2項及び第54条第2項の改正は、文言の整理であります。

次が、第59条の2からが、第3章の2として新たに加える章でありまして、59条の2から59条の38までを加えるものであります。今ほど説明しました内容を定めておるところでございます。38までがその中身でございます。

それから、第67条から第80条までの改正であります。認知症対応型通所介護にかかる改正でありまして、第3章の2として地域密着型通所介護の章が加わったことにより、運営に関する基準等で、そこに準用できる条を削り、それらにかかる文言や条項番号を整理したものであります。

第105条から第108条までの改正は、小規模多機能型居宅介護にかかる改正で、同じく地域密着型通所介護の章が加わったことにより、準用できる条を削り、それにかかる文言や条項番号を整理したものであります。

第127条と第128条の改正は、認知症対応型共同生活介護にかかる改正でありまして、同じく地域密着型通所介護の章が加わったことにより、それに関わる文言の整理、条項番号を整理したものであります。

第148条と第149条の改正は、地域密着型特定施設入居者生活介護にかかる改正でありまして、これも同じく地域密着型通所介護の章が加わったことにより、それに関わる文言や条項番号等を整理したものであります。

第 151 条から第 189 条までの改正は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にかかる改正でありまして、これも同じく地域密着型通所介護の章が加わったことにより、それに関わる文言や条項番号を整理したものであります。

第 201 条と第 202 条の改正は、看護小規模多機能型居宅介護にかかる改正で、同じく地域密着型通所介護の章が加わったことによる改正であります。

附則であります。施行期日を定めており、平成 29 年 4 月 1 日より施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 12 号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 13 号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　議案第 13 号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正内容は、町長が提案理由のなかで申しあげましたように、西会津町消防団の報酬を改正するものであります。

議案第 7 号でご議決いただきました、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例と同様に、会津耶麻町村会の平均額を基準とし、改正するものであります。

それでは改正内容についてご説明申し上げますが、あわせて条例改正案新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

西会津町消防団設置等に関する条例の一部を次のように改正する。別表第 2 を次のように改める。

これは、消防団員の報酬額についての規定であり、表のとおり改めるものであります。

団長は現行 17 万 9,300 円を 8 千円引き上げ、18 万 7,300 円に、副団長は現行 12 万 2,500 円を 6,800 円引き上げ、12 万 9,300 円に、分団長の区分の庶務・訓練・教養本部長は現行 12 万 2,500 円を 6,800 円引き上げ、12 万 9,300 円となります。

なお、分団長につきましては、耶麻町村会の平均額に比べ本町の現行額の方が高いことから、改定をせず、据え置くこととしたものであります。

副分団長は現行 5 万 5,300 円を 1 万 3,700 円引き上げ、6 万 9 千円に、部長の区分の庶務・訓練・教養部長は現行 5 万 5,300 円を 1 万 3,700 円引き上げ、6 万 9 千円となります。

部長は現行 4 万 5,600 円を 9,700 円引き上げ、5 万 5,300 円に、班長は現行 3 万 5,700 円を 1 万円引き上げ、4 万 5,700 円に、団員の区分、技術団員は現行 3 万 3,100 円を 9,300 円引き上げ、4 万 2,400 円に、団員は現行 2 万 3,600 円を 8,400 円引き上げ、3 万 2 千円にするものであります。

この改正による影響額であります、377 万 5,700 円となります。

附則としまして、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8 番、渡部憲君。

○渡部憲　ただいま、この消防団の団長から団員までの示されました。このほかに、出動手当というものがございますか、例えば、山の遭難とか、川とか、火災、その場合に出動手当というのはございますか。

○議長　町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　お答えをいたします。

出動手当という部分でございますけれども、現行、訓練ですとか、検閲等の行事に対しまして、費用弁償といたしまして、1 回 2 千円を支給してございます。なお、火災等につきましては、それは出ないということでございます。

以上でございます。

○議長　8 番、渡部憲君。

○渡部憲　そうすると、川に落ちた人の捜索とか、山の捜索とか、それから行方不明者の捜索の場合も同様に金は出ないんだと、出動手当はないということですね。

○議長　町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　お答えをいたします。

おっしゃいましたように、そういった災害活動等につきましても、費用弁償はございません。

○議長　8 番、渡部憲君。

○渡部憲　私も昔やった経験者の一人でございますけれども、山火事とか、そういう場合は、やっぱり一気には消えないし、山奥にまで行かなければならない場合もあります。そして、いろんな自分で弁当を持って行ったり、そんなことして行かなければならない、いろんな装備をして、そういうときには、やっぱりいくらかの手当を考えるべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員おっしゃいました、そういった諸々の活動、そういった部分も含めまして、この報酬というなかに入っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 13 号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 14 号、西会津町スクールバス設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 14 号、西会津町スクールバス設置条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本条例は、町長が提案理由の説明のなかで申し上げましたとおり、西会津町こゆりこども園が開園することに伴い、保育所やへき地保育所の文言が規定されている条例について文言等を改正するものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思っております。あわせて、新旧対照表の 99 ページもご覧ください。

西会津町スクールバス設置条例等の一部を改正する条例。

第 1 条は、西会津町スクールバス設置条例の一部改正であります。

第 4 条は、目的外利用について定めており、第 1 項第 1 号中、町立保育所の入所措置児童を西会津町認定こども園入園児童に改めるものであります。

第 2 条は、付属機関の設置に関する条例の一部改正です。別表にあります西会津町保育施設整備等審議会の項を削るものであります。本審議会では、西会津町の保育施設整備等に関する重要な事項について調査審議いただきましたが、西会津町こゆりこども園が 4 月 1 日に開園することで、所期の目的が達成されましたことから削除するものであります。

第 3 条は、西会津町一時保育事業条例の一部改正であります。

第 2 条は一時保育を実施する保育所を定めていますが、町長が指定する保育所を西会津

町認定こども園に改正するものであります。

第4条は、西会津町乳幼児家庭子育て応援金支給条例の一部改正であります。

第2条は、対象となる支給児童を定めており、保育所を利用しないで、家庭で養育を受けているものとしておりますが、保育所の次に、幼稚園及び認定こども園、以下、保育所等という。を加えるものです。これは他市町村の保育所等に通う子どもがでることも想定されますので、こういう改正となったものでございます。

4条は、2条の改正により、文言を整理するものであります。

附則であります。施行期日であります。この条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第14号、西会津町スクールバス設置条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、西会津町スクールバス設置条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第15号、西会津町本町財産区管理会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第15号、西会津町本町財産区管理会条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、去る3月10日開催の全員協議会でご説明いたしました、非常勤特別職の報酬改定に伴う条例の一部改正であります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、あわせて条例改正案新旧対照表の105ページをご覧ください。

第9条第1項は、本町財産区管理会委員の報酬を規定しており、報酬の額を1回3,200円から1回6,300円に改めるものであります。

次に、附則であります。施行期日を平成29年4月1日とするものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案の

とおりが議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 15 号、西会津町本町財産区管理条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、西会津町本町財産区管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 16 号、西会津町保育所条例及び西会津町へき地保育所条例を廃止する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　議案第 16 号、西会津町保育所条例及び西会津町へき地保育所条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、本年 4 月に西会津町こゆりこども園が開園することに伴い、閉所となる保育所及びへき地保育所にかかる条例を廃止するものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

西会津町保育所条例及び西会津町へき地保育所条例を廃止する条例。

次に掲げる条例は、廃止する。

第 1 号西会津町保育所条例。

第 2 号西会津町へき地保育所条例。

2 つの条例の廃止であります。

附則であります。施行期日であります。この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 16 号、西会津町保育所条例及び西会津町へき地保育所条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、西会津町保育所条例及び西会津町へき地保育所条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(15時53分)

平成29年第3回西会津町議会定例会会議録

平成29年 3月17日(金)

開 議 10時00分
散 会 14時59分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤 一 郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第3回議会定例会議事日程（第8号）

平成29年3月17日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第17号 平成28年度西会津町一般会計補正予算（第8次）
- 日程第2 議案第18号 平成28年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第3 議案第19号 平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第3次）
- 日程第4 議案第20号 平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3次）
- 日程第5 議案第21号 平成28年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第6 議案第22号 平成28年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）
- 日程第7 議案第23号 平成28年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）
- 日程第8 議案第24号 平成28年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）
- 日程第9 議案第25号 平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第4次）
- 日程第10 議案第38号 役場新庁舎改修等工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第39号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第12 議案第40号 西会津町過疎地域自立促進計画の変更について

散 会

○議長 おはようございます。平成 29 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 17 号、平成 28 年度西会津町一般会計補正予算（第 8 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 17 号、平成 28 年度西会津町一般会計補正予算（第 8 次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次の補正は、年度末の整理予算として、事業費の確定や見込みなどに伴い、歳入・歳出全般にわたり予算額の調整を行ったところであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成 28 年度西会津町の一般会計補正予算（第 8 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,349 万 1 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 76 億 4,510 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正、第 2 条、繰越明許費の補正は、第 2 表繰越明許費補正による。

地方債の補正、第 3 条、地方債の補正は、第 3 表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。9 ページをご覧ください。

まず歳入であります。1 款町税、1 項 1 目個人町民税 1,500 万円の増、2 目法人町民税 50 万円の増、2 項 1 目固定資産税 800 万円の増、3 項 1 目軽自動車税 50 万円の減、4 項 1 目たばこ税 100 万円の増は、それぞれ収入見込みによるものであります。

10 ページをご覧ください。

11 款分担金及び負担金、2 項 2 目民生費負担金 165 万 3 千円の減は、保育所運営費負担金の見込みによるものであります。

12 款使用料及び手数料、1 項 1 目総務使用料 349 万 7 千円の増は、ケーブルテレビ使用料及びインターネット使用料の収入見込みによる増であります。

11 ページをご覧ください。

13 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金 2,315 万 2 千円の増は、へき地保育所の運営に対する子どものための教育・保育給付費負担金 2,333 万 1 千円の増などによるものであります。2 項 1 目総務費国庫補助金 593 万 7 千円の減は、事業費確定による地方創生加速化交付金 452 万 7 千円の減などです。2 目民生費国庫補助金 1,303 万 2 千円の減は、臨時福祉給付金及び障がい・遺族年金受給者給付金の確定による減であります。5 目土木費国庫補助金 685 万 1 千円の減は、社会資本整備総合交付金の都市計画事業及び地域住宅計画事業の確定による減であります。

12 ページをご覧ください。

14 款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金 1,135 万 3 千円の増は、先ほど国庫支出金でも

ご説明いたしました、へき地保育所の運営に対する子どものための教育・保育給付費負担金1,149万7千円の増などです。2項1目総務費県補助金1,171万7千円の減は、旧西会津小学校体育館への太陽光発電装置設置に係る再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業補助金の確定による減などです。3目衛生費県補助金107万6千円の減は、確定による健康増進事業補助金95万1千円の減などです。4目労働費県補助金383万7千円の減は、原子力災害対応雇用支援事業補助金の確定による減です。

13 ページをご覧ください。

2項5目農林水産業費県補助金506万5千円の減は、事業確定による多面的機能支払交付金203万円の減や農地集積・集約化対策事業補助金122万2千円の減などです。3項1目総務費委託金116万6千円の減は、確定による参議院議員通常選挙費委託金113万8千円の減などです。

14 ページをご覧ください。

17款繰入金、1項3目住宅団地造成事業特別会計繰入金450万円の新規計上は、今年度2区画の分譲があったことから、剰余金の一部を一般会計に繰り入れるものであります。2項2目庁舎整備基金繰入金2,100万円の減は、役場新庁舎周辺整備工事等の減額に伴う繰入金の減です。

15 ページをご覧ください。

19款諸収入、5項4目雑入126万3千円の増は、福島ホープス西会津球場の防球ネット設置に係るスポーツ振興くじ助成金の確定による400万円の減、前年度負担金が確定したことによる後期高齢者医療・療養給付費負担金の過年度償還金755万5千円の増などです。

16 ページをご覧ください。

20款町債につきましては、それぞれ事業費の決定等に伴い額の調整を行なうものであります。

次に、17 ページをご覧ください。歳出であります。

まず、2款総務費、1項2目文書広報費115万2千円の減ですが、事業費確定による町ホームページリース料98万2千円の減などです。3目電算管理費1,679万円の減は、18 ページに記載のマイナンバーシステム運用テスト等業務委託料194万4千円の減、今年度に更新しました総合行政システム借上料1,178万5千円の確定による減などです。5目財産管理費3億736万9千円の増は、役場新庁舎周辺整備工事及び太陽光発電施設設置工事合わせて2,798万2千円の減、今次補正の剰余金の財政調整基金への積立金1億4,092万1千円の増、さらには、庁舎整備基金積立金2億円の増などです。なお、今次補正後の財政調整基金の残高見込みは、8億6,533万5千円です。

6目企画費266万7千円の減は、1名が欠員となっております集落支援員委託料179万3千円の減などです。

19 ページをご覧ください。

10目ふるさと振興費414万7千円の減は、燃料単価が下がったことなどによる温泉施設管理業務委託料113万9千円の減、事業費確定による活力ある地域づくり支援事業補助金147万3千円の減、定住住宅整備費補助金142万円の減などです。11目総合情報政

策費 298 万 8 千円の増は、施設修繕料等の増に伴う、ケーブルテレビ及びインターネット管理運營業務委託料の増であります。13 目地方創生費 530 万円の減は、地方創生加速化交付金事業の採択を受けて事業実施いたしました、C L T 等森林資源活用しごとづくり推進事業及び魅力発信交流人口拡大事業の事業費確定による委託料等の減であります。

21 ページをご覧ください。

4 項 3 目参議院議員通常選挙費 113 万 8 千円の減、及び 22 ページの 4 目土地改良区総代選挙費 142 万 8 千円の減は、それぞれ事業費確定による減であります。

23 ページをご覧ください。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 107 万 2 千円の増は、保険基盤安定負担金などの国民健康保険特別会計・事業勘定繰出金の増などであります。

24 ページをご覧ください。

3 目老人福祉費 309 万 2 千円の減は、繰出金の確定見込みによる介護保険特別会計繰出金 179 万 4 千円の減、後期高齢者医療特別会計繰出金 141 万円の減などあります。4 目障がい者福祉費 102 万 5 千円の増は、利用者が増加したことに伴う障がい福祉サービス費の増であります。

25 ページをご覧ください。

5 目臨時福祉給付金等給付事業助成費 1,303 万 2 千円の減は、事業費確定による給付金等の減であります。2 項 1 目児童福祉総務費 70 万円の減は、支給対象者が減少したことによる乳幼児家庭子育て応援金の減であります。2 目児童措置費 793 万 3 千円の減は、次の 26 ページに記載のとおり、保育所業務委託料 700 万円の減、児童手当 133 万 5 千円の減などによるものであります。

4 款衛生費、1 項 4 目健康推進費 119 万円の減は、27 ページに記載のとおり、確定による各種検診委託料や、このとりサポート事業補助金等の減などあります。

28 ページをご覧ください。

2 項 3 目し尿処理費 171 万 6 千円の減は、個別排水処理事業特別会計繰出金の確定見込みによる減であります。

5 款労働費、1 項 1 目労働諸費 383 万 7 千円の減は、事業費確定による原子力災害対応雇用支援事業委託料の減であります。

29 ページをご覧ください。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費 245 万 4 千円の減は、各種事業の完了による旅費や需用費等の精査、30 ページにいきまして、新規就農者支援補助金や直接支払推進事業補助金等の減によるものであります。5 目農地費 502 万 5 千円の減は、事業費確定による地籍調査測量業務委託料 130 万円の減や多面的機能支払交付金 167 万 5 千円の減、31 ページにいきまして、農業集落排水処理事業特別会計繰出金 119 万円の減などあります。2 項 1 目林業総務費 255 万 7 千円の減は、事業完了に伴う森林病虫害等防除事業委託料 87 万円の減、菌床栽培ハウス整備工事 34 万 5 千円の減、有害鳥獣防除事業補助金 40 万 6 千円の減などあります。2 目林業振興費 253 万 8 千円の減は、林道補修事業の完了見込みに伴う立木伐採委託料 130 万円の減、林道補修工事 127 万円の減などあります。

32 ページをご覧ください。

7 款商工費、1 項 3 目観光費 365 万円の減は、観光施設整備の完了見込みによる賃金 55 万円の減、修繕料 60 万円の減、飯豊山登山道改良工事 200 万円の減などによるものであります。

33 ページをご覧ください。

8 款土木費、1 項 2 目道路維持費 533 万 6 千円の減は、町道補修事業の確定見込みによる測量設計委託料 175 万 1 千円の減、補修工事 208 万 6 千円の減、土地購入費 80 万円の減などであり、1 項 3 目道路新設改良費 280 万 1 千円の減は、町道改良舗装事業の確定見込みによる工事請負費 119 万 1 千円の減、土地購入費 50 万円の減、立木等補償費 68 万 8 千円の減などであり、

34 ページをご覧ください。

3 項 2 目公共下水道費 195 万 6 千円の減は、下水道施設事業特別会計繰出金の確定見込みによる減であります。4 目公園費 1,348 万 6 千円の減は、燃料単価が下がったことなどによるさゆり公園管理業務委託料 331 万 2 千円の減、屋内プールろ過装置更新工事などの修繕工事の確定による 890 万 9 千円の減などによるものであります。

35 ページをご覧ください。

9 款消防費、1 項 2 目非常備消防費 91 万 3 千円の減は、見込みによる消防団員報酬 59 万円の減、及び費用弁償 30 万円の減などであり、3 目消防施設費 72 万 7 千円の増は、消防屯所の修繕など、施設修繕料の追加によるものであります。

10 款教育費、1 項 2 目事務局費 173 万 2 千円の減は、確定による小中学校各種大会出場補助金 83 万 7 千円の減、西会津高校活性化対策修学資金貸付金 46 万 8 千円の減などであり、3 目学校給食費 133 万円の減は、電気料や水道料などの見込みによる光熱水費 112 万 5 千円の減などであり、

36 ページをご覧ください。

2 項 1 目小学校管理費 380 万 8 千円の減は、屋外プール整備に係る基本設計委託料 284 万 3 千円の見込みによる減などであり、

37 ページをご覧ください。

4 項 3 目文化財保護費 747 万 3 千円の減は、横町館跡発掘調査事業の平成 28 年度分の完了に伴う賃金、委託料、工事請負費などの減額であります。

38 ページをご覧ください。

12 款公債費、1 項 2 目利子 1,000 万円の減は、今年度借入分の地方債償還利子の利率が当初の見込みより低くなったことなどによるものであります。

次に、6 ページをご覧ください。

第 2 表・繰越明許費・補正・追加であります。国県の補助事業の交付決定の遅れや、年度末に国の補正予算事業が決定したことなどにより、それぞれ年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に事業を繰り越して実施するため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

まず、2 款総務費、1 項総務管理費であります。個人番号カード交付事業 64 万 9 千円につきましては、地方公共団体情報システム機構に支払うこととなるマイナンバーカード交付金の額の決定が翌年度となることから、繰り越すものであります。

また、役場庁舎移転整備事業・新庁舎駐車場整備 1,525 万 2 千円は、横町館跡発掘調査が終了した部分の駐車場路盤工事ではありますが、降雪の影響により、その一部を繰り越すものであります。

また、役場新庁舎太陽光発電施設設置事業 4,697 万 6 千円は、横町館跡発掘調査において、予想以上の遺構が確認され、調査と並行して工事ができなくなったことに伴い、繰り越すものであります。

次に、3 款民生費、1 項社会福祉費であります。臨時福祉給付金事業・経済対策分 2,753 万 2 千円は、年度途中で国の補正予算が成立したため、年度内に事業が完了できないことから、繰り越すものであります。次に、2 項児童福祉費、認定こども園整備事業 6,700 万 5 千円は、遊具等の外構設備の設計に不足の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、繰り越すものであります。

次に、8 款土木費、1 項道路橋りょう費であります。町道排水工・修繕事業 320 万円は、町道・新町出戸線の排水工・修繕工事において、県が施工する国道 459 号の排水工・修繕工事と一体で進めることから、県の工期と合わせ繰り越すものであります。また、橋りょう長寿命化点検・修繕事業 3,890 万 4 千円は、国の補正予算の交付決定が昨年 11 月 21 日となり、発注が遅れたため繰り越すものであります。次に、3 項都市計画費であります。都市再生整備計画事業 5,552 万円は、野沢駅通り公園及び原町ポケットパーク整備事業において、地元との施設配置計画等の協議に不測の日数を要したことから、繰り越すものであります。また、さゆり公園施設長寿命化改修事業 1,355 万 5 千円は、安全性の考慮など、遊具の選定に不測の日数を要したことから、繰り越すものであります。次に、4 項住宅費であります。町営住宅屋根改修事業 720 万円は、国の補正予算の交付決定が本年 1 月 13 日となり、発注が遅れたため繰り越すものであります。

次に、3 表の地方債補正・変更であります。辺地対策事業費、過疎対策事業費は、いずれも対象事業費の確定等に伴う限度額の変更であります。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

3 番、秦貞継君。

○秦貞継　何点かお伺いいたします。

まず 29 ページの農業費、委託料、一番下ですね、地域連携販売力強化施設管理業務委託料が 100 万円増額されているんですが、この増額の理由を教えてください。

これが 1 点と、次 32 ページ、商工費、真ん中辺ですね、観光費の 15 工事請負費、飯豊山登山道改良工事が 200 万円減額になっていますが、この事業の内容と、総予算の減額の理由を教えてください。

次の 33 ページ、土木費、道路維持管理費の 15 工事請負費、町道補修工事が 208 万 6 千円減額になっていますが、この減額の理由を教えてください。

以上 3 点です。お願いします。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 3番、秦議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の、地域連携販売力強化施設の100万円の増ということでございますが、こちら、通称ミネラル野菜の家という部分でございます。こちらのほう、ペレットボイラーを導入いたしまして、こちらのほうのペレットボイラーの使用量が、通常灯油と比べまして若干高かったという部分がございます、その関係で100万円を増額したということでございます。なお、ミネラル野菜の家につきましては、夏場も冷房を使っているということから、夏場のペレットの使用量が、倍近くかかってしまったということから、今回100万円ということで増額しているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

続きまして、観光費の飯豊山の登山道の工事の減額でございますが、こちらは、当初、登山シーズンが終わった後、だいたい10月の中旬くらいから工事を発注しようと考えておりました。ところが、工事の発注段階になりまして、降雪期になるということから、業者のほうとも話したんですが、なかなか事業ができないということでございますので、200万円の事業費、そのまま減額したということでございます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 8款、1項2目の道路維持費のうち、15の工事請負費の減額についてお答え申し上げます。

町道の補修工事ということで、208万6千円ほど減額をしてございます。これ場所は、尾登の茗荷沢線というところがありまして、そこの法が崩壊したことから、そこについて工事をさせていただいたものでございます。当初800万円ほどかかるのかなということで見込んでおったんですが、591万4千円ということで、本年度分については完了いたしましたことから、その分を減額いたしました。なお、また春先に、かなり崩れていますので、新年度におきまして、またさらに工事を続けることにしております。

以上でございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 まず地域連携販売力の委託料の件ですが、ペレットボイラーが高かったというのは、結局、見込めることだったような気がするんですが、結局、自分たちが当初考えていたより100万円もオーバーするわけですが、それはやっぱり、前もって予測はできなかったんですか、それがまず1点伺いたします。

あと次なんです、飯豊山の登山道の改良工事、10月中旬にということだったんですが、降雪のために、これも早く降ったんですね。それも結局、もう雪降る時期というものも分かっていたことだと思うんですよ。それも前もって予測できなかったんですか。

その2点伺います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 まず、地域連携販売力強化施設のペレットボイラーの使用量の関係でございますが、当初、平準化して、だいたい5千キロくらいで、使用量で推移するかなということは予想しておりましたが、夏場の使用量が、8月からオープンしたんですが、8、9、10月と、その倍以上の使用量になってしまったということで、なかなか予想がつかなかったというのが、まず1点ございます。

続きまして、登山道につきましては、今年度は雪が少なかったものから、当初、登山シーズンが早まったというふうな形になります。登山客の方が多くいらっしまったという部分のことから、当初、そのシーズンが終わった後に実施しようというふうな形で準備していたんですが、どうしても、やはり降雪にかかってしまうという部分から、やむなく今回は工事を断念しましたということでございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 このペレットボイラーの件ですけれども、これは石油に切り替えても、やっぱり同じくらいかかってしまうんですか、結局、ペレットって、もうちょっと私は、効率がよくて、お金がかからないものだというイメージがあったんですね。安価に仕入れられて、非常にいいものだというふうに説明を受けていたので、何かここで増額、夏場の使用量が多かったということだったんですが、これはペレットボイラーを続けるおかげがあるのかなと、ちょっと疑問に思ってしまったので、最後のその点を1点お伺いします。

あと、先ほどのごめんなさい、土木費のほうに戻りますが、この金額に関しては、要はその工事にしか使えない金額だから、ほかには転用できなかったということですね。先輩議員が一般質問でも申し上げていましたが、やっぱり町内補修箇所、いっぱいやってほしいところがあるので、減額するのであれば、できればそうちのほうもできたんじゃないのかなというふうに思ったんですが、それだけ一応確認だけ、お願いします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 ペレットボイラーの件についてお答えしたいと思います。

ペレットボイラーなんですけど、一応、ペレット自体は倍にはなりましたが、それほど確かに金額はございませんで、冷暖房を、冷房をやるために、ミネラル野菜の裏に冷水器という部分があるんですが、そちらのほうの電気料が思わずかかってしまったという部分がまずございます。それに伴いまして、送風するという部分もございまして、その部分で電気料が倍以上かかってしまったというのが、言い遅れましたが、それも要因の一つでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 工事の件について、再度ご質問にお答えいたします。

この工事、修繕料じゃなくて、工事請負費ということで、目的が決まったものに対して、その工事をやり、それで完了して終わるということでございます。時期的にも、もう降雪期にかかっておりまして、それ以降出すということがもう不可能な時期でございましたので、こういう減額というふうになりました。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 何点かお伺いをいたします。

まず1点目ですが、20ページになります。これに関して、セミナーハウス基本構想策定業務委託料、これが減額になっております。セミナーハウスに関しましては、当初、重点事業ということでやっていくんだということで、基本構想策定が432万円。途中で国のお金が入って、成果品提出ということであったと思うんですが、成果品の提出について、まだされていないと思うので、それが1点。

それから、関連しまして、定住・移住促進事業、これの成果品うんぬんはまだでありま

す。それが1点。

それから、25 ページ目になります。交付金の臨時福祉給付金と障がい・遺族年金受給者給付金、これは相当減額になっていますが、人数が減って減額なのか、というようなところ、ちょっと分からないところがありますので、そこを教えてください。

それから、27 ページになります。こうのとりのサポート事業補助金ということで、104 万 2 千円、当初あったんですが、これが 30 万円減額、今回、減額となりましたけれども、これのサポートを受けた、どのくらいいらっしゃるのか、それから、効果的にはどのくらい上がったのかということに対して、お伺いをしたい。

あと 36 ページになります。学校管理費におきまして、12 月の補正予算でプールに関して基本設計 581 万 3 千円、いろいろと取りましたが、これが 284 万 3 千円、300 万円も安く済んだみたいなの、300 万円くらいで済んだということなのではないでしょうか、それについてお伺いします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 4 番、小柴敬議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、セミナーハウスの部分の策定でございます。セミナーハウスにつきましては、確かに当初予算におきまして、432 万円の予算を計上いただきまして、実施しようというような部分でございましたが、その後、地方創生加速化交付金のほうに振り替えたということで、8 月 26 日の補正予算におきまして、この金額を、ご予算をいただきまして策定したというような部分に、策定に着手したという形になっております。

なお、この成果品につきましては、本日、3 月 17 日までが納期限となっているということでございますので、本日中には成果品は納入されるといった形になっております。

あとまた、定住・移住の推進の関係で、定住・移住総合支援センターにかかる部分でございますが、こちらのほうの事業の部分につきましては、3 月 31 日までという部分になっておりますので、こちらのほうは、それまでには報告があがるということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 それでは、4 番議員の、まず臨時福祉給付金の交付金額の減についてのご質問でございますが、まず、臨時福祉給付金につきましては、2,512 人で見込んでいたのが、1,931 人ということで、922 名の減でございます。これにつきましては、これ当初、人数を見込む際に、まだ住民税の確定しない段階でちょっと見込んだことから、住民税確定によって、ちょっと大分誤差が出てしまったというところでございます。

それから、障がい・遺族年金給付金でございますが、319 名と見込んでおりましたのが、133 名ということで、277 名の減でございます。これにつきましては、その前年、その前に給付しました年金生活者等支援臨時給付金がございます、それとのダブって交付はできないというようなことがありまして、そこで受けていた人も結構多かったものですから、減額になったということでございます。

それから、こうのとりのサポート事業の実績でございますが、本年につきましては、3 名の方が利用されております。成果につきましては、今年度の 3 名につきましては、いまのところ、まだ受胎とか、そういう成果はあらわれていません。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 プールの基本設計の委託料についてのおただしでございますが、当初、予算といたしましては、581万3千円の予算でご議決をいただいたわけでありまして。その後、入札を行いまして、297万円で委託契約できたということから、今回はその残額を減額したということでありまして。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 1点お伺いします。セミナーハウスと、それから定住・移住の促進の成果品発表ということでありまして、これは6月議会と申しますか、その前の臨時議会等、計画と申しますか、発表の予定はいつごろでしょうか、成果品。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 再質問にお答えいたします。

それぞれの成果品につきましては、一応6月議会のほうにご報告させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 3点ほど質問したいと思います。

まず、繰越明許費のなかで、都市再生整備計画事業5,552万円あがっていますが、先ほどポケットパーク、あわせて駅前通りの公園ということで、駅前通りは年度内事業が見込めなかったということなんです、このいま、当然、雪もあるし、駅前通りの話ですが、これいつごろまで完成される予定ですか、こう芝生を使って、それから地面に根をおろしてからということなんです、まず、駅前通りの使用できる、予想できる月。それから、ポケットパークは、同じく東屋、トイレ、そういう駅前通りと同じような設備と申しますか、のものです、この5,552万円のなかに入っているのか。

それと、テレビの使用料で、19ページですが、298万8千円あがっております。そのなかで、現在、ほとんどケーブルテレビでは約98パーセント近くは入っていらっしゃるのかなと思っておりますが、この入っておられる増えた要因とか、新しい方が使用されたのか、またその原因というものを伺ってみたいと思っております。ネットの世帯数とか人数を伺いたいと思っております。

それから、僅かではありますが、20ページのCLTの2万4千円の調査業務委託料、これは調査委託料ですから、将来にわたっての木材の使われる使用可能なものの調査研究なのか、また将来にわたってCLTの可能性の、そういう地元のそういう産業につながるものになるのか、その3点、聞いておきます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 それでは、私からは都市再生整備計画事業、いわゆる駅通り公園と原町ポケットパークの関係についてお答え申し上げたいと思っております。

こちら、両公園ともご存じのように、トイレ、また東屋、こういったものは完成しておりますが、積雪の関係で張芝、また舗装等ができないということから、今回、繰り越しをさせていただくということにしたものでございます。

駅通り公園につきましては、雪がなくなりましてから、張芝をするということで、芝につきましては、張ることは張れるんですが、やはり芝が活着するまでに少し時間がかかる

ということから、使用についてはちょっと期間的には遅れるのかなというふうに考えております。目安としては6月、7月、そこら辺かなというふうに考えております。

あと、原町ポケットパークですが、こちらの舗装がメインの工事でございます。ご覧のように積雪がございますので、雪が解けてからでないといふ舗装ができないということから、こちらについても雪解け後に舗装するというような予定で進んでいるところです。

トイレについてはすでに設置されておりますので、あそこにつきましては舗装がメインということで、舗装の工事が繰り越しのメインの工事となります。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 それでは、ケーブルテレビ、インターネットについてのご質問にお答えしたいと思います。

ケーブルテレビの、いま加入者数ですけれども、一般の方で2,695件ということで、加入率は100.9パーセントとなっております。それから、インターネットにつきましては、994件ということで、加入率は37.2パーセントということになっております。これは1月末現在ということです。

今回、使用料増額で計上させていただいたわけですけれども、大きな要因としまして、ケーブルテレビ、インターネットともに、徴収の強化をこの1年やりまして、収納率のアップ、それから滞納者の減少に努めた結果、ケーブルテレビについても増額、さらにインターネットもそういった徴収対策の強化、それからインターネットの場合は、やはり加入者が増えているというようなことが、やっぱり一番大きな要因ということで、合わせて340万円ほどの使用料の増額を計上させていただいたということになります。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 それでは、CLTと調査業務の内容につきまして、ご答弁を申し上げます。

今回の調査事業、大きく分けますと3つに内容が分かれております。全ては、西会津の山の状況を調べるというのが大きな目的であります。そのうち1点目としまして、実際にその山の調査を実施したということで、3Dレーザーを使いまして、西会津の実際に山を計測して、その樹種だったり、その木の材質だったりというのを調査したというのが1つ。

それから、あとは森林組合が伐採した山林と、それから県の持っております森林簿、この森林簿で記載されている内容と実際に切った山の状況がどのくらい乖離、離れているかというのを調査いたしました。

それから2点目としましては、森林組合の組合員1,600人に対するアンケート調査でございます。これを回収した、これが2点目であります。

それから3点目としましては、昨日来、申し上げております実際に西会津の山の杉の木を伐り出して、CLTの材として適格かどうかというような強度の調査を実施しております。

1点目の山の調査の結果であります。やはり西会津の山の木、材質的にはあまりよくないような部分が多かったというところがあります。一方で、森林組合が実際に伐った場所と森林簿を見ますと、思ったよりも針葉樹、杉の木が植えられている量が多いのではな

いか、こういった結果が出てきております。

2件目のアンケート調査の結果では、1,600人中、500件程度の回収になったわけですが、そのなかで、自分の山の境界がはっきり分かっている方が、僅か1割程度にしかならないということで、今後、事業化をしていくなかで、この境界の明確化が一番重要だということが露わになったところでございます。

C L Tの強度の調査につきましては、実際に研究所で調査したわけではありますが、福島県で実施した会津管内の調査、それから、宮崎県の調査と比較しまして、西会津の木、思ったより強度が取れているということで、仮にC L Tというような県の大きな工場ができれば、西会津の材はそれに使えるのではないかと、こういったような結果が出ております。

今後の森林資源の活用のために、今回の調査結果を十分に検討しながら進めてまいりたいということでございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 テレビとネットの内容であります。以前この総枠のなかには、70歳か75歳になれば無料だということ、入るには無料だということを知ったことがあります。そのなかのプラスマイナスがこういうところに、いま現在入っているのか、その点、ちょっと伺いたいと思います。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 ケーブルテレビの使用料の減免措置というご質問かと思いますが、減免措置の方については、70歳以上で町民税がかからない方というようなことで、そういった高齢者を対象にした方、それから生活保護、それから心身障がい者、そういった障がい関係の方ですね。こういった方で、28年度についても250人ほどに対して減免措置をしていると、そういう状況でございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 C L Tのいま説明ありました。もう説明のなかでは、素晴らしいその内容だと思います。ただ、その内容にしては、2万4千円で十分なのかなという、そういう、数字間違ったかな。

私の勘違いでした。減の2万4千円ですか。いずれにせよ、そういうなかでの見込み量というか、逆に減っているということなんです。いまの説明のなかでは、その金額が十分であったのか、減になるようなその見込みがあったのか、その点、話を聞くと、これはもっとあれなのかなという気がします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

これは補正額、減額の2万4千円でございます。契約額そのものにつきましては、1,587万6千円というような事業費で実施しております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、2点ほど質問いたします。

まず、歳出ですね。3款2項2目の保育料、委託料の減額700万円ですね、この内容について。

もう1つは、8款の3項4目のさゆり公園施設改修工事の890万9千円の減額の内容に

ついて、お願いしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 7番、伊藤議員のご質問にお答えします。

保育料の委託料の減額700万円でございますが、これにつきましては、大きなものは人件費でございます。当初、保育士さん30人程度の雇用するというので委託契約をしておりましたが、入所児童ですとか、そういったのを勘案しまして、そこまでは雇用しなくてもいいというような部分があって、最終的に700万円の調整、人件費プラス、あとは事務費的な部分でもちょっと減額ありますが、大きくは人件費の減でございます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

8款の15のさゆり公園施設の改修工事の大きな減額ということでございますが、一応この工事、2つの部分がございます、まず1点目が、福島ホープス西会津球場の防球ネット工事の部分でございます、こちらのほうの請差分で約700万円ほど、あともう1点が、長寿命化工事で、屋内プールのろ過機を、いま更新しているわけなんです、その関係で約190万円ほどということで、その2点で減額になったということでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 1点だけ歳入のほうでお聞きしたいんですけども、11ページの県国庫支出金のなかで、児童福祉負担金、子どものための教育の欄が増額になっています。次のページの県支出金のなかでも、同じようにあります。12ページの4節ですか、子どものための教育、これはどのような要因で、目的で、きたものでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 5番、長谷川議員のご質問にお答えいたします。

この子どものための教育・保育給付費負担金につきましては、内容としましては、へき地保育所の運営費に対する助成と、あとは民間の保育所に入所している子ども、これは会津若松市のほうに入所している子が1名おるんですが、その給付費の負担に対しての補助でございます。

それで、へき地保育所への補助の部分でございますが、これは昨年、子ども子育て新制度になって、へき地保育所については、基本的には地域型保育所の小規模保育に移行するようというふうなことで指導があったわけでありまして、そこに移動しないと補助金はなくなりますよということであったんですが、ただ全国的にへき地保育所を運営していた市町村、西会津ばかりではなく、結構多くございまして、その各市町村のほうから、その新しい制度への移行も難しいし、補助金がなくなっても大変だということがありました、国のほうで、その新制度のために地域型保育給付費負担金という補助の枠があるんですが、そのなかで、全体的に見て、ほかに給付をして、枠が、原資が確保できれば補助しますよということになっておりまして、そういったことで、最終的に額が確定するのが今になってしまうので、ちょっと補正に計上するようにはなるんですけども、内容としましては、へき地保育所の運営費に対する助成ということでございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 委託料について何点かお伺いいたします。

ページ数は 27 ページの委託料で、機能回復訓練送迎、これの胃がん検診、肺がん検診のページと、あと 31 ページの森林病虫害、この委託料。あと 34 ページの設計の委託料ですね、さゆり公園の内容についてお伺いいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 2 番、薄議員のご質問にお答えいたします。

まず、保健衛生費での委託料でございますが、まず、機能訓練の送迎車運營業務委託料につきましては、群岡、上野尻の保健センターでやっております機能訓練に通っている皆さんを送迎する際のバスの、シルバー人材センターへの運転の委託でございますが、これにつきましては、いままでは週 5 日やっていたんですが、今年度から週 3 日に変えたということで、委託料の減でございます。

それから、胃がん検診、肺がん検診、それから栄養調査委託料につきましては、それぞれ、検診、栄養調査の事業であります。事業終了して、人数確定しましたので、その分を、不用な分を減額させていただいたということでございます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 森林病虫害の防除事業委託料の件につきまして、お答えをさせていただきます。

本事業につきましては、マツクイムシの防除にかかるものでございます。マツクイムシにかかって、もう駄目になったマツを伐倒駆除ということで、伐倒しまして、薬剤を注入して、伐り倒して細切れにして、薬剤を注入するという事業が 1 点。それから、まだマツクイムシにかかれていないマツを守るために、樹幹注入ということで、あらかじめ薬剤を投入するような事業、こういった事業を実施しておりますが、当初予算では 300 万円ほど事業費をあげておりますが、これも毎年県の補助事業、国の補助事業、県の補助事業で実施しておりますので、その枠がありまして、今回、内示が受けられなかった 87 万円については減額ということで、この 87 万円以外の事業については、十分に実施しているという内容でございます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 さゆり公園管理費のなかの委託料の減額の理由ということでございます。一応、先ほども申し上げましたが、この事業、一応 2 つの事業がございまして、さゆり公園の長寿命化のなかで、まず、プールろ過装置の更新の設計管理業務、あとプールボイラーの設計業務、あと続きまして、遊具更新設計管理業務というような部分で、部分は、まず長寿命化の部分で委託に入っております。

続きまして、スポーツ振興くじの助成金で整備しております福島ホープスの防球ネットの工事でございますが、そちらのほうの設計管理業務と、地質調査業務が入っております。その合計額が約 360 万円ほどということになっておりまして、予算と比較しまして、それで精算しまして、28 万円の減額となったということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 私もあまりもの分かりがよくないので、何点かお尋ねしますが、まず、相対的に、今回は整理予算というような形で理解しておりますけれども、いまほどの同僚議員の

話のなかでも、まず確認しておきたいことは、まず委託料の、いわゆる整理というのが結構出てきております。なかには、いま7番議員言ったような形で、保育所業務の委託料なんていうのは、端から児童数、職員数は把握できるのに、700万円もの減額が出ている。あるいは工事請負に関しましては、当時予定していた金額よりも請差で半分くらいになってしまうというようなやつがいくつかあります。そのいわゆる委託料の算定の仕方、これは当初予算でも同じような話するかもしれないんですが、委託料の算定の仕方というのは、もっと真剣にやれば、こんなには補正しなくてもいいのかなと、工事請負費に関しまして、まずその辺を、どういうことでこれだけをやっているのか。

それとあと、先ほど3番議員が言いましたけれども、登山道の整備事業ができなかったということでもあります。これは年度当初、当初予算、あるいは年度途中もあるかもしれませんが、今年度、計画していて全く、計画したはいいけれども全く事業ができなかった、手も付けられなかったというのは、登山道は分かりましたけれども、ほかにどういうものがあるのか、いくつ位あって、何でできなかったのか、そういうのもお尋ねしたいと思います。

あと、中身についてちょっとお尋ねいたします。まず歳入についてであります。歳入は見込みによる町税等の増額補正であります。これの要因。町内の景気動向、景気がよくなってこれだけ増額になるように見込んでいるのか、この歳入に関して、町税の増額になる要因を、まずお尋ねします。

それと、14ページの寄附金、金額は少ないんですが、一般寄附金29万6千円というのがありますが、今般、ふるさと応援寄附金という形で、高額な寄附金がありましたけれども、この29万6千円、ふるさと応援寄附金ではなくて、あえて一般寄附金としてなっている要因をお尋ねします。

それと、歳出にいきます。18ページの総合行政情報システム、これも借上料確定による減額ということではありますが、1,100万円以上もの減額になる要因は、これ何なのか。

あと、その下のほうに企画費のなかで、集落支援員の委託料、これは1名減になったので、これだけの減額になったというような説明であります。今後これ、集落支援員1名のままでいいのか、将来的なことも含めて、地域おこし協力隊の若い活力も利用したいというような話も聞いておりますが、これは地域おこし協力隊みたいな若い活力とプラス町の事情に精通した方がコラボレーションというか、一緒にやることによって、私は効果が出てくるのかなと。ですから、集落支援員はいままでのように2名、本当であればもっと私はほしいなという思いでありますから、これからの方向性についてお尋ねします。

あと、20ページの、これも年度途中で出たのかな、デジタルDMO情報翻訳委託料、これ今年度どんなことをやられたのか、240万円ほどの減額になっていますが、これは中身についてお尋ねします。

それと最後になりますが、38ページの公債費、この地方債の償還利子、1千万円もの高額な減額であります。これは近年、もう低金利時代がずっと続いているなかで、何でこんな1千万円も、安くなるのは結構なことではありますが、当初どういう目論見をしていて、こうなってしまったのか、急激に近年の、年度内のなかで、金利の変動とか、あるいはここ5年内のなかでも大きな変動があったというのがあれば分かりますが、あまりこの低金

利がずっと続いているという思いでありますので、何でこんなに1千万円もの償還利子の減額となったのか。

それと最後になります。繰越明許費補正のなかで、認定こども園整備事業であります。これは外構工事、あるいは遊具等の不測の事態に備えてということで説明ありましたが、これ4月開園に向けて年度内、一生懸命、私やっていて、何とか間に合わせたということであるのかなという思いでございましたが、実際にこれ間に合わないのかどうなのか。ちょっといろいろ言いましたけれども、とりあえずそれをお尋ねします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 いろいろご質問が出されましたけれども、まず委託料、相当減額等々、数があるというお話について、まずお答えをいたします。

委託料は様々な種類がございます。例えば指定管理の委託料ですとか、先ほどの業務に対する委託ですとか、様々あるわけがございます。まず、今回の補正予算で指定管理にかかる委託料の減額ということで、温泉健康保養センター、さらにはさゆり公園、先ほど出ました地域連携販売力強化施設ということで出ています。指定管理委託料につきましては、人件費ですとか、物件費、燃料費、様々な項目を積算しまして、委託料の積算をしてございます。今回、一番大きかったのは、重油、ロータスイン、温泉健康保養センターさゆり公園、ともに重油、相当年間使うわけでございますけれども、重油の単価が下がったということで、100万円以上の差が出たということで、その部分の減額補正をしてございます。

それから逆に、先ほど3番議員からご質問がありました地域連携販売力強化施設については、ペレットの部分で、当初見込んでいたよりもかかったということで、プラスの補正をしていると、そういった要因がございまして、今次補正に計上させていただきました。

そのほか、業務委託料につきましても、当初、ある程度数字を見込んで予算計上してございますけれども、その後、見積り合わせだの何だのということで減額になるケースがございまして、そういった要因で補正が生じてまいるということでございます。

それからあと、私のほうですと、まず、一般寄附金、16ページでございますか、今回、14ページですね、すみません。今回、一般寄附金として29万6千円の補正をいたしました。今回、一般寄附金につきましては、3つの団体から総額29万7千円ほどいただきまして、当初予算で存目1千円計上しておりますので、29万6千円の計上ということでございますが、これは例えば、会社創立20周年記念ですとか、あとゴルフ大会の益金ですとか、そういった寄附でありまして、特段目的、これに使ってくださいというような目的が定められてございませんでしたので、ふるさと応援寄附金ではなくて、一般寄附金で受けさせていただいたということでございます。

それから、歳出の18ページの電算管理費のなかの、総合行政システムの借上料1,178万5千円の減と、これ当初予算では4,035万4千円見込んでございました。これにつきましては、役場の庁舎内で使っていますシステムでございまして、老朽化に伴う更新ということで作業を進めてございまして、業者との交渉で、値段をかなり下げた部分もございません。それから、更新の時期、昨年11月から更新したわけでございますけれども、その時期が若干1カ月、2カ月遅くなったということで、リース料ですから、月額にすれば230

万円くらいになりますので、その分と、あとは価格交渉で落ちた分、合わせて1,178万5千円の減になったということでございます。

それから最後に、公債費の利子1千万円の減、この要因はということでございますが、28年度当初予算編成時で、起債の借入利子を0.2パーセントでみてございました。それが、さらに下がりました、結果的には0.1くらいまで落ち込んだと、借入額、億の金でございますので、その0.1パーセントの差分で1千万円程度の減になるということでございます。以上です。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 私からは、工事、全般的なことということでご答弁申し上げたいと思います。

工事費につきましては、減額の要因、様々ございますが、まず1つには、入札による請差による減額、これが1つございます。あと2つ目は、国や県の補助金、また交付金が入っているものにつきましては、その内示額に従いまして、金額が決定してくるということで、これも減額となるものの要因の1つでございます。3つ目としましては、工事については、本来、前年度に設計をして、その設計をもとに工事をし、また現地で精査をしながら、場合によっては少しずつ変更してやるというのが通常ですが、小さな町単独の工事でございますと、緊急を要するというものにつきましては、現地を見ながらすぐ設計をし、設計が終わったらすぐに現地に入って、そのなかでやっていくというのがございます。そういうものにつきましては、その現地の土量なり何なりというのが、ある程度不確定な部分がございますので、そういう点については減額になるというものがございます。全般的にはこのような状況でございます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 答弁漏れがございました。認定こども園の関係、工事、うちのほうを担当しておりますので、私のほうからお答えしたいと思います。

今回、繰越明許費ということで、こども園の外構工事につきまして繰り越しをさせていただきたいということでお願いしたところでございます。実際の工事の状況でございますが、3月に入りましてから積雪等があり、なかなかちょっと厳しい状況はございましたが、基本的に工事につきましては、3月いっぱいではほぼ完成をするという見込みで、現在のところ進んでおります。ただ、その後の清掃なり何なりというものが、やはりどうしても出てまいりますので、そういったものについては、ちょっと3月いっぱいでは難しいかなという状況から、今回、繰り越しという形にさせていただいたところでございます。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 10番、多賀議員の町税についてのご質問にお答えをいたします。

歳入につきましては、過大見積りとならないように、慎重に積算をしているところでございまして、まず要因の第1点目は、その徴収率のアップと申しますか、見込みの徴収率のアップということで増額をさせていただいているというところでございます。

税目ごとに申し上げますと、個人町民税でございます。今回1,500万円の増ということでさせていただきまされたけれども、対象者は年々、少しずつ減ってはおりますが、給与所得、農業所得等の伸びがございまして、若干でございますけれども増えていっている。そ

れと、その徴収率のアップ部分でございます。

固定資産税につきましては、これも徴収率の、見込み徴収率の差額分で、アップ分でございます。その滞納繰越部分につきましては、これは大口の法人1社の整理がつきましましたので、300万円ほどの増ということでございます。

軽自動車税につきましては、台数減による減ということでございます。

たばこ税につきましては、当初見込みましたよりも販売本数が落ちなかったということによる増でございます。

以上でございます。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 集落支援員についてのおただしにお答えしたいと思います。

集落支援員につきましては、昨年度まで2名体制で行っていきまして、今年度も、28年度も2名体制で行う予定で進めてきたわけですが、1名の方が募集かけたわけですが、なかなか応募していただけなかったというようなことで、今回、1名分の委託料を削減させていただいたということであります。集落支援員につきましては、いま西会津町は高齢化が進んでおりまして、それぞれ集落における機能維持、そういったことで集落対策というのは、町としても大変重要であるということで考えておりますので、来年度につきましても、2名体制で集落支援員を採用し、そういった集落対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

あと、いま現在、集落支援員として活動されている方に引き続いてお願いするということと、もう1名につきましては、先ほどお話あったような、地域おこし協力隊のなかで、集落支援という分野で採用をかけたので、そういった方をお願いしつつ、集落支援対策を来年度、進めていきたいというふうに考えております。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 答弁漏れがございましたので、お答えをいたします。

先ほど工事費等で予算計上、予定していたもので、できなかったものはないのかというおただしでございますが、工事、さらには各種事業において、できなかったものにつきましては、飯豊山登山道の整備工事のみということで、そのほかの事業につきましては、全て予定通り執行してございます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 デジタルDMOの翻訳委託料の減額についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、このデジタルDMOなんですが、加速化交付金を使いまして、会津若松、喜多方、下郷、湯川、北塩原村、会津美里町、西会津町の7市町村で協議会をつくり、主にインバウンドと申しまして、外国人を誘客するために、スマートフォン用のウェブによるまして誘客を図ろうというものでございます。この情報翻訳料でございますが、そのデジタルDMOのホームページ上に町のPRビデオを流すため、当初、英語と、繁体、簡体ということで、いわゆる中国語と台湾という部分の翻訳料を、それぞれ翻訳は高いだろうということで、それぞれ100万円ずつ計上していたんですが、こちら、翻訳料が、やっぱり文字数が長いと高くなるということでございましたので、できるだけ文字数も制限いたしまして、

可能な限り少なくして翻訳を依頼しました。その結果、最終的には81万円ほどの値段で収まったということをごさいます、思ったより安かったというのが一番の要因でございます。なお、PRの動画の長さについては8分間ほどの長さのものを翻訳しているということでございます。

また、デジタルDMOでどういうことをやっているんだというふうな部分でご質問がございましたので、今年度実施した部分につきましては、いわゆる欧米と中国、台湾の方々の、まず嗜好調査、ホームページではどのような形で、ネットでどこを見ているのかという部分の嗜好調査とか。モニターツアーの実施、あとフェイスブック等へのSNSへのリポートのアップとか、そういうものを実施したところでございます。

それで、どれだけ外国人の方が訪れたんだという部分も考えられると思いますが、一応、不確ではございますが、口頭でちょっと確認したところ、やはり日本遺産になりました鳥追観音には50人くらいいらっしやったというような部分でございますし、よりっせにつきましても、何だかんだ100人はいないかもしれないんですけども、だいたい外国人の方、お見えになったという部分も聞きました。あと、芸術村につきましては、20人ほどいらっしやったということでございますので、ある一定の部分は成果はあったのかなと、ほとんどいなかったものがこれだけ伸びてきたという部分がございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 いろいろご質問して申し訳ない、私もちょっと何を聞いたか分からないところありますが、まず、委託料、ご説明いただきたかったのは、その保育所業務の委託料なんていうのは、児童数が把握できているわけです。だから、当初30人の職員を予定していたというご説明でしたが、何で700万円も、結果的に職員数が少なくて済んだということなんでしょうけれども、そういうところが委託料の算出の仕方というのは、本当に我々からみれば、なかなか分かり難い、納得し難いところであります。

ほかの部分、工事だとか何かという部分は、いまのご説明で分かりました。

あと、認定こども園に関しましては、細かい清掃等を勘案して、繰越明許をしたということで、春、4月には何とか新しい認定こども園で、子どもたちを迎えられるということによろしいですね。これは石橋を叩いて渡るような形で繰越明許をしたと、分かりました。

あと、集落支援員に関しましては、企画情報課長から話ありましたが、2名体制でいきたいと、今年は地域おこし協力隊員を含めて2名体制なのか、いままで現状のとおり、いわゆる地元に通じた方を2名に、プラス地域おこし協力隊のサポートを得てやろうとしているのか、それをお尋ねします。

あと、デジタルDMOなんですが、本町のPRビデオは完成していると聞いておりますが、我々全然、見る機会もなく、どんなものなのか分からない。それぜひ、私らは成果品を見てみたいという思いでおります。

その点をご答弁ください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 保育所の委託料についてのご質問にお答えいたします。

この保育料の委託料の積算、12月の段階で、入所見込み等を勘案して保育士の配置等を

計画するわけでありましたが、今年度までは4保育所ございまして、4保育所で、保育時間が7時半から6時半までという11時間あります。11時間ですと、その職員は基本的に8時間勤務でありますので、その11時間で、最低2人は保育士がいなければいけないというような部分があって、各保育所でそういう希望人数によって、こう勤務体系を取るわけですけれども、その際、やはり予算の段階では、最大で必要な人数をどうしても確保しなければいけないという部分があって、最大でどうしても予算措置をしておかなければいけないという部分がありまして、実際、入所して、時間的に4時で帰る子が多かったりとか、という部分になりますと、そこまで職員はいらなくなるということがあって、どうしても最終的には調整が必要になってくるというようなところでございます。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 集落支援員の人数ですけれども、総体で2名で、来年度実施したいということでもあります。1名の方については、現在活動していただいている町内の方、それからもう1名は、地域おこし協力隊を採用して、その方に活動していただくということで、合わせて2名で進めたいということでもあります。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 PRビデオでございますが、ご覧いただくような形で、いま準備をしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。会期が終わりました後にご覧をいただく予定をしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ご説明、分かりました。当初予算審議のなかでも同じようなことをお尋ねするかと思っておりますけれども、ご了承いただきたいと思っております。

それで、私、聞くのを忘れてしまったけれども、さっき3番議員が言った、登山道の整備事業、できなかったというの、まだ理解し難いんです。要は、降雪時期が差しかかるから、10月中旬から段取りすればできないというような話だったんですが、私は、登山シーズン前から、夏のころから準備をして、登山シーズンが終われば、すぐかかれば、私はこんなことはできたのかなという思いでいます。決して職務怠慢だとは言いませんが、そういう段取りの悪さというのは、正直あったんじゃないんでしょうか。実際、登山シーズンが終わって、これから段取りしようと思えば、降雪期にかかるから請け負う方もなかなか厳しいというようなことも分かりますが、シーズン中から、もう10月の半ばから始まるよということであれば、十分、降雪前に完了できたかなという思いがありますので、最後、それだけお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 登山道がなぜできなかったかという部分のご質問にお答えしたいと思います。

当初、やはり登山シーズンが終わりましたら、直ちに取りかかりたいということで、いわゆるあそこ保安林になりますので、森林管理署や、当該箇所につきましては、保安林があるということで、農林事務所とも協議を進めて、準備を進めておりました。いざ、これから事業を発注しようという部分になりまして、降雪前に、いわゆる業者が抱える仕事が多くて、そこまで手が回らないというのが一番、まず言われたところでございます。

それで、この時期にまだ工事しても、今冬の積雪によって、また路面が荒れるだろうという部分もありますので、やむなく工事を断念したというのが一番の原因でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私は2点ほど質問させていただきます。

まず、19ページですが、ふるさと振興費のなかの、活力ある地域づくり支援事業補助金、これが147万3千円の減です。当初ですと、これは350万円の予算計上で実施されてきたわけですが、実際にこれを使われたのが半分くらいだと、当初は私も予算的には少ないんじゃないかと、何年も思いながらきたんですが、ここに来て、これだけ減額ということになったということでは、やはり実績としては半分だというようなふうに捉えるわけですが、それらをどのように分析をされて、また、今後活かされる考えかをお伺ひします。

それから、次に26ページ、予防費の高齢者インフルエンザワクチン予防接種委託料、これは40万8千円の増です。これは、担当課、またはそれぞれの担当される皆さんが、いろいろ受診率というか、受ける予防接種を皆さんにPRをしながら、そういう結果でもあり、また高齢者の方々の健康に向けた一種の高まりといいますか、向上がこういう結果になったのかなというふうには思ひわけですが、当初の予定、接種の該当する方々の人数、どの程度に見積りといいますか、予算化して、そして今回この結果、このぐらいになったんだというようなことで、それらをお聞きしたいと思ひます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 13番、清野議員のご質問にお答えしたいと思ひます。

はじめ、活力ある地域づくり推進事業の部分で、これだけの減額になった要因はということでございますが、今年度、一応8団体、202万7千円ほどの補助金を交付しているところでございます。これまで、だいたい10団体から13団体、交付してきたわけなんですけど、予算の範囲内の、予算額に近いほどの交付をやってきたんですが、今回、平成28年度が始まる前に、こういう事業がございますのでという、一旦、説明会を開かせていただきました。そのときには、やはり10何団体かの方々が説明会に来まして、説明いたしたんですが、実際に補助金の交付申請の段階になりましたときに、8団体しか応募がなかったというのが現状でございます。

こちら、この事業、原則継続で3年ほどできるんですが、2年目とか3年目の団体のほうが、ちょっと一旦お休みしたいとか、そういうようないろんな事情が、団体の諸事情がありまして、今回こういう事情になったのかなというふうには考へております。

また、これとあわせまして、県の地域づくりサポート事業といった部分がありまして、その説明会も一緒にやっているんですが、そのほうも、なかなか県のほうも伸びていないというような部分もございます。ただ、やはり活力あるという部分ですので、地域自らつくっていくという部分もありますので、その分については予算を確保しまして、こういう事業がありますよというのはPRしながら、団体を募集していきたいと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 13番、清野議員のインフルエンザに関する、高齢者インフルエンザの予

防接種事業でございますが、これにつきましては、今回の補正予算の一番の要因は、ワクチン単価の向上というか、接種料金が、喜多方医療費管内で、昨年まで4,200円だったのが、今年4,670円に上がったということがありまして、そんな関係で、今回は増額補正をさせていただきます。なお、当初予算では2,300人ほどの接種を見込んでおりまして、だいたい8割くらいの接種率でございますが、今年度もその程度の、そのくらいの人数の皆さんにはやっただいていただいているというところでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 活力ある地域づくり支援事業ですが、これは例えば、いままで350万円のなかで幾団体もあるということになれば、当然その事業内容にもよるんでしょうけれども、このくらい金、補助金がほしいとか何か、いただければこのくらいの仕事ができるんだけれどもなというような、いろんなことがあると思うんですよ。だから、その額が350万円をいく団体にも分けるということで、金額的に少なくても、その事業に取り組むには一歩踏み出せないような、何かあまり人の金ばかりあてにしているというのはよくないんですが、そういう部分もどうなのかなというふうを考えるわけですが、金額的にはいままでもそういうことについては、何もいろんな要望というか、そういうのはなかったんでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

こちら、活力ある地域づくり支援事業につきましては、一応、町で交付決定は確かにしておりますが、その前に、いろんな方々が審査員になりまして、この事業内容について審査しているわけでございます。そのなかで、やはり事業審査のなかで、50万円満額の部分もございまして、ちょっと若干この部分は合わないんじゃないのかという、いろんなご意見をあつたなかで交付決定をしているという部分でございますので、ある程度事業の予算の範囲内ということではやっておりますが、ご希望に沿う形では、いままで取り組んできたというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 本当に取り組むとしては、大変いいことだと思っております。ですから、やはりいままで取り組んできて、それ相応の、相当な実績のあがったところなんかも紹介しながら、こうして自分たちの地域を自分たちで盛り上げるんだというような、やっぱり意識に皆さんつながると思うので、そういうことも含めて、PR方々、また皆さんに極力使って頑張ってくださいような宣伝も必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 この活力ある地域づくり支援事業によりまして、3年終わったあとも続けていらっしゃるという団体、結構ございます。その方については、町といたしましても、春から秋にかけて、イベント、スタンプラリーというのをやっております。そのなかに組み込ませていただいて、誘客を図ったりとかしております。

また、こういう行事があるという場合には、町でチラシ等をいただきまして、ホームページ上にアップしているという部分で、PR活動もあわせて行っておりますので、ご理解いただければと思っております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 17 号、平成 28 年度西会津町一般会計補正予算(第 8 次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、平成 28 年度西会津町一般会計補正予算(第 8 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 18 号、平成 28 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第 2 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　議案第 18 号、平成 28 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第 2 次)の調製についてご説明いたします。

今次の補正は、年度末の整理予算として、事業費の確定などに伴い、歳入歳出それぞれにおいて調整を行ったものであります。また、今年度は 2 区画が分譲となったため、住宅団地の分譲につきましては、全 69 区画中、これまでに 57 区画を分譲し、未分譲区画は 12 区画となりました。

それでは、予算書をご覧ください。

平成 28 年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計補正予算(第 2 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 646 万 7 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,746 万 8 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。4 ページをご覧ください。まず、歳入であります。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金 646 万 7 千円の増額は、前年度の繰越金が確定したことにより増額するものであります。

次に 5 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款事業費、1 項 1 目住宅団地分譲事業費 123 万 7 千円の減額であります。事業費の確定見込みによる分譲促進謝礼や修繕料、住宅団地購入費補助金などを減額するほか、分譲されました売払い収入の一部を一般会計に繰り出すため、新規に計上したものであります。

次に、2 款予備費、1 項 1 目予備費 770 万 4 千円の増額であります。売払い収入の残額を予備費として計上するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

1番、三留満君。

○三留満　残りが12区画というところまできて、大変結構なことです。それで、あのなかに商業区画といいますか、これは何区画あって、私、伺うところであれば、あそこに本当はほしいんだけど、どうしてもその縛りがあって、一般の方は入れないと、購入できないというようなことを伺っておりますけれども、これは将来も、やはりそのまましていくのかどうか、お伺いします。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　一番、三留満議員のご質問にお答えいたします。

まず12区画中、残っておりますのは、商業区画として残っておりますのは3区画残っております。全部で4区画中3区画が未分譲という形になっております。

今後もこの商業区画というものを維持するののかという部分でございますが、確かに議員ご指摘のとおり、あそこに一般住宅を建てたいという要望はありましたが、あそこ一応、いまのところ、商業区画だということで、お断りいたしているという部分になっているところでございます。

将来的にあその部分、購入者も含めまして、さゆりが丘の自治区の皆さんと協議は進めなければいけないという部分は認識しておりますので、今後、そういうふうな要望が多い場合には、自治区の皆さんと話し合いながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　3番、秦貞継君。

○秦貞継　1点お伺いします。5ページの住宅分譲事業費の11需用費の一番下にあります修繕料が228万5千円減額となっておりますが、この修繕の内容と減額の理由を教えてください。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　修繕料の部分でございますが、お答えしたいと思います。

まず修繕料でございますが、こちらのほう、歩道の修繕という部分を考えているところでございます。現状の舗装の部分、これまでもインターロッキングから普通の舗装工事という部分に変えてきているということでございますが、今年度、一応舗装のインターロックをはがしまして、一部舗装は実施しておりますが、それ以上に工事が安くおさまったということから、減額させていただいたという部分でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　3番、秦貞継君。

○秦貞継　この道路の修繕は全部終わったんですか、それとも、まだ進行中ですか。例えば、もし進行中であれば、計画等もあれば教えてください。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　お答えいたします。

この修繕計画につきましては、一応今年度で終わりという部分ではなくて、若干まだ悪

い部分とか、いわゆる街路樹があった部分を埋めるとか、そういう部分がありますので、今後、若干継続していきたいと考えておるところでございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ちょっとよく意味が分かり難かったので、進捗状況、例えばパーセンテージで何パーセントくらい進んだか、あとそれを教えてもらってよろしいですか。

あと、今後どのくらいかかるのかもちょっとお聞きしてよろしいですか、見込みですか、それは予算かな。であれば、進捗状況だけお伺いいたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

パーセンテージな部分は、ちょっと分かりませんが、一応インターロッキングで除雪が入りますと、どうしても凹んでしまうという部分もありますので、その辺も含めまして、適宜変えていっているという部分はございますが、事前にまた舗装しても、また重機、除雪によって凹んでしまったという部分もありますので、それは継続的にやっぱり実施していかなければならないなどは考えております。

ただし、歩道の部分については、ここはたぶん来年度、再来年度ぐらいでは終了する予定でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 当初予算のときに、私、質問していたんですが、街路灯のLED化、これは平成28年度内に実施するというようなことでおうかがいしておりますが、団地内のLED化はどのくらいパーセンテージで進んでいるのでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 4番、小柴敬議員にお答えいたしたいと思えます。

LED化につきましては、全11灯ございまして、全てLED化完了しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第18号、平成28年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、平成28年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第19号、平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第3次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

- 建設水道課長 議案第 19 号、平成 28 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第 3 次)の調製について、ご説明をいたします。

今次の補正予算は、事業費の確定に伴う精査及び人件費の調整によるものでございます。それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成 28 年度、西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算(第 3 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 195 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,823 万 1 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

詳細は、事項別明細書にて説明をさせていただきます。

4 ページをご覧いただきたいと思っております。まず歳入です。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は 195 万 6 千円の減額です。これは事業費が確定したことによる減額でございます。

次に歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は 200 万円の減額です。事業費の精査によるものでございます。

2 款施設整備費、1 項 1 目下水道施設費は 4 万 4 千円の増額です。人件費の調整によるものでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

- 議長 これから質疑を行います。
(「質疑なし」の声あり)

- 議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「討論なし」の声あり)

- 議長 討論なしと認めます。
これから議案第 19 号、平成 28 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第 3 次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 19 号、平成 28 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第 3 次)は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(11時51分)

- 議長 再開します。(13時00分)

日程第 4、議案第 20 号、平成 28 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算

(第3次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

- 建設水道課長 議案第20号、平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第3次)の調製について、ご説明をいたします。

今次の補正予算は、人件費の調整などによるものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成28年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第3次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ177万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,289万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

内訳は、事項別明細書にて説明いたします。

4ページをご覧いただきたいと思っております。まず歳入でございます。

1款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は58万9千円の減額です。これは見込みによるものでございます。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は119万円の減額です。

次に歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費は177万9千円の減額です。人件費で2万1千円を増額し、委託料で180万円を減額するものでございます。

以上で、説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

- 議長 討論なしと認めます。

これから議案第20号、平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第3次)は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第21号、平成28年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

- 建設水道課長 議案第 21 号、平成 28 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）の調製についてご説明を申し上げます。

今次の補正予算は、事業費の確定に伴う精査と人件費の調整によるものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成 28 年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 486 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,105 万 2 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第 2 条、地方債の補正は、第 2 表地方債補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明をさせていただきます。

6 ページをご覧いただきたいと思えます。まず歳入でございませぬ。

2 款国庫支出金、1 項 1 目個別排水処理事業費国庫補助金は 129 万 6 千円の減額です。

3 款県支出金、1 項 1 目個別排水処理事業費県補助金は 28 万 2 千円の減額です。いずれも事業費が確定したことによるものでございませぬ。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は 171 万 6 千円の減額です。事業費精査の結果、減額となるものでございませぬ。

6 款諸収入、2 項 1 目弁償金は 24 万 1 千円の増額です。浄化槽撤去に伴います工事補償費の増額によるものでございませぬ。2 目消費税還付金は 9 万 2 千円の増額です。

7 款町債、1 項 1 目下水道事業債は 190 万円の減額です。事業費の確定に伴う減額でございませぬ。

次に 8 ページをご覧いただきたいと思えます。歳出でございませぬ。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は人件費に伴う目内の調整でございませぬ。

2 款施設整備費、1 項 1 目個別排水処理施設費は 486 万 1 千円の減額です。事業費の確定によるものでございませぬ。

それでは、4 ページのほうにお戻りいただきたいと思えます。

第 2 表、地方債の補正についてご説明申し上げます。

今回は変更でございませぬして、補正前の限度額 840 万円を 190 万円減額し、補正後の限度額を 650 万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございませぬ。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきませぬして、原案のとおりご議決いただきますよう、お願い申し上げます。

- 議長 これから質疑を行います。

5 番、長谷川義雄君。

- 長谷川義雄 個別排水については処理区域が対象であって、800 基が目標と当初伺っております。それで、現在、今年度施工になったものは何基でしょうか。あわせて、現在総計はどのくらいですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

個別排水処理事業につきましては、当初の目標、800 基ということで、全てを見込んで800 基ということでやっておりました。ただ、これにつきましては、やはり個人の希望に応じまして、その希望の数に合わせ、毎年整備を進めているということでございます。

平成 28 年度につきましては、12 基、今回、希望に応じまして整備をさせていただきました。これまでの累計としましては 316 基ということで、316 基をこれまでに完成させ、整備をしております。

以上です。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、毎年、一応目標は 15 基が目標であって、補助対象が 10 基以上というふうに伺っていますが、仮にそれを下回った場合でも進めることですか、目標が 10 基まで満たない場合についてお聞きします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 申し上げます。

議員おっしゃるとおり、毎年 15 基を一応予算を取らせていただきまして、その希望に応じまして整備しております。この補助対象になるのは 10 基以上ということでございまして、10 基を下回ると補助がきかないということから、町としましては、毎年毎年こう希望を年に 2 回ほど取りまして、そういったなかで、来年度分だけでなく、2 年先、3 年先まで希望をお聞きしながら、そういった意味では、一応 10 基は確保するようなことで進んでおります。

ただ、将来的にずっと 10 基が確保できるかどうかという点につきましては、未確定の部分がございますので、今年、来年のうちから、やはりそういうふうになった場合の想定をしながら、また、この補助でなく、別な方法もございまして、それらも念頭に入れながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、現在 316 基ということなんですが、いままでですと希望を受け付けてから工事に入ると、希望を受け付けて入ると、ということは、残りの対象地については、アンケートとか意向調査はやっているのでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 希望ということで、毎年、主に 2 回、対象者を一応あげまして、いままであげていただいた方も含めながら、実際、希望いたしますが、すぐにこの整備をしたいという方と、来年家を直すから、そのときにやる方、いろいろこういらっしゃいますものですから、そういったなかでは、その希望に合わせながら、町としては整備を進めております。

なお、800 基というのは、あくまでも全体の数でございまして、なかにはやらなくていいという方も当然いらっしゃいます。そういったなかで、ただ、町としては、この事業をすることによりまして、もともとはあまりやる気はなかったけれども、後からやる気が出たと、そういう方も当然いらっしゃいますので、その希望に合わせた形で、皆さまの希望

に沿いながら町としては進めてまいります。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私もこの目標の800基に関しましては、随分以前から、この800基は変わらずにきておまして、この分母の部分は少し見直すことも必要ではないかというような議論もあったんですが、実際、公共下水道の、いわゆる対象エリアが広がったり、縮まったりというようなことで、実際に目標とする数というのか、そういうのを少し増減はあってしかるべきだと思うんですが、いままで、個別でやらなければならないところが、今度、いわゆる公共下水道のエリアになりそうなところも、今後、出てくることも考えられますよね。それで、いままで公共下水道でやるエリアだったのが、これできないから、今度個別で対応しなければいけないエリアも出ているはずですよ。そういうのを考えると、全体の目標である800基というのは、少なからず増減があつてしかるべきなのではないのかなという思いなので、その点をお尋ねします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 下水につきましては、3種類ということで、公共下水道、農業集落排水、で、それ以外のところについては、この個別排水処理ということで、この3つの事業を組み合わせて、これまで町は進めてまいりました。実際、公共下水道と農業集落排水事業については、もうハード整備は一通り完了いたしましたので、基本的にはいまのエリアのなかで充足したというふうに、町のほうとしては受け止めております。それ以外の区域について、個別排水処理、この事業で進めていくということで進んでおります。

ただ、800基といいますのは、国全体、特に全県、下水道化構想のような形で、全部入れればこういう形になるということで、一応、町としては、構想ということではもっておりますが、現実的には、やはり入りたい方もいらっしゃいますし、またちょっとという方もいらっしゃいますので、あくまでも数字はもっておりますが、この800基にいくまでずっとやっていかなければならないという、そういう形では考えておりません。

したがいまして、やはりご希望に合わせながら、事業としては今後も継続しながら進めていきたいというふうに考えています。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 建設水道課長、言っていることは分かりますが、私は本来であれば、いままで、例えば公共下水道で、例えば例を出してあれですけども、縄沢地区なんかは公共下水道をやる予定だったのが、やらなくて個別でやるような地域も今度出てきておりますよね。だから、その当初の目標の800基というのは、そういう意味で減ったり、増えたり、それで、そういうことをお尋ねしているわけです。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 公共下水道、また農業集落排水、そういうことでエリアを設けながらやってまいりまして、確かにその途中経過のなかでは、出たり、入ったりということはあったようでございます。ただそういったなかでも、戸数が増えた一方、実際のところ減っている戸数もあり、基本的には数字的には変わらないということでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、あくまでも全部入ればという数字でございますので、これにつきましては、なんといいましても、個人の意向、それに対する町の整備の考え方というの

が一番大事でございますので、その数字にこだわらずに、ご希望に沿いながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 戸数のほかに、いま民泊だか、そういう民宿だか、いろんな面でグリーンツーリズム関係では話があるのかなと思います。そのなかで尋ねたいのは、いままでは泊めると、いままでの家庭よりも、今度は何人か、5人泊めるとなると、この中身というか、排水を変えなければいけないというところは、いま現在はありますか、民泊とか、民宿のなかで、こういう申請とか、という中にはありませんか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 民泊といいますか、民宿といいますか、旅館でない形でやっている方です。元々そういう形でやる方というのは、元々家が、普通に一般家庭で入ってしまって、そこで新たに始めるとい方はいらっしゃるようです。ただ、それをするからということで、入りたいということで、入ってくれるところはいまのところなかったようでございます。

なお、この浄化槽で当然やっておりますので、浄化槽は家の大きさ、面積に合わせた形でやっております。常時、旅館のように毎日泊まる場所ですと、それはそれでこの事業ではなく、また別な事業というふうになりますが、たまにお泊りになられるということでございましたらば、うちのほうとしては、一般家庭のこの事業で対応しているというところでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第21号、平成28年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、平成28年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第22号、平成28年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第22号、平成28年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)についてご説明申し上げます。

今次の補正は、最終補正予算でありますので確定額や支出見込額でそれぞれ精査し、所要額を調製したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成 28 年度西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 157 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,573 万 4 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

5 ページ目をご覧ください。歳入であります。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目特別徴収保険料 100 万円の増額は、被保険者にかかる保険料のうち年金からの特別徴収者分の増によるものであります。2 目普通徴収保険料 83 万 7 千円の減額は、納入通知書や口座振替により納入する保険料の減によるものと滞納繰越分の収入の見込み額による調整であります。

2 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金 34 万 6 千円の減額は、システム改修費にかかる分の減額であります。2 目保険基盤安定繰入金 106 万 4 千円の減額は、7 割、5 割、2 割等の保険料軽減分に対する一般会計からの繰入金の確定によるものであります。

4 款諸収入、3 項 1 目健康診査受託事業収入 42 万 7 千円の減額は、広域連合からの健康診査に係る負担金の減額であります。

6 ページをご覧ください。

4 款諸収入、4 項 1 目雑入 10 万円の増額は、保険料過年度返還金にかかる広域連合からの繰り入れであります。

7 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 34 万 6 千円の減額は、システム改修費の減額です。

2 款保健事業費、1 項 1 目保健事業費 42 万 7 千円の減額は、健康診査委託料の減であります。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 90 万 1 千円の減額は、保険基盤安定負担金 106 万 4 千円の減額と滞納繰越分の収入 16 万 3 千円の増により、広域連合への納付額を減額するものであります。

4 款諸支出金、1 項 1 目保険料還付金 10 万円の増額は、過年度にかかる保険料の還付金の増であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

4 番、小柴敬君。

○小柴敬　1 点だけお伺いをいたします。7 ページになりますが、一般管理費のなかで、後期高齢者医療システム改修委託料、これ予算化されておりますが、使わなかったというのは、改修しなくてもよかったのかということなんですしょうか、その辺お聞きしたい。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　4 番、小柴議員のご質問にお答えいたします。

このシステム改修につきましては、マイナンバー制度に関するシステム改修を予定して

いたところでありましたが、改修する必要がなかったことから減額させていただきました。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も1点お尋ねします。歳入のほうで、特別徴収は、これ100万円増であります。普通徴収、これ100万円減になっています。これは通知書等によって納入してもらうというようなことではありますが、これは後期高齢者医療制度に入る初年度は、特別徴収なかなかできないので普通徴収になるというのは聞いておりますが、それ以外で、どれくらいの割合、人数がこの普通徴収になっているのか、この、あと100万円減になった要因をお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 普通徴収の方でございますが、この方につきましては、いまほど議員お話がありました、初めてこの保険に加入された方が一定期間、普通徴収になる部分と、あと年金の額が少なくて、年金徴収できない方ですとか、そういった方が普通徴収で納められております。

今回の増減であります。当初予算では、全体の額はつかめるんですが、普通徴収とか、一般徴収のその割合がなかなか、普通徴収の割合がなかなかつかめない部分がありまして、最終的に結果によって補正で調整させていただくというような内容になっております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。要は、大変厳しい、年金が少なくて特別徴収できないというような形、実際どのくらい人数いらっしゃるんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 大変申し訳ありません。当初予算では率でちょっと計算していたものですから、ちょっと人数的には、現在調べて、後ほどお答えいたします。(221ページで答弁)

○議長 いまやる、待つのか。それとも後からやるのか。

後でいいですよ。はい。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 いま人数的にはお調べいただいているということではありますが、これ本当に、特別徴収もできないというのは、大変厳しい状況の方だと思うんですが、やっぱりこういうのをケアする制度とか何かというのは、特別なんでしょうか。生活保護といたらおかしいんですが、私は本当にこういう方、大変厳しい状況ではないのかなという思いであります。そういうところは特別なんでしょうか、サポート体制。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

所得の低い方に対しては、8割、5割、2割の軽減制度がございます。その所得なり、非課税だったり、所得の金額等に応じて、そういった軽減措置をさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 22 号、平成 28 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、平成 28 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 23 号、平成 28 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 23 号、平成 28 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 次)についてご説明申し上げます。

はじめに、本予算案の概要について申し上げます。事業勘定・診療施設勘定ともに、最終補正であることから、確定額や決算見込み額でそれぞれ調整し、所要額を調製したものであります。

事業勘定につきましては、歳出の一般被保険者の療養給付費負担金が増加しており、支払いに不足が生じることから増額計上をしております。その増加分につきましては、税の徴収見込みや交付金額等が確定したことによる増額や、経費で不用となるものを減額することで調整しましたが、なお不足が生ずることから、支払準備基金を取崩して調整しました。

診療施設勘定につきましては、診療収入が、今後の状況も見込み調整したところ減少となる見込みであります。反面、歳出では 4 人目の医師が確保できていないことから、医師の 3 カ月分の人件費を減額したところであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成 28 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第 3 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 663 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 759 万 2 千円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 296 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,299 万 3 千円とする。

第 2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第 2 条、地方債の補正は、第 2 表地方債の補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思っております。

9 ページをご覧ください。まず事業勘定の歳入であります。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 285 万 7 千円の増額。2 目退職被保険者等国民健康保険税 21 万 8 千円の減額であります。いずれも、徴収見込による調整であります。

10 ページをご覧ください。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金 267 万 8 千円の増額は、確定によるものであります。2 項 1 目財政調整交付金 96 万 4 千円の増額は、普通調整交付金、特別調整交付金の確定によるものであります。

11 ページをご覧ください。

6 款県支出金、2 項 1 目県財政調整交付金 1,363 万 4 千円の減額は、保険財政共同安定化事業の調整により、財政調整交付金が減少したものであります。

7 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療費共同事業交付金 288 万 6 千円の減額、2 目保険財政共同安定化事業交付金 499 万 3 千円の増額は、それぞれ確定によるものであります。

12 ページをご覧ください。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 129 万 4 千円の増額は、保険基盤安定繰入金の増などによるものです。2 項 1 目国民健康保険給付費支払準備基金繰入金 949 万 3 千円の増額ですが、支払準備基金から繰り入れするものであります。これは、後ほど、歳出で説明しますが、一般被保険者の療養給付費が増加しましたが、国や県の負担金は概算払いで今年度分は確定していることから不足する分を繰り入れするものであります。なお、今回繰り入れた分につきましては、来年度国県からの精算による負担金や繰越金で繰り戻すこととなります。

13 ページをご覧ください。

11 款諸収入、3 項 1 目一般被保険者第三者納付金 107 万 9 千円の増額は、交通事故による第三者行為にかかる納付金の納入によるものであります。

14 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款の総務費の減額は、それぞれ確定による減額であります。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費 2,300 万円の増額は、一般被保険者に係る医療費の増加によるものです。

当初予算では月平均 3,515 万円で見込んでおりましたが、今年度は、支払が 4 千万円を超える月が数回あり高額となっております。そのため、今後 2 カ月分の支払を 1 カ月 4,100 万円と見込み増額補正するものであります。

平成 25 年、26 年度と低額で推移しておりました保険給付費であります。平成 27 年度に上昇し、平成 28 年度も 27 年度と同額程度で推移をしております。この理由であります。高額医療該当者の増加であります。10 万点以上の高額該当件数が既に 68 件と昨年度をうわまわっております。特に新生物、ガンの件数が多いことと、今年度の特徴としましては、人工関節置換術等の筋骨格系の手術が増えたことによるものであります。2 目退職被保険者等療養給付費 100 万円の増額は、退職被保険者の給付費についても増加しているものであります。

15 ページをご覧ください。

7 款共同事業拠出金、1 項 2 目保険財政共同安定化事業拠出金 519 万 7 千円の減額は、

確定によるものであります。

16 ページをご覧ください。

8 款保険事業費、1 項 1 目特定健康診査等事務費 112 万 8 千円の減額は、特定健康診査委託料の確定によるものであります。

10 款諸支出金、1 項 3 目償還金 1,195 万 9 千円の減額は、国県支出金の精算による返還金が確定したことによるものであります。

次に、21 ページをご覧ください。診療施設勘定であります。

まず、歳入であります。1 款診療収入、1 項 1 目国民健康保険診療報酬収入 179 万 8 千円の減額。2 項 1 目諸検査等収入 73 万 7 千円の減額は、医師 3 人体制や患者数の減少により、見込みより減収となっています。なお、診療収入全体では前年度とほぼ同額で推移しているところであります。

その他の収入につきましては、確定による調整であります。

23 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 331 万 4 千円の減額は、医師の 3 カ月分の人件費の減額が主なものであります。

調整の結果残った分 35 万円は、予備費に計上いたしました。

6 ページにお戻りください。

第 2 表地方債補正であります。変更であります。過疎対策事業費につきまして、内視鏡洗浄装置と自動滅菌機の購入額の決定に伴い、限度額 3,290 万円を 20 万円減額し、3,270 万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る 2 月 20 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛　まず、事業勘定のなかで、いまほど医療給付費がいろいろな要因で高額医療、あるいは新生物、新しい薬価、薬等の理由で伸びていると、おおむねそれは理解しました。毎回これ聞くんですが、その本町の医療費というのは、県内ではどのくらい、高いほうなのか、安いほうなのか、それが大変気になるところでありまして、この要因はみんなどこも一緒だと思います。新しい技術、あるいは薬等を使っておりますから、医療費が増加傾向にあるにしても、本町のレベルはどの辺に位置しているのかお尋ねします。

あと、事業勘定の歳入のほうで、徴収見込みであります。これは実際、徴収率はどのくらいで見込まれてこの結果になったのか、お尋ねします。

あと、診療施設勘定のなかで、今般、県の医療センターから月 2 回医師の派遣を受けているわけなんです。その効果についてお尋ねをしたいと思います。いわゆる診療収入だとか、検査収入、この減額が、これは昨年と金額は同額程度だということですが、その医師の派遣を受けて、昨年と同額程度というのはどうなのか、あんまり効果がなかつ

たのか、あるいはこの医師が来て、どう変化されたのかもお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 10番、多賀議員の質問にお答えします。

まず、医療給付費の県内の順位はどうか、位置的にはどの辺にいるのかということですが、いま説明のなかでは、平成27年、28年は少し上がっているという話をさせていただきましたが、その少し上がっていても、県内では下のほう、ちょっと今年度の分はまだ出ていないのであれですが、昨年度ですと、その県内で40何番台ということで推移をしているところでございます。

それから、年度中途から会津医療センターのほうから先生を、月2回であります、来ていただいて診療というか、検査にあたっていただいているところでありますが、実際、診療検査していただいておりますのが、1日本当に6件から8件、10件くらいということで、結構な件数、検査をしていただいております。診療収入的にはそう変わりはないのですが、先生が検査をしていただいている部分で、そのほかの先生の負担軽減にはなっているということですし、あと、町民の皆さんについても、その検査は予約制にはなりますけれども、予約していただければきちんと検査ができるような状況になったということでありまして、そういった部分での効果はあるのかなというふうに思っております。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 ご質問にお答えいたします。

徴収率の部分でございますけれども、一般被保険者、退職被保険者でございますけれども、一般被保険者で見込みで95パーセントでございます。退職のほうで97パーセントで見込んでございます。昨年と比べて、現在でございますけれども、ほぼ昨年同時期と比較しまして、同じような徴収率で推移してございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。要は、その医療センターから医師が月2回派遣されているということは、診療収入、あるいは検査収入の増には直接つながっていないけれども、お客さまの町民の利便性向上にはつながっているというふうなことで理解しました。私のほうはそれでいいです。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第23号、平成28年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、平成28年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)は、原案のとおり可決されました。

先ほどの西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）のなかでの答弁漏れがありますので、発言を許します。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 大変失礼をいたしました。

10番、多賀議員の質問にありました特別徴収と普通徴収の割合でございますが、全体で1,923名保険者おりました、特別徴収が1,767人、91.9パーセント。それから普通徴収が156人、8.1パーセント。これは本算定時の数字であります、そういう割合になっております。（216ページの追加答弁）

○議長 日程第8、議案第24号、平成28年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第24号、平成28年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）についてご説明申し上げます。

今次の補正予算の概要につきましては、今年度の最終補正であることから、介護保険給付費の今年度の支出状況を精査したところ、居宅介護サービス費が減少し、地域密着型介護サービス費や施設介護サービス費が増加していることから、支出に支障のないように調整をしました。また、給付費が全体として当初見込みより減少していることから、国・県・町からの負担金や調整交付金も減額になっております。歳入歳出を調整した結果、歳入に不足を生ずることから、不足額を介護給付費準備基金より繰り入れることといたしました。それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成28年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,109万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,490万5千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、第2表繰越明許費による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思っております。

6ページをご覧ください。歳入であります。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料423万3千円の増額は、現年分及び滞納繰越分の収納見込みによるものであります。

3款国庫支出金、2項1目調整交付金1,253万1千円の減額、7ページに行きまして4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金1,757万6千円の減額、5款県支出金、1項1目介護給付費負担金150万8千円の減額、並びに8ページの7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金157万4千円の減額は、保険給付費の総額が当初見込みより減少していることによる減額であります。

7款繰入金、2項1目介護給付費準備基金繰入金1,670万7千円の増額は、歳入歳出の

調整の結果不足する分を基金より繰り入れするものであります。

次に、9ページをご覧ください。歳出であります。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費3,290万円の減額、2目地域密着型介護サービス給付費1,200万円の増額、3目施設介護サービス給付費800万円の増額等につきましては、要介護認定者にかかるサービス給付費であります。これまでの実績から見込みによる増減をしたものであります。

10ページをご覧ください。

4款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費200万円の増額は、要支援認定者のホームヘルプサービス及びデイサービスにかかる負担金であります。利用者が見込みより増加したことによる増額であります。

4ページにお戻りください。第2表繰越明許費であります。

1款総務費、1項総務管理費の介護保険のシステム改修費48万6千円ありますが、平成28年度の介護制度改正に伴うシステム改修であります。システム改修の仕様がまだ決定されていないことから、次年度に繰り越して改修作業を行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　歳出の9ページなんですけれども、保険給付費、先ほど説明がありましたように、居宅介護が減って地域密着と施設が増えている。数字では単純に分かるんですけれども、その中身についてお聞きしたいと思います。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えをいたします。

これは、実際は、当初予算との比較でこう増減ということになっておりますが、先ほど言いましたように、全体的には減少傾向に、給付費全体としては減少傾向にあります。それで、特に今回、居宅介護サービス給付費が3,290万円ほど減額になっておりますが、これにつきましては、訪問介護、ホームヘルプですとか、通所介護、デイサービス等が減っている、利用人数が減っているというところでございます。

2目の地域密着型サービスにつきましては、1,200万円の増額でございますが、これにつきましては、グループホームが、いままで3ユニットあるうち、2ユニットしか動いていなかったんですが、もう1つの1ユニットについても動くようになったということで増額になっております。

それから、施設介護サービス給付費、今回800万円の増額であります。これにつきましては、老健の入所者が若干こう増えている。これは見込みよりも増えていたということでありまして、介護保険事業計画からみますと、全体的には下がってきているんですが、当初予算の見込みよりは少し上がってきたというような状況で、今回、増額をさせていただいたというところでございます。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　私も介護給付費が減少している件についてお尋ねしますが、これ減少している

というのは大変いいことではありますが、それはその要因、要は人が減少してきて、対象者が少なくなってきて、これ減少してきているようになったのか。それとも、いわゆる要介護認定者数、これが少なくなって給付費の減少につながっているのか、その点をお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

高齢者人口につきましては、平成 22 年辺りから人数的には減少しております。65 歳以上、75 歳以上ともに減少傾向にあります。ただ、介護認定者数につきましては、平成 28 年度まで増加をしております。人数的には、ただ、そのうちの利用者の、認定を受けて利用している数につきましては、平成 26 年度から減少傾向がございます。この主な要因であります。最近、特に病院に入院された方なんかは、退院する際に必ず、必ずとっていいほど介護認定を受ける。ただ、退院してきても、実際、認定は受けたけれども、自宅での生活にそんなに支障がないということで介護サービスを使わなかったり、住宅改修等だけを使って、ほかのサービスを使わないとか、そういった件数が最近ちょっと増えてきておまして、居宅サービスですとか、地域密着型サービス、そういったサービスを使う方は減ってきているというような状況が最近起こっているというところでございます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。自画自賛になるから言いづらいのかもしれないんですが、要は対象者は現状維持、もしくは減ってはきているけれども、いわゆる健康な、健康寿命といったらおかしい、健康なお年寄りが増えてきたということで解釈してもいいのか、そうではないのか。要はいままでいろんな施策を進めてきたなかで、いわゆる介護サービスを使わない方が増えてきたということでいいのか、対象者が少なくなってきて、なおかつこのサービスを受けなければ、当然この給付費の減少というのは理解できるんですが、その辺をお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議員おっしゃるように、いろいろな施策をやってきた成果は、やはりそれはあると思います。そのために利用者が少ないということはあるのかなというふうに思います。ただ、さっき言いましたように、介護認定を受ける方は減ってはいないという部分がございますので、その辺は、今後ちょっと分析をしてみないと分からないところのかなというふうに考えております。

いずれにしても、今後なるべく、その介護認定を受けずに、自宅で健康寿命が延びるような施策はしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 24 号、平成 28 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 3 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、平成28年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第25号、平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第4次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第25号、平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第4次)の調製についてご説明をいたします。

今次の補正予算は、人件費の調整及び事業費の精査によるものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成28年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算(第4次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ97万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,895万5千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明いたします。

4ページをご覧いただきたいと思います。まず歳入でございます。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は97万7千円の減額です。事業費の精査によるものでございます。

次に歳出です。

1款水道費、1項1目一般管理費は97万7千円の減額です。人件費の調整と事業精査による修繕料と水質検査手数料の減額によるものでございます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第25号、平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第4次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、平成 28 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 4 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 38 号、役場新庁舎改修等工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第 38 号、役場新庁舎改修等工事請負契約の締結についてをご説明いたします。お手元に、入札結果を配付してございますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

本工事は、旧西会津小学校を新しい役場庁舎とするため、その改修をするためのものがございます。本工事は建築工事でございます、その予定価格が 5 千万円を超えることから、条件付一般競争入札により実施をいたしました。入札の条件は、町に入札参加の申請をしており、福島県の工事等請負有資格者名簿の建築工事で A ランクに登録され、会津管内に本社、支店、または営業所を構え、かつ、過去 10 年間に公共機関及び学校法人から延床面積 3,000 平米以上の耐震改修工事を含む大規模改修工事及び新築工事を元請けで請け負った実績のある者といたしました。

その結果、最低の価格で入札した者は、秋山ユアビス建設株式会社でありましたが、最低制限価格を下回ったため失格となり、2 番目から 4 番目までも同様に最低制限価格を下回り失格となったことから、5 番目で応札をいたしました滝谷建設工業株式会社が落札となりました。その価格は 5 億 2,616 万 6 千円であり、この金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた合計額 5 億 6,825 万 9,280 円で、2 月 28 日に同社代表取締役、目黒通浩氏と、工事請負仮契約を締結いたしました。なお本工事の竣工期限は、平成 30 年 1 月 31 日でございます。

以上で説明を終了させていただきますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

2 番、薄幸一君。

○薄幸一 何点かお伺いいたします。

下回った、最低価格が下回って失格されたのが 4 件ございまして、その一番下の南会西部建設コーポレーションが 5 億 2,480 万円。そして入札で落札されたのが 5 億 2 千、この差というのは約 130 万円くらいの差でございましょうか、そして、落札されたということは、設計金額とほぼ同じ価格かなと思うんですけども、この差が 130 万円しかない間に設計金額が入っているということですよ。そうすると、ほとんど、90 何パーセント、100 パーセントに近い落札の金額で落ちているわけですね。

あともう 1 点は、条件付一般競争入札というのは。

○議長 いまの質問になっていないから、質問事項、これだというふうに言ってください。

○薄幸一 最低制限価格の金額と落札で落ちた金額の差が約 130 万円くらいあるんですね。同額、最低制限価格同額ということは、あり得るのかなという、普通、設計書、入札するにあたり、特記仕様書とか、図面を見て積算して金額を出すんですけども、これほどの、100 パーセントですか、の金額になるというのは、ちょっと不思議ではないんですけども、説明をお願いいたします。

もう 1 つ、条件付入札というのは、もう少し分かりやすくお願いします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 それでは、お答えを申し上げます。

いまほど議員おっしゃったように、今回の役場新庁舎改修等工事、予定価格がありまして、その下に最低制限価格というのがございます。この工事の設計につきましては、基本的に予定価格と設計額というのは、基本的に一緒でございます。それに対しまして最低制限価格といたしますのは、過去にいろいろな工事があるって、最低制限を設けない時期がございました。そういうときに、すごく安い価格で取ったがゆえに、工事が少し粗雑になったというような過去の国全体の動きがありまして、それを受け、建設業法の改正がございまして、そのなかで、この工事についてある一定の品質を保つためには、やはり最低制限、つまりこの金額より落としてしまうと、この工事については品質が保持できないということから設けられたものでございます。

今回、7 社入札いたしまして、その結果、4 社がその価格を下回ってしまい、1 社が落札というふうになったわけでございます。この金額につきましては、各々、各会社が、うちのほうで切抜きの設計書お示ししますので、それをもとに積算した結果で入札されたというふうに思っております。

あと、条件付きということで、一般的に競争入札は、一般競争入札と、あと業者の名前を指名する指名競争入札という 2 種類がございます。今回は一般競争入札ということで、基本的にはどんな業者の方でも応募できるということではあります。その工事の、やはり品質、またそれに対する担保をするためには、ある一定条件のもとで応札をしていただきたいということから、制限付きということで実施をいたしました。

その条件につきましては、先ほどちょっとご説明申し上げたんですが、まず町のほうに入札参加の資格、申請をして資格があるもの。かつ福島県の業者の名簿があるんですが、名簿のなかで A ランクという形で登録されているもの。あと、会津管内に当然本社なり、支店なり、そういうのがある会社。一番大事なのが、過去 10 年間の間において同等の工事の実績を持っているもの。そういうような条件で、今回は制限を付けたうえでの一般競争入札というふうにさせていただきました。

○議長 落札率は。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 今回、最終的に入札をしまして、その価格が最低制限価格と同額だったということでございます。これは先ほど申し上げましたように、うちのほうで切抜きの設計書をお示し申し上げて、その数量なり内容を、その業者の方が自分のところで積算をされるわけです。そういったなかで、同額になったということで、こういうケースもあるということでございます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 落札の率ということでございますと、予定価格に対しての今回の入札額でございますので、90.3パーセントという率になります。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も、これ過去に、いわゆる7社が入札して、この半分以上、4社が最低制限価格を下回ったような入札は、まずあったのか。

それとあと、最低制限価格、いま言ったように法改正のなかで、これつくらなければならなくなったというのは理解しましたが、これはどういうところでつくって示されるようになるのか、この最低制限価格と落札価格がまったく一緒だという、これは結果としてそうだったというのでそれなんでしょうけれども、なかなか不自然さを感じる。

あと、最低制限価格に対して、一番安い札を入れた業者が5,600万円以上もの差があるんです。これやっぱり企業努力で埋められるような価格差ではないと思うんですが、これはその価格でやれるという判断のなかで出されたところだからしょうがないと思うんですが、その点を、ちょっと私、理解できるように説明してください。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 では、お答えを申し上げたいと思います。

まず1問目、このように最低制限価格を下回る会社の数、そんなにいっぱいあったのかということですが、これまでも一般競争入札ということで、過去この2年間のなかでも、何回かさせていただきました。そういったなかで、最低制限価格よりも下回って失格となったと、そして次点になったということが最終的な入札者というふうになった例はございます。ただ、私、2年間の経験のなかでは、これほど多かったのは確かになかったのかなというふうに思います。

あと金額の関係でございますが、うちのほうで設計書をお示しして、そのなかで各社が、その設計の内容を見ながら、見積り、おそらくされるんでしょうが、それぞれこういう部材であればこのくらいの金額でやればできるということを見積りながら、あとそれに、当然、会社の経費なり何なり全てありますから、そういったなかで最終的に積算されて、これならばできるということで、入札の価格ということで出してきたものというふうに私のほうは感じております。

○議長 もうひとつあったのでは。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 すみません、答弁漏れがございました。最低制限価格の設定でございますが、これにつきましては、基本的には、その自治体の独自性ということで設定はさせていただいておりますが、うちの町につきましては、国全体の流れのなかで、ある程度標準的なものというのがございますが、それを参考にさせていただきながら、独自にやっております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 自治体の独自性のなかで、これ積算したということなんですが、5億2千万円以上もの価格のやつを町で、これできるんですか。実際そのどこかに委託しなければ、いわゆるこういう工事の積算を独自にやるっていつでもできるのかどうか、それを確認しま

す。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 この今回の工事につきましては、設計は設計者がおって、その設計をもとに積算をしていただいております。積算をした最終的なものをうちのほうでいただいて、その設計額が当然出てまいりますね。その設計額に対しまして、各々直接工事費なり、あと一般管理費なり、共通仮設費、様々な費用があるわけですが、それに対しましてパーセンテージを町独自の数字を掛けて出したのが最低制限価格ということで、もともとの設計は設計会社に、積算につきましては、今回、福島の支援機構ですが、そちらのほうに積算をしたものを設計書としていただいて、それをもとに出したものでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 私もちよっとお聞きします。最低制限価格というのは、発注者側の価格ですよ。間違いありません。設計会社に委託して、それで建設課（建設水道課）で最低制限価格は5億2,600何々といつて、落札というのは、応札された業者の金額ですね。これがたまたま一致したということに、我々は不自然さを感じているんですがということなんです。もう一度その辺、説明していただきたい。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答えを申し上げたいと思います。

入札ですね、荒海議員さんも分かる通り、工事については、まず設計会社に設計をしていただきます。その設計ごとに数量が出て、今回は、こういう建築でございますから、なかなか建設課（建設水道課）直営では積算が難しいということから、福島支援機構さんに、その数量をもとに積算をしていただき、最終的な設計額を出してもらいます。

それで、その設計額に対しまして、当然、設計のなかには直接工事にかかる部分、あと共通仮設費、また一般管理費というようなことで、各々区分がございまして、それごとに、特に工事費については、その品質を確保するため、高い率ですが、ということで、各々ごとに一定の率を掛けて、最終的にそれを積算して出した、合計して出した額が最低制限価格ということで設定をさせていただいております。

今回、7社、入札に参加されてやってもらったわけです。それで、4社がその最低制限価格を下回って、1社がぴったりで、あと2社がそれを上回ったということで、最終的に同じ金額になってございますが、そういうことで、その設計をもとに各入札された会社が、各々自分たちがそれを見て積算した結果こういうふうになったというふうに見ております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それは分かるんですが、まず、発注者側は最低制限価格5億2,600何万を出された。これを提示された。それで、入札になれば7社ですか、それぞれ切抜設計書ですか、それを業者に渡しますよね。それで業者は業者なりに積算してやって、5億2,600何がしを提示したということでしょう。それが、たまたまですか、どういうわけか最低制限価格と業者の見積りと合ったということ。これらは我々もちよっと疑問に思わざるを得ないんですよ、そのところ。これだけぴったり合うものかという、その辺の解釈の仕方だと思うんです。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長　それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

ちょっと担当課長と答弁が重なる部分があるかもしれませんが、まず、今回のこの工事にかかる設計でありますけれども、設計の最終的な積算をしたのは、市町村がそれぞれ出資をしております一般社団法人福島市町村支援機構という、建設、あるいは建築の設計を専門に担当している機関でございます。そちらのほうに最終積算をお願いしまして、それを出てきたものを町が、今度、切抜きの設計書をつくって、業者の皆さんにそれをお示しするというところでございます。

そして一方で、その工事の入札にかかる予定価格、それから最低制限価格ということでございますけれども、予定価格は、通常その設計額を100パーセントの金額で設計予定価格ということで設定をしております。それから、最低制限価格につきましては、先ほど課長が申し上げましたように、国全体の、ある程度のその状況を勘案いたしまして、それぞれの区分に率を掛けて算出するというところでございます。

今回、予定価格につきましては、税抜きで5億8,255万円ということで、これは設計額ということでございます。それに対して、最低制限価格が5億2,616万6千円と、積算したなかで最低制限価格を設定したということでございます。それで、条件付一般競争入札ということで入札を執行したわけでございますが、これまで最低制限価格を割ったというのは、私も平成27年、28年と2年間やってまいりましたけれども、これまで1件か2件あるかないかというような状況でありました。

このように7社が応札をいたしまして、4社が最低制限価格を割るということは、これまでそういう状況はなかったわけでありまして、その5番目の札である今回の滝谷建設工業株式会社が5億2,616万6千円ということで落札したわけでございますが、これが最低制限価格と、たまたまということだと思いますけれども、そういうことで同額であったということでございます。

そういうことでございますので、我々としては、入札基準に基づきまして、最低制限価格を下回った業者については、残念ながら失格と、5番目のこの予定価格と最低制限価格の間で一番安い業者を落札したということでございます。

それから、もう1つ、一番安いところと5千万円くらいの差があるんじゃないかという話も先ほどございました。それで、我々公共事業の積算については、一定の基準を持ってやっているわけでございますけれども、その最終確認は、先ほど申し上げましたように、その専門である一般社団法人福島市町村支援機構にお願いをいたしまして、最終的な積算をしたということでございます。

最近の傾向でありますけれども、議員もご承知のように、最近のその入札の傾向と申しますか、まだ、そんな顕著なあれはございませんけれども、一時期、震災の復興で、非常に公共事業の単価、それから資材単価、非常に高騰して、年々高騰してきておりました。ここにきまして、先日で満6年が経過したわけでありまして、ある程度、震災復興にかかる工事が、福島県のほうもかなり進んできて、その事業費全体が縮小傾向に入ってきているというようなことも聞いておまして、年々、これからその単価が若干下がり傾向にあるのかなというふうには考えておりますが、まだ公共事業の単価としましては、これまでの上昇してきた単価を、その平成28年度の単価を使用して積算しているわけござ

いますけれども、そういったところで、今回応札した業者の皆さん方については、そういったところで企業努力をされて応札をされたのかなというふうに考えておりますので、この落札額がぴったしで、ちょっとどうなのかというようなおたかしではございますけれども、我々としては適正な入札の執行をしまりましたので、この金額で契約をお願い申し上げたいということでございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 私もちっと理解できるように教えてほしいんですが、いまの副町長のお話ですと、一般社団法人福島市町村支援機構というところで予定価格を設定して、それで、区分に率を掛けて、最低制限価格を設定したということですが、最終的に最低制限価格を設定したのは西会津町ですよ。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 3番、秦議員のご質問にお答えいたします。

福島市町村支援機構で最終的な設計額を算出いたします。それをもとにしまして、町が予定価格、それから最低制限価格を設定するというところでございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 私も経験が浅いので、よく過去のことは分かりませんが、いままで最低制限価格と入札額が同額だったという例は、いままで事例はありましたか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 お答えをいたします。

いままで予定価格と入札価格が同額ということは、私の記憶のなかではあります。ただ、最低制限価格のほうで同額というのは、私のこの2年間の経験のなかではございませんでした。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 2年はなかったということですが、例えば、これあれですよ、最低制限価格という設定ができたのは、随分前からですよ。

であれば、設定されてからは一度もなかったということですね。分かりました。それだけ確認すれば結構です。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今回の入札についてですが、この議会を町民の方もご覧になっていると思います。まず、町民目線から考えますと、7社ですか、応札して4社が下回ったと、そうすると3社だけが該当者だと、まずそれが、素直に考えれば、仕事の量は減っているから安く取る、その気持ちは分かります。というのは、それも分かりますが、そうすれば当初より積算が若干高いのではなかったのかと、まず考えられると。

あともう1点ですが、今回は最低予定価格を公表しないでやって、たまたま同じになったと、最低予定価格を公表してやる入札もあると思います。それで、たまたま今回はそれをしないで、入札者と最低価格が同額であったと、仮にこれを理解したとしても、今後このようなことが続くとしますと、町民から見れば、はっきり言って疑惑が持たれます。何かしら対応しないと、また同じようなことがあった場合、それは法律上は問題ないと思います。でも疑惑だけは持たれると思います。どのように考えていますか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 5番、長谷川議員のご質問にお答えいたしますが、まず、積算が高かったんじゃないかというおたがしでございますけれども、我々、適正な積算かどうかというところを最終的にそれを確認、積算を確認していただいたのが、先ほど申し上げました福島市町村支援機構、これ一般財団法人福島市町村支援機構というところで、先ほども申し上げましたけれども、各市町村からの出資をしている団体ということでございまして、専門的にそういうところを扱っているところでございますので、そこをお願いをして、その積算がきちんとされているかというところをお願いして、できたのが今回の設計書でございますので、我々としては、決して高いとか低いとかということではなくて、適正な設計であったというふうに判断をしております。

それから、予定価格、最低制限価格は、この入札については公表はしてございません。それで、たまたまその一緒になったというところが疑惑というようなお話がございましたけれども、そういった、今回、本当にたまたま、いままでもこういうケースがあまり聞いたことありませんので、たまたま一緒になったというふうに判断せざるを得ないんですけれども、これに対して、第三者から疑惑がどうのこうのという、なんといいますか通報だとか、そういったものは全くございませんので、町といたしましても、適正な入札の執行であったというふうに判断しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町でも今後ともいろんな事業があると思います。こういったことが、来年とはいいませんが、何年か以内にたまたま同じにならないとも限らないと思います。そういった場合に、町民目線から見れば、不思議さが残るのではないですか、心配するからです。それだけです。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 これから先の入札ということでございますけれども、我々といたしましては、その工事に対する設計の積算が、適正な設計書というところをもって入札を執行していく、これまでもやってまいりましたし、今後もそういうことで実施してまいりますので、あと、その入札の結果で、積算するうえでの単価というのは、毎年度、毎年度それは変わっていきますので、それは適正に把握しながら設計書をつくりあげて、入札を執行していきたいということで考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 いま同僚議員が言いたいことは言いましたけれども、まず、役場としてこの役場庁舎の建設費として、どのくらいの金額を想定しておったのか。前、同僚議員が12月の議会で、総務課長にお尋ねしたところ、総務課長は新しくつくったら30億円くらいかかるんじゃないかと、だから10億円近くかかっても、これはしょうがないんじゃないかというような、私、間違っていたら構いませんけれども、間違っていると断言してもらって結構です。だから、私は、町は最初はどのくらいの金額を想定しておったのか、積算してみたらこういう金額になったと。

そして、この周辺整備の金額というのは、ここには含まれておりませんよね。周辺整備はどのくらいかかるんでしょうか。2つ。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、役場庁舎の改修等工事でございますが、平成28年度の補正予算でも計上し、平成29年度の当初予算にも計上してございます。2カ年で整備をすると。平成28年度につきましては、工事費の40パーセント、平成29年度が60パーセントの計上でございまして、その工事費は6億3千万円を見込んでございました。

ですから、今回の入札結果、約5億7千万円でございますので、改修工事につきましては、いま時点で6千万円の減ということでございます。

それから、そのほかの事業費はどのくらいかかるのかというご質問でございますが、改修工事ですとか、駐車場工事、あとはペレットボイラーも整備をします。それから、諸々解体費用ですとか、移設費用含めると、9億4千万円ほど見込んでございますが、補助金、太陽光発電ですとか、ペレットボイラーの補助金を差し引きますと、約8億4千万円の一般財源でだいたい賄えるのかなと、いまのところの予定でございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、この金額、全部で5億6,825万9,280円という金額になるんですね。これから、この工事が始まりましてから、補正とか設計変更なんていうことはないですよ。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 設計変更ということでございますが、基本的には、いまやった設計の中身で工事は施工してまいりますので、その内容でできあがると思いますけれども、ただ、やっていくなかで、どうしても、ここちょっと予定した工事の内容と少し変更しないと、どうしてもできないというようなところも、通常工事をやっておりますと、多少そういうのは出てまいりますので、そういったときには、設計変更をしながら、工事の契約の変更等も出てまいりますけれども、そのときには、今回のように金額の変更が出てまいりますれば、議会の皆さまに、改めてご説明申し上げて、変更のご議決をいただきながら、その工事を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 だから、いま3月だから、工事始まって1カ月、2カ月で補正とか、設計変更ということは絶対ないようにしてください。入札している意味がなくなってしまうから、最初、安く取っておいて、後で何だかんだでやられたらんでは、方法ないからね。この金額で決まったんだから、この金額でやれと言ってくださいよ。はい、いいです、答弁はいいです。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 工事を始めて、1カ月、2カ月ですぐ変更が生じるということは、通常はあまり考えられませんので、そういうことはないと思いますけれども、先ほども申し上げましたように、やっぱりどうしてもやっているなかで、変更をせざるを得ないということも可能性としてありますので、そこはひとつご理解をいただきたいと思います。

それからもう1つ、この3月1日に労務単価が変更になりました。それで、この入札の執行が2月の段階でございましたので、3月1日の労務単価の変更に伴って、その契約の

金額が変更はせざるを得ないということでございますので、そこはやむを得ない内容ということでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 38 号、役場新庁舎改修等工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号、役場新庁舎改修等工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 39 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長　議案第 39 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明いたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別支援措置等に関する法律に基づいて策定しているところであります。辺地債を活用し、公共的施設の整備を図る際には、事業が計画書に盛り込まれていることが要件となります。現計画につきましては、平成 27 年度から 31 年度までを計画期間とする計画であります。平成 29 年度事業に新たに事業を追加することとしましたので、計画の変更を本議会に提出したところであります。

それでは、辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更をご覧いただきたいと思ひます。

今次の計画変更であります。新郷辺地 1 地区にかかる総合計画の追加であります。その内容であります。3 ページをご覧ください。

一番下の行を追加しております。施設名、西会津国際芸術村、事業費について 5,130 万 1 千円。財源内訳として、特定財源 1 千万円。一般財源 4,130 万 1 千円。一般財源のうち、辺地債充当額 4,030 万円を新たに追加するものであります。変更理由としては、西会津国際芸術村では、来館者数が増加したことにより、建築基準法等に基づく改修が必要となったことによるものです。

以上で、辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の説明を終わりますが、本案につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により議会の議決をお願いするものです。

よろしくご審議くださいます。原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 39 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 40 号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長　議案第 40 号、過疎地域自立促進計画（西会津町過疎地域自立促進計画）の変更についてご説明をさせていただきます。

過疎地域自立促進計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づいて策定しているところでありまして、過疎債を活用し、公共的施設の整備を図る際には、事業が計画書に盛り込まれていることが要件となります。現計画については、平成 28 年度から 32 年度までを計画期間とする計画であります。平成 29 年度事業に新たに事業を追加することとしたので、計画の変更を本議会に提出したところであります。

それでは、西会津町過疎地域自立促進計画（変更）を配付しておりますので、資料をご覧くださいと思います。

変更計画書の 1 ページをご覧くださいと思います。

変更の 1 点目は、区分 2 の産業の振興の欄の事業名（8）観光またはレクリエーション施設に、温泉健康保養センター整備を追加するものです。本事業は、老朽化した温泉健康保養センターの施設改修を行うものであります。

変更の 2 点目は、区分 3 の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の欄の（7）自動車等に町民バス車両整備を追加するものであります。本事業は、老朽化した町民バスを更新するものであります。

変更の 3 点目は、区分 4 の生活環境の整備の欄の（1）水道施設簡易水道に、簡易水道施設整備費補助金を追加するものであります。本事業は、水道未整備集落への水道施設の整備によるものであります。

変更の 4 点は、同じ生活環境の整備の欄の（5）消防施設に、消防ポンプ庫と消防ポンプ自動車整備を追加するものであります。消防ポンプ庫は、消防ポンプ自動車の車庫を整備するもので、消防ポンプ自動車については、喜多方地方広域市町村圏組合が所有する老朽化した消防ポンプ自動車を更新するものであります。

変更の5点目は、区分5の高齢者の保健及び福祉の向上及び増進欄の(2)介護老人保健施設に機能訓練送迎車両整備を追加し、老朽化した機能訓練送迎車両を更新するものがあります。

変更の6点目は、区分6の医療の確保の欄の(1)診療施設に、医療機器を追加し、老朽化した医療機器を更新するものであります。医療機器については、事業内容に記載のとおりであります。

変更の7点目は、区分7の教育の振興の欄の(1)学校教育関連施設に、屋外プール整備及び学校給食設備を追加し、西会津小学校に新たに学校プールの整備と、学校給食センターの調理用整備を更新するものであります。

3ページから5ページについては、変更前と新たに変更した内容について記載したものであり、全て新たに追加するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本計画の変更案につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項により準用する同条第1項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

4番、小柴敬君。

○小柴敬　1点だけお伺いします。消防ポンプ自動車整備ということですが、この喜多方広域市町村圏組合ということは、要するに常備の消防のポンプが古くなったので、そっちのほうに補助を出すために、借り入れするときに、これに載せないお金が出せないからというような理解でよろしいでしょうか、西会津町独自の消防ではないですよ、いかかですか。

○議長　町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　4番、小柴議員のご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、喜多方地方広域市町村圏組合、常備消防の部分でございまして、この部分につきましては、山都分署のほうの車両の整備でございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第40号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(14時59分)

平成29年第3回西会津町議会定例会会議録

平成29年 3月21日(火)

開 議 10時00分
延 会 13時19分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤 一 郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第3回議会定例会議事日程（第12号）

平成29年3月21日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第1 | 議案第26号 | 平成29年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第27号 | 平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第28号 | 平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第29号 | 平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第30号 | 平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第31号 | 平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第32号 | 平成29年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第33号 | 平成29年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第34号 | 平成29年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第35号 | 平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第36号 | 平成29年度西会津町水道事業会計予算 |
| 日程第12 | 議案第37号 | 平成29年度西会津町本町財産区特別会計予算 |

延 会

（各常任委員会）

（各常任委員会会場）

- 総務常任委員会……〔議員控室〕（第1会議室）
- 経済常任委員会……〔議会委員会室〕

○議長 おはようございます。平成 29 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 26 号、平成 29 年度西会津町一般会計予算から、日程第 12、議案第 37 号、平成 29 年度西会津町本町財産区特別会計予算までを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1 議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いいたします。

職員に議題を朗読させます。

議会事務局長、渡部峰明君。

(事務局長朗読)

○議長 議案第 26 号の説明を求めます。

併せて議会基本条例第 7 条の規定に基づく重要政策の審議等に関し、若者定住促進住宅整備事業基本構想策定、温泉健康保養施設大規模修繕、道路整備計画調査事業及び防災行政無線デジタル化改修工事についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 26 号、平成 29 年度西会津町一般会計予算の調製について、ご説明いたします。

まず、国の当初予算編成の基本方針であります。平成 29 年度は、平成 32 年度に財政健全化を目指すとした経済・財政再生計画の 2 年目にあたることから、厳しい財政状況を踏まえた歳出改革を図るとともに、子育てや介護、成長戦略の鍵となる研究開発、東日本大震災等の災害からの復興、防災対策の強化などの重要な政策課題については必要な予算措置を講ずるなど、メリハリのある予算編成を目指すこととしたところであります。

また、地方が一億総活躍社会の実現や地方創生の推進、防災・減災対策などに取り組みながら、安定的な財政運営を行えるよう、地方の財源でもある一般財源総額を前年度より 4,000 億円上回る 62 兆 803 億円としたところであります。地方交付税は前年度比 2.2 パーセント減の 16 兆 3,298 億円、額にして 3,705 億円の減となっており、地方財政を取り巻く状況は依然厳しいものとなっております。

一方、県におきましては、一日も早い復興の実現に向けて、復興・再生と地方創生に資する施策を効果的かつ戦略的に展開するため、被災地域の生活環境整備や新産業の創出、交流人口の拡大に向けた観光コンテンツの創出、結婚・出産・子育て支援の充実など、復興及び地方創生を加速させるための取り組みを優先した予算配分を行うとの方針を示したところであります。

しかし、地方交付税の減額など、依然として厳しい状況であることから、今まで実施してきた事業の効果を検証するとともに、事業の見直しや廃止・統合を図るなどの歳出改革に取り組むこととしております。

このような状況を踏まえ、本町の平成 29 年度当初予算は、国・県の予算編成や税制改革等の動向などを注視しながら情報収集に努め、歳入においては過大見積りとならないよう的確に見込むとともに、歳出においては、「みんなの声が響くまち にしあいつ」を基本理

念とした西会津町総合計画や町の憲法である、まちづくり基本条例が目指す協働によるまちづくりの実現に向け、町民の皆さんの暮らしに直結した各種事業を各方面にわたり計上するとともに、地域経済活性化をより一層推進するため、「住んでみたい、行ってみたい町へ」をテーマとした定住促進と交流人口の拡大を総合的に推進していくこととしました。

また、平成 28 年度から事業を開始した、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、雇用の創出、町への新しい人の流れづくり、若い世代の結婚・出産・子育てへの支援、安心な暮らしを守り地域づくりの推進の四つの基本目標を達成するための各種事業を予算計上したところであります。

この結果、平成 29 年度一般会計予算の総額は、64 億 7,000 万円で、前年度比 7,300 万円、率にして 1.1 パーセントの増となり、過去最大の当初予算額となったところであります。

これらの財源といたしましては、町税や地方交付税、国・県支出金、町債などを見込みましたが、町の活性化を図る、まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る事業や今年度新たに実施する保育料 2 分の 1 軽減などの子育て支援充実に係る予算計上などにより、財政調整基金から 4 億 4,900 万円を投入し、予算編成を行ったところであります。

なお、本町の財政状況であります。去る 3 月 10 日に開催されました全員協議会でご説明いたしましたとおり、国が示す地方公共団体財政健全化法等に基づく健全化判断比率は、全て適正値の範囲内で推移しているところであります。

町といたしましては、今後も引き続き、安定した財政運営の構築を図るため、町独自に中長期的な財政計画や公債費負担適正化計画を策定し、健全財政の維持に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

それでは、平成 29 年度一般会計当初予算について、ご説明いたします。

予算書の 1 ページをご覧ください。

平成 29 年度、西会津町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 64 億 7,000 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

地方債。第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表地方債による。

一時借入金。第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 15 億円と定める。

歳出予算の流用。第 5 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費。賃金に係るものは除きます。に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、歳入歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。事前に予算書と一緒に

配りいたしました当初予算資料。この資料でございますが、この資料で説明をさせていただきます。

はじめに6ページをご覧ください。歳入であります。

まず、1款町税は、5億8,094万4千円の計上であります。個人町民税や法人町民税、軽自動車税の増などにより、前年度より535万3千円の増額となりました。

次に、2款地方譲与税8千万円、3款利子割交付金60万円、4款配当割交付金20万円、5款株式等譲渡所得割交付金100万円、6款地方消費税交付金1億800万円、7款自動車取得税交付金1,900万円、8款地方特例交付金70万円。これらにつきましては、いずれも県の予算編成指針等を考慮し、計上したものであります。

9款地方交付税は、26億4,645万9千円の計上であります。その内訳としましては、普通地方交付税で24億5,649万5千円の計上ですが、先ほどもご説明いたしました、地方財政計画のマイナス2.2パーセントや国勢調査の人口減少などを考慮し積算したところであります。なお、前年度当初ベースでの比較では6,962万3千円、2.9パーセントの増。前年度決定ベースでの比較では1億6,250万円、6.2パーセントの減となったところであります。また、特別地方交付税につきましては、前年度同額の1億9千万円を計上いたしました。

次に、10款交通安全対策特別交付金50万円ですが、県の予算編成指針等を考慮し、計上いたしました。

7ページをご覧ください。

11款分担金及び負担金1,515万7千円の計上につきましては、認定こども園保育負担金1,200万円などであり、保育料につきましては、子育て支援の一層の充実を図るため、平成29年度より半額とすることといたしました。

12款使用料及び手数料1億5,084万9千円の計上につきましては、ケーブルテレビ使用料5,700万円、インターネット使用料3,164万円、町営住宅使用料4,226万3千円などがあります。

13款国庫支出金4億8,584万6千円の計上につきましては、障がい者福祉費負担金6,182万5千円、児童手当給付費負担金4,495万8千円、社会資本整備総合交付金の町道野沢柴崎線などの道路事業3億275万円、同じく、さゆり公園屋内プールボイラー更新などの都市公園事業2,450万円、同じく、町営西原住宅屋根塗装改修などの地域住宅計画事業2,075万8千円などがあります。

8ページをご覧ください。

14款県支出金4億3,548万6千円の計上につきましては、障がい者福祉費負担金3,163万7千円、電源立地地域対策交付金3,188万2千円、中山間地域等直接支払交付金5,844万7千円、多面的機能支払交付金3,374万7千円、役場新庁舎のバイオマスボイラー設置に係る森林整備加速化・林業再生基金事業2,500万円、広葉樹林再生事業補助金5,076万円などがあります。

9ページをご覧ください。

15款財産収入1,082万5千円の計上は、土地・建物等の財産貸付収入904万4千円などがあります。

16 款寄附金 500 万 1 千円の計上は、ふるさと応援寄附金 500 万円などであります。

17 款繰入金 8 億 7,660 万 1 千円の計上は、財政調整基金繰入金 4 億 4,900 万円、庁舎整備基金繰入金 4 億 1,554 万 3 千円などであります。

18 款繰越金 6 千万の計上は、前年度からの繰越金であります。

19 款諸収入 4,759 万 6 千円の計上は、中小企業融資資金貸付金元金収入 2,500 万円、電源立地交付金である未来を描く市町村等支援事業助成金 700 万円、認定こども園の保育士の給食費負担金 202 万 4 千円などであります。

10 ページをご覧ください。

20 款町債 9 億 4,520 万円の計上は、辺地対策事業債 5,890 万円、過疎対策事業債 6 億 3,590 万円、緊急防災・減災事業債 9,210 万円、臨時財政対策債 1 億 5,060 万円などあります。

11 ページをご覧ください。11 ページからは、歳出であります。

まず、1 款議会費 9,277 万 6 千円の計上は、議員報酬及び議会運営に係る経費であります。

2 款総務費 14 億 7,461 万 6 千円の計上は、総合行政情報システム事業 6,038 万 5 千円、財政調整基金積立金 3,012 万 1 千円、役場新庁舎改修等工事 4 億 4,045 万 3 千円、温泉施設管理業務委託料 3,271 万 5 千円、温泉施設浴室改修工事 2,551 万 5 千円、芸術村施設改修工事 5,097 万 6 千円、今年度から 2 名増員し、7 名体制とする地域おこし協力隊配置事業 3,295 万 3 千円、ケーブルテレビ運営事業 8,248 万 3 千円、12 ページにいきまして、インターネット運営事業 2,349 万 7 千円、デマンドバス運行事業 8,673 万 7 千円などあります。

3 款民生費 10 億 2,739 万 8 千円の計上は、昨年度から支給対象を第 1 子からとし、子育て支援の充実を図った出産祝金 1,010 万円、国民健康保険特別会計・事業勘定繰出金 7,726 万 2 千円、国民健康保険特別会計・診療施設勘定繰出金 3,738 万 3 千円、後継者対策事業 400 万円、平成 27 年度より事業を開始した雪処理支援隊事業 328 万 1 千円、介護保険特別会計繰出金 1 億 8,754 万 9 千円、13 ページにいきまして、後期高齢者医療費・療養給付費負担金 1 億 6 万円、後期高齢者医療特別会計繰出金 4,062 万 5 千円、障がい福祉サービス費 1 億 2,654 万 9 千円、子育て医療費サポート事業助成費 1,492 万 7 千円、乳幼児家庭子育て応援金 400 万円、児童手当 6,508 万 5 千円、本年 4 月に開園いたします、こゆりこども園に係る給食用賄材料費 1,400 万円、給食調理業務委託料 1,309 万円、こども園運営委託料 1 億 3,286 万 5 千円、放課後児童クラブ委託料 1,244 万 8 千円などあります。

次に、4 款衛生費 5 億 5,131 万 9 千円の計上は、屋敷地区の簡易水道施設整備事業補助金 6,328 万円、水道事業会計繰出金 9,410 万円、簡易水道等事業特別会計繰出金 4,249 万 3 千円、インフルエンザワクチン予防接種事業 1,287 万 9 千円、現在、新たな斎場の整備を進めております喜多方地方広域市町村圏組合・斎場費負担金 5,736 万 2 千円、検診事業 1,932 万 3 千円、14 ページにいきまして、ごみ・し尿処理等の喜多方地方広域市町村圏組合負担金 6,480 万円、ごみ収集委託料 3,638 万 1 千円、個別排水処理事業特別会計繰出金 2,688 万 4 千円などあります。

5 款労働費 25 万 3 千円の計上は、会津地域雇用創造推進協議会への就職フェア負担金な

どであります。

6 款農林水産業費 4 億 9,438 万 6 千円の計上は、中山間地域等直接支払事業 7,780 万 6 千円、園芸ハウス整備工事 641 万 6 千円、健康な土づくり普及促進事業 559 万 2 千円、環境保全型農業直接支援対策事業 1,059 万円、農林水産物 P R 支援事業 300 万 4 千円、地域連携販売力強化施設整備事業 749 万 8 千円、農業集落排水処理事業特別会計繰出金 8,219 万 7 千円、多面的機能支払交付金事業 4,525 万 6 千円、有害鳥獣駆除事業 451 万 9 千円、15 ページにいきまして、菌床栽培ハウス整備工事 2,725 万 5 千円、広葉樹林再生事業 5,076 万円、今年度から事業を開始する林地台帳整備事業 203 万 1 千円、岩井沢檜ノ木平線の林道開設等工事 2,040 万円、面倉線などの林道補修工事 1,294 万 5 千円などであります。

7 款商工費 1 億 632 万 1 千円の計上は、町商工会育成補助金 500 万円、町内企業支援補助金 150 万円、中小企業振興資金融資制度貸付金 2,500 万円、テレワーク運営事業 557 万 9 千円、飯豊山登山道整備事業 200 万円、町 P R 動画更新事業 210 万 8 千円、会津デジタル DMO 推進協議会負担金 175 万円、にしあいつ観光交流協会育成補助金 1,300 万円、周遊観光促進事業 315 万円、消費者行政推進費 341 万 1 千円、消費者風評対策事業 446 万 6 千円などあります。

8 款土木費 9 億 9,320 万 6 千円の計上は、屋敷地区の県営急傾斜地崩壊対策事業負担金 313 万円、町道修繕工事 1,291 万円、道路維持管理委託料 838 万 2 千円、尾登茗荷沢の法面修繕工事などの町道補修工事 1 千万円、町道除雪賃金 2,662 万円、16 ページにいきまして、除雪委託料 1 億円、野沢柴崎線や小学校線などの町道改良舗装等工事 3 億 8,800 万円、安座橋などの修繕や橋りょうの定期点検等の橋りょう修繕事業 7,150 万円、下水道施設事業特別会計繰出金 1 億 2,220 万 8 千円、さゆり公園管理業務委託料 4,751 万 2 千円、屋内プールボイラー更新などの、さゆり公園施設改修等工事 4,900 万円、町営西原住宅屋根改修工事 2,370 万円などあります。

9 款消防費 3 億 153 万 4 千円の計上は、喜多方地方広域市町村圏組合消防費負担金 1 億 3,521 万 3 千円、消防団員報酬 1,747 万 8 千円、消防施設等修繕料 480 万円、消防ポンプ自動車購入費 2,194 万 4 千円、防災ハザードマップ作成業務委託料 300 万 6 千円、防災気象情報提供業務委託料 267 万 5 千円、今年度から事業を開始いたします防災行政無線デジタル化改修工事 6,200 万円などあります。

10 款教育費 6 億 3,982 万 4 千円の計上は、小中一貫教育導入推進事業 301 万 4 千円、西会津高校活性化に係る通学費補助金・進路支援補助金・生徒活動後援会補助金・修学資金貸付金の合計で 804 万円、17 ページにいきまして、外国語指導助手招致事業 423 万 3 千円、小中学校各種大会出場補助金 300 万円、小中学校交流事業補助金 288 万 1 千円、学校給食費 4,187 万 4 千円、スクールバス運行費 4,432 万円、小学校管理費 1,521 万 6 千円、小学校教育支援事業 1,196 万 4 千円、小学校プール建設工事 2 億 5,180 万円、中学校管理費 2,288 万 2 千円、中学校教育支援事業 515 万円、生涯学習指導業務委託料 571 万 6 千円、歴史文化基本構想策定事業 592 万 1 千円、横町館跡発掘調査事業 1,902 万 4 千円、図書館費 838 万 6 千円、旧奥川中学校体育館屋根葺替工事 644 万 7 千円、町体育協会補助金 431 万円などあります。

11 款災害復旧費 2,491 万 1 千円は、農業施設災害復旧費、林業施設災害復旧費、18 ペー

ジにいきまして、道路橋りょう河川災害復旧費の現年災害の計上であります。

12 款公債費 7 億 5,845 万 6 千円の計上は、地方債償還元金 7 億 343 万 3 千円、地方債償還利子 5,492 万 3 千円などであります。

以上、歳入歳出の総額を 64 億 7 千万円とするものであります。

次に、予算書の 7 ページをご覧ください。

第 2 表、債務負担行為であります。債務負担行為とは、将来にわたり支出の義務を伴う場合に設定するものであります。今回設定する事業は、防災行政無線デジタル化整備事業でありまして、期間は平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間、限度額は 3 億 9,700 万円であります。

次に、第 3 表、地方債であります。平成 29 年度における各種事業実施の財源の一部として充当するため、起こすものであります。

まず、辺地対策事業費であります。限度額を 5,890 万円とし、芸術村施設改修事業や町道改良舗装事業などに充当するものであります。

次に過疎対策事業費であります。限度額を 6 億 3,590 万円とし、町道改良舗装事業や小学校プール建設事業などに充当するものであります。

次に、一般単独事業費であります。限度額を 310 万円とし、自然災害防止事業に充当するものであります。

次に、緊急防災・減災事業費であります。限度額を 9,210 万円とし、消防施設整備費や防災行政無線デジタル化整備事業に充当するものであります。

次に、災害復旧事業費であります。限度額を 460 万円とし、農林業施設及び道路河川の補助災害復旧費に充当するものであります。

次に、臨時財政対策債であります。普通地方交付税の振替措置といたしまして、限度額を 1 億 5,060 万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、議案第 26 号、平成 29 年度西会津町一般会計予算の説明を終了させていただきます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 西会津町議会基本条例第 7 条の規定に基づきます重要施策の審議等の、若者定住促進住宅整備基本構想策定事業、温泉健康保養施設大規模修繕についてご説明申し上げます。

はじめに、若者定住促進住宅整備基本構想策定事業についてご説明いたします。お手元にお配りいたしました別紙資料をご覧くださいと思います。

まず、1 の事業の目的であります。

町では、定住促進と交流人口の拡大を重点施策として位置付けております。特に定住・移住の促進については、住宅の整備・購入費への助成をはじめ、定住・移住に向けた相談体制を整備してきたところであります。

一昨年 12 月に実施した企業訪問の意見の中においても、町外からの通勤リスク等を回避するため、若い世帯や単身者が入居できる住宅整備の要望があり、また、現在、西会津国際芸術村に設置しております、定住・移住総合支援センターへの移住を希望する相談件数

も、今年度は50件と増加している状況にあることから、移住・定住を推進するには住居の確保が重要であると考えているところであります。

このようなことから、平成29年度におきまして、若者世帯や移住世帯、単身世帯が入居できるような、若者定住促進住宅の基本構想を策定するものであります。

次に、2の事業概要についてであります。まず、住宅の整備に向けた基本構想を策定してまいります。若者の定住に向けて、教育施設が集約され子育て環境が整っている森野地区の旧尾野本小学校跡地に若者世帯、移住世帯及び単身者が入居できる住宅を整備するため構想を策定いたします。候補地といたしまして、旧尾野本小学校跡地で、面積は9,974平方メートルであります。これは、学校施設台帳上の面積でございます。

続きまして、基本構想の内容につきましては、周辺地域の現況把握、課題等の整理、整備方針の検討、これは土地の利用計画、設備等についてであります。また、鳥瞰図、いわゆるイメージ図を作成をするものであります。財源といたしましては、一般財源で2款総務費、総務管理費のふるさと振興費に予算を計上しております。事業費につきましては、記載のとおり250万円を予定しております。

次に総合計画への位置付けであります。西会津町総合計画・基本計画後期において、大区分、豊かで魅力あるまちづくり、中区分、4.定住と交流の促進、小区分、2.定住の促進の中に、⑦として、若者が定住できる住宅の整備として位置付けられております。

次に、4のまち・ひと・しごと創生総合戦略への位置付けであります。6の政策分野と具体的な施策、(3)若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、①若者の暮らしを応援するの中に、具体的な取り組みとして、イとして、若者向け住宅の整備として位置付けられております。

次に、5の今後のスケジュールであります。平成29年4月以降、委託業務契約手続き開始し、平成30年2月下旬までに、若者定住促進住宅整備基本構想を策定していく予定であります。

続きまして、温泉健康保養施設大規模修繕について、ご説明申し上げます。

まず、1の事業の目的についてであります。温泉健康保養センター、ロータスインは、平成4年にオープンし、現在、町内外から年間約7万人が利用しております。

しかし、温泉施設はオープンから間もなく25年が経過しようとしており、温泉施設・浴場内の床などの建築部分、及び設備等の老朽化が進んでいることから、施設の長寿命化と、利用者に安全・安心なサービスを提供するため、温泉施設の機能保全を図る大規模な修繕を実施するものであります。

次に、2の事業の概要であります。(1)の事業実施施設であります。

一番目として、名称としましては、西会津町温泉健康保養センターであります。位置といたしまして、西会津町登世島字下小島187番地でございます。期間につきましては、平成29年度から平成30年度の2カ年で修繕を予定しております。

主な修繕内容であります。平成29年度に対しまして、浴場ですが、浴槽及び床のタイルの貼替え、壁の塗装、天井のバスリブ、天井材の張替え・塗装、寝湯の撤去及び浴槽の拡張を考えております。また露天風呂につきましては、浴槽及び床のタイル貼替え、壁の塗装を考えております。このほか設備関係といたしまして、配管の更新、ろ過機の更新を

行っていくものであります。

続いて、平成30年度の予定でございますが、屋根といたしまして、軒先の葺き替え、段葺きの補修、塗装替え、あと外壁の塗装替えを行うものであります。

続きまして、参考でございますが、2ページ目の参考資料をご覧くださいと思います。

平成29年度はにつきましては、赤く色付けをしている浴槽内を修繕を行うものでございます。先ほども申し上げましたが、タイルの貼替え、あとはアミルサッシの取り換えとか、天井の部分の取り換えと、そういう部分を予定しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、3ページ目をご覧くださいと思います。

こちらは、温泉施設内の屋根や外壁の修繕を行うものでございまして、平成30年度は、主に外周りを工事する予定となっております。

次に(2)の事業費等であります。

総事業費につきましては、7,055万9千円を予定しているところでございます。

平成29年度におきましては、事業費といたしまして、2,551万5千円を予定しております。内訳といたしまして、工事請負費として、2,322万円、委託料といたしまして、229万5千円を予定しているところでございます。

平成30年度におきましては、4,504万4千円を予定しております。内訳といたしまして、工事請負費として、4,217万4千円。委託料として、287万円を予定しているところでございます。

次に3の総合計画への位置付けであります。西会津町総合計画・基本計画後期におきまして、大区分、豊かで魅力あるまちづくり、中区分、3. 観光の振興と地域資源活用、小区分、1. 地域資源の発掘と磨き上げの中に、③といたしまして、老朽施設等の計画的な修繕として位置付けられております。

次に今後の主な予定でございます。こちらは平成29年度でございますが、まず5月に入札、契約手続きを行いまして、6月から7月にかけて、準備期間を設けさせていただきたいと思っております。8月下旬から工事に着手いたしまして、3月末までには工事を完了していきたいと考えているところでございます。

以上、若者定住促進住宅整備基本構想策定事業及び温泉健康保養施設大規模修繕についての説明を終わります。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 私からは、道路整備計画調査事業についてご説明を申し上げます。

まず、1番目に背景でございますが、本町の道路行政につきましては、奥川地区から野沢地区を結ぶ、いわゆる町縦貫道路の整備を最重点事業として、平成14年度から進めてきたところでございます。本年度、橋立3号橋が架橋され、県代行の橋屋橋も町道の取り付けを含め、平成29年度には完成予定でございます。平成30年度以降、新たに整備をする計画を策定する必要が出てきたところでございます。

一方、高度経済成長時代に整備をいたしました道路施設につきましては、現在、老朽化が進んでおり、安全性を確保する観点から、点検調査に基づいた維持修繕も重要となって

ございます。

2番としまして、平成28年度の検討内容でございます。平成28年度は、計画の対象とする路線の選定を実施をいたしました。当初におきましては、町道及び林道の704路線のうち、幹線及び生活道路として利用しております284路線を計画対象候補としておりました。

しかし、これらにつきましては、道路の規格及び利用状況等に大きな違いがありますことから、それをさらに分類をし、計画対象とする路線の絞り込みを検討いたしました。

3といたしまして、道路の分類と調査対象でございます。先ほどの検討の結果、道路整備計画は、道路の規格に基づいて、以下の分類で位置付けることとし、なお、本調査事業は、高規格道路を対象に実施をいたします。まず高規格道路、いわゆる2車線の道路でございます。幹線町道として、本調査事業に基づき計画に位置付けをいたします。次に集落道、1車線の道路でございますが、要望等に基づき、現地調査のうえ計画に位置付けることといたします。なお、舗装の修繕等につきましては、道路法に基づきます点検調査の結果により、緊急性、また重要性を勘案し、年次的に町の実施計画に位置付けることといたします。

4に調査事業の内容でございますが、新しい道路整備計画は、町の道路の現状及び将来的なまちづくりの視点を踏まえ、町縦貫道の完成で得られます、その整備効果をより高める方針で策定をいたします。このため、どの路線をどのように整備をすれば効果が上がるかを、これらを専門的知識を持つコンサルタントに調査をしていただく必要があります。平成29年度に道路整備計画調査事業として調査をする経費を計上したところでございます。

5番目に予算措置でございますが、平成29年度予算に測量設計委託料ということで、調査費700万円を計上させていただいているところでございます。

6として、今後のスケジュールですが、平成29年度に調査及び計画の策定をいたします。平成30年度以降につきましては、その計画の進捗の管理及び随時見直しをしていきたいというふうに考えております。

以上で道路整備計画調査事業についてのご説明を終了いたします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 西会津町議会基本条例第7条の規定に基づきます重要施策のうち、防災行政無線デジタル化改修工事についてご説明申し上げます。

お手元にお配りいたしました別紙資料をご覧くださいと思います。

1、事業の目的でございますが、本町の防災行政無線、同報系であります。平成2年に整備以降、自治区に拡声子局を新設しながら事業を進めてまいりました。非常時における住民に対する災害情報、気象情報の周知や、平常時には住民サービスの一つとして、行政の連絡用としても活用しているところでございます。

現在使用しております無線機器は、老朽化が進み、経年劣化による故障も絶えない状況でありまして、復旧するための部品の調達にも支障をきたしているところでございます。

同報系につきましては、国の基準見直しによりまして、アナログ方式の新たな更新が認められなくなり、平成34年11月末までには、デジタル化方式にしなければならなくなりまして。

2、事業の期間であります。平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間でございます。

3、事業の概要であります。事業費 4 億 5,900 万円でございます。

2、工事の内容であります。2 枚目の系統図も一緒にご覧いただきたいと思っております。

1 つとしまして、役場庁舎親局の新設でございます。アナログからデジタル方式にするものでございます。

2 つ目としまして、既設通信機器の新庁舎への移設でございます。

3 つ目としまして、中継局、荒木中継局、再送信の子局、檜木平、幕ノ内、小杉山、青坂、杉木峠の新設であります。

4 つ目としまして、屋外拡声子局のデジタル化でございます。

5 つ目としまして、戸別受信機の 100 台の設置ということでございます。

4 番の予算措置でありますけれども、平成 29 年度の当初予算に設計管理費及び工事請負費を計上いたしました。また、工事期間が数年に及ぶことから、債務負担行為により実施をする予定であります。財源につきましては、緊急防災・減災事業債で対応をすることとしております。

5 の年度別計画でございます。平成 29 年、1 年目でございますけれども、6,200 万円。平成 30 年、1 億 4,360 万円。3 年目、平成 31 年でございますが、1 億 3,040 万円。4 年目、平成 32 年でございますけれども、1 億 2,300 万円。合計で 4 億 5,900 万円となります。

今後のスケジュールでございますが、平成 29 年 5 月に設計業務の委託契約を予定しております。その後、10 月に工事請負契約を締結させていただきたいと考えてございます。

以上で防災行政無線デジタル化改修工事についての説明を終了させていただきます。

○議長 議案第 27 号及び議案第 28 号の説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 議案第 27 号、平成 29 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

工業団地の分譲につきましては、経済の活性化と雇用の確保を図るうえで重要な課題であると認識しているところであります。企業誘致を取り巻く環境は、厳しい状況となっておりますが、若者の定住促進や町内の雇用の場の創出に向け、平成 29 年度は、4 月に企業訪問を実施し、景況等について意見交換をするほか、県などの関係機関と連携を図り、情報を集めながら、工業団地の分譲に向けて努力してまいります。

それでは、予算書の 8 ページをご覧ください。

平成 29 年度西会津町の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,867 万 6 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の 135 ページをご覧ください。まず、歳入であります。

1 款財産収入、1 項 1 目不動産売払収入 8,867 万 4 千円の計上ですが、これは未分譲地の売払い収入であります。

2 款繰越金、1 項 1 目繰越金、1 千円から 3 款諸収入、1 項 1 目町預金利子 1 千円までは、前年度繰越金及び預金利子の存目計上であります。

136 ページをご覧ください。

歳出であります。

1 款予備費、1 項 1 目予備費であります。8,867 万 6 千円を計上したところであります。

以上、議案第 27 号、平成 29 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 28 号、平成 29 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

住宅団地につきましては、平成 28 年度に 2 区画を分譲したことから、全 69 区画のうち 57 区画が分譲済みとなり、未分譲区画は 12 区画となっております。平成 29 年度におきましては、住宅団地購入費補助金の PR、定住移住に向けた HP への掲載、さらには新聞・雑誌等への広告などを通じて、広く情報発信を行い、分譲促進を図ってまいります。

それでは、予算書の 11 ページをご覧ください。

平成 29 年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 604 万 6 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、事項別明細書の 139 ページをご覧ください。

まず、歳入であります。1 款使用料及び手数料、1 項 1 目住宅団地使用料 1 万 8 千円は分譲地以外の電柱及び支線の使用料であります。

2 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入 6 千円は、分譲地内の電柱及び支線の土地貸付収入であります。2 項 1 目不動産売払収入 593 万 7 千円は、1 区画分の分譲収入を見込んだものであります。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金、140 ページの 4 款諸収入、1 項 1 目町預金利子は前年度繰越金及び預金利子の存目計上であります。2 項 1 目雑入、8 万 3 千円は団地内の街路灯電気代の受益者負担分であります。

141 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款事業費、1 項 1 目住宅団地分譲事業費 604 万 6 千円の計上は、1 区画分の分譲促進謝礼 50 万円や、旅費、広告料及び 1 区画分の住宅団地購入費補助金 50 万円など、分譲に要する経費を計上したほか、修繕料や樹木伐採委託料など、住宅団地内の維持管理に要する計上したものであります。

以上、議案第 28 号、平成 29 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長 議案第 29 号から議案第 31 号までの説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第 29 号、平成 29 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算について、ご説明をいたします。予算説明の前に、まず町の下水道事業全般についてご説明を申し上げます。

本町は、町全域下水道化を目標に、3つの事業を組み合わせながら推進してまいりました。野沢地区、大久保地区は公共下水道事業により、小島地区、野尻地区など6地区は農業集落排水事業により、それ以外は個別排水処理施設事業により推進をしております。これらにより、全人口のうち汚水処理施設が使用できる人口の率である汚水処理普及率は、平成 27 年度末時点で 79.1 パーセントであり、この 5 年間で 5.3 ポイント向上しております。

それでは、本予算の下水道事業の概要を説明申し上げます。

平成 5 年度より進めてきました野沢処理区の整備は、平成 28 年度に全て完了いたしました。今後は、適正な維持管理のため、計画的な修繕により長寿命化を進めてまいります。公共下水道事業の接続状況は、平成 28 年度に、新たに 19 件の加入申し込みがあり、昨年 12 月末現在の下水道使用件数は 593 件となりました。なお、接続率は、60.5 であり、新規加入により接続率は微増しております。平成 29 年度も加入促進に向け、普及活動を続けてまいります。

それでは、予算書の説明に入らせていただきます。予算書の 14 ページをご覧くださいと思います。

平成 29 年度西会津町の下水道施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 6,363 万 9 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。事項別明細書の 145 ページをご覧くださいと思います。まず歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料は 3,136 万 9 千円の計上です。前年度と比較いたしまして 1 パーセントの増で計上してございます。1 項 2 目下水道施設使用料は 2 千円の計上です。施設内の電柱用地貸付金でございます。2 項 1 目下水道登録手数料は 10 万 5 千円の計上でございます。設計審査及び指定業者標示板交付の手数料でございます。

2 款国庫支出金、1 項 1 目下水道事業費国庫補助金は 900 万円の計上です。事業費 1,800 万円に対する国からの補助金でございます。

3 款県支出金、1 項 1 目下水道事業費県補助金は 45 万円の計上です。補助事業対象費に対し 2.5 パーセントが県から補助されます。

4 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金は 3 千円の計上です。排水設備工事費貸付基金の利子でございます。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は 1 億 2,220 万 8 千円の計上です。歳出から歳入を差し引いた不足財源を、一般会計から繰り入れをしております。

6 款繰越金、1 項 1 目繰越金は 50 万円の計上です。

7 款諸収入、1 項 1 目町預金利子は 1 千円の計上です。2 項 1 目弁償金は 1 千円の計上でございます。

次に歳出でございます。148 ページをご覧くださいと思います。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は 3,849 万 1 千円の計上でございます。処理施設の維持管理や本事業の事務処理にかかる経費でございます。職員 1 名の人件費のほか、11 節需用費で電気料金などの施設の光熱水費で 799 万 1 千円、野沢浄化センターやマンホールポンプの修繕料で 450 万円、12 節役務費では汚泥処理手数料 375 万 5 千円、13 節委託料では浄化センター管理委託料 1,134 万円などが主なものでございます。

150 ページをご覧くださいと思います。

2 款施設整備費、1 項 1 目下水道施設費は 3,222 万 4 千円の計上です。施設の長寿命化に係るストックマネジメント計画策定に係る委託料などが主なものでございます。

3 款公債費、1 項 1 目元金は 7,098 万 3 千円の計上です。1 項 2 目利子は 2,184 万 1 千円の計上です。

4 款予備費、1 項 1 目予備費は 10 万円の計上です。

それでは、予算書の 17 ページへお戻りいただきしたいと思います。

第 2 表債務負担行為。これは、排水設備資金等の融資に対する損失補償です。期間は平成 29 年度から 34 年度までの 6 年間で、限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について、弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額となります。これは排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき、融資を受けた団体が対象となっております。

以上で、西会津町下水道施設事業特別会計の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第 30 号、平成 29 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算について、ご説明をいたします。

本会計は、小島・森野・宝坂・白坂・笹川・野尻の 6 地区の施設を管理運営するための会計でございます。加入者の状況は、平成 28 年 12 月末時点で 707 件となりまして、昨年度と比較し 4 件の増加となりました。今後も加入率向上のため、加入促進活動を展開してまいります。

それでは予算書をご説明申し上げます。予算書の 18 ページをご覧くださいと思います。

平成 29 年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 1,517 万 5 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます 162 ページをご覧くださいと思います。まず歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料は 3,246 万 8 千円の計上です。前年度より 0.5 パーセントの増で計上してございます。1 項 2 目下水道施設使用料は 1 千円の計上です。処理場敷地内の電柱の土地貸付収入でございます。2 項 1 目下水道登録手数料は 7 千円の計上です。新規加入者の設計審査手数料です。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は 8,219 万 7 千円の計上です。歳入歳出を調製した後の不足財源につきまして、一般会計から繰り入れをしております。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金は 50 万円の計上です。

次、4 款諸収入、1 項 1 目町預金利子は 1 千円の計上です。2 項 1 目弁償金も 1 千円の計上でございます。

164 ページをご覧くださいと思います。ここからは歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は 3,511 万 2 千円の計上です。本会計の維持管理にかかる経費として、職員 1 名の人件費のほか、11 節需用費では光熱水費 841 万 2 千円、12 節役務費では汚泥処理手数料 556 万円、13 節委託料では、処理施設管理委託料 749 万円などが主なものでございます。

2 款公債費、1 項 1 目元金は 5,956 万 4 千円の計上です。1 項 2 目利子は 2,039 万 9 千円の計上です。

3 款予備費、1 項 1 目予備費は 10 万円の計上です。

予算書の 21 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表、債務負担行為。事項は排水設備資金等の融資に対する損失補償で。期間は平成 29 年度から 34 年度までの 6 年間となります。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について、弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額です。排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき融資を受けた団体が対象となっております。

以上で、西会津町農業集落排水処理事業特別会計の説明を終了いたします。

続きまして、議案第 31 号、平成 29 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

この個別排水処理事業は、公共下水道区域及び農業集落排水処理区域以外の地区で、設置の要望に基づき、現在、整備を進めております。これまでに 316 基の整備を行い、平成 29 年度は、15 基の整備を予定しております。これによりまして平成 29 年度末には 331 基となる予定でございます。

それでは予算書のご説明を申し上げます。予算書の 22 ページをご覧くださいと思います。

平成 29 年度西会津町の個別排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,656 万 6 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

地方債。第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。事項別明細書の177ページをご覧くださいと思います。まず歳入でございます。

1款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は1,305万7千円の計上です。設置基数の増加によりまして、前年度より3パーセント増で計上してございます。2項1目下水道登録手数料は2万2千円の計上です。新規設置の設計審査手数料です。

2款国庫支出金、1項1目個別排水処理事業費国庫補助金は571万3千円の計上です。浄化槽15基の整備にかかる国からの交付金で、対象事業費の3分の1が国から交付されます。

3款県支出金、1項1目個別排水処理事業費県補助は124万2千円の計上です。浄化槽の設置整備費の7.5パーセント相当が県から補助されます。

178ページをご覧くださいと思います。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金は2,688万4千円の計上です。歳入歳出を調整し不足する財源を一般会計から繰り入れしております。

5款繰越金、1項1目繰越金は50万円の計上です。

6款諸収入、1項1目町預金利子は、1千円の計上です。同じく2項1目弁償金も1千円の計上です。2項2目消費税還付金は74万6千円の計上です。

7款町債、1項1目下水道事業債は840万円の計上です。

180ページをご覧くださいと思います。歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費は2,971万3千円の計上です。本会計の維持管理にかかる経費として、職員の人件費のほか、11節需用費では光熱水費239万5千円、12節役務費では浄化槽保守点検清掃手数料582万6千円、汚泥処理手数料978万円などが主なものでございます。

2款施設整備費、1項1目個別排水処理施設費は2,063万9千円の計上です。15基の整備に係る工事請負費2,001万円が主なものでございます。

3款公債費、1項1目元金は377万1千円の計上です。1項2目利子は234万3千円の計上です。

182ページをご覧くださいと思います。

4款予備費、1項1目予備費は10万円の計上でございます。

それでは予算書の25ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為。事項は排水設備資金等の融資に対する損失補償で。期間は平成29年度から34年度までの6年間。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額です。

第3表、地方債。起債の目的は下水道事業費です。限度額は840万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

以上で、個別排水処理事業特別会計予算の説明を終了させていただきます。

○議長 議案第32号から議案第34号までの説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第32号、平成29年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算につ

いてご説明申し上げます。

予算の説明に入る前に概要について申し上げます。後期高齢者医療制度につきましては、平成 20 年度に創設され、75 歳以上の高齢者を対象にした医療制度であり、福島県後期高齢者医療広域連合が保険者となっており、市町村は、保険料の徴収事務や申請・届出の受け付け、窓口業務を行っております。

後期高齢者医療の保険料は、福島県後期高齢者医療広域連合が 2 年に 1 度改定することとしており、平成 29 年度は改定のない年であることから、前年度と同率の均等割が 4 万 1,700 円、所得割は 8.19 パーセントで積算しております。

その結果、歳入歳出予算の総額を 9,873 万 6 千円としたところであり、平成 29 年度（平成 28 年度）と比較して 171 万 2 千円の増、率にして 1.8 パーセントの増となりました。なお 75 歳以上の被保険者数は 1,893 人となっております。

それでは、予算書の 26 ページをご覧ください。

平成 29 年度西会津町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めることによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,873 万 6 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思えます。事項別明細書の 193 ページをご覧ください。まず、歳入であります。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目特別徴収保険料 4,387 万 9 千円は、先ほど申し上げました均等割 4 万 1,700 円、所得割 8.19 パーセントで計算したのから軽減該当分を差し引いたもののうち、年金からの徴収分であります。2 目普通徴収保険料 859 万 6 千円は、納入通知書や口座振替により納入される保険料収入であります。

2 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金 169 万 7 千円は、後期高齢者医療システムの委託料や保険料徴収にかかる事務費に対する一般会計からの繰入金であります。2 目保険基盤安定繰入金 3,872 万 3 千円は、保険料の軽減措置分にかかる繰り入れであります。3 目健康診査事業繰入金 20 万 5 千円は、健康診査のうちクレアチニン検査にかかる委託料の繰入金であります。

194 ページをご覧ください。

4 款諸収入、3 項 1 目健康診査受託事業収入 533 万 2 千円は、健康診査を広域連合から委託を受け町が実施するための受託事業収入であります。4 項 1 目雑入 30 万円は、広域連合からの保険料過年度返納金であります。

次に、195 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 145 万 7 千円は、後期高齢者医療システムのリース代などの事務費であります。2 項 1 目徴収費 47 万円は、保険料の徴収にかかる経費であります。

2 款保健事業費、1 項 1 目保健事業費 531 万 1 千円は、被保険者の健康診査にかかる委託料であります。

196 ページをご覧ください。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 9,119 万 8 千円は、徴収した保険料や保険基盤安定負担金を広域連合に納付するものであります。

4 款諸支出金、1 項 1 目保険料還付金 30 万円は、過年度分にかかる還付金であります。以上で議案第 28 号、平成 28 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 33 号、平成 29 年度西会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、町国民健康保険事業の基本方針を申し上げます。我が国の医療保険制度は、高齢化の急速な進行や医療技術の高度化等により医療費が増加しています。そんな中、国民健康保険は国民皆保険制度を支える他の保険制度に加入していない低所得者等を多く抱えるという構造的な問題に加え、保険税の収納率の低迷等から事業の運営は全国的に極めて厳しい状況となっています。このような中で、国は国民健康保健法を改正し、平成 30 年度から安定的な財政運営と効率的な事業の確保等のために、財政の責任主体を市町村から県へ移行することとしました。

本町における医療費の動向であります。平成 25 年度、平成 26 年度は低額で推移をしましたが、平成 27 年度以降は高額医療件数が増えるなど医療費は増加傾向であります。このような給付費の増加や、本町の昨今の経済状況に配慮し、平成 28 年度から 2 カ年間の第 6 期国保財政計画では、国民健康保険給付費支払準備基金から 1,500 万円ずつ取り崩し、計画的に税負担の軽減と安定した財政運営を図ることとしました。

また、保険税の収納率の向上、医療費の適正化対策の強化のほか、健康づくりの取り組みとして、食と運動と健診に重点を置いた、健康がいちばんの事業を継続してまいります。特に、常日頃から健康を意識していただくために、こゆりちゃん健康ポイント事業を進めていきます。

診療施設勘定では、診療所は本町唯一の医療機関であることから、町民の受診機会の確保と、予防医療や疾病の早期発見など地域医療を支えるため、医師 4 名体制の早期回復を目指します。また、人口減少等により診療収入が減少していることから、一般会計より繰り入れをすることで経営の安定を図ります。なお、現在会津医療センターより月 2 回内視鏡検査のため派遣していただいております医師につきましては平成 29 年度も引き続き派遣いただくこととしております。また、訪問看護事業所のサービスの充実や、医療機器の更新を行うことで、地域医療サービスの向上を図ることとしております。

以上のようなことを基本に、平成 29 年度の予算編成を行ったところであります。

その概要であります。事業勘定では、積算の基礎となります療養給付費、医療費につきましては、平成 28 年 12 月診療分までの動向を勘案し積算いたしました。療養給付費等をもとに、歳入では、国・県・支払基金交付金をそれぞれ、ルールの負担割合に応じて計上したほか、保険給付費支払準備基金から 1,500 万円を繰り入れて調製したところであります。また、前々年度の精算による返還金により減額されておりました前期高齢者交付金につきましては、平成 29 年度は返還金が少なく、大幅な増額となりましたので、平成 27 年、28 年度に特殊要因分として取り崩しておりました基金に 2 千万円を積み戻すこととしました。

次に、診療施設勘定についてであります。歳入では、平成28年中の実績をもとに計上したところであります。

歳出につきましても、実績をもとに施設運営経費や医薬品購入費など医業に係る経費を計上したほか、医師・看護師・技師・事務の人件費所要額を計上しております。また、内視鏡検査装置や画像・検査情報システム等の医療機器の更新を行う経費も計上しております。

それでは、予算書の29ページをご覧ください。

平成29年度西会津町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億9,015万5千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,350万円と定める。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容等につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。事項別明細書199ページをご覧ください。まず、事業勘定の歳入であります。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税1億8,764万9千円は、医療給付費から国・県からの負担金などの歳入を差し引き算出したところであります。なお、平成29年度の国保税率につきましては、平成28年度の決算状況や医療費の動向を見ながら平成29年6月の本算定により決定をすることとしております。2目退職被保険者等国民健康保険税781万9千円は、退職医療該当者分の保険料であります。

200ページをご覧ください。

3款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金1億2,250万3千円は、療養給付費等に係る国の32パーセントの定率負担金であります。2目高額医療費共同事業負担金683万2千円は、1件80万円以上のレセプトに係る国の負担分であります。3目特定健康診査等負担金176万円ではありますが、特定健康診査等にかかる国の負担分であります。2項1目、財政調整交付金1億88万1千円は、医療費にかかる普通調整交付金と、診療施設整備や、奥川・新郷出張診療等に対する特別調整交付金であります。臨床検査システム、画像情報システムなどの更新にかかる交付金が増えたところがございます。2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金1,088万3千円は、平成30年度から保険制度改正に伴う標準システム導入にかかる補助金であります。

201ページをご覧ください。

4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金5,955万9千円は、退職被保険者の療養給付費等に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

5 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金 2 億 1,479 万 2 千円は、各医療保険者の前期高齢者、65 歳から 74 歳までですが、その加入割合に応じて交付されるものであります。前年度に比べ 7,102 万 5 千円増額となっておりますが、前々年度の精算による返還金がなくなったことにより増額となっております。

6 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金 683 万 2 千円。2 目特定健康診査等負担金 176 万円は、国庫負担金と同様にそれぞれの県負担金であります。

202 ページをご覧ください。

2 項 1 目県財政調整交付金 5,075 万 1 千円は、医療費や各種事業の県負担分であります。保険財政共同安定化事業の交付金と拠出金の差額について交付される調整交付金が減少することから減額となっております。

7 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療費共同事業交付金 2,480 万 7 千円は、80 万円以上の高額医療費に対するものであります。2 目保険財政共同安定化事業交付金 1 億 9,700 万円は、市町村国保の財政の更なる安定化のため、平成 27 年度から全ての医療費に拡大されております。

203 ページをご覧ください。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 8,126 万 2 千円は、人件費等のほか、特定健診等に係る費用の自己負担分や、子育て医療費サポート事業の医療費及び保険税軽減分の保険基盤安定繰入金などであります。2 項 1 目国民健康保険給付費支払準備基金繰入金 1,500 万円は、被保険者の負担軽減の財源として充当するために、支払準備基金より繰り入れするものであります。

204 ページ、205 ページについてはそれぞれ存目の計上であります。

次に、206 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項目一般管理費 4,360 万 7 千円は、職員の人件費及び事務費等であり、1,183 万 8 千円の増額ですありますが、13 節委託料の平成 30 年度に向けたシステム改修費の増額が主な原因であります。

207 ページをご覧ください。

2 項目賦課徴収費 313 万 3 千円は、国保税の徴収に係る経費であります。

209 ページをご覧ください。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費 4 億 2,768 万円は、平成 28 年の医療費の動向を勘案し、月額 3,564 万円と見込み所要額を計上したものであります。2 目退職被保険者等療養給付費 4,800 万円は、平成 28 年度と同額で計上しております。

210 ページをご覧ください。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費 6,600 万円、2 目退職被保険者等高額療養費 720 万円等は、平成 28 年の医療費動向を勘案してそれぞれ計上したものであります。

211 ページをご覧ください。

2 項（4 項）1 目出産育児一時金 336 万 2 千円は、国保加入者の出産 8 件分を計上しております。5 項 1 目葬祭費 125 万円は、25 件分の計上であります。

3 款後期高齢者支援金、1 項 1 目後期高齢者支援金 1 億 649 万 1 千円は、後期高齢者医療に対する支援金であります。

212 ページをご覧ください。

一番下ではありますが、6 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金 4,719 万 3 千円は、国保に加入する介護保険第 2 号被保険者である 40 歳から 64 歳の方々の介護保険への負担分であります。

213 ページをご覧ください。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金 2,733 万 1 千円は、80 万円以上の高額医療費に係る共同事業への拠出金であります。2 目保険財政共同安定化事業拠出金 1 億 9,691 万 9 千円は、医療費に係る共同事業の拠出金であります。国保連合会より示されたものであります。

8 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費 854 万 5 千円は、町国保が行なうべき特定健康診査等にかかる経費などであります。

214 ページをご覧ください。

2 項 1 目保健衛生普及費 208 万 6 千円は、検診の受診率向上や要精検の方の受診勧奨、多受診や頻回受診への指導のための事業費であります。2 目疾病予防費 334 万 9 千円は、医療費抑制、適正化のための事業費であります。

215 ページをご覧ください。

9 款基金積立金、1 項 1 目国保基金積立金 2 千万 6 千円は、前期高齢者交付金減額の特種要因分として、平成 27 年、28 年度に 1 千万円ずつ取り崩しをしておりましたが、前期高齢者交付金が増加したことから積み戻すものであります。

216 ページをご覧ください。

10 款諸支出金、1 項 3 目償還金 1,035 万 9 千円は国県支出金の精算による返還金であります。2 項 1 目診療施設勘定繰出金 5,926 万 4 千円は、奥川・新郷診療所に係る運営費や医療機器整備に対する国の調整交付金を診療施設勘定へ繰り出すものであります。2 目一般会計繰出金 175 万円は、旧群岡中学校で行っております、ここにご相談所に対する国保加入者分の負担であります。

以上が、事業勘定であります。

次に、226 ページをご覧ください。診療施設勘定の歳入であります。

1 款診療収入、1 項 1 目国民健康保険診療報酬収入 2,424 万 2 千円。2 目社会保険診療報酬収入 1,544 万 8 千円。4 目後期高齢者医療診療収入 9,258 万 4 千円。5 目一部負担金収入 2,507 万 5 千円。6 目その他の診療報酬収入 405 万 3 千円は、それぞれ平成 28 年度の収入見込額により増減分を見込みながら積算したものであります。2 項 1 目諸検査等収入 3,204 万 9 千円は、各種検診等の収入であります。

227 ページをご覧ください。

2 款訪問看護事業所収入、1 項 1 目介護報酬収入 1,225 万 4 千円、2 目介護予防報酬収入 166 万円、2 項医療保険報酬収入 17 万 3 千円、3 項一部負担金収入 160 万 7 千円は、訪問看護事業所の収入で、平成 28 年度の実績見込み等から積算しております。

228 ページをご覧ください。

3 款使用料及び手数料、1 項 1 目文書料 191 万円は、診断書料等の収入であります。2 項 1 目診療施設手数料 129 万 4 千円は、医師住宅等の使用料収入であります。

229 ページをご覧ください。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 3,738 万 3 千円は過疎対策事業債の元利償還金に加え、診療所の経営安定のために一般会計より 1 千万円を繰り入れするよう計上しております。2 項 1 目事業勘定繰入金 5,926 万 4 千円は、新郷及び奥川出張診療の運営費や医療機器整備に対する調整交付金を事業勘定から繰り入れするものであります。

230 ページをご覧ください。

8 款諸収入、1 項 1 目 465 万 6 千円は、特別養護老人ホームさゆりの園診療業務受託収入であります。2 目グループホーム医療連携業務受託収入 324 万円は、グループホームのぞみ及び西会津しょうぶ園からの受託収入であります。2 項 1 目雑入 119 万 2 千円は、医師住宅の電気料や電話料、調剤薬局施設利用負担金などであります。

9 款町債、1 項 1 目過疎対策事業債 7,540 万円ではありますが、医療用機器整備と医師確保対策事業として過疎債を充当するものであります。

次に、232 ページをご覧ください。歳出であります。

総務費、1 項 1 目一般管理費 2 億 2,697 万 4 千円ではありますが、その内人件費が、1 億 8,204 万 7 千円を占めております。医師 4 名分のほか看護師、臨床検査技師、レントゲン技師、事務職員等の人件費を計上しております。また、医師確保のための広告料なども計上しているところであります。

次に、235 ページをご覧ください。

2 項 1 目研究研修費 94 万 6 千円は、医師等の研修に係る旅費や各医師会への負担金などであります。

2 款医業費、1 項 1 目医療用機械器具費 1 億 1,033 万 7 千円は、医療機器に係る修繕料や保守管理委託料、備品購入費などを計上しております。平成 29 年度は、血液検査のために生化学自動分析装置 2,160 万円、検査情報のネットワーク共有のための臨床検査システム 2,916 万円、画像情報のネットワーク共有のための医用画像情報システム 2,268 万円、内視鏡検査装置 1,738 万 8 千円など、医療機器の更新時期が重なっており 9,845 万円増額となっております。なお、その財源につきましては、国からの特別調整交付金や過疎債を充当しております。

236 ページをご覧ください。

2 目医療用消耗機材費 1,416 万 8 千円は、注射器や検査試薬などの医療用消耗品や血液検査等各種検査等の委託料であります。3 目医薬品衛生材料費 1,350 万円は、点滴やワクチン等の医薬品購入費であります。

237 ページをご覧ください。

4 款公債費、1 項 1 目元金 2,582 万 5 千円、2 目利子 155 万 8 千円は、地方債償還金であります。

次に、予算書に戻っていただき 37 ページをご覧くださいと思います。

第 2 表地方債。医師確保対策分並びに医療用機械整備分に係る地方債であります。起債の目的は、過疎対策事業費、限度額 7,540 万円で、起債の方法及び利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で議案第 33 号の説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る 2 月

20日開催の国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

次に、議案第34号、平成29年度西会津町介護保険特別会計予算について説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、介護保険事業の概要について申し上げます。平成29年度は、第6期介護保険事業計画の最終年度であることから、事業計画での推計や平成28年度の実績に基づいた予算編成となっております。65歳以上の第1号被保険者数は2,953人と、平成28年度と比較し、11人の減少、また、要介護認定者数は637人と、昨年度より18人減少というように、減少している状況でございます。そのため、保険給付費の総額も減少しております。この保険給付費等をもとに、歳入では、国・県・町の負担金、支払基金交付金等をそれぞれ負担割合に応じて計上しました。

次に、地域支援事業についてであります。要支援1、2の対象者への通所介護、デイサービスと訪問介護、ホームヘルプのサービスが、全て介護予防給付から地域支援事業に移行することとなりました。そのほか、いままで一般会計で予算計上しておりました地域ふれあいセンター運営費委託料と機能訓練事業を介護予防事業として介護保険特会に移動させたため増額となっております。

その結果、歳入歳出予算の総額は11億1,028万3千円となり、平成28年度当初予算と比較し、828万9千円、率にして0.75パーセントの増額になったところであります。

それでは、予算書の38ページをご覧ください。

平成29年度西会津町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億1,028万3千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。事項別明細書の247ページをご覧くださいと思います。まず、歳入であります。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料1億7,001万7千円は、65歳以上の第1号被保険者から徴収する保険料であり、第6期介護保険事業計画で定めた保険料率で算定しております。

2款使用料及び手数料、1項1目民生手数料107万6千円は、ミニデイサービスと奥川元気クラブの事業にかかる手数料です。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金1億7,739万円は、介護給付費にかかる国の負担分であります。2項1目調整交付金1億1,226万1千円は、後期高齢者の加入割合や高齢者の所得状況によって交付される介護給付費財政調整交付金であります。2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業483万5千円及び、248ページの、3

目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外1,188万8千円は、介護予防事業や地域包括支援センターに係る国庫補助金です。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金2億8,070万5千円は、介護給付費に対して40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料から社会保険診療報酬支払基金をとおして交付されるものであります。2目地域支援事業支援交付金676万9千円は、介護予防事業に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金1億4,842万7千円は、介護給付費にかかる県の負担分であります。

249ページをご覧ください。

2項1目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業302万2千円、2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外594万4千円は、介護予防事業や地域包括支援センターに係る県補助金であります。

7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金1億2,531万4千円は、介護給付費に係る町負担分12.5パーセント分であります。2目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業302万2千円及び250ページの3目地域支援事業繰入金594万4千円は、介護予防事業や地域包括支援センターに係る町の負担分であります。4目低所得者保険料軽減繰入金203万8千円は、介護保険料の第1段階にいる方の保険料を軽減するために、国・県・町で繰り入れするものであります。5目その他一般会計繰入金5,123万1千円は、職員の給与及び事務費等にかかる一般会計からの繰入金であります。

次に、252ページをご覧ください。歳出であります。

1款総務費、1項1目一般管理費2,765万4千円は、職員の人件費と事務費等でありませ

253ページをご覧ください。

3項1目介護認定調査会費（介護認定審査会費）405万1千円は、介護認定審査会に係る喜多方広域への負担金であります。2目認定調査等費460万6千円は、介護度認定のための、認定調査等にかかる経費であります。

255ページをご覧ください。

ここからが各介護サービスに対する給付費の額であります。平成29年度は、平成28年度の実績を基に計上しております。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費3億7,983万8千円、2目地域密着型介護サービス給付費1億1,305万6千円、3目施設介護サービス給付費3億8,567万5千円、4目居宅介護福祉用具購入費90万円、5目居宅介護住宅改修費90万円、6目居宅介護サービス計画給付費4,313万3千円。これらは、要介護1から5までの介護認定者にかかる介護サービス給付費であります。居宅介護サービス給付費が減少し、地域密着型介護サービス給付費が増加をしております。2項1目介護予防サービス給付費1,039万6千円、256ページにいきまして、2目地域密着型介護予防サービス給付費159万6千円、3目介護予防福祉用具購入費90万円、4目介護予防住宅改修費90万円、5目介護予防サービス計画給付費248万4千円、これらは、要支援1・2の介護認定者にかかる介護予防サービス給付費であります。3項1目審査支払手数料90万円は、介護給付等請求の審査手数

料であります。

257 ページをご覧ください。

4 項 1 目高額介護サービス費 2,040 万 2 千円は、1 割の自己負担分が一定額を超えた場合、所得等に応じて軽減するものであります。5 項 1 目高額医療合算介護サービス費 153 万 9 千円は、自己負担額が医療費と合算して著しく高額となる場合に、所得等に応じて軽減するものであります。6 項 1 目特定入所者介護サービス費 3,986 万 3 千円は、低所得者の施設サービス利用にかかる、食事・居住費等に対する軽減分であります。

258 ページをご覧ください。

4 款地域支援事業費であります。平成 28 年度からいままでの要支援 1・2 の認定を受けた方のデイサービス、ホームヘルプサービスについては、新しい総合事業として地域支援事業の中の介護予防・生活支援サービスと位置付けられております。1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費、第 1 号訪問・通所・生活支援 1,683 万 3 千円は、ミニデイサービス業務等の委託料や、みなしのデイサービス、ホームヘルプサービス費の負担金等であります。

259 ページをご覧ください。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費 294 万 7 千円は、要支援の方々が介護予防生活支援サービスを利用する際に必要なケアマネジメントに係る費用であります。2 項 1 目一般介護予防事業費 876 万 6 千円は、要介護認定を受けていない方の介護予防事業にかかる事業費であります。

260 ページをご覧ください。

3 項 1 目総合相談事業費 444 万 2 千円、2 目権利擁護事業費 266 万 5 千円、3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 177 万 6 千円は、地域包括支援センターへの委託業務等でございます。

261 ページをご覧ください。

4 目任意事業 1,725 万円は、在宅高齢者等福祉サービス費や、グループホーム入所者で低所得者に対する家賃助成事業などを計上しており、地域ふれあいセンター運営業務を一般会計から移動させております。5 目生活支援体制整備事業費 405 万 2 千円は、高齢になっても介護が必要になっても住みなれた地域で暮らすことができるように支援する生活支援コーディネーター委託料などであります。

262 ページをご覧ください。

6 目認知症総合支援事業費 685 万 5 千円は、地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員の委託料などであります。7 目地域ケア会議推進事業 127 万 2 千円は、地域ケア会議運営のための地域包括支援センターへの委託料などであります。8 目在宅医療・介護連携推進事業費 180 万 1 千円は、診療所などでの在宅医療と介護の連携をするコーディネーターの賃金などあります。

263 ページをご覧ください。

5 款介護予防支援事業費、1 項 1 目介護予防支援事業費 159 万 8 千円は、介護予防にかかる経費で、一般会計で負担しております事業分であります。

264 ページをご覧ください。

6 款諸支出金、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金 40 万円は、第 1 号被保険者の過年度分の保険料還付金であります。

以上で、議案第 34 号、平成 28 年度（平成 29 年度）西会津町介護保険特別会計予算についてまでの説明を終わらせていただきます。

○議長 暫時休議します。（12 時 03 分）

○議長 再開します。（13 時 00 分）

議案第 35 号及び議案第 36 号の説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第 35 号、平成 29 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算をご説明いたします。

本会計は、簡易水道施設 7 施設、飲料水供給施設 3 施設、合計 10 施設の管理運営を行なっております。28 年 12 月現在の給水件数は 688 件で、昨年度より 13 件減少しております。本会計は、過疎化の影響から給水件数が年々減少の傾向にあり、使用料等も一緒に減少しております。

それでは、予算書をご説明申し上げます。予算書の 43 ページをご覧くださいと思います。

平成 29 年度西会津町の簡易水道等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,915 万 2 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。事項別明細書の 273 ページをご覧くださいと思います。まず歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目水道使用料は 2,484 万 5 千円の計上です。前年度より 87 万 5 千円の減額の計上でございます。2 項 1 目水道施設等手数料は 1 万 2 千円の計上です。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は 4,249 万 3 千円の計上です。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金は 50 万円の計上です。

274 ページをご覧くださいと思います。

4 款諸収入、1 項 1 目町預金利子は 1 千円の計上です。2 項 1 目給水装置受託工事収入は 60 万円の計上です。3 項 1 目弁償金は 1 千円の計上です。2 目雑入は 70 万円の計上です。町道小山松峯線の改良工事に伴います水道管移設の補償費でございます。

次に 275 ページをご覧くださいと思います。歳出です。

1 款水道費、1 項 1 目一般管理費は 3,719 万 9 千円の計上です。本会計の管理運営にかかる経費で、職員の人件費のほか、11 節需用費の光熱水費で 360 万円、修繕料が 618 万 1 千円、12 節役務費の水質検査手数料が 884 万 8 千円、15 節の工事請負費で 360 万円が主なものとなっております。

277 ページをご覧くださいと思います。

2 款公債費、1 項 1 目元金は 2,506 万 8 千円の計上です。2 目利子は 678 万 5 千円の計

上です。

3 款予備費、1 項 1 目予備費は 10 万円の計上です。

以上で簡易水道等事業特別会計予算の説明を終了いたします。

続きまして、議案第 36 号、平成 29 年度西会津町水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

本事業は、安座・塩喰地区を除く野沢地区、尾野本地区の全域、尾登を除く登世島地区、縄沢・牛尾・山口・出ヶ原、上野尻・下野尻・端村の 36 自治区を給水区域とし、3,952 人、区域内人口の約 85 パーセントの給水を賄っております。平成 28 年 12 月現在の給水件数は 1,705 件となっております。新たに給水を申し込む方もおりますが、過疎化によりまして人口の減少から給水人口や給水量は、年々、減少の傾向にございます。

一方、配水管の老朽化が進んでおり、維持管理経費は増加の傾向にございます。このため、元金と利子を含めた企業債償還金の約 80 パーセントに相当する額を、一般会計から繰り入れていただき、財政の健全化に向けた取り組みをしております。本年度の繰入金は、収益的収支予算で 4,361 万 9 千円、資本的収支予算で 5,048 万 1 千円、合計 9,410 万円となっています。

それでは予算書をご説明申し上げます。予算書の 46 ページをご覧くださいと思います。

総則。第 1 条、平成 29 年度西会津町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。給水件数 1,670 件。年間総給水量 47 万立方メートル。1 日平均給水量 1,288 立方メートル。主要な建設改良事業、施設改良、事業費 3,868 万 2 千円。

収益的収入及び支出。第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第 1 款水道事業収益は 1 億 5,506 万 6 千円。内訳は、第 1 項、営業収益 1 億 156 万 1 千円、第 2 項、営業外収益 5,350 万 5 千円。

支出。第 1 款水道事業費 1 億 5,506 万 6 千円。内訳は、第 1 項、営業費用 1 億 1,952 万 5 千円、第 2 項、営業外費用 3,504 万 1 千円、第 3 項、予備費 50 万円。

資本的収入及び支出。第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,318 万 7 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 417 万 3 千円、過年度分損益勘定留保資金 3,901 万 4 千円で補てんするものとする。

それでは、47 ページをご覧くださいと思います。

収入。第 1 款資本的収入 8,538 万 1 千円。内訳ですが、第 1 項、企業債 3,220 万円。第 2 項、補助金 5,318 万 1 千円。

支出。第 1 款資本的支出 1 億 2,856 万 8 千円。内訳は、第 1 項、建設改良費 3,868 万 2 千円、第 2 項、企業債償還金 8,988 万 6 千円です。

企業債。第 5 条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的は、配水管更新工事費、限度額は 3,220 万円。起債の方法、利率、償還の方法はご覧のとおりでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第 6 条、次に掲げる経費につい

ては、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費 1,125 万 7 千円。

他会計からの補助金。第 7 条、営業助成及び施設建設のため、一般会計及び他の特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は 9,680 万円とする。

たな卸資産の購入限度額。第 8 条、たな卸資産の購入限度額は 20 万円と定める。

詳細につきましては、平成 29 年度西会津町水道事業会計予算実施計画にてご説明をいたします。事項別明細書の 285 ページをご覧くださいと思います。まず、収益的収入及び支出の収入でございます。

1 款水道事業収益、1 項 1 目給水収益は 1 億 49 万 1 千円の計上です。給水人口の減少によりまして、昨年度比 25 万 9 千円の減で計上しております。2 目受託工事収益は 100 万円の計上です。給水装置工事の受託金でございます。3 目その他の営業収益は 7 万円の計上です。給水装置工事の設計審査手数料が主なものでございます。2 項 1 目受取利息及び配当金は 2 万 9 千円の計上です。2 目他会計補助金 4,361 万 9 千円の計上です。これは一般会計からの補助金です。3 目消費税及び地方消費税還付金は 1 千円の計上です。4 目雑収益は 1 千円の計上です。5 目長期前受金戻入は 985 万 5 千円の計上です。建物、機械器具などの減価償却見合い分として計上しています。

286 ページをご覧くださいと思います。支出です。

1 款水道事業費、1 項 1 目原水及び浄水費は、3,433 万 8 千円の計上です。浄水施設で飲料水をつくるために要する経費でございます。委託職員の賃金 628 万 5 千円、浄水施設等の修繕費 612 万円、動力費 1,201 万 2 千円、薬品費 284 万 7 千円、材料費 131 万 8 千円が主なものでございます。2 目配水及び給水費は 1,189 万 5 千円の計上です。浄水施設から送水をするための経費でございます。漏水調査等の委託料が 255 万 5 千円、水質検査などの手数料が 174 万 8 千円、配水施設や給水管の修繕費 747 万 7 千円などが主なものでございます。3 目受託工事費は 100 万円の計上です。4 目総係費 1,026 万 5 千円の計上です。水道事業の事務処理に要する費用で、職員の人件費を計上したほか、量水器検針委託料 126 万円が主なものでございます。

288 ページをご覧くださいと思います。

5 目減価償却費 6,190 万円の計上です。建物が 1,177 万 1 千円、構築物で 4,144 万 5 千円が主なものでございます。6 目資産減耗費は 7 万 7 千円の計上です。2 項 1 目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還の利子でございます。2,779 万 1 千円の計上です。

289 ページをご覧くださいと思います。

2 目消費税及び地方消費税は 720 万円を計上しております。3 目雑支出は 5 万円の計上です。3 項 1 目予備費は 50 万円を計上しております。

290 ページをご覧くださいと思います。資本的収入及び支出の、収入です。

1 款資本的収入、1 項 1 目企業債借入金は 3,220 万円の計上です。これは老朽管更新事業に係る起債の借り入れでございます。2 項 1 目他会計負担金は 5,318 万 1 千円の計上です。一般会計からの繰入金と配水管移設に伴います一般会計からの負担金でございます。

支出。1 款は資本的支出、1 項 1 目固定資産購入費は 368 万 2 千円の計上です。量水器

の購入費のほか、大久保浄水場のベルトコンベアと薬品注入装置の更新でございます。2目配水管布設費は3,500万円の計上です。これが老朽管更新の工事に要する費用でございます。2項1目企業債償還金は8,988万6千円の計上です。

以上で水道事業会計の説明を終了させていただきます。

○議長 議案第37号の説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第37号、平成29年度西会津町本町財産区特別会計予算の調製について、ご説明いたします。

本案につきましては、本町財産区が平成22年度より、議会制から管理会制に移行したことにより、平成23年度から町議会にご提案しているものであります。予算の主な内容であります。同財産区に係る管理会経費と除間伐等の財産管理費などであります。

それでは、予算書の1ページをご覧ください。

平成29年度、西会津町の本町財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34万9千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

予算の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。

5ページをご覧ください。

まず、歳入であります。1款財産収入、1項1目財産貸付収入は、4万3千円です。これは本町財産区の区民に対する土地貸付収入24件分です。2項1目不動産売払収入2千円は、土地及び立木に係る売払収入について、それぞれ存目を計上するものであります。

2款使用料及び手数料、1項1目貸地調査手数料2千円は、土地の貸付を希望する場合の調査手数料1件分です。

3款繰越金、1項1目繰越金30万円は、前年度からの繰越金です。

6ページをご覧ください。

4款諸収入、1項1目区預金利子1千円及び2項1目雑入1千円は、それぞれ存目の計上です。

次に、7ページをご覧ください。歳出です。

1款管理会費、1項1目管理会費22万4千円です。本町財産区管理会に係る委員報酬と非常勤職員公務災害の負担金です。

2款総務費、1項1目一般管理費6千円は、交際費及び公金事務取扱手数料です。

1項2目財産管理費6万円は、除間伐等に係る作業賃金及び消耗品、郵便料です。

3款予備費、1項1目予備費は、5万9千円の計上です。

これで、平成29年度西会津町本町財産区特別会計予算の説明を終了させていただきます。

以上で、議案第26号の平成29年度西会津町一般会計予算から、議案第37号の平成29年度西会津町本町財産区特別会計予算までの全予算についての説明を終了いたしました。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 本日の日程は、ただいまの説明までとなっております。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

皆さんに申し上げます。この後、各常任委員会を開催し、平成 29 年度予算の審査等を行うことになっておりますので、委員長の指定の時間までにご参集ください。

委員会会場を申し上げます。総務常任委員会、議員控室・第 1 会議室。経済常任委員会、議会委員会室であります。

明日 22 日、水曜日は休会となっておりますが、各常任委員会を開催し、平成 29 年度予算の審査等を引き続き行ってください。また、明後日 23 日、木曜日は会期日程表のとおり、午後 1 時より本会議を再開いたします。

本日はこれで延会します。(13時19分)

平成29年第3回西会津町議会定例会会議録

平成29年 3月23日(木)

開 議 13時00分
延 会 16時37分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤 一 郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第3回議会定例会議事日程（第14号）

平成29年3月23日 午後1時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第1 | 議案第26号 | 平成29年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第27号 | 平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第28号 | 平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第29号 | 平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第30号 | 平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第31号 | 平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第32号 | 平成29年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第33号 | 平成29年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第34号 | 平成29年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第35号 | 平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第36号 | 平成29年度西会津町水道事業会計予算 |
| 日程第12 | 議案第37号 | 平成29年度西会津町本町財産区特別会計予算 |

散 会

○議長 皆さん、こんにちは。平成 29 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。

(1 3 時 0 0 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

皆さんに申し上げます。議案第 26 号から議案第 37 号までの説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

審議の方法として一般会計については総括的な質疑を行い、その後款ごとに質疑を行います。

特別会計については 1 議題ごとに行いますのでご協力をお願いします。

なお、議案の審議を行います。会議規則第 52 条で定めておりますように、議案内容の不明な点や疑問点を問いただすものであります。また、一般会計予算の総括質疑は、予算にかかる編成方針や財源など、予算全般にわたる質疑でありますので、あらかじめ申し上げておきます。

日程第 1、議案第 26 号、平成 29 年度西会津町一般会計予算の総括質疑を行います。

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それでは、総括のなかで質問をさせていただきたいと思えます。

まず、1 点目につきまして、平成 29 年度の予算、一般会計で 64 億 7 千万円、このような大型な予算が組まれております。前年対比 1.1 パーセントの増減を含めまして、緊張度を持った答弁をお聞かせいただきたいと思います。

2 点目は、町税のなかの入湯税についてでございますが、平成 29 年度において温泉施設の風呂等の改修工事が含まれておりますが、工事中の期間を検討されて示されたのか伺います。

それから 3 点目につきましては、町税の総額についてでございますが、全体の予算を左右しますので、慎重に検討されて積算されたものと思えます。ただ、0.9 パーセントの伸長率になっておりますけれども、5 億 8 千万円の根拠と県指示の計算指標はどのように示されているのか伺います。

4 番目には、利子割交付金が前年より 10 万円余減少していると。

○議長 6 番議員、いま総括だから、一つ一つは款項でやってもらうようにして、総括の部分だけの質問にしてください。

○猪俣常三 もう一つは、消防施設のなかで、野沢塚田付近におけるところの防火水槽等の設置計画があれば教えてください。

それから、もう一つは、医療体制の充実を図るということで、医師、現在 4 名ということですが、常勤というふうになりますと、今後どのような医者の確保に努めていられるのか、そこら辺のところをお聞かせください。

以上です。

○議長 総括部分だけ答えてもらって、あと款項でもう一回質問してもらうから、総括的なやつだけ答えてください。

総務課長、新田新也君。

○総務課長　　まず、猪俣議員のご質問のうち、平成 29 年度当初予算、一般会計分についてお答えをいたします。

先ほど議員が申されたとおり、一般会計の平成 29 年度の予算の総額は、64 億 7 千万円ということで、前年と比較して 7,300 万円の増、率にして 1.1 パーセントの増となったところであります。

まず、平成 29 年度の予算編成にあたりましては、町の総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略などに基づきまして、町民の皆さんの暮らしに直結した各種事業や町の活性化に資する事業、さらには人口減少に歯止めをかけるための子育て支援や交流人口の拡大などに資する事業に重点的に予算配分を行ったところであります。

主な具体的な大きな事業といたしましては、役場新庁舎の改修事業、これにつきましては、4 億 4 千万円ほど計上してございます。さらには小学校のプールの建設事業、これにつきましては、約 2 億 5 千万円の計上でございます。それから、防災行政無線のデジタル化事業であります。平成 29 年度から本格的に工事がされるということで 6,200 万円の計上ということでございます。さらに、子育て支援の一層の充実を図るということで、保育料につきまして 2 分の 1 の軽減を平成 29 年度から始めると、そういったものが主なものでございます。

さらに新規事業、今年度の新規事業を申し上げますと、主なものを申し上げます。いまほどお話をしました子育て支援の充実の分の保育料の 2 分の 1 軽減。学校教育の充実ということで、小学校のプールの整備。さらには定住と交流の促進ということで、若者定住促進住宅の基本構想の策定。あとは、生活に密着した部分ということで、屋敷地区の簡易水道の整備補助金。さらには新たな道路整備計画の調査事業。さらには野沢の中央線の消雪施設の調査関係の費用等々。あとそのほかに、観光の振興という部分につきましては、デジタルDMOの整備推進事業。さらにはPR動画の制作などがあげられます。さらに野沢地区のまちなみみや景観、保育所の跡地利用等を検討するというので、新たに野沢まちなか活性化事業と、そういう事業も新規に計上してございます。

そのほか、拡充する事業としましては、地域おこし協力隊配置事業でございますが、平成 28 年度は 5 名体制でございました。平成 29 年度につきましては、2 名増の 7 名体制の予算を確保したところでございます。

一方、それらに充当する財源でございますが、昨年度は認定こども園の整備ということで 7 億円ほどの事業費がございました。それに対しまして、今年度は役場の庁舎整備、それから小学校のプールということで、大規模事業的には、さほど増減はございませんでした。ただ、財源としましては、まず庁舎整備につきましては、庁舎整備基金、いままで積み立てをしてございまして、今年度末まで 9 億円、積み立てるとということで、事業費につきましては、ほぼその 9 億円を充てれば賄えるということで、新たな財調等の取り崩しは必要ないということで、そこら辺は財源的には、平成 28 年度よりは軽減されたということで、当初予算、平成 28 年度編成時には 6 億円の財政調整基金の繰り入れがございましたが、今年度は 4 億 4,900 万円、1 億 5 千万円以上繰り入れが減ったということでございます。

一方、本町の歳入の大半を占めます普通交付税につきましてであります。国から示された交付税の総額 2.2 パーセントの減という数字が示されてございます。それをもとに本

町の場合、平成 27 年の国勢調査で人口世帯数とも減少してございます。さらに小学校、平成 24 年に統合しまして、その小学校分の学級数、学校数が減ったということで、かなり減額はされるわけでございますけれども、一気に減額は国のほうでしない、急減補正ということで段階的に減らしていくといった部分がございます。

そこから辺も十分加味しまして、普通地方交付税の積算にあたりましては、決してその過大な見積りにならないように積算をしたうえで計上してございます。

ということで、平成 28 年度予算当初予算から比べまして、平成 29 年度の当初予算につきましては、総額は 7,300 万円増えてございますけれども、財源的には昨年度よりは、町としてはかなり楽になったと、そういった状況でございます。

以上です。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 6 番、猪俣議員のご質問にお答えをいたします。町民税務課関係の事業についてご説明を申し上げます。

まずはじめにご質問の 1 点目でございます。入湯税についてでございますけれども、入湯税につきましては、積算にあたりまして、年度年度の上下はございますものですから、過去の平均値ということで、過去 3 カ年の平均値を算出し、それを予算に計上させていただいたところでございます。入湯税につきましては、近年、若干ではあります、増加傾向にはございます。増加傾向にはございますけれども、その平均ということで計上させていただきました。工事、来年度、29 年度工事が予定されているわけでございますけれども、工事の期間、あと実施時期等も、ちょっとまだ確定しておりませんでしたので、その工事期間等については、積算のなかにはちょっと入れさせてはいただかなかたところでございます。今後、必要があれば、補正等で対応していきたいというふうに考えてございます。

2 点目の町税全般ということでございます。町税につきましては、おたのしみとおおり、今年度、昨年度比 0.9 パーセントの増ということで計上させていただいたところでございます。歳入、町税につきましては、予算でございますので、歳入欠陥のないよう慎重に、堅い見積りということで例年計上させていただいておるところでございますけれども、ちょっと手前味噌になりますけれども、近年、徴収率等が向上しておりまして、これは差し押さえ等、いろいろな対応で、徴収率等も若干上がってきておりますので、その見込み徴収率を若干上げさせて積算をさせていただきました。かつ、過大な見積りにならないよう、慎重に計上させていただいたところでございます。

まず、個別に申し上げますと、まず、決算ベースでは、例年横ばいか減少傾向、人口減等もありまして、ではございますけれども、その予算については、決算等を見込んで徴収率を少しアップさせて見込ませさせていただいたというのが大きな要因でございます。

まず、個別に申し上げますと、住民税関係でございますけれども、個人、法人でございますが、個人住民税、給与等でございますけれども、若干、給与等の所得水準が伸びてきているという部分がございます。あと、本町の農業関係におきまして、米の価格も若干の増加ではございますけれども、増えているというような状況でございますので、若干ではございますけれども上げさせていただきました。法人につきましては、ほぼ横ばいのような状況でございます。固定資産税につきましては、やはり土地の評価額の減少ですとか、

家屋も経年劣化による減少等で減少しているような状況でございます。

続きまして、軽自動車税でございます。軽自動車税につきましては、平成 28 年度から重課、経年劣化の 13 年以上の車、普通車と同様に税額がアップされたという部分がございます。平成 28 年の見込みにおきましても、対前年度比 300 万円程度上がっているというような状況でございますので、軽自動車につきましては、若干のプラスというような部分でございます。

それとあと、たばこ税でございますけれども、たばこ税につきましては、やはり喫煙者数の減、あと健康を意識してのたばこ離れというような部分ございまして、例年、税額が少しずつダウンしているというような状況でございます。

税につきましては、そのようなことで見積りをさせていただいたところでございます。

あと、消防の関係でございます。

○議長　そこはいいです。細かいところは後でもう一回でやってもらうから。

○町民税務課長　はい、以上でございます。

○議長　款項でやるのは款項でやってください。総括のやつだけ、いま取り上げましたので。

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　細かくご答弁をいただきました。ありがとうございます。そのなかで、先ほど役場庁舎、あるいは小学校プール、あとデジタル行政無線等のお話がなされましたが、私のちょっと記憶のなかで、そのデジタル行政関係の無線、これから 4 億乃至、4 年間かけて一つの計画を立てておられるということでございますが、ただ、そのなかでの以前やっておられた企業さんが、特にいろんな不都合があったのかどうかそれは分かりませんが、そういったところの部分がまた本町に携わるというようなことが考えられるのかどうか、考えておられるのかどうか、そういったところの部分。ただ、その契約の内容については、これからどういうふうか。

○議長　先ほど言ったように、一般会計予算の総括質疑は、予算にかかる編成方針や財源など、予算全般にかかる質疑で、一つ一つのやつは款項でやっていただきたいんです。

○猪俣常三　大きく捉えて、質問させていただきます。ただ、先ほど入湯税の関係で、ちょっとお尋ねしますけれども、とにかく、だいたい 57、8 万円くらいの予算が立ってはいませんが、いずれにせよ、少な目になるのかどうかだけ、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。確保できるかどうかだと私は考えておりますので。

○議長　町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　再質問にお答えをいたします。

入湯税でございますけれども、先ほどご答弁申し上げましたように、過去 3 カ年の平均値ということで算出をしております。年々、平成 25 年当時は 49 万円ほどでございましたけれども、平成 26 年、平成 27 年と若干やっぱり金額が回復ということもありますでしょうか、上がってきております。それで、見込みにつきましては、今年度、工事をやるということでございまして、期間等につきましては、まだ確定しておりませんので、ただ入湯税は年々ちょっと上昇傾向にあるという部分もございますし、ただその、例えば休業でその分は、その期間、入湯税のほうが入ってこないという部分がありますけれども、ちょっ

とその辺は予算を、予算といいますか、その工事期間等、あと予算の執行状況を確認しながら、適宜補正を取って対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

おただしのように、工事期間中は入ってこないわけでございますので、その部分は確実に減るわけでございます。ただ、近年伸びている部分もございまして、相殺してどうかという部分もございまして、ちょっと執行状況を確認しながらということでございまして、よろしくお願ひします。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 いずれにしても入るお金のことでございまして、これが見積り、見込みが誤ったなんていうところではなくして、あくまでも入るお金のほうが一番大事であろうとは思いますが、そういったところでお尋ねをしているわけでありまして。

先ほど総務課長のほうから縷々、取り組む内容についてお聞かせをいただきました。関連がある部分につきましては、また款項のところでお聞かせをいただきたいと思います、こんなふうに思っています。

以上でございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 いま総務課長からお話ございました。64億7千万円ですか、大型予算。今後、町として、どういう部門に力を入れてやっていくんだと、いろいろありますよね、インフラとか、学校とか、防災無線とかいろいろありますけれども、町として、今後どの部門に力を入れてやっていくんだという考えはございましてか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

町の事業というのは、町の総合計画ですとか、各種計画に基づいて町の活性化を図るため、あとは町民の方の生活がよくなるため、そういった事業に計画を立てて行っているということでございまして、まず、いま町で持っている一番大きな計画は総合計画でございます。その計画に基づいて、各種施策を実行していく。さらには、人口減少の歯止めをかける。それから、町の活性化を図る。そういった目的で、まち・ひと・しごと創生総合戦略も策定してございまして、そこに計上されている、計画されている事業を計画どおり実行していくと、それが町の考えでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、町として、いま緊急性というわけではないんですけれども、これをまず優先的にやっていかなければならないんだということはあるんですか、その部門で、例えば下水、漏水とか何か。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 今年度の平成29年度の当初予算で申し上げますと、まず、役場庁舎の移転に伴う改修工事、これは喫緊の課題でございます。それからさらには、小学校のプールにつきましても、今年度、当初予算に計上したわけでございますので、早急にやらなければいけない事業だと、ここに平成29年度に載っている予算は、全て町として必要、すぐにでもやらなければならぬ部分を計上しているということでございまして、ご理解をいただ

きたいと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 全体的なことに対してお伺いをいたします。同僚議員が先ほどからおっしゃっていますが、今回の予算は、過去最大、64億7千万円という大型になっております。我が町におきましては、毎年約100名以上の人口が減少されているわけですが、当然、税収も当然それに伴って減少する。まず、自主財源の確保について、どのように今後、町はみていらっしゃるか、それをお伺いいたします。

第2点目には、将来、2025年問題、非常にささやかれておりますが、この対策に対して、もし分かる範囲であれば、今後の方針というようなことを教えていただければありがたいと思います。

それから3点目ですが、普通建設事業における単独事業、これが前年度比で倍にあたっております。その内訳、項目、それについて少しお聞かせいただきたい。また、そのなかで、そういった起債、それが交付税でどの程度補填をされるのかということもお伺いしたいと思います。

それから最後ですが、将来的に借金が増えるというなかで、いま現在、平成29年度の起債を考えたときに、将来的に町の起債のピーク、それは何年くらいということになるのでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まずはじめに、今年度予算、過去最大の予算であると、さらには、今後、人口減少、さらには税収の減が見込まれるなかで、自主財源の確保はどのように町で考えているのかというご質問でございますけれども、まず自主財源につきましては、一番大きいのが町税でございます。町が独自に歳入できる歳入項目ということで、町税であったり、使用料、手数料であったり、財産収入であったり、諸収入であったり、そういったものが一般財源であります。本町の場合、平成29年度の自主財源の割合を申し上げますと、27パーセントが自主財源でございます。内訳は先ほど申し上げましたが、大きいもので言いますと、町税、さらには基金等の繰入金、これも自主財源でございます。それらが平成29年度の場合、27パーセントが自主財源になってございます。

一方、依存財源でございますが、これにつきましては、町債、さらには国県支出金、あと一番大きいのが地方交付税と、それらが依存財源でございまして、73パーセントが平成29年度の依存財源ということでございます。

まず基本的に、本町は自主財源、非常に低いということでございますが、現下の地方交付税制度が、この先、保障されれば、自主財源が少ないけれども、かかる金がかかると、交付税の算定でございますが、基準財政収入額、税金等ですね。そこから基準財政需要額、本町の規模、人口規模、面積であれば、どのくらいの経費が必要だと、その差額分を地方交付税でいただいているわけでございます。その制度があり限り、大きな減収というのは、まず考えられないということでございます。

ただし、自主財源は多ければ多いほど、町にとっては自由に使える金が多いということ

でありますので、当然、自主財源の確保は町としてもしっかりやっていかなければいけないということでございます。自主財源、例えば、町税収入でありますと、いかに収納率を上げていくか、それも1つでございます。あと、各種事業、町で様々な新規事業に取り組むわけでございますけれども、経済が活性化して、例えば雇用が増える、それから移住者が増えて、家を建てて住む。そうすれば、当然、固定資産税が入る、町民税が入る、さらには法人税等々についても入るわけでございますから、そういった投資の部分で、あとで自主財源の確保につながる事業も当然あると、そういった部分で、総合的に町としましては、よそから多くの人に来ていただいて、住んでいただいて働いていただけるような施策も自主財源の取り組みだというふうに考えてございます。

それから、2つ目でございますけれども、普通建設事業の単独分が、かなり増えたがというご質問でございます。その理由でございますが、普通建設事業の単独事業、平成28年度当初は6億600万円ほどございました。それが、平成29年度、今年度当初は11億4,300万円ということで、5億3,600万円ほど増えています。その理由でございます。まず1つとして、役場庁舎の改修工事、これが前年なかった分が出てきたと。それから、小学校プールの建設事業、これも普通建設の単独事業でございます。それらが、あと防災無線のデジタル化、これも普通建設の単独でございまして、その3つが大きく増えた要因でございます。ちなみに昨年度、大きな事業で認定こども園の整備事業がありましたが、基本的に認定こども園の建築工事につきましては、普通建設事業の補助ということで、単独ではございません。そこらが大きな普通建設事業の単独事業が増えた要因でございます。

それから、起債の交付税の算入率というようご質問でございますが、それにつきましては、申し上げます。今年度借り入れしている分でございますが、まず、辺地対策事業債につきましては、元利償還金の80パーセントが交付税で算入されると。続きまして、辺地対策（過疎対策）事業債につきましては、元利償還金の7割が交付税に算入ということでございます。さらに、臨時財政対策債は基本100パーセント算入ということでございまして、それから、緊急防災減災事業、デジタル無線とか消防車購入に充てる起債でございますが、これにつきましては、70か80、算入ということでございます。あと、もう1つ、自然災害防止債310万円の計上でございますが、これにつきましては、財政力指数によりまして額は変わりますけれども、28.5から57パーセントの算入ということでございまして、今年度予定している起債の充当率はかなり高いということでございます。

それから、起債の償還の、指数のピークでしたか、償還のピーク、償還のピークでございますが、いまのところだと、平成34年度がピークということでございます。ただ、これにつきましても、今後、平成30年度、34年度と、その先の借入状況によっては変わってきますけれども、いまのところ、試算をしているわけでございますが、過疎債、年間4億円の借り入れ、それから辺地債3千万円の借り入れ、その他の起債が3千万円の予定の試算でありますと、平成34年度がピークと。それから徐々に減っていくというような試算でございます。

以上です。

○議長　　4番、小柴敬君。

○小柴敬　　総務課長の言われたことはよく分かりましたが、あと1点、税収に対して、ふ

るさと納税、これに対して、我々議員が再三一般質問等で行っておりますが、昨年度、一応ぎりぎり400万円のふるさと納税が発生しまして、600万円ということにはなりませんが、本年度、また500万円ということで、実質昨年度のふるさと納税は200万円ちょっと超えたというような金額であろうかと思えます。であるならば、前向きな姿勢として、じゃあふるさと納税を平成29年度はどのように、やっぱり取り上げて、そして増やしていくというような、そういった前向きな気持ちというか、取り組み、これに対しての町の考えをお伺いしたいと思えます。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 4番、小柴議員のご質問にお答えいたします。

まず、ふるさと応援寄附金ですけれども、税ではございませんので、区分としては寄附金の取り扱いとなります。ただ、通称ふるさと納税と呼ばれているものでございます。今年度の取り組みにつきましては、議員各位からいろいろご質問等もいただきまして、ご答弁を申し上げているわけでございますけれども、やはり、いま現在の問題点と申しますか、やはり返礼品、やはり全国各地で豪華な返礼品等により、過当競争と申しますか、そういった部分でございます。ちょっといま国の最新情報でございますが、やはりその返礼品の過当競争が激しいということで、いまちょっと国のほうの動きとしまして、返礼品のその割合を3割程度にとどめるようにというような、今後ですけれども、4月以降、国のほうから地方自治体のほうへの要請と申しますか、そういうのが出されるというような情報を得ております。

ですから、その返礼品につきましても、やはり当町のいろんな特産品ございますけれども、そういった部分で何がいか、いろいろ検討させていただきながら、見直し等も含めて実施をして、やはりそのPRにつきましても、いろいろご指摘もございますけれども、できる限りのPRをしながら取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長 先ほど答弁漏れがございましたので、2025年対策の件について。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 大変申し訳ございません。2025年対策というようなご質問、答弁漏れがございました。2025年対策につきましては、いま町で進めております、まち・ひと・しごと創生総合戦略に従いまして対策を講じていくということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 いまの課長からのお話ですと、見直しをかけながら、国の動静をみて、3割程度に抑えるというようなことではありますが、我が町は、いま現在、ミネラル野菜だったり、民芸品だったり、米だったりというようなことで、皆さんで知恵を出し合って、そういうふうにして決められておりますが、ある程度、一本に絞ると、米なら米、そういったものに一本に絞るとというようなことをぜひ考えていただいて、例えば米にすれば、そこでふるさと応援寄附金があれば、その代金を生産農家、その方々にしっかりとお支払いをし、それで農家の収入も上がるというようなことも考えられますので、今後、前向きに検討という言葉が出ましたので、いつごろまで検討をして、我々がお聞きできるかというようなことまで、概略分かりましたらお願いします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 再質問にお答えをいたします。

議員からご提案ありましたお米ということでございますけれども、これ、私、以前ご答弁差し上げたかと思っておりますけれども、いろいろな返礼品、当町でございますけれども、やはり嗜好と申しますか、そういったニーズ等も調査をしながら、あと、先日、町長もご答弁申し上げましたように、例えば絞ったなかで返礼品をやっていくというようなもの、やはり一方策だと考えてございます。ただ然るに、最新情報で、先ほど申しましたように、国のほうでもその過当競争是正のために、ちょっと動き出すというような情報もございまして、例えば3割程度、3割に抑えなさいというような通知が今後出るというような情報も得てございますので、いろんな部分を加味しながら、検討、返礼品につきましても検討していきたいというふうに考えてございますけれども、時期的にいつまでというのは、ちょっとなかなか申し上げられないですけれども、早い段階で、その時期時期に応じて見直しを図っていきたいというふうに考えてございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 私は単純にいけます。税収はいまの説明ですと、地方交付税がきているので、いま安定しているという説明ですが、私たちの感覚で言うと、やっぱり安定した収入、いまの地方交付税というのは、確かに国からくるものですから、安定してき続けるという確定というか、絶対という保証はどうか私は分からないと思うんです。であれば、やはりいま先輩議員も申し上げましたが、目の前で、やっぱりいまできる税収を上げる最大限の努力をしなければいけないと思います。

それで、例えば今年度予算で、私、税収を、例えば西会津町はこういうところで上げようとしたとか、こういう工夫をしたというところがあるのであれば、もう一度説明していただけますでしょうか。それも、先ほどの説明のように、何年か後に結果が出るものじゃなくて、より効果的なもの、例えば検討をしたとか、そういうものがあったら教えていただいてよろしいですか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 3番、秦議員のご質問にお答えをいたします。

税収、自主財源、税収アップのための取り組みという部分でございますけれども、決算等におきまして、いろいろご説明をさせていただいておりますが、近年、徴収率は何とか上昇傾向にございまして、その要因といたしましては、いろいろな債権の差し押さえ等も実施しております。給料の調査をして、給料を差し押さえをしたり、あと預金調査をして、預金の差し押さえ、あとまた保険等も調査をして、その保険の解約、それでその差し押さえ等々もしております。あと、また各種その、例えば農業関係の補助金ではなくて、国のですか、あれ出た、そういった部分の差し押さえも実際に実施しております。いろいろな、可能な限りのそういった債権の差し押さえ等を実施し、なおかつ徴収におきまして、管理職等々、職員等と、年3回ほど集中的な徴収も実施しております。ほかに個別に、うちの町民税務課での徴収という部分もやっております、できる部分で取り組んでおる結果で、ちょっとずつでも税収率が、徴収率がアップしているのかなというふうに感じております。

今後も、その継続しながら、徴収率は限りなく 100 に近く努力していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員も、この税、基本的な税のあり方ということを調べると分かると思うんですけども、まず、税収をどう確保するかというのは、これは決まっているんです。課税客体、いわゆる、どういうところに税をかけるか、あるいはかけてくるか、ですから、この課税客体が減ってくること、例えばさっき総務課長が言ったように、人口が減る、さらには学校が減る、そういう諸々な公共施設が減ってきたということになってくると、自ずとそれは税収がどんどん減ってくるということになるわけです。

ですから、いま課長が言ったのは、いわゆるこの税収を確保するというのは、そういう減ってくる部分と、もう一つは税率をアップするということは、当然これはやらなければならないことなんです。しかしこれ 100 パーセントといたって、なかなかこれ 100 パーセントになるわけじゃないんです。税率、徴収率ね。徴収率 100 パーセントといたって、なかなかこれは厳しいということになるわけでありまして。

そしてもう 1 つは、税収を上げると、法人税、これは例えば景気がよくなり、企業がよくなるということになってくると、今度また法人税が上がってくるということですから、これは経済を活性化するということも大事なことなんです。

そういうことの、やっぱり基本的な部分がしっかりしていないと、なかなかこの西会津町の町税というのは上がってこないということになるわけですから、そういったところは、やっぱり人口が減ったり、あるいは規模が少なくなってくれば、自ずと税収は少なくなってしまうということなんです。

一方では、そういうことになってくると、いわゆる交付税という問題が出てくるわけですが、これはいわゆる基準財政需要額、この町で基本的にかかるお金がどうなのかということと、もう 1 つは、いま言ったように、どのくらい集めるかという収入額があるわけです。そうしたらば、どうしても集める金が少ないわけですから、基本的には地方財政計画のなかにおいて、結果的にそれは交付税で算入しますよということになっているわけです。

ですから、どんな小さな町であっても、村であっても、その地財法（地方財政法）によってしっかりと対応されているというのが、いまの現状の地方のあり方なんです。それから、非常に規模数が 700、人口が 700 だって 1 千だって、やっていけるということは、そういうことがしっかり確保されているということなんですよね。

ですから、今後、町としては、ただそれだけに拘らず、いま言ったような自主財源をどう確保するかということもしっかりやっていかなければならないということでもあります。

それでもう 1 つは、歳出なんです。歳出をいかに、これやっぱり費用対効果の部分に対応するか、こここのところの見直しをして、やっぱりスクラップアンドビルド、こういったことまでしっかりと対応していかないと、膨らみっぱなしということにはならない。そこはしっかり町で、将来的な計画のなかで対応しているということでもありますので、基本的な考え方はそういうことで、いま計画しているということでもあります。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 税収というのは、いろんなところから入ってくると思います。確かに税率を上

げるなんていうのは、これは申し訳ないですけども、いま町内の企業の方、個人事業主も会社経営もそうだと思いますが、本当に人がいないところで必死になって一生懸命頑張っていますので、税率を上げるなんていうことはなかなか難しいと思いますし、いま町長がおっしゃいましたとおり、徴収率が100パーセントなんてことは、これまず、現実問題あり得ないと思うんですよ。

そうすると、人口が減っていくなかで、要は地域の生産性も下がっていくなかでどうするかというと、先ほど4番議員もおっしゃっていましたが、私ずっとこれ言わなかったんですが、ふるさと納税なんですね、これも税収の1つですよ。やっぱりこういうところにも、じゅないんですか。ごめなさい、寄附金ですか、寄附金ね。すみません寄附金ですね。これもでも、ほかの自治体で、これで保育園を、いただいた寄附金で建てたりとか、結局そういうのを使って町の魅力につなげて、人口増につなげているところも自治体もあるわけですよ。やっぱり確かに税収ではございませんので、税収とはちょっと切り離して話をしますが、そういったところで利用できるものは利用して、町の魅力を、どんどんどんどん人口が減っていくのは分かっているわけですから、なるべく早いうちにこういったところに力を入れられるものは入れて、手を打って、町の魅力をいち早く上げていけば、今後過疎化されるといううちの町も、またちょっと明るい未来が、要は投資できるお金ができてくれば明るい未来が見えてくるんじゃないのかなと思うんですが、今回も見たら、寄附金の見込みが500万円で例年どおりということだったので、この辺に関して、例えばこういうふるさと納税を、ちょっと同じ質問になってしまうかもしれませんが、もうちょっと前向きに考えて、戦略的に進めてみたらいかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 こういう税収とか寄附金というのは、過大に見積もって、それをどういうふうに目的に使うかということだったら、明確にやるならば、ここに対応するというのは明確に数字表してこなければならぬんです。いま町としては、このふるさと納税に、いわゆる寄附金を何々に充てますということで、これを原資でもってこれをやるというようなところまで明確な事業を策定しているわけではないんです。ですから、これは将来的には、だんだんと膨らんでくる、あるいは年々こういうふうになってくる。これをやってくると、目的を持ってするというのも、これは当然あり得るということになるわけです。

しかしそういう、いま、このふるさと納税をもって何々するというようなところは、この予算のなかには出ていないんです。出てこないんです。ですから、結果的に、じゃあそれは捕らぬ狸の皮算用ではありませんけれども、あてにならない、いわゆるこのなかにおいて。こうしますと言っても、確実なものかということ、そうではないんですから。

いま言ったように、この返礼品というのが一番魅力なんです。西会津の返礼品の魅力といたら何なのかということなんです。それは、いま返礼品で全国的にある程度ものが確保できるというのは何かと、米ぐらいしかないですよ、実際のところ。米だって、これはいろいろ計画的に農協出荷、あるいはどこどこ出荷、個別に出荷する。こういうところでもありますから、そういうことに対して特化できるほどのものがあるかどうかということも、またこれ考えようなんです。

ですから、ほかでやっているから米がうんぬんだということには、決してそういうこと

にならない。そういうことがあれば、やっぱりしっかりと生産量と、このふるさと返礼品（返礼品）に対して、具体的にどのくらいのものを出荷できるかということを経算していかないと、なかなか難しいというのものもあるわけです。例えばお酒にしてもそうですけれども、銘柄がこうだというと、もう売り切れてしまうんですよ、西会津の銘柄がばつとなくなってしまう。それが本当に返礼品にあたるかどうかということになるわけですから、そういうことを踏まえて、具体的に何をもちょう返礼品をするかという、これしかないんですからいま。そのところをしっかりと町として考えていくということです。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 私の考えは、ちょっと、確かに米ぐらいついて言われてしまうと、確かにうちもいろいろお世話になっているので、米と言われれば確かにそのとおりなんです、冗談です。ですが、ほかにもいっぱいあると思います。いまもきのご農家さん、一生懸命頑張っていたりとか、いろんな野菜や、個人で一生懸命頑張って、農作物をつくって頑張っている人もいますし、そういうところも、私は、西会津町、確かに人口は減っていますけれども、すごく、私はこの西会津町がすごく大好きなので、すごくいいところがいっぱいあると思うんです。ただ、それを確かにふるさと納税につなげるというのは難しいかもしれませんが、やっぱり取り組みいかんせんで、皆さんそうやって、ほかの自治体もうそですけども、調べてみると、自分たちのいいところ、町のいいところ悪いところ、ちゃんと見極めて、その上で反省すべきものは反省して、いろんな返礼品を考えて、それを結果にして残してきています。

確かに数字をあげれば、じゃあ売れるのかといたら、そういう問題じゃないのはよく分かります。確かに数字だけじゃありません。町長がおっしゃるとおり、確かに返礼品というのは一番の、そのふるさと応援寄附金の魅力につながるとは思います、いまうちの町では、要は宣伝といっても、なかなか大きく打って出ていませんし、返礼品の内容も確かに変えたばかりということで、全然変わっていないので、やっぱりこういうところをなるべくスピーディに対応することによって、確かに500万円に上げるの難しいかもしれませんが、600万円、700万円と寄附金がどんどんどんどん上がっていけば、次の年は、じゃあ800万円、900万円までいってみようかと上がっていくと思うんですよ。その結果がなかなか出ないから500万円から動かないんだと思います。

だから、やっぱりそういったところを、これ最後の質問になりますけれども、ぜひ前向きに、今後、返礼品に関して、もう一回うちの町の魅力を見直してやっていただければありがたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私たちやらないと言っているわけじゃないんです。努力しますと言っているんですから、同じことを何回も何回も繰り返して言っている必要はないと思うんですよ。

ですから、しっかりそういったことに対して、これは取り組みませんなんて一言も言っているわけではないんです。こういったことで西会津町に合ったふるさと納税のあり方というものは、しっかり対応しますということで言っているわけですから、これはしっかり努力します。

もう1つは、いま、ふるさと町民制度、これはやっぱりそういう返礼品うんぬんの問題

ではなくて、本当にこの西会津町を応援したい、そしてふるさと、ふるさとの町民になって、そして西会津に来てみたい、こういう人を地道に確保するというのも、私は一つの大きな、これからの町の応援団として育ててあげていきたいなど、これは平行して取り組んでいきます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 平成29年度の予算を見て、まず感じるものなんですけれども、各課に委託料というのが多く見受けられます。そのなかで、私なりに分類してみましたが、いわゆる投資的な委託料、例えば計画委託料、調査委託料、またどうしてもやらなければいけない義務的経費と思われる委託料、管理保守委託料などありますが、そういった委託料については全体の予算のどのくらいと捉えていますか。まず1点。

あと、本町には町の財産である土地がありますが、土地の貸付料はいくらですか。また借上料は全体でいくらでしょうか。どちらが多いのでしょうか。

あともう1点ですが、各項目に各種補助金があります。補助金は、いろんな個人、または団体にされていると思いますが、その交付後の評価検証は、新年度においては評価検証は特に重点的な検証はどのように行うのでしょうか。

以上、3点お願いします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 まず1点目の委託料についてのご質問にお答えをいたします。

一般会計におきまして、委託料の総額でございますが、10億4,052万7千円でございます。それを予算額64億7千万円で割りますと、16.08パーセントが委託料の割合となります。委託料、いまほど議員がご質問されたとおり、様々な委託の種類がございます。全体10億4千万円のうち、まず公の施設の指定管理委託料、それが3億3,300万円ほどでございます。ですから、委託料全体の3割強を占めているということでございます。それ以外が7億7千万円ほどの委託料になってございますので、大きいものを言いますと、例えば町民バスの運行委託料ですとか、あとスクールバスの委託料、そういった大きなもの、あとは、例えばシステム保守管理ですとか、施設のメンテナンス委託料ですから、さらにはハード事業、道路改良、もしくは、例えばプールの建築にかかる設計及び管理の委託料、あとは計画策定の委託料、そういったものに分類されてございます。

次に、土地の借上料はというご質問でございますが、一般会計で申しますと、平成29年度一般会計予算で、合計で土地の借上料が321万8千円でございます。大きなものを申し上げますと、役場の駐車場用地ですとか、あとは西会津交番の用地、さらには群岡保育所、芝草保育所の用地、それが大きな借上の一つでございます。

それから、逆に払っているんじゃないかと、いただいている借上料でございますが、土地で言いますと、合計で49万9,911円ということで、約50万円、土地代としていただいております。大きなもので言いますと、例えば森林組合の事務所の土地代ですとか、あとは奥川の駐在所ですとか、西会津交番、そういった部分が大きな収入になってございます。

それから、3つ目でございますが、補助金についてのご質問であります。補助金につきましては、平成29年度当初予算、各種補助金、これ国県の補助等を除いた町単独の補助金ということでよろしいでしょうか。平成29年度につきましては、補助金、あと負担金、交

付金とあるんですが、まず総額でいきますと、合計で1億6,091万5千円が補助金、負担金、交付金の合計額でございます。件数につきましては、合計70件であります。そのうち、内訳、補助金の内訳につきましては、60件で1億4,212万8千円、これが補助金でございます。一番大きな、前年度よりも5,600万円ほど増額になってございますが、その一番の要因につきましては、屋敷地区の簡易水道整備にかかる補助金、これが6,328万円、本年度出ていまして、昨年度は高目地区が1,680万円でありましたので、4,650万円ほど、これで増えてございます。あと大きく、補助金等で大きく動いた部分というのは、新規の補助金で、定住企業支援事業補助金、これ新設でございまして、これは地域おこし協力隊に対する補助金300万円。それから、空き家等の利活用事業の補助金、これ200万円、新規に出てございます。これらが増の要因でございます。

前年度から、毎年補助しているような、あともう一つ、新規で、町のスポーツ少年団の育成補助金、これ新規に50万円計上してございます。それが新たな補助金ということで、あとは継続して毎年支出、補助しているものがほとんどでございまして、当然、各担当課で補助申請、終われば実績で、それを検収をするということで、中身についてはきちんと内容を把握し、チェックをし、もちろん効果があるから新年度予算でもあげたということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは、まず最初に聞きました委託料の件ですが、西会津町独自の事情もあると思えますが、この予算書を見ると、随所に委託料、委託料と出てくるんです。そして、その間に何とか事業、だから際限がなくいくように、年々委託料が増えているように思うんです。項目なのか、総額なのか、ちょっと私は把握しておりませんが、委託料の項目はどんどん増えています。このままいくとほとんど委託料で、一定の上限とか何か、そういう考えはあるんでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

上限、委託料は上限いくらだよというようなことは設定してございません。まず基本的に、委託料として予算計上するものにつきましては、まず公の施設の指定管理の委託料であります。町が直営で行うよりも、公社ですとか、福祉会ですとか、そういった他の団体に委託をしたほうが経費の節減、サービスの向上、それが、当然メリットがあるから指定管理の委託をしているわけでございます。

あと、年々増えているようだがということでございますが、今年増えた要因でございますけれども、例えば、新たに橋梁、橋の修繕の設計委託、これは町職員ではできません。これが新たに出てきまして、4,310万円ほど新たに計上されてございます。あと、町道の改良の測量設計、これらについても2,700万円の計上ということで、かなりそういったハードの部分の設計等の委託料、それがかなり多かったということでございまして、決してその上限を決めているとか、その年、年によって変わってきますので、そこら辺はご理解をいただきたいと思えます。町にとって委託をするというのは、経費の節減、さらにはサービス、あとは内容等、それらを判断しながら委託をしているところでございます。

追加でご説明をします。委託料、経常的、毎年決まって出るような業務、さらにはその

年、例えば先ほど申し上げましたように、橋梁の修繕の設計だとか、そういった年、年によって出るような臨時的な委託料、そういったものがございます。臨時的なものはその年、年の状況で変わってきますけれども、経常的な委託料につきましては、上限というのは設けていませんけれども、町としては極力予算を増やさないような考え方のもとでやってございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　その件の委託料なのですが、最近というか、いままで何か計画があると、一応、予算化にあがっています。予算化が、計画委託料、調査委託料あがって、それが予算化になれば、専門のコンサルタントに頼んで基本設計、実施設計となっています。私が思うには、専門的なところは、それは高度なところに委託すればいいんでしょうが、町内にある程度の、そんな大きな金額ではないものを計画する場合に、委託する前に、まず、特に問題がなければ、こういう計画がありますが、町民のアンケートを取ってやれば、ある程度の情報が入れば、調査費もある程度浮くと思うんです。必ず最初から専門家のコンサルタントに委託する前に、そういった事前に町民の声も聞いてから始めるのがいいんじゃないか、私はいいと思うんです、どうなんでしょうか。

○議長　　総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えをいたします。

そういったその基本構想策定ですとか、そういった委託につきましては、そういった業務全て業者に委託しているということばかりではございません。例えば、昨年度ですと、雪対策計画策定しました。これは担当課、企画情報課でありますけれども、自前で計画を策定してございます。ですから、専門的な知識とか、そういうものが必要なものであれば、当然、職員ではできませんので、民間業者に委託をするということでございますけれども、町で独自で策定できるものについては、当然、町で行っていますし、その際も委員会とかつakって、皆さんの意見を踏まえながら雪対策計画は策定しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　　7番、伊藤一男君。

○伊藤一男　私からは1点だけ質問をさせていただきます。先ほどから新年度の予算64億7千万円というようなことで、過去最大の予算だということではありますが、そのなかで、一般会計から各特別会計への繰出金、そういったものが増えているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長　　総務課長、新田新也君。

○総務課長　一般会計から特会への繰出金についてのご質問にお答えをいたします。

平成29年度の当初予算におきまして、各特別会計に繰り出している金額、総額で申し上げます、7億1,470万1千円でございます。昨年度、平成28年度の当初と比較しますと、1,856万8千円ほど増額となっております。主な要因でございますが、介護保険特別会計への繰出金、今年度が1億8,754万9千円で、前年度よりも1,156万1千円増と、これが大きな要因でございます。その理由でございますが、平成28年度まで一般会計のほうで、生活支援ハウス等、機能訓練経費は一般会計で予算化してございましたが、平成29年度から介護保険特別会計に移し替えたということで、その分が約1,200万円ほど一般会計から移っ

たということをございまして、そのほかの特別会計につきましては、大きく増減した部分はないということをございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も当初予算の総括で何点かお尋ねをしたいと思います。

まず、いまほど来、同僚議員、総務課長から新年度当初予算、対前年比1.1パーセント増の64億7千万円、過去最高額となる予算になったということで提案されております。

歳入においては地方創生の推進、一億総活躍社会の実現に向けて、諸般の事情を最大限、十分に考慮しながら堅く堅く見積りをして、歳入欠陥とならないような形で積み上げてきたと。

また、歳出においては、義務的経費が増加傾向にあるなかにおいても、財政健全化に配慮しつつ、新しい行政需要に対応するため、事務事業の評価検証、見直しを徹底をし、選択と集中、先ほど町長がおっしゃったスクラップアンドビルド、そういう考えのもとに予算編成を行われたといわれます。

そこでまずお尋ねをしたいのは、この当初予算編成にあたっての基本的な考え方、中身の問題は十分説明を受けましたので、分かりました。この当初予算で、この1年、当初予算、そう大きな増減がなくてやりたい、できそうだというような考えのもとに編成されたのか、こうは申さないでしようけれども、補正ありきの考えのもとに編成されたのか。ルール上、年度内の補正予算で対応しなければならないものは確かに分かります。しかし、年度内の特殊要因がなかったにも関わらず、年度末の最終補正で何百万円もの補正をする、こういうのが見受けられました。これが私はよく分かりません。その当初予算にあたっての本当に一生懸命取り組んだとは思われますが、その取り組まれた姿勢、意気込み、熱い気持ちがあれば、まずそれをお伺いしたいと思います。

2つ目に、いまほど5番議員が委託料の話をされましたけれども、私もこの委託料についてお尋ねをしたいと思います。委託料、数あるなかで、私は事業委託料、事業に対する委託料についてお尋ねします。例えば平成28年度であれば、西会津産米海外販路開拓調査事業であったり、人材育成事業、農商工学連携地域活性化事業、アントレプレナー教育事業、あるいは農林環境整備推進事業等々、まだまだあると思いますが、これらの事業がどのような形で評価検証され、次年度の事業や予算に反映されてきたのか、多くの事業が年度内の委託事業であって、成果品、いわゆる報告書等が年度末にならないと、またはそれ以後にならないと出てこない。これで、どのような形で次年度の事業予算に反映されるようになるのか、その辺をお尋ねします。

3つ目といたしまして、これは私、毎年聞くわけでありましてけれども、先ほど申し上げたとおり、限られた予算のなかで最大限の成果、効果を出せるよう選択と集中、スクラップアンドビルド、考えのもとに事業推進、予算配分をしてこられたといわれます。そのなかで、新規事業、あるいは大型事業への説明は十分、我々受けられますが、反対に、廃止したり、縮小したりする事業の説明はなされません。限られた人員、職員のなかで、新しいことをいくつかやろうと思えば、当然それと同じくらい廃止をしたり、縮小したりする事業があつてしかるべきだと私は思います。なぜなら、新しい仕事、新しい事業ばかりどんどんどんどん増えていったら、いつかはパンクしてしまう。パンクしないまでも、い

わゆる、いまやってる事務事業が中途半端、疎かになるような恐れがある。そんな考えがあるので、廃止、縮小する事業について、いくつあるのか、なぜ廃止、縮小なのか、理由を含めて、具体的にご説明をいただきたい。

最後になりますが、新年度は、我々がずっと言い続けてきた小学校プールの建設が実現する見通しとなりました。これは大変うれしく、我々ばかりではなくて、多くの町民にとっても大変喜ばしいことだと私は思います。今般の小学校プール建設に関しては、ある意味私は、大変評価をするところであります。なぜなら、補助金頼みの事業推進から脱却して、補助金を選択することなく、そんなこと待ってられないと、起債を起こして、過疎債を使ってこの事業を推進したい、万が一過疎債が使えなくても、一般財源を使ってでもやると、こういった姿、姿勢を私は大変評価するものであります。

本来ならば、全ての事務事業がこういった姿勢で、こういった意気込みで取り組んでいただけたならば、もう少し町民にとって寄り添った形での事業が進められるのではないかと、私は思います。そういった意味で、補助金や交付金に該当しなくても、喫緊にやらなければならない事業はなかったのか、補助金や、いわゆる交付金が付かなかったからできなかったと、事業化、予算化されなかったというものがあつたのかどうか、それをお尋ねします。

また、新年度、年度途中においても、地方創生絡みの交付金やら、補助金が、申請して、こういったものが該当して、年度途中で事業化されることも私はあるかなという思いであります。そういった流れのなかで出される事業については、どうしても唐突感が否めない。事業採択がされたから、慌てて詳細を詰める、だから本当に中身のある事業にならないものがあるように私は思われる。いま現在、交付金や、いわゆる補助金が該当すればやりたい、そういう事業はいくつくらい検討されているのか、どんな事業なのか、概要等が分かれれば、それもあわせてお尋ねをいたします。

私の総括の質問といたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、新年度予算の基本的な考え方ということでございますが、先ほどもご説明いたしましたけれども、町の総合計画、それから、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、とにかく町民の皆さんの暮らしに直結した事業、さらには町の活性化に資する事業、また、人口減少に歯止めをかけるための子育て支援の充実、それから交流人口の拡大などに資する事業に重点的に予算配分をしたということが、まず基本的な考え方でございます。もちろん予算ですので、総計予算主義でございまして、先ほど議員からお話がありました、今後、補正ありきというような考えはないのかと、当然、当初予算の編成をした時点では、そういった考えはございません。

それから、次に2つ目の委託料、特に事業委託料の考え方ということで、当然、委託をしたものの成果品に対して評価検証をし、それを平成29年度の当初予算に反映しているのかというおただしでございますけれども、当然、多くの財源を使って事業委託をしているわけでございます。当然、評価検証をし、当然それをやることによって、町の、例えば活性化が図られるとか、そういった目的でやってございますので、そこら辺はきちんと各課

で対応しているということでございます。

それから3つ目の廃止、縮小した事業はあるのかというようなおたがしでございます。昨年度も、その前の年度も同じことを聞かれたと思いますが、今回、平成28年度の予算にあがっていて、平成29年度、廃止したものということで、まず1つ目は、7款商工費のなかの鶴見区のアンテナショップを廃止しました。345万6千円ほどの減額と。それから、定住促進住宅の入居者支援補助金というものがございます。この補助金の中身でございますが、町外から町内に転入して、定住促進住宅に入居される方、この方に敷金、本来取るべき敷金、それから引っ越し費用、これは5万円が上限でございますけれども、これを補助してございました。実態を見ると、この補助金をいただいた人は、転勤でこちらに来て、すぐ、1、2年後に転居される方ということで、意味がないということで、これは事務事業の見直しをしまして、平成28年度をもって廃止と、この部分で予算額で32万8千円ほど減額してございます。事務事業の廃止につきましては、この2点でございます。

ただ、あと、いま行財政改革のなかで、事務事業の見直しは随時進めてございますけれども、先ほどお話があったように、どんどんどんどん事業が増えて、廃止するものがなければ、やっていけるのかと、そういったお話でございますけれども、行財政改革のなかで、事務事業の見直しのほかに、業務改善、それもあわせて進めてございます。そのなかで、いかにその職員の手間を軽減できるものがあるのかというような話し合いもしてございまして、例えば、会議時間の短縮ですとか、例えばテーマを、そのテーマを決めて、今日は1時間で会議を全部終わらせましょうとか、そういった取り組みもできるものから始めてございます。そういったことで、予算額で目に見えて大きな削減は今回、そうはできませんでしたが、いろいろな角度から業務改善等含めて、できるだけ本当のやるべき、職員がやるべき手間をつくりたいということで、現在取り組んでございます。

それから、今回、小学校プールについて当初予算、計上したわけでございますけれども、過疎債、充当でございますけれども、仮に過疎債が満額付かなくても、町としては財政調整基金を繰り入れてもやる考えですということでございますが、そのほか、補助金、交付金が付かないから予算計上したものはなかったのかというご質問でございますけれども、これについては、ございません。今回、平成29年度予算計上したのものにつきましては、実施計画どおり計上してございますので、付かないからあげないといったものはございません。

それから、最後の質問でございますが、今後補助金が付けば、やりたい事業はあるのかということでございますけれども、平成28年度でございますが、菌床培養施設、あれにつきましては、ずっと前から準備をしておいて、国の補正が出た時点ですぐ手を挙げたと、準備はしていたわけでございます。そういった部分は、町として本当にすぐにでもやりたいような事業については、絶えず準備をして、国の補正とか出れば、すぐ手を挙げられるような準備はしているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　分かりました。まず、当初予算の編成方針について、私は大変失礼な言い方をしたかもしれませんが、これ皆さん、一生懸命、本当に寝ないでつくられたものだと思います。ただ、話をしていると、言葉の端々に補正ありきの雰囲気を読み取れるところがあ

るものですからお尋ねしたんであります。要は、その新年度予算、これ議案として提出されるわけですから、これは何としても通していかなければならないというような意気込みを私は見せてほしかったと。これお尋ねするのは、今回の議案のなかでも、条例改正案、不手際を指摘されただけで、もう撤回してしまうというようなことがありますから、一回提案したものは、何が何でも通さなければならぬというような強い意気込みも私は必要だという思いでお尋ねをしました。

あと、補助金に関しましては、当然そのとおり、事業補助金に対してはやられると思います。ただ、先ほど言ったように、事業年度が年度末までの事業に関しては、当然、成果品なり報告書は年度末、あるいはそれ以降じゃないと出てこないと思うんです。そういう事業に対して、次年度、どういうふうに対応されるのか、評価検証は中間でやるのか、いわゆる成果品が出る前に、やって次年度の予算なり事業に反映させて、この事業委託が出てきているのか、その辺が私はよく分からない、もう成果品がみんな3月末にならないと、年度末にならないと、それ以降にならないと出ないというのであれば、新年度はどのような形でこう反映させたのか、それ分かるように説明していただきたいと思います。

あと、補助金、交付金等が出れば、いつでも手を挙げられるようにスタンバイ状態で準備していたというような話もありました。実際、細かい事業内容、いま現在、言わなくてもいいですけども、そういういま、事前にもう何かあればすぐに手を挙げられて、事業化できるようなのはいくつくらい、いま持っておられますか、その点をお尋ねします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 答えをいたします。

まず業務委託の部分で、成果品が年度末になってしまえば、ぎりぎりなので、翌年度の事業に活かさないのではないかとというようなおたがしでございますけれども、当然、委託業務につきましては、委託した後、成果品がくるまで一切やり取りがないということではございません。当然、例えば中間、もしくはその何回か業者と打ち合わせをしながら方向性なりの確認、それは当然、担当課でしてございますので、成果品が年度末出るまで内容が全然分からないということではございませんので、そこら辺はご理解をいただきたいと思っております。

それからもう1つであります、例えば国の補正予算が出れば、すぐにでも手を挙げてやるような予定事業はあるのかということでございますが、いま1件ほど農林振興課でございます。具体的な事業については、申し訳ございませんが、あるのはあるということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 事業の業務委託、事業委託に関しましては、私も当然、その担当課なりは中間で見たり、報告を受けたり、常時内容は知っていると思うんです。ただ、担当課だけではなくて、やっぱり評価検証をしなければ、次年度の予算化、あるいは事業計画には反映されないと思うんです。それは担当課任せでいいのか、それともちゃんと、先ほど言った中間で、年度末の成果品を待たなくても、中間とか何かで、いわゆる事業評価をする、評価検証をするシステムができていのかどうか、それがなければ私は、次年度の配慮はできないなという思いでありますから、それをまず確認します。

あと、いま1つの事業はスタンバイの状態、いつでも補助金、交付金が出ればできるということでもありますから、それは大いに期待しております。

先ほど言うの忘れましたが、事務事業の見直しのなかで、職員の体制のなかでやれることを、事業は増えても進めているということではありますが、実際に職員の適正化計画、この前の報告では125人にしたいという報告を受けましたけれども、新年度はまだ、そこまでには届かないような形であります。私は、その体制も、人数、頭数もそうなんです、中身の問題で、やっぱり専門職、前から言っていました専門職等々の配置、そういうのを十分考慮しなければ、やっぱり行財政改革だけでは、これからは立ち行かなくなると思います。その辺の配慮もしっかりしていただきたいと思うんですが、最後にそれだけお尋ねします。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 それでは、私のほうから委託料の関係についてお答えしたいと思います。

総務課長がいろいろご答弁申し上げたとおりでございますけれども、いろんな委託料のなかで、これを継続して実施していく委託料、それから単年度で一つ一つ決めながらやっていく委託料というものがございます。それで、その次につながるような委託事業については、当然、先ほど総務課長がお答え申し上げましたように、年度の途中、中途、途中でその評価検証といいますか、そのやっている内容をしっかり検討して、次のステップにあがっていくということでございます。

それは委託事業の内容については、各課がそれぞれ担当して実施しておりますけれども、その上のレベルで確認するのは私の仕事でございます。私が各課の課長と、また担当者と一緒に打合わせをしながら検討すると、それで、場合によっては、その委託事業の内容について、いろんなところに出ていって、しっかり検討を一緒になってやっていると、その繰り返しをしながら、いまやっておりますので、それを、その翌年度にかかる事業については、その内容を翌年度にしっかり反映していくということをやっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、2つ目の人事の関係でございますので、これも私のほうからお答えさせていただきますけれども、定員管理計画を策定いたしまして、議員がいまほど申し上げましたように125名に一応もっていきたいということでございます。なかなか計画的にそれを進めておりますけれども、採用試験をやる、それで、そのときに各種、その専門職も採用の内容を出すわけですね。それで応募をして内定を打つ、その後に辞退をするというような場合があったり、あるいは年度末でありますけれども、採用試験が終わった後に退職を申し出るというようなケースが間々ありまして、なかなかその当初の計画通りに退職と採用という、このバランスを取りながらいまやっておりますけれども、それがどうしても最終的な年度末、年度初めに向けて最終調整をするなかで、そのバランスがちょっと崩れてしまうというようなことがございますので、ただ、最終的には、いま申し上げましたように、125の線を目指してやっていく、それで、そのなかにはしっかりと専門職も組み入れながら人員を確保していきたいということで取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員から当初予算のなかで、全ての年度内の事業化ということの内容であります
が、決してそれだけではないんですね。例えば、国とか県の、いわゆるいま新しい事業が
できたときに、町がその計画策定をしている段階で、前倒ししなければ、前倒してしても
いいんじゃないかという事業が出てきた場合については、これはやっぱり、いまそこがチ
ャンスだということになれば、それはやっぱりこの、その年度のなかで事業化を図ってい
ったほうがいいと、こういうことになれば、そういった事業を、いま具体的にどうい
う事業かというようなことではありません。例えば、いま地方創生いろいろメニューが出て
きますので、例えばそのなかで、若者定住、これはいま、これから計画を策定しよう
ということになっているんですが、策定している段階において、こういう事業をもっと早
めに加速化してやれるよということになれば、それはやっぱりもっと、この前倒しをしな
がら取り組んでいくとか、そういうことで、年度のなかでいろいろ対応すべき内容が多々
あると思うんです。そういった場合は、しっかり議会のほうといろいろ話をさせていただ
いて、そして今年度でこういうこと計画でやりたいと、こういうことありますから、この
年度内のなかで、これだけということでは決してないと。そういう流動化しているとい
うところは、やっぱりご承知願いたいというふうに思っています。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私も2点ほど質問させていただきます。

先ほど来、話ありました自主財源の確保というようなことでございます。私も一般質問
のなかで、ふるさと納税、特にすぐに取り組める要素があると、またそれだけの成果があ
がるということで話をしてきましたが、先ほど町長は、やらないとは言っていないんだと
いうようなお話でございましたけれども、かといって、そんなに前向きでやるというよう
な姿勢も見えてこないんですね。ですから、それはそれでまた時間も必要なのかなとい
うような感じも持っているわけでございます。

そこで、それだけが自主財源確保ではないということの意味かなというふうに私は取っ
たんですが、これは総括表の5ページ、資料としていただいた総括表の5ページの、ず
っと下のほうにいきまして、下から9行目くらいになりますが、このなかの文言で、経
常経費のさらなる削減を図り、持続的発展や、将来の自主財源確保につながる事業とい
うこと、文言があります。だから、こういういい事業があるのであれば、早く取り組
んで、早めな対応になるのかなと思ったんですが、これらの内容について、どのよう
なことを想定されておられるのかお伺いをしたいと思います。

あともう1つですが、この人口減少というのは、ご多分に漏れず、どこの市町村、本
町も同じでございます。それで、ずっと以前から、そのために交流人口の拡大という
ようなことに取り組んで、グリーンツーリズムやら、いろんな観光振興、そのような
ことをやってきているわけです。今回のこの予算編成のなかで、今度、会津の三
十三観音が日本文化遺産になったというようなことも絡めて、それらいろいろな
要素というか、期待の持てる条件が、いい要素があるわけですが、今回の
予算に、例えばそういう交流人口の拡大に向けての、その予算化をして
取り組み、どういふのをされるのかお伺いしたいと思います。

以上、2点です。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 自主財源の確保という観点から申し上げたいと思うんですが、例えば、私はやっぱり、農業所得でもいいし、やっぱり所得の向上に結び付く事業を、もっともっとやっぱり拡大をしていくことが必要だというふうには思っているんです。例えば、いま、これは税に直接跳ね返ってくるかどうかは分かりませんが、やっぱり潤うということになってくると、やっぱりそれだけ税にも、やっぱり若干影響は出てくると。いま西会津町の、今日、施設園芸組合の総会がありますけれども、あのなかでも私、言いたいと思うんですけれども、売上が、道の駅で来たことだけで、前年対比 124.1 パーセントに、実は売上がなっているんです。それだけやっぱり農業所得という意味からすれば、やっぱり拡大をしている。これはいい傾向かなということですから、結果的にそれは、所得の、いわゆる拡大につながって、イコール、この税にも若干跳ね返ってくる。これはそんなに何千万何位、何億単位ではなくても、そういう経済を活性化することによって、一つは自主財源をどう確保するか、これ広範にまたがっていくことが必要じゃないかというふうには実は思っています。

例えば、農業、ミネラル野菜でもそう、さらには、これから米の出荷高でもそうでありますけれども、やっぱりブランド化をすることによって、もっともっと目に見える、そういう事業効果というのは表れてくるんじゃないかということで、これから、やっぱり産業をどう確保するかということをつなげていきたいというふうに思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 交流人口の拡大を図るための具体的な事業はというご質問にお答えをいたします。

様々事業ございますけれども、主なものを申し上げます。まず1つ目でございますが、移住定住総合支援センター、これ芸術村に設置してございまして、かなりの問い合わせ、実際に移住定住された方もいるようでございますが、その事業で670万円ほどの計上でございます。さらに、芸術村、4千人近くの方が訪れるようになったということで、その改修につきましても、人を多く呼ぶための改修ということで、今年度5,100万円ほど計上してございます。それから、あと、交流人口の拡大でありますので、グリーンツーリズムの推進ということで、推進事業で185万円ほどの計上。さらには西会津観光交流協会の育成補助金ということで1,300万円。それから、PR動画作成、都会向けのPR動画作成が210万円ほど。それから、外国人観光客向けのデジタルDMOの推進事業が175万円ほど。主な交流人口の拡大を図るための事業ということで、説明をさせていただきました。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 事業は分かりました。いままでやってこれらた事業もこうあるわけですが、それらの数字と照らし合わせて、だいたいどのくらいの目標をもって、その計画をされたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

あと、町長のほう、農業振興等々、振興すれば、収入が上がれば、自ずと入ってくるんだというようなことではありますが、それについても、やはりいろんな事業を数字的に表して、極端に言えば、さっきの、そのふるさと納税がなかなか500万円の域を出ないと、そこで、本当にやるんだと言いながらも、そのままであるということは、やはり受け止めるほうとしては、本当に本気が、本気度の具合ですけれども、あるのかないのかというよう

なことも、やはりクエスチョンマーク付くわけです。

ですから、やはりいろいろ、例えば農業振興やるにしても、ちゃんとしたその数字で、いままでこういう、例えば、いろんなミネラル野菜の振興に農機具の補助をしてきたというようなことも、さらにこのようなもっと振興するために、このような制度を設けたいとか何かという、進んだというか、毎年、いろいろこう一歩進むような政策も必要ではないかと思うんですが、その辺の考えはありませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 よく町に来るお客さまと申しますか、そういった人たちに、手っ取り早い話、いわゆる町の特産として少しお土産をやる場合に、ミネラル野菜の、野菜の詰め合わせをやるんです。そうすると、ものすごいこれは喜ばれるんですよ。そんなにいっぱいいらぬ、そんなにいっぱいはいらないけれども、やっぱり家庭でちゃんと食べる分だと、非常にありがたいという話がよく聞かれます。

ですから、そういう西会津町の特産化というようなものを、やっぱりもっともっとPRすることによって、それが詰め合わせになり、イコールそれが西会津町ならではの返礼品に変わっていく。こういう一連の時系列的なものが、やっぱりあれば、これからもっと、このふるさと寄附金というものについて、効果的なものの一つではないのかなというふうには、実は思っています。

ですから、そのPRをやっと昨年、ああいう特化した道の駅に建物もできて、客も約50万人を実は突破しています。こういうことですから、もう少し長い目で見るということも必要であり、そして、それが結果的に少しずつ西会津町が産業として伸びていく表れではないのかなと。それで、そこから生まれるものを、これは強いと私は思うんです。ですから今後、そういったことを踏まえながら、このふるさと納税というものについても、こう結びつきをもっていきたいなというふうには思っています。

そのために、町としてできることは、多くの皆さんの意見を聞いて対応するということですから、今後ともそういった姿勢を取り続けていきたいなと。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 具体的な定住人口の増加とか、あと交流人口の拡大について、どれだけあったのかという部分でございますが、まず、まち・ひと・しごとの部分で、一応、KPIとしまして、町の観光客の流入ということで、85万人ほどの計画を、いまあげているところでございます。現在、先ほども町長のほうから申し上げました道の駅で50万人を超えたということがございますので、それプラス大山祇神社、あと鳥追観音、あとロータスイ等含めまして、だいたい85万人はいかないんですが、だいたい80万人くらいの観光客が来ていらっしゃるという部分が、データであがっているところでございます。

あと定住につきましては、平成27年度が5組、7人の定住がありましたということでございまして、いま平成28年度は、いま現在確認できたのは2組で2人の方なんですが、これから3月の末日から4月の中旬にかけて、だいたい約10組ぐらいが移住するというような情報を得ているところでございます。そのほか、いままでの空き家、いわゆる定住移住総合支援センターの相談件数なんですが、今年度は50件になっているという部分でございまして、目標値は一応100件なんですが、前年度、27年度がだいたい40件くらいあ

ったということでございますので、だいたい90件くらいということで、だいたい目標値に近い相談件数は得ているという部分でございますので、徐々に、いわゆる交流人口の部分が増えつつあるということで認識しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 定住促進についての相談件数、いろいろ実績あがっているということですが、やはり結果は、いくらの方が定住してもらえるかということだと思っております。なかなか大変な仕事だとは思いますが、やはり頑張りたいとエールを送ったわけなんです。

○議長 以上で総括質疑を終わります。

暫時休議します。(14時52分)

○議長 再開します。(15時21分)

続いて、款ごとの質疑を行います。

まず、歳入であります。

1款、町税、ありませんか。

7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 先ほどの総括の質問もいろいろ出たんですが、個人町民税においては、平成28年度と比較して450万円ほど多くなっていると、法人町民税については117万8千円多くなっているというようなことでありますが、先ほど来、話がありましたように、農業所得の向上とか、そういうことはあったんですが、個人町民税においては、収納率ほどのくらいに、その辺さっきなかったものですから、収納率についてお尋ねをしたいと思います。

あと法人税については、景気の上昇、そういったものを見込みながらやったのか、その辺についてお尋ねします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 7番、伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

町税の住民税の部分でございまして、個人住民税でございすけれども、まず、この収納率でございすけれども、まず均等割の部分につきまして、97パーセントで積算をさせていただいたところでございす。所得割につきましては、95パーセントで計上をさせていただいたところでございす。

続きまして、法人町民税の部分でございす。法人町民税におきましては、均等割と、その営業の収益による税割という部分でございす。均等割については、これは企業のその規模によりまして、かかる税率でございすので、例年ほぼ変動はございせん。企業が減ったり、少なくなったりするときに変動はございすけれども、昨年並みの計上をさせていただきまして。税割につきましては、これは年々、その業績のいいとき、悪いとき等ございまして、これにつきましては、過去3カ年の平均値という部分で捉えさせていただいたところでございす。ただ、見込みでございまして、その年の、その企業の業績によりアップ、ダウンというのは自ずと出てくるというふうに考えてございす。

以上でございす。

○議長 2款、地方譲与税。

3款、利子割交付金。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 利子割交付金は前年度より 10 万円ほど減少はしております。この率にしてマイナス 14.3 パーセントということでございますけれども、主な理由をお尋ねをしておきます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 利子割交付金についてのご質問にお答えをいたします。

まず、利子割交付金につきましては、どのような積算で交付されるのかということからご説明をいたします。県民税、県の県民税で利子割という部分がありまして、その額の 100 分の 99 を掛けまして、さらに 5 分の 3 を掛けまして、その 5 分の 3 の額を掛けたものが県内の市町村に交付されるものでございます。交付の基準につきましては、各市町村の個人県民税収入決算額の県の合計に対する割合の過去 3 カ年の平均額と、これが積算根拠でございまして、今回、10 万円減ということで予算計上したわけでございますが、県のほうから指針が来まして、それに基づき計算した結果でございます。要因とすれば、利子割の額が県内で減ったというのが大きな要因だと思われま。

以上です。

○議長 4 款、配当割交付金。

5 款、株式等譲渡所得割交付金。

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 かなり収入が見込まれているようでございます。昨年は 30 万円くらい、今回は 100 万円と、非常にいい見込みを立てておられますが、この要因は何かありますか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 5 款の株式等譲渡所得割交付金のご質問にお答えをいたします。

先ほどお答えしました利子割交付金と積算の根拠は、まるっきり同じということでございまして、県民税の株式等譲渡所得割の総額、県のですね、総額に 100 分の 99 を乗じまして、さらに 5 分の 3 を乗じた額が交付金として交付されるものでございますが、先ほどと同じく、各市町村の個人県民税の収入決算額の県の合計に対する割合の過去 3 年間の平均値が交付されるということで、これも先ほどと同じく、県の指針に基づき積算した結果、70 万円増額になったということでございます。

○議長 6 款、地方消費税交付金。

7 款、自動車取得税交付金。

8 款、地方特例交付金。

9 款、地方交付税。

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 先ほどちょっとお尋ねをしましたが、款項のほうでということございまして、再度お尋ねをしたいと思えます。平成 29 年度の予算のなかなんですけれども、先ほど 5 億 8 千万円の町税があって、だいたい県の指標とするような数字が堅く見積もってどのくらいの率合いで指示されているのかということ、ちょっとお尋ねしたかったんですが、お分かりいただければ。例えば 90 パーセントでやりなさいとか、95 パーセントでやりなさいとか。

○議長 いまやっているのは、9 款の地方交付税をやっているんです。5 億なんぼという

のは町民税じゃないですか。町民税のあれは終わってしまっているから。

○猪俣常三 地方税の26億4,649万円なんですけれども、この2.7パーセントの伸び率でございまして。特に不安材料がないということの理解でよろしいのかどうかお尋ねします。

○議長 質問を変えたということよろしいですね。

○猪俣常三 はい、非常に交付税の額が少なくなるという厳しい状態もあるということも伺っていますので、ここら辺のところは、本当に確実な数字で出されている見込みであろうかなど、こんなふうに思いますので、そんな不安材料はないというふうな理解でよろしいのかどうかをお尋ねします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 地方交付税についてのご質問にお答えをいたします。

今回、当初予算で計上いたしましたのは、普通交付税で24億5,649万5千円、特別交付税で1億9千万円ということございまして、そのうちの普通交付税でございますが、この積算にあたりましては、まず国が示した交付税、前年度より2.2パーセント総額で減額ですと、まずそういった国からの指針がございまして、それを基本といたしまして積算をしたわけでございます。

議員ご承知のとおり、地方交付税の積算につきましては、まず収入、税収ですとか、毎年決まって入るような収入、その合計が基準財政需要額（基準財政収入額）といいまして、そこから町の必要な経費といいますか、基準財政需要額というんですが、例えば人口ですとか、町の面積ですとか、道路の延長、道路の面積、あとさらには学校数、生徒数、それから学級数、さらには75歳以上の人口、高齢者福祉の部分ですが、とか、65歳以上の人口、様々な積算の基礎がございまして、その積み重ねの合計が基準財政需要額ということでありまして、先ほど申し上げました基準財政収入額から需要額を差し引いて、不足する分が交付、普通交付税として本町に交付されるわけでございます。

それで、平成29年度の積算につきましては、国から示された全体で2.2パーセント減ですと、そのほかの大きな要因としましては、平成27年に国勢調査、実施されまして、人口減、世帯数減、そこら辺も当然交付税に影響ございますので、そこら辺も加味し、さらには小学校、平成24年に統合いたしまして、校数が1校、さらに学級数も減になったということで、交付税も当然その分減になるということございまして。ただし、いきなり減にするというようなことではございまして、交付税には急減補正という補正がございまして、段階的に減らしていくということございまして、まだ落ち切っておりませんが、そこら辺も減額要因ということで、様々な要因を試算しまして、さらに交付税、額が非常に大きゅうございますので、決して決定になったときに交付割れのないような積算ということで、当然、いくらかの留保もみたくえでの積算でございます。ということで積算してございまして、決して予算割れをするようなことはないということございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今後、亡くなる方が増えていった場合の、そういう数字というのは、また減らされるような要因に入ってくるのかどうかだけお尋ねします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 亡くなる方がいて人口が減れば、当然、交付税にも影響がございます。ただ交付税は国勢調査の人口をベースにしますので、平成 27 年、いま、今回の交付税は平成 27 年国調がベースになっています。ですから、次回、平成 32 年の国調までは同じベースでいくということがございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10 款、交通安全対策特別交付金。

11 款、分担金及び負担金。

12 款、使用料及び手数料。

13 番、清野佐一君。

○清野佐一 8 ページの雪室貯蔵施設使用料についてお伺いします。現在の使用状況といえますか、平成 28 年度の使用状況はどうであったのかということでありまして、いままでのそういう実績に基づいて、この数字にされたのかどうか。

それとあわせまして、町内だけの、例えば、あそこに受け入れをした実績があれば、町内だけなのか、町外はなかったのかどうかということをお聞きしたいと思います。

あと、土木使用料、町営住宅使用料ですが、これは前の雇用促進といえますか、そこも今度は町営住宅という、一部そういう使用になりました。それで、いま現在としては、戸数、全部で町営住宅の戸数がいくらで、そこに入居されている方々の人数ですか、どのくらいの方が入居されているのかお伺いしたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 雪室貯蔵施設の使用料につきましてご答弁を申し上げたいと思います。

この雪室貯蔵施設の平成 28 年度、3 月末までであるわけでありまして、見込みということでは、7 者、個人の方もいらっしゃいますし、会社の方もいらっしゃいますが、7 つの申し込み先から合計 10 件ほど申し込みがございます。その合計額、見込み額で 11 万 5,876 円ほど 3 月末までで見込んでいるわけでございますが、この平成 28 年度についてはそういうことで、7 者、10 件で、このうち 6 件が町外の方ということでございます。福島市の方が 1 者の方が 2 回にわたって、それから隣り、柳津町の方が 4 件ということで、6 件が町外からの利用であったということでございます。

なお、この来年度の予算につきましては、いまほど申し上げました平成 28 年度が 11 万 6 千円、27 年度が 9 万 3 千円、26 年度も 9 万 3 千円程度ということで、この 3 カ年の平均で 10 万円ということで算定をしたところでございます。

以上であります。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 私からは町営住宅と定住促進住宅についてお答え申し上げたいと思います。

この住宅につきましては、戸数ということで、人数につきましては、その入れ替え、入れ替えで人数が変わりますので、戸数ということでお答えを申し上げたいと思います。

まず町営住宅は、下小屋住宅で 24 戸、西原住宅が 48 戸、西林東で 30 戸、合計 102 戸というふうになっております。一方、定住促進住宅は、第一定住が 30 戸、前教員宿舎でありました第二定住が 12 戸で、42 戸ということで、合わせますと 144 戸ということになっております。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 雪室についてお伺いしますが、以前、同僚議員が、雪室の空調と申しますか、何か故障があったんですよね。それをまだ直していないのかなというふうに思うわけですが、例えばこの町外の方からも、そういう利用されているということであれば、やはり万全な形を取って、直すべきところは直して、ちゃんといただくものはいただくというのが、やっぱり必要ではないかと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

この件につきましては、昨年9月定例会、それから12月定例会の一般質問のなかでもお答え申し上げておりますが、ご指摘のとおり、平成19年に電気系統、不具合がありましてから、エアコンが使えない状態ではあります。答弁のなかで、一般質問のなかでも申し上げましたとおり、現状の自然循環方式で、現在のところは活用しているということで、利用者の方々にもそういった現状をご説明を申し上げまして、それで承諾して使っていただいているというような現状でございます。

今後は、予冷庫的な使い方ですとか、または、最近、新規就農を始められた方々、こういった方々からいろんなアイデアをお聞きするなどしまして、今後、検討をしていきたいということですが、いまの段階では現状の利用方法での使用を、来年度についても計画しているということでございます。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 12 款の使用料なんでありまして、いまケーブルテレビの使用料、これ84万円ほど前年度と比較して多いんですが、あとインターネット使用料についても189万円ほど多いんですが、これは平成28年度の補正でも増額になっていたわけでありまして、平成29年度は、こう何件くらいの増加を見込んでいらっしゃるのか、その要因ですね。また、滞納分も含めて予算計上しているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 ケーブルテレビの使用料について、ケーブルテレビ及びインターネットの使用料についてお答えしたいと思います。

ケーブルテレビにつきましては、いま加入者は1月末現在で2,695件というようなことで、対前年と比較しますと、32件ほど減少しております。これはやっぱり空き家等が増えているというようなことで減少しているわけですが、それにつけても増額になっている要因としましては、平成28年度、今年度ですけれども、徴収対策を強化いたしまして、未納者を減らすという、そういった対策によりまして、今年度、3月の補正でも増額予算したように、そういった面で使用料の増加が見込めたということで、そういうことで、平成29年度についても、平成28年度の実績見込みをもとにあげさせていただいたということでございます。

それから、あとインターネットにつきましては、現在、加入者が994件であります。対前年と比較して、25件の増となっております。そういうことで、先ほど言いましたように、インターネットについても、そういった徴収対策を強化いたしまして、そういったことで未収金の増額に努めたということと、あとインターネットについては、その加入者も増え

ているんですけれども、サービスメニューが、いま5種類あるんですけれども、そのサービスメニューのなかでも、変更して、例えば2メガであった人が10メガのほうに移るといような、そういった加入者のなかでも、やっぱりそういう大きな容量のほうに移動しているといようなことですので、そういった意味で使用料も増えているという、そういった状況でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そのなかで、移住定住者っておりますよね、そういうところの層というのは、見込みといたしますか、そういうことは考えていないのでしょうか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 再質問にお答えしたいと思います。

特に移住定住者の料金がどの程度だといような見込みを算出のなかには、入れていないわけですけれども、ただ、西会津町の移住定住の条件として、インターネットなどについては、どの地域でも大容量の、そういったインターネットが使えるという、それを一つの売りにしておりますので、そういった移住定住センターのなかでも、都会からこられる方については、こういったインターネットも使えますよという、そういったPR、宣伝などをしながら、移住者の増加に努めているといような状況でございます。

○議長 13款、国庫支出金。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 国庫支出金で収入として見込んではい入るんですが、平成28年度は5億3千万円ほどありましたし、今回は、今年度、4億8千万円、これらを見た場合に、どういような部分が少なくなっているのかといようなことをお尋ねしたいと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 国庫支出金の減額の要因といようなご質問にお答えをいたします。

国庫支出金につきましては、平成29年度、4億8,584万6千円といようなことで、前年度と比較しまして4,773万9千円の減であります。その主な要因でございますが、国庫支出金につきましては、事業に対する補助金の性質を持ってございまして、昨年度、平成28年度、実施をいたしました社会資本整備総合交付金、都市再生整備計画事業、中身につきましては、原町ポケットパーク及び野沢駅通り公園整備、この事業が平成28年度完了といようなことで、平成29年度はございません。といようなことで、その分の交付金が減額、4,130万円の減額であります。それから、道路の整備事業、同じく社会資本整備総合交付金の道路事業でありまして、今年度、3億275万円の計上でございまして、昨年度よりも1,350万円減額になっていると、事業量によって補助金も減額と、そういった要因で、合計で4,773万9千円減額になったといようなことでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私も2項の真ん中、農村漁村振興交付金、これの、どの事業にこの交付金が使われているのかお伺いしたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

この事業につきましては、いわゆる販売力強化施設、道の駅よりっせのミネラル野菜の

家を建てるときの活性化プロジェクト支援交付金の3年目のソフト事業ということでありまして、農林課（農林振興課）のほうの歳出予算に充当しまして、商品の開発、研修経費、そういった部分の歳出に充てているものでございます。ソフト事業の100万円でございます。

○議長 14 款、県支出金。

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 かなり県支出金の項目があります。偶々今回みておりますのが、4億3千万で、昨年度のほうは7億1千万円くらいありましたものが、かなり2億8千万円ほど少なくなっています。これらはどんな内容が減ってきているのか、お尋ねします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 県支出金についてお答えをいたします。

今年度、当初予算計上額が4億3,548万6千円ということで、前年度よりも2億8,364万9千円の減ということでございますが、先ほど国庫支出金の部分でも申し上げましたけれども、昨年度、平成28年度実施された事業が、昨年度終了ということで、大きく減額になったものが2つございます。そのうちの1つは、こゆりこども園整備にかかる森林整備加速化林業再生基金事業補助金、この部分で2億500万円、昨年度は予算計上していたわけですが、事業完了ということで、29年度は0と。それからもう1つ、旧西会津小学校体育館に設置をいたします再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業補助金、太陽光発電の設置でございますが、それも平成28年度は8,370万円ほど予算計上しておったわけですが、事業完了ということで、その2つ合計しますと、2億8,870万円の減ということで、だいたい合計の減程度になるということでございます。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 まず13ページの農林水産業費県補助金のなかで、下のほう、営農再開支援事業補助金、それからその下の、農林水産物PR支援事業補助金、それからあともう1つ、その裏にいきまして、これは商工費の補助金になっていますが、観光力づくり支援事業補助金、これらの具体的にどのような事業に充当されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 それでは、まず農林振興課の部分からお答えいたします。

営農再開支援事業補助金であります。これは原子力災害対策の塩化カリの交付事業でありまして、県の100パーセント補助事業で入ってきまして、農家の方に交付するというので、塩化カリの資材代ということでございます。

それから、その次の農林産物PR支援事業補助金につきましては、これも県の原子力災害関係の風評被害の払拭対策ということで300万円、定額で入ってくる県交支出でございます。

歳出のほうにつきましては、各種いろんなイベントだったり、トップセールスだったり、それから交流町村との交流、そういった部分の経費に充てているということで、主な支出としては旅費であったり、試食用品の需用費であったり、車の借上料等々に活用しているということでございます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 13 番、清野議員の観光力づくり支援事業補助金の使い道ということで、ご答弁させていただきたいと思います。

まず、こちらのほう、まず観光ガイドの養成と、あと越後街道サミット、あと越後街道ウォークというような形の、まず街道のイベントのほうに充当させていただきまして、そのほか、首都圏に観光PRということで、駅、赤羽駅、浦和駅、大宮駅のほうにデジタルサイネージということで、そこにPRをやりたいということで、主な使い道はそんな形で使わせていただくということで、補助金をいただくようになっております。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 それだ、ガイドの養成といいますか、つかっている。だいたい、現在何名くらいとか、今後の見通しなどあったら。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

いまガイドの総数、いま設置準備会やっております、今度の3月30日に正式に発足する予定となっております。現在の会員数は25名ということでやっております。そのガイドの方々とやりまして、まちなかの観光を盛り上げていきたいと考えております。

○議長 15 款、財産収入。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 物品売払収入のなかの町史の売却代金があるわけですが、お尋ねしたらば、残りが2,400数十部あるということでありまして。これ、近年、そうあまり売れないで、そう変わらないんですが、これのいわゆる販売促進にかかる考え方なんかはありますでしょうか、その辺をお尋ねします。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 町史の販売促進のご質問にお答えいたします。

現在、取り組んでおりますその状況を申し上げたいと思います。販促用のポスターでございますけれども、新しく作りまして、公民館、本館、分館と、あとは町内の要所の施設に新たに掲示して、促進を図っております。あとは、新年度になりまして、広報にしあいつ、もしくはお知らせ版のほうに広告を載せることで、いま手続きを取っております。あわせて、ケーブルテレビ等々に要請をしたいというふうに思っております。あといま、ホームページ、新しく更新になりました町のホームページでございますけれども、そちらのほうにも新たにデータを載せまして、販促活動を行っているというような状況でございます。

今後いろいろな歴史関連イベントの際には、積極的に売り出しをしたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。1つ、在京西会津会等の、いわゆるこの町史を持っている方と持っていない方、いらっしゃるでしょうけれども、いわゆるセット販売等の提案なんかは、それいかがでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えしたいと思います。

13 卷、全体で発刊してございますけれども、そのうち、3つほどもう在庫切れというよ
うなものが正直ございまして、なかなかセットという正直厳しいかなというふうには考
えておりますが、それ以外の部分については、先ほど申し上げましたように、積極的に売
り出していきたいというふうを考えてございます。

○議長 16 款、寄附金。

17 款、繰入金。

18 款、繰越金。

19 款、諸収入。

20 款、町債。

続いて歳出に移ります。

1 款、議会費。

2 款、総務費。

3 番、秦貞継君。

○秦貞継 総務費で何点か質問がありますので、お伺いいたします。

まずは1点目の、若者定住促進住宅整備基本構想策定事業についてお伺いいたしますが、
これ以前いただいた資料の説明では、教育施設が集約されて子育て環境が整っている森野
地区の尾野本小学校跡地に、若者世帯、移住世帯及び単身世帯が入居できる住宅を整備す
るための構想を策定するとあるんですが、これで250万円の調査業務委託が計上されてい
ますが、これ私、尾野本に住んでいて言うのも変なんですが、これ尾野本地区前提でやる
んじゃないかと、町内、要は野沢地区なんか空き家が増えたり、人もちょっと空洞化して
いるみたいで、野沢町内とかも考えて、要は総合的にみてやった調査のほうが費用対効果
もいいんじゃないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。これが1点目です。

2点目が、集落支援員の配置事業ですが、なかなか見つからないなんていう説明を受け
ていたんですけども、これ公募の時期をもっと早めるとか、あと例えば、早い時期に公
募をして、もし集まらなかったらもう一回公募をかけるとか、そういうふうを集める、人
をお願いするわけですから、集めるやり方というのを、募集の仕方というのをもうちょ
と考えてやってみたらいかがでしょうかという提案です。それが2点目。

次、3点目ですが、地域おこし協力隊の配備事業、これもちろんだと思うんですけど
も、呼ぶ側のほうも、例えば、こういう地域おこしをお願いしたいなという、例えば町の
方向性をちゃんと示して、その地域おこし協力隊を募集しているのでしょうか。あと、西
会津に3年いて、結局そのまま西会津が気に入って住みたいなんて言ってくれる人もい
るというお話、聞いています。そういった方々へのフォロー等というのはやっているんでし
ょうか。それをお伺いいたします。

4点目が、まち・ひと・しごと総合戦略町民会議、平成27年からやってらっしゃるん
ですが、これ、どうも会議はすごくいっぱいやっていて、お金もあがっているんですけど
も、何か会議ばかりやっていて、目に見える形の、例えば実績というの、磨き上げとか、
策定をやっているというふうにはお伺いしたんですが、どういったところにこれが生きて
いるのか、ちょっと分かりやすく教えていただければよろしいでしょうか。

以上です。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 3番、秦議員のご質問にお答えしたいと思います。

私のほうからは、若者定住促進住宅の整備の基本構想と、地域おこし協力隊の募集等についてのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、若者定住促進住宅の基本構想の策定事業などでございますが、先日、全員協議会でご説明申し上げましたが、やはり住宅の確保というのが喫緊の課題であるということから、今回、教育施設が集中している尾野本地区の、旧尾野本小学校跡地ということで候補地とさせていただきましたが、やはり、今後、いま町全体の部分を考えた場合には、やはり、いわゆる人口ビジョンの関係からも、踏まえながら、やっぱり野沢地区なり、また群岡地区なり、総体的に町全体で取り組んでいかなければならない課題かなと考えております。ただし、いまは喫緊の課題だということで、町の町有地であることから選定をさせていただいたということでご理解いただければなと思っているのが1点目でございます。

続きまして、地域おこし協力隊の募集についてでございますが、こちらのほう、町の行政課題に沿った形で募集はさせていただいております。いわゆる、今回募集した部分は、芸術アート分野、あとスポーツ振興、あと集落支援、あともう1点が、失礼いたしました。計4名だったんですが、そちらの部分で、一応行政課題に則した形で募集をしていただいているということと、あと、その後、3年後の任期が終わった後に定住したいという方に対しては、これまで私どもでは、定住をぜひしていただきたいという部分も話をしておりますし、今回の隊員におきましては、2名ご卒業されるんですが、全員、お一人の方は結婚されて定住されると、もう一人の方は西会津にとどまりたいということでございますので、今回、定住起業支援事業補助金ということで、地域おこし協力隊を卒業された方々に、国からも交付金で対象になるんですが、一応100万円を限度にしまして起業できるような支援とか、という部分を創設しまして、定住に向けた支援を進めていきたいと考えております。

私どもも、やはり募集にあたりましては、3年後を見据えた形で、ぜひ定住していただきたいという部分は強制はしませんが、そういうふうな意思を持った方々を選考しているという部分もございますので、ご理解いただければと思っております。

私からは以上でございます。

少し答弁漏れがございましたので、募集の時期につきましては、1月くらいから募集開始をやっているということでございまして、募集期間はだいたい1カ月半くらい募集をかけているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 秦議員のご質問のうち、集落支援員の募集についてということでありまして、平成28年度の募集にあたってということだと思わわけですけれども、平成28年度に募集の内容についてなんですけれども、実際にそれまでに集落支援員をやっていた方、この方、2年の任期があったわけですけれども、この方が1年の途中で降りたいという、辞めたいということで、急きょ募集になってしまったというのは、まずその前提としてありまして、そういったことによりまして、募集がいつやったのかということですが、その方からの申出が2月頃あったということで、その辞めた時点から、2月から

募集を開始したということで、時期的にはどうしても、その辞めた方の時期と重なってしまったということでございます。

その後、応募がなかったということで、いわゆるそういった該当する方などに声かけをしながら、集落支援員に採用にならないかというようなことでお話をしてきたわけですが、結局、平成 28 年度には、そういった方がいなかったというような状況でございます。なお、平成 29 年度については、地域おこし協力隊員で募集しまして、平成 29 年 4 月から集落支援員として、いま 1 名配置するというような予定でございます。

それから、まち・ひと・しごと町民会議についてですけれども、この会議につきましては、平成 27 年度に、まち・ひと・しごと総合戦略、これを策定する際に、町民の方々の意見などを聞く場として、そういった町民会議を開催させていただきました。24 名の方に参加していただいたわけですが、平成 27 年度については、いわゆるそういう総合戦略の策定作業にあたっていただいたということでございます。そして、平成 28 年度については、引き続き町民会議を継続させてもらったわけですが、この、まち・ひと・しごと総合戦略については、国のほうから、いわゆるそういう総合戦略をつくった際に、町民の方のいろいろな作業を進めるうえにおいて、意見を聞きなさいということが、まず第 1 点であるということと、それから実際に、また事業を進めるうえにおいて、そういった評価検証も、そういった町民の方の意見を聞きなさいよということですので、そういった形で継続して、平成 28 年度も設置させてもらったと。

ただ、平成 28 年度については、実際にまだ事業が進んでいないということでしたので、そういった町民会議の委員の皆さんを対象に、実際に自分たちもそういうまちづくりを実施するようなアイデアを考えてみようというような、そういったワークショップを実施させていただきました。平成 28 年度については、実際にそういった構想づくり、そういったアイデアづくりを考えまして、平成 29 年度には、そういったアイデアとか、そういった構想を具体的に実施できるような、そういった作業も進めてみようというようなことで、平成 29 年度についても引き続き会議を続けていくという、そういったことで予算は計上させていただきました。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 最後のまち・ひと・しごとだけ、私も資料見せてもらったんですけども、かなりいい案が出ていたり、確かに規模が大きい、なかなかやり難いことも出ているんですけども、委員の方々の話もちょっと聞いたんですけども、意見ばかり出して、その意見、じゃあ実行するにはどうするかとか、例えば、あと、いまやっていますなんて言われちゃうと、なかなかやる気が出ないと、最初のうちは、自分たちの案が通って、通ってというか、参考になって、いい方向でも見えるのかなという期待をしてくるらしいんですが、会議で結局、いまやっていますとか、これはこれに入っていますからというような説明を受けちゃうと、どんどんどんどんやる気がなくなるというんですね。やっぱりその策定と磨き上げだけでは、やっぱり皆さんのモチベーションを維持するというのは、なかなか難しいと思いますので、平成 29 年には実施、評価の検証を行うということですので、その辺もやっぱり、せっかく自分の時間を割いてきていただいている方なので、そういった方々の意見をぜひ尊重されて、いい意見はぜひ採り入れてほしいなという願いをして、

私の質問を終わります。

以上です。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 数点お伺いします。

まず、32ページにあります1項5目委託料の地方公会計制度導入についてお伺いをいたします。これは国が、今後、一般会計、あるいは特別会計、これを公会計にするというような目的でもって、今回、委託をされるかと思えますけれども、これに関して、まず1点目が、これの575万6千円、この持ち出し金額は、これは補助金なのか、それとも町単独でやるのかということが1点です。

それから、たぶん数年後、これを実行に向けて調査研究みたいなことをやっていくと思うんですが、これは何年度先くらいまで計上になるのか。

それから3点目ですけれども、国の指針というものは、平成何年度を目標としているのか、その辺、分かる範囲で教えてください。

それから、42ページになりますが、2款の1項11目、ケーブルテレビ委託料の増加の要因について、1点お聞きします。

それから、その内容であります。現在、デジタル化ということで双方向でありまして、ケーブルテレビがある西会津以外の普通のデジタルテレビをやっているところでは、皆さんご存じのとおり、リモコンのカラーボタンがあります。あれによって、各テレビ局からのアクセスというか、サービスが向上しているわけですが、現在、西会津町はあのボタンを押しても、例えばアンケートに協力とか、そういったものは一切ないわけです。それに対して、今後、双方向アクセスのサービスの向上に向けて、その機器の更新だとか、新たに改定だとか、それで、町民がそのサービスを受けられるのかどうか、その辺のことについて教えてください。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 1点目の地方公会計制度導入整備支援委託料についてお答えをいたします。

この委託料につきましては、平成28年度から始まりまして、先ほど議員がおっしゃったとおり、いまの町の会計というのは、企業会計でございます。それを国のほうで、できるだけ早い時期に地方公共団体は導入しなさいというような国の方針が出されてございます。ただ、いつまでしなさいよということまでは言われてございません。

それで、まず委託料の575万6千円のうち、財源といたしますか、それにつきましては、国が特別交付税で2分の1を措置します。そういう話でございます。平成28年度は、この導入に伴います固定資産台帳の整備ということで、主に平成28年度は行ったわけでございますけれども、今年度、平成29年度につきましては、財務書類の作成関係の支援を委託をするということでございます。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 4番、小柴議員のケーブルテレビに関するご質問にお答えしたいと思います。

まず委託料の増額ですけれども、ケーブルテレビ管理運営業務委託料については、前年同額でございます。今回、増額になった分は、インターネット管理運営業務委託料であり

まして、これが対前年より 134 万 6 千円の増となっております。この要因ですけれども、先ほども使用料のなかでご説明したように、インターネットの加入者が増加しているということで、いわゆる上位プロバイダーにデータ、サーバ管理委託料というのをお支払いしているわけですが、それが加入者増によって増えているということで、当然、これは使用料も増えているということですので、その分については町で補填するという形で、今回、管理委託料については 130 万円ほど増額させていただいたということでございます。

それからあと、データ放送についてのサービスでありますけれども、双方向に関するサービスですけれども、いま町で入れているデータ放送のシステムについては、確かに 10 年前くらいに導入していまして、実際にそのサービスの的には、まだ古いシステムというか、そういう状況になっております。やはりこのデータ放送についても、いま議員おっしゃったように、いろいろなサービスが増えているということでもありますので、今後、そういうデータ放送の、またシステムの入替え等も検討しなければならない時期にもきていますので、そういった時期に、そういったサービス等について、もう少し検討させていただきたいなというふうに思っております。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 いまデータ放送という話をお伺いしたんですが、そういった現在機器は開発されて、導入されているところもあるということでしょうか。それについて 1 点。要は双方向で、ケーブルテレビにやっているところで、そういった機器が果たしてあるのかということに対して、ちょっとお伺いします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

それ自体も、ちょっと、どこでどういったものを導入していくかとか、そういうサービスメニュー的にどういったシステムがあるのかというのは、ちょっと詳細につかめておりませんので、今後ちょっとそういったものについては、調査研究させていただきたいなと思います。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 しっかりその辺、調査していただいて、まちうちで、やはり楽しむ、高齢者の方、楽しむというのは、やっぱりテレビくらいしかなくなりつつあるんですよね。ですから、しっかりその方向でサービス向上のためにやっていただきたいというふうに考えますが、いかがですか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 小柴議員おっしゃるとおりでありまして、せっかくこれだけのケーブルテレビのいろいろなシステム、放送番組、そういったものが入っているわけですので、できるだけ、本当に、その導入にどの程度の経費がかかるかとか、またあと、そういうシステムのどの辺のがあるのかとか、その辺、十分調査して、本当に導入しやすいのであれば、早急に導入できるかどうか、そういったことも含めて検討していきたいなと思います。

○議長 時間を延長します。

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 36 ページに記載されています自治振興費関係でのコミュニティ育成事業という項目のなかの、LED170 基というふうを受けていたような気がいたします。非常にこのLEDを設置する際に、喜んでいただいている自治区もございます。非常に料金が安いと、電気料が安いということでございますが、この170 基というのは、町全体から考えてみての90 (集落) くらいあるなかで、その集落からの要望があがってきた170 基ということの考え方で受け止めていいのかどうか。まだまだ出るとすれば、いつごろまで、この申請を許可してくれるのか。そこら辺のところをお尋ねしたいということ1つと。

それから、41 ページに移りまして、同じふるさと振興のなかの、どうしても私、理解ちょっとできないのが、積立金というのが1つ出てきているんですね。この積立金というのはどのような目的のために設ける勘定にしておられるのか、それをお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 6 番、猪俣議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、LEDの部分についてお答えをさせていただきたいと思います。町内に防犯灯、約1,100 基弱ございます。それで、町では平成26 年から自治区等の要望、アンケート等取りまして、順次整備をしております。来年度につきましては、これも自治区等の要望に基づきまして、170 基を整備させていただきたいということで考えてございます。平成28 年、今年度末まででございますけれども、全体の約45 パーセント程度がLED化されたということでございます。

今後につきましても、現在平成31 年までのご要望については自治区のほうからいただいておりますけれども、その後、また順次整備をしていきたいというふうに考えてございますので、よろしくをお願いします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 ふるさと振興基金の積立金4 千円のご質問にお答えしたいと思います。

一応こちらのほう、ふるさと振興基金ということで、基金を持っておりまして、その基金を運用しているわけです。定期預金に預けまして、その部分の預金の利子が4 千円ということで、その基金でやったものを、やはり積み立てなければいけないというありますので、その利子を積み立てるための4 千円ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 このLEDの関係なんですけれども、平成31 年までは、とにかく期間はあると。そのほか、もし自治区のほうで、一部負担はあるんでしょうが、どうしてもやりたいといった場合には、随時考えていただけるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 再質問にお答えをいたします。

先ほど申しましたように、平成31 年度まで、自治区等からアンケート等、要望等いただきまして、それに基づきまして計上といいますか、計画的に整備をさせていただくわけでございますけれども、議員おただしのおり、自治区の負担という部分もでございますので、

その辺は自治区と調整しながら、また自治区から要望も順次聞きながら整備をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 非常に自治区のほうの方々も、これを入れて、すごく喜んでいふというのが、非常にいい方向で進んでいるようでございます。こういう、いいものをできるだけ推進できるように進めていただければということで、要望しておきたいと思ひます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 2点ほど質問いたします。

33ページの報酬費として、野沢地区まちづくり検討委員会63万円あがっています。このなかで、いままで何回会議をされて、何人くらいで検討委員会をされていたのか。それを伺いたいと思ひます。

また、3番議員と同じように、集落支援のなかで、まだちょっと私として聞きたいことがありますので、この予算で2人ということですが、集落はどこに配置されるのか。

まずその2点についてお聞かせください。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 青木議員のご質問にお答えしたいと思ひます。

まず1点目の、野沢地区まちづくり検討委員会については、これは来年度設置するということで、まだこの会議自体は開いておりませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

それからあと、集落支援員については、現在、奥川地区の特に高齢化率の高い集落ということで、4地区に、いま集落支援員が入って、それぞれの地区の方々の相談に応じたりとか、そういったことをやっております。そのほかとして、それぞれの集落の、奥川地区のイベントへの協力とか、それからサロン活動への協力、そういった奥川地区全体の、そういった集落の活性化に向けての活動を行っているような状況でございます。

4地区のなかの3地区が奥川地区でありまして、1地区が新郷地区ということで、そういった高齢化率の高い集落に対して、訪問活動をしたり、いろいろなお話し合いをしたりという活動をしているところでございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 まちづくり検討委員会、これからということの話ではありますが、以前、数年前、やっぱりまちづくり、まちなかの検討委員会、実行委員会というか、約1年半か2年近く話し合っ、アイデアを出し合っ、こう、まとめたということがありましたが、そのことがゼロになっているのか、それをもとにして、この野沢地区に、まちづくりのあれにつながった内容になっていくのか、その点ちょっとじゃあ伺いたいと思ひます。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 再質問にお答えしたいと思ひます。

以前、野沢地区のそういったまちづくりに向けての委員会ということで、野沢まちなかプロジェクトというのを設置して、野沢町内の方々を集まっ、そういった野沢のまちなかの活性化に向けた会議を開いたということで、そのプロジェクトで出された意見などをもとに、いままでやってきました野沢まちなか、都市再生整備計画ということで、野沢のまちなかに公園をつくったり、道路を整備したり、また自慢館の整備をしたり

というようなことで、そういった、その当時のプロジェクトの意見をもとに、そういった野沢の再生に向けた整備を平成 25 年から 28 年にかけて整備してきたわけですが、それはそれでいま、事業的には終わりましたので、今度は新しく、また新たな委員会をつくって、これからの野沢地区の活性化に向けて、いろいろと検討していただくということで、今年度の予算に、野沢まちづくり委員会という予算を取らせていただいたというようなことでございます。

ですから、その以前の委員会のものを、ゼロにするのかどうかというのは、またその委員会のなかで、昔こういった意見が出てきて、そういうのを今後こういうのに活かしたらどうかとか、そういった話し合いなんかも、今度新しくつくる委員会のなかで出していたければ、また継続して前の委員会との連携なんかも図れるのかなと思っております。

ただ、前の委員会とはまた別の委員会をつくるというような組織ですので、ご理解いただきたいなと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 平成 25 年から 28 年のなかでの、ある程度の成果はあがったといわれていますが、何べんも言いますが、過去において、そういうせつかくの時間、みんな忙しいなかでいいアイデアを出した。これからやろうとするまちづくりに対しては、きちんとした計画のもとで、今後何年計画でやられるのか、形づくりをされるのか、その辺の、もう一度伺ってみたいと思いますが、いかがですか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 再質問にお答えしたいと思いますけれども、この野沢地区まちづくり検討委員会は、平成 29 年度、それから 30 年度、2 年かけて、いろいろと検討会などをしながら、できればそういうまちなみみ景観とか、あとは商店街の活性化、それから道の駅からの誘客などを図るにはどうしたらいいとか、それと合わせまして、この役場の跡地利用とか、野沢保育所の跡地利用とか、そういった公共施設の跡地利用なども検討してもらいたいというふうに考えております。

そういったことで、2 年間かけてそういった検討委員会を開きたいと、その後、その話し合いのなかで出された内容などを、計画書か、そういった構想的なものにまとめて、順次できるものから実施していけるような、そういった整備計画などもつくっていければというふうに考えております。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 私も 1 点お尋ねします。温泉保養施設の大規模改修が計画されております。今年度と来年度、平成 29、30 年の 2 カ年で改修するわけですが、概要については全員協議会で説明を受けました。今年度 2,500 万円かけて浴場の改修計画をするということですが、詳細な計画はもうできているのでしょうか。できているのであれば、どういう形でつくりあげたのか、まずその点をお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10 番、多賀議員の温泉健康保養センターの温泉部分の改修計画についてのご質問にお答えしたいと思います。

こちら、一般会計議案第 26 号の重要施策の審議等でご説明させていただきましたが、

温泉施設、設計と合わせまして2,551万5千円で平成29年度実施したいというふうな部分で考えております。現在、こちらのほうなんです、設計の部分については、浴室の、ご説明申し上げましたが、つくり方は市町村支援機構のほうに設計をお願いしております、やはり浴室内の第1、第2浴室内のタイルとか、寝湯を取りまして、浴場を広げたいと、そういう部分の工事を予定しているところがございます。あと配管関係がちょっと老朽化しているということで、配管の交換という部分を考えております。それが主なものでございます。設計は市町村支援機構でやっております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 その説明いただいたなかで、概要は分かりましたけれども、いわゆるこの詳細な設計というか、つくるのに、何でその中身をよく知らないところに頼んでつくらなければいけないか、実際こういう計画をつくる時に、私、一番大切なのは、毎日利用している人の話を聞かないと、本当にいいものはできないと私は思うんです。本当に8番議員なんかは、どこのカランの水がよく出るかとか、シャワーの勢いが強いかとか、何でお湯が上だけ熱いのかとか、細かいこと全部知っていますよ。だから、利用者の声を聞く、大変面倒くさいことですが、そういうことを何で検討できなかったのか、その辺をお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 再質問にお答えしたいと思います。

利用者の声というようなことでございましたが、こちら福島市町村建設支援機構の部分につきましては、現地調査をしっかりと行いまして、このなかで一番、やはり危険な部分と、安全安心という部分を前提としてやっているという部分でございます。8番議員からは再三にわたりまして、ロータスインの改修という部分のご質問もいただいております。その辺は十分に安全対策を含めまして、利用者の利便性の向上という部分もある程度はみながら、設計をしていただいているという部分でございますので、ご理解いただければと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそう願いたい。要は、現地確認をしてやるのは当たり前なんです。だから、おそらく副町長だって、町長だって、社長という立場であっても、おそらく支配人であっても、やっぱり利用者よりは知っていないと思いますよ、その現状を。だから、おそらく現地調査するにしても、おそらく表からこう見て、中をこう見て、実際にサウナに入ってみたり、風呂に入ってみたり、一緒に入って声を聞いてみたりすることが、私は一番大切だと思っています。そういうことが取り入れられるような機会をぜひつくってください。いろんな現地調査しても分からなかった、いわゆる安全安心も含めて、対応策が出てくるとしますので、その辺、ぜひつくってほしいんですが、それだけご答弁ください。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

その利用者の声を反映した施設づくりというようなご質問でございますが、こちらのほう、ご予算ご議決後、入札という形になりますが、最大工期としまして、年度内という部分を見込んでいるところではございます。そちらも、やはり最低でも、だいたい3カ月程

度は浴槽にかかるということでございますので、営業施設でありますロータスインの部分もありますので、その閑散期等を狙いまして改修計画は進めていきたいと考えております。その準備段階のなかで、皆さんの意見を反映できるような形で施工業者と踏まえながら、実施していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。(16時37分)

平成29年第3回西会津町議会定例会会議録

平成29年 3月24日(金)

開 議 13時00分
延 会 16時40分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤 一 郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第3回議会定例会議事日程（第15号）

平成29年3月24日 午後1時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第1 | 議案第26号 | 平成29年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第27号 | 平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第28号 | 平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第29号 | 平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第30号 | 平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第31号 | 平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第32号 | 平成29年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第33号 | 平成29年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第34号 | 平成29年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第35号 | 平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第36号 | 平成29年度西会津町水道事業会計予算 |
| 日程第12 | 議案第37号 | 平成29年度西会津町本町財産区特別会計予算 |

散 会

（議会運営委員会）

○議長 皆さん、こんにちは。平成 29 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。

(1 3 時 0 0 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 26 号、平成 29 年度西会津町一般会計予算の質疑を行います。

昨日に引き続き、3 款民生費から質疑を行います。

1 番、三留満君。

○三留満 子育て支援策についてお伺いいたします。町は来年度より、第 1 子に対して、負担額を半額とするということですが、これは国の基準額に照らして、町のいろいろな優遇策を取っておるわけですが、町の持ち出しはどのくらいあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 子育て支援の保育料の関係で、町の持ち出しはどのくらいあるのかということですが、まず、現在の保育料でありますと、国の基準のだいたい 70 パーセントということで設定しております、それによりまして、だいたい 990 万円ほどでございます。それから、2 人目以降の無料化をしておりますので、それで 890 万円。それから、今回、さらに第 1 子を半額にしますと、約 1,200 万円ということで、合わせて 3,080 万円、約でございますが、約 3,080 万を一般財源で負担しているということになります。

なお、第 1 子目を半額することによりまして、国の基準でいいますと、だいたい 35 パーセント程度の、保護者の方については 35 パーセント程度の負担でよくなるということでございます。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、2 項の 2 目、13 節の委託料、いよいよ認定こども園が、いよいよ 4 月に開園するわけですが、そのなかで給食調理員業務委託料、これが 1,309 万円ほど計上されておりますが、これは何人の調理員を雇用するのか。

そしてもう 1 点は、認定こども園の運営委託料、これ前年度と比較して 3,200 万円ほど減額になっているんですが、その要因についてお尋ねをいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 まず、給食調理員の業務委託 1,309 万円でございますが、これにつきましては、民間業者のほうに委託をする予定にしております、調理員として 4 名、それから管理者 1 名という、5 人体制でやっていただくということになっております。

それから、認定こども園の運営委託料、昨年から見ますと 3 千何がしか減額になっているということですが、昨年の委託料のなかには、今ほど言いました給食の調理の関係、それから給食の材料費の関係、あとは各施設の電気代ですとか水道料の光水熱費、そういったものも全て含まれておりましたところでもありますので、今年度、平成 29 年度につきましては、それら給食の委託料、食材、電気、水道代、そういったものは別に計上しているところがございます、運営費としましては、全体では昨年より 1,600 万円ほど増加になっているところがございます。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　そうすると、まず給食調理員ですが、これは1人管理者として置くということですが、これについては、調理員のなかから置くのかどうか。

　　あともう1点は、運営委託料のなかで、やはり減額のなかで、保育士を減らすとか、そういうことはないのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長　　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　　まず、給食調理の調理員の関係でございますが、管理者につきましては、調理員4名のほかに管理者がおいでになります。ただ、管理者は認定こども園専従ということではなくて、何施設か持ってはおいでになるという形になっております。何施設かの合わせた管理ということでやってらるということでもあります。専従の方は調理員4名ということでございます。

　　それから、委託料減額になって、その保育士が減になるのかということではありますが、全体の人数としては少し減ります。当然、1つになりますので、全体の人数としては減りますが、その入所児童の数に応じた配置をしておりますので、適切な保育ができる人数で計算をしているところでございます。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　3款民生費の関係のなかで、53ページ、委託料の区分のなかで、企画運営委託料というのがございます。これは400万円、いずれにしても、結婚していただくためのいろんな機会をつくるというふうに私は理解をしている予算なんだろうというふうに思いますが、こここのところについて、これがどのような取り組み方をしているものなのか、それから、またどのような効果が見られているのか、またどこでどのように行っているのか、十分にその後のフォローなどしていただいているようなことがあるのかどうかを伺いたしたいと思います。

　　それからもう1点なんです、56ページ、民生費の老人福祉のなかでございまして、報償費のなかで、老人祝金300万円、特別敬老祝金が410万円ほど、合わせましての710万円というのがございます。たぶん、私の記憶が間違っていたらごめんなさい。たぶん80歳に1万円、90歳に3万円、100歳で30万円、それ以降、半年ごとにたぶん8万円というような説明があったようなことだと思いますが、この祝金は、敬老の祝金なのか、特別祝金なのか、どちらのほうに属しているのかお伺いをしたいと思います。

○議長　　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　　6番、猪俣議員のご質問にお答えしたいと思います。

　　企画運営委託料の内容ということでございますが、こちらのほう、ご指摘のとおり西会津町の後継者対策事業ということで、婚活のパーティーの実施の経費となっております。こちらのほう、まずどういう内容、委託料ということでございますので、一応専門の業者のほうに委託してやっているとございますが、今回は、いわゆる企画提案ということで募集いたしまして、6社の業者から応募がありました。福島県内が1社、東京1社、京都1社、新潟県1社、宮城県2社ということで、6社の業者から企画提案の募集がありました。それで審査を行いまして、宮城県にあります会社、マリッジパートナーズという会社のほうに委託契約をしたところでございます。

　　今回の委託の内容でございますが、やはり、まず男性研修を行うと、身だしなみとか、

言葉遣いという研修を行うことと、あと、パーティー後にカップルになった方の後に、フォローアップということで、追跡をしていただいてフォローをしていただくということで、成婚率を上げていこうというような取り組みを行いました。今年度は、一応3回、10月に1回、11月に1回、それで去る3月19日に1回と、合計3回開催しております。そのうち1回目と3回目につきましては、会津若松市内で、第2回目につきましては、地元西会津町で開催しております。それぞれカップリングの件数につきましては、1回目が3組、2回目が2組、3回目は4組ということで、9組のカップルが誕生しているということでございます。

現在、追跡調査を行っております、1回、2回目のカップリングになった方々には、それぞれ1組ずつ、まだ交際は継続中ということでございますので、ある程度効果はあったものと考えているところでございます。3回目につきましては、今後も継続的なフォローアップをしていくということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 敬老祝金のご質問にお答えしたいと思います。

敬老祝金につきましては、敬老祝金で300万円、特別敬老祝金で410万円の計上でございますが、敬老祝金の300万円につきましては、議員おただしのとおり、80歳で1万円、90歳で3万円の分の支給の分でございます。それから、特別敬老祝金410万円につきましては、100歳になったときに30万円、それから、その後、半年ごとに8万円という金額で410万円という計上でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 企画運営委託料ということで、大変、この結婚してもらわないと、まず人口が増えていかないということもございまして、貴重な事業であろうと私は認識はしています。そのためには、若い人たちが、とにかく結婚してもらうことが一番の喜びであるわけですから、その手助けとして、行政がいろんなバージョンをつくっていただいて、機会を与えていただいて、そこにカップルが生まれるということが一番の理想であろうと、こんなふうに思います。

ただ、この400万円というのが、3回だというふうになって、安いのか高いのかといわれても、何ともお答えのしようがないんだろーと思っておりますが、もっといい企画があるのかなのか、そこら辺のところは検証されてみたことがあるのかどうか。要は、その後のフォローだろーと思うんですよね、いかに前に進めて、二人がいい方向に結ばれて、そしてお子さんが産まれてくるということが、私どもは期待しているところなんですけれども、そういったところ。

実際、いままでやってこられて、西会津に住まれて、いい方向付けになったというご夫婦はおられますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 再質問にお答えをいたします。

こちらのほう、金額的な部分で安いのか高いのかという部分につきましては、やはり私どもで提案の内容を審査いたしまして、この内容で実施してみようということでなっております。一番重点に置いたのが、やはりその男性の、いわゆる研修ということで、

今まであまり女性と話したこともないということもありますので、話し方とか、接し方、あと仕草とかという部分を細かく研修するような研修会を開催しているということで、こちらのほうは、結構有名な、その道では有名な方々を講師に呼んで、直接指導していただいているということでございますので、それが高いかどうかという部分については、ちょっとあれなんですけど、そういう形で実施してきたというものでございます。

あと、このような婚活事業を金額を大幅にアップいたしまして実施したのは平成 28 年度からということでございまして、いままで町の金額、半分以下くらいの金額でやってきたんですが、いままで結婚された方については 3 組ほどいらっしゃるということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 3 組が生まれているということでもありますから、本当に貴重なお二方たちの組だろうと、こんなふうに思えます。さらに力を入れていただきたい、このように思えます。まずは人口にプラスになるような方策を進めていただきたいと、こんなふうに願うところであります。

それから、敬老祝金の 80 歳から 1 万円、90 歳から 3 万円というところが、それは敬老祝金だと、それから特別な、100 歳を超えてということの 30 万円と、半年の 8 万というのが特別敬老金ということで認識してよろしいわけですね。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 敬老祝金につきましては、80 歳からではなくて、80 歳の年に 1 万円。90 歳の年に 3 万円でございますので、ずっとということではございませんので、ご理解いただきたいと思えます。なお、敬老祝金については、100 歳のときに 30 万円、それから、その後半年ごとに 8 万円ということでございます。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 1 点だけ伺いいたします。総括表の雪処理支援隊事業で、今年度 54 万 9 千円増額になっています。59 万 4 千円増額で 328 万 1 千円ということですが、この増額の要因を、見込んだ要因ですが、1 点まず教えていただけてよろしいですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 雪処理支援隊への質問にお答えをいたします。

増額の要因ということでございますが、これにつきましては、稼働日数を、平成 28 年度については、1、2、3 月ということでみたんですが、今年度、12 月からもうすでに動いているという部分もありましたので、その稼働日数を増やしているというところが一番大きな要因でございます。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 この間の説明で、専門委員会の説明で、12 月、1 月、2 月の実働時間が、確か 666 時間、5 人合計で、でしたよね。だと思ふんですが、今回は消耗品のほうであがっているのが、スノーダンプとスコップでということで、2 万円で確かあがっていると思いましたが、5 人の方々、非常にこうやって雪処理支援をやっていただくの、非常にありがたいんですが、自分の家のことを例えで言いますと、私の家は除雪機でやっているんですが、スコップとスノーダンプで、例えば奥川とか、ああいう山あいの人たちを、例えば玄関か

ら道までの道のりをつけようと思うと、たぶん相当な時間と相当な労力が必要だと思うんです。やはり、ここは社協のほうでも、確かそういう方々に対して除雪機を貸していただける制度なんかもあったと思うので、そういうふうに使える機械は利用して、もうちょっと効率的にやれば、雪処理支援隊の方の負担も減って、今回の稼働時間も抑えることもできて、なおかつできればですが、その先のことまで見通せるんじゃないかなと思うんですが、見解はどう取りますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

今年度につきましては、基本的にはスノーダンプ、それからスコップでの作業が主なものでございました。除雪機械も何日かこう利用したんでありますが、今年の雪はちょっと重たい雪が多くて、その除雪機械を使って何回も止まったりとかして、効率が反対に悪かったときがあったものですから、全然、ですから除雪機械を全然使わなかったということではなかったんですが、あまり使わなかったということでございます。

ただ、当然、今後、今年度は13世帯でございますが、これから世帯数が増えていくということを考えますと、除雪機械等を利用して、効率のよい作業を進めていきたいというふうに考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 もちろん安全面、スノーダンプとスコップだけじゃありませんので、安全面もよく考慮されて、やっぱりそういう方々にも、町のほうでこういう機械もありますとか、こういうふうにやったほうが効率がいいんじゃないんですかという、やっぱり指導も必要じゃないかなと。あと、現場の意見も必ず吸い上げなければいけないと思いますので、そういった面も含めて、やっぱり効率的なお金の運用をしていただきたいなと思いますので、そこら辺を検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

本当に効率的な作業は、当然していかなければいけないと思いますし、今年度につきましても、この後、来週に、今回委託しました5人の皆さんに集まっていただいて、今年度の反省会ですとか、来年度に対して、じゃあどういったふうにしたらいいかとかという改善点なんかも出してもらおうというような機会も設けることとしておりますので、そこで意見を聞きながら、来年度につなげていきたいというふうに考えます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 何点かお伺いをいたします。

まず、負担金及び特別会計における繰出金についてお聞きいたします。後期高齢者の療養交付金負担金、これが1億6万円、それから、介護保険の特別会計の繰出金が1億8,700万円云々と、それから、後期高齢者のほうも4千万円ということで、非常に多くなっていますが、これに対する町としてピーク的なもの、今後増えると思いますが、どのくらいを予想しているのか、今後の伸びですね。

それから、3の1の4、障がい福祉サービス、これがやはり270万円ほど増えております。この障がい福祉サービスというのは、要するデイサービスとかそういうものだと思います。

ますが、やはりそのほうも伸びておりますので、これに対して、どうなっていくのか教えてください。

それから、放課後児童クラブにつきまして140万円ほど児童クラブの運営委託が減っておりますが、これはどういったことでしょうか。

それから、先ほど同僚議員も聞いたんですが、課長がお答えになった、適正な保育の人数を把握しているということでありましたが、その、今回の認定保育園における適切な保育の人数というのは、各、もし分かれば、何歳児何人という形でもって、保育士の配置の内容を教えてください。

それから、保育士に関して、今後、定年とかそういったものに対して、予め、次年度、さらに将来に向けて保育士の募集とか、そういったことに対して、どのように考えているのかお伺いします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 それでは、4番、小柴議員にお答えいたしますが、まず、各特別会計への繰出金でございますが、まず、国民健康保険特別会計への繰出金、一番多いのは医療給付費に対する繰り出しでございますが、これにつきましては、毎年の医療動向によって動いてくるということがございます。ただ、近年、国保の加入者数が減ってきておりますので、今後はいまの金額がほしい同じようなもので推移していくのかなというふうに考えております。

それから、後期高齢者医療への繰出金と負担金でございますが、これも後期高齢者の数、これから減ってまいります。ですので、人数的にピークがもう過ぎておりますので、この負担金についても、だんだん減っていくのかなというふうに考えているところでございます。

また、同じく介護保険につきましても、介護保険の人数も減っていますし、認定者数も減っていると、それから利用者数も減っているという現状がございますので、これについても、現在がピークなのかなというふうに考えているところでございます。

それから、続きまして、障がい者の給付、障がい者サービス費1億2,654万9千円でございますが、これにつきましては、障がいを持っている方の施設の入所ですとか、ショートステイ、グループホームを使ったりとか、あと授産場への給付というようなものも、授産場の給付が一番多いわけですが、そういった部分でございます。

それで、この障がい者のサービス費につきましては、年々増加傾向にございます。今後もやはり緩やかではあります、増加していくのかなと。これは、やはり適切なサービスの提供という部分で、相談支援事業所への相談件数なんかも、いま増えてきておりますので、そういったことで適切なサービスの提供をしていくということでございますので、緩やかに増えていく傾向にあるのかなというふうに考えております。

それから、放課後児童クラブにつきましては、減額ということでございましたが、昨年度が496万3千円、今年度は1,246万8千円ということで、740万円ほど増えていると思います。これにつきましては、昨年度は2名体制の計画でありましたが、今年度は3人体制ですので、増加しているというところでございます。

それから、認定こども園の適切な保育士の配置ということですが、これにつきま

しては、0歳児であれば3人に1人、1歳児であれば6人に1人というような形で決められた人数がございます。ちょっと全て頭に入っていないくて大変申し訳ありませんが、そういった基準にしっかり合うように職員の配置をしていくということでございます。

それから、職員の定年という部分では、これから毎年何人かずつ、当然、定年を迎える保育士さんがおいでになりますので、そういったときにつきましては、計画的に採用していくということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 ちょっと質問、間違えたので、1点付け加えていいですか。先ほどのやつは、乳幼児子育て応援金の間違いでございました。140万円減ということで、失礼しました。

それと、今回、おそらく定年された保育士さんに対して、採用されたというようなことをお伺いしておりますが、その辺、何人くらい採用になったのかというようなこともお伺いしたいと思います。

以上、2点お願いします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

乳幼児家庭子育て応援金でございますが、これにつきましては、昨年540万円、今年400万円ということですが、人数的に減ってきていると、該当となる人数が減ってきているという部分がございます。今年度の予算につきましては、平成29年度の予算につきましては、平成28年度の実績をもとに計上したところでございます。

それから、保育士の採用につきましては、今年度は3名採用しております。退職者が今年度は5人おったんですが、3人の採用ということで、入所児童の数に応じた配置ということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 先ほどお伺いしました各繰出金、後期高齢者、それから国保、介護、今年度あたりがピークだというようなこととお伺いしておりますので、次年度くらいから少しずつ減少ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをします。

人数ですとか利用者は減っているということでございますが、病気によって高額になったりとか、介護も介護度が高くなったりとかというようなこともありますので、一概に下がっていくということは、ちょっとはっきりとは言えないのかなということでご理解いただきたいと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 1点だけお聞きします。款項の58ページの障がい者福祉なんですけれども、そのなかで、後見人等報奨金とあります。一般に後見人というと、親類等なるものですが、これは行政がどのように関わるものなんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 成年後見人の制度のご質問にお答えをいたします。

これにつきましては、成年後見人につきましては、認知症ですとか、知的障がい、それ

から精神などによって能力判断が十分でなくて、自己の判断ができないような方を保護したり、補佐したりする制度でございますが、この方々が、その成年後見人制度を申請する際には、本人か家族か、4親等以内の家族の申し立てによって、申し立てができるようになってはいるんですが、一人暮らしの高齢者とか、身寄りがない人なんかもなかにはおられまして、そういった場合は、町長が申し立てができるというふうになっております。そんなことで、そういう身寄りがなくて、なおかつ生活的にも苦しいというような方に関しては、町が申請をして、その報償費等についても町が負担するというような制度がございますので、そういったことで、今回、計上させていただいているところでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町が関わると、分かりました。という、今後、西会津町においても、高齢者、認知症が増える傾向と思われませんが、現状は、実際そういった親類等以外に、もう既にそういった相談はあったんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 実際に何件かの相談は、もう既にきておりまして、この制度を利用されている方もおられますし、今後もやはり、一人暮らし高齢者の世帯も増えてきているという部分もありますし、認知症も増えているという部分もありますので、こういったものは今後も出てくることは予想されるというところでございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 いまとまったく同じことを質問しようと思っていまして、足りないところを、まず、私の考えがちょっと分からないところがありまして、報償金と、それから手数料、手数料は分かれますが、この成年後見人に対しての、そのお金の分け方というか、報奨金が67万2千円、手数料15万7千円、これは同じような成年後見人のなかの制度のなかで分けられたという意味でよろしいですね。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 成年後見人制度の報奨金と手数料ということでございますが、手数料につきましては、いまほど申しました審判申し立てに対する手数料でございます。それから、報奨金につきましては、その後、後見人が決まりまして、後見人に対して弁護士さんですとか、もし後見人が弁護士さんだったりとか、あと司法書士さんだったりすれば、そこに報奨金がかかってきます。その場合、本人に支払う能力がない場合につきましては、町のほうである程度の支援をするというようなことで、報奨金ということでございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 同僚議員がいま言われたように、これから高齢者になれば、当然、相続問題、財産問題、そういう内容のものが増える、増えている、事実だと思います。そのなかで、いまその内訳というか、いま課長が言われた4親等のなかで、後見、補佐とか、補助とか、いろんな段階があるわけですけども、一番相談されておられる、その段階の方というのは、どういうあれですか。全くもうボケちゃって、何もできない人と、あとは著しく判断できない、または判断できないという、3段階があるようですが、町で相談を受けている、その段階はどれが多いですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

- 健康福祉課長 町としては、基準に則ってやっているところでありまして、そのケース、ケースでやっておりますが、現在一番多いのは後見ということの相談が一番多いです。
- 議長 11番、青木照夫君。
- 青木照夫 後見ということで、手前勝手に恐縮なんですけれども、直接は関わってはいませんが、相談にのることがありますので、やはりその辺も我々も勉強しながら、高齢者の方の話し合いというのが、これから十分そういうことがあるものですから、こういう面に対しては、町も十分な対応をしていただければ、そういう認知症の方々には助かるのかと思います。その点をもうひとつ確認をします。
- 議長 健康福祉課長、渡部英樹君。
- 健康福祉課長 お答えいたします。
- 後期高齢者の人数が多くて、あと認知症の方も増えているという状況でありますので、地域包括支援センターへの相談件数、やはり増えてきております。それで、基本的にいま、町が助成をするといったものにつきましては、基本的には、本当に生活保護を受けていたりとか、あとは生活保護に準ずる世帯だったりということで、本当に費用負担ができない方に対して、町が助成するというので、基本的にはそういうことでございまして、普通の方につきましては、相談を受けて、それに対して、こういった制度がございまして、こういったふうに手続きしてくださいよというような制度の紹介をしております。ですので、今後も適切な指導をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。
- 議長 10番、多賀剛君。
- 多賀剛 私も後継者対策事業についてお尋ねしたいと思います。6番のなかで、中身、成果、効果についても分かりました。お尋ねしておきたいのは、平成28年度は、前年よりも倍増して予算、これ400万円組まれたなかで、改正内容を聞いておりますと、前年200万円程度でやっていた事業と、中身そう変わらないかと、大きく変わったところがどこなのか、以前は、商工会青年部に手伝ってもらったり、近隣の市町村のイベントプランナー、手伝ってもらったりというようなことがあったみたいなんです。ご答弁では3回、婚活パーティーを地元も含めてやったというぐらいで、1回くらい増えているのかなという思いがありますけれども、中身がどう大きく変わったのかよく分からない。以前だって男前講座をやったりということは、私、承知しておりましたので、その予算を倍増させて、こうなった中身、何が大きく変わったのか。それと、総括でもお尋ねしましたけれども、この事業、新年度も同じ予算で続けられると、どのタイミングで評価検証をし、いわゆる新年度に向けて、そのなかでどのような意見が出されたのか等が分かれば、お尋ねします。
- 議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- 商工観光課長 11番、多賀議員のご質問にお答えしたいと思います。
- まず、後継者対策事業の大きく変わった点はということでございますが、やはり、まず男性研修を充実させたということが、まず1点にあげられます。男性研修につきましては、地元で講師の先生においでいただきまして、約1時間、2時間程度の研修を行っている、それで、先ほども申し上げましたが、接し方、話し方、身だしなみ等のマンツーマン指導を行っているという部分。あと大きく変わった点では、やはり女性研修も一応行ったとい

うことでございます。男性に接する態度とか、身だしなみも含めまして、化粧の方法、笑顔のつくり方など、その点を十分に踏まえながら実施してきたということでございます。

そのほか、多く変わった点といたしましては、やはり広告の部分が大きいのかなと考えております。福島県内の情報誌とか、部分に掲載したことによりまして、中通り地方からの参加者もあったという部分もございますので、その点、あとソーシャルネットサービス等、いわゆるフェイスブック等にも掲載したという部分がございます、その点で大きく変わっているのかなという部分が大きな点でございます。

今回、今後の評価検証で、次、どう活かしていくんだという部分のご質問でございますが、こちらでは、毎回終わりました後に、その業者と改善点という部分を話し合っております、今回の業者は、一応今年度で一旦仕切り直しということになりまして、来年度また募集するわけなんです、その部分を踏まえたなかでは、やはり反省点としては、男性と女性の年齢階層のミスマッチというような部分は結構あるのかなという形では考えております。

来年度以降につきましては、そういう階層をどう平準化させて、本当に結婚をしたいという方々をマッチングさせるという部分が、努力が必要ではないのかなということを考えておりますので、その点を踏まえながら、来年度は事業構築をしていきたいなというふうに考えております。

あと1点、漏れておりましたことがございました。いままでは、この委託事業をする前は、フォローアップというのが、町職員が直接その当事者に電話していたという部分があったんですが、今回は、そのフォローアップは、その請け負った会社が、ちゃんと専用ダイヤルをつくりまして、それで、ある程度、いつでも相談にのれる体制を取ったというのが一番大きな点でございます。内容の充実を図ったというのが一番大きなものでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。いま聞いていて、単年度事業で、いわゆるイベント会社に発注したということでありまして。いまフォローアップ、そうすると新年度、違う業者になる可能性もある。その際、フォローアップ体制は、まずどうなされるようになるのか。前の事業者を引き継いでやってくれるのか、その点と。

あと、男性、女性の年齢的なミスマッチの話もされましたけれども、以前この後継者対策するとき、どうしても若い人が中心の対策であったけれども、いわゆる熟年とはいわない、中高年の独身者も、いわゆるこの後継者対策、何とかケアしなければいけないかという話されたと思うんですが、そういうのは、今度の、いわゆる後継者対策事業にはどんな形で活かされたのか、その点もお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えします。

まず1点目の、その業者が変わってしまったらフォローアップという部分でございましたが、一応、3回目の行った分については、責任を持っていまの会社がフォローアップをするというような部分になっております。

続きまして、その年齢の乖離の部分でございますが、ミスマッチという部分の解消とい

う部分なんです、一応ある程度、後継者対策という意味合いもございますので、年齢は45歳で、あと下のほうは25歳以上の方という形で、ある程度範囲を絞って今回は実施したという部分がございます。それにしましても、やはり若干、年齢のミスマッチというのはございまして、女性のほうが若干高めだったというのがございますので、その点は踏まえながら、次年度以降は構築していければなと考えております。

○議長 4款、衛生費。

2番、薄幸一君。

○薄幸一 2点ほどお伺いいたします。

宮古島市交流事業が、予算が入っていないんですけれども、今後の交流はどうするのか伺います。

あともう1点、このとりサポート事業の補助金が、約半分になっておる理由を伺います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 2番、薄議員のご質問にお答えします。

まず、宮古島市の交流事業でございますが、これにつきましては、いままで2年に1回ずつ、今年が西会津が行ったら、来年が宮古島市からおいでになるということで、交互に交流をしてきておりました。今回、今年度、西会津で行ってきたところでありましたが、今後につきましては、ですので、来年度は、実施するとすれば宮古島市からおいでになるということで、西会津の予算にはないと、平成29年度の予算には旅費は計上していないというところでございます。

ただ、今後につきましては、食改さん（食生活改善推進員）の交流だけでなく、経済的な交流なんかも含めて、今後どうしていったらいいかという部分では、検討が必要なのかなというふうに考えております。

それから、このとりサポート事業でございますが、昨年度から見ると半額にはなっております。これにつきましては、今年度、3名の方、今後出てくるから4名か、4名の方が利用されておりますが、利用実績を見ますと、実績に応じた予算にしたということでございまして、いま現在、希望されている方の分については、十分対応できる金額ではございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 1点お伺いいたします。1項3目負担金についてであります。喜多方斎場に対しまして、来年度5,736万2千円ということでありますが、先日、ちょっと行く機会がありまして、だいぶ完成しているということを見てきましたが、完成見込み、それから供用開始についてお伺いしたいと。

それから、その後、現在使っているところを取り壊しをして駐車場に広げるということでありますが、この広域に対する町の負担金はいつまで発生するのかということについてお伺いします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 4番、小柴議員のご質問にお答えをいたします。

広域斎場への負担金でございます。まず、斎場、新しい斎場につきましては、平成29

年 12 月に建物が完成いたしまして、一部供用が開始されます。それで、1 年後の平成 30 年 12 月には、旧建物の撤去等が完成いたしまして、全て完成するというような運びになってございます。

齋場への負担金でございますけれども、齋場への負担金は毎年負担金は発生しております。それで、その積算方法につきましては、基本割、あと人口割等ございまして、その按分と申しますか、喜多方市、北塩原村、西会津町で負担をしているというような実態でございまして。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 それは使用に関する割合ということで考えたいと思いますが、この齋場の、要するに施設に関する負担金ということでお伺いをしたんですが、施設が完成すれば、その後の負担金は発生しないんじゃないんですか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 再質問にお答えをいたします。

平成 30 年度まで整備費、負担金を含めた負担金という形でございまして、それ以降につきましては、施設管理の部分の負担金ということになります。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、1 項 1 目のなかの、トータルケア修学資金貸付金制度ですか、43 万 2 千円あがっているわけですが、これは町では保健師、理学療法士、そして介護福祉士などの目指す、そういう人たちにこの制度があるわけですが、現在その利用されている方、またはこれから利用されようとする方、そしてこの制度における滞納などについてはないのかどうかをお伺いいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 7 番、伊藤議員のトータルケア修学資金に対するご質問にお答えをいたします。

来年度、平成 29 年度予算で 43 万 2 千円を計上しておりますが、これは 1 名分の計上であります。ただ、現在、希望申し込みというのはない状況でございまして。この資金の、今度は返還という部分で、現在、4 名の方が返還をされておりますが、その方々で滞納等については、現在ございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 1 点伺います。87 ページの空き家利活用補助事業で 200 万円、空き家等利活用事業補助金、200 万円あがっていますが。

○議長 款を確認してください。

○青木照夫 4 款、だから 87 ページ、いいですか。

失礼しました。間違いです。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 4 番議員の関連にさせていただきますが、喜多方の広域の齋場の件につきまして、総工費と、それから火葬費用に関するところ、特別に変更が、こういうのがあるのか、またどこで決めるのかだけお伺いしておきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 6番、猪俣議員のご質問にお答えをいたします。

まず総工費でございますけれども、ちょっと手元に資料ございませんので、後ほど調べてご答弁をさせていただきたいと思っております。

斎場利用料につきましては、現在、まだ検討にも入っておりませんので、まだ、いまのところ変更はないということでございます。広域全体で決める部分でございますので、まだ変更は予定されておられません。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 総事業費でございますけれども、13億2,710万4千円でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も喜多方広域市町村圏組合への負担金についてお尋ねします。斎場に関しましては、新年度内に一部供用が開始できるというようなことで理解しました。いわゆる清掃費のなかで、いわゆる環境センターの焼却炉が相当傷んできて、これも近いうちに更新しなければならない、改修しなければならないというような話を聞いておりますが、いわゆる広域の負担金、当然そうなれば増えると思っておりますけれども、どのような形でこれはなるのか、見通し等が分かればお尋ねをします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

環境センターの焼却炉等の更新につきましては、いろいろなごみの、例えばクレーンですとか、焼却炉等ございまして、それを年次計画に沿いまして更新を図っているところでございます。平成29年度につきましては、7,700万円ほどございまして、30年度7,400万円ほど、31年度7,900万円ほど、32年度6,200万円ほどということで、平準化を図りながら機器等の更新をしているということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 平準化を図りながら、いま言ったような負担金で、いわゆる環境センターの焼却炉の更新、あるいは改修はできると理解していいのか。あとで消防費のなかでも出てきますけれども、いわゆる広域の負担金というのは消防なんかも出ていますよね。そういうトータルの、いわゆる町の負担見通しというのは、実際、町で立っているんでしょうか。消防署の本署だって、もう建て替えなければいけない時期になっていると思います。これいま款違いますから、具体的に言い難いでしょうけれども。いまの平準化した負担金のなかで、いわゆるこれから新しく大型事業が出た場合に、町として対応できるのかどうかだけ。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 広域では、そういった大きな負担金のことから、年次別計画で具体的に、この年度はこうだということで、大型にかかる計画というもの、きちっと策定をしています。ですから、できれば資料も整っておりますから、議会のほうでも、今後、広域はこういうような事業計画を行っておりますよということについては、これは別に隠しているわけではございませんので、何か機会がありましたら説明をしたい。資料で配付してもいいのかなというふうに思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も後でその資料等は見ますけれども、私ら心配しているのは、町でこれからいろんな大型事業をやろうと思ったときに、広域のそういう大きな事業と重なって、どんと負担金が増えるようなことになると、やっぱり町の事業にも影響してくるのかなという思いでお尋ねしましたので、じゃあ、そういう形で平準化しながら今後も進んでいくと理解してよろしいですね。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 そのとおりです。ですから、例えば、これから消防署とか、本部を建てるなんていう場合は、これまた火葬場とかみ合ってくるわけですよ。ですから、そういうことについては、しっかりと計画を立てていかないと、負担というものについても相当これかぶってくるわけですね。それで、これからそういう負担について、どういう処置をしていくかという、過疎債をやっぱり使いながら、それぞれで有利な起債を充てているわけです。その辺もやっぱり町の事業計画としっかりタイアップしながらやっていかないと、やっぱり広域だけに、このウエイトを占めていくようなことがあってはならないということです。ですから、事務レベルでその点については、しっかり検討しているというふうに思います。

○議長 5款、労働費。

6款、農林水産業費。

2番、薄幸一君。

○薄幸一 1点、伺います。農林産物風評払拭事業というところなんですけれども、昨年といいますか、平成28年度に、トップセールスに行かれて、今後どのような方針といいますか、方向性を考えていらっしゃるか。

あと、払拭事業には、今後何年くらい予定をしておるのか伺います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 2番、薄議員のご質問にお答えいたします。

おただしの農林産物風評払拭事業63万8千円の部分につきましては、海外販路の開拓事業の平成29年度の事業分ということになります。これにつきましては、一般質問の答弁の際も申し上げましたとおり、町が直接行って実施するということではございませんで、一般質問のなかで申し上げました町の友好団体である福島ホープス、それからモストWORLD KIZUNAが行う野球の交流プロジェクト事業、これにつきましては、平成29年度以降も実施されるということでございますので、この事業に合わせて西会津産の米、それから農林産物、加工品等のPRを行うというようなことで計上をさせていただいております。

なお、せっかくできたつながりを続けていくために、この福島ホープスの事業が続くのであれば、町としても継続は検討していきたいというふうに考えております。

○議長 払拭に対して、何年くらい続くか。

○農林振興課長 お答えをもう一度させていただきます。福島ホープス等の事業が、今後も継続されていくということであれば、町としても、今後も続けていきたいということを検討していきたいということでございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 今回、ハワイのトップセールスですが、ほかの国への営業というのは予定はし

ていないですか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 今回の事業でも、実績の1つとして掴んできたところではありますが、なかなか1つの市町村でいろんなところというのは、かなり困難なことであるというふうに考えております。

したがって、今回できたつながりの部分での継続ということは考えておりますが、これ以外の部分につきましては、ほかの自治体、または福島県全体、こういった部分であれば検討していきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 6款のなかで、歳入でも出ましたが、雪室についてなんです、予算書のほうずっと見たところ、修繕費らしきものが見当たらないようなので、改めて伺いますが、雪室については、歳入の答弁のとおり全く考えていないのか、それとも、私の予算の見方が悪いのか、お答えいただきたい。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 9番、三留議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、歳入でもお答えしているところではございますが、歳出の雪室に關係する事業費につきましては、基本的には昨年度と同様の事業費を見込んでおります。歳入のところでもお答えしましたとおり、ただ、現状の活用方策につきましては、引き続き農林振興課としても検討していきたいということでございます。現状の使い方での活用方策ということでお答えしましたとおり、予冷庫的な使い方であるとか、または、新しい新規就農者の方々、若い農業者の方々の意見なども、アイデアなども収集しながら検討していきたいということでございます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 お答えに進展がないようなので、私もテーマとして、いままでこう取り組んできたなかで、改めて、いまのお答えで条例から改めて考えていきたいと思っておりますので、あと今後は、この質問は私も出しませんので、以上です。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 82ページのところでございますが、6款の2項林業総務費の中の13の委託料のなかに、広葉樹林再生事業委託料というのがございまして、5千万円を超える金額が計上されております。この金額というのは、お分かりのとおりでございますけれども、これから山の整理をするわけでしょうが、どのくらいの事業として想定されてきているのか、今後、私もみているところでは平成30年、31年という事業が予定されてはおりますが、どのくらい、この町の再生事業が行われていくのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 6番、猪俣議員のご質問にお答えいたします。

広葉樹林再生事業であります、これは、いわゆる原子力災害によりまして、薪だったり、原木きのこの原木だったり、炭だったり、そういうことに使えない広葉樹林を皆伐しまして、新しい芽を出して、それを今後活用していく、こういう事業でございます。今回の事業費におきましては、16.2ヘクタールほどの伐採を検討しております。それとあわせ

まして、作業道を 300 メートルというようなことで、この事業費の中身になっているわけでございます。

この事業につきましては、実施計画のなかでも平成 31 年度まで計上させていただいておりますが、100 パーセント県のほうから県支出金でいただいて事業を実施する、10 分の 10 の事業でございます。いまのところはそういうことで、平成 31 年度までは県のほうの支出が見込めるので、それによって対応していきたいというふうに考えているところでございますが、この事業は、あくまでも放射能対策の事業でありますので、町の広葉樹、全部が対象になるわけではございません。あくまでも放射線の量の比較的高い部分だけが該当になりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 放射線の高いところというふうになりますと、本町において、これを聞くのかは失礼なのかどうか分かりませんが、教えていただけるような場所だとすれば、影響ないとしたら、教えていただきたいとは思いますが、どうでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 先ほど申し上げましたとおり、放射能対策ということがありまして、これ実際に広葉樹を試しに伐るといいますか、試しの調査をやって、ベクレルを超えるものであれば補助事業の対象になるというようなことでございます。山の向きだったり、それから林の樹種だったり、ちょっと変わってきますので、一概にこの辺ということではないんですが、町内でもそういう場所があるということだけ、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 私も 1 点だけ、農林産物風評払拭事業についてお伺いいたします。いま 2 番議員のお話でもあったんですが、ちょっと私、分かりづらかったので、この 63 万 8 千円の具体的な使い道、内訳ですね。それをまず教えてください。

あと PR ということですが、PR して販路を拡大するのが目的ですよ。そこだけ確認したいと思っております。

それと、今回、海外販路開拓事業、予算であがっていますが、例えば、ほかの国や地域の情報に対して、役場の調査というのは、どこまでやったのか教えてください。

あと、米国の輸入停止というのは、例えば、いつ解除される見込みなのか、役場ではどのように考えているのか教えてください。

以上です。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 3 番、秦議員のご質問にお答えいたします。

まず、この今回の風評払拭事業の中身、具体的な内容でございますが、試食の提供の謝礼ということで 15 万円。それから、消耗品ということで、米代等の購入費ということの消耗品で 15 万円。それから、通信運搬費ということで、33 万 8 千円。これの合計で 63 万 8 千円ということになっております。

それから、この事業費を使いまして、引き続きホープス等が実施する中学生の交流野球プロジェクトの場を借りて、西会津の米だったり、加工品なんかを PR して、引き続きつ

ながりを続けていって、販路の拡大まで目指していくというようなことを計画しております。

それから、他の地域の部分であります、他の地域というのは、ハワイ以外ということだと思われませんが、これにつきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたが、町独自であちこちの海外の国を調査するというは実施しておりません、やっぱり福島県全体、会津全体のなかで、JA等との連携のなかで、情報を収集しているということでありまして、具体的には会津地域におきましても、猪苗代町さん、喜多方市さん、そういうところでやっている事業については承知をしているということでございます。

それから、輸入規制の解除の部分についてでございます。これも先日の答弁でも申し上げましたが、この輸出規制の情報といいますのが、米国の輸入規制の情報といいますのが、ときどき変更されているというのが現状でございます。例えば、福島県のヒラメ、魚が解除になると、出荷制限が解除になると、アメリカのほうでも、今度は輸入の制限品目を解除するというような形で、そういうふうに関連されているというふうに承知しております。

それで、今後の見通し等につきましては、そういうことでありますので、なかなか難しいところではあります、福島県としましても、引き続き米については、全量全袋検査をやって、安心性を確保しながら出荷制限の解除に向けてやっております。福島県の出荷制限が解除されれば、当然、アメリカのほうの輸入規制も解除されると思いますが、それがいつになるかというのは、現段階ではなかなか判断がしづらいところではありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 分かり難い答弁でありましたので、もう一度申し上げたいと思っております。

日本国内で、福島県のいろんな産品に対して出荷制限がかかっております。この日本国内における福島県の出荷制限が解除されれば、アメリカのほうでも輸入制限を解除するというような仕組みになっております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 私もこれ先にはっきり言うておきますが、海外販路拡大に反対しているわけじゃないんです。逆に、平成30年には減反政策が終わるといわれているいま、早く農家の人たちの負担を、負担というんですか、例えば販路を拡大して、農家の方々が生活が楽になるように、米が売れるように努力することは素晴らしいと思うんです。いい方向性だと思うんですが、いまの答弁でもありましたが、いつ制限解除、福島県の米が制限解除されるか分からないといわれている場所に、このままお金を使い続けることに、私はすごく疑問を感じるんです。

それで、米は米でちゃんと考えて、ホープスはホープスでつながりがあるのは分かりませんが、他の市町村を参考にされているということだったので、もちろん若松とか、猪苗代とか、ちょっとここにも資料があるんですが、北海道でやっているのも、私、見たんですけども、この地域は全て輸入規制かかってないところを見つけて、それこそ町長が行ってもらって、トップセールスをやった結果が徐々に始めている地域もあるんです。ここは、何回も言いますが、輸入停止がいつ解除されるか分からないようなところに、私は

このまま予算を使い続けるというのはどうかなというふうに思います。これがまず1点お聞きしたいです。

あと、町独自の調査はしていないとおっしゃっていましたが、これ私、自分で調べてきましたが、輸入規制、これホームページ、福島県でも、公開されていますよね。どの国が、どれが輸入しているか、輸入してだめか、条件付きか、これこれの資料を付けなさいというのちゃんと公開されていますよね。そういったものも調査したうえで、ちゃんとした有効的な、要は早く結果が出るように、確かに早さだけにこだわっちゃいけないのは分かりますが、どうせお金を使うのであれば、皆さんの税金を使うのであれば、有効的な使い方を、町独自でもちゃんと勉強して、調べて、原点に戻ってやるべきじゃないんでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁のなかで、町独自、調査はしていないという部分について、先に説明させていただきましたが、ちょっとやり取りのなかで、ほかの市町村がやっているかどうか、輸出をしているかどうかの調査をしているかというふうに、またほかの国について調査しているかということにご回答したつもりであります。いまほど議員ご指摘のように、輸出入規制のことでありましたらば、これは当然、ホームページ等で確認もしておりますし、今回の事業で輸出入の専門家でありますJ A全農がおりましたので、農林水産省等に確認して輸出入の状況については把握して、今回の事業を実施しております。

それから、もう1点、輸入規制ができないところへということではありますが、何回かご説明を申し上げておりますが、今回の事業の発端が、何といても福島ホープスの、友好団体である福島ホープスのつながりのなかでこう生まれてきている事業であります。そして、実際に行ってみましたらば、向こうの方々、確実に私ども、福島県西会津町を応援していただけるというような心強い支援が実感できたところでございます。

ですので、やはりこの解除を見越した先取りの対策、そういうことを念頭に考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 あの、解除を見越したというのは、解除の先が見えているなら見越したという言葉を出してもいいと思うんですよ。で、最初に確認しましたが、判断つきにくいんでしょう。私は、これは、結局、いつ規制解除がされるか分からないわけですよ。で、規制処置の完全解除をしている国もあるわけですよ。そういうことを考えれば、私は、このいつ解除がされるか分からないところに、確かに行ってつながりがあるというのは分かりますけれども、ホープスはホープスできちっと考えて、米は米の販路拡大で考えてやるべきじゃないかなと、それが西会津町の農家さんを守る一番の近道になるんじゃないかなと思うんです。

あと、ちょっといまJ Aというお話出ましたけれども、専門家がいたんだったら、こんな情報、何で最初に分からなかったのか、すごく私は疑問なんです。

それで、あとその福島県のつながりがということで、福島県人会のお話も、この間ちょっと出ましたので、私、見ましたけれども、ほかにも合計2,547名、326世帯も福島県人会は世界各国に散らばっているんですよ。そういうことを考えれば、もう一度原点に戻

って、販路拡大に関して、とにかく喫緊の課題であるのは分かりますし、西会津町の農家を守らなければいけないのも、もちろん当然なので、もう一度、この有効なお金の使い道を検討されたほうがいいと思いますが、最後に聞きますが、いかが、農家の立場に立って考えて、いかがでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

先ほど来、申し上げましているとおおり、今回の払拭事業の事業費につきましては、PR、それからつながりの維持、この2つを大きな目的にしております。今回の調査事業につきましては、先ほどJAさんの話のなかで出たとおりでありますけれども、事前にあらかじめ、こういう輸出規制の件は、当然承知して行っております。ですが、行ってみて、こう分かるというような部分を実感してきたのも、今回の事業の実績であります。

そういったことで、継続してやっていくべきだというような判断のなかで実施しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 話は世界的なとか、全農だとかという話になってくるからごちゃごちゃになってしまうんですけども、こういうことなんです。いわゆる今回、私もハワイに行ってきたんですけども、この60何万円で、これがPRの事業の払拭になるかといったって、それは無理な話なんです。ただ、この福島ホープスの、この事業があるということは、今回やっぱり子どもたちとの関係があって、やっぱりこれつながりをもってきているわけです。ですから、少年野球チームも西会津町から選抜されて行っていると。

そういうなかで、うまく向こうの方々との連携を取ることができないかということで、事前調査をしながらしていただいたんです。その結果、県人会であったり、あるいはいろんな方々とのつながりがあり、さらにはハワイのほうで、日本の品物を専門的に取り扱ってくれるところもあったわけです。そういうところも全部、我々は行って見てきたんです。将来的に、そういった人たちのアドバイスも受けてきたんです。

ですから、今回、この事業をとおしながら、米を直接送るんです。ただ、これ60何万円で、そんなに拡大をするというようなことではなくて、そして、今後、行った方々の対応のなかで、これは福島県のお米ですよと、あるいはこれは福島県の農産物ですよと、米だけではないと思う。こういうことをつながりを持ちながら、今後やっていきましょうよということなんです。ですから、このつながりをしっかり持ってやっていきましょう、こういうことなんです。ですから、これが、いま払拭されないのに、先駆けてこれやってどうなるじゃなくて、これは福島県のいろんな知事以下、いろんなところに行っているけれども、それはどんどんどんどんとこういうことを払拭をする、そういう取り組みをしなければ、なかなかこの福島県の払拭ということにならないということですから、どこかつながりがあれば、少しでもこういうつながりを持ってやっていましょうということが、いまのこの事業の1つだということなんです。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私も、まず、事項別明細の78ページの真ん中ほどです。会津地域世界農業遺産、あと農業遺産推進協議会負担金であります。これは、今後どのような見通しをもって

といたしますか、こういう協議会が結成された経緯といたしますか、そういうので、今後何を指すのかをまずひとつ伺います。

それから、その下の79ページの、これは補助金の肉用繁殖雌牛導入支援事業補助金ですが、金額的には少ないけれども、これは、かつて牛を飼う人に、牛を無償でといたしますか、育ててもらって、またその子を返してもらえば、その貸した牛がただになるといたしますか、何かそういう事業、かつてあったようですが、それらと、またこの事業は同じなのか、違うのか。あと、今後のこれらの事業に対して、どの程度の見通しというか、本当は、昔は農業やるには、家畜もいなければしょうがないというのが原則でありましたけれども、最近には本当に家畜すらもない農業になってしまっています。だから、これから、この事業の目指すところですね。それらについて伺いをしたいと思います。

それから、82ページです。生息状況調査委託料、これについては、たぶん有害鳥獣というか、サルやイノシシや、ニホンカモシカとか、いろいろな有害鳥獣の生息の状況を調査するということかもしれませんが、これらの取り組みの内容、どの程度まで、どういう形で生息状況、地域的にどの程度の範囲とか、あと、動物の種類、またいろいろ、たぶん生息ですから、いろんな生態調査も含めてやられるんだとは思いますが、その辺のどこまでやるのかというような、一つの目標といたしますか、何を指すのかということでお答えをいただきたいと思います。

それから、先ほど来、話出ています農林産物風評払拭事業です。これ私、昨日ですね、町長が3番議員のふるさと納税ですか、に関連した答弁のなかで、いささか疑問を感じたんですね。というのは、ふるさと納税の返礼品に米をやってはどうかという話をしているんです。ところがあのときの答弁、私の聞き違いだったらあれですけども、それに対してもし違ふんだったら、町長から答弁いただきたい。そのときに、米の数量が確保できるかどうかというような、そういうニュアンスの答弁だったと思うんです。だから、それとあわせて、今回の全員協議会のなかで、西会津産米海外販路開拓調査、だからもう米を売る目的で行っているんですよ。それを、こういうときにはこういう答弁、言われれば、ああだこうだ、その答弁の仕方が全然整合性がないんです。米が手元というか、これからふるさと納税に使う米が足りないとしょうがないからと言うんだったら、わざわざ海外まで行く必要なんであるんですか。その本当のことをご答弁いただきたい。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　ふるさと納税に対して、しっかり分けて考えたいと思うんですが、ふるさと納税というのは、ある意味では、それが多いか少ないかというのは、返礼品にかかる問題が相当ウエイトが高いと、こういうことなんです。ですから、その場合に、例えばの話ですよ、湯川村で行っておりますけれども、あれだけの米が、やっぱり特化してふるさと応援金ということで、納税で品物になっていると。じゃあ同じように西会津町が、米だけに特化した場合に、本当にこれが対応できるのかどうかということを、これはしっかり対応しなければならない、調査をしなければならないということなんです。それは米が悪いと言っているわけじゃあ決してないですよ。はっきり言えば、それだけ西会津の米というのを特化した場合に、本当にそれで十分かどうかという、これははっきり言って、足りないとか多いとかといって、いまの時点で私が直接限定して言うわけにはいきませんよ。だけ

ども、やっぱりそういったことを調査しなければ分からないということもあります。

それよりも、米というだけではなくて、さっき言ったように、西会津町がこれから行おうとする、例えば野菜の詰め合わせ、こういったもの何かと、そういうことも含めながら対応するというのですから、この点については、米だけ、米が足りないからというだけで疑問をお持ちであったならば、これはそういうことであると認識しているならば、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それともう1つは、海外に派遣、この名目ですよ、海外にこの米を売るための一つの何かこの事業、開拓調査事業ということですから、これを何かこの行けばすぐに福島県の米を売りつけて、そしてその成果はどうなのかと、こういうことを聞かれても、だいたいさっきから言っているとおり、福島県の米というのが、誰が考えたって、我々だってすぐさま、行って米が海外に、この売れるような状況であるというようなことは考えていませんよ。ですからそのための、いわゆる開拓調査事業なんです。このところについては、しっかりその理解をしていただかないと、何かハワイに行ったら西会津の米はどうだ、売れるような開拓をしてきたのか、こういうようなことがすぐさまできるような状態ではありません。はっきり言って。今回はそのための調査に行ってきたということですから、それは分けて考えていただきたい。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 それでは、そのほかの質問につきましてお答えをさせていただきたいと
思います。

まずは、農業遺産の関係のご質問についてお答えいたします。これは、会津地域全体で、世界農業遺産、日本農業遺産のほうに申請していこうというような会が発足いたしまして、これに伴う負担金でございますが、中身としましては、雪国会津の循環農法、それをテーマとして、世界農業遺産、日本農業遺産に提案していこう、提起していこうということでございます。

西会津におきましては、例えば、雪中あさづきであるとか、雪下キャベツであるとか、そういった形で、雪を利用した農業、これは世界的にみますと、大変この珍しいというふうにいわれているそうでございます。そういったことで、会津若松市が会長になりまして、こういった会を立ち上げるということで、正式な立ち上げは5月になる予定でございますが、そういうことで会津全体で取り組んでいくということの中身でございます。

続きまして、肉用牛の補助の関係でございます。これにつきましては、議員お話いただきましたように、肉用牛の高齢者等の特別導入事業という事業が現在もございます。これは、親牛を市場から買ってきまして、その牛の購入代金を基金から出して、その親牛から生まれた子どもを、同じ雌で同じような同等の資格がある牛を返してもらうことで、基金に戻してもらうということで、実質ゼロ円で親牛を貸し出すという制度であります。こういった事業は、ずっといまも継続しております。

ただ一方で、現在、日本全体で畜産農家も高齢化しておりまして、和牛の価格が相当上がっております。ちょっと前までは、親牛を買う際には、2、30万円から4、50万円で購入していたものが、去年、今年と70万円、80万円超えないと、もう買えないような状態になっている。それで、その買ってきた牛に対しても、その飼育がなかなか丁寧な飼育をし

ないと、しっかりとした子牛が出荷できないというような流れになっております。

そういったことで、今回、この畜産の関係で、支援事業ということで、概ね購入費の、町の、先ほど申しあげました基金の運用額の上限額になっております65万円、これのパーセンテージで1年間分くらいの飼養代金の支援をしようということで、出している事業でございます。昭和40年代、西会津町、ピークの時点では、715件の農家で、888頭、牛がいたわけでありましたが、いまは僅か2戸というような、十数頭というようなことになってしまいましたので、こういった農家が今後も続けていかれるよう、また、新規に入ってこられるような動きもありますので、そういった農家を支援していくよう、去年、創設した事業でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、3点目の生息域の調査についてでございます。これは、具体的に言いますとサルの調査であります。西会津町内、かつてこの調査を始める前、平成19年当時、20年当時は、11の群れで700頭位いるのではないかというふうな形で推測されていたわけがあります。これにつきまして、平成20年から、サルを、檻で捕獲したサルに、麻酔で眠らせて発信機を付けて、放して、その群れの行動を監視しているというのが、この事業でありまして、いまも、今年現在では、7つの群れの8頭に発信機を付けて、年間を通してその行動を監視しております。

事業の実績としましては、最近これを、調査をやることになって分かったといえますのは、やっぱり新潟県側からどんどん越境して入ってきている新たな群がいると。また一方で、喜多方市山都町、宮古だったり、堂山だったりから越えて入ってきている群がいる。逆に、弥平四郎、飯根群は、喜多方のほうの早稲谷、あちらのほうに行っているというようなことで、かなり行動域が活性化している。動きが早くなっている、また群が分かれている、くっついている。こういったことを常に把握している事業でございます。

この事業を実施しまして、夏の期間、7月から10月の間は、ケーブルテレビでこの群の動きを毎日放送するようにしております。これでサルの出没予報という形で、ケーブルテレビのほうでは放送しておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 農業、会津地域世界遺産に関係するのは、取り組みのあれは分かりましたけれども、これは会津全域ということよろしいでしょうか、27市町村(17市町村)でしたっけ。それをひとつ確認したいと思います。

あと肉用牛については、やはりこの地域のかつてのそういう盛んに行われたという実績もあるわけですから、調査なり、いろいろ農家とのつながりを持ったり、話し合いを持ったりということで、進めるようになると思っておりますが、その辺の努力はお願いしたいと思います。

それから、生息状況調査ですが、これはサルだということで、ごく最近ですけれども、ちょっとこれはテレビだったですかね、で、見たのは、やはり捕獲したのに発信機、これ付けて、こっち群がどこに動いているということ分かっているわけですが、これにあわせてドローンを飛ばして、そのドローンというのが、なんかタカの鳴き声だか、そういうのを発しているそうです。それがサルにとって、何か天敵というか、そんなことも聞いていまして、それでこのGPSとか何かでやっているんでしょうけれども、追っかけて、

それで追っ払うというようなことをやっているというようなところがあって、それは効果があがっているというようなこと、ちょっと聞いたり、見たりというか、テレビで見たんですけれども、なお、調査するというか、それらも行く行く参考にできれば調査していただく価値はあるのかなと思いますから、その辺もなお、していただきたいと思いますが、いかがですか。

それから、ただいま町長からご答弁いただきましたけれども、私が申し上げたいのは、行ってきてすぐ、米が売れた売れないということを言っているんじゃないんです。その姿勢なんです。売れないところに米を売りに行くという、その姿勢。そして、先ほども言いましたように、ふるさと納税に米が足りないかもしれないような感じで調査をしないと分からない、そういうことを言いながら、今度、別なほうでは米売りに行くんだという、どうも、ちゃんとした本当に米に対してどうするんだという認識が、どのようなことを思っていたか、まずそこをお聞かせいただきたい。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 西会津町の、何といってもこれ農業の主たるものは、私は米だと思っているんです。やっぱりこれは、しっかりと対応していかなければならないと思っています。ですからこれは、平成30年度以降に減反政策が終わり、そして米が、これから価格がどうなるかということについても、非常に危惧している。こういったところをしっかりと町としてもサポートしていかなければならないかなという、新たな課題について今後検討していかなければならないと思っています。ですから米づくりは、やっぱり西会津にとって、しっかりとした基盤のなかでやっぱりつくっていくということは、これ当然のことです。

もう1つは、米のなかでも、飼料作物つくれ、あれつくれということで、いろいろ指導がされております。これは国の農政局でもそうですけれども、しかし、本当にこの西会津町がこれからつくろうとする米というのは、やっぱり主食で、そして食味のあるうまい米を、ブランド化をつくっていこうと、こういうことをやっぱり継続してやっていかなければならないというふうに思っておりますし、主たるところは、やっぱり米にしっかりとした西会津町の農政の基本、基軸を置いていきたいというふうに思っています。

それから、何回も言うようでありますけれども、米売りに行った、行ったと言うんですけれども、これは、いわゆるこの先ほども言いましたように、開拓事業の調査で行ったわけですから、その調査の結果はどうであったかということで、この前も再三にわたっている質問を受けたので、結果的に厳しかったよと、そんな最初から分かっているんじゃないかということを、ここから抜けきれないということだと思っております。実際に、そのどういう状況なのか、こういうことは現地に行って、その厳しさということは、やっぱり肌身に感じてくるということも、私は大切なことだと思っております。行かなければ分からないのかというんじゃないかと、やっぱりどういう状況なのかということも、しっかりと確かめるということも、私は必要なことだというふうに思います。

それで、もう1つは、開拓するその筋道はどういうふうなところから、これから対応していかなければならないのかということも、これまた調査の1つであったわけです。それには、やっぱりこの先ほど言ったように、福島だけで特化することはありませんけれども、日本のやっぱりそういう専門に取り扱っている業者さんもいるわけです。今後、福島県の

農産物、米に関わらず、こういったことについてはどうですかと意見交換をしてくる。これも知識の1つとして、私たちは、やっぱりそういったことも含めながら調査をしてきたということでもあります。

ですから、あらゆる面で、私は無駄ではなかったということです。そういうことをやっぱり理解をしていかないと、これから海外、あるいはいろんなところに行っても、そういうつながりをどう持っていくかということをしかりやっつけていかなければ、なかなかこの払拭というのはできないんじゃないのかなということでもありますから、その点についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 それでは、私のほうから、まず1つ目の農業遺産の取り組みにつきましては、会津17市町村、南会津も含めまして17市町村全部の取り組みでございます。協議会の立ち上げからスタートするというものでございます。

それから、サルの調査の部分のドローンのことでございます。実は町も、去年は町で持っておりますドローンによりまして、追い払いを試しにやってみたということは1回やっております。それで、なかなかその風の状態だったり、地形の問題だったりして、何回か試行したんですけれども、捕獲は1頭だけということで、1頭は捕獲ができたところでございます。

また、秋に、今回のご指摘の調査事業、これは発信機を追いかけまわす事業であります。この発信機と合わせまして、赤外線ドローンを試しに使いまして、上空から頭数を撮影したというような、そういった実践事業も昨年秋、11月に実施しております。

そういったことで、来年度も、この町の予算ではないんですけれども、国の交付金事業を使いまして、そちらにドローンによる生息域調査ということで、国の交付金のほうでやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 町長、これね、例えば、100人の方に聞いて、アメリカで輸入を、福島県の米は買わないといっているところに、いくら調査とはいえ、そこに行くこと自体がおかしいと思うんですよ。たぶん100人のうち99人はおかしいと思うはずですよ。と私は思います。厳しいの当たり前ですよ、買わないというところに行くんですから。

それと、先ほどホープス、ホープスという話も出ています。ホープスを応援するのであれば、別の形の応援の仕方だってあるでしょうということです。だから私は、この農林産物風評払拭事業、この63万8千円は使っても意味がないんじゃないかというふうに思っていますけれども、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 実際に、これは、ここはまったくだめだと、だから全く手を付けないと、こういうことだけであっては、私はならないと思うんです。偏見からそういうことであってはならない。なぜハワイなのか、私は、行って見て初めて分かったんですけれども、あのオアフ島というところは、かつては入植者が入り、ものをつくっていた時代はあったと、いま全くといっていいほど、100パーセントものをつくっていない。全部、あの観光客、800何万人というこの観光客の胃袋をどこからどういうふうにして対応しているのかということ

ころだけでも、私は行った価値はあったと、ああここだったならば、今後、日本からの食糧というのは、新たな開拓の1つなんだなというふうに思ってきたんですよ。

それは米だけで特化しているものではありません。これは日本の農産物というのは、あらゆるものがありますよ、加工品であったり、そして実際に日本からどんとどんと、米そのものだって福島県外から入っているんです。いま解除にならないから分かりませんが、やっぱりいつかはそういうことを、新たな市場開拓として我々を見ていく必要があるんじゃないかなということですから、行って、全く無駄なことでは私はなかったということで、この点については、やっぱりご理解をいただかないと、我々これからいろんなところに行っても、何の意味があるんだと、何の価値があるんだと、ハワイに、あるいは沖縄に、何でそんな価値があるんだと、町長一人が行ったからってどう変わるんだと、こういうことの見方ではなくて、もう少しそういった理解度があって、初めてグローバルな国際的感覚というのは、私は必要ではないかなというふうに思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 農林課長（農林振興課長）にお聞きします。私も前、説明を受けたんですけども、1つだけ納得いかない面ありましたので、申し訳ありません。教えてもらおう。この広葉樹林の再生事業で、放射能に汚染された雑木林を伐りますよね、伐った後は、その木はどうなりますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 8番、渡部議員のご質問にお答えいたします。

広葉樹林再生事業で皆伐した広葉樹につきましては、搬出されてチップ化して売られるというふうになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうするとそれは、燃やしてしまうんだということもあり得ますよね。違いますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

チップ、大きく大別しますと、パルプ用のチップになるというふうに把握しております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうすると紙になると、その放射能に汚染された紙ということになるかと思えますけれどもね。ただ、そこまでははっきり言いません。私は、木よりも問題は土地なんです。もう皆伐して芽が出たって、その新しく出た木がね、放射能に汚染されていないという確約はないんです。そうなんですよ。だって木は土から養分吸うんですから、木ばっかりきれいにしたって、土はどうするんですか、土も汚染されていると思いますよ、これは。だから、その木ばっかり伐って大丈夫だといったって、だから山菜なんてみんなそうでしょう。あれ養分、土から吸って出てきて、売ってだめだとか、きのこはだめだとか、そういうふうになるんです。ですから、木を伐ったから、それで大丈夫だということに私はならないと、そう思うんです。その対策をひとつ。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

今回の広葉樹林の再生事業の大きな目的は、広葉樹については、当時、平成23年当時から、降り注がれた、風の向きだったり、山の向きだったりもあるんですけども、上から落ちてきた、やっぱり放射能による影響を排除するために伐採するというふうなことが目的となっております。確かに、その事業の際に、土壌の放射線につきましても測定はいたしますが、その土壌というか、空間線量につきましては、役場の裏が $0.05\mu\text{Sv}$ に対しまして、西会津町内、調べた結果では、 $0.08\mu\text{Sv}$ とか、 $0.07\mu\text{Sv}$ ということで、空間線量自体はそんなに高くはないということでございます。ただ、当時落ちてきた、空から落ちてきた放射線の部分の対策で伐採しているということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も1点、先ほど来、町長も随分ご答弁いただきまして、ハワイへの西会津産米販路開拓調査事業についてお尋ねしますけれども、私これ、総括でもお尋ねしましたから、確認の意味で聞くんですけども、いわゆるその西会津産米販路開拓調査事業の、いわゆる成果品、報告書が年度末にならないと出てこないということでありましたから、当然、年内に評価検証をされて、今回の63万8千円につながっていると思えますが、その評価検証をするにあたり、いつ頃されたのか、その際、どのような意見が出されたか、町長言ったように、これからもやっぱり継続することが大切なんだという意見が主流だったのか、別に行ってみたら、想像以上に厳しいと、少しリセットして方針転換も必要ではないかと、そういう意見は出なかったのか、その評価検証にかかる、63万8千円の新年度予算にかかるうえでの内容をちょっと聞かせてください。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 質問にお答えいたします。

今回の事業と当初予算の編成時期が同じ時期でございました。そういうことで、先ほど町長が申し上げましたとおり、今回、現地に行ってみて、今後の必要性等については十分に把握してきたところでございます。規制の状況も含めまして、また現地の協力をいただける体制なんかをつぶさにかう見てきたわけでございますので、それを現地から戻りまして、すぐに予算編成のなかで、それを取り入れたということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 要は、その評価検証はどういうメンバーで、中に出された意見はどういうものがあつたかというのをお尋ねしたいんです。概ね報告を受けて、厳しい状況だったけれども、将来性はあるということで、こうなさったんでしょうけれども、本当にそういう意見だけだったのか、おそらく副町長、先日のご答弁では、副町長、先頭になって評価検証委員会なりをつくって、これは検証されたと思うんですが、そのなかでの話をちょっと聞かせていただきたいんです。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 評価検証の部分でありますけれども、今回の調査につきましては、同行いただいております専門家もおりますので、その方々からの報告も含めまして、成果品という形でいただいております。そのなかで、米の専門家のほうから見た今後の可能性だったりという部分については、いただいております、そういった部分で評価はしております。

す。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 評価しているということは、可能性を見出して、今後も続けるべきだという報告なんではないか。そうであれば、一言申し上げたいと思うんですが、我々、平成 28 年度は、この事業、正直よくあんまり中身は分からないなかで承認して、結果に至っているわけなんですけれども、私、そもそもスタートがこれ間違っていると思っているんです。福島ホープス、モストWORLD KIZUNA、彼らがやろうとしていることは、私はもう十分いいことやろうとしている、賛同できるところはあります。

ただ、米の海外販路開拓に関しては、彼らはもう素人なんですよね、ましてモストWORLD KIZUNAが全くやったことない。というところに委託しているところが、まず最初のスタートが間違いです。本当に海外で福島県産、西会津産米を輸出しようと思えば、まずターゲットを絞るのに、相当やっぱり時間をかけないといけないと思うんです。いつだったかの発言で、8 番議員も、米の輸出なんていうのは大変難しいことだから、相当な専門家でないといけないよと言ったのを私覚えているんですが、それで、要は、一流商社だって輸出規制がかかっているお米を輸出しようと思ったら、相当厳しいですよ。そういう難しいミッションを、何でその素人集団に委託したのかと、私いまだに分からない。

だから、モストWORLD KIZUNA、あるいは福島ホープス、中学生の交流プロジェクト、野球の交流プロジェクトが続けば、このPR事業も続けていきたいというようなご答弁がありましたけれども、町の主体性が全くないじゃないですか、彼らがやめたら、じゃあやめざるを得ないんですか。新年度はやるかもしれないけれども、次の年はもうやらないよといったらば、そこをお尋ねします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

一般質問の答弁と、また議会のいろんな質疑のなかでお答えしていますとおり、確かに議員おただしのとおり、モストWORLDは専門業者ではございません。ただ、何回も答弁のとおり、今回のつながりをつくってくれたのはあの団体であります。あの団体と福島ホープスであります。それで、最初は、事業の最初は、本当に米を買ってくれる需要先までご紹介をいただいたところがございます。ところが、今回の調査事業を進めるなかで、輸出規制が入っている、じゃあ輸出規制の現状はどうだと、そういうふうな、いまほど答弁申し上げた形になっているわけではありますが、とにかく、今回の事業のつながりをつくったのはあの団体でありまして、今後につきましても、平成 29 年度は、そういったことでもう一度、平成 28 年度同様、彼らのご協力をいただきながら、このつながりを強めていって、来年度以降、仮に同団体が事業を実施しなくても、継続した、西会津町と直接取り引きできるようなつながりが持てるようにしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 7 款、商工費。

13 番、清野佐一君。

○清野佐一 事項別明細書の 89 ページです。下のほうのところで委託料でございます。現地ツアー企画運営委託料と、その下、2 つくらいあります。これらの委託先と内容をお伺い

します。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 13番、清野議員のご質問にお答えしたいと思います。

13の委託料の現地ツアー企画運営委託料並びに食の安心安全PR事業委託料、あと風評対策企画運営委託料の部分でよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、まず、これまで風評対策事業ということで、Kura-café（クラカフェ）さんをお願いしていた部分の振り替えでございまして、まず現地ツアーにつきましては、一応108万円で、旅行会社のほうに委託したいということで考えているところでございます。それで、西会津に来ていただきまして、西会津の食の安全というものをPRしていきたいという部分でございまして。

続きまして、その下の食の安心安全PR事業につきましては、こちら町の物産をPRするために、福島ホープスへの、まずお尻のところにある広告と、あといわゆるホープスの試合の冠試合、西会津町デイというものを実施するというところで、こちらのほうで108万円。先ほど申し上げましたお尻に付いている部分のPRで75万6千円で、合計183万6千円というふうになっております。一応こちら、福島ホープスの冠試合という部分になっておりますが、西会津町デイということになっておりますので、西会津町のものを全部、全てPRするというふうな形になっております。それにつきましては、郡山のヨーク開成山球場のほうで実施したいというふうを考えております。

あとその下の風評対策企画運営委託料ということで、こちらは首都圏におきます西会津の食の安心安全をPRするための、いわゆる県のアンテナショップとか、あと間借りできる首都圏のイベントスペースがあるんですが、そこで西会津の料理とか、物産を販売するもので、していきたいということを考えているところでございます。こちらのほうにつきましては、委託先はこれから選択していくということになりますので、ご理解いただきたいと思っております。

補足させていただきたいと思っております。

こちらのほうの事業につきましては、消費者行政の推進ということで、風評対策という部分が大前提の事業でございまして。こちらのほう、消費者向けということでございまして、町の物産と、あとはいろんな町の物産がメインになるわけなんですけど、この特に、2番目の食の安心安全PR事業を実施するうえでは、一応、県ともいろいろ協議いたしまして、こういう形でこの事業を実施したいという部分を進めてきたところ、県といたしましても、こういう形であれば、いわゆる冠試合と、そのPRというふうな部分で、問題ないということで、この事業を進めてきたという部分でございまして。

したがって、こちらのほうの事業をやることによりまして、町の情報発信とか、郡山地域、対戦相手は栃木県のチームであるということから、いろいろとPRもできるということで、今回、予算を計上させていただいたということでございまして。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 いま食の安全安心PR事業、これはホープスの試合に対して、西会津のPRをしながら冠試合をやるということではありますが、これらについては、そういう西会津町という、ただ名前だけ、郡山行ってお知らせするんじゃなくて、やはり西会津町からも、

早い話が大応援団をくり出して行くとか、そういうような、いろんなやり方も、これも結果的にホープスを応援ということになると思うんですね。ですから、そのような企画というか、そういうのがあるのかとか、あとは時期的にいつごろの予定なのか、それらも、ここにPRと書いてあるんですから、PRをちゃんとやってください。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、先ほど来、福島ホープスの関係のお話もちょくちょく出てまいりましたけれども、いまおただしありました町の食の安心安全PR事業委託料ということで、この事業の趣旨につきましては、先ほど担当課長が申し上げたとおりでございます、消費者行政のなかで、風評払拭、それから食の安心安全を、県、それから町がPRして、しっかり対応していこうということでございます。そのなかで、今回、この町が支援をしましてまいりました福島ホープスを通じまして、その食の安心安全をPRする機会を、今回もっていききたいということでございます。

おただしありました、その冠試合の話でございますけれども、実施日は6月4日でございます、議員が申されたように、事務局のほうとしても、その大応援団といいますか、そういった対応をしっかりとって、で、町の西会津町ということをしっかりPRするような、いろんな機会を設けていきたいというふうに考えているようでありますので、これについては、町もしっかり対応していきたいなというふうに考えております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 1点、伺います。空き家対策についての内容であります、利活用事業補助金として200万円計上されておりますが、この窓口は、実際いまだどういうふうになっておられますか。ホームページを立ち上げると、いろんな情報が網羅されておりますが、現在の窓口、この200万円という内容はどうなっておりますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 11番、青木議員のご質問にお答えしたいと思います。

こちら7款に計上してあります補助金、空き家等利活用事業補助金については、町の利活用という部分でございますので、商工観光課で担当しております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 これ空き家対策というのは、これも町としては非常にウエイトが高くしなければならぬと思っています。いま商工観光課が窓口ということですが、いままで流れとしては、喜多方の建設事務所、法律的な難しいところがあるから、そういうところも空き家バンクということのなかで説明があったかと思いますが、その喜多方建設事務所関係のあれば、ここには関係ありませんか。そういう申し込みとか、実現したということは空き家バンク、ここには入っていませんか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

議員おっしゃられているのは、最大で移住された場合、喜多方建設事務所で行っている190万円の事業のことでございますか、空き家の改修事業で150万円、清掃で40万円ということで、最大で190万円が行われる事業がございます。こちらのほう、西会津町、昨年、

今年度ではないんですが、平成 27 年度に、それは 1 件、事業の採択ございまして、その紹介した経緯は、やはり私どもの空き家バンクで、こういう家がないかということで相談されて、空き家バンクの物件ではなかったんですが、違う物件を見つけられまして、その事業を使ってリフォームされたという事例は 1 件ございました。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 これから、先ほど言ったように、非常にウエイトが高くしなければいけないかなと感じます。いろんな形でホームページを立ち上げると、売れた、そういう家とか、紹介されておりますが、いろんな面で何人か、もう入っておられますが、現在までは空き家関係でどのくらいの世帯数というか、人数というか、入っていらっしゃいますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

空き家にどれだけの方が移住されているかというようなご質問かと存じあげますが、こちら、町に相談されて、相談で媒介してその空き家に入ったという部分と、やはり私的な部分で、民間同士で交渉されて入ったという部分が一部把握はしておりますが、全体像という部分は把握していないのが現状であります。確かに、いままで定住移住総合支援センターのほうで、平成 27 年の 10 月から相談業務を開始して、移住定住で入ってこられたという部分については、実数で確認したのが 5 組 7 世帯と、今後 3 月から 4 月の中旬にかけてまして、これから移住されるという予定の方については、10 組程度、人数まではちょっと把握していないんですが、10 組程度、これから増えそうだという部分がございます。

あとそのほか、民間の部分については、まだどこまでという部分は申し上げられないような、また把握していないというのが現状でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 いま言ったようにウエイトが高いと、だけど現在、そういう把握できない面があるということでは、私は、やはり専門的なことで対応していかないと、いろんな形で、あるところには、これから若者促進住宅を建てるとか、別なほうでは計画がありますが、私はその一方では、いまのそういう歯の抜けたようなまちなみを、やはりこれをきちんとするには、いま言ったような答弁では、現在こうであります、こういう状態でありますということをちゃんとお答えできない内容では、私はこれからどうなのかと。しっかりその点踏まえてお願いしたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 私、1 点だけ簡単にお尋ねしますけれども、先ほどの福島ホープスの 6 月 4 日の開成山の冠試合の件で、町では大応援団の体制を取ってやりたいというようなご答弁をいただきました。具体的にはどういう形を想定しているのか、その辺をちょっとお尋ねしておきたい。何でかという、来週、再来週、応援隊の総会もありますし、応援に関しては応援隊、頼むよなんて降られてもまた困るものですから、どういうところまで支援していただけるのか、詳細なところ分かれば、例えば、バスを用意してもらえとか、去年みたいにチケットだとか、お弁当だとか、グッズも含めて、そういうのも手配してもらえんだとか、そういうの分かれば、いまの時点で分かればお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 6月4日の詳細という部分のご質問でございますが、一応このご予算、ご議決いただいた後、詳細を詰めたと思います。先ほども副町長申し上げましたように、町としての最大できる範囲で支援、ツアーは組んでいきたいと考えております。今後、将来については詰めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。今後は詰めていただきたい。最低お願いしたいのは、バスぐらいは、ツアーバスぐらいは、やっぱり行政のほうで手配していただきたいと、それだけご要請しておきます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 1点だけお伺いします。今回、商工費が16.5パーセントということで、交流人口の拡大とか、空き家関係、非常に力入れているの分かります。それで、1点、観光交流協会の補助金、これが倍額になっているわけでありまして。前回よりも倍額になったその事業の内容、それが分かれば教えていただきたい。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 4番、小柴議員のご質問にお答えしたいと思います。

観光交流協会への補助金が倍額になっているという部分の要因はということでございますが、こちらのほう、前年度まで、緊急雇用の部分で人件費を充てたという部分がございます。その関係で、今回、緊急雇用事業という部分がなくなったということから、まず人件費の部分で大きく増えたという部分が、主な大きな部分でございます。そのほか、こちらのほう、いままで大山まつり実行委員会、あとグリーンツーリズム推進協議会、あと町の観光協会というもの、3本の部分を統合いたしまして発足しました。そのやはり、あといまやっております街道関係の事業も増えたということで、それなりの事業費を計上させていただいて、予算を組まさせていただいたというのが大きな要因でございます。

あと、事務所も、いままで役場内にあったんですが、道の駅よりっせのほうの、旧宮古島の沖縄物産があったところに移転したということもございまして、その運営経費等も含めまして、倍額になったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 新たに道の駅よりっせのなかに事務所ができて、今後はそこを拠点として町の観光を推進していくということで、たぶん、おそらくいま観光関係の申出、ほかの地区からの問い合わせ等があったときには、商工観光課が窓口になっているわけですが、それが一本化されて、よりっせということになるということではありますが、電話番号とか、そういったものは、PR等はされているわけですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 ご質問にお答えしたいと思います。

電話番号等につきましては、一応ケーブルテレビとかに、事務所移転ということで、電話番号等についてはお知らせをしているところでございまして、また、いわゆる関係ある団体、いわゆるほかの観光交流協会とかという部分に対しては、これから文書、移転の文書を発送するというので準備を進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、観光についての問い合わせが一本化になるのかという部分なんです、一応そちらのほうの電話にいった部分については、答えられるように対応いたしますし、町商工観光課にかかってきた場合については、町商工観光課でも答えられるようにしていると、いわゆるダブルスタンダードと申しますか、2本立てで推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 暫時休議します。(15時22分)

○議長 再開します。(15時45分)

8款、土木費。

4番、小柴敬君。

○小柴敬 1点お伺ひをいたします。今回、重要施策の審議等ということで、平成29年度道路整備計画調査事業700万円が計上されております。これを次年度以降の調査結果、年次的に町の実施計画にあてると、位置付けるということですが、この調査結果というものに基づいて、向こう3年間、あるいは向こう5年間、どの程度の実施計画にまで、要望というか、コンサルに内容を精査してもらおうというような計画でいるのかお伺ひします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 道路整備計画の調査事業、いわゆる道路整備計画についてお答え申し上げたいと思ひます。

議案第26号の重要施策の審議等のなかで、この調査事業についてご説明を申し上げたところでございます。この道路計画の内容といたしましては、当初は、町にあります生活に利用している道路全てを対象としておりましたが、そのなかで、この計画に盛り込む道路を2つに分類をさせていただきました。

1つは、高規格の道路ということで、車線的には2車線ある道路。もう1つにつきましては、主に集落内にある1車線の道路ということで、まずこの2車線、いわゆる町縦貫道路、いま現在整備を進め、平成29年度で完成する予定でございます。その道路の整備効果を高めるために利用する道路、それを今回2車線の道路ということで、整備調査をさせていただくということでございます。

その調査につきましては、その町縦貫道路の利活用をより効果的にする道路については、どの道路で、どのようにすればよいかというのを調査をいたします。その結果をもちまして、計画のほうに平成29年度に計上いたして、それ以降、整備を進めていくというふうを考えております。この計画自体は、5年から10年スパンという形で、大きくみておまして、ただ、議員からお話がありましたように、実際の事業の張り付けにつきましては、町の実施計画がございまして、そのなかに張り付けをしながら進めていくというふうにしていくところでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 いまのお話を聞きますと、今回調査をする。それで29年度中にある程度、この3月議会前ぐらいには分かるとすれば、30年度以降、その予算化含めて計画を練っていくということですので、長期の勝負で、当然、長寿命化計画というようなこともありますので、しっかりと将来に向かって、そういった計画が立てれば、しっかりと町長も予

算ということに関して、その、自分のところで、もしこれが早急にやらなければいけないということであれば、一般財源を投入してやるというような、そういった考えでいらっしやいますでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いま町が、直接、単独で進めてきた3号橋とか、あの橋屋からあの先は、まさに町が単独で進めてきた道路であります。そういった形を、これからどういうところに振り向けていくかということで、まだまだやっぱり、そういう町単独でもやらなければならない道路というのはあるわけです。

ですから、今後、そういう道路を町全体でいろいろと検討しながら、その道路網の整備計画で、しっかり町でやらなければならないことは町がやると、しっかりそういう計画をこれから立てていきたいというふうに思っておりますから、これは、ただ、その場所を広げればいいのかというだけではなくて、やっぱりこの投資効果というものを十分に、その地域に住む方々の生活道路、しっかり担っていかなければならないということでもありますので、今後、そういった新たな基幹道というものを作りあげていかなければならないというふうに思っています。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 いま町長から、いいお答えを導き出せたと思います。町単独でやれる事業は、しっかりと予算化をしてやっていくということの返答をいただきましたので、しっかりとお願ひしたいということで、終わります。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 事項別明細の91ページで、一番上のほうに書いてありますが、国道400号線改良促進期成同盟会負担金、あるいは国道459号線整備促進期成同盟会負担金であります。いろいろこれらの道路については、大変難所が多くて、いろいろ改良が早くやってほしいということで、こういう同盟会をつくってやっているわけですが、平成28年度まで、どのくらいの進捗状況と申しますか、成果等があれば、お聞きをしたいと思っております。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 国道400号並びに国道459号、いわゆる県管理の国道に関する促進期成同盟会の活動並びに成果ということでご質問ございました。

これら両方につきまして、基本的には県が管理をする国道でございますので、活動の内容としては、要望活動をするというのが一番の大きな内容でございます。年1回総会を開きまして、それを受けて、県、または国のほうに要望活動をし、それに基づいて整備の促進をしていただいております。

400号につきましては、現在、黒沢地区のほうを整備を進めておりまして、そういった点で、難所的なところ、あと狭いところ、そういうところを中心に、毎年継続して改良を行っていただいております。

また459号、これにつきましては、町を横断する大きな国道でございますので、ご存じのように、狭いところ、どうしても急なところもございます。ここにつきましても、現在、杉山から徳沢の間、かなり急なところがございますが、日陰対策ということで、木を伐っていただきながら、また安全施設をつくる、そういうようなことをしていただいております。

またさらには、この同盟会の要望のなかで、他の箇所についても要望をし、そういったなかで国、県から少しずつ回答をいただきながら、それにあわせて、さらに促進していくように活動しているところでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 福島ホープス西会津球場の改修計画におきまして、今年度は防球ネットが整備されたということで、新年度、ベンチの改修等の予定がされているということですが、野球場を改修するにあたって、優先度合い等があると思うんですが、どういう流れでベンチの改修になったのか。町民のなかには、いわゆる野球場を、いわゆるルールにはめるには、せめてストライク、ボール、アウトの、あの掲示板だけでも変えるべきではないかと、そっちのほうが先ではないかというような声があるものですから、どういう形でベンチの改修が先になってしまったのか。

町長おっしゃるように、前、あそこ一体的にスコアボードを改修しようと思ったら億の金がかかると、それは会津球場みたいにオーロラビジョンにしようと思えば確かにそうなんですが、あの球を、要は上から下に持っていくくらいだと、そんなに難しくないような気がするんですが、そんなことは新年度、対応できないんでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10番、多賀議員の野球場、福島ホープス西会津球場の改修の件についてお答えしたいと思います。

来年度、平成29年度におきましては、さゆり公園の長寿命化のなかでは、野球場にかかる分については、スタンドベンチの更新ということで、一応スタンドベンチの更新で約1千万円ほどの予算を計上しているところでございます。

そのほか、スコアボードの改修設計業務によりやく入るといような形にしておりまして、スコアボードにつきましては、設計業務が終わったあとに実施したいというふうに考えておりまして、いまのところ、そのストライク、ボールの部分のあれにつきましては、あそこのなかの構造の躯体も、大分ちょっと錆付いているということで、その1カ所部分だけ改修しても、またすぐに交換になってしまうということから、その部分については、ちょっといま見送っているといような部分でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、事業費の、国の指導もありまして、事業費については、ある程度平準化してやってほしいといような依頼もありまして、その来年度ですと、屋内プールのボイラーの改修というのが一番大きな事業でございまして、その辺を見合わせまして、事業量に合わせた形で組み立てているということになりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 9款、消防費。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 伺いますが、消防費のなかでの、以前、その前に、102ページの、とりあえず防災行政無線のデジタル化の改修について、予算としましては6,200万円の計上でありましたが、ここでのっかっているのが5,840万円の計上がなされております。これらについては、何年間でこれからの改修をしていくのかといようなことと。これからどういような取り組み方をするのかをお尋ねしておきたいと思っております。

それから、ここには予算的にはございません。防火水槽の新築工事というのは、平成 29 年度については、特に計上はされておられません、昨年は 890 万円ほどございました。野沢の塚田というところに 1 度の火災、2 度あったのでしょうか。そういった際に、防火水槽の不備が見受けられたという団員のお話でございました。また町民からの声でもありました。そういうことを考えたときに、今後、設置計画がどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 6 番、猪俣議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに防災行政無線のデジタル化についてでございますけれども、この件につきましては、予算の重要施策のご説明のなかでさせていただきましたけれども、改めて申し上げたいと思います。まず今年度予算についてでございますけれども、工事費、議員おっしゃいました工事費で 5,840 万円でございます。そのほかに 13 の委託料でございますけれども、そのなかで、設計管理委託料 175 万円、実施設計委託料 185 万円、合わせまして 6,200 万円になります。それが第 1 点目でございます。

それと、今後の計画という部分でございますけれども、来年度、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間で、債務負担行為を組みながら実施をしていく考えでございます。総事業費につきましては、4 億 5,900 万円を見込んでおるところでございます。

続きまして、防火水槽の件でございます。町では、消防関係、防火水槽、消防機器、ポンプ自動車等を計画に沿って、年次的に整備をしているところでございます。議員おただしのよう、今年度、平成 28 年度におきましては、防火水槽 1 基を設置をさせていただいたところでございます。平成 29 年度、来年度につきましては、消防ポンプ自動車の更新、それと小型動力ポンプの更新を予定してございます。

町の考えといたしまして、防火水槽、消防関係の水利関係と、あとそういう機器関係、これを隔年ごとに整備をしてきているところでございますし、今後におきましても、そのような形で整備をさせていただきたいというふうに考えてございます。

現在、よく議員の皆さまからもご質問いただきますけれども、消防水利の充足率という部分につきましては、当町、県内でも高いほうでございます、いま現在、96.5 パーセントということで整備をさせていただいているところでございます。ただ、おただしのよう、まだ空白地域、水利の空白地域というのがございまして、これにつきましても、計画に沿いながら順次整備をさせていただいているところでございます。

予定でございますけれども、平成 29 年度が、その機器関係、自動車関係を整備させていただきますので、平成 30 年度以降になりますけれども、30 年度以降、その調整をさせていただきながら、防火水槽のほうも、おただしの塚田地区も空白地域でございますので、調整をさせていただきながら整備をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 防火水槽についての説明、承りました。できるだけ平成 30 年以降、調整しながらということで、取り組んでいただきたいと。特に野沢の塚田地区については、便利がよさそうで便利が悪かったという声があったということ、まず念頭に置いていただいて、計画に盛り込んでいただきたいと、こんなふうにご要望しておきたいと思っております。

それから、防災行政無線ということのデジタル化ということでございますけれども、防犯、あるいは防災、それから告知という、幅広く利用できるものであろうと、こんなふうにあります。ただ、当初6,200万円、そして4年と言いましたですかね、4億5,600万円くらいの計画を予定していると。だいたいそういうふうにはいま承りましたが、契約の仕方にはいろいろあるんでしょうが、そこら辺はどのようにお考えになっているか、お尋ねします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 再質問にお答えをいたします。

防災行政無線につきましては、来年度、平成29年度から、先ほど申し上げましたように実施をさせていただきますが、まず、それにあたりまして、実施設計を組まさせていただきます、業者に委託をして、実施設計をつくり、その後に整備をさせていただくということで、平成29年度でも、その一部工事費で5,800万円ほどを見込んでおるところでございますけれども、まず実施設計を組み、そのなかで順次整備をさせていただくということで考えてございますので、それは4年間のなかでさせていただきますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 これ以上は申し上げませんので、とにかく説明のできるように、そしてまたスムーズにいくように計画を立てて、そしてよいものをできあがるような努力をしていただきたいということで、私の質問は終わります。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私は防災行政無線デジタル化工事、これ4億5千万円という大金がかかります。これは、いままではアナログですよ、今度はデジタルになったら、もうどこにいたってばっちり聞こえるんだと、そういうふうなものになるんでしょうか。

2つ目は、この消防団員の報酬のなかで、退職金というのはどこに入るんでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 8番、渡部議員のご質問にお答えをいたします。

まず、デジタル化についてでございますけれども、デジタル化につきましては、国の施策によりまして、アナログ波が使えなくなるということで、デジタル化するものでございまして、そのデジタル化するメリットといいますか、よく聞こえるのかということではございますけれども、基本的には、デジタル化することによって、雑音が入らない良質な音声ということは言われてはございます。ただ、基本的には、いまの音声のような形でクリアになるというような部分ではございます。

それと、消防の関係でございます。消防の退職金の関係ですね。消防団の退職金につきましては、消防団員等福祉共済掛金という部分でございまして、町が半分、そして消防団員が半分かけて、それを退職時に団員の方に振り込まれるというようなことでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 退職金のことは、これ何年いたら、何年勤務したらいくらになるんだということとは分かりますか。

あともう1つは、これ本当にデジタルになったら、本当によく聞こえるんだと、先般、大分素晴らしい音声が流れましたけれども、そのようなことでなくて、みんなが家にいてもね、いちいち窓を開けなくても、外に出なくてもちゃんと聞こえるようなデジタルになるんでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 再質問にお答えをいたします。

まずはじめに、消防団の退職金の部分でございますけれども、消防団の退職金につきましては、その勤務年数と申しますか、一応5年区切りで、5年、10年というふうな部分で金額が設定をされてございます。それで、額等につきましては、よろしいですか。

続きまして、防災行政無線の部分でございますけれども、基本的な部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、音声、流れまして、それがクリアになるという部分でございますけれども、変わりはありません。ただ、やはりなかには聞こえない、現在でもそうですけれども、地理的な部分等におきまして、聞こえないお宅につきましては、戸別受信機というのを配置させていただいて対応している部分もございます。それらにつきましても、その必要台数分を見込んで、今後計画をしていくということでございます。

あと、防災行政無線、いまの聞こえないという方の部分でございますけれども、その新年度予算におきまして、いま現在、町であるケーブルテレビ等を使って、ちょっとできないかという部分で検討をさせていただいてきましたけれども、防災行政無線が流れます。屋内の場合は特に、やはり遮断されますので聞こえない、冬期間ですとなおさら雪等で聞こえないという部分がございます。それで、そのケーブルテレビを活用して、防災行政無線と連動して、聞こえないという場合に、テレビの11チャンネル、自主チャンネルをつけていただくと、そのなかで繰り返し、その音声が流れるというような部分を、新年度の予算に計上させていただきました。今後、そういった部分で、屋内にいてテレビを見れば、その部分が聞こえるということでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 2点お伺いします。

まず第1点目でございますが、防災ハザードマップ、随分となりますが、この完成はいつ頃をみるんでしょうか、これについて1点お伺いします。

それから、いま同僚議員が言っておりますが、防災デジタル無線、これはアナログ波がデジタル波になるだけでありますけれども、この関連で、現在聞き取りにくい場所、こういったところをもう一度、設計する段階で調査をしていただいて、それで、いま現在立っているものを利用するのは、確かに安価ではありますけれども、ここには、じゃあもうちょっと、1本別なところを立てようかというようなところまで含めて、設計見直しということに関してどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それで、それらに含めまして、年次計画、設計が出た段階で、おそらく段階的に年次計画を立てて、ここの部分はこういうふうにして進めて行くというようなことでありますので、その年次計画に関しましては、設計が終了次第、報告していただきたいということを思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 座談会で、行政無線が聞こえないところというのは、いろんなどころから出てきました。その向きを変えること、あるいは音量はどうなのか、そして機器が本当に古くなってしまって、もうこれは交換しなければならないもの、こういったことを常に、いま行っております。ですから、その都度その都度、集落の対応等について、いま現在行っていると。

そしてあと、これから本当に、何を言っているか分からないという方については、先ほど課長が答弁した、新たな、いまのケーブルテレビを活用したなかで、音声を、告知をすると、こういうことになっておりますので、その計画づくりはしっかり町として対応していきます。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 ハザードマップの件についてご答弁をさせていただきたいと思います。

ハザードマップの完成につきましては、平成30年3月に皆さまに戸別配布をしたいというふうな予定でございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 ハザードマップの完成も来年度の3月、平成30年3月ということですが、それ付して、例えば、もし先行してできるのであれば、そうであれば野沢地区の災害が起きたときには、ここに集まるんだというような立て看板、そういったものも含めて計画を立てていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

まず、その避難所の件につきましては、平成28年度、今年度も各地区に入らせていただいて、自治区長さんと意見交換ということでさせていただきました。それで、一次避難所、最終的には避難所という部分になるわけでございますけれども、平成29年度におきまして、その避難所の看板等の設置を、予算をあげさせていただいたということでございます。

○議長 時間を延長します。

10款、教育費。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 2点ほど、簡潔にお尋ねします。

西会津高校への活性化支援策、プラスマイナスありますけれども、昨年並みの800万円程度予算化されております。残念ながら、今年の入学者数を見ると、なかなかこれだけ1つの高校に町で支援していただいているのに、残念ながら定員からは相当下回る入学者になっているというようななかで、今年度、中身を見ますと、昨年並みの支援策なのかなという思いがありますが、もう少しこう効果のあるというか、抜本的な支援策の考え方、変更するような考えはないのか、それが1点。

あと、西会津小学校にプール、今度、新年度できます。以前、教育長は、プールをつくらぬ利用の1つとして、自校のプールがあると先生方の負担が大変なんだと、維持管理に相当手間が取られるというような話をされておりました。その辺はどうクリアされたんでしょうか、その2点をお尋ねいたします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長　私のほうから、西会津高校の活性化についての町の支援についてお答えしたいと思います。

ただいまご質問ありましたように、今年度、本当に高校側も、それから町としても、支援できることは支援してきたんですけども、残念なことに、昨年のように志願者が集まらなかったと、大変残念だなというふうに思っています。

それで、西会津高校も本当に高校自身、町の支援を受けながらということもありますけれども、かなり努力はしているというふうに、私は評価しています。スポーツ面でも、それから就職の面でも、ほぼ100パーセント進学、卒業生は達成しています。それから、町の支援を受けながら、町の伝統的な素材を活かして、新しい商品を開発して、それをPRしながら、しかも全国でも素晴らしい賞をいただいて、大学でも発表すると。ですが、それがなかなか認知されていないというところが大きな課題かなというふうに思っています。

平成29年度、この事業3年目、最後の年になりますので、その辺をどういうふうにしたらいいかということをしかりと見据えながら、やっていただけるのではないかなというふうに思っております。

来年度も804万円という大きな予算を付けていただいております。これをどのように有効に使っていったらいいのか、項目は決められていますので、そのなかでどういうふうにかこれらを活用していったらいいのか、これは高校のほうと十分に相談しながら、場合によっては、それ以外の組織とも相談しながら進めていきたいなというふうに思っています。本当にこれだけの支援をいただいておりますので、本当にありがたいなと思っております。

○議長　学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長　2点目の西会津小学校にプールをつくるに際して、先生方の不安の部分ではありますが、さゆり公園の屋内プールで、プールを活用した体育を実施してまいりました。

そのなかで、やはり先生方が現場で学習指導面、あとは安全管理面で、やはり課題があるなということを実感されて、それで学校のほうから、ぜひこのようなプールをつくっていただきたいと、そのような要望書があがってきておまして、それを受けて基本設計を組んだところでございます。そのようなかたちで小学校の先生方にもプールは十分に受け入れていただいていると、そのように考えております。

以上です。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　まず、西高の支援策でありますけれども、見直しをしながらやっていきたいという趣旨はわかりました。ひとつ提案なんですけど、隣の阿賀町においては、いわゆる地域おこし協力隊、プロの塾講師を二人雇って、その方が大変、受験対策とか何かで重宝されている。利用する方にとってはありがたいなという話を聞きます。実際に、私の友人なんかも、民間で塾に通えば相当なお金がかかるんですけども、その地域おこし協力隊の塾の講師の先生に習うと、よくよく負担が少なくて助かっているというふうな話を聞きます。そんな中で、西会津高校というのは普通科の学校であります。それで、進学者も年々増えているように聞いております。私は、受験に特化する政策がすべて良しとは

思いませんが、やっぱり、そういう環境のなかでね、受験対策するうえでは、そういう塾講師の配置、それに力を入れる。あるいは地域おこし協力隊みたいなかたちで、本当のプロの塾講師が来て教えてもらえるような環境があれば、もう少し生徒も集まりやすい環境になるんじゃないかなという思いがあります。ひとつこれは提案であります。新年度どうかたちで、夏期講習ばかりでなくてね、通年でそういう体制がとれれば、私はいいのかなという思いがあります。

あと、西小プールのことでありますが、私も、いま教育課長が言ったように、なんで先生方の負担になるのかなと、逆にさゆり公園まで行って授業をするというのが、逆に負担ではないのかなという思いでおりましたが、やっと私らと認識が一緒になったという思いでおります。プールはできたはいいけど、いやいや、この維持管理に手間がとられて大変だなんて先生方に思われては、プールの効果も半減してしまうという恐れがありますので、その点だけ、もう一度ご答弁願います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 確かに、10番議員のおっしゃるとおりで、学校の先生方は自分たちの負担というのにも確かにあるかもしれませんが、やっぱり子どもたちの、児童の体力の向上、あと、水泳の泳力とか、そのような部分で、先生としての自覚をしっかりと高めていただくと、そういった部分で、これからも対応していただきたいと、また教育委員会としてもそのように指導はしてまいりたいと考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 款項の112ページなんですけれども、ビオトープの件なんですけれども、一般質問でも出たことがあります。ビオトープは、当初の計画は、水が流れる計画で、一般質問でもそれが指摘したと思います。それで、今回、ビオトープ水源用水利使用料4万4千円なんです、その根拠と支払先をお聞きしたい。

また、それに水源使用料を払うということは、水が流れるということですから、工事をされると思います。どこからどこまで引いて、いくらかかるんでしょうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 ビオトープの水源につきまして、回答いたします。

まず、112ページの使用料の部分であります、こちらにつきましては、水利組合さんのほうにお支払いするという水代、あと電気代であります。これは年額であります。4万4千円。

あと、工事にあたりましては、110ページ、学校管理費の11の需用費の修繕料のなかに84万6千円という総額であります。そのなか、50万円がビオトープの管路敷設ということで、工事費を計上してございます。

工事の区間ですが、今回、水をいただくのは、畑を灌漑する用水でございまして、このパイプというか、立ち上がり、いまビオトープの道の向かい側にその管がございまして、ですので、今回の工事は、その道路を掘削しまして、そこにパイプを埋めてビオトープの上流に水を流すと、そういった工事を考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 当初の計画だと、井戸を掘るといろいろありましたが、その管理費用と

というのは、かからないんでしょうか。管理費用について、維持管理。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 今回のビオトープの水源につきましては、管理は水利組合さんの水をお借りするという部分でございますので、特に直接的に管理にかかる費用はございません。ただ、この今回4万4千円あげさせていただきましたが、これが年間の使用料に管理代も含まれているというような形です。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 この件について、総務課長にお聞きしたいんですけども、これに関しては、昨年度、21万6千円という測量委託料もあります。予算化になっていました。トータルしますと100万円くらいかかるわけです。すみません、間違いました。今回の工事代とあとは水源の利用料と、まず私が感じたものは、総務課長にお聞きしますというのは、まず入札の関係なんですけれども、我々が工事を聞きますと、工事をする場合には、ほとんど一括発注してほしいと言うでしょう。我々が学校施設全体を考えたときですよ。それで、地元にも少しでも分割発注しては、分離発注してはどうでしょうかということ、一括発注でやりますと、というのは分かりますよ、理解します。でも、工事が終わった後で、町側が分割でこういう工事を進めるのは、あまり私は納得できないから聞いてみるわけです。今後こういったことがないようにお願いしたいので、ある程度しっかり全体を見つめてほしいという思いでお聞きするわけです。

○議長 要は、どうして一緒にできなかったのかということですね。

学校か、建設か、発注者はどこが担当になる。

副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 それでは、工事の発注の関係でございますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、議員の質問の趣旨でございますが、ちょっと確認させていただきたいんですが、いわゆる校舎の本体工事と、一体的に今回のそのビオトープの水源の工事ができなかったかということによろしいんですか。

このビオトープの関係については、これまでも何度となく議論がされておりますので、水の不足のする経過という部分は重々ご承知だと思います。当時、校舎全体の工事の設計をして、あそこにビオトープを設置するという事で作業を進めてまいりまして、実際にきて、水も確保できるだろうということで進めたわけでございますが、結果として、夏場を中心として、その水の不足をするということで、ビオトープ本来の活用が厳しいなということでもございました。

そこで、いろいろご質問等もございましたし、学校等からもお話あったなかで、水源がきちんと確保できないかどうか調査したいということで、平成28年度の予算で調査事業の部分をしていただきました。種々検討したなかで、今回、水利組合のご協力をいただいて、近くにある水利組合さんからの水源を、その部分をいただいて、結果的にできるようになったと、水が確保できるようになったということでもございますので、今回、そういうことで、道路を横断する分の工事費等、予算を計上させていただきましたので、本体工事をやる段階では、そこからの引き込みの工事はちょっと想定していなかったということでもございますので、今回そこを、きちんと水源を確保できるという状況になりますので、そこでご理

解をいただきたいなというふうに思います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 1点だけお伺いいたします。小学校のプール建設工事についてであります。発注にあたりまして、プールの排水について、発注する側に特記仕様書のなかに何と記載されているでしょうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 現段階といたしまして、西会津小学校のプールは、頭のなかにある、こんなプールというのを図面に落とし、本当に基本設計でございます。ですので、いま2番議員がおっしゃったような部分につきましては、これからの実施設計のなかに入っていくのかなと考えられます。

あと、その流末における、プールの排水の塩素とか、そういった部分についての被害があるかないかというようなお話だとは思いますが、それにつきましては、他のプールを設置している学校等にも確認しましたが、実際、プールの水は、水道水と同じ程度の塩素濃度です。ですので、それが自然にまた塩素は、自然にこう太陽光とかでなくなってしまうということがあります。排水するのは、その入れてすぐ水を流すのではなくて、プールが終わって、プールの活動が終わって十分経ってから水を流すというようなことですので、ほとんど排水、農作物とか、魚とか、そういった部分には影響はないというようなお話でした。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 そうすると、使用したプールの水も、そのまま流しても、排水されても環境には影響ないということでしょうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 我々が調べた範囲では、そのような解釈となっております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 3点、お伺いいたします。

この間の説明だと、小学校プールの件です。この間の説明ですと、どうも木造でお考えのようなんですけれども、木造ですよ。木造でお考えのようですが、設計を木造にした理由をひとつお伺いいたします。

2点目が、先般の委員会でもちょっと説明を受けて、先輩議員がおっしゃっていましたが、木造と鉄筋で、耐久度はどちらが長持ちするかとか、そういったのは調べられましたでしょうか、それをお伺いします。

3点目なんです、プールをつくる位置の設計図を見せていただいたんですが、ちょうどこの位置にプールをつくと、校舎とプールの間が袋小路になりまして、除雪ですね、どうされるのかなと、結局、プールから落ちてくる雪と、校舎から落ちる雪、今年はそんなに雪が少なかったし、去年も少なかったからいいんですけれども、大雪が降ったときなんかどうするのかなと、除雪する場合、どちらにこの雪を捨てるようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

まず、プールの屋根の構造材を木にしたという理由でございますが、まず木は、確かに水分には弱いというのは確かです。他の自治体で設置している事例であります、白河の南中学校が、本町がつくろうとしているプールを設置しております。いまから10年ほど前から使っているそうでありますが、そのプールにつきましては、木は乾燥すると持つということなので、水を貯めた段階で、すぐ喚起を行うということにすると、木は乾燥して朽ちることがないということでもあります。また、構造材としては非常に軽いということもあまして、鉄骨と比べて、当初の建設費でも3千万円弱安いです。

あと、鉄鋼の場合ですと、塗装はしますが、現場で接続の工事をやるんですが、そこに結露がとにかく鉄は付く、高い湿度ですと、木は結露はできませんが、鉄骨の場合は結露ができます。そういった部分から、鉄骨の場合は錆びていくのが早いので、10年に1回は、少なくとも塗装をしていかなければいけないということで、ランニングコストもかかるということがございます。そういった意味から木を用いるということでもあります。

また、せっかく小学校が木をふんだんに用いて、温もりのあるという部分もございまして、耐久性がほぼ鉄骨と木で同じということであれば、木を採り入れたいと、そのように考えております。

あと耐久性であります、設計のほうに確認したところ、強度につきましては、強度計算を行います。ですので、鉄鋼の場合も木の場合も同じ強度で、必要な強度を用いるというようなことです。

あと、雪の処理ですが、確かに、現在、配置図の部分ですと、多目的ホールとプールが若干近い部分がございます。実施設計では、なお現地、よく確認しながら、もう少し間において、間をあけて、雪の処理が対応できる。そのような形にしたいということで考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 いま参考にした学校名まで教えていただきましたので、安くて軽くてというのはよく分かるんですが、総合的に聞きますが、ちょっと私の聞き方も悪かったですけれども、耐久度、要は丈夫さだけじゃなくて、長持ちという面ではどうなんでしょうか。それがちょっと引っかかりました。要は、すごい大金をかけてつくる建物ですので、やっぱりこれからも末永く使っていただくためには、何年も、永久にとは言いませんが、少しでも長い間使ってもらえるものを設計するべきだと思うので、その耐用年数というんですか、耐用年数に関しては調査されましたか、お伺いいたします。

あと、場所的にいうと、この辺しかプールはないのはよく分かるんですけども、結局、これ雪崩が落ちて、どうしても、例えば、校舎の建物に悪影響を及ぼすという場合は除雪するしかなくなってしまいます。となれば、その除雪にかかる手間と、要は学校の先生や用務員の先生では、とてもじゃないですけども対応できないと思うんです。やっぱりその辺も、消雪とか、融雪という考え方とかは考えなかったのかお伺いいたします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 その鉄骨と木の耐用年数でございますが、こちらにつきましては、設計のほうに何度も確認したんですが、耐用年数はほぼ同じ、ただ、維持管理の方法なんだそうです。塩素が多い、で、建屋である場合には、換気をしっかりしないと、とにかく、ま

ず鉄骨は錆てしまう。木も、こう湿り気によって腐敗するという部分がございます。ですから、そういったものをしっかりしていけば、木も鉄骨も、両方とも長持ちはするというお話をいただきました。

あと除雪の部分であります、現時点として、あそこの周りをぐるっと除雪するという考え方はございません。それで、プールにつきましては、高さ、窓までの高さが2メートルぐらいしかありませんので、ある程度大雪が降りますと、全部積もってしまいます。ですので、そこにつきましては、雪囲いをして対応すると、そのように考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 最後に総合的にですけれども、これから実施設計に移るということですが、いま言った話も含めて、よく検討されてから実施設計に移ってほしいなという考えです。要は、一旦建ててしまうと、いや、やっぱりこうしておけばよかった、これが必要だった、あれが足りなかったでは、やっぱり遅いです。やっぱり、できたものに、後で、できちゃったからしょうがないじゃなくて、ある程度予測して、このまま設計を急いで、建設を急いで、どんどんどんどん作り始めて、後でそういうふうにならないように、やっぱり慎重に検討して、末永く使う人間たち、管理する人間たちが愛されるような、願いのこもった、気持ちのこもった建物をつくってほしいなという思いがありますが、いかがでしょうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 教育委員会といたしましても、後世に悔いの残らないようなプールを建設してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 11款、災害復旧費。

12款、公債費。

13款、予備費。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。(16時40分)

平成29年第3回西会津町議会定例会会議録

平成29年 3月27日(月)

開 議 10時00分

閉 会 13時46分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博文	生涯学習課長	石 川 藤 一 郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第3回議会定例会議事日程（第18号）

平成29年3月27日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第1 | 議案第26号 | 平成29年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第27号 | 平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第28号 | 平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第29号 | 平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第30号 | 平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第31号 | 平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第32号 | 平成29年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第33号 | 平成29年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第34号 | 平成29年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第35号 | 平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第36号 | 平成29年度西会津町水道事業会計予算 |
| 日程第12 | 議案第37号 | 平成29年度西会津町本町財産区特別会計予算 |

- 日程第13 報告第1号 委任専決処分事項
- 日程第14 請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める請願
- 日程第15 意見書案第1号 東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉を強く求める意見書
- 日程第16 意見書案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
- 日程第17 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第18 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第19 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- 日程第20 小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(全員協議会)

(議会活性化特別委員会)

(小中一貫教育調査特別委員会)

(議会広報特別委員会)

第3回議会定例会議事日程（第18号の追加1）

平成29年3月27日

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第41号 平成28年度西会津町一般会計補正予算（第9次）

追加日程第3 議案第42号 役場新庁舎改修等工事請負契約の変更契約について

○議長 おはようございます。平成 29 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 26 号、平成 29 年度西会津町一般会計予算の質疑は終了していますが、13 番、清野佐一君ほか 6 人から、修正動議の提出があります。その取り扱いについて、議会運営委員会を開催し、協議してください。

暫時休議します。(10時01分)

○議長 再開します。(10時15分)

本案に対して、13 番、清野佐一君ほか 6 人から、お手元に配付しました議案第 26 号、平成 29 年度西会津町一般会計予算に対する修正の動議が提出されました。

したがって、これを本案とあわせて議題とします。

提出者の説明を求めます。

13 番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、説明をいたします。議案第 26 号、平成 29 年度西会津町一般会計予算に対する修正動議を提案します。

発議者は、清野佐一、多賀剛、荒海清隆、小柴敬、秦貞継、薄幸一、青木照夫の各議員であります。

上記の動議を、地方自治法第 115 条の 3 及び会議規則第 16 条第 2 項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

まず、提出の理由についてご説明をいたします。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災、そして同時に原発事故が発生し、未曾有の大災害となりました。あれから 7 年目を迎えた現在も、復旧復興、道半ばという状況であります。

本町においても、トップセールスと銘打って、米、ミネラル野菜、菌床きのこの販売を通じて、風評被害の払拭に努力をされてきたことは評価をしております。加えて、このたび、ハワイへの西会津産米販路拡大事業が実施されました。先般、町長の報告では、アメリカにおいて福島県産米の輸入規制が行われているということが判明いたしました。これは事業を実施した町当局の事前の調査不足と、また、それを議決した議会にもチェック機能が働かなかつたという反省すべき点があります。

このようななか、このたび、平成 29 年度当初予算に農林産物風評払拭事業として、ハワイに関連した 63 万 8 千円が計上されております。平成 29 年度の一般会計総額は 64 億 7 千円であり、そのなかの 63 万 8 千円は少額に思われるかもしれませんが、金額の多少に関わらず、これは元をただせば、町民、県民、国民の血税であります。大切なお金でもあります。先日的一般質問において、町長の答弁では、アメリカの輸入規制の解除の時期は分からないということでありました。規制の解除促進に向けた働きかけを行うとしても、これはまず、国や県が先頭に立ってやるべきものと考えております。

また、町長はこの事業について、63 万 8 千円くらいでは、すぐには効果は望めないと言っております。効果のないのが分かっているのに、なぜ実施するのか疑問であります。

このような状況のなかで、ハワイへの農林産物風評払拭事業の継続については、時期尚早との判断に立ち、修正を求めるものであります。

それでは、修正案のご説明を申し上げます。

皆さまに、お手元の3枚綴りの修正案をご覧いただきたいと思います。

なお、修正した箇所について、数字の確認をさせてもらって、それを説明に代えさせていただきます。

議案第26号、平成29年度西会津町一般会計予算に対する修正案。

議案第26号、平成29年度西会津町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1表、歳入歳出予算の一部を次のように改める。

歳出。款、項、金額となっております。2款の総務費、これは下の1番のほうから数字を申し上げます。金額、13億7,842万2千円を、13億7,906万円に改める。

その上です。これは総額です。14億7,461万6千円を、14億7,525万4千円に改める。

下の農林水産業費、農業費のほうから申し上げます。3億2,292万円を、3億2,228万2千円に改める。

その上、総額です。4億9,438万6千円を、4億9,374万8千円に改める。

これからまだ説明申し上げますが、これは結論から申し上げますと、ハワイに関する農林産物風評払拭事業費の63万8千円を削除し、財政調整基金に積み立てるものであります。

次のページをご覧ください。

総括の歳出として、款、本年度予算額、あと比較の修正の部分は、あと財源の内訳の一般財源ということですので、その欄を読み上げます。

総務費、14億7,461万6千円を、14億7,525万4千円に改める。

比較の部分でございますが、3億8,019万5千円を、3億8,083万3千円に改める。

内訳、一般財源、8億2,448万円を、8億2,511万8千円に改めるものであります。

次、その下、農林水産業費、4億9,438万6千円を、4億9,374万8千円に改める。

次、比較であります。4,395万6千円を、4,331万8千円に改める。

一般財源、2億6,536万8千円を、2億6,473万円に改めるものであります。

次のページをご覧ください。

歳出。総務費、財産管理費であります。本年度、比較、あと一般財源、内訳の分ですね。一般財源の分と説明の分の修正部分についてのみ申し上げます。

財産管理費、4億9,214万円を、4億9,277万8千円に改める。

比較の欄ですが、3億1,069万8千円を、3億1,133万6千円に改める。

一般財源、5,061万6千円を、5,125万4千円に改める。

節の分の金額、積立金の金額になっております。3,028万1千円を、3,091万9千円に改める。

説明の欄ですが、3,012万1千円を、3,075万9千円に改めるものであります。

次、計の合計の欄ですね。13億7,842万2千円を、13億7,906万円に改める。

比較の欄です。3億8,717万9千円を、3億8,781万7千円に改める。

次、財源の内訳、一般財源の欄です。7億4,200万2千円を、7億4,264万円に改める。

次、下の欄、6款の農業水産業費、農業振興費であります。本年度の分で、1億2,606

万6千円を、1億2,542万8千円に改める。

比較、2,146万3千円の三角、減であります、これを2,210万1千円減に改めるということであります。

次、財源内訳、一般財源の3,888万4千円を、3,824万6千円に改めるものであります。

次、節の欄であります、報償費、65万9千円を、50万9千円に改めるものであります。

次、試食調理提供謝礼、27万円を、12万円に改めるものであります。

それから、需用費の欄であります。416万7千円を、401万7千円に改める。

消耗品費、246万8千円を、231万8千円に改めるものであります。

次、役務費、178万9千円を、145万1千円に改める。

次の欄ですが、運搬費、51万2千円を、17万4千円に改めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、私たちは町民の目線に立ち、議会としてのチェックが果たせるよう、議員各位の賢明な判断をお願いするものであります。ご賛同、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長　これから、修正案について質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順序は、最初に、原案賛成者。次に、原案及び修正案に反対者。次に、原案賛成者。次に、修正案賛成者の順に行います。

まず、原案賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長　次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長　次に、原案賛成者の発言を許します。

1番、三留満君。

○三留満　おはようございます。私は、平成29年度予算案の原案に賛成をいたします。

平成29年度予算は、過疎化や少子高齢化の進む当町の将来展望を切り開こうとする強い意欲を感じさせる予算編成であると、高い評価をいたします。まち・ひと・しごと総合戦略は、雇用、産業の創出、定住対策、若者対策、交流人口の拡大等、これまでで最大規模の予算編成を組み、地域活性化に向けた具体的な取り組みと、その方向性を明らかにし、町の今後の発展性、可能性に強く期待を抱かせるものとなっております。

さて、今回提出された修正について私の意見を申し上げます。

今回の修正の前提となります、平成28年度に行われた西会津産米販路開拓調査事業について、これまでの経緯を明らかにしておく必要があります。昨年8月26日の議会臨時会において議案が提案され、審議されましたが、何人かの議員の方々が質問をされておりますが、このときの議事録を目を通しますと、否定的な意見や反対意見は出ておりません。全会一致で予算案は承認されております。

しかしながら、この3月議会に報告書が出された後、このような事業は無理があったの

ではないかとか、最初からやるべきではなかったのではないかというような意見がございました。私は、この8月26日の臨時議会で、問題点があるならば、なぜこの14人の議員の中から指摘がなかったのか、先ほど、このことについては、議会のチェック機能が果たさなかったというような、自ら自己批判をされておりますが、しかし、どなたかがおっしゃいましたが、後だしジャンケンに等しいような、このような行為は、私は議会としていかなものかと考えます。

この販路拡大調査事業は、短兵急に結論の出るようなものではないと私は考えます。今日のグローバル化や、減反政策終了後を見据えた長期的視野に立った事業と捉え、私は賛成をいたしましたし、また、その継続に賛成をするものであります。昨年、山形県では、知事を先頭にハワイにトップセールスを行ったそうであります。そして、お隣り新潟県においては、米の輸出2千トンを目標に、行政、JA、企業が、それぞれ活発な活動を展開しております。放射能の風評被害を抱える福島県、また西会津町が販路を拓くのは、容易なことでないことは最初から分かっていたことではないでしょうか。

私は、だからこそ福島を応援してくれる方々の、その気持ちを大事にして、できるところから取り組んでいくべきと考えております。そして、西会津が担うに重いならば、これは、いずれオール会津に、あるいは場合によっては県として取り組んでいただくことを、今後検討されるべきでありましょう。

私は、本事業の中止に反対する最大の理由は、やめることのリスクです。事業を進めるには、進めることのリスク、そして、やめることのリスクがあります。すなわち、今回の事業、1年でやめてしまうことは、簡単に諦める西会津を、今後、これまで支援してくれた方々は相手にしてくれるでしょうか。簡単に門戸を閉ざし、自ら道を断つような行為は、果たして町の将来にとって、自らがその可能性を摘んでしまうこととなります。事業を進めるうえでの信用を失うことは、私は最大の致命傷になると考えております。この事業を中止する、やめることのリスク、議員各位の皆さんには、十分検討していただくことを私はご期待し、私の原案に賛成の討論とさせていただきます。

○議長 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 私は、修正案に賛成の立場から討論を行わせていただきます。

私は一般質問でも申し上げましたとおり、本町の基幹産業は農業であります。農家の繁栄なくして本当の意味での町の繁栄、活性化もあり得ないものと考えます。農業を取り巻く幾多の大変厳しい環境のなかで、そのなかでも、米に対する国の大政策転換が行われようとしているなかで、新たな何らかの対策が当然必要なことであると認識しております。新たな米の販路開拓、海外への輸出も当然選択肢の1つであると考えます。

今般、西会津産米海外販路開拓調査事業ということで、米国ハワイにおいて、委託料400万円、旅費90万円余の経費をかけて行ってこられました。成果として、現地の厳しい状況を体感できた。地元レストラン、輸入業者、福島県人会等とのつながりができた。PRができたことが最大の成果だと言っておられます。

この修正案の提案者の説明や、原案に賛成討論のなかでもありましたように、ハワイへ行ってきてしまったことについて、いまさらとやかく言っても、確かにはじまりません。

要は、米の販路開拓調査というのであれば、その調査結果に対しては真摯に受け止め、十分に考慮し、真剣に考えて、新年度の事業、あるいは予算に反映させていかなければならないものと考えます。

先行し、すでに流通している他県のブランド米、競合するであろう他県産米への戦略、この流通コストに耐えうるのか、それだけのコストをかけても見合うお米がどれだけ本町で確保できるのか、将来性はどうか、費用対効果の点ではどうか、調査検討事項はまだまだあると思いますが、この事業全体の評価検証をしっかりと見て、見直すところは見直す、そして次のステップへ進んでいく、これが正しい姿ではないのでしょうか。いくら本町のお米が高評価を得ても、いくらおいしいと言ってもらっても、本町産の米ばかりではない、福島県産、福島県全体に米の輸入規制がかかっている、輸出できない状況であります。スリーマイル島原発事故を経験して、世界一厳しい基準で輸入規制をしている米国ハワイに、友好団体の紹介があったにせよ、何でこのようなところに本町産米の輸出を試みようとしたのか、全く理解できません。

まして、先ほど申しましたように、他県は、本県以外は規制がかかっていない、他県のブランド米が数多く流通しているなかであって、仮に規制が解除されたとしても、本町は後からの参入組となります。いまほど原案に賛成者の討論にありましたけれども、山形県にあっては、知事自らトップセールスを行って成果をあげているといわれる。輸入規制の見通しも全く立っていない状況のなかで、なぜ今後もPR活動、試食品の提供を続けていかなければならないのか理解できません。

本気で米の海外輸出を目指すのであれば、他力本願のような友好団体頼みの事業推進ではなく、もっと町の主体性が発揮できるような形で、もう少し現実的な方法が必ずあるはずであります。

よって、新年度における米国ハワイでの本町産米の試食提供、PR事業等は、一旦リセットをして、新たな形で輸出先の検討や事業全体の方向性等、今後、調査検討をすべきと考えます。

以上が、私の本修正案の賛成討論といたします。議員諸君の賛同を願うものであります。

○議長　ほかにありませんか。

7番、伊藤一男君。

○伊藤一男　それでは、私は原案に賛成の立場で発言をいたします。

平成29年度の一般会計の主な予算については、役場庁舎整備事業をはじめ、菌床きのこ栽培を規模拡大のための培養施設整備に伴い、2億1,200万円の予算を投入して、今後の森林資源の活用を含めた農林業の活性化に突破口を開く、大きな農林業政策であると思います。事業に伴い、若者の雇用をはじめ、商業の活性化、いわゆる経済の活性化であります。そのために、大変期待の持てる事業であると思います。

次に、子育て支援においても、保育料年間1,200万円を投入して、保育料の半額化、そして同時入所の場合の2人目からの無料化、4月5日には、認定こども園、こゆりこども園の開園により、子育て支援の充実が図られようとしております。小学校においては、屋根付きプールなど、子どもや保護者の希望に沿った事業など、また、高齢者福祉の充実など、町民本位の予算であり、評価されるべき内容の予算であると思います。

先ほど来、修正案、いろいろ出されております。そもそもこの事業は、昨年12月に国の地方創生予算により、ハワイにおける米の販路開拓調査事業に資する目的で実施された、国も認め、また、町議会も認めた事業の継続であります。行政が本町の農業の基幹産業である米のために、ハワイの人たちに食べてもらい、新たな販路開拓に資する目的で、行政が積極的に実施する事業に対して、議員がなぜ反対しなければならないのでしょうか。反対するなら、それに代わる政策提言をすべきではないのでしょうか。我々議員も、もっと長期的な視点に立ってものを考えていかなければならないのではないのでしょうか。

そういうことで、私は今回の、平成29年度の予算に対しては、原案に賛成であります。どうか議員各位のご賛同を得て、何とかこの予算を成立させていただきくようお願いを申し上げます、賛成の討論といたします。

○議長　ほかにありませんか。

3番、秦貞継君から発言がありましたので、修正案に賛成者の発言を許します。

3番、秦貞継君。

○秦貞継　それでは、修正案に賛成の立場から発言させていただきます。

私はこの予算案に対して、この議案が出たときにもお話ししましたが、私自身、米の販路拡大には賛成であります。ですが、その質問のときに申し上げましたが、減反政策が終了する平成30年には、また農家の負担が大きくなることも考えられるので、なるべく早いうちに有効的な政策、もしくは対策を打つべきだという意味で、私は米の販路拡大には賛成いたしました。

ですが、その質問のなかで申し上げましたが、原発事故の要因で、福島県には非常にハンディを、なかなか販路拡大をしようとしても、なかなか販路拡大ができない現状があります。ましてや、先ほど先輩議員の説明でもありましたが、アメリカに関しては、スリーマイル島の事故等で、原子力事故に対して非常に強い抵抗感があります。そのなかで、いつ輸入規制が解除されるかどうか分からないところに、いつまでもいつまでも、長い、先を見越してというお話も分かりますが、福島県という、この現状を考えれば、ほかに輸入規制を解除している国はいくらでもあります。そういったところに早く目を向けて、新しい販路の拡大を目指して、一刻も早く西会津で頑張ってもらってる農家の皆さんを助けるほうに目を向けることのほうが大事だと私は思います。

確かに、町民の目線に立った予算であることは分かります。ですが、反省するところは反省し、我々も確かに、原案に対しては賛成しましたが、反省すべきものは反省し、また調査で得た結果が分かったのであれば、それをまた参考にして、少しでも早い、近道を目指して予算編成をするべきだと思います。

私は、一刻も早く農家の皆さんが元気を取り戻すためにも、本案の修正案に賛成し、西会津町の農家が元気になることを願って、修正案に賛成の立場で討論いたします。

以上です。

○議長　ほかにありませんか。

9番、三留正義君から、原案に賛成の発言を許します。

9番、三留正義君。

○三留正義　9番、三留正義です。原案に賛成ということで討論させていただきます。

まず1つ目、本修正案が示されて、一番最初にお話のなかで、議会のチェック機能がなかった。それらしい話が出たかと思えます。あと、いまもお話が出ましたけれども、反省すべきところは反省して、この修正案が出されている、もう1つセットで出さなければならなかったものがあると私は、直感的に思ったんですが、修正案、あれで出してくるのであれば、当然、議員報酬の制裁、当然セットで出さなければいけなかったのではないのかなど、私は思います。たぶんご覧になっている町の人もおかしい、片手落ちではないのかなど、そういうふうに見ているのではないかなど、私は思います。

あと、趣旨として原案賛成部分については、ハワイ、対米政策のなかで、当然、日本である我々、当然アメリカを頼っていく、入り口はハワイ、そして、今回は食糧品の調査ということですが、先ほどグローバルという言葉が、賛成の方のなかで出てきたかと思うんですが、食品と文化と芸術、そういった分野まで裾は広がってくる。であるならば、何も無理してここでばつと止めることはないと思います。当然対米とはつながっていく、これが、この小さな町で、財源措置としては微々たるものであっても、やはりつながって、継続していく、これは、いますぐお米が全て売れないからだめなんだじゃない。私は、文化圏、教育圏、そして芸術、こういったグローバルな全体の流れ、これは交流をしている中で、必ずそういうものに触れてくる。お米だけを一線でいっているわけでは、私は今後はないと思います。

やはり人の交流というのはそういうものに触れながら、接触しながら広がってくる。これが人と人とのつながり、ハワイの領事にも会って、ある一定の、私は首長同士、首長も話して、ある程度感触は、その段階でつかんでいるんだろうと。一字一句公開しろというような内容ではなかったようですけれども、基本的には、私はこの小さな、小さな西会津町が、まずは対米政策に触れてくる。これは非常に貴重な部分だろうと、私と同じ、ある程度お米を大きくやっている農家の方たちも、やはり対米政策、当然内容は分かっています。分かっていますけれども、自分たちだけじゃない、いろいろな分野についても裾は広がってくる。であるならば、効果というのは、やはりその部分、我々が議会として行ってきてくださいよ。やはりそれは、裾が広がってくるんだから、それは一定の評価はしなくてはいけない。

それで、今後の継続、この原案の継続していく、やはりそれは、私は先ほど言った、文化、教育、芸術、あらゆるものに裾が広がってくる。であるならば、やはりお付き合いはしていってもら。ハワイに付き合ってもら、こちらも付き合ってください。また、逆にこちらに入ってくるものも、得るものもあるかもしれませんね。そういった、非常に広い可能性、厚い可能性を持っている部分について、私は閉ざすことはなにもないと思うので、原案に賛成です。

以上です。

○議長　ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　これにて、討論を終結いたします。

これから議案第26号、平成29年西会津町一般会計予算に対する修正案を採決します。
修正案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立7名)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第26号、平成29年西会津町一般会計予算に対する修正案は、修正案のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第27号、平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 工業団地に関しましては、以前の説明で、その用途が広く、門戸が広がったというご説明を受けました。農業分野でも以前から出ている、いわゆる菌たけ類の団地化、あるいは集積化、あるいはトマトなんかの水耕栽培とか、あとは低ミネラルの野菜なんかも工場で作っている時代になりました。今後どのような形で、いわゆる農業分野に開放するあたって、PR、対策等は取られているのか、その点をお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10番、多賀議員のご質問にお答えしたいと思います。

こちら、いまの西会津工業団地の農工法の団地ということでございまして、農村地域等工業促進法に基づく団地となっております。この農工法なんですけど、昭和46年に制定されたものでございまして、当時、雇用が大きくなるということで、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、あと卸売業という指定5業種に絞られまして制定されたということでございます。

本町におきましては、その計画を昭和63年に制定いたしまして、いまの現在の工業団地を設置したという形になっております。この農工法なんですけど、やはり指定5業種ではなかなかカバーできないということがございまして、去る2月28日に見直し案が閣議決定されたという情報を得ているところでございます。

その指定5業種以外に、想定される産業の例ということで、これから国が基本的な方針を定めるわけなんですけど、いまのところ想定する産業の例といたしまして、地域の実情を踏まえたものになるような形で設置してはどうだというふうな案が出ているところでございます。具体的に申し上げますと、農産物直売所等の小売業、あとは農家レストラン等の宿泊業、飲食サービス業、あとは木質バイオ発電、あと情報通信産業というような部分が一応見込まれているということでございます。

今後、そういう国のどういう方針が示されるかという部分を踏まえまして、検討していかなければならないという部分もございまして、あと4月に県の東京事務所等に情報交換に行ってみますが、その動向を踏まえながら、様々な導入を検討していかなければな

らないのかと。あわせまして、あそこの部分、残土とかいろいろございますので、それも含めまして、農工法の指定の解除等も含めまして、総合的にちょっと検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 国とか県の、いわゆる動向を踏まえながら今後対応していくということでありましようけれども、要は、その使える分野が広がったということでは、例えば町内の農家であっても、いままでハウスでやっていたのが、もう少し大きな、町長も以前、新潟のきのこの工場の話しましたけれども、そういう工場化して、従業員をいっぱい雇いたいとか、何かという場合、町の補助だとか、いわゆるそういう業者に、こういうこともできますよというPR等は、今後、政府の方針がしっかりしてからで構いませんけれども、していく必要があると思うんです。よそからばっかり、誘致するばかりではなくて、やっぱり町内業者の育成というの、そんななかで検討できるのかなという思いがありますので、その点をお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、地域の実情に踏まえた形ということでございますので、西会津町が取り組んでいる、先ほどの菌たけの栽培とか、そういう部分も、その国の方針が確定したところで、検討すべき材料なのかなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第27号、平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第28号、平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 住宅団地は残りが12区画と説明は受けていますが、予算書を見ると、販売がなければ予算ができないと、そう解釈されます。それで、今年度に特に残りの12区画を販売するにあたり、今年度、特に重点的に努力されるのはどのようなことでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 5番、長谷川議員のご質問にお答えしたいと思います。

確かに残地、今年度、2区画出まして、残りが12区画という部分になっております。こちらのほう、販売したものですから、一応繰り越しという部分で、ある程度の事業は実施できるというような形になっておりますが、来年度、重点的に取り組むという部分でございしますが、まず、各種ハウスメーカーと申しますか、テレビ局等がやっておりますハウジングプラザというような部分がございますので、そちらのほうの説明会に出展したりとかという形で実施していきたいという部分も考えております。

また、販売促進策という部分、1番議員からもご質問あったんですが、その商業区画の部分、いまの時代に合うかという部分もございしますので、その辺の見直し、一般宅にするような形とか、ちょっと自治区と協議を始めたいなという部分を考えておりますので、その点を中心に考えていきたいという部分を思っております。

以上です。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第28号、平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第29号、平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計予算の質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 事項別明細書の150ページのなかに、委託料、下水道ストックマネジメント計画策定委託料というのが2,190万円ほどあります。これは計画的な維持管理、あるいは効率的な修繕なんかも含んでいると思うんですが、この委託料、2,190万円もかかるのが、どうなのか説明をいただきたい。いわゆる改築、工事なんかもこのなかに入っているのか、あくまでも、このストックマネジメント計画をつくるためのだけの委託料なのか、その点を説明してください。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 下水道のストックマネジメント計画ということで、今回、掲げておまして、その内容でございしますが、下水道につきましては、かなり老朽化が進んでおまして、その建物、または設備、そういったもの全てにおきまして、まず一旦調査、このなかで調査をしたなかで、どの程度やっていけば長寿命化、いわゆる長く使えるかということ

調査していただきます。そういったなかで、その状況によっては改築等も含めながら調査をするという内容でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 その割合というか、2,190万円のなかで、改築に充てる分はどのくらいウエイトを占めるんだか、それだけちょっとお尋ねします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 この計画の、先ほど言いましたように調査をして、そのなかで、その損傷度に合わせた方法をやっていくということで、そういった意味では、改築がいくらというような細かな区別はございません。全体を調査をして、そのなかで検討したなかで改築が必要なのか、現在のものを修繕するだけでできるのか、そういうことですから、改築部分がいくらで、それ以外がいくらという区別はございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 1点だけご質問いたします。下水道、あとは農業集落排水についても同じですが、やはり水環境、個別もそうですね。水環境を守るということであれば、やはり少しでも多く加入率を高めて、きれいな水が排水されるというか、そういうようなことも大事だと思うんです。例えば、トイレまで改造するには結構金がかかるといった場合に、台所や風呂にかかる、そういう生活雑排水だけでもつないでもらって、周辺の水環境を整えるということも大事だと思うんです。それらについての考え方、また推進、どのような推進をされているか、ちょっとお伺いします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 公共下水道を含めた下水道の促進ということでございまして、議員おっしゃるとおり、本当に水環境を守るうえでは、この公共下水道、また農業集落排水、個別処理浄化槽と3種類あるわけですが、それらに積極的に加入をしていただいて、ご利用いただくというのが、やはり町としては一番大切なものかというふうに考えております。

そういったなかで、確かにトイレの水洗化、また生活雑排水ということで、いわゆる宅内での工事関係も、確かにお金がかかるという点が、やはりちょっと加入が進んでいかなない一つの理由になっていることは間違いのないことです。ただ、そういったなかでも、町といたしましては、先ほど申しましたように、やはり水環境、あと、そういう生活の環境をよくしていただくという観点から、積極的にPR活動、いわゆる加入の促進ということで、公共下水道におきましても、農業集落排水におきましても、また個別排水におきましても、現在進めておりますので、ご理解をいただければなというふうに思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 下水道関係の料金ですか、あるいは使用した水の量とか、あるいは水道と井戸水というか、併用した場合には、1人当たりいくらとか、計算があってやっているわけですが、例えば、トイレは汲み取りだと、あとは、その生活雑排水のほうはつないでもらえるにも、少しでもお金の分で安くというか、そこつないでもらえるような、あの場合だと、そんなにお金かからないで、すぐつなげると思うんです。ただ、あとは下水道料金が、水の量からいけば、風呂にしても、台所関係の水にしても相当量使うわけですけれども、

その辺で少し優遇ではないですけども、そういうのを促進するために、こんなことも考えてはと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 加入の促進ということでございまして、下水道の料金につきましては、議員おっしゃったように、水道だけでやっているところは水道料金と合わせて、あと水道以外の、例えば井戸とか使っている方については、人数分ということでいただいています。

基本的な考え方ですが、下水道は基本的には、トイレのいわゆる水洗化、それと合わせて生活雑排水、これをセットで、やはり一緒に処理をしていただくというのが基本的な考えでございます。料金的に、確かに水道料金と下水道料金ということで、ダブルでかかるわけですので、確かに大変かもしれませんが、そういう形で、家から出る排水については、基本的に全てこの下水道のほうに入らせていただくということで、町のほうは進めております。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 補足でちょっとお答え申し上げます。

料金の関係なんですけれども、トイレの部分と雑排水と分ければ安くなるのかなということでご質問いただいているんですが、料金の体系といたしまして、先ほど申し上げましたように、水道だけの場合は水道と下水道の料金がかかる。井戸水等を併用している方は、人数としていただいております、トイレだけを汲み取りにするということもできないわけではないんですが、それによる料金の安くなるというような方式は取ってございませんので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 さっきのセットという話ありましたけれども、それを分けて、生活雑排水のほうだけでもいいですよと、なんとか加入してくださいよというような促進の方法はできませんかということです。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 再度お答えを申し上げます。

町といたしましては、やはり生活環境をまず第一ということで、きれいな水環境、そういった意味から、この下水道についてはトイレの水洗化というのをやはり第一に考えてございますので、やはりトイレの水洗と生活雑排水、これについては一緒に入らせていただくということで、町としては今後も推進していきたいというふうに考えております。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第29号、平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計予算を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号、平成 29 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 30 号、平成 29 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 30 号、平成 29 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号、平成 29 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 31 号、平成 29 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算の質疑を行います。

5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 個別排水については、現在まで 331 基完了と、それで、これは町が関与したやつで、個人的にやって、町に管理を委託してほしいというふうに移管することができると思いますが、その数はどのくらいでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 個別排水の浄化槽ということで、議員おっしゃったように、この事業自体は町で設置をしておりますが、個人で設置したものにつきましても、町のほうで管理をするということができます。その数ですが、17 基というような状況になっております。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、17 基が、町が無償でいただいて、ですよね。無償でいただいて管理すると、それには収支がつきものだと思います。水道のみとか、山の水とか、井戸水と合わせた下水道料金をいただいて、そして町が管理費かかるわけです。収支については、どのようなものでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

その受け取った浄化槽によりまして、いわゆる何人でお使いになっているかというのが結構大きいものでありまして、たくさん的人数であれば、いわゆる町のほう黒字ですけれども、少ない人数で使っていらっしゃった浄化槽については、赤字というような状況にな

ります。

以上でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 後でも結構ですけども、民間の方から無償でいただいて、町が管理してあげることは、これは結構なことだと思います。それにしても、下水道料収入をいただく分のお金と、あと管理するお金ってかかりますよね。その収支は把握されていますかということでお聞きしたわけです。プラスマイナスどちらが多いですか、大雑把でも結構です。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

実際のところは、マイナス、赤字のほうに振っておりますが、こういうことで公共下水道を含めた下水道化を進めていく、そういった点で町のほうにお願いしますということで、町のほうで責任を持ってやっていくものでございますので、若干の赤字にはなっておりますが、今後も進めていきたいというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第31号、平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第32号、平成29年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第32号、平成29年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、平成29年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第33号、平成29年度西会津町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

4番、小柴敬君。

○小柴敬 1点、お伺いします。歳入の部分であります。231ページになりますが、過疎対策事業債を用いまして、7,540万円、これを新たに借入れをする。その説明のなかで、医師確保対策事業ソフト事業分という項目が3千万円あります。この内容について、もし分かる範囲であればお知らせ願いたいと。

それから、このソフト事業分に対する歳出で、どのように使われていくのかというところが見えていないので、そこもお願いします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 過疎対策事業債の借入れ3千万円、医師確保分ということですが、これにつきましては、基本的にこの会計につきましては、収入、支出があるわけですが、現在、医師4名体制を目指してということで、今回の予算については4名の医師の人件費等で計上しております。その関係で、全体の収入をみて支出をみるわけですが、不足する部分がございます。歳入が少ないという、収入が少ないために、支出が多くて歳入が少ないために、そういったことのために、人件費、医師4人分ありますので、医師は4人を確保するために必要な歳入を見越したときに不足する分ということで、過疎債、ソフト事業であります、ソフト分を借入れするというところでございます。

ですので、その歳出につきましては、一般管理費の人件費のほうに充当しているというところでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 いまの説明ですと、4人分の医師の確保のために、不足分3千万円というようなことの説明に聞こえましたが、医師4名で3千万円ということではないんですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 医師4名というか、全体で、診療所を運営するのに必要な全体の経費のなかで不足する分というか、収支の分で計上させていただいているというところでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も何点かお尋ねしますが、まず、以前、会津若松市の病院が、中核となる病院が、医療センターができ、竹田病院、中央病院も新しくなって、そこの連携をこれから進めていくうえで、いわゆるその画像の転送システムであったり、いわゆるCTだったり、レントゲンだったり、検査記録を、その通信手段を通じて連携を図って、いわゆる今度、いま若松の大きな病院というのは、コンビニ受診ができないというか、制限されているなかで、やっぱりこれから診療所とスムーズな診療の引継ぎ等を考えれば、大変私は期待していたんですが、いまなかなか立ち消えになっているというか、みたいであります。何でそうなのか、これからの方向性なんかが分かればお尋ねします。

それと、いま4番の話にありましたけれども、医師を4人確保したいと、それは当然今年も続けていかれるんでしょうけれども、なかなかいま、看護師を募集しても集まらない、だから医師、もう1人増員というのは、確かにやらなければいけない、いまの、現在の3

人のドクターの負担軽減ということを考えれば、当然必要なんでしょうけれども、あわせて昨年から月2回、派遣医師が来ていただいているということで、多少は負担軽減につながっているという話を聞きますので、医師を確保できるまで、その派遣日数を増やすとか、別なジャンルとか、別な科の派遣医師を招へいするとか、そういう考えも私は、去年から2名きて、いきなりというのは難しいけれども、そういうことも今後は考えていかなければいけないと思うんですが、その点のお考えがあればお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 10番、多賀議員のご質問にお答えします。

まず、画像転送システムとか、大きな病院との連携という部分で、何年前から進めておるわけでありましたが、現在、県が、これは県が主体となって実施しておりまして、キビタンネットというような言い方をして進めておりまして、現在は、町の診療所で、本人の同意があれば、竹田病院ですとか、中央病院とかの画像を見に行くことはできるような体制にはなっています。ただ、町から紹介していったときに、画像を見られるかということ、それはちょっといまのところできないというような状況で、そういった部分のいま現状だということで、全然動いていないわけではありません。そういったところでの動きでありまして、今後それを、だんだん拡大していきたいと、まだ会津医療センターともつながっていない部分もありますので、そういったところと、だんだん拡張していくというようなことでは、計画自体は少しずつではありますが、進んでいるというところがございます。

それから、医師の派遣のことでございますが、医師の派遣につきましては、現在、月2日ほど会津医療センターのほうから派遣していただいておりますが、平成29年度につきましても、月2回ということでの派遣については確約をいただいているところがございます。その拡大という部分につきましても、会津医療センターとか、県のほうに医師の派遣の依頼ということでは、昨年12月くらいに依頼はしてございますが、現在のところは、月2回というようなことでの承諾しか受けていないということでありまして、そちらのほうにも医師の派遣の働きかけは、今後も努めていきたいというふうに考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると、会津若松市にある中核となる大きな病院との、いわゆる連携ネットワークは、これからもどんどん進歩していくということで捉えてっていいのかな、あの要は、何か話聞くと、システムが全然使えなくて、頓挫しているみたいな話が聞かれたので、やっぱりこれからは、それこそ若松の病院は、医療センターできて、竹田も中央も新しくなって、本当に福島、郡山に負けないくらいの高度な医療ができるような病院になっていると思うんですよね。

だから、そことやっぱり診療所の連携をこれからどんどん強くしていく、太くしていかなければ、町民の健康を担う診療所である本来の姿を、そういうことを追及するのが本来の姿なのかなという思いでありますので、ぜひその辺のネットワークの構築、あるいは連携を強くして、できれば大きな病院での診察もスムーズにいけるような形のシステムをつくれれば、朝行っても、一日がかりだなんていう話を聞くものですから、そういうところも進めていただきたいと思いますと思いますが、それだけご答弁お願いします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 10 番の再質問にお答えしますが、そのとおりだと思います。やはり西会津診療所のできる範囲というのは、当然決まっておりますので、それから、やっぱり大きな病院でお願いする際、当然その連携については、各病院とも、いま地域医療係みたいなものがありますので、そういうところとの連携をしっかりと取りながら、町民の皆さんが、そういった場合の利用しやすいような体制づくりなんかについてもやっていかなければいけないと思いますし、画像の連携なんかについても、これは県の事業ということではあります、それがスムーズにいくように町のほうからも要望していきたいというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 33 号、平成 29 年度西会津町国民健康保険特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号、平成 29 年度西会津町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 34 号、平成 29 年度西会津町介護保険特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 34 号、平成 29 年度西会津町介護保険特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号、平成 29 年度西会津町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 35 号、平成 29 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第35号、平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第36号、平成29年度西会津町水道事業会計予算の質疑を行います。

13番、清野佐一君。

○清野佐一 この水道については、石綿管、当初使われてきまして、40年が過ぎて、早めの更新ということで、かつて監査のほうからも指摘があったにも関わらず、何年もそのまま計画にももらなかったということがあります。今年の場合も、よくケーブルテレビとか、あるいは広報とか、チラシ等で、漏水の確認とか、そういうのがあるからチェックしてくださいよというようなこともいわれてきました。いまのそのような現状のなかで、せっかくなつくた水が、どれだけ有効に使われているのかと、無駄水なくて使われているのかというような、有水率(有収率)がどういうふうになっているのか。

あとは、これからその石綿管を更新していくのに、どのくらいで全部更新ができるか、その点をお伺いします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 上水道のご質問にお答え申し上げたいと思います。

上水道につきましては、議員おっしゃったように、だいぶ老朽化が進んでおりまして、管の更新ということで、平成28年度より進めさせていただいております。また、漏水、これにつきましても、結構ございますので、漏水の調査の費用を取っておりますので、この調査をしながら、同時に進めているところでございます。

つくったうちの水のうち、料金になった水の量、いわゆる有収率という数字でございますが、ここ数年、70から71ということできておりましたが、まだ平成28年度は結果が出ておりませんので、最新では平成27年度の数字になりますけれども、74ということで、少し、若干ですが改善されてきたのかなというような数字でございます。

なお、この74という数字でございますが、県全体の平均を見たところ、ほぼ平均並みということでございますので、うちの町自体がそんなに低いというような状況ではございませんけれども、議員おっしゃったように、これからも更新事業を続けまして、有収率を高めていきたいというふうに考えております。

なお、その年数につきましては、ちょっといまの段階では、まだいつまでということがちょっとお示しできない状況ではございますけれども、できるだけ加速をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 その石綿管の延長とか、その長さがどのくらいで、いまのところどのくらいの予定で、毎年、平成28年ですか、いま始まったということで、やられたか、その数

字だけお願いします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げたいと思います。

水道管、いろいろ種類ございまして、鉄の管であったり、また議員おっしゃったように、石綿セメント管であったり、全体の石綿セメント管の量は、全体の約3分の1でございまして。それで、現在19キロでございまして、これにつきましては、元々は下水道の管をやったときに、そこにかかる部分だけは石綿管があれば更新をしたというふうに進んでおりましたが、今年からは、道路事業と合わせながら進めておるといような状況でございまして。

○議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第36号、平成29年度西会津町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、平成29年度西会津町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第37号、平成29年度西会津町本町財産区特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第37号、平成29年度西会津町本町財産区特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、平成29年度西会津町本町財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(11時45分)

○議長 再開します。(13時00分)

追加議案として、町長から議案第41号、平成28年度西会津町一般会計補正予算(第9次)及び議案第42号、役場新庁舎改修等工事請負契約の変更契約についてが提出されまし

た。

これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第1とし、議案第41号、平成28年度西会津町一般会計補正予算（第9次）を追加日程第2とし、議案第42号、役場新庁舎改修等工事請負契約の変更契約についてを追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明、議案第41号、平成28年度西会津町一般会計補正予算（第9次）、議案第42号、役場新庁舎改修等工事請負契約の変更契約についてを日程に追加し、追加日程第1、第2、第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、提案理由の説明を行います。町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 （町長提案理由の説明）

○議長 追加日程第2、議案第41号、平成28年度西会津町一般会計補正予算（第9次）を議題とします。本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第41号、平成28年度西会津町一般会計補正予算（第9次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次の補正の内容であります。町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、除雪委託料の見込みによる予算計上や地方消費税交付金及び特別交付税の決定に伴う補正が主なものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成28年度西会津町の一般会計補正予算（第9次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,735万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、78億6,245万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。4ページをご覧ください。

まず歳入であります。6款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金272万9千円の減は、交付額の確定によるものであります。

9款地方交付税、1項1目地方交付税2億2,007万9千円の増は、特別交付税の確定によるものであります。

5ページをご覧ください。歳出であります。

2款総務費、1項5目財産管理費2億617万9千円の増は、今次補正の剰余金の財政調整基金への積立金であります。なお、この結果、財政調整基金の補正後の積立残高は10億7,151万4千円となりました。

8款土木費、1項2目道路維持費1,117万1千円の増は、今後の支出を見込んだ除雪委

託料の追加であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第41号、平成28年度西会津町一般会計補正予算(第9次)を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、平成28年度西会津町一般会計補正予算(第9次)は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3、議案第42号、役場新庁舎改修等工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第42号、役場新庁舎改修等工事請負契約の変更契約についてをご説明申し上げます。

本工事は、旧西会津小学校を役場新庁舎とするため改修等の工事をするものであり、一般競争入札により2月27日に開札会を実施し、同日に仮契約、3月17日にご議決をいただき本契約を締結したものでございます。

今回の変更は、東日本大震災以降、資材価格や労務単価が高騰し、積算の時点で設定した単価と本契約時点の単価に差を生じることが多くなり、このため、単価適用日変更に伴う特例措置ができて、今回はこれに該当することから、所要の変更をするものでございます。

その内容は、直近の単価表を適用した積算により、変更設計書を調製し、請負率をかけた金額418万1,760円の増額で、去る3月22日に、滝谷建設工業株式会社代表取締役、目黒通浩氏と、請負金額5億7,244万1,040円とする変更請負仮契約を締結いたしました。

以上をもちまして、説明を終了させていただきますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議頂きまして、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 42 号、役場新庁舎改修等工事請負契約の変更契約についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 42 号、役場新庁舎改修等工事請負契約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

日程第 13、報告第 1 号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 報告第 1 号、委任専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、昭和 53 年 6 月 30 日にご議決をいただいております、町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行いましたので、その内容についてご報告を申し上げます。件数は 1 件で、事故に係るものであります。

それでは、報告第 1 号の報告書をご覧願います。

まず、事件の発生日月日につきましては、平成 28 年 11 月 30 日であります。

その内容であります。西会津町野沢字芝草地内の国道 49 号において、町公用車が国道 49 号へ右折で進入したところ、反対側から左折してきた相手方車両と衝突し、双方の車両が損傷したものであります。なお、双方とも身体の負傷はありませんでした。

次に、事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日及び賠償額につきましては、平成 29 年 2 月 17 日、8 万 7,210 円であります。過失割合は、当方 50 パーセント、相手方 50 パーセントであります。

以上をもちまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終了させていただきます。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで報告第 1 号、委任専決処分事項の報告を終わります。

日程第 14、請願第 1 号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める請願を議題とします。

委員長の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、荒海清隆君。

○経済常任委員会委員長 経済常任委員会から、請願審査の報告を申し上げます。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 92 条第 1 項の規定により報告をいたします。

受理番号、請願第 1 号。

付託年月日、平成 29 年 3 月 10 日。

件名、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める請願書。

審査の結果であります。採択すべきものと決定をいたしました。

以上であります。

- 議長 これから請願第 1 号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める請願の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

- 議長 討論なしと認めます。

これから、請願第 1 号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める請願を採決します。

お諮りします。

請願第 1 号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第 1 号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める請願は、委員長報告のとおり可決されました。

暫時休議します。(13時17分)

- 議長 再開します。(13時20分)

日程第 15、意見書案第 1 号、東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉を強く求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13 番、清野佐一君。

- 清野佐一 それでは、意見書案についてご説明を申し上げます。

提出者は、清野佐一、荒海清隆、多賀剛、渡部憲、伊藤一男、長谷川義雄の各議員でございます。

それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉を強く求める意見書。

標記の意見書案を、会議規則第 13 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、復興大臣であります。

次のページをご覧ください。

東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉を強く求める意見書。

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故から 6 年が経過した。この間、公共インフラ整備などで目に見える復興が進んできたものの、福島第一原子力発電所事故をめぐる汚染水問題や溶解燃料の取り出し、放射性廃棄物の処理といった難題を抱え、このことが早期帰還、早期復興の足かせとなっている

ばかりか、科学的根拠のない情報が独り歩きした風評の影響はいまだ根強く、農林水産業、観光をはじめ、復興のエンジンとなる本県の産業は苦境に立たされおり、県外の避難先では、いわれなきいじめが後を絶たないなど、その影響ははかり知れないものがある。

こうしたなか、昨年11月22日に発生した福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震では、福島第二原子力発電所3号機の使用済燃料プールの冷却機能が一時停止し、プール内の水温が0.2℃上昇する事態に陥ったほか、本年2月28日にも福島県沖を震源とするマグニチュード5.6の地震が発生して、沿岸自治体で震度5弱を記録するなど、大きな地震が起こるたびに、原子力発電所に対する県民の不安と不信は募る一方であります。

このような経験を二度と繰り返すことのないよう、福島県議会は、昨年12月21日に東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉を強く求める意見書を国に提出しており、当議会においても、これまで3度にわたって福島県内、全ての原子力発電所の廃炉を求める趣旨の意見書を採択し、国に対して廃炉の実現を求めてきたが、国は一義的には、電気事業者が判断するものとの見解であり、いまだに実現の見通しが立っていない。平成23年8月に県が策定した福島県復興ビジョンでは、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりを基本理念に掲げており、その実現のためにも、一刻も早い廃炉の決定が望まれている。

よって、国においては、現在存廃が未定となっている福島第二原子力発電所の全基廃炉を国の責任で早急に実現するよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するものであります。

以上で終わります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号、東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉を強く求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって意見書案第1号、東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉を強く求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第16、意見書案第2号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番、荒海清隆君。

○荒海清隆　それでは、意見書案第2号を説明申し上げます。

提出者は経済常任委員会委員、荒海清隆、伊藤一男、青木照夫、三留満、薄幸一、渡部憲、小柴敬の各議員であります。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書であります。

標記の意見書を、会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出をいたします。

提出先は、記載のとおりであります。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書。

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する、目安額を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引き上げについては、2013年政府が決定した、経済財政運営と改革の基本方針並びに、日本再興戦略において、引き上げの意向が示されるとともに、2016年6月に閣議決定された、ニッポン一億総活躍プランにおいても、毎年3パーセント程度を目途とした引き上げにより、全国加重平均1千円を目指すとの目標が掲げられたところであります。

よって、本町議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する次の事項について強く要望するものであります。

(1) 福島県最低賃金については、政府が掲げる年率3パーセント程度を目途に引き上げ、全国平均で1千円を目指すとの方針に沿って相応の引き上げを図ること。

(2) 福島県の復興促進、労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図ること。

(3) 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。

(4) 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め、早期発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上であります。

○議長 訂正したい旨の発言がありますので、その発言を許します。

12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいまの意見書に間違いがありましたので、訂正をいたします。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書。

標記の意見書であります。訂正してお詫び申し上げます。(配布文書の訂正)

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって意見書案第2号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第18、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第19、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第20、小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

小中一貫教育調査特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

小中一貫教育調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、小中一貫教育調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

町側より、条例の専決について、発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。

副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 3月議会定例会の閉会にあたり、平成28年度中における西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてお願いを申し上げます。

本案につきましては、平成29年度の税制改正に伴い、地方税法の一部改正が、本年3月末日に予定されていることから、改正を必要とするものであります。

その主な内容であります。個人町民税にかかる所得割の課税標準、法人町民税にかかる延滞金の期間の取り扱い、固定資産税にかかる課税標準の特例などの改正をするものであります。この地方税法の改正手続きが、本年3月31日付けとなる予定であることから、議会を招集する時間的余裕がありませんので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしたく、議員各位のご理解をお願いするものであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長 本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 3月議会閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、慎重なるご審議を賜り、条例の制定、改正をはじめ、補正予算、平成29年度一般会計当初予算など、42議案につきましてご議決をいただきましたこと、誠にありがとうございました。

本議会で賜りました町政各般にわたるご意見、ご要望につきましては、町政執行において、十分意をもって対応してまいりますので、今後とも議員各位のご理解を賜りたいと思います。

さて、今議会でもご説明申し上げましたが、新年度においては、地方創生総合戦略の本格的な取り組みとして、森林資源活用型事業、菌床きのこの規模拡大を図り、仕事と雇用を促進させ、人口減少対策の基本的政策に位置付けてまいりたいと考えております。その実現のために、鋭意取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

平成29年度の重点事業につきましては、ご審議をいただきましたが、若者定住促進住宅整備計画や、温泉健康施設の大規模改修、新たな町道整備計画、防災行政無線デジタル化、庁舎整備など、大型事業を予定しております。また、認定こども園も4月2日に落成式を迎え、5日には入園式となります。町にとっては、子育て環境の一大改革となったところであり、さらに、長い間、町民の願いであった橋屋橋の架設工事が本格化となり、町

縦貫道が大きく前進することになります。今後は、奥川中町工区へと移行するよう、引き続き県に対して要望してまいります。道の駅改修工事が行われておりますが、加えて、駐車場拡張工事も早期完成となるよう要請してまいります。現在、道の駅来場者は、昨年4月から本年3月までの間に、約50万人となっており、昨年よりも10万人増となっております。その要因としては、ミネラル野菜の家がオープンしたことによる効果が表れているところであります。今後は、まちなか誘客へと結びつくよう計画してまいります。

結びに、4月から新年度が始まります。躍動の季節とともに、「みんなの声が響くまち にしあいづ」が全町に行きわたるよう、全力を傾注してまいります。

議員各位におかれましては、いまだ寒さ厳しい折ではありますが、今後も議会活動に専念され、町勢進展のため、ますますのご活躍をご期待申し上げまして、あいさついたします。ありがとうございました。

○議長 会議を閉じるにあたり一言ごあいさつ申し上げます。

さて、今期定例会は、去る3月10日以来、本日まで18日間にわたり、平成29年度当初予算をはじめ条例の制定及び一部改正、計画の変更、補正予算など多数の重要案件について議員各位の終始極めて真剣なご審議をいただき、本日をもって全議案議決、成立を見ました。

議員各位には年度末を迎え、何かとご多忙中にもかかわらず熱心にご審議を賜り、議事進行にご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、町当局におかれましても審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されたことに対し深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見なり要望事項につきましては、特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町勢伸展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

議会と町は信頼と協働を基本として相互の信頼の上での議論が重要と考えます。議会は議会基本条例による議会報告会を5月に開催する予定であります。議会といたしましては町民の皆さまと議会、町と議会の絆をしっかりとつなげながら町勢伸展のため取り組む所存でありますのでご理解いただきたいと思います。

日一日と春めいた温かさを感じるこのごろですが、議員の皆さま方、執行部の皆さま方におかれましては一層ご自愛の上、ご精励賜りますようお願い申し上げあいさついたします。ありがとうございました。

これをもって、平成29年第3回西会津町議会定例会を閉会します。(13時46分)

